

2009 年度

自己点検・評価報告書

中部学院大学

目 次

第1章 理念・目的	- 2 -
1-(1) 大学の理念・目的等.....	- 2 -
1-(2) 学部の理念・目的等.....	- 6 -
1-2-1 人間福祉学部.....	- 6 -
1-2-1-①-a 人間福祉学部の理念.....	- 6 -
1-2-1-①-b 人間福祉学部の教育目標と人材育成.....	- 6 -
1-2-2 子ども学部.....	- 14 -
1-2-2-①-a 子ども学部の理念.....	- 14 -
1-2-2-①-b 子ども学部の教育目標と人材育成.....	- 14 -
1-2-3 リハビリテーション学部.....	- 18 -
1-2-3-①-a リハビリテーション学部の理念.....	- 18 -
1-2-3-①-b リハビリテーション学部の教育目標と人材育成.....	- 18 -
1-2-4 経営学部.....	- 21 -
1-2-4-①-a 経営学部の理念.....	- 21 -
1-2-4-①-b 経営学部の教育目標と人材育成.....	- 21 -
1-(3) 大学院研究科の理念・目的等.....	- 24 -
1-3-1 人間福祉学研究科.....	- 24 -
1-3-1-①-a 人間福祉学研究科の理念・目的.....	- 24 -
1-3-1-①-b 人間福祉学研究科の教育目標と人材育成.....	- 24 -
1-(4) 別科の理念・目的等.....	- 27 -
1-4-1 留学生別科.....	- 27 -
第2章 教育研究組織	- 29 -
2-(1) 教育研究組織.....	- 29 -
第3章 教育内容・方法等	- 32 -
3-(1) 学士課程の教育内容・方法等.....	- 32 -
3-1-1 人間福祉学部.....	- 32 -
① 教育課程等.....	- 32 -
3-1-1-①-a 学部・学科等の教育課程.....	- 32 -
3-1-1-①-b カリキュラムにおける高・大の接続.....	- 41 -
3-1-1-①-c カリキュラムと国家試験.....	- 42 -
3-1-1-①-d カリキュラムにおける臨床実習.....	- 44 -
3-1-1-①-e インターンシップ、ボランティア.....	- 44 -
3-1-1-①-f 授業形態と単位の関係.....	- 44 -
3-1-1-①-g 単位互換、単位認定等.....	- 45 -
3-1-1-①-h 開設授業科目における専・兼比率等.....	- 46 -
② 教育方法等.....	- 49 -
3-1-1-②-a 教育効果の測定.....	- 49 -
3-1-1-②-b 成績評価法.....	- 54 -
3-1-1-②-c 履修指導.....	- 56 -
3-1-1-②-d 教育改善への組織的な取り組み.....	- 58 -
3-1-1-②-e 授業形態と授業方法の関係.....	- 59 -
③ 国内外との教育研究交流.....	- 61 -
④ 通信制大学等.....	- 63 -
3-1-2 子ども学部.....	- 77 -

① 教育課程等	- 77 -
3-1-2-①-a 学部・学科等の教育課程	- 77 -
3-1-2-①-b カリキュラムにおける高・大の接続	- 83 -
3-1-2-①-c カリキュラムと国家試験	- 83 -
3-1-2-①-d カリキュラムにおける臨床実習	- 84 -
3-1-2-①-e インターンシップ、ボランティア	- 84 -
3-1-2-①-f 授業形態と単位の関係	- 85 -
3-1-2-①-g 単位互換、単位認定等	- 86 -
3-1-2-①-h 開設授業科目における専・兼比率等	- 86 -
3-1-2-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮	- 87 -
② 教育方法等	- 87 -
3-1-2-②-a 教育効果の測定	- 87 -
3-1-2-②-b 成績評価法	- 88 -
3-1-2-②-c 履修指導	- 89 -
3-1-2-②-d 教育改善への組織的な取り組み	- 90 -
3-1-2-②-e 授業形態と授業方法の関係	- 92 -
③ 通信制大学等	- 93 -
④ 国内外との教育研究交流	- 93 -
3-1-3 リハビリテーション学部	- 95 -
① 教育課程等	- 95 -
3-1-3-①-a 学部・学科等の教育課程	- 95 -
3-1-3-①-b カリキュラムにおける高・大の接続	- 100 -
3-1-3-①-c カリキュラムと国家試験	- 101 -
3-1-3-①-d カリキュラムにおける臨床実習	- 102 -
3-1-3-①-e インターンシップ、ボランティア	- 102 -
3-1-3-①-f 授業形態と単位の関係	- 103 -
3-1-3-①-g 単位互換、単位認定等	- 104 -
3-1-3-①-h 開設授業科目における専・兼比率等	- 104 -
3-1-3-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮	- 105 -
② 教育方法等	- 105 -
3-1-3-②-a 教育効果の測定	- 105 -
3-1-3-②-b 成績評価法	- 106 -
3-1-3-②-c 履修指導	- 108 -
3-1-3-②-d 教育改善への組織的な取り組み	- 109 -
3-1-3-②-e 授業形態と授業方法の関係	- 111 -
③ 通信制大学等	- 113 -
④ 国内外との教育研究交流	- 113 -
3-1-4 経営学部	- 115 -
① 教育課程等	- 115 -
3-1-4-①-a 学部・学科等の教育課程	- 115 -
3-1-4-①-b カリキュラムにおける高・大の接続	- 122 -
3-1-4-①-c カリキュラムと国家試験	- 122 -
3-1-4-①-d カリキュラムにおける臨床実習	- 122 -
3-1-4-①-e インターンシップ、ボランティア	- 122 -
3-1-4-①-f 授業形態と単位の関係	- 124 -
3-1-4-①-g 単位互換、単位認定等	- 125 -
3-1-4-①-h 開設授業科目における専・兼比率等	- 127 -
3-1-4-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮	- 127 -
② 教育方法等	- 128 -
3-1-4-②-a 教育効果の測定	- 128 -

3-1-4-②-b	成績評価法	- 129 -
3-1-4-②-c	履修指導	- 130 -
3-1-4-②-d	教育改善への組織的な取り組み	- 131 -
3-1-4-②-e	授業形態と授業方法の関係	- 133 -
③	通信制大学等	- 134 -
④	国内外との教育研究交流	- 134 -
3-(2)	修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法	- 137 -
3-2-1	人間福祉学研究科	- 137 -
①	教育課程等	- 137 -
3-2-1-①-a	大学院研究科の教育課程	- 137 -
3-2-1-①-b	授業形態と単位の関係	- 140 -
3-2-1-①-c	単位互換、単位認定等	- 140 -
3-2-1-①-d	社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	- 140 -
3-2-1-①-e	連合大学院の教育課程	- 141 -
3-2-1-①-f	「連携大学院」の教育課程	- 141 -
②	教育方法等	- 141 -
3-2-1-②-a	教育効果の測定	- 141 -
3-2-1-②-b	成績評価法	- 142 -
3-2-1-②-c	研究指導等	- 143 -
3-2-1-②-d	医学系大学院の教育・研究指導	- 144 -
3-2-1-②-e	教育・研究指導の改善への組織的な取り組み	- 145 -
③	国内外との教育研究交流	- 146 -
3-2-1-③-a	国内外との教育研究交流	- 146 -
④	学位授与・課程修了の認定	- 148 -
3-2-1-④-a	学位授与	- 148 -
3-2-1-④-b	専門職大学院の修了要件等	- 149 -
3-2-1-④-c	課程修了の認定	- 149 -
⑤	通信制大学院	- 149 -
3-2-1-⑤-a	通信制大学院	- 149 -
3-(3)	別科の教育内容・方法	- 150 -
3-3-1	留学生別科	- 150 -
3-3-1-①-a	留学生別科の教育課程	- 150 -
3-3-1-①-b	カリキュラムにおける高・大の接続	- 151 -
3-3-1-①-c	カリキュラムと国家試験	- 151 -
3-3-1-①-d	カリキュラムにおける臨床実習	- 151 -
3-3-1-①-e	インターンシップ、ボランティア	- 151 -
3-3-1-①-f	授業形態と単位の関係	- 152 -
3-3-1-①-g	単位互換、単位認定等	- 153 -
3-3-1-①-h	開設授業科目における専・兼比率等	- 154 -
3-3-1-①-i	外国人留学生に対する配慮	- 154 -
②	教育方法等	- 155 -
3-3-1-②-a	教育効果の測定	- 155 -
3-3-1-②-b	成績評価法	- 156 -
3-3-1-②-c	履修指導	- 157 -
3-3-1-②-d	教育改善への組織的な取り組み	- 158 -
3-3-1-②-e	授業形態と授業方法の関係	- 158 -
第4章	学生の受け入れ	- 160 -
4-(1)	大学における学生の受け入れ	- 160 -
4-1-1-①-a	学生募集方法、入学者選抜方法	- 160 -

4-1-1-①-b	入学者受け入れ方針等	- 167 -
4-1-1-①-c	入学者選抜の仕組み	- 168 -
4-1-1-①-d	入学者選抜方法の検証	- 169 -
4-1-1-①-e	AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)	- 170 -
4-1-1-①-f	入学者選抜における高・大の連携	- 171 -
4-1-1-①-g	社会人の受け入れ	- 172 -
4-1-1-①-h	科目等履修生・聴講生等	- 173 -
4-1-1-①-i	外国人留学生の受け入れ	- 173 -
4-1-1-①-j	定員管理	- 174 -
4-1-1-①-k	編入学者、退学者	- 175 -
4-(2)	通信教育部における学生の受け入れ	- 179 -
4-2-1-①-a	学生募集方法、入学者選抜方法	- 179 -
4-2-1-①-b	入学者受け入れ方針等	- 182 -
4-2-1-①-c	入学者選抜の仕組み	- 185 -
4-2-1-①-d	入学者選抜方法の検証	- 186 -
4-2-1-①-e	AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)	- 187 -
4-2-1-①-f	入学者選抜における高・大の連携	- 187 -
4-2-1-①-g	社会人の受け入れ	- 187 -
4-2-1-①-h	科目等履修生・聴講生等	- 187 -
4-2-1-①-i	外国人留学生の受け入れ	- 189 -
4-2-1-①-j	定員管理	- 189 -
4-2-1-①-k	編入学者、退学者	- 191 -
4-(3)	大学院研究科における学生の受け入れ	- 194 -
4-3-1	人間福祉学部研究科	- 194 -
4-3-1-①-a	学生募集方法、入学者選抜方法	- 194 -
4-3-1-①-b	学内推薦制度	- 195 -
4-3-1-①-c	門戸解放	- 195 -
4-3-1-①-d	「飛び入学」	- 195 -
4-3-1-①-e	社会人の受け入れ	- 196 -
4-3-1-①-f	定員管理	- 196 -
4-(4)	別科における学生の受け入れ	- 198 -
4-4-1	留学生別科	- 198 -
4-4-1-①-a	学生募集方法、入学者選抜方法	- 198 -
4-4-1-①-b	入学者受け入れ方針等	- 198 -
4-4-1-①-c	入学者選抜の仕組み	- 199 -
4-4-1-①-d	入学者選抜方法の検証	- 200 -
4-4-1-①-e	AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)	- 200 -
4-4-1-①-f	入学者選抜における高・大の連携	- 200 -
4-4-1-①-g	科目等履修生・聴講生等	- 200 -
4-4-1-①-h	外国人留学生の受け入れ	- 200 -
4-4-1-①-i	定員管理	- 201 -
4-4-1-①-j	編入学者、退学者	- 201 -
第5章	学生生活	- 202 -
5-1-1-①-a	学生への経済的支援	- 202 -
5-1-1-①-b	生活相談等	- 206 -
5-1-1-①-c	就職指導	- 211 -
5-1-1-①-d	課外活動	- 220 -
第6章	研究環境	- 223 -

6-(1)	研究活動と研究環境	- 223 -
6-1-1-①-a	研究活動	- 223 -
6-1-1-①-b	教育研究組織単位間の研究上の連携	- 225 -
6-1-1-①-c	経常的な研究条件の整備	- 226 -
6-1-1-①-d	競争的な研究環境創出のための措置	- 228 -
第7章	社会貢献	- 229 -
7-1-1	生涯学習センター	- 229 -
7-1-2	各務原シティカレッジ	- 232 -
7-1-3	子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ)	- 238 -
第8章	教員組織	- 246 -
8-(1)	大学における教員組織	- 246 -
8-1-1-①-a	教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	- 246 -
8-1-1-①-b	教育・研究活動の評価	- 250 -
8-1-1-①-c	大学と併設短期大学(部)との関係	- 251 -
8-(2)	学部等の教員組織	- 253 -
8-2-1	人間福祉学部	- 253 -
8-2-1-①-a	教員組織	- 253 -
8-2-1-①-b	教育研究支援職員	- 259 -
8-2-2	子ども学部	- 262 -
8-2-2-①-a	教員組織	- 262 -
8-2-2-①-b	教育研究支援職員	- 266 -
8-2-3	リハビリテーション学部	- 269 -
8-2-3-①-a	教員組織	- 269 -
8-2-3-①-b	教育研究支援職員	- 273 -
8-2-4	経営学部	- 275 -
8-2-4-①-a	教員組織	- 275 -
8-2-4-①-b	教育研究支援職員	- 278 -
8-(3)	大学院研究科の教員組織	- 280 -
8-3-1	人間福祉学研究科	- 280 -
8-3-1-①-a	教員組織	- 280 -
8-3-1-①-b	教育研究支援職員	- 281 -
8-3-1-①-c	教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	- 282 -
8-3-1-①-d	教育・研究活動の評価	- 283 -
8-3-1-①-e	大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	- 284 -
8-(4)	別科の教員組織	- 285 -
8-4-1	留学生別科	- 285 -
8-4-1-①-a	教員組織	- 285 -
8-4-1-①-b	教育研究支援職員	- 287 -
第9章	事務組織	- 288 -
9-1-1-①-a	事務組織の構成	- 288 -
9-1-1-①-b	事務組織と教学組織との関係	- 290 -
9-1-1-①-c	事務組織の役割	- 292 -
9-1-1-①-d	大学院の事務組織	- 294 -
9-1-1-①-e	スタッフ・デベロップメント(SD)	- 295 -
第10章	施設・設備	- 296 -
10-(1)	大学における施設・設備等	- 296 -
10-1-1-①-a	施設・設備等の整備	- 296 -

10-1-1-①-b	キャンパス・アメニティ等	- 297 -
10-1-1-①-c	利用上の配慮	- 299 -
10-1-1-①-d	組織・管理体制	- 299 -
第11章	図書・電子媒体等	- 301 -
11-1-1-①-a	図書、図書館の整備	- 301 -
11-1-1-①-b	情報インフラ	- 305 -
第12章	管理運営	- 307 -
12-1-1-①-a	教授会、研究科委員会	- 307 -
12-1-1-①-b	学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続	- 310 -
12-1-1-①-c	意志決定	- 313 -
12-1-1-①-d	評議会、大学協議会などの全学的審議機関	- 314 -
12-1-1-①-e	教学組織と学校法人理事会との関係	- 315 -
12-1-1-①-f	管理運営への学外有識者の関与	- 316 -
12-1-1-①-g	法令遵守等	- 317 -
第13章	財務	- 319 -
13-1-1-①-a	中・長期的な財務計画	- 319 -
13-1-1-①-b	教育研究と財政	- 319 -
13-1-1-①-c	外部資金等	- 323 -
13-1-1-①-d	予算編成と執行	- 324 -
13-1-1-①-e	財務監査	- 325 -
13-1-1-①-f	私立大学財政の財務比率	- 325 -
第14章	点検・評価	- 327 -
14-1-1-①-a	自己点検・評価	- 327 -
14-1-1-①-b	自己点検・評価に対する学外者による検証	- 331 -
14-1-1-①-c	大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	- 331 -
第15章	情報公開・説明責任	- 341 -
15-1-1-①-a	財務公開	- 341 -
15-1-1-①-b	情報公開請求への対応	- 342 -
15-1-1-①-c	点検・評価結果の発信	- 342 -

序 章

中部学院大学は、1997（平成9）年、岐阜県で最初の福祉系四年制大学として開学以来、建学の精神である福音主義キリスト教を基盤に、「愛と奉仕」をモットーとする人間教育の具現化に向けた取り組みを積み重ねながら今日に至っている。当初、「人間福祉学部人間福祉学科」1学部1学科の小規模単科大学としてスタートした本学の「自己点検・評価」への取り組みは、学部の完成年度に当たる2005年度の「大学基準協会」への正式加盟申請を目指し、「自己点検・評価委員会」を中核として常に新しい時代環境の変化や高等教育機関としての社会貢献に適合的な開かれた大学づくり、時代や社会の要請に応え、地方にあっても積極的に情報発信できる大学づくりの一環として進められてきた。それは、後発新設校である本学にとって「建学の精神」・「教育理念」の具現化に向けた大いなる挑戦でもあった。また、本学は前回の大学基準協会への「大学認証評価申請」を挟んで開学10年の1つの節目を過ぎ、新たな10年目の節目に向けた再挑戦を求められている。この間、人間福祉学部を母体に、本学にはその後増設された三学部が次年度以降に順次完成年度を迎えようとしている。この時期に再度の「大学認証評価申請」を行うことは、人間福祉を核に小規模総合大学へと転進した本学にとって大変に意味深いものがある。

これまでの本学の大学としての成長・発展には目覚ましいものがあり、母体となった人間福祉学部には健康福祉学科、さらには大学院と学部通信教育課程が、また子ども福祉学科の改組転換による子ども学部、隣接医療領域のリハビリテーション学部、さらに経営学部も新たに加わり、キャンパスも岐阜県関市（人間福祉学部・リハビリテーション学部）と隣接する各務原市（子ども学部・経営学部）に設けられた。本学は人間理解を核とした福祉教育を基盤に、極めて短期間に総合大学へと飛躍的な変貌を遂げている。勿論、この背景には本学の教育研究活動を通じた地道な社会貢献と人材育成に対する実績を高く評価していただいた地元自治体や産業界、教育界を始めとする地元地域住民の本学に対する大きな期待と強力な支援があり、それが本学の絶えざる進化・再生に向けた原動力となってきた。

今回の第二回目の「自己点検・評価」活動の取り纏め作業は、こうした本学の順調な成長・発展過程を自己検証しつつ、前回の「自己点検・評価」の段階から引き続き遣り残した点がないかどうか、また成長・発展の背後に潜む問題点や新たに生じた見落とし課題がないかどうか、これまで自らの歩んだ道筋を振り返り、自己確認と自己反省を促す絶好の機会である。その結果に基づいて、本学が新たな継続的歩みを始めるための基盤を再認識することにある。同時に、再度自らの依って立つ基盤となる「建学の精神・教育理念、教育目標の具現化」という原点にもう一度立ち返り、次の10年目の大きな区切りに向けて明らかになる諸課題の克服への再スタートの足場を固め、新たな共通認識の下で取り組みを加速するための意思確認を行うことにある。

本学においては、これまで「自己点検・評価委員会」の活動とは別に、学内各種常設委員会組織を軸とした「自己点検・評価」を恒常的に推進してきている。しかしながら、複数の学部構成へと変貌を遂げた現在、これまでのような小規模単科大学段階の組織管理・運営方式では解決し得ない複合的な問題や各学部レベルでの個別の取り組み課題、さらには学部間の相互調整を必要とする連携的課題も表面化しつつあり、迅速な意思決定と現実対応の組織的機動性の確保に新たな課題を抱えることになった。このため、特に本学では2007年度に従来の「教育内容等改善委員会」が「全学FD委員会」へと衣

替えすると同時に、学長・副学長の呼び掛けに応じて新たに「学部長・学科長会議」が設定され、2008年度には学部独自のテーマ設定で日常的に展開されてきたFD活動が正式に前者の下部組織となる「学部FD委員会」に統合され、「自己点検・評価委員会大学部会」と併行した形での展開をみている。結果、問題解消への動きは活発化してきている反面、会議に要する時間的拘束と迅速な機動性の確保問題が残されている。本報告書では直接取り上げられてはいないが、この点が「全学FD委員会」と「学部長・学科長会議」において重要な検討項目の1つとして取り上げられている今後の課題でもある。

実際のところ、本学では既に完成年度を過ぎた母体の人間福祉学部（通学課程・通信教育課程）・大学院（修士課程・博士課程[後期]）を除くと、他の三学部は未だ完成年度に向けた年次進行中にあり、完成年度以降の質的向上を念頭に置いた取り組みの検討を加速している段階にある。その意味において、本学における自己点検・評価活動は正に現在進行形の状況にあり、従って今回提出する大学基準協会への「認証評価申請」の「自己点検・評価報告書」は、正しくその不十分な課題を抱えた混沌と新たな創造への可能性、限らない挑戦への熱い思いの込められた意思表示や決意表明先行型の状況に留まっている部分もある。しかし、それは本学の置かれた「ありのままの姿」であり、先行する人間福祉学部を除くと、本報告書はそれを如実に物語っていると思われる。その大学基準協会「認証評価」基準上の良し悪しは別にして、我々は現状の本学の「ありのままの姿」と真摯に向き合うことで混沌からの脱出と思いの実現に挑戦して行きたいと正直に願っている。その意味で、本報告書の取り纏め作業の過程で、検討途上の部分についての具体的記述を先送りした一部も含まれている。

一昨年来、本学においては「全学FD委員会」や「自己点検・評価委員会大学部会」の活動が活発に展開され、各学部・学科会議や大学評議会・大学運営協議会においても「自己点検・評価」関連事項の見直し・検討が進められてきている。こうした作業の進行過程で、教授会の下部組織である各種常設委員会においては「自己点検・評価年次報告書」の作成の必要性や客観的なデータベースでの実績・実態検証及び評価方法の検討・開発、そのための全学的協議組織や推進機関の設置の必要性等も明らかとなってきている。今回の本学の「自己点検・評価報告書」の作成作業は、その必要性和重要性を改めて再認識させ、共有化する絶好の機会となった。

中部学院大学「自己点検・評価委員会大学部会」

本 章

第1章 理念・目的

1-(1) 大学の理念・目的等

大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

建学の精神

中部学院大学は、学校法人岐阜済美学院寄付行為第3条（目的）において「この法人は福音主義のキリスト教に基づいて、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を営む」という規定に明らかにされているように、建学の理念をキリスト教主義に置いている。

「福音主義のキリスト教」とは、16世紀の宗教改革により成立したプロテスタント主義のことであり、神が人間を人格として立てることによって、人間は人格であり、それ故人間は侵すことのできない尊厳を持つという確信に立つ。したがって、その教育理念は、人格教育の実現を目指す、それは同じく人格として創造された他の人間との共同関係において実証されるものでなければならない。そして、この共同関係においてキリスト教精神による「愛と奉仕」を尊重する。またそのことにより、人間としての基本的なものの見方・考え方を養い、他者の痛みを理解し、責任をもって自らの使命に生きる人間の育成を志す。これは、本学院の建学の精神「神を畏れることは、知識のはじめである」に現れているものである。

[建学の精神]

TIMOR DEI PRINCIPIMUM SAPIENTIAE

「神を畏れることは、知識のはじめである」

(旧約聖書「箴言」第1章第7節より)

「神を畏れる」とは、愛と義と公平を求める神の意志を尊重することである。そこから始まる「知識」とは、技術的知性（スキエンティア）だけでなく、それを真に生かす叡智的理性（サピエンティア）を指す。またそれは、隣人愛に生きることを促し、正義、自由、平和を祈り求める「知識」のことである。ここから導かれる人間像は、神を畏れ、真理を追求する人間であり、具体的には愛する人・奉仕する人・賛美する人となる。

この建学の精神・教育理念に従って、本学は下記の具体的教育方針の実現を目指している。即ち、具体的には以下の4点である。

- (1) 建学の精神の具現化
- (2) 愛する人・奉仕する人・賛美する人の育成
- (3) 激動の時代に求められる創造的で自主性に充ちた人材の育成
- (4) 国際化を一層進めるとともに、広く地域社会への知的情報の発信を充実させ、地域社会に貢献すること。

[点検・評価]

前述した具体的教育方針は、以下のように実践されている。

一般教養課程におけるキリスト教課目

「キリスト教概論」を必修とし、福音主義キリスト教の基本理念を入学後の早い段階で全学生に教授する科目を実施している。

チャペルアワー、宗教講演会の実施

関キャンパスでは毎週月曜と木曜の2回、各務原キャンパスでは木曜の1回、それぞれ礼拝形式のチャペルアワーを実施し、近隣教会の牧師、クリスチャンの教職員が聖書に基

づいた奨励を行っている。また年に数回、多方面で活躍する宗教家を招いて宗教講演会を開催し、キリスト教にとどまらず他の各宗教にも共通する信仰、愛、奉仕と賛美のころについて啓蒙している。これらの対象は学生・教職員の他、生涯学習講座の受講生や一般の地域住民に対しても開かれている。

特に岐阜県各務原市の各務原キャンパスでは、11月に3回にわたって諸宗教の対話として「イスラム教」「仏教」「キリスト教」が今日の社会の問題についていかなる立場に立つのかについての講演会をゲストを招いて開催している。これには、地域の人々の参加もあり感謝されている。キリスト教という特定の宗教に限定せず、日本という場所の特性を生かした宗教間の対話を進めていこうというのが本学の方針である。

クリスマス礼拝

12月のクリスマスの時期には高名な宗教家を招いてクリスマス礼拝を行っているが、これは普段あまり礼拝に参加しない学生も多数参加し、毎年盛会に行われている。礼拝後は、学生会館「ポローニア」でクリスマス祝会が盛大に行われ、学生たちが多数参加し、学生たちの活発なサークル活動の一環を伺い知ることができる。

チャペルトーク集の発刊

2010年3月に「光の子として」題してチャペルトーク集を発刊する。これは、2009年度に毎週もたれる礼拝の奨励のうち、主なもの21編と、それに加えて春の宗教講演会、12月のクリスマス礼拝の説教、3月卒業式前日の卒業礼拝の説教を収録したものである。これを1000部印刷し、教職員及び大学、短期大学部新入生全員、近隣教会、キリスト教教育同盟加盟校、本法人理事、同窓会役員に配布する。在学生及びこれ以外の希望者にも容易に手にとることができるよう配置している。

近隣教会からのアドバイス

毎年度の年度末には普段ご奉仕いただいている近隣の教会の牧師、先生方を招き、本学の宗教活動への理解とアドバイスを賜る機会をもっている。

音楽活動

岐阜県関市の関キャンパス、グレースホールには、フランスガルニエ社、製作のパイプオルガンが設置され学生及び教職員は礼拝に参加し、優れた奏者による荘重な宗教音楽にひたることにより、自己を省み、静かなひとときを体験している。岐阜県各務原市の各務原キャンパスには、同じくフランスのガルニエ社、製作の可動式パイプオルガン「ポジティブオルガン」を設置し、各務原キャンパスでの礼拝活動及び音楽活動を更に充実したものにしていくことが現在、計画されている。また、関キャンパスのグレースホールでは、毎月1回、昼休みの時間に「ランチタイムコンサート」が開かれている。これは、パイプオルガン、ピアノ、声楽等、本学の音楽担当教員による演奏だけでなく、近隣の合唱団も招いての演奏会、ハンドベル部の学生たちによるハンドベル演奏会、春と秋の年2回、土曜日の午後から同じくグレースホールで「中部学院大学コンサート」が行われ、学生、教職員、近隣の人々を招いて無料で開催している。今後は、更に学生のサークル活動などにも門戸を広げ、多くの人が気軽にスタンドグラスの美しいホールで音楽活動に参加できる場にするために現在、具体案を検討しているところである。

実習準備と研修

本学における多くのカリキュラムにおいて、資格取得のための実習が必須であるが、愛と奉仕の精神について十分な理解をもって臨むことができるよう、実習前の準備期間を設け、直前には賛美と祈りをもって実習に送り出す激励式を行っている。また、地域社会へ貢献し、国際社会で通用する人材の育成を養成するため、地域の施設や企業を訪問する学外授業を随時実施し、さらに希望者には海外研修を実施している。

教職員研修

定期的な教職員研修会に加え、新任の教職員については着任時に、岐阜済美学院長および理事長から建学の精神とそれに基づく教育理念について解説を行い、学生を導く立場にある者に対しても、繰り返しその周知と浸透を図っている。

これらの実施により、地域の施設や企業、地域住民との連携においては一定の成果が認められ、建学の精神に基づく人材育成の使命は概ね達成されている。しかしながら、自由参加であるチャペルアワーや、希望者を対象とした海外研修に参加する学生は、全体から見るとごく一部であり、建学の精神と本学の教育理念を、学生および教職員全体にあまねく浸透させる施策としては、これらはやや不十分と言わざるを得ない。

【改善方策】

チャペルアワーへの参加をさらに促進し、また参加できなかった学生、教職員および学外にもその内容が伝わるよう、チャペルアワーで語られた奨励をウェブに掲載し、また出版物としても配布するが、更にその内容を充実させていきたい。また、チャペルを使ったコンサートの内容をもっと充実したものになるよう工夫し、より多くの学生や地域住民が参加できるよう導く。海外研修については、例年実施してきたヨーロッパだけでなく、アジア諸国も研修先として検討し、参加者の日程的・経済的な負担を軽減する。教職員研修については外部の講師を依頼するなどして、より多面的、複眼的な視野から建学の精神、教育理念を解釈し、より深い理解と実践につなげる。

大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明】

大学ホームページで建学の精神・キリスト教教育について、キリスト教関係科目の紹介、キリスト教年間行事、大学学則、大学院学則、通信教育部規程等を掲載している。特に近年は大学ホームページが広報媒体として有効であることから、掲載内容、見やすさへの配慮から充実を図っている。定期的に発行する広報誌での周知は「中部学院大学報」「岐阜済美学院報」「桐ヶ谷通信」及び「学生便覧」をとおおして、教育理念、大学教育活動等を保護者、在学生に周知している。、高等学校関係者には大学案内で建学の精神、教育目標等を紹介している。学生、保護者、高等学校関係者への直接的な周知としては、学生には4月初めのオリエンテーションで各学部、学科、研究科毎に大学の概要、学部、学科、研究科の教育目標、理念、目的を説明している。保護者には、毎年1回保護者懇談会を開催し、学長、学部長が説明を行っている。高等学校の教員には、毎年1回、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、福井県、滋賀県、富山県、石川県の各地区の説明会で、高校生、大学院志願者には年6回程度開催するオープンキャンパスで紹介している。また、高大連携協定校、高等学校との連携で開催される「出前講座」でも高等学校教員、高校生に説明がされる。

教職員については、先の大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の点検・評価で記述したとおり、定期的な教職員研修会、新任教員研修、礼拝への参加などで周知している。

【点検・評価】

多様な方法、色々な機会に本学の教育について周知を図っている。特に、東海、北陸地区での説明会、保護者懇談会での保護者への説明、オープンキャンパスでの説明は、紙面媒体での説明と違い、学長、学部長が直接、説明するため有効性があると考えられる。しかし、大学の教育活動の状況は絶えず進歩し、変化している。こうした状況を的確に紹介、伝えるためには大学ホームページが有効である。本学は、随時ホームページをリニューアルし、

大学の教育理念、目的、教育研究活動、学生生活の状況等を外部に発信してきた。この結果、本学へのアクセスは、2007年度133,264件に対し2008年度は174,071件と131%増加し、ページ閲覧数も2007年度2,392,694件に対し2008年度3,828,303件と160%増加している。ホームページを充実させ、地域社会に発信していることは適切であると考え。

【改善方策】

本学への入学希望者、その保護者が本学の教育目標、目的、理念を理解した上で志願し、入学することが望ましいと考える。また、地域社会に本学の教育目標、理念などを発信、説明することは、大学としての責任であるため、今後、一層の周知方法について検討を行う。

1-(2) 学部の理念・目的等

1-2-1 人間福祉学部

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

1-2-1-①-a 人間福祉学部の理念

人間福祉学部は、開学以来「地域に根ざした全国に発信する教育研究と、全人的人間理解を基礎とした総合的福祉教育」を学部の教育目標と位置づけてきた。第一に、急速に進展する少子高齢化・国際化・高度情報化社会と、それに伴う価値観の多様化・多元化により著しく変化する福祉領域の要請に対応しなければならない。第二に、今日の専門高等教育機関の使命として社会貢献を実践しなくてはならない。これらの観点から「顔の見える、きめ細かな教育研究活動」と「少人数教育の強みを活かした教育」、常に発展的に進化し続ける「継続的変革」を学部運営の基本スタンスとし、次の4点を主眼に置いた21世紀型福祉社会の構築に向けた教育研究活動の展開に一貫して取り組んできた。それらは具体的には、以下に示す通りである。

- ・ 人間と社会の深く多面的な理解に基づく、豊かな人間性の育成
- ・ 新しい時代環境変化に対応した、福祉社会の枠組みの構築と援助技術の開発およびそれを担う人材の育成
- ・ 福祉領域の拡大、保健・医療・心理など他の領域とのクロスオーバー等、時代的・社会的要請に応える教育課程の編成
- ・ 地域社会及び国際社会、他の機関に対して「開かれた」大学

1-2-1-①-b 人間福祉学部の教育目標と人材育成

① ヒューマンサービスの視点に立った福祉実践

従来の社会福祉の概念を越えて、多元社会の複雑な日常的葛藤から生み出される全人的問題として福祉のあり方を把握するヒューマンサービスの視点に立ち、自己と他者を深く観察、理解する人材を育成し、個々のニーズを充足するための援助的実践の技術・技能とその総合的展開の方法を教育研究する。

② 地域の福祉制度と生活支援政策

地域社会の中での生活を支える福祉制度全般を総合的に捉え、生活の質と社会システムの均衡ある発展を確保するための地域福祉計画のあり方と、具体的な地域住民への支援のあり方の研究。

③ 健康福祉情報のシステム化と福祉経営

福祉サービス利用者の選択の裏づけとなる基本情報の提供、有効活用、体系的・総合的マネジメントの確保を最適化する理論の研究と、福祉領域への市場原理の導入と福祉経営の研究、および福祉情報マネジメントシステムの構築と効果的運用を総合的・一元的サービス提供の基盤として、将来にわたって個別化・多様化する利用者のニーズ充足やその効率性を高めるための研究。

④ 生活の質を高めるための介護支援の開発と介護予防

保健・医療と福祉分野の専門職が協働・連携し、福祉の持つ人間教育の基盤と、保健・医療の臨床的視点を統合した社会福祉の専門教育。

⑤ **健康心理学的知見の導入と精神保健福祉実践のあり方**

健康心理学的知識や技法を福祉の実践・支援活動へ応用し、行動メカニズムの科学的理解や心理的アセスメント、コミュニケーション手法等を活用した実践的指導者の育成。精神障害者や行動上の問題のある高齢者の社会参加や地域生活への適応支援ができる専門的知識と技術を中核とするメンタルヘルス領域の専門性の高い教育研究の推進。

⑥ **住民参加と自己実現の視点に立った生涯学習と福祉教育実践**

社会福祉活動に地域の全構成員が参加する福祉社会を実現するため、住民の社会福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の考え方に立ち、自己実現への要求を具体的に、現実的に推進して行くための福祉教育実践と生涯学習基盤についての教育研究。

⑦ **人間の成長発達段階に即した「健康長寿」を基盤で支えるアクティブアプローチ**

人間の成長・発達段階に即した「一生涯」「健康長寿」を基盤で支え、個人の生活や社会の発展・活性化を図る上で必要不可欠となる心身の健全育成、維持・向上・増進・予防支援、各種リハビリテーション支援、生きがいサポート、アダプティッド（環境適合的）スポーツ等、教育と福祉と医療・保健領域を横断的につなぎ合わせる新たな教育研究領域の開拓。

⑧ **子どもの発達理解と子ども支援、地域社会における子ども教育福祉文化の創造と子育て支援**

子どもの成長・発達や心身の障害、子どもを取り巻く環境への理解を深め、子どもの保育・教育・文化、子育て支援、地域を結ぶ福祉サービスの充実、子どもの健全育成、子育ての喜びを共有し得る社会的基盤・環境創造に向けた総合的な「子ども福祉」の教育研究の推進。

（注）なお、「子ども福祉学科」の教育目標・人材養成目標は、設置翌年の「子ども学部」への改組転換に伴い、新学部へと発展的な継承を見ている。

[点検・評価]

人間福祉学部では、著しく変化し続ける福祉領域の多元化・多様化への対応という側面において、先の学部理念及び教育目標の遂行・実現に向けた積極的な取り組みを継続的に展開してきている。その過程の中で、「人間福祉学科（対人援助・福祉政策・福祉教育の専門3領域の連携を構想し、教育研究の焦点化を図る）」の完成年度を迎えた2005年度に、新たに「健康福祉学科（健康心理・介護支援・健康マネジメントの新専門3領域の追加連携を構想し、さらなる教育研究活動の焦点化と新展開を図る）」を増設するとともに、2006年度にはさらに児童福祉と児童教育領域をつなぐ「子ども福祉学科」の増設、翌年度に地元自治体・教育界の強力な社会的要請に応える形で「子ども福祉学科」の「子ども学部」へと改組転換へと発展的な変貌・進化を遂げてきている。この間においても、全学FDとは別に、小規模単科大学としてスタートした本学の伝統でもある学部の教育研究活動の基本的なスタンスに準拠したプロジェクトチームを含む各種教員組織による日常的な学部FD活動の地道な展開が為されてきている。この点は本学部（他学部を含め本学全体としても同様）の大きな特色でもあり、評価できる点である。

① 教育目標と人材養成上の問題点

本学部では設置当初より一定の学力水準と将来の進路目標の明確な学生を前提とした「専門職養成」型教育に基盤を置いた教育目標・人材養成を目指してきた。そのため福祉社会の時代環境の変化や急速な多元化・多様化への対応と専門性の追求が先行し、その後の大学進学者の動向や学生層の目的意識の希薄化・多様化への対応の遅れや、専門性追求の大前提となる学士力の養成や一定水準の教育の質の確保・担保という側面との矛盾を顕在化させることとなった。

中でも、設置基準の大綱化以降、専門教育課程の前倒し傾向が顕著となり、本来目指していた人間と社会の総合的・多面的理解に基づく豊かな人間性の育成の基盤となるリベラルアーツ教育、より高度な専門教育へと有機的な形で連動する入門および導入教育、将来の専門職業人としての人材育成教育といった肝心の前提教育課程の軽視・希薄化を生じていた点が歪めない事実として存在する。この点は、求人・卒業生の就職先の多様化、「社会福祉士」「精神保健福祉士」等の国家資格受験資格取得者数や実際の受験者に占める合格者の比率の推移データに如実に現れてきている（表 1-2-1、1-2-2）。

社会福祉士	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度		2007年度		2008年度	
							通学	通信	通学	通信	通学	通信
合格者数合計	55	108	100	80	96	71	105	42	72	61	64	62
現役	55	98	84	55	70	43	64	42	47	39	38	46
卒業生		10	16	25	26	28	41	0	25	22	26	16
現役受験者	223	246	215	213	275	258	265	92	221	74	188	88
現役合格率	24.7%	39.8%	39.1%	25.8%	25.5%	16.7%	24.2%	45.7%	21.3%	52.7%	20.2%	52.3%
全国合格率	26.5%	29.5%	31.4%	28.5%	29.8%	28.0%	27.4%		30.6%		29.1%	
合格基準点			91	85	83	80	81		87		85	
全国順位(合格数)	17	6	10	24	14	27	13	7	29	6	33	6
中部地区順位(合格数)	3	2	2	3	2	4	2	2	2	2	4	2

表 1-2-1 中部学院大学 国家試験合格者推移 (社会福祉士)

精神保健福祉士	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度		2007年度		2008年度	
							通学	通信	通学	通信	通学	通信
合格者数合計	24	31	33	25	33	25	20	12	23	11	21	24
現役	24	29	26	19	26	21	12	12	17	9	19	20
卒業生		2	7	6	7	4	8	0	6	2	2	4
現役受験者	39	40	38	42	56	45	26	14	38	13	40	24
現役合格率	61.5%	72.5%	68.4%	45.2%	46.4%	46.7%	46.2%	85.7%	44.7%	69.2%	47.5%	83.3%
全国合格率	63.1%	62.3%	64.2%	61.6%	61.3%	61.3%	60.3%		60.4%		61.7%	
合格基準点			97	89	80	82	79		80		80	
全国順位(合格数)	3	2	1	8	6	10	18	4	9	5	15	5
中部地区順位(合格数)	2	2	1	3	2	2	2	1	2	2	4	2

表 1-2-2 中部学院大学 国家試験合格者推移 (精神保健福祉士)

② 学部の基本スタンスと実態との間の乖離

学部の基本スタンスである「顔のみえる、きめ細かな教育研究活動」と「少人数教育の強みを活かした教育」を具体的に展開するため、4年間を通した「基礎演習Ⅰ（1年生）・基礎演習Ⅱ（2年生）」及び「専門演習Ⅰ（3年生）・専門演習Ⅱ（4年生）」の必修化（基礎演習は3年次への「進級要件」、専門演習は「卒業要件」とアドバイザー制からクラス担任制への移行、各レベルでの学部演習担当者連絡調整会議や学部会議等の機能強化を行った。しかし、これだけでは、学生層の多様化・質的变化に対応できているとは言えない。特に基礎学力の向上やキャリア形成支援の強化、将来目標や目的意識の希薄化、関心の多様化、個別問題（学生生活全般、学習上の問題や精神的・心理的問題）等への対応、学習目標の明確化・焦点化や継続的動機づけ等、残念ながら現状においては総合的に判断して、必ずしも十分な期待効果や成果を上げているとまではいえない。

③ 大学運営・教員組織運営上の課題

福祉領域の拡大・隣接領域との連携の必要性と複雑化・学際化や地域社会からの現実的な課題解決に向けた強い社会的要請・支援等の後押しもあり、人間福祉学部を母体に隣接関連領域へと順調に発展（複数学部化、ツインキャンパス化）を遂げてきた本学においては、同時に大学全体の運営組織の段階的な折衷・取組み課題の複層化・複雑化が進行し、各教員の各種委員会・会議体への重複帰属が進み、その円滑な運営・合意形成に向けた学部内および学部間の事前調整や情報共有化、所管事務局との連携・調整等、学部運営や会議のために費やす時間的拘束度と負担度が急速に高まってきている。加えて、急速な拡大・成長による学部間の相互調整・柔軟な連携、基本情報の共有化と組織的対応・運用面での硬直化に伴う迅速・柔軟な現実対応や組織的な機動性の確保、意思決定の効率化という新たな現実的課題も抱え込むこととなった。

[改善方策]

本学部では、こうした現実的課題に対応すべく、2008年度の国の社会福祉士・介護福祉士養成課程の大幅なカリキュラム変更を契機に、学部全体としての教育カリキュラム検討を行い、その結果を受けて2010年度より学部教育課程編成の大幅な修正・変更を行うべく、現在その全体の整備作業を進めている。中でも、人々が日常生活で直面する様々な課題が多様化・複合化・複雑に拡大する中で、それへの対応を求められる福祉専門職の職域拡大と総合的生活支援に伴う他の労働・医療・司法・教育・行政等の高度な専門職域との連携、更には基礎構造改革や地方分権の流れの中で推進を求められる新たなセーフティネットの構築や福祉システムの改革に向けた高度な専門性の修得・確立が急務となるが、残念ながら福祉専門職の活動内容や範囲の広さが見え難く、その専門性に対する社会的認知は必ずしも高いとは言えない状況にある。この点に関しては、福祉分野を志す学生本人のみならず、大学進学に際して大きな影響力を持つ保護者や高等学校教員等、周囲の関係者の間でも特に戸惑いが大きいという実情がある。

① 「顔のみえる学部教育」の再構築と「キャリア形成支援型教育課程」へのシフト

こうした社会的要請や期待に応え、大きな戸惑いを解消すべく、人間福祉学部では外部への21世紀型「人間福祉」の積極的な情報発信（「人間福祉紹介プロジェクト」と内部への「学生育て」に、自己の適性・特性を最大限に発揮可能な自己目標設定期間とキャリア形成支援に向けた4年間のサポート体制を確立し、入学後の学士力の基礎となる人間理解に基づく「人間性の探求」とそれに基づく「基礎教養」と「自己目標の明確化」に基盤を置いた「専門性の探求」を可能とする学生層の多様化により適合的なキャリア形成支援型教育課程を提供したいと考えている。

② 「人間理解」に基づく人間性と専門性を探求し、広く 21 世紀型福祉社会の発展に貢献できる人材の養成

特に、複雑多様化する今日の福祉問題への対応には多職種連携が前提となる関係で、社会科学（社会学・経済学・経営学等）、人文科学（生命倫理・人類学等）に加え、自然科学（医学＝生理学、情報福祉学・健康科学・人間工学・環境工学、生活支援工学等）などとの学際的教育プログラムが必要不可欠で、幅広い視野と応用力に富んだ基礎知識・技能の習得が求められる。従って、学部レベルを人間福祉の一般的・包括的（generic）課程（福祉専門職を目指す学部全体のジェネリックな資格として「社会福祉士受験資格」を位置づける）、特殊具体的（specific）な領域研究をその専門教育課程と大学院（人間福祉学研究科）との密な連携教育の中で達成することを目指し、さらに新たに諸外国からの留学生の受け入れ、提携大学との留学生・研究者の交換交流など、福祉研究・教育のグローバル化、教育・研究のクロスオーバー化により、国際貢献にも寄与できる人材の育成も目指す構想である。

なお、自然科学との接点領域を含む幅広い視野と応用力に富んだ基礎知識・技能の習得や福祉研究・教育のグローバル化・クロスオーバー化、国際貢献にも寄与できる人材の育成、人間の生涯発達や社会生活全般（家族・労働・教育・生活環境・文化等の「生活システム」・「生活デザイン」・「生活支援」）とのかかわりから「人間福祉（human well-being）」を考えられる人材の育成といった本学部の新規の試みは、当初は不完全ながらも専門課程の「健康心理コース」と「健康マネジメントコース」、「福祉教育コース」を新たな「ライフマネジメント」と「福祉グローバル」の新規コース（履修モデル）へと再編することによって学部教育課程編成の新機軸を整備し、今後段階的に実現・充実させる計画である。

③ 学部教育課程編成の見直しと主要な核となる変更点

最大の修正・変更点は、一律の専門職養成型から専門細分化した多様性に基盤を置いた専門職育成型へのシフトで、入学時から卒業後までを含む「生涯キャリア形成支援型」へと全体を年次進行に合わせて有機的に体系化するという点で、具体的には以下の通り（図1-2-1）である。

（1）学部教育課程全体を1・2年次の一般教育課程に当る「総合課程」と3・4年次の専門教育課程に当る「専門課程」に明確に区分し、両課程間の有機的な学習連続性を確保する。

（2）入学時点において既に明確な将来目標として各種社会福祉施設の福祉現場での実践的関与という明確な目的意識と学習意欲の高い「介護支援」を志す学生層を除き、入学志願者を領域別専門性重視の学科単位の募集から学部単位の一括募集へと切り替え、教育課程の学習基盤となる教養教育（リベラルアーツ教育：論理的思考力や問題解決能力）・外国語教育（コミュニケーション能力・基本スキル）・情報教育（情報リテラシーや情報活用スキル）の学習機会を充実させて高度化する専門教育へ連動性と円滑な移行を可能とし、それと併行して、初年次の学部導入教育と学科導入教育を行った後に、2年次進級時に「学科選択」を行い、2年次にリベラルアーツの発展教育と併行して両学科の学科共通教育を行い、後半から両学科共に3年次より始まる「専門課程の導入教育」を並行的に行い、3年次進級時に自らの見定めた専門性に基づく学習課程へと進む。

（3）大学全入時代のユニバーサル段階の多様化した学生層に対応すべく、基礎教養系科目群の中に積み上げ式学部必修開講科目として「キャリア形成論Ⅰ（健康管理論）」・「同Ⅱ（仕事と人生）」・「同Ⅲ（就労と余暇）」、さらに専門科目の中に学部選択科目として「キャリア形成論Ⅳ（インターンシップ・特別課外研修活動等）」を位置づける。その概要は以下の通りである。

人間福祉学部							
1年次	初年次教育、人間福祉への導入教育、リベラルアーツ教育の基礎					総合課程 「人間福祉基礎演習」	
2年次	人間福祉の発展教育、リベラルアーツ教育の発展						
3年次	介護支援コース	コース選択		コース選択			
4年次		相談援助コース	福祉政策コース	福祉グローバルコース	精神保健福祉コース	健康スポーツコース	ライフマネジメントコース
人間福祉学科(定員100名)			健康福祉学科(定員80名)				
人間福祉学部							

社会福祉士	○					代表的な資格	
介護福祉士	○						
精神保健福祉士				○			
教員	○						
スポーツプログラマー				○			
音楽療法士	○						
司書	○						

大学院	人間福祉学研究科(修士/博士)
-----	-----------------

(図 1-2-1 人間福祉学部の教育課程)

概要

- 「キャリア形成論Ⅰ(健康管理論)」: 心と身体の健康を考え、自身の姿と真摯に向き合う自己認識・自己発見の機会を提供する
- 「キャリア形成論Ⅱ(仕事と人生)」: 自分の将来の姿を考え、社会とのかかわりや自分の活かし方、社会貢献への道を模索する機会を提供する
- 「キャリア形成論Ⅲ(就労と余暇)」: 人生100年時代を“human well-being(人間福祉)”の視点に立って展望し、生きがいの持てる自らの生き方や人生設計を積極的に考える機会を提供する
- 「キャリア形成論Ⅳ(インターンシップ・特別課外研修活動等)」: 学部生全員を対象とするものではないが、自らの学びを通して見定めた具体的な将来の進路や社会の実践現場における実践活動、海外研修等の体験型学習機会を提供する

なお、これ以外にも基礎教養系科目群や専門教育系科目群に家族や労働、教育、生活、文化、環境等、人間の生涯発達や社会生活とのかかわりから人生や生き方、自らの活かし方の問題を多面的にとらえ、真摯に向き合うと同時にライフステージごとの幸福追求を考

える機会を提供できるキャリア形成支援に向けた具体的な教育カリキュラムを組み込んでいる。

この枠組みに準拠し、「人間理解に基づく人間性と専門性を探求し、広く福祉社会に貢献できる人材の養成」を目指す。

④ 大学運営・教員組織運営上の効率化と組織的機動性の確保

2007年度より、これまで本学の特徴ともなっていた日常的な学部FD活動の展開が学長のリーダーシップの下で正式な「全学FD委員会」に統合され、2009年度にはその下部組織としての「学部FD委員会」が正式に位置づけられたこと、またそれとの関係で学部内に設けられていた学部長を中心に各種常設委員会メンバー代表から構成される「学部運営会議」との連携、2007年度より各学部間の連絡調整や取組み課題、学部運営・大学運営に関する意見交換の場として設けられた「学部長・学科長会議」が2008年度より定例化され、本格的に機能し始めたことにより、学部間の「相互調整・連携」や「情報共有化」という点ではある程度の改善が進んできている。

ただし、全体として会議体が増えたことや常設委員会、附置機関の運営委員会等、「教員の過重負担」や「効率化・機動性の確保」という点では課題が残る。今後、大学運営・教員組織運営上の効率化と組織的機動性を前提とした大幅な見直し・検討を行い、各会議体の統廃合を含めた実質的な機能重視の再編を行い、会議に伴う教職員の拘束度・負担度を軽減し、本来の学生相談指導や教育研究の充実に向けた取組みにより多くの時間と労力を振り向けられるような体制づくりを進める。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

受験生・保護者等を対象に本学部の理念・目的、教育目標等の周知を図るべく、大学全体で作成する「大学案内」等の冊子や「大学ホームページ」を有効に活用している。加えて、大学独自の「地区説明会（岐阜・愛知・三重・静岡・長野・滋賀・福井・富山）」や年間5～6回開催されるオープンキャンパス時の全学的な説明会（全体会）と各学部単位で実施される学部説明会、各高等学校との直接連携で開催される「出前講座」等において必ず紹介すると共に、新入生を対象とした入学オリエンテーションにおいても理解を深める努力を行ってきている。また、毎年開催される恒例の「保護者懇談会」の機会をとらえて、学部の最新情報の提供と併せて在学生保護者に対する同様の試みを展開してきている。

[点検・評価]

本学部のこれまでの多様な周知方法に関しては、本学受験生の多くが実際にオープンキャンパスへ既に直接参加するか、遠方からの受験生のケースでもインターネットによるホームページへのアクセス、メール・電話等での問合せ、「大学案内」等の冊子を通して知るところとなっており、概ね有効に機能していると理解できる。

また、本学ではマス媒体の活用を積極的には行ってきてはいないが、一方で地道な社会貢献・地域貢献や地域連携事業の展開を行ってきており、その成果や実績を含めて冊子や「大学ホームページ」の活用等を一層充実させて積極的に「顔の見える」情報発信をするなど、本学部では特にこの点での更なるきめ細かな独自の取組みが求められる。

[改善方策]

なお、今後については、現行の方式に加えて「在学生の生の声」、学部内の教育研究活動や諸行事、クラブ・サークル等の学生活動等の大学生生活全般の実態情報の発信や諸成果を含めたより身近な関連情報の発信機会を増やして行く地道な継続的努力が求められる。

第1章：理念・目的
1-(2) 学部の理念・目的等
1-2-1 人間福祉学部

特に本学部の場合は、「福祉の専門性」や「福祉の世界（福祉の実態・現実）」、「将来の姿」等が一般にはとても見え難いという特殊事情があり、多くの学生が入学後に福祉の広い世界と拮がりに戸惑いを覚え、専門科目への導入教育を通して始めて意識させられているという実情もあり、福祉専門職に対するイメージ形成や未来を見越した社会化の促進に寄与する事前の十分な情報提供と自らの情報発信の社会的使命を自覚的に果たすことがこれまで以上に強く望まれるところとなっている。

近年、オープンキャンパスへの大学院生や学部在学学生サポーター（ボランティア）参加も進み、「在学学生の生の声」が直接伝えられる機会も増えてきているが、今後は多領域で実際に活躍する「卒業生の生の声」や社会貢献の実態報告、後輩へのメッセージ等も含めた情報発信の試み、さらに本学部で福祉の学びを志す学生募集活動への参加機会も促進し、先の教育課程編成の見直し・検討とも併せ、この点での学部独自の取組みを今後とも積極的に展開して行きたいと考える。

1-2-2 子ども学部

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

1-2-2-①-a 子ども学部の理念

昨今の子ども・子育てをめぐる社会環境の変化は極めて著しく、緊急に対応すべき社会的ニーズも日を追うごとに多様化、拡大してきている。しかも、その様相もより深刻化・複雑化の度合いを増してきており、旧来の学問分野を大きく超えるような課題も山積し始めてきたといっても過言ではない。こうした社会的背景と時代環境の急激な変化に伴う社会的要請に応えるため、人間福祉学部子ども福祉学科の改組転換を図り、教育学を軸としながら社会福祉学や保育学など隣接諸領域の知見を取り入れつつ、子ども・子育て・教育・保育を総合的にとらえ、新たな学問の地平を開いていく「子ども学」を措定した。

また、子どもや大人が人間的生活の基盤を揺るがされるような時代状況にあって、人々が人間として生き、学び育っていくための社会的基盤の確立と社会的支援や教育サービスの提供は不可欠のものであり、隣接諸領域を含む横断的・総合的かつ専門的に問題へと対応できる専門職従事者を育成することは緊急課題である。とりわけ、子どもや保護者に関わる専門職である幼稚園教諭や保育士などに求められている資質・能力は、「総合施設」である認定子ども園の設置に見られる動きなど、従来の免許・資格という専門領域限定的な枠組みを上回る課題への対応がもはや前提にされつつあり、それらの免許・資格を同時に併せ持った人材の養成が急務である。

子ども学部の使命は、そうした社会的要請に応え、人間的な視点から総合的かつ専門的な子ども・家庭支援サービスのあり方を問い、その実践の担い手となるべき新しい時代環境の変化にマッチングした（適合的な）専門職人材の養成と、その基盤となる学問体系を確立、発展させることにある。

1-2-2-①-b 子ども学部の教育目標と人材育成

子ども学部の教育・研究の目的として、次世代を担う子どもの発達保障と教育・保育ニーズに対応した援助・支援の確立をめざし、次の2つを掲げた。

- (1) 子どもの「生きる力」を育てる教育・保育支援
- (2) 子どもの発達理解と地域の子ども・子育て支援

こうした2つの目的のもと、具体的な教育目標として幼稚園教諭・保育士を柱とする教育・保育専門職を中核に、これからの教育・保育・福祉を担う人材を育成することを掲げている。

すなわち、第一に子どもの発達理解を深め、「カウンセリング・マインド」などの専門性の向上を図りながら、「生きる力」の涵養に結びついていくような知識・技術の習得と実践的体験を通して、それらを確実に身につけた専門職の育成を行うこと。第二に、特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、その問題を分析し、問題解決をも見通して、援助実践過程を構築していく力、他の広範な隣接領域の専門職・専門機関との連携を図りつつ、複眼的な支援体制を運用・展開できる力を培っていくことである。

後者については、家庭・地域社会の教育力を高めるために、生涯学習振興の理念に基づいて、家庭教育や社会教育に関する学習機会・情報の提供や相談を行い得る資質・能力の習得があげられる。それは、教育職員に必要なとされる資質・能力に加え、生涯学習施設の職員に求められる知識・技能、社会福祉専門職に求められてきたソーシャルワークの視点、ケースワークやグループワークの視点を併せ持ち得るということである。さらに幼稚園や小学校、生涯学習施設、保育所、児童福祉施設、行政機関、各種団体・組織などの管理運営技術や知識、職員間の人間関係づくりの知識や技術の習得など、マネジメントの能力を

身につけさせることも挙げられる。

子ども学部では、以上のように、「子どもの最善の利益」の実現という理念のもと、これまでいわれてきた狭義の専門性に加えて、子どもの発達理解を基盤とし、支援・援助において質の高い教育・保育サービスを幅広く提供できるような専門職従事者の養成が必要であると認識し、その目的・目標の実現を企図して、教育・研究を行っている。すなわち、子どもの教育・保育・文化と子ども家庭支援とをトータルにとらえ、その支援サービスの質的向上という姿勢に立って、多様な分野で活躍する人材を育成していくことが、本学部のめざすものである。

[点検・評価]

① 理念・教育目標の実現に向けて

上記のような理念・教育目標を掲げ、平成19年度(2007年度)の学部開設時より約3年間(その前身である人間福祉学部子ども福祉学科を含めれば、平成18年度(2006年度)より約4年間)にわたって、本学部は、その実現に努めて来た。そして、完成年度は平成22年度(2010年度)であり、それまではまだ途上にある。

② 現時点での妥当性と問題点

完成年度を迎えていないため、前記のような理念・教育目標に基づく人材養成が十分な形でなし得ているかは、卒業生の動向や免許・資格の取得者数などに関わるデータがない点で妥当性をまだ数値的レベルで検証・評価する段階にはない。しかし、これまで実施してきた方策の妥当性を検討してみた場合、「進路変更」を理由に退学をした者が出ているなど、少なからず問題があると言わざるを得ない。

③ 複雑なカリキュラムという問題

たとえば、他大学の類似学部におけるカリキュラムと同じく、本学部では、免許・資格関連科目に多くの時間数を配置している。しかもカリキュラムを比較した場合、本学部で取得できる免許・資格が幼稚園教諭一種免許状・保育士資格・小学校教諭一種免許状・社会福祉士国家試験受験資格という4つにわたる。そのため、カリキュラムの構造が非常に複雑なものとなっており、履修計画を立てづらくなっているのが現状である。また、免許・資格の取得に縛られている部分も否定することができず、学部で独自にめざしている人材養成が忘れられがちな状況となっていることも否定できない。

[改善方策]

① 学生に向けた単位履修指導の徹底

本学のリハビリテーション学部と同様に、本学部のカリキュラムは免許・資格に関わる必修科目がかなり多い。しかも、免許・資格が複数あり、一部資格取得指定科目が卒業要件単位には算定されないなど、単位の修得も複雑な課程になっている。学部の理念・教育目標及び人材養成の目的という点において、少なからず問題を抱えたカリキュラムといえる。

今後、単位履修指導を徹底し、カリキュラムに対する学生の理解を深めると共に、よりわかりやすいカリキュラムに向けて改訂を検討することで改善を図る。また、教職員間での協働体制をこれまで以上に徹底する。

② 学部の理念・教育目標及び人材養成の目的の見直しとカリキュラム改訂準備

完成年度までは現行のカリキュラムを遵守するとして、本学部では、それ以後の教育課程のあり方について「カリキュラム検討委員会」を平成20年度(2008年度)に設け、学

部の理念・教育目標及び人材養成の目的という原点に立ち戻っての議論をはじめている。

③ 教職員間における協働体制づくりの徹底

学部を構成する教員の連携については、学科会議（定例・臨時）や非常勤講師懇談会などの各種会議で、折に触れて本学部の理念・目的の理解および合意の形成を図っている。毎月の学科会議では、学科運営や学生指導、講義・行事などの意見交換をし、学部の方向性について協議している。そして、学生に関する情報を共有し、学生教育・指導に教員間の不一致が生じないように合意形成も努めている。この協働体制をさらに強化するため、平成21年度（2009年度）にワーキング・グループを立ち上げ、そこでの具体的施策の計画・実施・評価を以て、その徹底をより一層図っていく予定でいる。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

本学部では前述した理念・目的および教育目標等を周知させるため、受験生を含む社会一般の人々に対しては、本学が毎年出している「大学案内」の「子ども学部」の部分に本学部の理念等を平易に示すとともに、それがどのような教育の形で実現されるかをカリキュラムの概要や卒業時の進路等の記載によって対応している。また、本学ホームページ上に学部のサイトを用意し、ここでも学部の理念・目的等を述べている。これらは当然ながら社会一般の人々だけでなく、本学の教職員および学生に対しても周知の効果を持っている。さらに、オープンキャンパスでは、学部紹介の時間を設け、学部の考え方や教育の概要について紹介し、参加者の本学部および学部教育の基盤となる人間科学全般に対する理解を深められるように配慮している。

本学部学生に対しては、4月初めのオリエンテーションにあたり、上記の考え方およびこれに基づいたカリキュラムの考え方について、詳しい説明を行なっている。また、「子ども学Ⅰ」や「教育原理」などの学部卒業必修教育科目の授業を通して、学部の理念・目的・教育目標の伝達と周知に努めている。また、毎年1回開催される保護者懇談会で、学部の理念、教育目標、教育課程等の説明又は学生個々の成績評価、将来の進路について面談、相談を行っている。

[点検・評価]

前記のとおり印刷物およびインターネットを利用して本学部の理念等に関する情報を発信し、周知することは一定の成果を上げていると考えられる。また、本学部が考える「子ども学」についてのリーフレットを作成し、関係機関にも配布した。しかし、大学全体に対するインターネット等のアクセス数は伸びているものの、本学部の情報のアクセスに限定すると伸び悩んでおり、本学部の認知度のさらなる向上については、他の手段も含め今後の検討課題であると考えられる。

本学部学生への本学部の理念・目的・教育目標の学部学生への浸透度を示す客観的指標は、今のところない。また、学生のみならず、保護者への伝達も求められている。

[改善方策]

ホームページ等を通じた定期的な情報発信や教育理念の周知についての大学全体としての取り組みは、現状では不十分な部分もあり、内容を簡潔かつ明瞭な形に改善するなど、よりわかりやすい情報発信に取り組む。また、大学案内にも各学科の教育目標等を詳細に記載すると同時に、オープンキャンパスや入試説明会などを通じて受験生に理解されるような工夫を、多方面で図っていく必要がある。

学生に対しては、教育目標の学生への浸透を図ることを確認してゆくために、入学時オ

第1章：理念・目的
1-(2) 学部の理念・目的等
1-2-2 子ども学部

リエンテーションを充実させるなどで周知方法の改善に努める。また、学生本人だけでなく、保護者への伝達も行う方策について、配布物の充実等を早急に検討し、実施していきたい。

1-2-3 リハビリテーション学部

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

1-2-3-①-a リハビリテーション学部の理念

リハビリテーション学部は、2007年度に定員40名の理学療法学科1学科体制で発足した。本学部は本学の基本理念である「人格教育の実現」をベースに、生命への尊厳と人格の尊重、ならびに医療職としての倫理観を備えた「心」を有する、医療に関わる専門技術者を養成することを念頭に置いている。

理学療法学科は、身体に障害がある人に対しその機能の回復やその生活をも考えられる専門職としての豊富な知識と高度な技術を探求し、これらを自らのものとするべく継続して努力できる専門技術者を養成することを目的とし、理学療法学の発展と充実に努力してきた。

1-2-3-①-b リハビリテーション学部の教育目標と人材育成

リハビリテーション学部の理念に基づく教育目標を達成するため、人間福祉学部とリハビリテーション学部との間のカリキュラムの融合や教育研究における連携を通して、チーム医療の一部門として他職種と協力し合うこと、また、学部学科の垣根を排した本学の特色ある教育環境の中で、豊かな人間性と幅広い視野を持った人材の育成を図っている。さらに、理学療法学科独自のカリキュラムは、感性豊かで医療人としての倫理観を備えた上で、チーム医療の一員として行動できる協調性と、専門職としてのプロフェッショナルリズムをもった人材の養成と臨床力を重視した内容になっている。

具体例を挙げると、「臨床体験見学実習」、「専門技術系科目」「臨床実習指導」、そして「理学療法基礎演習」等とその関連である。「臨床体験見学実習」においては、1年次では、医療施設、福祉施設各1日、2年次では、医療施設3日・福祉施設3日と1泊2日の実習と、実習発表会を行っている。対象者を「社会における一生活者」として見ることでできる感性を育てるために設定したもので、確かな効果を挙げている。実習における学生個人個人の不安については、実習前後に不安調査を行い、その結果を考慮し、個別相談・指導を徹底すると共に、学生にとってより効果的な実習が可能になるよう配慮している。

また、理学療法学科は2009年度に入学定員60名となった。

生命への尊厳と人格の尊厳を備えた医療専門技術者を養成するという理念の周知については、大学案内、履修要項などに解説の掲載を始めた。

[点検・評価]

他大学の類似学部におけるカリキュラムと比較して、本学部では、「専門技術系科目」「臨床実習指導」に多くの時間数を配置している。「専門技術系科目」においては、それぞれの領域の専任教員が中核となって、専門分野別の技術指導を行っている。

他学部と比較して、本学部のカリキュラムには必修科目が非常に多く、本学部で学ぶ学生にとって進級および卒業判定に際しては非常にきびしい制度となっている。単位履修指導の徹底やカリキュラム改定等で、今後、対応することが必要である。理学療法学科の完成年度までは、現行のカリキュラムを遵守するとして、本学では全学部とも再試験は2年のみに実施する取り決めであるが、本学部の特性から再試験を各学年で実施できるように改定を願い出て、各学年、各学期で再試験が実施できることとなった。

また、「臨床実習指導」においては、少人数グループによる指導、修得すべき課程の進捗を把握するためのスタンプラリー形式のポートフォリオ、実習成績不振者への個別指導によるフォローアップ等を、共に専門分野である理学療法学に対する飽くなき向上心と研究心を持てるように、かつ確かな臨床力をつける目的で設定している。これらの指導には、

各分野での専門性を有する16名の専任教員と18名の兼任教員が当たっている。

次に、1・2年次に積み上げ方式の必修科目として開講される「理学療法基礎演習」についてであるが、この科目はクラス的な役割を果たしており、少人数クラス単位で学生たちの大学生活・学習への適応を促進すると共に、専門的研究分野への関心や問題意識の獲得、3年次より始まる「理学療法専門演習」で目指される論文作成の基礎的能力の向上に努めている。また、クラス合同で理学療法関連の特別講義や研究成果合同発表会、1・2年合同キャンプ等も開催している。学年を超えて学生同士の交流・友好が図られ、新たな校風づくりに寄与することを期待している。こうした本学部の独自の試みは、教員と学年の枠を超えた相互交流・相互理解の貴重な場ともなり、学部教育への理解という側面においても教育効果を挙げている。

学科を構成する教員の連携については、開設間もないこともあり、折に触れて理学療法学科の理念・目的の理解および合意の形成を図っている。毎月第4木曜日に、教務課職員1名の同席を得て、助手も含めた教員等で学科会議を開催し、第1・第2木曜日には、教員連絡会議を開催している。学科運営、学生指導、講義・行事等につき、活発に意見交換し、学部の方向性について協議している。学生に関する情報を共有し、学生教育・指導に教員間の連携上の齟齬・不一致が生じないように合意形成に努めている。

[改善方策]

本学部では「専門技術系科目」「臨床実習指導」に多くの時間数を配置しており、各専門分野の教員により、高度な技術指導を充実させていく。

本学部のカリキュラムは必修科目が非常に多いという特徴があり、学生にとって進級および卒業判定に際して非常に厳しい基準の充足を求められる制度といえる。国家資格でもある理学療法士養成という本学部の基本特性から求められる基準の高さという宿命が課せられているが、今後必修科目数を減らす等の見直し・検討も必要である。

また、「臨床実習指導」、「理学療法基礎演習」では、少人数グループで指導を実施してきているが、その教育効果については今後更に検討が必要である。

合宿研修は、1・2年合同開催により同級生や先輩との横と縦のつながりを育む貴重な場として機能しており、今後に関しては合宿の実施内容や利用施設を検討し、さらに継続していく必要があると考えている。

学科を構成する教員の連携については、毎週1回教員連絡会議を開催し、意見交換し、相互連携を深めるよう努める。

学生指導の充実を図るために、電子メールを始めとしたICTネットワークを活用した双方向の情報伝達を更に充実させる。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

受験生等に対し、本学部の理念・目的・教育目標等の周知のために、本学が作成している冊子「大学案内」「大学ホームページ」に本学部の理念・目的・教育目標・カリキュラム等を記載している。さらにオープンキャンパスにおいても、教員が学部学科紹介の折りに詳しく説明している。高等学校教員に対しても東海・北陸地区の各県で開催する地区説明会で学長、学部長等が説明を行っている。また、新入学生、在学生に対しては4月初めのオリエンテーションで本学部の理念・目的・教育目標を説明し、理解が得られるようにしている。保護者に対しても年1回開催する保護者懇談会で説明を行っている。

[点検・評価]

インターネットの大学ホームページや冊子の「大学案内」、オープンキャンパスやオリエンテーション等での説明を通して、本学部学科の理念・目的・教育目標は概ね周知され

ていると考える。

[改善方策]

大学ホームページや冊子の「大学案内」による周知、およびオープンキャンパスやオリエンテーション等での説明が、本学部学科の理念・目的・教育目標を周知させる手段として概ね有効に機能しているため、このような情報発信の機会を数多く設け、更なる内容の充実を図る。

1-2-4 経営学部

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

1-2-4-①-a 経営学部の理念

経営学部は、経営学の教育と研究を通じて本学の教育理念である「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と、「地域経済社会の発展に貢献する地域経済人の養成」を具現化することを使命とする。

① キリスト教精神に根ざした人間の育成

本学の建学の精神は、「福音主義キリスト教」に基づいている。福音主義によると、神は人間を人格として認めるものであり、それ故人間は侵すことのできない尊厳をもつものであると説いている。それに従い、本学部の教育の理念は人格教育の実現を目指すものであるが、それは同じ人格として創造された他の人間との協同関係において実証されるものでなければならない。すなわち、「愛と奉仕」を尊重することである。

本学部の目指す教育は人間としての基本的なものの見方・考え方を養い、他者の痛みを理解し、責任をもって自らの使命に生きる人間の育成を目的とするものである。そのために、学問を学ぶ過程で教師と学生、並びに学生同士が相互に啓発し合い、好ましい人間性を形成することを目指している。

② 本学部における教育の基本的なスタンス

経営学は「青春の書」＝「知的青春性の系譜」を重視する。経営学は、人生五計（心を計る、身＝仕事を計る、財を計る、老を計る、死を計る）の学といえよう。本学部はこのような考え方に立って、少人数教育の機会の増大と履修態度・生活習慣の向上と確立に向けて教育体系を構築した。

精神的に不安定で、未熟な青春期の学生教育の視点は、①自己発見、②知の創造（知的好奇心の挑発）、③自己実現力である。

これを学生の側からみると、彼らが求めるものは、学問のための学問、経営学のための経営学ではなく、学問と人生・愛・宗教・芸術・自然などのかかわり方に対する「問いかけ」である。しかもそれらは、同時に青春期の全課題を相覆うものである。われわれはこの課題に応える教育的責任を自覚している。

③ 地域経済人の育成

地域社会に貢献し、地域社会の発展に貢献できる地域経済人の育成を目的としている。それでは地域経済人とは何か。生まれ育った地域で働き、生まれ育った地域の経済発展に貢献できる人材を、ここでは指している。体験型教育を推進し、倫理感・協調性・コミュニケーション力を身につけることのできる教育を行う。

1-2-4-①-b 経営学部の教育目標と人材育成

本学部が目指す教育目標は、実社会で求められる実践力の習得である。経営学の専門知識及び技術が役立つさまざまなビジネス現場を想定し、将来の仕事に直結する下記のコース制（履修モデル）を採用している。

a. 起業・事業継承者育成コース

民法・商法から経営戦略まで、企業を経営する上で欠かせない知識を幅広く身につける。さらに、ベンチャー企業の最新動向や革新的な中小企業の経営手法を多くの実例を通して理解していく。将来、経営者となる資質を養うカリキュラムとなっている。

b. 金融スペシャリストコース

金融機関で働く上で求められる能力をしっかりと養うことのできるコースである。簿記・会計の知識や、貸付債権の管理、担保設定に必要な民法、商法などを学ぶ。また、ファイナンシャルプランに関する知識も習得できる。日常的な銀行業務をベースにした科目を豊富に設けている。

c. マーケティング・流通コース

生活者のニーズと新しい製品を結び付けて「商品が売買される場」を創造するという、流通マーケティングの役割を学ぶ。そのために必要な幅広い知識・スキルに加えて、柔軟な発想力と的確な判断力を身につけていく。応用力と実践能力を養う企業現場研究やインターンシップを重視している。これらによって将来、商社や流通業界をはじめ社会のあらゆる分野で活躍する人材を育成する。

d. 公共マネジメントコース

行政・税務等に携わる公務員を目指すためのコースである。公務員試験対策に役立つ科目や、公務員として働く際に必要な知識が得られる科目を用意している。このコースでは早い段階から計画的に試験突破に向けた準備を進めることができる。

e. 会計プロフェッショナル養成プログラム

このプログラムは、少人数で綿密なカリキュラムによる簿記・会計分野の専門教育を行うものである。学内に設けられている各務原シティカレッジとのダブルスクールにより、公認会計士・税理士などの資格取得を目指すプログラムである。

[点検・評価]

経営学部は設置から2年目を迎えたところであり、学部専門教育課程のカリキュラムは、主として3年次からの配当になっているため、まだ具体的な問題点や克服課題について提起できる段階にはない。経営学全般のイメージ形成を意図した。経営基礎、経営学総論、商学概論といった基礎的・概論的な学部導入教育科目は実施してきたが、その教育効果・学習成果を具体的に検証・評価する方法は、理解の程度を定期試験の得点や基礎演習時の個別相談・指導を通して把握するレベルにとどまっている。

[改善方策]

経営学部では、他学部と異なり2年次後期から専門演習が始まるので、これから演習の担当者がそれぞれの専門分野に関する教育を実施し、これまでの基礎的な知識や今後の専門的な知識を総合した具体的な取り組みを行っていく予定である。その際、到達目標の設定、実施経過でのチェック、結果の考察、実施方法の変更または定着といったPDCAサイクルを具体的に設定し、実施していきたいと考えている。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

理念、目的および教育目標は、毎年4月に行われる新入生・在学生向けの「学部オリエンテーション」でそれを説明し、学生への周知を図っている。また例年6月に全学的に実施される、在学生の保護者を対象とした保護者懇親会でも学部の教育目標・教育課程等について説明し、周知を図っている。

高等学校教員には、東海・北陸地区の各県内で開催する地区説明会で説明を行い、受験生には、大学案内、大学ホームページで教育目標、理念などが掲載されている。

【点検・評価】

新入生を対象としたオリエンテーションでの説明の内容および構成は妥当であると考えられる。しかしながら、4月に1回単発的な説明機会を設定・実施するのみでは学生に周知できているかどうかはわからない。

本学部の場合、保護者懇談会はこれまでのところ出席者が少なく、在学生の保護者全体に周知しているとは言えない。

【改善方策】

理念・目的・教育目標等の周知については、基礎演習を活用して、何度も繰り返して説明し、今後の学修目標に関するレポート等を通じて、周知の徹底・確認を図っていきたいと考えている。

保護者への周知については、半期ごとの成績表通知に合わせて、教育の進捗状況等を報告し、それに基づくアンケート調査も随時実施していきたい。

1-(3) 大学院研究科の理念・目的等

1-3-1 人間福祉学研究科

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

1-3-1-①-a 人間福祉学研究科の理念・目的

本学大学院研究科の基本理念は、大学の理念及び人間福祉学部の理念を継承し、「教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与すること」（中部学院大学大学院学則第1条）である。

大学院の目的は、修士課程においては、「学部の教育の基礎の上に広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の専門的な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（中部学院大学大学院学則第5条の1）であり、博士課程（後期）においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（同学則第5条の2）である。

これらの理念・目的の実現をめざして、大学院人間福祉学研究科では、次のような教育目標を掲げて人材養成の努力を重ねてきた。

1-3-1-①-b 人間福祉学研究科の教育目標と人材育成

21世紀を迎え、わが国の経済・社会・政治状況は目まぐるしく変化し、少子・高齢社会の進行、高度情報社会の到来、地球規模の国際交流の進展、環境問題の深刻化など、社会を取りまく環境条件は大きく変わりつつある。この現代社会の変貌とそれに伴う生活問題や福祉ニーズの質的变化に対応するためには、昭和26（1951）年以來の制度的基礎構造の枠組みが問題となり、平成12（2000）年、新たに「社会福祉法」が制定・施行された。この改革によって福祉政策に大きな変化がもたらされた。

本学においては、新たな社会福祉及び関係領域における変化に対応しうる研究・実践上の要請に応じていくために、人間福祉学部を基礎として、大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻修士課程を2001年度に、また、2003年度には人間福祉学研究科人間福祉学専攻博士課程（後期）を開設してきた。そして、これまで社会福祉及び関係領域に関する一層高度な学術研究・教育を行うことによって、人間の福祉に関わる諸課題に対処できる高度な研究・開発能力を持った独創性創造性の豊かな人材育成をめざしてきた。

大学院研究科修士課程においては、「社会福祉学及びその関係領域に関する高度な専門知識と見識、その技術を養うとともに、社会福祉及び関係領域の専門職業人の養成並びに教育研究者の養成を行うこと」を目的とし（同学則第6条の1）、博士課程（後期）においては「社会福祉学及び関係領域の修士課程あるいは、博士課程（前期）等で養った研究能力を基礎として、専門的な研究指導のもと、さらに学識と見識を深め、社会福祉学及び関係領域の高度な専門職業人の養成並びに教育研究者の養成を行うこと」を目的としている。（同学則第6条の2）。

具体的には、修士課程においては、研究者としての基礎的能力と専門知識を身につけ、博士課程に進学する人材養成とともに、社会福祉及び関係領域の実践の場において指導的、中核的役割を担う職業人の養成を行い、社会的要請に応える人材育成をめざしている。

博士課程（後期）においては、修士課程において養った研究能力を基礎として、さらに専門的な研究指導によって学識と見識を深め、社会福祉及び関係領域の専門研究者として自立して研究することのできる能力を養い、将来において研究・教育の中心的担い手とな

ることが期待できる人材養成をするとともに、現場において高度な研究・開発能力、指導力を備えた専門従事者として関連諸領域の専門職者と協働して活躍のできる人材養成をめざしている。また、社会福祉及び関係領域の課題の特性から、関係諸科学の連携・協働を含む学際的かつ総合的アプローチの必要性があり、広く関連分野を視野に置き、問題解決型及び開発型の高度な専門職業人及び教育研究の人材養成を目標としている。

[点検・評価]

修士課程及び博士課程ともに、初期の教育目標、人材養成の目的通り達成できていると判断する。

修士課程修了生の数と就職先又は現職の状況は、おおよそ把握できている限りにおいては、次の以下のようなものである。

修士課程修了者の数は、2003年に第一回修了生が輩出して以来2009年度までに53名になる。修了生の進路先又は現職は、i) 本学の博士課程に進学した者10名、ii) 大学・短期大学又は福祉系専門学校教員13名、iii) 県市公務員3名、iv) 県市社会福祉協議会5名、v) 社会福祉施設（老人福祉施設、知的障害者福祉施設、児童福祉施設、精神障害者福祉施設等）11名、vi) 病院等医療機関7名、vii) その他4名となっている。

大学等教育研究職以外に職を持つ修了生の大部分は、高度な専門性を身につけたソーシャルワーカーとしてそれぞれの分野で活躍をしており、中には中堅管理職としての役割を果たしている者もいる。

博士課程の在学学生、又は満期退学者は、大部分が、大学・短期大学及び研究機関等に教育研究者として職を持っていて、博士論文作成に取り組んでいる。博士（社会福祉学）の学位を授与された者は、2007年度、2008年度、2009年度に各1名計3名のみである。しかし、課程博士論文提出可能な期間にある者が大部分であり、博士論文提出予定者が続々控えている。

[改善方策]

修士課程においては、多くの修了生を輩出しており、高度の専門性を発揮して社会的要請に応えるために、また、修士課程在学学生の研究指導のためにも、修士課程修了生と大学との連携を密にして研究交流の機会をつくり相互の研鑽を重ねるように努めることである。

博士論文提出可能の者が多く控えている現状を前進させる必要がある。博士課程（後期）は、専攻分野である社会福祉及び関係領域の諸課題解決に貢献できるよう、研究能力を発展させ、博士論文作成に向けて集中して取り組めるよう、より一層の研究指導援助をすることが当面の課題である。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

周知の方法については、i) 学内においては、大学院生に対して、大学院履修要項を編纂し、諸規定の項に、大学院学則、学位規則、学位規則細則を掲載している。その他には、履修要項、学生生活要項、授業計画、年間行事予定について記載されている。

ii) 学内外向けには学生募集要項のために編集された、大学院を含めた全学用のパンフレットが有り、さらに大学院として特別に、大学院専用のパンフレットを編集し、その中に、理念・目的・教育目標等分かりやすく掲載してある。iii) さらに、大学のホームページへにも同様に掲載されて広く公開されている。その他、新聞雑誌等の広告の利用、学生募集等の説明会・相談会も周知する機会となっている。

【点検・評価】

周知のための資料等多く出されているが、実施した方策の妥当性問題点については、客観的な根拠となる資料は大学院としては把握していない。今後検討する必要がある。

【改善方策】

出版物等資料ができていても、それを積極的に活用し周知徹底する取り組みがなければ、資料が生きてこない。その辺の努力が、大学全体として取り組む課題である。

1-(4) 別科の理念・目的等

1-4-1 留学生別科

大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

[現状説明]

本学の外国人留学生受入は2004年度、短期大学部経営情報学科を卒業した外国人留学生を人間福祉学部の3年次編入生として受け入れたのが始まりで、この5年間の受入実績から判断して、日本語能力の維持、向上、日本文化の理解が必要なことから、2009年4月留学生別科を開設した。留学生別科へ入学する留学生は、1年間の学修、修了後、本学を含めた大学の学部又は大学院に進学することを目的としている。このため留学生別科では日本語能力の向上のための日本語教育、また、日本事情、日本文化、更に大学入学後のための基礎的教養教育としての英語、コンピュータ演習科目、社会科目（経済・福祉）の学修を通して、大学の授業が受講できるだけの能力を身に付けさせる。留学生別科は大学等入学のための学習支援を行う。留学生別科修了後、留学生は大学等で専門的知識を修得し、母国又は日本で社会人となり、社会人となった留学生が、留学生別科で学修した日本語、日本文化に触れた体験や学んだことが、母国と日本の相互理解に寄与する人材、国際的な視野にたった人材を養成することが留学生別科の目的であり、教育の理念である。

[点検・評価]

2009年度開設時現在、留学生別科の学生は母国を中国とする留学生が27名在籍し、12月までに5名退学し、現在22名在籍しており、進学希望者は本学、人間福祉学部、経営学部を希望する者が19名、他大学の大学等を希望する者が3名いる。課程修了者は開設年度であり現時点では評価できない。

また、適切性については、次年度入学予定者が24名いることから、志願状況からは適切といえる。

[改善方策]

2009年度開設のため、現時点では1年間で修了していないため、修了者が出たところで検討する。

大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

周知方法は、現地での留学生入学試験及び入学後、実施されるオリエンテーションで理念・目的・教育目標等を周知している。また、12月現在、海外からも見られるように、本学のホームページに留学生別科の項目を設け発信する準備を行っている留学生別科の入学案内にも記載予定で、現在、準備中である。

[点検・評価]

周知方法は、現地での入学試験、入学後のオリエンテーションでの周知であり、事前の周知ができていない状況であるため、有効性に欠ける。

[改善方策]

事前に本学、留学生別科の教育目標、目的、理念を周知するためのホームページの充実、入学案内への記述などで改善を図る。

第1章：理念・目的
1-(4) 別科の理念・目的等
1-4-1 留学生別科

第2章 教育研究組織

2-(1) 教育研究組織

[到達目標]

大学の理念に基づき、

- (1) 地域への知的情報の発信を充実させ、地域社会に貢献すること
- (2) 適切に組織が設置され、運営され、組織間で横断的な協力体制が構築されていること。

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

[現状説明]

第1章で記述したキリスト教精神による「愛と奉仕」を尊重し、人間としての基本的なものの見方・考え方を養い、他者の痛みを理解し、責任をもって自らの使命に生きる人間の育成を志すことを教育目標・目的とし、これを達成するために本学は今日まで発展、拡充してきた。

現在の教育研究組織は、二つのキャンパスで組織されている。岐阜県関市のキャンパスには、人間福祉学部（人間福祉学科、健康福祉学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科）、通信教育課程として通信教育部人間福祉学部人間福祉学科を設置し、大学院研究科は、人間福祉学研究科人間福祉学専攻（修士課程、博士課程（後期））、別科として、留学生別科を設置している。岐阜県各務原市のキャンパスには子ども学部（子ども学科）、経営学部（経営学科）、2007年度より募集停止した人間福祉学部子ども福祉学科が設置されている。現在、募集停止した子ども福祉学科を除くと学部が4学部5学科、大学院が1研究科、別科が1別科設置されている。併設の短期大学が関キャンパスに置かれている。

学生数は学部が収容定員1,490名に対し在籍数が1,259名（子ども学部、リハビリテーション学部は2009年度現在、開学から3年目、経営学部は2009年度現在、2年目）大学院は、23名、専任教員は教授51名、准教授26名、講師12名、助教3名、計92名いる。事務職員は専任事務職員76名、常勤嘱託事務職員24名、兼務事務職員27名、派遣事務職員5名、計132名いる。

教育研究組織の管理運営は学部、大学院のその時々々の諸課題は学科会議、研究科委員会、各種委員会の協議結果を大学評議会、大学運営協議会、教授会に諮り審議、承認して学長の指揮監督の下、執行されている。また、大学全体、学部横断的な協議事項については、学長が特別委員会を設置し、協議結果を大学評議会、大学運営協議会、教授会に諮り審議する。教育研究活動を支援するために大学の附置機関として、附属図書館、総合研究センター、生涯学習センター、各務原シティカレッジ、情報センター、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、地域連携推進センター、実習センター、留学センターがある。

附属図書館は、大学・短期大学部の教育研究に必要な図書、雑誌、学術情報に関する資料を収集、管理している。附属図書館は岐阜県関市、岐阜県各務原市の両キャンパスに設置している。

総合研究センターは、教員の研究活動の支援として研究成果の発表、刊行、教育研究費の交付、学外からの研究委託の受諾、各種研究会及び講演会の実施などを通して、地域社会の学術文化の発展に寄与することを目的としている。また、国際交流、本学が開設した人間福祉学会の運営を行う。

生涯学習センターは地域社会の学術文化の創造と発展に寄与するため、生涯学習事業の

推進を行う。

各務原シティカレッジは、岐阜県各務原市つのキャンパスで各務原市及び地域の関係諸団体との連携のもとで地域の生涯学習事業の推進を図る。また、各務原市の学術文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的としている。

情報センターは、福祉情報及び情報管理に関する事業を行うことを目的とし、大学の情報教育の研究、開発事業及び教育支援、情報環境の整備、業務の情報化推進事業、事務処理システムの開発及び運用支援を行う。

子ども家庭支援センターは、岐阜県関市のキャンパス内の附属幼稚園と岐阜県各務原市のキャンパスに設置されており、子ども学部、短期大学部幼児教育学科の学生が幼児と交流し保育体験を行う。また、大学、短期大学部専任教員、附属幼稚園教員による育児相談を行い地域社会に貢献している。

人間福祉相談センターは、子どもの心身の発育、健康又は高齢者の心の相談に関する援助事業等を行い、広く地域社会に寄与することを目的としている。

地域連携推進センターは、大学の持つ知的財産を広く提供することで、地域社会の活性化につながる活動をさまざまな連携先と協力して進める事業を行う。

実習センターは、社会福祉実習、教育実習、保育実習等様々な学外実習を支援する。実習先の開拓、巡回指導、実技科目の補助等を行う。

留学センターは、日本語、日本文化、日本事情に関する教育、生活指導、助言を行い、留学生の教育指導の充実を図る。

こうした教育研究組織により、本学の教育目標であるキリスト教精神による人格教育により、人間性を培うとともに、学校教育法第83条第1項に定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」第2項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」の目的達成に努めている。

【点検・評価】

本学はこれまで、教育理念に基づきながら地域社会からの要望や社会的ニーズに対応した学部、学科、研究科を設置し、教育研究組織を拡充、発展してきた。現在、4学部5学科、1研究科であるが、4学部体制は2007年度からで、現在、3学部（子ども学部、リハビリテーション学部、経営学部）は完成年度に至っていない。今後、学部内で教育内容、教育課程、学修指導方法等について見直し、検討に入ることとなる。また、学生確保は、リハビリテーション学部を除き、厳しい状況にある。特に人間福祉学部の学生確保は厳しく、2009年度、「学士力向上」に繋がる観点から履修モデルとしてのコースの見直し、新コースの追加、多様な資格の導入、学習指導方法の見直し等、検討を行い、教育課程を改正し、学部全体で立て直しに努めているところである。

図書館、各センター及びこれを運営する各委員会は、必要に応じて統合等の見直しを行っているが、各センターを運営する委員会は、専任教員の日程調整が厳しいこともあり、定期的には開催されていない。今後、各センターの目的、役割の見直しも含め、活性化を図る必要がある。また、学部、研究科、各センターの組織を横断的に取り組む研究、教育はあまり行われていない状況にある。

【改善方策】

教育理念の実行、教育の質の維持向上を行うため、社会のニーズに対応した学部、学科の設置を行ってきた。今後、維持するためには絶えず、学部、学科、研究科の見直し、点検を行う必要がある。特に学生確保が厳しい状況にある学部、学科については、改組、今後の在り方について検討することが緊急の課題である。また、各センターについては、一層の活性化を図るために、役割などを再検討し、センターの統廃合を含めた見直しの検討を行う。教

育、研究活動について、組織間を飛び越えた連携体制がとられていないため、大学全体で特色ある研究、教育について検討を行う。

学校法人岐阜済美学院		
法人本部		
中部学院大学		
大学院	人間福祉学研究科	大学事務局
人間福祉学部	人間福祉学科	附属図書館
	健康福祉学科	総合研究センター
子ども学部	子ども学科	生涯学習センター
リハビリテーション学部	理学療法学科	各務原シティカレッジ
経営学部	経営学科	情報センター
通信教育部	人間福祉学科	子ども家庭支援センター
留学生別科		ラ・ルーラ／子ども家庭支援センター
		人間福祉相談センター
中部学院大学短期大学部		
		地域連携推進センター
幼児教育学科		実習センター
社会福祉学科		留学生センター
専攻科		

第3章 教育内容・方法等

3-(1) 学士課程の教育内容・方法等

3-1-1 人間福祉学部

① 教育課程等

[到達目標]

人間福祉学部の教育課程は、学校教育法及び大学設置基準の趣旨を踏まえ、福音主義キリスト教教育に基盤を置く「建学の精神」に基づき、次の諸点を基底においた基本編成を行っている。

本学部の教育目標は、「地域に根ざした全国に発信する教育研究と、全人的人間理解を基礎とした総合的福祉教育」にあり、①人間と社会の深く多面的な理解に基づく豊かな人間性の育成、②新しい時代環境の変化に対応した福祉社会の枠組みの構築と援助技術の開発、およびそれを担う人材の育成、③福祉領域の拡大、保健・医療・心理・教育・司法・環境・経済・工学などの主要な福祉隣接領域とのクロスオーバー等、時代的・社会的要請に応え得る教育課程の編成、④地域社会・国際社会・他の各種専門機関に対してに開かれた大学（相互連携・交流や社会貢献等、高等教育機関としての社会的使命）を主眼に、21世紀型福祉社会の構築に向けた教育研究活動の継続的取り組みを展開する。

これに基づき、本学部ではこれからの福祉社会の担い手となるに相応しい幅広い教養を基盤とした人間性・倫理性を培うと同時に、国家資格である「社会福祉士」養成指定カリキュラムを中核とした社会福祉専門職（精神保健福祉士・介護福祉士を含む）として求められる専門性を身につけた人材、および福祉マインドとそれを活かす福祉インテリジェンスを複雑・多元化する社会のあらゆる領域において他の専門職との連携で活用・社会貢献できる人材、さらには社会福祉法に規定された「地域福祉の推進」のリーダーとしての地域住民となれる人材を育成することを目指している。従って、学生に対しては幅広い教養によって培われる人間性・倫理性と福祉の専門性に裏打ちされた深みのある「期待値（気力・体力・知力）」に富んだ社会性の涵養を求め、学部の教育内容・方法への反映を最大の目標としている。

3-1-1-①-a 学部・学科等の教育課程

この項では、人間福祉学部における、

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

について説明する。

[現状説明]

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性(大学設置基準第19条第1項)

本学部では、学部教育目標にある「地域に根ざした全国に発信する教育研究」を端的に具体化した教育課程が「専門教育系」に該当し、「全人的人間理解を基礎とした総合的福祉教育」を端的に具体化した教育課程が「基礎教養系」に該当する形で、その全体が体系化されている。また、この2系統をさらにそれぞれ大きく3つの主要な科目群に類別し、以下のように全体で6つの教科教育科目グループとして体系的に集約している。

i.) 基礎教養系： ①人間理解基礎科目群、②自己表現・自己表現関連科目群、③専門基礎科学科目群

ii.) 専門教育系： ①専門基幹科目群、②専門科目群、③実践・統合科目群

授業科目は、基礎教養系の「人間理解基礎科目群」で15科目、「自己表現・自己表現関連科目群」で23科目、「専門基礎科学科目群」で17科目 計55科目開講で44単位以上修得としており、教養教育を重視している。専門教育系では「専門基幹科目群」で42科目、「専門科目群」で人間福祉学科が83科目、健康福祉学科が113科目、「実践統合科目群」は人間福祉学科が10科目、健康福祉学科が14科目開講で、84単位以上修得としており、社会福祉の専門性を深めるよう配慮されている。また、学生が体系的な学習を可能とするために4年間あるいは各学年・学期(前期・後期)ごとの学習計画の立案、単位取得、履修登録時の科目選択、学習目標と学習内容のアンバランスの回避、希望資格取得等の関連が容易に判断できるよう「履修要綱」を作成し、併せてホームページからも常時アクセス可能な利便性を確保している。

更に、本学部ではそれぞれの学科に「履修モデル」としての「コース」を設け、学生自らの興味関心や将来の進路、学習目標等に沿った「専門性」の修得に向けた代表的な学び方のガイドラインをモデル化して提供している。①対人援助コース、②福祉政策コース、③福祉教育コース、④健康心理コース、⑤健康福祉マネジメントコース、⑥介護支援コース、⑦健康スポーツコース、⑧子育て支援コース(子ども学部へ改組転換)等がそれである。学生自らが将来目標を持って大学での学びを描き出し、社会福祉基礎演習・専門演習担当教員や教務課及びキャリア支援センター職員等の相談サポートを得ながら主体的な学びへの取り組みが展開されることを期待している。

社会福祉専門職養成の教育課程では、「社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士」の3つ国家資格に関連する養成課程を設け、関連諸機関・各種福祉施設・病院等との連携によりそれぞれの指定実習を実施している。本学部の実習の取組みの最大の特徴点は、附置機関である「実習センター」と実習担当教員により組織された「社会福祉実習委員会」「精神保健福祉実習委員会」「介護実習委員会」が、各種実習先との連絡調整及び学生指導において密接な相互連携体制のもとで指導に当たっていることである。その1例が、継続的に開催されている「実習先施設長及び指導者会議」で、「講演会」「シンポジウム」、施設分野単位ごとの「分科会」で実施情報・意見交換等を行い、実習先の理解と協力を得て協働して実習を行う独自の体制を作り上げてきている。なお、学生の実習成績評価については、実習先の評価を参考に、学生の学びの状況、実習日誌の作成状況、履修中の取組み姿勢・意欲、課題意識等、実習担当教員間の情報交換と相互連携による統一基準に基づいた総合的な評価方法を採用している。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学は福音主義のキリスト教を建学の精神とし、その具現化に向けた教育理念の実現を目指している関係から、本学部においても「人間理解」に基づく「人間性」の涵養を目指した教育と「倫理性」を培う教育を重視した教育課程の編成を行ってきている。それを象

徴するものが基礎教養系①人間理解基礎科目群、②自己表現・自己表現関連科目群、③専門基礎科学科目群という独自のカリキュラム構成で、卒業必修科目である「キリスト教概論」と「言語による表現活動Ⅰ-1（コミュニケーション英語）」を核とする多様なリベラルアーツ教育重視の展開（専門基礎科学科目群等の一部を除く学年枠を超えた履修機会と44単位以上を設定）である。また、特に本学部は「人間福祉（human well-being）」を独自の教育研究目標とすることから、「専門科目系」の専門科目群においてもこの点を重視した教育展開を図っているという特徴がある。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

人間福祉学部における教育目標の「地域に根ざした全国に発信する教育研究」を具体化するものとして「専門教育系」科目が位置づけられている。なお、「専門教育系」科目として位置づけられる科目群の具体例は次の通りである。

① 専門基幹科目群

社会福祉士養成の指定科目と精神保健福祉士養成の指定科目によって構成され、社会福祉の専門性を形づくる中核的な科目が配置されている。「社会福祉概論」「社会保障論」「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」「精神保健学」「精神保健福祉論」などである。

② 専門科目群

専門基幹科目で涵養される「福祉職の専門性」をさらに深めるための科目群である。学生1人ひとりの関心や将来の進路との関連等から、多様化する福祉実践分野などに対応する形で、学生自らが選択的に専門的な知識や技術を身につけ深化させることを狙いとしている。

③ 実践・統合科目群

他の科目群で学んだ知識や技術を体系的に統合し、課題発見・実践的な問題解決能力、対応能力を培うことを目的とした科目群である。「社会福祉実習」「精神保健福祉援助実習」「介護実習」「子ども福祉実習」「社会福祉基礎演習」「社会福祉専門演習」「子ども福祉基礎演習」「子ども福祉専門演習」（子ども関係は子ども学部に移管）などがそれである。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

一般教育的授業科目は、本学部の「基礎教養系科目」に当るもので、前述の通り3領域の科目群から構成され、学部教育目標の1つである「人間と社会の深く多面的な理解に基づく豊かな人間性の育成」実現に向けた重要な位置づけとなっている。本学部では、幅広い教養・見識を身につけ、複合的な視点から福祉マインドを活かす福祉インテリジェンスに基づき課題発見・分析・考察・判断・評価・課題解決に向けた道筋を導き出せるよう、これらの3つの科目群から万遍なく履修するよう履修指導を行ってきている。なお、具体的な科目群は凡そ以下の通りである。

① 人間理解基礎科目群

福音主義キリスト教を教育の基盤に、人間を取り巻く諸事象と人間との関わりを明らかにし、人間の在り方を問うことで人間福祉の基礎となる幅広い識見を涵養する科目群である。「キリスト教概論」「哲学の基礎」「文学と人間」「宗教と人間」「現代社会と人間」「死生学」などが含まれる。

② 自己実現・自己表現関連科目群

言語によるコミュニケーションや身体による自己表現力を高めるとともに、福祉インテリジェンスの基盤となる情報収集・分析評価・プレゼンテーション等の情報処理・活用能力を養成し、人間福祉を担う主体に求められる基本スキルの養成と自己表出・自己実現を目指す科目群である。「言語による表現活動」「身体による表現活動」「情報活用論」「障害者とのコミュニケーション」「仕事と人生」などが含まれる。

③ 専門基礎科学科目群

社会福祉士養成の指定科目でもある「心理学」「法学」「社会学」を中心に、心理、法律、社会、経済、政治など人間と人間社会の基本的な枠組みや仕組みについて社会科学的な視点から理解を深める科目群である。「日本国憲法」「心理学」「法学」「社会学」「現代の家族」「政治学」などが含まれる。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学部では、英語(コミュニケーション英語)を卒業必修科目として基礎教養系科目(「言語による表現活動Ⅰ-1」)に位置づけており、2年次から3年次への「進級要件」ともしている。中でも、学部として将来の福祉情報の受発信や福祉実践を通じた社会貢献・国際貢献を念頭においた英語によるコミュニケーション能力の向上を重視する立場から、さらに選択科目の位置づけではあるがこれに上乘せする形で、「言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)」、「言語による表現活動Ⅰ-3(福祉コミュニケーション英語)」、「言語による表現活動Ⅰ-4(福祉コミュニケーション英語)」が開講されている。また、実際の履修者は少数であるが、隣接する国々との教育研究活動を通じた相互交流の拡がりや将来の留学生の受入等とも関連して中国語や韓国語も開講されている。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

本学部では、前述の通り学部教育課程全体を「基礎教養系」と「専門教育系」の2系統に分け、それぞれを6つの科目群から編成して学生に提示している。これにより、その全体の科目編成から学生がバランスよく学習・単位修得することを求めており、基礎教養系科目から44単位以上、専門教育系科目から84単位以上、合計で128単位を修得することを学部の「卒業要件」としている。なお、外国語科目については、「英語」について通年科目を4科目設定しているが、その内で必修は1科目となっている。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学部の場合、「基礎教養系」の科目群によって実施される基礎教育・教養教育部分については、学部内に設置されている「カリキュラム検討委員会(学部FD)」及び学部所属全教員で構成される「学部会議」の場において、2005年度、2007年度、2008～2009年度(現在進行形)と継続した見直し・検討を行ってきている。現在、人間福祉学部の「2010年度カリキュラム」の大幅改定に向けた本格的な議論が両者間で頻繁に展開されている状況にある。

また、本学部では従来から主要領域の中核的科目に専任教員を配置してきた関係で、実施・運営上の障害となる壁が低く、一部非常勤講師に依頼している部分に関しても学部単位で「非常勤講師懇談会」「科目担当者連絡調整会議」の場を設定し、相互間の連絡調整・情報交換、基本方針や課題の共有化、学部構想等を含めて理解を深めてきている。

これとは別に、外国語科目等については、それぞれの担当教員間で講義内容や教材等の活用を含めた意見交換と相互調整の場が設定されており、1・2年次開講の実践統合科目である「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ（共に少人数制の必修科目・3年次への進級要件科目）」でも年間複数回にわたる「基礎演習担当者会議」、「専門演習担当者会議」を開催し、年次計画や指導方法・内容、共通事項の確認、学生指導上の問題点や課題、実施・運営上の改善に向けた意見交換、基礎教養系科目群との連携等が話し合われ、その都度学部会議へ提言・報告されている。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学部では、学生の主体的選択を基本とした複数の社会福祉専門職の資格取得を目指す養成指定科目を中核においたカリキュラム編成となっており、既に触れた通り「基礎教養系」と「専門教育系」の各科目群の大枠においてそれぞれの「卒業要件」にかかわる最低修得単位数を定めている関係から、現状において学生1人ひとりが概ねバランスのよい学習計画に基づいた履修を行っている状況にある。ただし、本学部の場合はその他教職課程等の関連資格取得も可能な養成カリキュラムを練み込んだ教育課程編成をとっており、学生が1年間に履修・取得可能な単位数の上限を70単位と定めていた関係で、「単位の実質化（単位制度の厳格運用）」や「学士力の確保（教育の質の担保）」といった大学教育の肝心要の質的部分での課題を残してきたといえる。この大課題の克服・改善も2008年度カリキュラム検討過程で56単位上限に改められ、現在に至っている。

【点検・評価】

人間福祉学部では、日常的な学部FDを通して提起された課題や改善に向けた取組みに関しては適宜「学部・学科会議」で取り上げられ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等検討委員会」の審議を経て大学評議会並びに教授会に報告され、承認を得て実施に移されてきた。2007年度より「教育内容等検討委員会」が「FD委員会」へと発展的に統合され、2008年度には学長直轄の「全学FD委員会」へ衣替えし、2009年度にはその下部組織として「学部FD委員会」が正式に位置づけられたことで、現在の学部における当該「点検・評価」内容も大学全体の組織的・体系的なFD活動の一環として展開されている。

① 「きめ細かな顔の見える学部教育」の推進と「キャリア形成支援」の展開

本課題は人間福祉学部の理念・目的と教育目標の実現をより効果的に達成するための具体的な改善方策であると同時に、本学部の置かれた客観的な現状の解決課題を克服するための実態に即した実質的な試みでもあり、何よりも本来本学部教育の根幹を貫く基軸として目指してきたはずの点である。しかしながら、学部の理念・目的、教育目標・人材養成の「点検・評価」の項目で明らかにした通り、「顔が見え難い」、専門職養成という「育てる側」の「教員の立場」に立った視点が先行し、「育てられる側」の「学生の立場」に立った視点の展開・議論が必ずしも十分でなかった点の実態との間の乖離を生み出す最大の要因であったと考えられる。この点での学生の「キャリア形成支援」に向けた積極的な取組みを学部教育課程編成に具体的な形で組み込み、効果的な仕組みづくりを行うことが今後課せられた大きな課題である。

② 「人間理解」に基づく人間性の探求と「深い教養」に根差した専門性の探求の有機的連携と両立

これも本学部の教育課程編成の基盤としてその実現を求めてきた教育サービスの根幹であるが、学生層の多様化への実質的対応と学士力の養成（教育の質の担保）という点において、近年の本学部の実態は必ずしも十分な成果を上げてきたとはいえない。先の学部

の理念・目的、教育目標・人材養成の「今後の改善方策」に示した学部FD委員会の見直し・検討の結果は、正にその骨格となる部分を明確な形で位置づけようとしたものである。中でも、基礎・教養系科目群（リベラルアーツ教育・人間理解に基盤を置いた基礎教育・より高度な専門性を探求する基盤となる基礎科学領域）の精選・充実に向けた取り組みはその現われであり、今後は教育効果の測定方法の開発やその成果の検証を含めて継続的な検討課題として「キャリア形成支援」の仕組みづくりと併せて本格的な検討を要する。

③ **一律型福祉専門職養成から多様化した学生層と時代環境の変化に適合的な多様化した福祉領域の専門性追求に見合う人材育成**

これまでの本学部が目指してきた一定の学力水準と明確な将来目標を前提とした一律型福祉専門職養成では、近年の学生層の多様化や目的意識の希薄化、学力水準の低下等の現実の実態面での適合性に問題があり、積極的に学生の入学後のキャリア形成過程を支援し、将来に向けての社会貢献を可能とする「学生育て」の体制を構築する取り組みが必要かつ重要となる。また、福祉専門領域の拡大や他の専門領域とのクロスオーバー、複雑多様化した福祉ニーズ等への対応の必要性が加速する中で、人間の生涯発達や社会生活の実態等をより広い視野の中でとらえ、多領域の専門職との連携で総合的に支援することを可能とする福祉人材の多様性の確保も求められる。本学部は、学部の存続をかけて継続的にこの大課題に取り組む必要がある。

④ **社会福祉専門職養成教育課程の実施・運営のための責任体制とその実践状況**

a. **社会福祉士養成課程**

本学部の社会福祉士養成教育課程は、2008年度の法改正に準拠した体制整備と新規養成指定カリキュラムへの変更手続きと併せてその実施に向けた見直し・検討を行っている。当該養成教育課程は、専門教育系の「専門基幹科目」群として位置づけられ、主要な指定科目に専任教員を配置し、その実施・運営の円滑化と担当教員間の相互調整・連携、基本情報と課題の共有化等を図り、「実習センター」や「国家試験対策委員会」との連携を基本に学部主導で進められてきている。

また、本学部が重視する社会福祉実習指導については、実習先機関や施設との密接な相互連携と協力体制、情報共有化の下で教育・指導内容の充実を図ると共に、順次受け入れ先を拡大してきており、既に触れたこれまでの試みの実践的な成果が上がってきている。

実習教育効果に関しては、実習を終えた学生が専門職としての社会福祉士を目指すための学びと意識の深化過程を把握する目的で実習指導にかかわる授業評価を実施し、併せて実習報告会（プレゼンテーション）の実施及び実習報告集の作成等を通して広く実践過程での学びを共有する工夫を行うと共に、実践過程の教育・指導効果を評価・確認すると同時に、「学部社会福祉実習委員会」を中心に実習機関・施設との連携の上に組織的な講義・指導を行い、一定の成果を上げている。こうした実習教育を連携するネットワークで展開することで、単に目指す社会福祉士国家試験受験資格を得るためだけでなく、社会福祉実践現場の体験を通じた福祉に関する広範な知識と複雑な現実の取り組み課題や解決策、新たな問題発見へと視野を広げ、「福祉」を職業とすることの意義や専門職としての社会的役割を理解し、大学での継続的な学びをさらに深めることに繋げる点を重視した取り組みを展開している。ただし、社会福祉士養成教育では学習成果の1つとなる国家試験に合格して社会福祉士登録を行い、実際に社会福祉の現場での継続的な取り組み・実践活動をした後に、始めてその真の効果が現れるものであり、教育効果も在学中の短期的な評価に馴染み難いという側面もある。

なお、本学部の「通学課程」では、実習教育を無事に終えても、最終的に国家試験に合格するものが全国平均の2～3割程度の水準であり、この水準を少なくとも併設されている「通信教育課程」のレベルにまで高めて行くことが今後の大きな課題となっている。

b. **精神保健福祉士養成課程**

2006年以降、本学部では精神保健福祉士受験選抜（養成枠を50名上限と設定）を希望する学生が年々減少傾向にある。また、将来の進路との関連で、本学の位置する岐阜県内における精神保健福祉関連病院・施設等には、既に本学卒業生が2003年までに大半就職しており、その後の県内当該専門職員募集は「欠員募集」程度の限定的範囲に留まっている。

加えて、「障害者自立支援法」施行に伴い、精神障害者社会復帰施設が障害福祉サービスに移行したことにより、新規職員募集が見送られているという新たな状況も加わり、地元での就職を希望する学生の多くが精神保健福祉関連分野以外への就職に切り替えている現状にある。幸い、精神保健福祉士を目指す学生の多くが、同時に社会福祉士受験資格取得を同時に目指して学んでいる点は救いではあるが、この点への対応が今後の「学部FD」の重要な検討課題の1つとなる。

c. 介護福祉士養成課程

介護支援養成教育課程では、履修学生の選抜（養成枠を30名上限と設定）に際して事前の1週間程度の体験学習を設けているため、選抜後の学習過程での中途辞退者が比較的少ない点が特徴の1つとなっている。従来から選抜に漏れた学生に対する対応も積極的に行ってきたが、近年の当該養成課程希望学生の減少傾向に伴い、「介護福祉士」資格取得を希望する学生（ほぼ養成枠）へのきめ細かな手厚い対応が可能な状況が生まれてきている。

また、卒業後の進路では、近年の新たな動向として学生間でも「福祉離れ」の現象が加速状況が生まれている。その鍵となる要因の一つが待遇等の社会的問題であり、主として福祉現場での対人的な介護実践活動を目指す福祉専門職養成では、その教育目的を明確にしつつ、対人的福祉実践過程の魅力を素肌感覚で実感できるよう伝える教育研究上の工夫が必要となってきている。加えて、本学部では「社会福祉士の視点を持つ介護福祉士を養成する」ことを主眼に置いている関係から、両国家資格取得に必要な指定科目群が重層的に配置されており、学生の学びが量的にも極めて多く、時間的拘束度・学習負担度の高さに反比例する形で勉学以外の学生生活を謳歌するゆとりがない。近年、当該養成教育課程の履修学生には、新たに共通した特徴として机上の学習能力面に比べて実践能力面での低下傾向が見られ始めていることもあり、「生活・実践・経験」の各場面において具体的レベルでいかに相互を結びつけて理解させるかという以下のような課題が生じている。

・ 教科教育と実践教育の統合

これを実現するためには、主要科目の配当年次が適切に行われている必要がある。中でも、現行の3・4年次生では専門科目の配当年次が3年次に集中している。また、介護実習と社会福祉実習が重なり学生への負担が大きい。また、実習等で躓く学生もあり、教科科目と実践と関連づける教育方法を工夫して学生の実践の能力の発達を支援することなどが今後の検討課題である。

・ 教科と実習との関連づけ

この問題に関しては、基礎教養系科目群や専門系科目群等の担当教員（専任・非常勤含む）との相互連携が必要であるが、教員間での教育内容の調整や検討が従来から適切に行われ難い状況にある。現状では、成績不振者に関して、個別に担当教員と専任教員が連携し、教育方法や学習相談指導等について本人を交えた検討に留まっている。

・ 社会福祉士の視点を持った介護福祉士の養成教育

この点に関しては、学生の学習視野を拡大することが可能となる反面、社会福祉士と介護福祉士の指定養成教育内容が必ずしも明確に整理されてはならず、実際の教育内容の一部に重複があり、加えて学生の履修単位数が悪戯に増えて両国家資格の取得が現実には困難な学生も存在する。そのため2006年度生から見直しを行い、現在は14単位分の読み替えを実施に移している。

- ・ 両資格の取得が困難な学生に対する対応

この問題については、現時点での対応が必ずしも十分になされているとはいえない状況にあり、今後の検討課題となっている。また、一方の介護福祉士のための習得を目指す場合には4年次の科目配当が極端に少なくなる関係で、このままでは専門的な指導役割の取得能力の向上へと発展しにくい面が生じる。そのため、学部として「認知症専門介護福祉士」の講座を独自に設置し、さらなる専門性の追及が可能な取り組みの展開を検討している。

- ・ カリキュラム編成上の必修・選択の量的配分

この点に関しては、特に資格関連科目群を除いて考えると卒業必修科目は非常に少なくなっているが、反面で資格取得を視野に入れて考えると2つの国家資格を同時に取得する場合、両資格関連科目群は事実上の必修科目となってくることから、その全体に占める割合が極めて高くなり、学生自らが自身の関心や興味を抱いて自由に科目を選択履修することが実質的に難しい状況を生んでいる。学ぶ学生の立場から、単位制度の問題とも関連する本学部の抱える最大のカリキュラム編成上のジレンマとなっている。

[改善方策]

既に、人間福祉学部では学部FD活動の2008～2009年度の主要テーマを「2010カリキュラム検討」と位置づけ、学部の理念・目的・教育目標・人材養成の原点に立ち返って学部教育課程編成全般の見直し・検討と具体的な改善に向けた検討を重ねてきた。その大枠での方向性と具体的な対応策については既に触れてきた通りであり、「点検・評価」の項で取り上げられた課題への改善が今後具体的な学部FDの取り組みとして順次取り上げられることになる。

① 基礎教育・教養教育系科目の充実と達成水準

当該課題については、特に学士力の向上と大学教育の質の担保を基本に、学部の理念・目的、教育目標の実現・達成を基本に置いた改善を進めると共に、その水準を「公務員・教員採用・国家試験」レベルに定めた取り組みを具体的に展開する。また、卒業要件単位には組み込まない形ではあるが、学生の将来の進路に合わせた当該「対策講座」を併せて開設し、学生のキャリア形成支援を積極的にサポートして行く体制を構築する。2010年度から、その一部を前倒して実行に移すことが既に決定されている。

なお、通信教育課程を併設する本学では、2007年～2009年度の3年間、私立大学協会サイバーキャンパス整備事業の採択を受け(事業名称「地学連携によるサイバーキャンパスの構築」)、サイバーキャンパス化を推進する過程で従来開発してきた福祉専門教育の既存データベースの拡充(2008～2009年度)作業を進めると共に、基礎教育・教養教育系科目に関しても今後の拡充・実践活用を前提に、両コンテンツを学内外からユーザーの「誰もが、何時でも、何処でも、自由に」活用できるフレンドリーなICTシステムへの再編とユキキタス情報インフラ整備面での拡充と併せて、当該達成水準を「公務員・教員採用・国家試験」レベルに設定した学習用コンテンツづくりの取り組みも手掛けてきた。今後、実践活用に向けたセキュリティポリシーの確立と実践管理・運用面での大学としての統括システム構築、最大の課題である教育効果測定・成績管理・実践活用等のLMSポートフォリオシステムや学習者に対するフィードバックシステム等の構築といった本学部の目指す「キャリア形成支援」の枠組みにより適合的な総合的仕組みづくりに取り組む予定である。現段階において、IDパスワードの発行による試行的開放使用は可能なレベルにある。

② 2010カリキュラムへの移行に伴う基礎教養教育の重視と福祉専門職養成教育の充実

既に触れてきた学部教育課程編成の改善に基づき、既に「2010度学生募集」が進められ、2010年度より年次進行に合わせて新カリキュラムへの移行が図られる。特に、1・2年次の基礎教養教育ウエイトを置いた豊かな教養に基づく人間性の涵養とキャリア形成

支援を基軸とする「自分育て」を基盤に、将来の進路選択・社会貢献に向けた導入教育に取り組むと同時に、それを「専門性の探求」へと有機的にかつ円滑に移行できるよう学部教員の総力を挙げて「顔の見えるきめ細かな」対応を図る。

特に、専門職養成教育課程では近年の福祉専門職への登龍門となる国家資格取得を希望しない学生層も増加傾向にあるが、既に触れたように本学部では「社会福祉士」養成教育の意義が依然として重要と考えており、改正社会福祉士法に伴う社会福祉士養成教育の関係改正法令を遵守し「実践力のある社会福祉士養成」の政策目標に準拠した形で教育現場での指導内容の一層の充実を図る。中でも、今回の法改正によって実習担当教員及び実習先指導者の前提要件が強化され、2009年度から実習期間が同一の施設等で3週間行うこととされた関係で、本学部では4週間を同一の実習先とし、2期に分散して行うことを予定している。従来は2週間ずつ異なる実習先に実習生を配属していたため、今後全期間が同一施設となること及び実習指導者等の状況によって実習先が減少することも十分に予測される。さらに、従来専門外の教員の協力も得て行っていた実習中の実習先への巡回指導も、今後は実習担当教員のみで行うことを予定している。また、社会福祉実習教育を柱としたこれからの社会福祉士養成教育は、今後も社会福祉実習教育を中心にそれ以外の関連指定科目群についても専門的かつ実践的に再構成を行い、実践力の高い社会福祉士を養成する方向性を確保する必要がある。そのために担当教員の専門性を研鑽し、実習先の理解と協力を得る努力を続けると共に、対象となる学生の課題意識の醸成に努める必要がある。

精神保健福祉士養成教育課程についても、精神保健福祉士を目指す学生を増やすための取り組みも必要となるが、それ以上に学生の学習意欲・動機づけの質を高める必要性があり、講義・演習・実習指導等を通して精神保健福祉士の仕事の楽しさや生き甲斐、重要性などについて理解させると同時に、将来の専門職特性の育成とも関連する、例えば授業展開を「聞く授業」から「考える授業」への転換や講義内容に基づく討議型授業展開を図るなどの工夫が求められ、教員と学生のコミュニケーションが密に展開されるような関係性の構築が求められる。また、就職先の開拓も重要な要件で、全国各地の情報収集と情報提供や関連分野の新たな開拓にも力を入れて行く必要がある。これらの活動を展開していくことが精神保健福祉士国家試験の合格者増にもつながると考える。

また、介護福祉士養成教育課程では既に入学時に志望の明確なケースが殆どであるが、今回の学部教育課程編成の変更に伴い、それでも毎年入学後に志望の明確となるケースもあり、その点への配慮・対応が今後の不安材料の1つとなる。そのため、一定人数枠を入学後に決定可能な仕組みを今後検討して行く。さらに、2010年度からの新養成課程カリキュラムでは最終的に国家試験も導入され、国家資格を有した介護福祉士が社会へと巣立つことになり、その専門職性上、卒業時点である一定水準の介護福祉実践能力をも備えていることが求められる。特に、新課程では「尊厳ある個々人の生活・人生」を豊かに創造していけるよう支援を決定し、新しい視点から介護福祉を発想・考察していける専門職人材の養成が求められている。健康づくりとしての「介護予防」から終末期ケアとしての「緩和ケア」への支援を継続的・連続的に捉え、個々人の状況に応じた介護を展開できる能力を養う必要性があり、従って新たに「介護予防と運動学」や「緩和ケア」の関連科目を開設し、介護予防から看取りまでのケアを一貫して学ぶことができるように科目の再編成を行う。さらに、介護現場での指導的役割取得の可能な資質を備えた介護福祉職を目指して、「ケア管理」を継続し、実践と理論を結びつけて指導的役割を担うことができる基礎教育も行う必要性もある。また、社会の要請に応えるため、認知症高齢者の介護や医療依存度の高い人の介護への対応ができるための教科目の充実を図り、実習教育においても実践能力をさらに高めていく必要がある。本教育課程の学生の実践能力を磨くために、新たに「介護福祉実践到達目標」を見直し、介護実践の質を担保することができるように指導する。勿論、介護実践能力は養成課程教育の終了時に完成するわけではなく、生涯の継続的な実践活動の展開を通して成長・発達を遂げるもので、飽くまでも卒業時の到達目標はその基

本的な介護福祉実践能力が柱となる。それ故、以上の視点に立ち、次の諸点の改善を図っている。

- i.) 専門指定科目と実習教育科目の配当年次の変更
配当年次の見直しは2008年度入学生から介護実習時期を1年繰り下げ、1年次後期からスタートさせて社会福祉士養成教育課程の実習時期と重ならないよう変更した。
- ii.) 社会福祉士と介護福祉士の両資格取得が困難な学生への対応
本学生涯学習センターの開講する「専門介護福祉士養成講座」への受講を呼びかけて行く予定である。
- iii.) 教科教育科目と実践とを関連づける教育方法
新カリキュラム対応のシラバス作成段階から各担当教員間で話し合い、作成上の相互調整を実施している。また、教育方法としてグループワークや演習を取り入れた学生参加型教育方法の導入を検討している。そのための教材開発が今後必要となる。
- iv.) 学生の進路との関連
この点に関しては、将来の短期的目標と長期的展望を含めて福祉が考えられるような教育を考えて行くと共に、社会的アクションを起こし、福祉職全般の待遇改善を要求して行くことも必要となる。今後、卒業生の就職・離職・再就職等の実態分析をキャリア支援センターと連携で共同して行っていく。

3-1-1-①-b カリキュラムにおける高・大の接続

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状説明]

高等学校から大学教育への円滑な移行の機能をもって実施されているものは、人間福祉学部では「社会福祉基礎演習Ⅰ」である。これは少人数制のゼミナール形式で展開され、大学教育への適応を促進する目的から開講している。その共通キーワードは「読む・聞く・書く・話す」であり、大学における学びの基本を身につけることとなっている。

また、本学独自に開講している高・大連携の科目である「福祉の世界」がある。この科目の受講は本学との間で「高大連携」を締結している高校の在學生に限られるが、高校在学中に当該科目を履修して本学に入学した場合、本人からの自己申請に基づいて「人間福祉学総論」(2単位)に読み替えられている。この科目は、高校生の福祉領域への関心を育てるということに加え、大学での福祉の学び方を会得するという位置づけになっている。

[点検・評価]

「福祉の世界」の単位認定については、本学での学びに対する強い動機づけとなっている。しかしながら、現状においては在籍した高等学校が本学と連携しているかどうか前提とされる関係から、実際に入学生の多くが履修機会を得られているわけではない。

また、本学の特色の1つとなっている「社会福祉基礎演習Ⅰ」の授業展開においては、共通課題として図書館利用や情報処理機器の活用、文献検索やレポート作成の基本を学ぶ機会を設定して大学教育への適応を促進すると共に、研究テーマに基づく「調べ学習」の成果を最終的にレポートに集約して提出することを学生に義務づけ、その前段階として学科単位での学生主体の運営による「ゼミ合同研究発表会」を開催し、パワーポイントとレジュメ資料を作成して発表(年度末に報告集として冊子化・配布)してきている。この少人数制の取り組みを通して、学生の学習に対する前向きな態度形成や動機づけ効果、学生と教員間及び学生間のコミュニケーションの活性化、福祉への関心や教育研究に対する目的意識の醸成等、その後の学習過程に多大な効果が上がってきている。ただし、問題を抱

えた学生や個別の専門的な支援・対応を要する学生の動向把握、翌年度に開講される「社会福祉基礎演習Ⅱ」の担当教員との教育指導上の連携上の強みもある反面、この設定科目の担当者に対して「クラス担任制」機能が付帯したことにより、事務連絡や学生相談指導上の関連雑務や過剰期待が生まれている現状があり、担当教員の過重負担を生む結果ともなっている。

それでも現行の枠組みだけでは福祉を学ぶ導入教育としては不十分で、実際には専門職養成課程教育科目がそれを代替しているという現状にあり、学習過程も年次進行に応じた適切な各段階の導入教育の必要性を痛感している。

[改善方策]

人間福祉学部は、教育課程編成の見直し・検討過程で2010年カリキュラム改正に高大連携のあり方を含む形での福祉導入教育を検討し、本来の高大連携のあり方にするために、現行の高大連携科目を別枠で設定してその履修者のみを対象に入学後読み替え単位認定する方式ではなく、大学における1年次必修科目として開講する新入生を対象とした「福祉導入教育」科目を同時開講履修し、それを入学後に正式単位認定する方式へと切り替えることとした。また、2010学部カリキュラム改正に合わせて、社会福祉への導入科目も別途開講することとしている。

加えて、卒業必修科目と3年次への進級要件科目として位置づけられる「社会福祉基礎演習Ⅰ（名称変更により人間福祉基礎演習Ⅰ）」及び「社会福祉基礎演習Ⅱ（同Ⅱ）」については1クラス当たりの学生数を可能な限り少なく設定し、教員の負担度が現行以上に増えることになるが、学部の教育目標である「顔の見えるきめ細かな」学生対応が図れるよう最大限配慮すると共に、学科選択が2年進級時、専門教育課程のコース選択が3年進級時となることから、それぞれ両学科の導入教育科目、各学科内コース別導入教育科目を新規開講・導入し、人間福祉基礎演習との相互連携で「学生育て」を積極的に誘導することを試みることにした。

3-1-1-①-c カリキュラムと国家試験

国家試験につながるのあるカリキュラムをもつ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性

[現状説明]

社会福祉士の国家試験受験資格取得に関する科目は、社会福祉士・介護福祉士法の一部改正が行われ、2009年度より施行された。この改正で社会福祉士受験資格取得の指定科目も改正され、本学部は現在、新指定科目を1年次より段階的に年次進行で開講している。具体的には社会福祉現場実習の前提となる基礎知識・技術関連の社会福祉概論や老人福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術概論等の基礎に当たる科目からである。当該科目については、社会福祉士を目指す学生にとって「導入教育」としての意味合いと位置づけもある。

2年次からは、社会福祉援助専門職となるための専門的な学習が始まり、社会福祉援助技術論Ⅰと併せて社会福祉援助技術演習Ⅰも開講される。その他、講義科目として障害者福祉論、公的扶助論が開講されている。

3年次では社会福祉実習が行われ、学生は8月に1週間と2月から3月にかけて3週間福祉現場での実習を経験する。この準備と振り返りのための社会福祉実習指導が前期より開講されると同時に、関連する社会福祉援助技術論Ⅱ、社会福祉援助技術演習Ⅱ、地域福祉論、社会保障論といった資格関連科目が開講されている。

最終学年の4年次では、社会福祉実習指導と社会福祉援助技術演習Ⅲが開講される。

また、社会福祉士養成カリキュラム改正に伴い時間数が減じた科目については、より深く学ぶことができるよう特講を開講している。

このように、4年間を通して専門職となるための知識と技術を積み上げ式に学ぶことで、

各段階での必要とされる内容を確実に身につけて行けるよう担当教員間での相互調整を行いながら進めてきている。

また、国家試験対策については、学部国家試験対策委員会が実習センター（2009年度キャリア支援センターから移管）との連携で特別授業を立案し、3年次後期から4年次通年で開講している。

精神保健福祉士に関しては、1年次より精神医学と精神保健学が開講され、専門職養成の学習科目が2年次より開講される。2年次では精神科リハビリテーション学A・B、精神保健福祉論A・B・C、精神保健福祉援助技術総論A・Bが開講され、3年次では、精神保健福祉援助技術各論A・B、精神保健福祉援助演習が開講され、3年次後期から、これまでに学習したことを実践する精神保健福祉援助実習が4年次前期まで「さみだれ方式」で実習が行われる。国家試験対策については、社会福祉士対策講座と同様に国家試験対策委員会と実習センターが連携し対策講座特別授業を立案し、開講している。

介護福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され2009年4月1日施行された。この施行により介護福祉士養成の指定科目は新指定科目となったため、本学部は新指定科目を学年進行で順次開講することとした。また、この改正で2012年度から国家試験も導入されることとなった。

介護福祉士養成に関する科目は1年次に介護福祉の基礎知識・技術を学ぶために社会福祉概論A・B、児童福祉論、介護福祉Ⅰ・Ⅱ、介護コミュニケーション技術論、生活新技術（介護）Ⅰ・Ⅱ、介護総合演習Ⅰを学び、後期の2月に学習した知識・技術を実践する介護基礎実習Ⅰ・Ⅱを行う。2年次では、介護過程展開の基礎能力を養うため、介護の基本B、生活新技術（介護）Ⅲ、介護過程Ⅰ、介護総合演習等を学び8月介護過程実習（3週間）

2月から3月介護総合実習（4週間）を行い介護技術の使い方、介護過程の展開方法を学ぶ。3年次は、介護過程の展開方法、介護計画の立案、介護サービスの提供能力を養うため、介護の基本A・C・D、生活支援技術A・B、介護過程Ⅱを学び、4年次では3年次の学習を更に深めるために介護過程Ⅲ、ケア管理論を学ぶ。また、国家試験対策については、社会福祉士・精神保健福祉士同様に対策講座を開講する予定でいる。

[点検・評価]

社会福祉士養成教育課程・介護福祉士養成課程は、先に記述したとおり2009年4月1日より施行され、2009年度現在、新指定科目での養成がスタートしたばかりで、まずはそれに準拠した取り組みを進めていくこととなる。

精神保健福祉士養成教育課程については、今後カリキュラム改正があれば迅速に対応していくことが必要となるが、現状においては大きな問題はないといえる。

[改善方策]

人間福祉学部では、2010年度より新教育課程編成に基づく新しいカリキュラムへの順次移行がスタートする。この中で、精神保健福祉士養成に関しては一部科目を前倒し、学生の学びに全体的な余裕をもたせることを検討している。

また、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策の対象となる科目群については、これまで単位化を図った取り組みを行ってきかなかったが、より多くの受験者・合格者を出すことを目指す上で、より深い学びの機会と学部の「学生育て」・「キャリア形成支援」の基本姿勢を明確に打ち出す意味から、これを卒業要件単位には含まない形で学部教育課程に組み込み、明確に位置づけを与える方向で単位化することとした。介護福祉士国家試験対策講座の開講科目の単位化については、今後検討する。

なお、本学情報センターやキャリア支援センター、実習センターとの連携の基で進めてきた専門職養成の支援体制を、今後は他学部を含む「キャリア形成支援」プログラムとして統合し、入学前の学生募集段階から卒業・就職後のフォロー段階までを視野に入れた「入

口から出口の先まで」を一括支援管理可能な仕組みづくりを推進する中で、個別キャリア形成の成長過程をプロダクト（数値検証可能な成果データベース化）型で追跡でき、比較可能なポートフォリオ管理・運用システムとして構築する試みを展開したいと考えている。幸い、2009年度の文部科学省「大学教育・支援推進事業」で本学は「進路決定率100%・進路満足度100%の単立ち支援体制の確立」の採択を受け、大学組織全体として学生の「キャリア形成支援」に向けた本格的な取り組みを開始し始めており、先に触れた本学の独自先行型で整備を進めてきている「サイバーキャンパス」ネットワークと先行投資型で独自開発をしてきている自学自習用「学習支援コンテンツ」、携帯電話を活用した「国家試験対策練習問題・確認テスト（Chu-スタ）」等との統合を図る中で有効な実践運用・活用の方向性を描き出したいと考えている。

3-1-1-①-d カリキュラムにおける臨床実習

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習の位置づけとその適切性

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しない。

3-1-1-①-e インターンシップ、ボランティア

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

ボランティア活動の単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

人間福祉学部においては、現行の枠組みの中でインターンシップ及びボランティア活動の単位認定は実施していない。

[点検・評価]

しかしながら、本学部としては学生の「キャリア形成支援」という「学生育て」の観点から、今後の新たな取り組みとしてその必要性和重要性を認識しており、この点での前向きな検討を進めている段階である。

[改善方策]

この点に関しては、「2010 カリキュラム検討委員会（学部FD委員会）」において、「基礎教養系」の「自己実現・自己表現科目群」の中に、選択科目として「キャリア形成論Ⅳ（インターンシップ・特別課外研修活動等）」を新たに学部共通選択科目として「学生育て」のキャリア形成支援の具体的な仕組み・取り組みとして組み込み、学部生全員を対象とするものではないが、単位化を前提として自らの学びを通して見定めた具体的な将来の進路や社会の実践現場における実践活動、海外研修等の体験型学習機会を提供することによって、将来の社会貢献への道筋を自らの体験を通して考えさせて行きたいと考えている。

3-1-1-①-f 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

本学では1年間を前期と後期の2期に分け、各学期を15週として運用・実施している。授業については、定期試験も含めて15回開講することとし、1回当たりの授業時間を90分とし、これを2時間と見做して単位数を算出している。なお、定期試験は15回目の9

0分の授業時間内で行っている。授業形態は、基本的に「講義」、「演習」、「実技」、「実習」の4種類に区分し、各授業の単位数は次のように計算することとして学則第15条において明確に規定をしている。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で1単位とする。

(2) 実習および実技については30時間から45時間までの範囲で1単位とする

当該規定に従って、講義科目は半期2単位（通年4単位）、演習科目・実技科目は半期1単位（通年2単位）、実習科目は社会福祉実習を4単位、精神保健福祉援助実習を6単位、介護基礎実習Ⅰを2単位、介護基礎実習（地域実習）を1単位、介護過程実習を3単位、介護総合実習を4単位と設定している。同様に、例えば通年で開講される講義科目である社会福祉援助技術論Ⅰは4単位、通年で開講される演習である社会福祉援助技術演習は2単位となっている。

【点検・評価】

単位計算方法については、大学設置基準及び学則に則り妥当であると認められる。

ただし、「単位の実質化」という厳密な意味での単位制度の運用に関しては「事前」及び「事後」学習という「予習・復習」に当たる教室外での「自学自習」部分に関する具体的な教育的学習支援の共通認識が乏しく、実際には教科担当教員の自主的取組み・個別責任の範囲に任せられてきたというのが実態である。「学士力の養成」や「教育の質の担保」という従来は軽視されがちであった点への反省として、この部分の実質的な学習効果の把握や評価方法の開発を含めた「単位制度の厳格な運用」に対する検討が今後の課題である。

【改善方策】

人間福祉学部各学科・コースにおける各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における各々の授業科目の単位計算方法は現状においては妥当であり、その面での改善の計画はないが、先の点検・評価に示した「実質化」の面での改善課題が明確となっており、先に触れた本学のサイバーキャンパスネットワークを活用した個人学習対応型「学習支援コンテンツ」の実践応用展開も含めて具体的に検討を進める。

3-1-1-①-g 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

【現状説明】

単位互換が可能な大学（授業）としては、以下の通りである。

- (1) 中部学院大学短期大学部
- (2) 放送大学教養学部
- (3) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」における共同授業
- (4) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加している他大学の授業

この内、中部学院大学短期大学部との単位互換については、下記の通りである（カッコ内の数字は互換単位数を示す）。

基礎科目： キリスト教文化(2) 岐阜の自然(2) 生活と文化(2) キリスト教と音楽(2)

幼児教育学科専門科目： 保育原理(4) 児童福祉Ⅰ(2) 小児保健(4) 小児栄養Ⅰ(1) 保育教育課程総論(2) 養護原理Ⅰ(2) 社会福祉Ⅰ(2) 精神保健(2) 保育教育心理学(2) 乳児保育Ⅰ[演習](1) 養護原理Ⅱ[演習](1) 児童文化概論 [演習](1) 障害児保育(2)

社会福祉学科専門科目： 福祉システム論(2) 老年臨床医学(2) 福祉臨床心理学(2) 生活とリハビリテーション(2) 知育福祉論(2) 社会福祉調査(2)

放送大学との単位互換は、現在、「人口減少社会の生活像（2単位）」「教育社会学（2単位）」の2科目を単位互換科目としている。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内に設置されている大学、短期大学の17校で構成するコンソーシアムである。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では単位互換に関する包括協定を締結し、それぞれの大学で開講している科目を単位互換科目として提供し、希望する科目を履修して単位を修得することができる。また、単位互換科目とは別に外部講師を交えた講義として共同授業がある。共同授業は2009年度現在、本学を含む5大学で開講され、本学開講の「人間福祉学」は、履修して単位を修得した場合、基礎教養系科目群の「人間福祉総論」を履修したものと読み替えて認定している。

単位互換による修得単位数は、大学における他学科聴講と併せて60単位の上限を設定している。なお、これらの単位互換科目であっても、本学部における資格取得のための指定科目としては単位を充当することはできないと定めている。

【点検・評価】

本大学および短期大学部の設置する多様な科目を履修できるようにすることで学生の関心が拡がり、また深まるものと期待されたが、学生動向に見る限りはある特定の科目に集中する傾向が現われてきている。その意味では、今後、厳選化と60単位上限枠の見直し、検討を進める必要がある。また、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では他大学開講講義を聴くこともでき、より幅の広い先端的学修ができるという意味においても、他大学での教育サービスの水準に触れるという意味においても、他大学の学生と同一の特色ある教育内容を学べるという意味においても重要な試みといえる。特に、後者の展開は本学の目指す社会貢献事業の一環としての重要な意味を持つと同時に、岐阜県情報ハイウェーを活用した県との共同事業でもあり、岐阜大学と共にICT化の先行する本学が今後特に重要な役割を果たすことになる。

【改善方策】

今後は、他学部の設置する科目も履修できるように検討を進める。特に、本学部は子ども福祉関連領域や経済・労働法・マネジメント等経営領域、生命科学・医療・リハビリテーション領域の開講科目がその具体的な対象として洗い出されてきている。

また、現行枠は同一キャンパス（関市）を共有する範囲に限定された本学の強みであったが、今後はツインキャンパス（各務原市）間の教育サービスを共有することも考える必要性もあり、現行のテレビ会議システムも含めてサイバーキャンパスネットワークを活用した遠隔授業の展開等、多様な側面からの具体的検討が求められる。従って、この側面で本学が先行蓄積してきているeラーニングのノウハウとコンテンツ等の独自の強みを実践的活用に向けて加速化する。

なお、国外の大学等で学修取得した単位認定については特に定めを設けてはいないが、必要に応じて相手校の当該科目のシラバス等を参考に個別認定方式を採るような規定整備を進める。

3-1-1-①-h 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

人間福祉学部を始め、4学部共通の教養教育課程の専兼比率は必修科目で75.0%、全開設授業科目で58.2%という状況にあり、専門教育課程で人間福祉学科・健康福祉学科共通科目では専兼比率が必修科目で100%、全開設授業科目で67.9%の水準にある。

また、人間福祉学科開講科目では専兼比率が必修科目で100%、全開設授業科目で82.9%の水準に、健康福祉学科開講科目では専兼比率が必修科目で100%、全開設授業科目で64.3%の水準となっている。また、改組転換によって子ども学部に組み込まれた子ども福祉学科では専兼比率が必修科目で100%、全開設授業科目で89.3%となっている。加えて、人間福祉学部・経営学部共通の教職関連科目、司書課程科目では専兼比率が89.5%、人間福祉学科・健康福祉学科に共通の教職関連、社会教育主事関連、認定健康心理士関連科目では専兼比率が57.9%となっている。

[点検・評価]

専門教育課程教育における必須科目で専兼比率が100%となっている点は評価できる。これは今後も継続的に維持して行きたい水準である。また、その他の科目については学生数の変動もあるが、ほぼ適切な水準の範囲であると考えている。ただし、今後については学部教育課程の核となる主要教科科目を可能な限り専任教員で責任を持って教育指導に当たれる状態を確保し続ける必要があると考えている。

兼任教員等の教育課程への関与の状況は開講科目ごとの特性に応じて異なる部分があるが、基本的には「学部非常勤講師懇談会」や「科目担当者会議」、「実習指導担当者会議」、「科目担当者会議」等の意見交換・情報交換の場で必要連絡事項と当該科目設定の意図・目的の確認、学部・学科側の要望と担当者側の意見や要望の吸い上げ、留意点等を説明・相互確認を行う方式を採ってきている。その結果はそれぞれ学部会議に報告され、検討課題や問題点についての検討を行い改善に努めてきている。また、当該会議への参加が不可能なケースに関しては、科目担当依頼時・更新時に直接学部長・学科長もしくは関連主担当教員と教務課主担当職員が同席して当該関連依頼事項を行う。この点は教養系科目に関して同様の方式を採ってきているが、学部代表教員の対応が不可能もしくは不必要な場合に関しては、教務部長及び教務委員長レベルの人員が複数で対応を行っている。なお、問題点や新たな解決課題が生じた場合等については常時教務課職員が対応し、問題点を学部長・学科長もしくは当該関連科目主担当教員へと伝達されて学部として迅速な対応を図る体制が採られてきている。なお、情報活用教育や外国語教育に関しては既に触れたように専任教員と兼任教員との担当者間の講義・指導内容等の広範な意見交換・情報交換がなされており、兼任教員からの意見や改善に向けたアドバイス等を反映する努力を行っている。

社会福祉援助技術演習では年度の始めに「科目担当者会議」を開き、授業内容・指導方法等について専任教員と共に検討を実施してきている。また、社会福祉実習指導では定期的に会議を開催し、兼任教員も実習教育を行う上での実務的な面も含めて学生の教育指導に深く関わっていただいている。

この方法は一見すると極めて非効率に思えるが、長期にわたって深くかかわり続け、意思疎通を図りながら様々な課題に対応する上で極めて有効に機能することが経験的に確認されており、当面はこうした方法を維持したいと考えている。

[改善方策]

必修科目における専兼比率100%は今後も維持するよう努める。全開設科目における専兼比率の水準は教育指導上の効果を規定する側面とも関連する難しい問題で、できれば専任が責任を持って担当できるのが理想であるが、実質的な教科内容とも関連して他に変えることの困難な特殊なケースもただあり、そうしたケースにおいては学部として最適人材の確保という視点からの兼任講師の確保・依頼を最優先しながらこの点に関しての改善を図る努力を最大限してきている。その基本姿勢は変わることはないが、本学部においてはこの比率に占める専任の割合が高く、先に触れた「2010年カリキュラム」への移行に伴って、さらに改善される予定である。

なお、本学部ではやむをえず兼任講師を含むような複数教員が担当する少人数クラス制単位開講科目や教育効果の観点から設定されるオムニバス開講科目等の中に兼任講師を

依頼するケースもあり、その場合は必ず学部から1名以上の専任教員がコーディネーターとして加わり、授業展開及び講座全体、最終的な成績評価等を統括する責任を負う方式を採ってきている。授業運営・管理体制としては、現行通り「科目担当者会議」等の担当教員間の情報交換と連絡調整を蜜に行い、問題や課題が生じた場合はその都度の直近の学部会議に報告し、仮に学期の途上であっても教務課との連携の下で解決策や改善を行うこととしている。それ以外の通常のケースにおいても、現時点では点検・評価で触れた現行方式を踏襲したいと考えている。

また、既に触れたことではあるが次年度より年次進行の形で学部教育課程編成を順次「2010 カリキュラム」へと移行させて行くが、学部として学生の「キャリア形成支援」との関係で重要視している「基礎演習」と「専門演習」に関しては学部両学科ともすべての専任教員の責任体制の下で実施することが決定されており、後者の「専門演習Ⅰ」については次年度より前倒し実施する関係で、既に今年度中の全専任教員による「ゼミ選抜手続き」を終了するための作業に入っている。

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮

〔現状説明〕

本学部においては、2009年度より正式に中国からの留学生の受け入れを行っている。現在1年生として人間福祉学科1名、健康福祉学科6名で、これらの学生は一定の日本語能力を有して本学の定める筆記試験と面接によって一定水準以上の成績を獲得した者の中から通常の入試と同様に「入学者選抜委員会」の審議と教授会の承認の下で選抜されている。なお、試験は中国本土の複数の試験会場において実施されており、本学部より複数の試験官と学生募集・入学者選抜を所管する入試広報課職員が直接出向き、面接によって日本語会話能力等に関しても問題のないことを必ず確認することとしている。

また、次年度より本学に併設された留学生別科からの入学生受け入れも可能とするため、同一基準に基づいた留学生別科対象の入学試験も実施される予定である。中国からの留学生については、本学に設置されている「留学生センター」が中心となって生活全般を含むバックアップを行い、学部関係では留学生センター運営委員会の学部教員と「基礎演習Ⅰ」担当の複数学部教員間で学習状況や生活状況に関する情報交換と直接的な問題への対応を図り、適宜学部会議への状況報告がなされている。

なお、本学部には提携姉妹校であるモンゴル国立大学より、毎年2名の日本語にも堪能な留学生を1年間の短期留学で受け入れている。学部への帰国生徒の受け入れは現時点ではない。

〔点検・評価〕

中国からの正式な留学生の受け入れは2009年度が初めてのことで、過去に数名の短期大学部から編入学生の在籍はあったものの、本学部では現時点で試行錯誤の段階にある。正式に中国からの留学生を受け入れるに当たっては、既に先行していた経営学部からの情報を共有、また中国の教育事情や中国の教育制度に詳しい大学研究者を「全学FD委員会」において招聘して全教職員対象の講演会を開催し、学部独自でも同様の視点と中国の福祉事情の両面から「学部FD委員会」のFD活動の一環として中国籍で日本の大学で教鞭をとる福祉系研究者を招聘して勉強会を開く等の独自の取り組みも展開してきた。

2009年度には、留学生に対して学部を超えた全学的な支援を行うため留学生センターが設置され、本学部への入学生に対しても留学生センターと教務委員会との間の連携によって学部長・学科長や基礎演習担当予定教員、教務委員会担当教員等の参加を得て学部独自の新入生オリエンテーションも入学式前後の両期間に行い万全を期す形で実施した。

現時点において、本学部において大きな問題となるケースは生じていないが、本学では留学生の受け入れに際した学部の枠を超えた支援体制を確立しており、この点では評価で

きる。

[改善方策]

今後、留学生に対する学生生活及び学習状況等に関する情報把握に努め、留学生センター、留学生センター運営委員会と教務委員会との連携を密に図りながら問題状況が生じた場合でも迅速な対応と適切な配慮・臨機応変な支援活動が学部としても展開できるよう基礎演習担当教員との協力支援体制を維持する。

また、学年進行に応じて徐々に専門性の高い学習内へと移行する関係で、学習上の問題が顕在化することも、また個別事情による異なった問題が表面化することも予想され、必要に応じて学部での個別相談指導を要するケースに対しては適切・迅速に対応可能なよう十分な配慮を行うと共に、社会福祉専門教育に対する学習支援・相談体制も確立しておく必要があると考えている。学部としては、さらに留学生の進路希望を適切に把握し、卒業時点においての希望に沿った個別対応支援を可能にする予定でいる。

なお、入学試験合格から入学までの間に日本語能力が低下することに対する改善方策として、2010年度入試から、合格者にはJ・テスト実用日本語検定を入学までの間に2回受験することを課した。

② 教育方法等

3-1-1-②-a 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の有効性

[現状説明]

人間福祉学部では、既に教育課程編成で触れた基礎教養系教育科目群と専門教育系科目群の大枠に従った「卒業要件」を「取得単位数」を基準に学生のバランスのとれた学修を義務づける一方、冊子「履修要項」と「授業計画（シラバス）」にその詳細にわたる本学部での学修に関する進め方や履修計画等にかかわる学修のガイドライン(常に確認できるよう同時にホームページからもアクセス可能)を視覚的にも理解しやすいよう工夫して紹介すると共に、2年次から3年次への「進級要件」や各種資格取得の前提条件となる「実習要件」等の科目履修・単位取得条件といった一定基準の縛り・学修上の約束事もできるだけ平易に提示し、学部での4年間にわたる教育課程の全体像を紹介している。

これに基づいて、年度始めの教務関連オリエンテーションで説明を学年別を実施すると共に、在学生に対する履修状況・単位取得状況・成績結果等に基づく学部個別相談・指導の場を設定し、個別の学修成果の実態に応じた再確認作業と学習上の支援を展開してきている。また、特に学修状況・履修状況・成績不振者や学習上の特別の支援を必要と認められる学生に対しては、教務課と「基礎演習」・「専門演習」の担当学部教員の連携による特別の個別支援対応も行い、年間及び各学期間ごとの細かな相談指導に取り組んできている。

本学部では、教育課程編成の基本枠組みに準拠した一定の科目履修・単位取得基準の縛りを設けることで学生の学修状況と進捗状況を把握し、各教科教育の効果及び評価は単位認定権者である教科担当教員の当該学期の「成績評価」として最終的に提示される。

また、成績評価の基準については詳細を「シラバス」に明示すると共に、各担当教員が初回の担当授業開始時に科目学習のオリエンテーションを行い再確認している。成績評価方法は個々の担当教員の判断に任されているが、本学部では「授業への出席状況」や「学習への取り組み姿勢」を「定期試験」や「課題レポート」と並んで特に重視しており、3回以上の欠席者に対しては学生相談窓口へ連絡するとともに、教務課と連携して本人を呼び出し、個別指導や警告、5回以上の欠席者に対しては学則の規定に基づき当該履修科目の「放棄」と見做して「定期試験受験資格の剥奪」による「失格」の処置を採っている。ただし、本学部の場合は社会福祉専門職養成教育課程の関係で、養成課程指定科目の授業

出席状況等の把握・評価は厳格に扱っている。

なお、教育上の効果については、当該科目終了時に実施される履修学生を対象とした「授業評価」調査（無記名アンケート＝自由記述併用式・集合調査）によっても把握され、集計結果が担当教員にフィードバックされると同時に教員のコメントと共に報告書として冊子化・保存され、教員サイドで授業改善の基礎資料として活用に使われている。

[点検・評価]

これまでの学部の学生に対する教育成果を上げるための対応上の手厚い「きめ細かな」取り組み姿勢は、本学の開学以来の伝統であり、「本学らしさ」が最も端的に表現される分部で、その点では評価できるところである。

しかしながら、本学部の場合は、教育上の効果を測定する方法が各教科科目の最終的な「成績評価」把握と「単位修得」状況把握、無記名で実施される「授業評価」アンケート結果（記名式でフェースシートの充実がないと実質的な活用が難しいという欠点があり、他の基礎データとの照合も不可能で有効活用にはさらなる改善の余地がある）の主要3点セット方式に限定されている問題がある。学部教育の基本が目指す「きめ細かな」対応と今後の「キャリア形成支援」・「学生育て」や「教育の質の確保・向上」・「単位制度の厳格な運用（単位の実質化）」という点から考えると、今後、教育支援効果や学生の成長過程を比較追跡・検証し、活用（フィードバック）可能な情報として把握・分析するなど、根本的な発想の転換を含む大幅な改善に向けた取り組みが、重要な検討項目になる。

[改善方策]

この側面での今後の具体的な取り組みとしては、教育支援効果を客観的に把握検証可能な尺度の開発、数量的に追跡・比較検討可能な測定方法とそれを短期及び中・長期に管理・運用可能なデータベースの構築等の前提となる具体的な検討課題が見えてくる。それを試行的にしる実践過程に移す積み上げ的な取り組みを、大学として段階的に開始する必要がある。この点は、既に学部の目指す「キャリア形成支援関連の支援システムとしてのポートフォリオや国家試験対策支援システム」や「教育の質の確保・教養教育重視の学士力養成」等との関連の「改善方策」で示したICT化を先行させている本学の強みを活かしたサイバーキャンパス化の延長線上に、本学の場合は時間と経費の問題を除けば、全学的レベルで十分に射程圏内の取り組みとして組み込める可能性を持っている。

卒業生の進路状況

[現状説明]

本学部の卒業生の進路状況は、下記の（表3-1-1、3-1-2）に示す通りとなっている（2007年度と2008年度実績）。本学部の就職決定率の高さは雑誌等の特集の常連校となっていることから解る通りであるが、近年の傾向として従来为社会福祉系以外への就職者が増加傾向にある点は新しい本学部の動向として着目している点でもある。

表 3-1-1 中部学院大学 2007年度(2008年3月卒)進路状況

08.06.05

区分	学科	人間福祉	健康福祉	合計	昨年度実績
就職希望者数		157	130	287	299
進学希望者数		2	6	8	10
*その他		6	7	13	10
卒業者数		165	143	308	319
公務員		6	4	10	13
教員(講師等)		2		2	6
金融・保険		2	1	3	2
製造関係		21	10	31	17
運輸・通信		1		1	4
卸・小売り・飲食		23	17	40	19
建設・不動産		2	2	4	3
サービス(派遣・医療受付含)		16	15	31	24
その他		8	7	15	14
小計①		81	56	137	102
病院		4	8	12	7
病院(精神)		4	3	7	10
精神障害者社会復帰施設			1	1	1
保育園			2	2	4
保育園(公立)		1		1	5
児童養護施設		4	1	5	5
知的障害者施設		15	14	29	23
身体障害者施設		1		1	6
特別養護老人ホーム		26	18	44	64
介護老人保健施設		6	8	14	12
社会福祉協議会		4	1	5	8
複合福祉施設		4	8	12	14
その他(福祉事業経営企業等)		6	9	15	34
小計②		75	73	148	193
総計①+②		156	129	285	295
就職内定率(%)		99.4	99.2	99.3	
昨年度実績		98.8	98.6		98.7
増減比(ポイント)		0.6	0.6		0.6
進学決定者		2	6	8	10

*表中の「昨年度実績」は昨年度同月期の数値。在籍数値は「学籍異動調査」に準ずる。数値は小数点第二位を四捨五入。

*その他内訳：人間福祉(専業主婦1、療養中1、フリーター2、留学1、不明1) 健康福祉(専業主婦1、留学1、パソコンスクール1、フリーター4)

表 3-1-2 中部学院大学 2008年度(2009年3月卒)進路状況

2009/06/30

区分	学科	人間福祉	健康福祉	合計	昨年度実績 06/02
卒業者数		180	111	291	308
就職希望者数		169	103	272	289
進学希望者数		1	3	4	8
*その他		10	5	15	11
公務員(福祉専門職除く)		3	2	5	10
教員・講師		2		2	2
金融・保険		6	1	7	3
製造関係		13	4	17	31
運輸・通信		3	2	5	1
卸・小売り・飲食		34	16	50	40
建設・不動産		1	1	2	4
サービス(派遣、医療受付、IT等)		12	4	16	31
その他のサービス(団体、協同組合等)		6	4	10	15
小計①		80	34	114	137
病院		7	1	8	12
病院(精神)		3	3	6	7
精神障害者社会復帰施設		1	3	4	1
保育園		7	2	9	2
保育園(公立)				0	1
児童養護施設		3	1	4	5
知的障害者施設		14	12	26	29
身体障害者施設		1		1	1
特別養護老人ホーム		18	16	34	44
介護老人保健施設		7	9	16	14
社会福祉協議会		2	1	3	5
複合福祉施設		12	11	23	12
その他の福祉事業等(企業、NPO等)		14	10	24	15
小計②		89	69	158	148
総計①+②		169	103	272	285
就職内定率(%)		100.0	100.0	100.0	
昨年度実績		98.7	98.5		98.6
増減比(ポイント)		1.3	1.5		1.4
進学決定者		1	3	4	7

*表中の「昨年度実績」は昨年度同月期の数値。在籍数値は「学籍異動調査」に準ずる。数値は小数点第二位を四捨五入。

*その他内訳：人間福祉（専業主婦1/71-7-6/公務員受験のため就職しない1/資格取得のため就職しない1） 健康福祉（病気療養1/帰国2/71-7-1/資格取得のため就職しない1）

また、介護支援を主体に学んだ卒業生の多くは、元々の自己の将来目標に沿った福祉現場・施設における福祉専門職として従事している者の割合と「介護福祉士」として現場で直接介護支援活動に従事する者の割合が共に高くなっている。しかしながら、近年の新たな動向として介護職に対するマスメディアのネガティブ報道や介護労働に対する3Kイメージ報道、専門職処遇の劣悪さといった問題の取り上げ方等の影響もあって、本学部においても介護福祉職離れの傾向も見られるようになった。

[点検・評価]

本学部の積み上げてきている実績については、それを支えてきた本学のキャリア支援センターや実習センターと学部教員の連携成果として評価できる。しかしながら、近年、本学部においても学生の質の多様化が進み、端的なところ基礎学力水準や進学目的、将来の進路目標、取得希望資格等の様々な側面において多様化の影響が顕著な形で表面化してきている。入学時点において、多くの学生が精粗の差はあるものの本学部において福祉を学ぶという点での共通認識は持っているが、正に興味・関心や将来の自分と社会のかかわり方、学んだ福祉の活かし方、大学での学びや学生生活への期待、将来の具体的な進路目標や卒業後の就職先、具体的な職業イメージや職業を通じた社会貢献等の細かな点に関する明確さや自己認識、自覚等は明らかに嘗ての学生層に比べて多様化し、加えて相対的に希薄化傾向を増してきている。嘗てはほとんど見られなかった福祉と全く無縁の学生も少数ながら実際に入学している状況もあり、そのよし悪しは別として、始めから社会福祉専門職を目指さない学生層や専門導入教育を終えた段階でも福祉に対する興味や関心を一歩深めることができずに悩む学生がいることも事実である。

こうした学生層の多様化にどのように応え、対処しながら「学生育て」を実践して行くことが可能か、併せて最終的に個々の学生が思い描く将来の進路へや就職へと結びつけて行くことが可能か等々、近年の動向により適合的な具体的対応策を今後もキャリア支援センターや実習センターとの連携の下で継続的に模索しながら、さらなる実績を継続的に維持できるよう積極的な学生支援を展開して行く必要がある。また、社会福祉専門職養成課程教育においても、実際の福祉現場での実習体験とのオーバーラップを通じた学びによる急激な成長ケースや将来の福祉専門職への意欲や動機づけを高めてその後に急激な学習への取り組みを加速化したケース、明確な福祉専門職としての活躍を夢見て福祉現場への就職を真剣に考え始めたケースなど、過去に多くの身近な成功事例を見てきているが、その意味においては福祉専門職養成をより明確に描き出して「福祉の魅力」を素肌感覚で提供し、より身近に感じられるような「顔の見える」福祉教育の推進と展開上の工夫が必要である。

[改善方策]

本学部の今後の取り組みとしては、現代の福祉教育の実態や福祉の世界を大学での専門的な学びを終えた段階で理解できるようなものではなく、誰にでも簡単により分かり易く「顔の見える」形で、正に学部として取り組み始めた「福祉紹介プロジェクト」を継続的に展開することにあると考えている。既に第2章以降で触れてきたように、これは本学部の教育理念・目的、教育目標の具現化にとって極めて重要な解決課題でもあり、「キャリア形成支援」型教育課程編成への転換にとっても重要な役割を果たすことになる取り組みテーマでもある。「入口の前から出口の先まで」を本学部の担う高等教育機関としての社会的使命と認識し、学部存続をかけた取り組みとして積極的な情報発信に努める必要がある。

幸いなことに、2009年度の文部科学省「大学教育・支援推進事業」で本学は「進路決定率100%・進路満足度100%の巣立ち支援体制の確立」の採択を受け、大学組織全体として学生の「キャリア形成支援」に向けた本格的な取り組みを開始し始めており、その重要な具体的活動の一環として本学部は既に触れてきた入学後の「キャリア形成支援」と併せたこの取り組みを具体的に展開する。

社会福祉専門職養成の側面からは、短期・中長期的視点に立って明確な我が国の超少子高齢化社会における「人間福祉」の視点の重要性と必要性を明確に描き出し、その核を支える社会福祉専門職の果たす役割や意義、挑戦に値する魅力の大きさを雄弁に語ることを期待する。同時に、卒業生の「就職・離職・再就職・転職」等の実態と「在学中の学修ポートフォリオ」や「教育効果・成長過程のデータベース（今後設計・開発を進める）」等

の比較検証を含めた実態分析と学部教育課程へのフィードバックを行い、問題点の改善へ繋げる段階的な基盤づくりの取り組みを全学の牽引役として推進する。

3-1-1-②-b 成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

成績評価の仕組みについては、学部の方針として基本となる各教員の成績評価基準が事前に「シラバス」に記載され、授業の展開過程においても学生に周知されている。内容的には、講義と演習科目に関して筆記試験、実技試験、レポート試験等によって、それ自体は厳格な基準に基づいて評価がなされ、また実習に関して実習先からの評価をベースに実習日誌等の記録物を踏まえた形で実習指導担当教員が最終的な評価を同様に厳格に行っている。成績評価方法については、社会福祉専門職養成機関でもあることから、学部の基本方針として授業への出席状況や学習への取り組み姿勢、提出課題レポート、定期試験の成績等を基準に厳格に評価を行っており、また複数教員が担当する教科科目においては担当教員間の意思疎通を図り、一定の評価基準の前提基準を共有しながら共通認識に基づいた評価を行っている。

履修科目登録に際しては、従来から長らく年間履修登録上限単位数を全学年70単位として実施してきたが、学部として「学士力の向上（大学教育の質の確保）」と「単位制度の厳格な運用（単位の実質化）」の検討過程において不適切であるとの結論に至り、今後その取り組みを積極的に展開して実質的な学習効果を高める努力と併せてその上限を56単位とする学則改正を行った。本学部の場合、社会福祉専門職養成教育課程や教職教育課程等で二種類同時の取得可能な組み合わせが可能なことから、それを実際に目指す学生も多く、そうした学生たちに共通する勉学意欲と真摯な取り組み姿勢に学部としても最大限応える義務と責任があり、指定科目配当年次と関連実習の実施期間等を考慮してこの最大値の設定となった。またこれと関連して、本学部では養成指定科目の配当年次を学生が意識的に把握しながら順を追って学修を積み上げられるよう明確に示しながら履修指導を併せて行っている。

また、年次進行に合わせて「学生の一定の質を担保」する目的で4年間をかけてバランスのとれた学修に取り組む必要性を重視した「卒業要件」の必要総単位数に占める各科目群を基準とした大枠の取得単位数と基礎教養・基礎教育主体の2年次から専門教育主体へと移行する3年次の進級に際して、別途「進級」の前提となる要件科目と単位数を設定している。この基準を定めて以降、3年次から4年次段階で卒業のための「単位不足」の学生の出現頻度が急激に少なくなり、「卒業要件」との関係で本学部学生のケースではこれまでのところ結果的に比較的バランスのよい履修計画を進める学生層が増加した。

なお、介護支援専門職を目指す養成課程の教育では、特に将来の指導的役割の取得に向けた資質を養成するための独自の取り組みを行っている。専門科目と実習教育とを相互関連させ、最終評価として「ケアスタディ（研究発表会と講演会）」を毎年開催して学生の4年間の学びの集大成を図る成果発表機会を設けている（実習指導の単位として認定し評価）。評価の方法は、参加者全員が①研究視点と必要性、②研究方法としての適切性、③結果としての有効性、④プレゼンテーション能力などの諸点について5段階評価方式を適用している。また、毎年在学生全体で約120名が参加すると共に同課程の卒業生への参加も呼びかけ、在学生にとっては貴重な指導者との交流の機会ともなっている。その成果物として論文集が作成され、これまで長期にわたる実績が集積されている。

[点検・評価]

「成績評価法」関連では、最終的な成績評価は単位認定権者である担当教員に一任しているが、本学部の基本方針として現状説明に触れた点への最大限の配慮と事前の学生に対する「評価基準の明確化・公平性・納得性の確保」に十分な留意と配慮を行うこととしている。この点で最終的な成績評価に対する学生側の異議申し立てや質疑応答の機会も教務課を通して正規の手続きを踏んで行えるよう制度的な設定を行っており、担当教員からの公式な回答を得ることができ、現時点では地味ではあるが学生の不安解消効果を含めてかなり有効に機能している。

ただし、学生の年次進行に合わせた「学習の質」の検証という点では現行の枠組みで果たして十分か否かの検討と、特に「進級要件」を満たすことのできなかつた学生から休学者や退学者が少数ながら出てきている点でのフォローをどのように進める必要があるのかの検討が今後に残された課題である。学生の関心の変化から他の学問領域に移ることを否定するものではないが、学習意欲の低下による消極的な退学だけは縁あって入学した学生であるだけに避けたいところである。また、「単位の実質化」への取り組み関連で、本学部の目指す「学士力の向上（大学教育の質の確保）」や「単位制度の厳格な運用（単位の実質化）」とも密接に関係する部分に関しては、特に従来軽視されてきたきらいのある「授業時間（教室）外での自学自習部分」に対する積極的な学習支援システムの検討を推進することとしている。

また、実習科目関連の評価では、実習先ごとの評価のバラつき等もあることから、今後評価基準の統一についてさらに改善の検討を要する。

[改善方策]

先ず学部として上記の点検・評価で明らかとなった諸点への取り組みの具体化を図ると同時に、他学部との情報共有を図りながら連携できるものは相互協力も図って行きたい。

学生の年次進行に合わせた「学習の質」の検証については、成績や学修の成長過程を客観的に比較検証可能な測定尺度を開発し、それに基づくデータベースで基本情報の共有化を図り、学生の相談指導等にも活用できる仕組みづくりを進める。

学部の現行の枠組みでは、2年次から3年次の進級時と4年の卒業時に「再試制度」が適用されているが、むしろ各学年に最終成績結果の「不合格」層（0～59点）上位者（例えば50点以上）に対しては再試の門戸を開くことや成績優秀者（本学部では80～100点：「A」判定）を他の成績評価の同一の範囲設定とする（「A」評価の上に例えば「S（90～100点）」方式を導入するなど、「きめ細かな」対応という基軸に沿った敗者復活や評価の厳格化を図る工夫も必要になる。それは惜しくも「進級要件」を満たすことのできなかつた学生や「単位の実質化」への取り組みとの関連でもいえる問題である。

本学部の特色の1つとなっている学生への履修指導上の「きめ細かな」対応に関しては、一方で履修登録方法がWeb入力方式を採用している関係で、エラー登録ケース等の特有のチェック作業・再入力指導等のケア対応や学習上の問題や再履修科目等の複雑な問題を抱えたケースに対しては単位取得状況に応じた特別対応（例えば再履修に伴う時間割上の開講科目の確認・調整等）を要する個別学生ごとの相談指導等を含め、「基礎演習」・「専門演習」担当教員や科目担当教員等との指導上の調整・連携作業なども伴う分で教務課担当職員や学部教務委員の負担度が高くなる反面、該当する学生や保護者の生の声は極めて高い評価と信頼を得ている部分でもあり、学部としては今後も継続したいと考えている。

「単位の実質化」関連については既に数箇所触れてきているが、本学部の場合はサイバーキャンパスネットワーク等の既存のシステムの管理・運営面と実践活用面での整備、学習支援コンテンツ開発の継続的な推進・充実を図ることで「授業時間（教室）外での自学自習部分」に対する学習支援システムの基盤が確保できる段階に到達していることもあり、今後とも学習支援コンテンツの継続的開発、充実と併せて、実践導入に向けた積極的な

推進を図ることで「学士力の向上」・「教育の質の担保」・「キャリア形成支援」効果との連動性・相乗効果も高めて行きたい。

- ・ 現行の学習支援コンテンツ：課題提出・確認練習問題・同一画面上での録画及びライブ配信・チャット、さらにカメラ・マイク・イヤホンを接続すると双方向性の確保等の機能も持っている独自開発プラットフォームで動作環境を確保
- ・ 今後確保する必要があると考える主要な機能：成績管理データベース・ユーザーへの必要情報のフィードバック機能・学習効果測定機能等
- ・ 今後の継続的検討課題：学生の教育的支援・学習成果・成長過程を「時間軸と成長性」を基準に比較追跡・検証・評価・活用（フィードバック）可能な教育課程別コア・カリキュラムとGPAの組み合わせ（数量的なデータベース）及び「学習ポートフォリオ」から分析的に明らかにする「キャリア形成支援システム」の構築。

実習先ごとの評価のバラつき等の問題に関しては、今後評価基準の統一についてさらに改善の検討を深め、順次「実習先施設長・指導者会議」の場等を通して問題提起と相互調整を密に図りながら、共通理解に基づいた統一を図る。

3-1-1-②-c 履修指導

学生に対する履修指導の適切性

留年者に対する教育上の措置の適切性

[現状説明]

本学部では、毎年度始めのオリエンテーションにおいて先の「教育効果」の項で紹介した通り、前者の履修指導面では「きめ細かな」対応の展開、後者の留学生に対する教育上の対応では手探り状態ながら学部としても、また大学全体としても留学生の個別状況に応じた「きめ細かな」対応を図る基本姿勢で臨んでいる。

具体的には、「履修要項」と「授業計画（シラバス）」にその詳細にわたる本学部での学修に関する進め方や履修計画等にかかわる学修のガイドライン（常に確認できるよう同時にホームページからもアクセス可能）を視覚的にも理解しやすいよう工夫して紹介すると共に、2年次から3年次への「進級要件」や各種資格取得の前提条件となる「実習要件」等の科目履修・単位取得条件といった一定基準の縛り・学修上の約束事もできるだけ平易に提示し、学部での4年間にわたる教育課程の全体像を紹介している。

これに基づいて、年度始めの教務関連オリエンテーションで学部教務委員と教務課との連携で確認の意味も含めて説明を学年別を実施すると共に、在学生に対する履修状況・単位取得状況・成績結果等に基づく学部個別相談・指導の場を設定し、個別の学修成果の実態に応じた再確認作業と学習上の相談指導と個別に必要な支援を展開してきている。

また、特に学修状況・履修状況・成績不振者や学習上の特別の支援を必要と認められる学生のケースに対しては、教務課と「基礎演習」・「専門演習」の担当学部教員の連携による特別の個別支援対応も行い、年間及び各学期間ごとの細かな相談指導に取り組んできている。

本学部では、教育課程編成の基本枠組みに準拠した一定の科目履修・単位取得基準の縛りを設けることで学生の学修状況と進捗状況を把握し、各教科教育の効果及び評価は単位認定権者である教科担当教員の当該学期の「成績評価」として最終的に提示される。

また、成績評価の基準については詳細を「シラバス」に明示すると共に、各担当教員が初回の担当授業開始時に科目学習のオリエンテーションを行い再確認している。成績評価

方法は個々の担当教員の判断に任されているが、本学部では「授業への出席状況」や「学習への取り組み姿勢」を「定期試験」や「課題レポート」と並んで特に重視しており、3回以上の欠席者に対しては教務課との連携で呼び出し個別指導や警告、5回以上の欠席者に対しては学則の規定に基づき当該履修科目の「放棄」と見做して「定期試験受験資格の剥奪」による「失格」とし、「再履修」もしくは選択科目の場合は「履修変更」の「追加登録」の指導・処置を採っている。ただし、本学部の場合は社会福祉専門職養成教育課程の関係で、養成課程指定科目の授業出席状況等の把握・評価は厳格に扱っている。

なお、教育上の効果については、当該科目終了時に実施される履修学生を対象とした「授業評価」調査（無記名アンケート＝自由記述併用式・集合調査）によっても把握され、集計結果が担当教員にフィードバックされると同時に教員のコメントと共に報告書として冊子化・保存され、教員サイドで授業改善の基礎資料として活用に使われている。

【点検・評価】

これまでの学部の学生に対する教育成果を上げるための対応上の手厚い「きめ細かな」取り組み姿勢は、本学の開学以来の伝統であり、「本学らしさ」が最も端的に表現される部分で、その点では評価できるところであり、本学部教育の基軸ともなっている部分なので今後も堅持したい。また、本学部の履修相談指導体制は、怠学傾向のある学生や経済面、精神面での問題を抱えた学生の早期発見にも繋がるケースもあり、事務局学生生活支援担当職員や学生相談センターの専門的な学生支援サービスへの早期の橋渡し・迅速対応も可能となっている点で評価できる点である。

なお、今年度は履修指導に関しての新しい動向として、例年個別対応で進めてきた留年となった学生に対する相談指導を年度始めに一斉呼び出しによる「相談会方式」でも実施を試みてみた。その効果は即断できないが、少なくとも「消極的な退学」に繋がるようなケースを食い止めることになればという期待を持っている。また、特に本学部では現行の教育カリキュラム上の開講科目の多さと学科別開講指定のある科目の場合に関しては、国家試験受験資格の取得希望学生にとって当該年次の履修科目の単位取得ができず複数の再履修となったケースでは、現行の当該指定科目関連の再履修が開講時間割構成上の物理的制約から難しくなるケースもあり、教務課職員及び学部教務委員間の事前相談・確認作業の下で他学科開講同一指定科目等での再履修調整シュミレーションを行って個別受講計画を立案させる支援も行っており、学生にとってはかなり有効性の高い方法となっている。

留学生に対する教育上の措置については、現在受け入れ開始1年目ということもあり、初年度に実施した試みについては先に紹介した通りであるが、他に本学部としては留学生支援センターの協力・支援の下で日本語能力の差に応じた夏季休暇中の特別補講や留学生別科の開講科目の聴講等による個別指導体制を確保し、「日本語検定1級」の早期合格を目指させている。なお、今後具体的な学習上の障害や科目履修上の問題が生じた時点で適切・迅速な対応を図りながら、学部としての今後の対応の情報蓄積と指導上の基本ガイドラインの構築等を行い、留学生の学生募集や入試者選抜制度、授業展開上の配慮等の充実に反映させていきたいと考えている。

【改善方策】

多様な学生が入学する状況を踏まえ、学生の将来目標や進路、具体的な希望職業や職種、就職希望先等を反映させたキャリア支援センターとの連携に基づく履修相談指導も今後必要となる可能性もあり、今後は教務関連事項の単なる履修相談指導の枠を超えた複数窓口型対応をも考えて行く必要性も生ずると思われる。

この点は今後の留学生に対する相談指導対応に関しても同様にいえることで、将来に向けての学部の検討課題として視野に入れながら具体的に取り組む。

3-1-1-②-d 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(FD)およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

上記の各事項について、それぞれが本学の「全学FD委員会」及びその下部組織である「学部FD委員会」の下で扱われてきている関係で、以下の通り集約した説明を行う。

人間福祉学部では、従来より当該項目を日常的な学部FD活動を通してそれぞれ自己点検・評価を行ってきている。そこで提起された課題や改善に向けた取組みに関しては適宜「学部・学科会議(2007年度より学科別体制を学部体制に完全移行し学部会議に一本化)」で取り上げられ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等検討委員会」の審議を経て「大学評議会」並びに「教授会」に報告、承認を得て実施に移されてきた。その後、2007年度より「教育内容等検討委員会」等が所管してきた教育改善全般への取り組みは「FD委員会」へと発展的に統合改編され、2008年度には組織的意思決定の迅速化や組織的実行過程の機動性を高める必要性から学長直轄の「全学FD委員会」へと衣替えを行い、その活動を通して翌2009年度には下部組織としての「学部FD委員会」が正式に位置づけられたことで現在の学部FD活動の活発な展開を生んでいる。本学部の大幅な教育課程編成全体の継続的な見直し・検討の進行過程もその最たる成果で、本学部FDにおける当該「点検・評価」内容も大学全体の組織的・体系的なFD活動の一環として展開されている。

その全体を統括する「全学FD委員会」では、毎年本学の全学的なFD活動を展開する上で有益なタイムリーな話題を取り上げ、複数回にわたる講演会や学習会・意見交換会が開催されてきており、FD活動の意義と組織的啓発活動にとって極めて有効に機能している。

従って、個別の「シラバス」や「授業評価」の点検・評価活動に関しても先の通りの手順に従って展開されており、具体的に提起された課題や改善に向けた取組みを適宜「学部・学科会議」で取り上げ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等検討委員会」の審議を経て「大学評議会」並びに「教授会」に報告、承認を得て実施に移されてきた。現在は内容・方法面での改善が「全学FD委員会」、実施・運営面での改善が「教務委員会」によって担われ、「全学FD」には事務組織から教務部長と教員組織から教務委員長が加わっていることもあり、密接な連携の下で実施過程に移されている。

この過程を経て毎年教務委員会で「シラバス」の編集・作成作業が進められ、年度始めに全学生に配布されると同時に、履修登録がデジタル化されてWeb登録方式となった関係で情報センターとの連携で大学のWebサイトにも公開されて学生が常時必要に応じて確認・点検できる状態にある。

同様のプロセスを経て「授業評価」に関しても実施され、講義科目・演習科目・実技科目の開講形態のそれぞれの実態を的確に把握できる項目立てで「マークシート方式と自由記述方式の組み合わせ型」で関連データ収集と結果の取り纏めを行い、報告集を毎年刊行している。また、これには各教科担当教員が特に個別把握を望む独自の評価項目を数問追加実施できる構成も採っている。評価結果については各教科担当教員にそれぞれフィードバックされ、各担当教員の評価結果に対するコメントが返される形になっている。なお、この冊子は図書館にて学生への参考資料として常時公開され、学生の閲覧に供すると共に、

各教科担当教員が自らの授業内容や方法・授業展開を振り返り見直す貴重な機会の提供ともなっている。

[点検・評価]

現状説明でも触れたように、組織的な統合と再編の過程を通して、特に学部FD活動の活発な展開がさらに加速化した点で評価できる。今後に関しては、今後さらなる意思決定の迅速化・組織的機動性の確保等を念頭に置いた当該事項の処理を「全学FD委員会」を通さず「学部FD委員会」から直接「大学評議会・運営協議会」への改善提起と全学的調整・検討が可能なよう改革を行い、「全学FD委員会」の主要所管事項から日常的なルーティン活動を分離する必要がある。

また、「シラバス」に関しては毎年の更新が必要となり、本学部では常に改善を反映してきているが、特に個別教科担当教員の記載内容等に精粗が見られる点は問題で、今後記述依頼をする段階での有効な方法を工夫する余地がある。加えて、学部教育の基軸となる「きめ細かな」対応という点とも関連するが、労多くして学生の主体的活用の促進が図れていないきらいもあり、学生と教員間を繋ぐ「シラバス」の車軸的位置づけの重要性を前提とした取り組みを進めて行く必要がある。

授業評価について評価結果を公開している点は評価できるが、授業評価自体が授業の最終日に行われている関係で、当該授業を直接受講した学生に対しては過去形の形になってしまい、肝心要の学生の立場から見た場合に当該年度の受講生に対する最も重要な直接的フィードバックに反映されないという問題と現行の方式では同様に肝心要の全学的な組織的取り組みまで進んでいないという課題が残る。

[改善方策]

本学部のFD活動の展開には、個々の学生の学習環境や学生の置かれた大学生活の客観的な状況把握が不可欠である。教員組織レベルで個々の詳細な学生の抱える課題や問題を発見・把握して「きめ細かく」対応することには自ずと限界があり、今後は事務組織レベルで展開されているSD活動とのきめ細かな連携を模索する必要がある。このFDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する必要がある。現行の組織的枠組みでその接点を担っているものは各種常設委員会や各種センター運営委員会で、その補完機能が教職員間のインフォーマルな人間関係となる。今後、FDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する組織的見直し・検討を行う。

「シラバス」については、その全面的な電子化への移行も重要な選択肢の1つと考えているが、現在検討の進行中で、学生層の多様化と履修相談・指導上の必要性との関連で慎重論も根強く残っている。

なお、授業評価に関しては、先の点検・評価の結果に基づいて、各教科担当教員の必要性に応じて当該学期期間中の中間点での実施も検討中である。

3-1-1-②-e 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

上記項目を下記に一括した形で説明を行う。授業形態と授業方法については、本学部では学部FD活動の一環として教育課程編成及び教育内容・方法等との関連で従来から見直

し・検討の対象となってきた。基本軸は教育指導上の効果・有効性を基準としており、近年の動向としては複数教員の連携指導に基づく「オムニバス開講方式」や「講義科目に一部演習の持つ強みを加味した授業展開」、「メディアと教員コンテンツの活用」、「パワーポイントによる授業展開」、「サイバーキャンパス化に伴うライブ配信授業」等の試みが展開されてきている。本学部では、ツインキャンパス化に伴い遠隔授業の試みとして「ライブ配信講義」と「録画配信講義」が展開されたこともあるが、担当教員からは相手となる受信受講側の状況把握とコントロールが効かないというデメリットの指摘もなされており、この方式に関しては現状の授業形態と方法において積極的な活用段階に至ってはいない。

授業方法との関連で、本学部においては社会福祉専門職養成課程教育の授業展開に際しては、原則として厚生労働省が示した上限を下回る定員で授業を行っている。また、他の公的な基準がない講義等の教科科目においても、原則として100人を超える履修希望登録者が出た場合は同一授業科目を複数回に分けて開講することとしている。

また、授業にマルチメディア活用・導入のための環境整備も進んでおり、50人規模以上の主要教場には液晶プロジェクタ、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、遠隔授業システム関連等の機器が整備されており、教員貸出用のノートパソコンも実際の必要数に応じて準備されている。演習系授業等では学生がパソコンを使用したプレゼンテーションを展開するケースや映像教材等を活用した授業展開を図るケースも確実に増えてきている。本学では20人規模の小規模教室においてもテレビ・ビデオデッキのセットが配備されており、ノートパソコンおよび映像教材などを用いての演習やディスカッションなどが頻繁に行われている。

現在、本学の「遠隔授業」の単位認定は「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」及び「放送大学」授業について実施を行ってきた。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内の17の教育機関と岐阜県の連携事業として組織され、各教育機関が準備・企画した「共同授業」の受講と成績評価結果を基本単位として相互認定している。共同授業の展開方式としては、対面授業とオンデマンド授業があり、対面授業では講義担当大学の講義室を「主会場」に岐阜県岐阜市にある「岐阜県県民ふれあい会館」をサテライト会場とした「同時双方向性を確保した、IP接続による遠隔ライブ授業」（ネットワーク大学コンソーシアム岐阜ホームページより）が展開されている。また、オンデマンド授業はインターネットによる講義内容の録画配信で、これを各自が受講して同様の方式で単位認定するものである。本学では、「人間福祉学」（本学開講）の講座を毎年内容と構成を変えて継続開講してきている。放送大学では、毎年科目の見直しを行いながらビデオ・カセットテープによる受講とテキスト学習の組み合わせによる学習を進め、その評価結果に基づいた単位認定を実施している。

[点検・評価]

本学部では「顔の見えるきめ細かな」教育の展開を基軸に置いた授業展開を基本としており、開講科目によっては担当教員の負担度を高める結果を生んでいる面はあるが、基本原則に即した現状の展開となっており、その点は評価できる特徴となっている。教場の情報関連機器の整備状況も充実しており、情報センターの運用管理体制も随時充実する必要があるが、メンテナンス、ウィルス対策等にも万全の配慮がなされ、適宜最新のソフトウェアへの更新等も情報センター運営委員会の議を経て実施されてきている。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」及び「放送大学」については、本学部教育を補完する機能も持っており、学部における学習をさらに深める科目として関心のある学生が履修しており、現状において十分に評価できる状況にある。

[改善方策]

今後の授業形態と授業方法の見直し・検討としては、特に本学の先行型情報インフラ・

ハード面の整備・充実が進んできている関係で、それを十分に活かし得る教育学習支援用コンテンツ・ソフト面の整備・充実に向けた改善を推進する必要があるという認識に立っている。その実践活用に向けた克服課題や取組み目標等については既に触れてきているので重複を避けるが、本学の最大の課題は将来を見越して常にこの両側面での整備・充実に心掛けて行くことである。本学部には通学課程に通信教育課程が併設されていることもあり、この面での必要性や重要性が理解できるところでもある。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」及び「放送大学」についても開講科目や科目内容が変化することから、状況の変化に応じて本学部学生の学びを補完可能な最適科目を今後とも厳選して単位認定の対象として行く。

③ 国内外との教育研究交流

[到達目標]

本学部学ぶ学生が、「人間福祉」のパースペクティブに立って我が国の福祉の現状及び課題、将来の中・長期的展望を「Think - Global Act - Local」な視点から自覚的にとらえ、新たな問題発見・解決に向けた方向性を具体的に描き出しながら、様々な国々の人々や様々な関係機関、様々な専門家との相互協働のネットワーク、密接な相互連携のネットワークを介した具体的な解決行動の実践が展開できるようになることを目指す。

我が国における福祉研究を「人間福祉」の原点に立って積極的に発信できる国際的な教育研究の基盤整備と充実に向けた取組みを展開する。

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状説明]

現在、本学部はモンゴル「モンゴル国立大学」、ノルウェー「ディアコーニヤンメ大学」との姉妹校提携を結んで教員間・学生間の国際交流を積極的に展開している。モンゴル国立大学とは本学学生の研修を受け入れていただいております、また毎年先方からの留学生の受け入れを進めてきている。また、ディアコーニヤンメ大学には本学学生の海外研修を受け入れ、本学部教員の研究活動の一環として交換教員の派遣等を、2008年にはディアコーニヤンメ大学より1週間の予定で研究者が来日し、本学教員との研究会等も開催している。

また、2009年度から正式に本学部においても中国人留学生の受入れが始まり、中国人留学生の教育支援指導体制の確立に大学全体で組織的に取り組むと同時に、本学部独自の取り組みも始めている。詳細は既に触れた通りである。独自の留学生対象の教育科目として、新たに「日本事情」・「言語によるコミュニケーション（日本語）」の追加開講がなされている。さらに、本学部には国際化や国際交流の推進にとどまらず、将来の福祉のグローバル化に対応した人材育成を目指す「福祉グローバル」関連履修モデルの新たな組み込みが行われており、その前提基盤となる基礎教養・基礎系教育科目や専門教育系科目の対応・充実に向けた科目群の整備も図られている。

国際的に本学部・大学の教育研究を積極的に発信する場として、本学「総合研究センター」に事務局を置く「人間福祉学会」に共催する形で毎年研究成果の発表と大会記念講演を開催し、それに併せて毎年「国際シンポジウム」を開催している。

[点検・評価]

本学部が継続的に受け入れているモンゴル国立大学からの留学生については、日本語学科所属学生が中心であることもあり、極めて日本語能力が高くかつ日本文化に対する基礎的な理解も深い関係で正規の授業科目の選択履修と併行して、長期の学校休暇期間や祝祭日等を活用した地域社会住民との交流活動、他大学へ留学している世界の国々の留学生と

の交流や日本語弁論大会への参加、日本文化に関する様々な独自の研修プログラムや国内各地の観光等、精力的な活動を展開しており、本学の大学際や各種行事にも積極的に参加して在學生や卒業生と一緒にイベントを開くなど交流を図っている。歴代の留學生の感想としては、かなり高い評価と好印象を与えてきているようで、その意味においては一定以上の成果を上げてきているといえる。

ディアコーニヤンメ大学はソーシャルワーカー養成教育課程を有する大学で、北欧型「福祉先進国」を代表する教育研究活動の中心的な役割を担う大学の1つである。教育研究活動を通じた本学との継続的交流過程において、その抱える北欧型の現状と課題及び共通する問題への対応を通して学ぶものが多いことも事実である。逆に、我が国の社会福祉の問題や課題、教育研究上の取り組み等をグローバルな視点で共有できる強みも持っており、学部教員レベルでの交流も図られている。

本学部の問題点としては、従来の教育課程編成及び教育内容、人材育成目標の中に実際に明確な形で国際化・国際交流の視点や取り組み対応が位置づけられてこなかったこともあり、学生レベルでのグローバル化、国際的な視点での課題への取り組みや関心「育て」の仕組みがなく、全体的な認識や意識の低さを生んできた面があげられる。特に、国外の大学や専門機関との交流を進める上で、先ず己の足元を固める必要があり、近未来に確実視される日本型福祉社会モデルへの国際的な関心や注目に応える意味でも、本学部所属学生に対するこの側面での視点と関心を育てる仕組みづくりが急務で、併せて諸外国の文化や教育、生活の実態、社会制度や動向に関心を向けさせる取り組みが必要である。勿論、その大前提には先ず我が国の置かれた福祉や社会の現実問題や課題を理解し、広い国際的レベルの教養と日本文化への深い理解を養うことが基盤とならねば意味がないが、本学部の新たな取り組みとしてこうした視点からの人材育成の必要性を強く実感させられている。

[改善方策]

既に触れてきた通り、本学では「2010年カリキュラム検討委員会（学部FD）」の教育課程編成の改善過程において、既に基礎教養・基礎教育系科目群にその点を強く意識した科目を複数補うと共に、専門教育系科目群に同様の強化策を展開して「福祉グローバル」系の対応履修モデルの設定を進め、コミュニケーション能力の強化に始まる国際交流やその先に拓ける将来的な国際貢献活動の進路も念頭に置いた国際的な視野を持った人材を育成するプログラムの具体化を図った。順次、年次進行でさらなる充実に向けた継続的検討を学部FD及び自己点検・評価の重要課題と位置づけて取り組むことになる。また、これと併せて、学部ごとに行っている国際交流の試みを全学的に支援する推進機関の設置が求められるところである。

④ 通信制大学等

[到達目標]

本通信教育部の教育課程は、基礎となる学部・学科である人間福祉学部人間福祉学科(通学課程)の教育課程編成の基本的な考え方を踏襲し、通信教育部の教育目的を適切かつ有効に展開するための開講授業科目の体系化を行い、学習成果の効率的達成と充実を図ることを目標としている。

特に人間福祉学部の重点教育目標である「人間理解」教育を具体化するため「人間理解基礎科目群」、「自己実現・自己表現関連科目群」及び「専門基礎科学科目群」を「人間とのかかわり」からなる基礎教育科目として位置づけ、通信教育部の教育課程編成上の土台に据えることを目指した。

また、「専門基幹科目群」、「専門科目群」及び「実践・統合科目群」の専門教育科目の編成に当たっては、「人間理解」教育を基盤とした、より高度な専門性と実践的な応用力の育成が可能となるように、福祉実践の主要研究領域を広い視野をもって包括的・総合的に学ぶことのできるように科目の配置を目指した。

本通信教育部の入学生は、社会人学生が大半を占めることもあり、高・大の連携を踏まえたカリキュラム編成やインターンシップ等は、通信教育部単独で行う予定はない。

これに対して、通学課程と同様に社会福祉士や精神保健福祉士の養成という目的のもとにカリキュラムを編成し、卒業必修科目を設定している。また、国家試験の合格率向上につながる教育体制の整備を目指して、授業形態や単位設定については、国家試験関連科目に重点を置いている。

このような教育課程の実践には、本通信教育部の教育目標について十分に理解し、その職責を担うことができる教員が必要となる。このため本学では、原則として本学院の専任教員が科目を担当し、教育目標の達成に向けての努力が主体的に行われることを目指している。

以上のように本通信教育部では、社会人学生の割合が高いことを踏まえ、社会人にとって利便性の高い、学びやすい環境作りを目指しつつ、地域に根ざした通信制大学として「顔の見える教育」の実践を目標としている。

通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性と そのための条件整備の適切性

[現状説明]

教育の内容

通信教育部の教育課程は、前述の通り人間福祉学科(通学課程)の基本理念を踏襲しているため、開講科目は、通学課程と同じく「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」「専門基幹科目」「専門科目」「実践・統合科目」の6つの科目群に区分し体系化している。

「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」及び「専門基礎科学科目」については、「人間とのかかわり」からなる基礎教養科目として位置づけ、卒業要件として44単位以上の修得を必要としている。

また、通学課程と同様に「専門基幹科目」に厚生労働大臣指定の社会福祉士養成指定科目の多くを配置し、資格取得に必要な科目を体系的に学べるようにするとともに、当該指定科目の内、主要科目を卒業必修科目とすることで、資格取得に焦点化が図れるように編成している。

以上のように、本通信教育部の教育課程は社会福祉士の資格取得を人材養成の柱の一つとしているが、その教育目標は単に資格取得者を養成することにとどまらず、それぞれの

3-1-1 人間福祉学部
通信教育課程

専門性に関心を喚起し、より幅広い視野に立った福祉専門性の修得を目指している。そのため、「専門科目」では福祉隣接領域の科目を多数配置し、学生個人の関心に応じて系統的・発展的に学習が深められるようにしている。

最後に、「実践・統合科目」では、社会福祉士の国家試験受験資格や精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得に必要な実践の学びである実習科目の他、「課題研究」「卒業研究」科目を置き、それまでに個々の科目で修得した知識と技術を統合し、研究テーマとして発展させ、さらに興味・関心を深め、専門研究を行うことができるように科目を配置している。

これら「専門基幹科目」「専門科目」「実践・統合科目」は福祉の学びを深める福祉専門科目として位置づけており、卒業要件単位として80単位以上の修得が必要である。

表 3-1-4 卒業に必要な最低修得単位数

学部・学科	科目群	卒業要件単位
人間福祉学部 人間福祉学科	人間理解基礎科目 自己実現・自己表現関連科目 専門基礎科学科目	44単位
	専門基幹科目 専門科目 実践・統合科目	80単位
		124単位
	合計	(うち30単位以上 面接授業)

① 履修モデル

学生が通信教育部の教育内容を理解し、それぞれの関心領域に基づいて体系的に履修できるように学習計画のガイドラインとして履修モデルを設けている。

通信教育部の履修モデルは、人間福祉学科(通学課程)の「対人援助」「福祉政策」「福祉教育」の3コース(設置時)を再編し、下記の4コースがある。

- i.) 対人援助コース
- ii.) 福祉教育コース
- iii.) 福祉マネジメントコース
- iv.) 精神保健福祉コース

以上のコースに、基礎教養系科目と専門系科目を配置しているが、これらが有機的な連動性を持つ必要があるため「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」など、新しい時代の要請に応えるべく幅広い教養と人間教育の基本にかかわる科目群は、主として1・2年次に開講し、主として3年次より開講される専門科目への連動性を確保している。

② 修了年限

本通信教育部の修了年限は、通学課程と同様に4年とし、在学年限は8年を超えることができないこととしている。

また、編入学生については、受入れ年次を3年次及び4年次とし、3年次の受入れの場合は、修了年限2年、在学年限は4年と、4年次の受入れの場合は、修了年限1年、在学年限は2年としている。

教育の方法

3-1-1 人間福祉学部
通信教育課程

通信教育部の学習方法は印刷教材による授業(本学において「テキスト科目」という。)、面接授業による授業(本学において「スクーリング科目」という。)に加え、「テキスト科目」と「スクーリング科目」を併用した「テキスト・スクーリング併用科目」を設け、各科目の特性や学習目標にあわせて科目形態を設定している。

また、このほか、社会福祉士受験資格や教員免許の取得希望者には実践的な学習として社会福祉実習や教育実習といった「実習科目」の形態がある。

① 印刷教材による授業(テキスト科目)

印刷教材による学習は教科書(テキスト)や学習ガイドブックを参考にして、あらかじめ提示された課題(「提出課題」という。以下同じ。)に取り組み、その学習成果を大学に提出し、これに添削指導や採点を受けて学習をすすめる。

提出課題は、各科目により「レポート形式」と「択一形式」があり、レポート形式は課題の題意を理解し、論点をまとめて論述する形式であり、択一形式は5つの選択肢の中から1つの正答を導き出す形式である。また、提出課題の出題量は各科目の単位数により基準化されており、レポート形式であれば1600字(1単位)、択一形式であれば、10設問(1単位)と定めている。さらに提出回数は2単位で1回分としており、4単位科目の場合は2回の課題提出が義務づけられ、最初(1回目)の課題の合格を条件に、次回(2回目)の課題を提出することが可能となる。

所定の提出課題に合格(「可」となった科目は各試験会場で科目修了試験(「テキスト修了試験」という。)を受ける。試験は、年間5回程度の試験日程を設定しており、試験会場は本学の他、地方都市(2004年度は3会場、2007年度より7会場)で、日曜日に行われる。

テキスト科目 の単位数	課題の 提出回数	提出課題の出題総量	
		レポート形式	択一形式
1単位	1回	1600字	10設問
2単位		3200字	20設問
4単位	2回	6400字	40設問

② 面接授業(スクーリング)

大学通信教育設置基準第6条では大学通信教育課程の卒業要件として30単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業(内、10単位までは放送授業に代えることができる)とすることが規定されている。本通信教育部の卒業要件単位については、中部学院大学通信教育規程第9条において面接授業の単位数は30単位以上が必修と規定している。

(3年次編入学生の場合は、14単位が包括的に認定(編入時)されるため16位以上が卒業要件となる。)

本通信教育部の面接授業は、1科目を2日間で実施する集中講義形式を採用している(体育実技等の一部科目については3日間で行うなど、科目の特性により一部例外がある。)。2日間の面接授業は週末の土・日曜日に授業日程を設定することができ、平日は勤務がある社会人学生でも出席機会を多く設けることができる。卒業に必要な面接授業は年間で平均7.5単位分(30単位÷4年間)となるため日数では平均8日間から10日間の出

席が必要となる。

本通信教育部の面接授業は、当該面接授業日程の3週間程前に受講申請を行えば良く、何ヶ月も前から予定を立てる必要がない点に特徴がある。社会人学生は仕事や家庭の都合に調整をつけて面接授業に臨む。しかし、急な計画の変更も可能性として考慮する必要がある、その点で本通信教育部の面接授業の実施方法は、仕事や家庭生活と学習の両立しやすい方法といえる。また、週末の面接授業の受講が困難な学生や、その都度面接授業の会場に登校することが困難な学生を想定して8月中旬と2月中旬には平日も含めて面接授業の日程を同じ週に連続させて設定することで、1週間に3科目程度の面接授業を続けて受講ができるような配慮も行っている(集中日程と言う)。

このように面接授業の日程に多様性を持たせ、学生の自主的な学習計画を尊重できるシステム作りが本通信教育部の特徴となる。

また、スクーリング会場のは本学(岐阜)会場にあわせて2004年度より名古屋会場(JR名古屋駅付近)を増設し、2008年度から金沢(石川県)、松本(長野県)、浜松(静岡県)及び大阪(大阪府)に会場を増設している。

③ 放送授業及びメディアを利用して行う授業

大学通信教育設置基準第3条第1項において「放送授業」及び「メディアを利用して行う授業」が規定されている。

本通信教育部では2008年度より試験的に「ビデオ授業」によるスクーリングを開講している(1科目2会場)。「ビデオ授業」は、他日程で開講した講義科目の授業を録画して、地方会場(松本会場・浜松会場)で授業を上映する方式の授業形態であり大学通信教育設置基準では「放送授業」に該当する。

通信教育部生にとって時間的・空間的な制約から居住地近隣で授業を受講できる利便性は高く、「ビデオ授業」は一定の評価を受けている。

この他、「放送授業」や「メディア授業」としての取り扱いではないが、視聴覚メディア等を活用した授業方法についても取り組みを進めている。

具体的には、「⑤その他」で後述する「人間福祉学会」への参加によって科目の単位を認定する授業についても、実際に学会に参加・出席ができない遠隔地在住の学生に向けて、学会の様子をビデオ撮影し、DVDメディアを通して学会の様子が視聴できるようにしている。

なお、大学通信教育設置基準が規定する「メディア授業」については、現在実施していない。

④ 実習

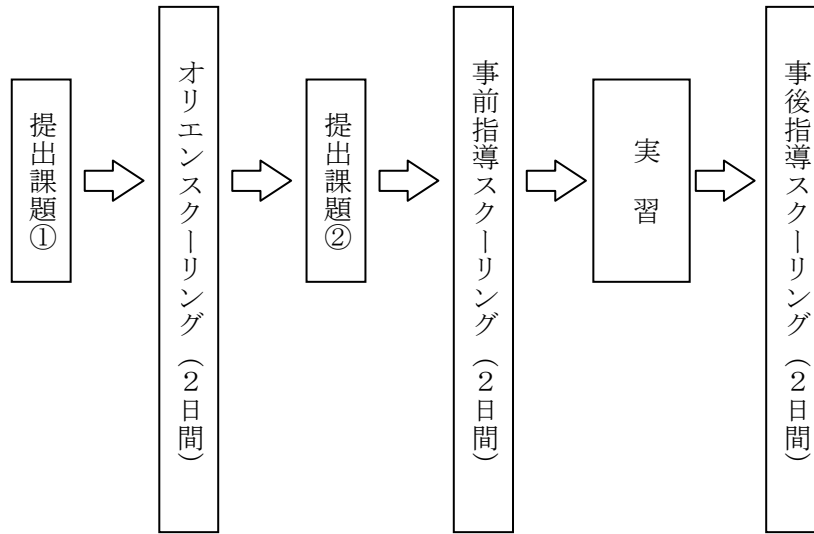
本通信教育部における実習は、社会福祉士受験資格の取得に必要な社会福祉実習、精神保健福祉士受験資格の取得に必要な精神保健福祉実習及び高等学校教諭1種免許状(福祉)の取得に必要な教育実習の3種別に分類される。

実習は体験的・実践的な学びの場であり、各資格取得に向けては学習過程の最終段階を確認する場である。

このため各実習科目は、他の関連科目との系統的な連動性を重視して開講している。具体的には、社会福祉実習では社会福祉実習指導と、教育実習Ⅱでは教育実習Ⅰとそれぞれ一体的に学習を進める。

学生は実習指導科目(社会福祉実習の場合では、社会福祉実習指導がこれにあたる)の学習から開始し、必要な学習過程を経て、実習に臨むことになる。そして、実習の終了後は、実習での学びを整理し、振り返り行うため、再び実習指導科目の学習に戻る形式を採っている。

(例：社会福祉実習指導と社会福祉実習の学習の流れ(モデル))



※精神保健福祉援助実習については、「テキスト・スクーリング併用科目」と「実習科目」を融合した形態を採用している。ただし、学習の流れは社会福祉実習指導(テキスト・スクーリング併用科目)と社会福祉実習(実習科目)と同様である。

さらに、実習科目の履修に際しては、関連領域の学習の修得を条件とする履修要件を定め、当該要件を満たさない場合は、実習科目の履修を許可しないこととしている。

一例を挙げると社会福祉実習の場合は、関連科目である社会福祉概論や社会福祉援助技術論、そして社会福祉援助技術演習Ⅰ等の事前修得が必須となっている。

実習期間は、社会福祉実習と精神保健福祉実習の場合で180時間(約24日間)、教育実習の場合では約2週間となる。

教育実習の実習先は、主に高等学校(希に中学校で実習を行う場合がある)となり、実習校から指定されて時期(主に6月又は10月)に実習を行うことになる。

これに対して、社会福祉実習や精神保健福祉実習では、実習期間が180時間(約24日間)と長期間になり、社会人学生の多い本通信教育部では、仕事や家庭との調整を行いながら実習に臨むことになる。

さらに、実習先についても社会福祉実習では、福祉関係施設(高齢者施設、障害者施設等)、福祉関係機関(福祉事務所等)さらに医療機関(病院等)が実習先となり、その範囲は非常に幅広い。

このため本通信教育部では、実習先の選択では、できるだけ学生の主体性を尊重し、学生自身が実習先を選択できるようにしている。また、実習期間についても学生の勤務状況や家庭の状況に配慮し、実習先施設等との調整が可能であれば、学生自身が選択できるように多様な選択肢を設定している。

⑤ その他

以上のように4つの教育方法の他、具体的な学習科目ではなく、社会的活動や学会活動への参加等を認定する受け皿科目についても配置している。

「人間福祉論」は、人の生命・生活・人生とその環境にまたがる“人間福祉”の幅広い研究テーマを総合的に捉えることを目的としている。このため本科目では、提出課題やスクーリング授業を設定するのではなく、社会的な活動や学会等の参加を本科目の単位として認定する。

**3-1-1 人間福祉学部
通信教育課程**

具体的な事例として、本学に事務局を置く「人間福祉学会」に参加・出席し、レポートを提出することで「人間福祉論」の単位認定を行っている。

「人間福祉学会」は、2005年度に発足した学会で本学に事務局を置いている。学生は、実際に学会に参加(出席)し、学会での研究テーマ等から関心点等をレポートとして整理し、提出する。このレポートが提出課題等の役割を果たし、担当教員の添削・採点を経て合格者は、同科目の単位が認定される。

このような科目形態を置くのは、国際的な福祉動向や研究発表などの学会活動を体験的に学ぶことを目的としている。「人間福祉論」では、毎年15名前後が学会に参加し単位認定を受けている。

単位認定

本通信教育部は、大学通信教育設置基準第5条に基づく単位制によって教育課程を編成している。

各科目の単位認定は、原則として科目修了試験を経て単位が授与される。科目修了試験の実施方法は、科目形態によって下記のように定めている。

単位認定の積み上げによって学位授与が行われる要素が大きい以上、各単位の認定は学位授与の適切性に連動する課題を内在している。そのため成績評価法や基準の明示方法に関する取り決めや履修指導について、さらに教育改善への組織的な取り組みについては次のように定めている。

① 科目修了試験

各科目の単位の授与(認定)は、テキスト科目においては、各科目に課せられる提出課題に合格し、かつ当該科目の修了試験(「テキスト修了試験」という。以下同じ。)を受験し合格することとしている。提出課題は100点満点中80点以上の成績で合格(可)とし、修了試験では、100点満点中60点以上を合格とする。

また、スクーリング科目においては当該授業を受講後、授業内における修了試験(「スクーリング修了試験」という。以下同じ。)を受験し合格することで単位が与えられる。

さらにテキスト・スクーリング併用科目では、添削指導課題に合格後に当該科目のスクーリング授業を受講し、スクーリング内での修了試験(「スクーリング修了試験」という。以下同じ。)を受験することになる。

修了試験の時間は、「テキスト修了試験」、「スクーリング修了試験」のいずれも60分間としている。

「スクーリング修了試験」については、スクーリング内での実施となるが、「テキスト修了試験」については、各会場(2003年度は本学を含め4会場、2007年度から本学(関・各務原の2キャンパス)を含めて9会場)で同時に実施する。「テキスト修了試験」の試験日は、隔月の日曜日に設定し各日5科目まで受験可能となる。学生は、個々の学習進捗にあわせて受験科目や受験会場を決定して修了試験に臨む。

なお、修了試験の受験に際しては、中部学院大学通信教育部学内試験及び評価に関する規程に基づき学生証(写真付き)、受験許可証の持参が義務づけられ、試験監督者による本人確認が毎回実際される。また、試験時に不正行為が行われた場合は同規程に従い学習停止処分等の懲戒が行われる。

② 成績評価法や基準

提出課題の添削評価基準については、学習ガイドブック(学習の手引・提出課題集)にてあらかじめ明示している。

また、科目修了試験の評価基準、評価方法及び試験時の注意事項についても補助教材『学習の手引』に掲載している。

学生が提出した提出課題は、担当教員の添削を経て1ヶ月以内に返却することを基本と

している。担当教員の添削は、採点及び特記事項欄への指導記述の他、「項目別評価」欄への評価(4段階評価)によって指導を行う。

指導記述に加えて、項目別評価を設けたことで、客観的な視点で添削課題の評価を確認することが可能になるように配慮している。

その他『学習の手引』には、面接授業の計画(シラバス)や科目修了試験の形式、参照物、試験指導等も記載しており、学生の授業準備に必要な情報を掲載している。

また、担当教員の成績評価に対して学生が疑義がある場合は、成績発表から10日以内に本学に疑義を申し出ることができる。(中部学院大学通信教育部学内試験及び評価に関する規程)

担当教員は、成績評価に関する疑義の申し出があった場合は、その内容について再度、検討する必要がある。

③ 履修登録の上限

本通信教育部では、年間の履修科目登録の上限を65単位としている。通信教育課程の場合、日々の時間割が存在しないため通学課程と比べて、各自の学習量については、物理的制約が少ない。しかし、極端に多くの科目を短期間に履修することは単位制度の実質を形骸化する懸念がある。このため年間の履修登録の上限を通信教育部規程によって65単位と定めている。

④ 履修指導

通信制大学においては、履修指導の体制を置くことが難しい側面がある。通学課程であれば、担当教員や教務課等が随時に指導が行えるが通信教育部の学生は、時間的にも空間的にも共有部分が少ない。

このため本通信教育部では、学習相談会を各地区で定期的に行っている。学習相談会は、新入学生用、在學生用とそれぞれ対象者を区分して開催している。

なお、新入学生に対しては、冊子『入学に向けて』や履修科目選定のアドバイスを載せた『履修ガイドブック』を入学時に送付しており、これら小冊子の配布によって学習相談会に出席できない出願者に対しても配慮している。

〈参考：2008年度の場合〉

新入学生対象 学習相談会 22回
(会場：本学、名古屋、松本、金沢、浜松等)

在學生対象 学習相談会 24回
(会場：本学、名古屋、松本、金沢、浜松、津、京都等)

⑤ ゼミナール科目での学生指導

ゼミナール科目「課題研究(導入編)」は、1年次入学生の卒業必修科目として設定しているが、同科目は、学生のレポート作成能力の向上や学生同士の仲間作りを目的として開講している。

本科目を入学時の最初の段階で学習することで、通信教育の学習で基本となる「読む・書く・まとめる・発表する」という基本スキルの修得に役立つほか、少人数のクラス数でスクーリングを開講することから、クラスメイト作りや担当教員との親和が生まれる。「課題研究(導入編)」担当教員には科目担当者の役割と併せて学習指導担当者として対応している。

このようゼミナール科目の開講は、入学初期の学生への履修指導につながっている。

⑥ 「質問票」制度

学習に関する質問は、スクーリング授業の場合を除き、原則として「質問票」を使用して担当教員へ質問する制度を設けている。「質問票」は所定の書式にしたがって、担当教員に質問する方式であるが、年間の「質問票」の利用割合は非常に少ない。

これは学生が「質問票」を大学に送付しても回答(返信)が戻るまで2週間ほどを要する点や文章(文書)による質問のため学生自身が不明な点を整理し、論点を整理して質問をする必要性等が弊害となっている可能性が考えられる。

通信教育課程における自宅学習は、学習時間の設定など自由度が高いものの、教員への質問やクラスメイト同士の意見交換、さらに学習に必要な情報の収集が困難な側面は否めない。

今後の課題として、学生の自宅学習のサポート体制をどのように充実させていくのかを検討する必要がある。

⑦ 教育改善への組織的な取り組み

教育改善への組織的な取り組みについては、通信教育委員会が中心となって次のような取り組みを行っている。

- ・ 教材の作成・見直し

通信教育委員会に教材部会を設置し、学習方法や教材開発についての点検・整備を進めている。具体的には学習ガイドブック(「学習の手引」「提出課題」)の見直しを行い、開設からこれまで様々な小変更を重ねてきている。主な変更事項は、レイアウト変更の他、科目修了試験の評価項目の明記や試験時の参照可能資料の明確化などを行った。

- ・ 教員研修(FD)

各科目担当教員は、各担当科目の「教員連絡会」、「テーマ別連絡会」及び「実習指導教員連絡会」などの各種連絡会を行っている。

このような連絡会は、添削課題の解答及び解説、誤答に対する適切なフィードバックを行うため、添削指導員との連携・指導統一を図り、採点および指導方針の一貫性の確保を目的としている。

なお、添削指導基準については当初、「添削指導要領」を作成し、その徹底を図る予定であったが、文書化した要領では添削基準が抽象的になるため、実際に担当者が本学に集まり事例研究や連絡を行う「教員連絡会」、「テーマ別連絡会」、「実習指導教員連絡会」などの各種連絡会を行うことを義務づけている(開催回数は、原則として年間2回以上としている)。

- ・ 教員連絡会

当連絡会については、通信教育部事務室の職員も出席し、各担当教員は無論のこと、事務担当者も科目の目標や添削基準などの共通理解が図られるように配慮している。

- ・ テーマ別連絡会

教員連絡会の他、「社会福祉実習指導」と「社会福祉実習」及び「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」等のように相互の連携教育がより一層重視される科目については、教員連絡会の他、「テーマ別連絡会」も開催している。これは、各科目単位で事例研究を行う「教員連絡会」の内容では、他の関連科目との連絡調整が不十分であるため、各科目間の連携を強化するため科目横断的に担当者が集まり、教育実践の充実を図っている。

- ・ 実習指導教員連絡会

社会福祉実習については、中部地区を中心に各県において実習を行っているため、学生への指導が即時的に行え、かつ当該地域の情報を掌握している指導教員が必要となった。

このことから設置計画時の教員の他、中部地区の各県に2名程度の実習指導教員(非常勤)を配置し、当該地域(県)で実習を行う学生の指導にあたらせている。

また、実習指導教員(非常勤)と実習担当教員(専任)との間で教育目標や評価、実習指導方法での齟齬が生じないようにするため、「実習指導教員連絡会」を開催し、相互の連絡調整を行っている。

「実習指導連絡会」では、実習指導教員(非常勤)の他、実習担当の専任教育職員、通信

教育部事務室職員、実習センター職員が出席し、実習指導における事例研究などを行い研鑽を深めている。

- ・ 添削指導の見直し

添削指導の実施に際しては、添削指導員の適正配置を行い、通信教育委員会において全体を統括し、各年度ごとの添削指導委嘱者については当該委員会で適任者の配置計画の立案・決定を行い、適正化を図っている。

既修得単位認定

通信制大学への入学者は、すでに大学、短期大学及び専修学校の専門課程の卒業生(中途退学等を含む)の割合が高く、すでに仕事に就いている社会人学生が大半である。このため従前の大学等で基礎教育を修了していたり勤務におけるスキルアップを目的に、各種の資格取得を行っている場合が多い。

本通信教育部では、このような社会人学生に対して既修得単位認定を行うことによって学生の入学前の学修成果を評価し、入学生の学習意欲がさらに高まることを期待している。

認定の対象となるのは、従前の在籍大学等の学修の他、各種の資格取得も対象としている。

本通信教育部では、次のように既修得単位認定を行っている。

なお、本学通学課程では、放送大学との単位互換協定による互換制度を設けているが、本通信教育部では、放送大学との単位互換制度については実施していない。放送大学と本通信教育部は、通信教育という教育方法の共通性があるため、通学課程のように互換制度による運用を定めなくとも、既修得単位認定により同様の効果に結びつけることができる為である。

既修得単位認定の基本理念

既修得単位認定については、大学設置基準に基づき認定を行っている。

編入学生の単位認定は、開講科目群の内「人間理解基礎科目」、「自己実現・自己表現関連科目」及び「専門基礎科学科目」を基礎教育系科目として、「専門基幹科目」、「専門科目」及び「実践・統合科目」を専門教育系科目として位置付け、基礎教育系科目から卒業要件と同じ44単位を、専門教育系科目からは18単位(4年次編入では48単位)を包括的に認定している。このような認定方法を採用することで、編入学生は本通信教育部を卒業するために再び基礎教育系科目を履修する必要がなくなり、入学後は専門系科目の学びに集中することができる。

なお、認定の対象となる科目については柔軟に設定しているが、「専門基幹科目」については、本通信教育部の基幹科目のため、特に慎重に単位認定の可否について、検討を行うこととしている。

編入学生の受入と単位認定

受入年次	受入れ要件	既修得単位認定の上限
3年次	① 短期大学を卒業した者 ② 4年制大学を卒業した者(62単位以上を修得して退学した者を含む) ③ 専修学校の専門課程を卒業した者	卒業要件124単位中、62単位を上限として既修得単位の認定を行う
4年次	本学(通学課程を含む)の卒業生及び本学で92単位以上を修得して退学した者	卒業要件124単位中、92単位を上限として既修得単位の認定を行う

備考：専修学校の専門課程は、1700時間以上の課程で文部科学大臣が定める課程

取得資格の単位認定とその方法

編入学に基づく既修得単位認定の他、各種資格の取得によって単位を認定する「資格による既修得単位認定」についても実施している。

前述の通り、通信制大学への入学者は、社会人学生の割合が高い、このため勤務におけるスキルアップを目的に、各種の資格取得を行っている場合や本通信教育部の学習として並行して民間資格の取得を目指している場合も少なくない。

資格による既修得単位認定では、このような資格取得に関する学習成果を評価し、専門性を伸長させる動機付けとなることを期待している。

資格による既修得単位認定で対象となる資格は、国家資格の他、民間資格であっても社会的な評価を受けているものについては対象としている。

主な対象科目と対照資格は次の通りである。

第3章：教育内容・方法等
 3-(1) 学士課程の教育内容・方法等
**3-1-1 人間福祉学部
 通信教育課程**

本学開講科目		該当する資格等の種類
科目名称	単位	
情報活用論A(S)	2	・「情報処理技術者試験2級」以上 ・「システムアドミニストレータ初級」以上
情報活用論B(S)	2	
身体による表現活動(S) (スポーツ実技)	1	・文部科学大臣認定「スポーツ指導者」資格 ・厚生労働大臣認定「健康運動指導士」及び 「健康運動実践指導者」資格
言語による表現活動(T・S) (コミュニケーション英語)	2	・「実用英語技能検定」2級以上 ・「国際連合公用語英語検定試験」C級以上 ・「TOEIC」 470点以上 ・「TOEFL」 450点以上

※ 括弧内のSは「スクーリング科目」、T・Sは「テキスト・スクーリング併用科目」

資格による単位認定の申請手続きは、入学前に限らず入学後であっても随時に可能である。このため資格による単位認定を希望する学生は資格の取得後に資格取得の証明書等を添付した書類を通信教育部に提出して、その可否を受ける。

単位認定の判定は、他の場合と同様に通信教育委員会が行うが、過去の審査において認定された経歴を持つ資格等であっても、その都度、通信教育委員会にて議題として諮られることとしている。

学位授与

学位授与にあたっては、学生の卒業申請に基づき通信教育委員会内に卒業判定会議を設けて判定を行っている。

卒業判定は、申請者(学生)の在学年数が通信教育部規程に定める年数に達しているか、また、卒業必修科目を含め卒業要件単位数を修得しているかを前提としてしている。

このため学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性を検証するには、各科目の単位授与の適切性と条件整備について整理する必要がある。

① 卒業申請

卒業申請とは、学生の卒業に関する意思確認を行う制度であり通信教育部において制度化している。

通学課程の学生と異なり、通信教育部の学生は、最短の修業年限(1年次入学生であれば4年間)での卒業を必ずしも目指していない。通信教育部の学生は、目標とする課程(科目)の修了や各種資格取得を果たしてから卒業を希望する為、通信教育部規程第21条に定める卒業要件を満たしていても、在学の継続を希望する場合がある。このため各卒業期毎に卒業申請期間を設け、卒業要件を満たす学生(4年生で予定を含む)の内、卒業を希望する学生は卒業申請を経て卒業を行うことになる。

卒業申請の時期は、春期(3月卒業)と秋期(9月卒業)の2区分がある。原則として春期卒業は4月(春期)入学生を、秋期卒業は、10月(秋期)入学生を対象としているが、4年生以降は半年ごとに卒業申請の機会が与えられる。

② 卒業判定

卒業判定は、通信教育規程第21条第2項に基づき通信教育委員会内に卒業判定会議を設けて行う。卒業判定の基準は、通信教育部規程に定める在学年数と卒業必修科目の修得及び卒業要件単位数の修得が前提となっている。

卒業判定会議(通信教育委員会内)では、各申請者(学生)の単位修得状況表を基に通信教育委員が卒業判定会を行う。

卒業判定によって卒業可となった申請者(学生)は、学長の承認を経て卒業が確定する。

[点検・評価]

教育課程については、基礎教育系科目・専門教育系科目が系統的・段階的に学習できるように科目を全体にバランスよく配置したうえで、個々の興味・関心に応じて学際的に専門的知識・技術を深めることができるように科目を構成している点は適切であると考えている。

2004年度より毎年度、全在學生に実施しているアンケート調査によれば、「通信教育部に期待すること」の質問項目で、「魅力あるカリキュラムの開設」を選択している学生が13%前後(2006年度～2008年度調査まで)と高い割合でないことから、學生は一定の評価をしていることが伺える。

しかし、大学通信教育での学びは「資格取得」「学士号の取得」「生涯学習」「教養学習」と幅広く、多様なニーズを内包している。社会人學生は時間的にも経済的にも制約があり、特に面接授業(スクーリング)を負担と捉えている場合が多い。

このような中で、目標半ばにして学習を断念する學生も決して少なくない。このことは単に教育課程の編成に限られる問題ではないが、多様な學生のニーズに対して、本学の教育目標の独自性をさらに確立し、総合的な見地をもって、より効果的なカリキュラムの整備・検討や履修モデルコースや科目群配置の見直し、卒業要件の再構築、資格取得関連科目の統合・整理などについても、今後、検討を深める必要がある。

次に教育方法については、大学通信教育設置基準に従い、バランス良くテキスト科目、スクーリング科目及びテキスト・スクーリング併用科目を配置していると考えている。

また、スクーリング科目を除き、テキスト科目やテキスト・スクーリング併用科目では事前に課した提出課題に合格しなければ、次の段階に進めない制度(テキスト科目では修了試験、テキスト・スクーリング併用科目ではスクーリングが“次の段階”にあたる)、いわゆる「段階式学習法」は學生の学習力を引き出し、知識を深める上で有効な方法であると考えている。

この点については、学位授与の適切性についても影響するものであり、「段階式学習法」により、適切な形で単位が授与できており、ひいては学位授与の適切性に結びついていると考えている。

また、学位の授与にあたっては、通信教育委員会内で卒業判定会議を行うことで適切性・公平性を確保している。

また、教育方法の内、大学通信教育設置基準に規定する「放送授業」については、一方通行の教育となる懸念があり、學生が適時に必要な質問等を教員に対して行えない点も課題となる。「放送授業」については、學生の利便性が向上する反面、「顔の見える通信教育」を目標とする本通信教育部にとって課題の多い教育スタイルであると言える。

また、大学通信教育設置基準で規定する「メディア授業」については、現在、本通信教育部では実施していない。「メディア授業」は、授業における双方向性や質問体制の整備

**3-1-1 人間福祉学部
通信教育課程**

が要件となる。双方向性を維持するためには、専用の授業配信システム等のインフラ整備(ハード面)と適切な教育を行うための教材開発や授業計画の見直し(ソフト面)の整備が不可欠である。

他の通信制大学では「メディア授業」の開講も増加傾向にある中((財)私立大学通信教育協会調べ)、インフラ整備や教材開発について検討を行う必要がある。

次に既修得単位認定については、通信制大学の入学生が社会人学生であることを踏まえ、短期大学や専修学校専門課程の卒業生に対して、適切な方法で単位認定ができていないと考えられる。

なお、「専門基幹科目」に主に配置する社会福祉士・精神保健福祉士指定科目(厚生労働大臣が指定する資格必修科目)の既修得単位認定については、他の科目と比して特に慎重に単位認定の可否について、検討を行うこととしているが、本通信教育部における資格養成と専門職養成のバランスの観点からさらに検討を要する課題として認識している。

最後に教育改善については、毎年度実施している「全学生アンケート」等の結果を踏まえて、教材等の見直し、各担当別教員の連絡会・研修を適切に進めていると考えている。

ただし、スクーリング科目の場合を除き、自宅学習科目に関しては、このようなアンケートの情報に教育改善の手が掛かりを頼るしか無く、情報不足が否めない。

特に研修会を行って目標作り、目標に対してどのような達成ができたか、又はできなかったのかの評価測定方法の確立が必要である。

[改善方策]

教育課程の改善

本通信教育部は2003年度の開設時からこれまでの間に教育課程の見直しを図っている。主なものとして2004年度に精神保健福祉士の養成開始。また、開設時から2度のカリキュラム改正(2007年度改正・2009年度改正)を行っている。

このようなカリキュラムの改正にあたっては通信教育委員会内に「カリキュラム検討部会」を設置し検討案を作成した。

2007年度のカリキュラム改正では、卒業必修科目・卒業要件の見直しや編入学生の既修得単位の認定方法等についても見直しを図った。

また、2009年度のカリキュラム改正は社会福祉士及び介護福祉士法の改正(2007年12月)に伴う社会福祉士養成課程の見なおしに対応したものである。

本通信教育部では、このように教育課程の見直しを恒常的に行う組織体質を身につけているが、今後も本学の建学の精神を踏まえつつ、時代に即した教育課程の編成・維持に努めたい。

具体的な検討事例として、社会福祉士の実務者養成が挙げられる。社会福祉士が教育、労働、司法などの分野で、その役割を期待され、実践力の高い社会福祉専門職の養成が教育機関に求められている点を踏まえ、また、社会福祉士資格の取得方法(ルート)の見なおしも視野に入れて教育内容の見直しを検討していきたい。

教育方法の改善

次に教育方法については、特に自宅学習(テキスト学習)において検討課題が内在していると考えている。

スクーリング科目の場合、担当教員の直接指導が可能であるが、自宅学習については学生自身の自主学習が中心となる。「質問票」の項でも触れたように、「質問票」制度では、学生は担当教員に対してどのように質問すれば良いかを整理できないまま学習を停滞させてしまう場合も少なくない。

通信教育では、学生自身が能動的に情報収集を行ったり、必要な教育指導を学生が大学に自主的に求める教育を前提としていたが、それ故、学生が自宅学習に行き詰まった時に手を差し伸べる方法、適切な指導体制については、これまで十分な検討が行われていなか

第3章：教育内容・方法等
3-(1) 学士課程の教育内容・方法等
3-1-1 人間福祉学部
通信教育課程

ったと言える。

本通信教育部の退学率の割合(詳しくは退学の項で述べる)は、入学年度別の累計では約32%程度までに達する。この数字は、通信制大学にあっては突出して高い数字とまでは言えないものの重要な検討課題である。そこで、今後の改善方策として「eスタディ」の導入による改善を図りたいと考えている。

「eスタディ」は、学生の学習を支援するインターネットシステムで、学習状況の把握(整理)、学習計画の立案、学生間、学生・教職員間のコミュニケーションの他、様々な情報交換が行えるシステムを目指している。

本通信教育部の開設時(2003年度)からこれまで情報ネットワークの社会的インフラの整備が進み、各家庭のブロードバンド環境の普及率も高まっている。また、パソコン等の情報端末の低価格化も進んでいる。このような状況を踏まえて、今後は積極的にWEBシステムを利用した教育体制を推進し、eスタディへの接続を検討したい。

また、テキストを補完する教材としてCD-ROM教材の作成やインターネットを利用した双方向授業の実施などについて検討を行うこととしている。なお、インターネットによる双方向授業の実施については、各情報ネットワークへのアクセシビリティの状況なども十分に考慮した上で検討をすすめていく必要があるが、これらの検討や調査は現在、通信教育委員会に「情報部会」を置き、検討をすすめていくこととしている。

今後の具体的な計画としては「社会福祉士国家試験対策講座」などからインターネットを利用した対策講座授業やCD(DVD)-ROM等を利用した教材開発を運用し、課題点の修正を行った上で、通信教育部開講科目の一部について実施を開始する計画である。

教育改善については、各授業毎に「授業に関する調査」(授業評価)の実施を検討している。現在、「在学生アンケート」を実施しているが、これは各年度末(3月)に行うもので調査対象は当該年度の1年間となる。通信教育部においては、学期単位で学習が進行するのではなく、学生自信に学習計画が委ねられているため年1度の調査では、学生の記憶や感想、意見が希薄化してしまう懸念がある。

このため年度末に調査を行うのではなく、スクーリング等が終了した時点で速やかに且つ科目別に行える調査方法を確立し、実態把握に努めたい。

3-1-2 子ども学部

① 教育課程等

[到達目標]

本学部の教育課程は、学校教育法第52条及び大学設置基準第19条の趣旨を踏まえ、次の2点を基底においた編成を行っている。

- ・ キリスト教教育に基盤を置く「建学の精神」に基づき、「人間理解」という視点から人間存在そのもののありようを問い、人間と宗教・文学・言語・教育・社会などとの関わりから、人間に対する広範な関心を育て、幅広い見識や倫理観を涵養する。
- ・ 多様化・増大する幼児教育・保育・子育て支援に対するニーズに応えるため、行政、心理、社会福祉等の分野でも活躍できる幅広い視野と高い専門性を備えた、高度な専門職を養成する。

これらに基づき、具体的な達成目標としては、前述した大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的を踏まえ、次の5つの力量を発揮できるような人材養成に向けた教育課程の実施へと努めている。

- (1) 自分自身への関心・理解を深める一方、教育・保育・福祉が直面する課題や問題にも、自ら積極的に関心を持つことができる。
- (2) 人間と社会環境の視点から、現代社会の生活に関わる諸問題を把握し、改善・解決に必要な発達支援の仕組み（制度・政策も含む）を理解したり、子どもの学び・育ちの意味と教育・保育・福祉の必要性を論理的・分析的に理解したりすることができる。
- (3) 人権尊重及び社会正義の理念を確認し、教育・保育やソーシャルワークの目的・価値・倫理の概要を理解したり、子ども・利用者を理解し、そのニーズを分析したりすることができる。
- (4) 子どもの育ちや子育て支援に配慮した「環境（資源・サービスプログラム）」をデザイン（設計・実施・評価・改善）できる。
- (5) 子どもに関する総合的な学問の「子ども学」を学んだ者としての責任及び義務について、その重要性を自覚できる。

3-1-2-①-a 学部・学科等の教育課程

この項では、子ども学部における、

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

について説明する。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性(大学設置基準第19条第1項)との関連

[現状説明]

子ども学部子ども学科の教育課程は、「基礎教養系科目」と「専門教育系科目」の2系統で構成しており、両者が連携し合って体系的に学べるように編成している。「基礎教養系科目」は人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目からなり、「専門教育系科目」は専門科目と実践・統合科目からなる。本学部の教育目標の達成に向け、基礎教養系科目は幅広い人間理解や倫理観を培い、専門教育系科目は教育・保育・福祉専門職としての高い専門性と実践力を育てる教育を行っている。

[点検・評価]

「多様化・増大する幼児教育・保育・子育て支援に対するニーズに応える専門職の養成」を目的とした体系的な教育課程であり、大学設置基準第19条第1項に対応した教育課程となっている。

[今後の改善方策]

多様に変化する保育・子育て支援ニーズを背景に、それらに適切に対応した教育課程を構築する必要があり、今後も教育課程の点検を継続していく。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

[現状説明]

子ども学部子ども学科では、教育目標である「人間理解」を具体的に展開するため、「人間理解基礎科目群」「自己実現・自己表現関連科目群」「専門基礎科学科目群」を、基礎教育の中核に置いている。「人間理解基礎科目群」では、「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」や「哲学の基礎」とともに、宗教・健康・環境・文学などと人間との関わりを問う科目で構成し、対人援助職の基礎教養づくりに努めている。また、「自己実現・自己表現関連科目」については、「仕事と人生」や「ボランティア活動論Ⅰ・Ⅱ」「異文化交流」とともに、情報や体育、音楽、言語文化などに関する科目を設けている。これらの科目は、「グローバル化や社会技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤」、「国内外でのボランティア活動、インターンシップなどの職業体験」による教養を培うものとしたことに対応している。さらに、「専門基礎科学科目」では、「日本国憲法Ⅰ・Ⅱ」や「心理学Ⅰ・Ⅱ」「比較認知発達論Ⅰ・Ⅱ」「現代の家族」などを配置し、専門科目を学んでいくために必要な基礎を身に付けさせている。

学部の教育目標で掲げた「人権尊重及び社会正義」の精神を有する専門的力量が発揮できるような人材を養成するため、基礎教養科目には、必修科目の「キリスト教概論Ⅰ」、「日本国憲法Ⅰ」、選択科目に「哲学の基礎」「倫理学の基礎」「宗教と人間」「死生学」等の科目を置き、人間理解の深化や倫理性の涵養をめざしている。また、1年次に必修科目「言語による表現活動Ⅰ」、「情報活用論」及び「ボランティア活動論Ⅰ」を1年次、2年次、4年次に配置し、思考力、判断力、プレゼンテーションに必要な基礎知識と技術の習得を目指す科目を配置するとともに、専門科目においても「基礎教育」的科目として「子ども学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次、2年次に小人数クラスで開講している。

[点検・評価]

現状でも人間理解の深化や倫理性の涵養という目的は達成されていると考えられるが、

学生の授業評価を参考に内容等の改善を続ける必要がある。

[今後の改善方策]

基礎教育や倫理性については、今後も各教員が意識的に人間理解や「人権尊重及び社会正義」などの諸問題を取り上げながら、教育課程の見直しを図り、学生を育てる努力をしていく。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

[現状説明]

子ども学部子ども学科の専門科目は「専門科目」及び「実践・統合科目」に分けられ、各科目群は更に次に示す領域に分けられ、専攻に係る専門の学芸の学修が体系的に学べるよう構成している。

① 教育課程の柱としての「教育・保育理解」と「子ども・発達理解」

子ども学部では、「子ども学」という学際的かつ総合的な学問領域を体系的に学ばせるため、「人間理解」の基礎の上に「教育・保育理解」と「子ども・発達理解」を位置づけ、それに関する科目群を系統的に配置している。さらに個々の科目群を橋渡しするものとして、「子どもと社会・文化・自然とのかかわり」を扱う科目や教育・保育基礎理論の科目を置いている。

教育・保育を学ぶ上では、教育・保育内容はもちろんのこと、関連する法制的な枠組みなどの社会的な側面とともに、地域住民のニーズや施設・機関が担うべき役割など、地域的な側面から社会・文化を理解し、地域社会における教育・保育サービスの質的向上・充実のために実践的な力を発揮できる資質・専門性の育成を目的として、「教育・保育理解」に関する科目群を1つの柱としている。

また、「子どもの利益」を最優先に考慮し、子どもの「生きる力」を育成するための適切な教育指導・援助とともに、子どもと家庭の支援のために必要とされるカウンセリング・マインド、すなわち福祉分野でいうケースワークやグループワークをも視野に入れた対応を実践するためには、子どもと家庭に対する深い理解が必要となる。その知見を育成する目的で、心理・教育・文化などの観点に基づき、「子ども・発達理解」に関する科目群をもう1つの柱としている。

② 教養教育と専門教育とを貫くコア・カリキュラム

「人間理解」を基盤とする教養教育の上に、教養教育と専門教育とを貫く「コア（核）」になるべき専門科目として、「子ども学」分野についての基本となる中核科目（専門基礎科目）を据え、「子どもと社会・文化・自然とのかかわり」を扱う科目や教育・保育基礎理論の科目などを設けている。具体的には、「子ども学Ⅰ（子どもと保育・教育）」や「子ども学Ⅱ（子どもと発達）」を学科教育の中核になる科目を置き、「子ども学Ⅰ（子どもと保育・教育）」を必修とし、「子どもと社会」や「子どもと文化」「子どもと自然」といった人文・社会・自然分野の知見（教養科目）を基に子どもをとらえる科目が、それを脇から固めるようなコア・カリキュラムの構成である。そして、そのような講義科目を土台としつつ、「実践・統合科目」として、「子ども研究法Ⅰ（保育・教育調査）」や「子ども研究法Ⅱ（発達診断・心理検査）」「子ども学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「子ども学専門演習Ⅰ・Ⅱ」などの演習科目を有機的に関係づけながら、「子ども学」についての「専門基礎教育」における充実をめざしている。

また、そうした「核」となる科目を基盤としながら、「教育・保育理解」と「子ども・

発達理解」に関する科目群をそれぞれ体系的に配置して、各領域の主要な教育・研究の焦点化も積極的に図っている。具体的には、「教育・保育理解」の系列として、「教職入門」や「教育原理」「教育課程論Ⅰ」などの科目を軸に置き、「子ども・発達理解」の系列については、「子どもの発達障害」や「子ども・子育て支援論」「保育原理」「幼児理解と援助」などの科目を軸とする。そして、その両軸となる講義科目に対し、前者には「幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ」や「保育実習ⅠAB・Ⅱ・Ⅲ」などを、後者には「子ども・子育て支援演習Ⅰ（発達相談）」や「子ども・子育て支援演習（地域子育て支援）」「子育て支援実習」を配置して、教育・保育・子育て支援といった専門領域において発揮されるべき資質の向上をめざしている。

[点検・評価]

専門科目も本学部本学科の理念と目的に合致し、学問体系並びに学校教育法第83条とも適合していると評価する。

[今後の改善方策]

今後も、社会や学生のニーズを加味し、ニーズに適合した科目を提供できるようカリキュラムの検討を継続する。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

[現状説明]

一般教養科目は「人間理解基礎科目群」「自己実現・自己表現関連科目群」「専門基礎科学科目群」の3群から構成され、次に示すとおり、人文・社会・自然・外国語・保健体育と幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養をするための教育課程としている。

① 人間理解基礎科目

キリスト教教育に基盤をおく建学の精神に基づき、「人間理解」の視点から、人間存在のそのもののあり様を問い、幅広い見識を涵養することを目的として、次のような科目を置く。

「キリスト教概論」「哲学の基礎」「環境と人間」「健康と人間」「宗教と人間」「現代社会と人間」「文学と人間」「現代社会と情報」「人間と言語発達」「死生学」等

② 自己実現・自己表現関連科目

情報処理の基本から応用的な技術の修得、諸外国の人々と共に生きるためのコミュニケーション能力の養成、他者との関わりを通して人間的な成長、健康についての維持、増進を目的として、次のような科目を置く。

「情報活用論Ⅰ・情報活用論Ⅱ・情報活用論Ⅲ・情報活用論Ⅳ」、「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)・言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)・言語による表現活動Ⅱ(コミュニケーション中国語)・言語による表現活動Ⅲ(コミュニケーション韓国語)」「ボランティア活動論」「スポーツ科学論」「身体による表現活動Ⅰ(スポーツ実技)・体による表現活動Ⅱ(レクリエーション実技)」等

③ 専門基礎科学科目

法律・社会・経済など社会のしくみに対する理解、人間のこころについての科学的基礎知識、生命に関わる倫理観を養うことを目的として、次のような科目を置く。

「日本国憲法」「法学」「社会学」「経済学」「統計学」「現代の家族」「心理学」等

[点検・評価]

多面的に人間理解をする幅広い教養科目群が用意されており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮が行われていると言える。

[今後の改善方策]

現状において適切と認められるため、特に改善の予定はない。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

[現状説明]

外国語科目は必修科目の「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)」(2単位)、選択科目として「言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)」(2単位)、「言語による表現活動Ⅱ(コミュニケーション中国語)」(2単位)、「言語による表現活動Ⅲ(コミュニケーション韓国語)」(2単位)が用意されている。

[点検・評価]

一般的な外国語である英語に加え、アジアの隣国への関わりを重視して、中国語と韓国語も配置しており、国際的に活躍できるようなコミュニケーション能力を身につけられるよう、一定の配慮が行われていると言える。

[今後の改善方策]

将来に海外での活躍を希望する学生もおり、「子ども英語」など、専門職へ繋がる内容で講義がなされてもいるが、国際的に通用するにはまだ不十分であり、継続的に検討を行っていく。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

[現状説明]

子ども学部子ども学科の卒業所要総単位は128単位であり、このうち一般教養は37単位以上で、この内、外国語2単位以上を含み、専門科目は91単位である。専門科目では、幼稚園教諭一種免許(全52単位)に加えて、保育士資格(全74単位)の同時取得もできるように教育課程を編成し、両者を本学科で養成する人材の基礎資格としており、そのための科目が教育課程の全体を構成している(重複単位を一部含む)。免許・資格の取得に必要な一般教養的授業科目・外国語科目等は、卒業所要単位にすべて含まれる。

また、「幼稚園教育と小学校教育との連携・接続の強化・改善」に関する社会的要請を考慮し、保育専門職の免許・資格に加えて、小学校教諭一種免許状の取得も可能とするため、別途、自由選択科目を中心に教育課程を編成している。その単位数は全39単位を数えるが、卒業所要単位には含まれない。

さらに、子育て支援における相談・援助業務だけでなく、調査・分析・計画策定などの手続きにおいて力量を発揮し、教育・保育分野におけるトータル・プランナーやトータル・コーディネーター、専門的情報の提供者として幅広く活躍できる人材の養成も目指し、社会福祉士国家試験受験資格を与えるため、別途、自由選択科目を中心とした教育課程も編成している。その単位数は全57単位を数えるが、卒業所要単位には含まれない。

[点検・評価]

学部が養成する人材として、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得をめざす場合の

単位数については、各法令・規則に基づくものであり、卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分としては適切かつ妥当なものである。また、小学校教諭一種免許あるいは社会福祉士国家試験受験資格の取得をさらにめざす場合、それらに関わる科目は、別途、自由選択科目を中心に履修しなければならず、卒業所要総単位数にも算定されないため、履修の負担は大きいと言える。

[今後の改善方策]

幼稚園教諭一種免許・保育士資格に加え、小学校教諭一種免許・社会福祉士国家試験受験資格を得るためには、卒業所要単位外で専門科目教育の単位数がかさむことが否めない点について、教育課程全体の見直しを図り、専門科目の整理など、単位数の量的配分に関わる検討を行う。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

[現状説明]

基礎教育と教養教育は、教養科目が現在、大学共通であるため、開講コマ数、開講科目について教務課で原案を作成し、その原案を教務委員会で審議し、大学評議会、大学運営協議会、教授会で承認した後、それを実施に移している。また、その運営に関する責任体制は、そうした会議に加え、学科会議等での検討によっても確保されている。

[点検・評価]

基礎教育と教養教育は、ここ3年の間で全学が4学部体制となり、それらにまたがる共通の科目として置かれてきている。しかし、「学士力」構築等の点から人間福祉学部が教育課程の見直しを始め、教養科目についても検討が進められている。今後、この見直しに伴い、本学部も基礎教育と教養教育の見直しを行う必要がある。

[今後の改善方策]

基礎教育については、本学部の教育課程に関する見直しと合わせて、補習教育や導入教育など、初年次教育の問題として独自に検討する。また、教養科目についても、全学での見直し作業に足並みを揃えながら調整を行う。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状説明]

子ども学部子ども学科の卒業所要単位は、全128単位となっている。その内訳としては、基礎教養系科目群全37単位のうち、「キリスト教概論Ⅰ」の2単位、「ボランティア活動論Ⅰ」の2単位、「言語による表現活動Ⅰ-1」の2単位、「日本国憲法Ⅰ」の2単位の計8単位が必修である。また、専門教育系科目群91単位のうち、44単位が必修である。専門科目は70単位でこのうち68単位が必修である。幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得をめざすことから、必修科目の割合が少し多くなっている。

[点検・評価]

子ども学部子ども学科の教育課程では必修科目の割合が少し多くなっているが、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得をめざすための措置という点から見れば、各法令・規則に基づくものであり、適切かつ妥当であると言える。また、それら免許・資格の取得を断念する者にとっては、必修・選択の量的配分は確かに微妙なところではあるが、専門教育系科目群91単位のうちで44単位が必修と半数を超えてはおらず、科目に学外実習なども含めていない点から見れば、適切性及び妥当性を確保しているものと評価できる。

[今後の改善方策]

本学部の教育目標である「豊かな人間性と幅広い視野を持った人材の育成を図る」を達成するためには、免許・資格取得のための措置を考慮しつつ、教育課程の継続的な検討を今後も重ね、教育内容の質的向上が図られるように努めていく。

3-1-2-①-b カリキュラムにおける高・大の接続

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状説明]

本学部のカリキュラムでは、高・大連携科目「福祉の世界」を開講し、基礎教養科目における「現代の家族」として単位認定をしている。また、学部専門科目ではないものの、平成21年度(2009年度)から新たに高・大連携科目「子どもの世界」を、本学と連携している高校の在学学生を対象に開講しており、受講した高校生が本学部に入學し、単位認定を申請した際は、基礎教養科目「教育と人間」の単位として認定を行い、学部における専門教育への導入科目として活かしていく予定である。これらの科目は、高校生に教育・保育・福祉領域への関心を持ってもらうということに加え、大学での学び方を会得するという位置づけになっている。

また、高等学校から大学教育への円滑な移行の機能をもっているのは、本学部においては「子ども学基礎演習Ⅰ」である。これは、少人数制のゼミナールとして開講している。そのキーワードは「読む・聞く・書く・話す」であり、大学における学びの基本としてのアカデミックスキルを身につけることが目標になっている。

[点検・評価]

上記のように基礎科目の連携は、教育課程に含まれている。しかし、学部専門科目においては、高・大の接続は見られず、今後の課題である。

また、「子ども学基礎演習Ⅰ」における取り組みも、その教育内容・方法の改善を平成21年度(2009年度)に試みはじめてばかりである。そのため、今後、学生の実態を踏まえた検討・改善が必要になると考えられる。

[改善方策]

各種の会議を通して、関係諸機関との連携・協力のもと、カリキュラムにおける高・大接続の方策を具体的な形で検討していく。また、現在すでに行っているものについては、担当者で定期的に開催している運営会議が検討し、具体的な改善方策を提示する。

3-1-2-①-c カリキュラムと国家試験

国家試験につながるのあるカリキュラムをもつ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性

[現状説明]

子ども学部のカリキュラムでは、社会福祉士の国家試験受験資格科目を希望者に開講している。これらの科目の履修は、子ども学部の卒業要件とはなっていない。その講義は、主として人間福祉学部の専任教員による兼担で行われており、そこで国家試験に向けた指導も行われている現状である。

[点検・評価]

人間福祉学部のある関キャンパスと、子ども学部のある各務原キャンパスとが距離的に

離れているため、国家試験受験対策などにおいて遅れをとりやすく、この点の指導において支障を来たさないよう調整が必要であった。そのため、平成21年度(2009年度)人間福祉学部における国家試験受験指導に一本化するため、各務原キャンパスでの時間割変更を抜本的に行い、関キャンパスでの指導を受けやすい形に改めることとした。

しかし、学生が日常的に接する各務原キャンパスの教員は社会福祉士国家試験への対応ができる者の数も限られており、指導にあたるスタッフの不均衡な配置は否定できない。また、各務原キャンパス図書館に所蔵されている受験用参考書も冊数がわずかであり、同様の不均衡さが見られる。

[改善方策]

教職員などに、社会福祉士国家試験への対応ができる者を配置する。また、必要な学習教材を各務原キャンパスにも配備し、教育環境の改善にも努める。

3-1-2-①-d カリキュラムにおける臨床実習

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習の位置づけとその適切性

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しない。

3-1-2-①-e インターンシップ、ボランティア

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

ボランティア活動の単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

福祉や医療、教育、保育、経営などの実践現場とのつながりが深い学部・学科を持つ本学は、ボランティアや見学などを通して現場を体験したり、地域における子どもとのふれあいを行ったりさせることで、学生一人ひとりに対して質の高い学習成果が得られるような教育環境の整備に心がけてきた。

教育実習に関しては、その実施のための条件整備や学生に対する実習指導の基盤づくりを目指して、本学関キャンパスの「実習センター」の専門員との緊密な連携のもとに、教育実習の面から教職指導体制の充実を積極的に図っている。また、「実習センター」は、本学と実習校あるいは教育委員会等との連携協力を緊密に行い、教育実習の円滑な実施に努める窓口としての役割も果している。

一方、ボランティアについて、本学では、基礎教養科目として、「ボランティア活動論Ⅰ」や「ボランティア活動論Ⅱ」、「ボランティア実践論」などが開講されているので、それらの科目履修を行い、積極的に参加するように指導している。また、子ども学部では、「総合演習」や「子ども学基礎演習Ⅰ」(1年次)、「子ども学基礎演習Ⅱ」(2年次)、「子ども学専門演習Ⅰ」(3年次)、「子ども学専門演習Ⅱ」(4年次)などの演習科目を活かし、学外授業の形で、幼稚園・小学校・特別支援学校や、保育所を含む児童福祉施設への見学・観察等を実施しており、それらをきっかけとして、教職員による指導のもとで積極的なボランティア活動が行われてきている。

[点検・評価]

平成20年度(2008年度)に各務原市との間で連携協定を結び、同市の各機関におけるインターンシップやボランティアの受け入れが、平成21年度(2009年度)から可能とな

った。また、各務原キャンパスでも、1年次の学生を対象に、基礎科目の「ボランティア実践論」を独自開講し、学生の自主的な活動を支援するとともに、その単位化をはじめている。

しかし、そうした取り組みも、まだ着手したばかりで途上にある。その具体的な内容・方法については、今後検討していかねばならない。

[改善方策]

本学と各務原市との連絡・調整をより緊密かつ具体的に進め、その具体的方針のもとで、同市各機関におけるインターンシップやボランティアを推進することで、学生指導において一層の充実を図っていく。また、「ボランティア実践論」の教材・教育方法について研究を深め、より一層の内容向上に努める。

3-1-2-①-f 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

本学では1年間を前期と後期の2期に分け、各学期を15週として運用・実施している。授業については、定期試験も含めて15回開講することとし、1回当たりの授業時間を90分とし、これを2時間と見なして単位数を算出している。なお、定期試験は15回目の90分の授業時間内で行っている。授業形態は、基本的に「講義」、「演習」、「実技」、「実習」の4種類に区分し、各授業の単位数は次のように計算することとして学則第15条において明確に規定をしている。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で1単位とする。

(2) 実習および実技については30時間から45時間までの範囲で1単位とする

当該規定に従い、講義科目は半期2単位(30時間)、通年4単位(60時間)、演習・実技科目は半期1単位(30時間)、通年2単位(60時間)、実習科目は幼稚園教育実習・保育実習2単位(40時間を1単位)、その他社会福祉実習が2単位(1単位45時間)、小学校教育実習が4単位(40時間1単位)で行っている。

[点検・評価]

授業形態ごとの学修時間数に幅を持たせることは、科目の内容によってより効果的な授業を提供することができ、学生にとっても意義あることと考える。また子ども学部では保育士養成を行っていることから、休講の場合には必ず補講を実施している。

しかし、子ども学部では「演習」「実技」「実習」が多く、クラス分けなどによっては時間割の過密化が起こっている。また、半期科目では学生の単位取得がしやすいようになっているものの、通年科目や積み上げ方式の科目においては未修得が生じやすい点がある。

[改善方策]

教員間での調整を図り、時間割の効率的な運営を行い、学習環境の改善に努める。単位計算方法に関して見直しを図り、進路に対する配慮などを含め、履修実態に即した体制づくりを行う。

3-1-2-①-g 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

[現状説明]

単位互換が可能な大学（授業）としては、以下の通りである。

- (1) 中部学院大学短期大学部
- (2) 放送大学教養学部
- (3) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」における共同授業
- (4) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加している他大学の授業

放送大学との単位互換科目は、現在、「人口減少社会の生活像（2単位）」「教育社会学（2単位）」の2科目を単位互換科目としている。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内に設置されている大学、短期大学の17校で構成するコンソーシアムである。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では単位互換に関する包括協定を締結し、それぞれの大学で開講している科目を単位互換科目として提供し、希望する科目を履修して単位を修得することができる。また、単位互換科目とは別に外部講師を交えた講義として共同授業がある。共同授業は2009年度現在、本学を含む5大学で開講され、本学開講の「人間福祉学」は、履修して単位を修得した場合、基礎教養系科目群の「現代の家族」を履修したものと読み替えて認定している。

単位互換による修得単位数は、大学における他学科聴講と併せて60単位の上限を設定している。

[点検・評価]

制度としては単位互換を認めているものの、時間割が過密であること、短期大学部が岐阜県関市（関キャンパス）にあること、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜の共同授業も関キャンパスで開講されている等のことから、実際には履修・単位認定がなされていない。また、そのような実態から、学生への周知も遅れている。

[改善方策]

時間割の調整や録画・ネット配信などの方策を講じ、学生の履修・単位認定に向けた条件を整備する。それとともに、学生への周知徹底を各種オリエンテーションなどによって進める。

3-1-2-①-h 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

兼任教員等の教育課程への関与の状況

[現状説明]

本学部をはじめ、4学部共通の教養教育の専兼比率は必修科目で75.0%、全開設授業科目で58.2%となっている。専門教育において、子ども学科では、専兼比率は必須科目で57.1%、全開設授業科目で79.3%である。

具体的には、平成21年度（2009年度）においては開設3年目であるため、3年次科目までの開講となっている。本学部の専門教育系科目（専門基礎科目、専門科目）における担当教員の専任・兼任比率は、必修科目については、専任／兼任＝8科目／6科目（57.1%）、選択科目を含めた全開設科目では、専任／兼任＝34.1科目／8.9科目（79.3%）となっている。

兼任講師等は、教育課程の検討に直接関わらないものの、教育内容・教育環境・教育条件に関する意見などの聴取は日常的に行っている。年度開始当初には、「非常勤講師懇談会」を開催し、教育内容・教育環境・教育条件への情報交換に努めている。

[点検・評価]

本学部では、専門領域が多岐にわたるため、専任教員が主要科目を担当することで、教育内容・教育環境・教育条件の水准确保に努める体制づくりが課題となる。また、兼任講師等との情報交換も形式的なものになりがちで、充実したものとしなければならない。

[改善方策]

引き続き、専任教員と兼任講師(非常勤講師)等とのコミュニケーションを確保すべく、日常的な情報交換へと努めるとともに、年度当初の「非常勤講師懇談会」の内容充実を図る。また、そこで提起された提案等については、学科会議を通して分析・検討し、今後の学科教育に反映できるようにする。教育課程の展開につれて変動が予想される専兼比率の適正化を配慮し、教科目間の内容的な連携や授業展開上の工夫を検討する。

3-1-2-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮

[現状説明]

社会人学生、外国人留学生等の在籍は、現在のところない。

[点検・評価]

社会人学生、外国人留学生等の受け入れそのものの検討が、まずは求められる。

[改善方策]

社会人学生、外国人留学生等の受け入れを視野に入れ、教員免許の取得を卒業要件としない、いわゆる「ゼロ免コース」の設置も含めそのあり方を検討し、早期に具体化した上で、受け入れ体制づくりへと方向づけていく。

② 教育方法等

3-1-2-②-a 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の有効性

卒業生の進路状況

[現状説明]

子ども学部では、学生の履修科目を「基礎教養系」と「専門教育系」の2つに括り、そのうち「基礎教養系」を人間理解基礎科目群、自己実現・自己表現関連科目群、専門基礎科学科目群の3科目群、「専門教育系」を専門科目群、実践・統合科目群の科目群に括って開講科目一覧表を作成し、その中からバランスのとれた履修ができるよう配慮し、教育効果を高める工夫を施している。また、「学則」において、全学生に対して1年間に履修登録できる単位数の上限を54単位に設定していることから、これに従って科目履修登録の指導を行い、各年度における教育効果を測定する基盤としている。

各科目の教育効果の測定は、学期末に行われる定期試験、レポート試験、または教員によっては日頃の授業科目の中での小テスト、レポートでの課題提出等と定期試験の総合的評価で教育効果が測定されている。学外実習科目は実習先の指導者の評価と学内の実習指

導教員で総合的に評価をしている。

一方、卒業生の進路状況については、平成19年度(2007年度)の学部開設時より3年未満(その前身である人間福祉学部子ども福祉学科を含めれば、平成18年度(2006年度)より4年未満)しか経過していないため、現時点では卒業生の実績がない。平成22年(2010年)3月の時点で、ようやく人間福祉学部子ども福祉学科卒業生の進路に関する情報が得られることとなる。

[点検・評価]

Web履修登録に基づく指導体制をとっているため、教育効果の測定は単位修得状況や成績の把握のみに偏りがちである。また、卒業生の進路状況が充実したものとなるような配慮も、今後は望まれよう。

[改善方策]

本学部全体の4年間にわたる履修モデルを作成するなど、教育効果を高める具体的手立てを講ずる。また、学生自身が教育効果を測定し、自己評価・自己点検などができる形のシステム開発をめざす。

卒業生の進路状況が充実したものとなるような対策として、キャリア支援センターとの連携・協力を努める。また、学部内にもキャリア支援体制を担う「国試対策委員会」を設置し、それを通して支援体制の充実を図る。

3-1-2-②-b 成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

現行の成績評価、単位認定に関する「学則」の規定は、次のとおりである。

第18条 各授業科目を履修し、その試験に合格したものには単位を与える。

第19条 所定の授業科目を履修した者は、学年末または毎学期末にその科目について行う定期試験を受けなければならない。

2 前項の定期試験のほか、臨時試験を行うことがある。

3 試験は筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。

4 試験の評価は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により試験を欠席したと学長が認めた者は、願いにより追試験を行うことがある。

上記の「学則」の規定に基づいて、授業科目の評価は、A：100点～80点、B：79点～70点、C：69点～60点、d：59点以下、単位認定された場合：N、受験しなかった場合：欠、受験資格を認められなかった場合：失となっている。成績証明書はA、B、C、Nをもって表示している。

前期成績発表は、後期授業開始日に行い、前期の成績結果により追再試験を受験しなければならないものは、追再試験の日程は授業に支障を来さない範囲で土曜日の午後などを用いて複数回に実施している。再試験については、科目担当教員が認めた場合には2年次と4年次のみ行われることになっている。再試験では60点以上がC、60点未満がDとなる。

履修登録をして、授業時数の3分の2以上出席し、試験に合格すれば単位が認定される。成績評価の項目は、筆記、論文、口述、実技などによるが、どの項目を、そのような比率

で、どのように評価するかについては、とくに基準はなく、授業形態や授業方法に応じて、科目担当教員の裁量に委ねられている。実習の評価については、実習先からの評価に基づいて大学側の担当教員が総合評価している。

教員は期末試験のみで成績を評価するのではなく、出席状況、授業中の受講態度、発表内容等によって総合的に評価をしている。成績評価については、担当教員が評価した成績がそのまま学生の成績評価となっている。成績評価に不服のある学生は、成績発表から1週間以内に成績質問票に所要事項を記入して提出し、担当教員からの回答を得ることができる。臨床実習など、外部の実習施設等での実習の成績評価については、大学の担当教員が実習指導者からの評価、学内発表の結果等を基に評価をしている。

[点検・評価]

評価の基準は、授業形態や授業方法の特性によって異ならざるを得ず、担当教員の裁量に委ねられている。再試験は中部学院大学の学内規定として2年次と4年次にのみ行われている。また、子ども学部は必修科目が他学部に比べて比較的多く、授業時間割に空き時間の余裕がないため、必ずしも再履修が可能とは限らない。したがって、2年次に1年次で不可となった科目の再履修ができなければ、たとえ1科目であっても留年が確定することになり、進路変更等を求める場合も生ずる。平成20年度(2008年度)は、3名の学生が条件を満たせず、留年となり、2名が進路変更を行った。

[改善方策]

成績評価において、大きな偏り等の問題が認められる場合は、担当教員に成績評価基準を明確化するよう求めたり、成績評価そのものを見直すように要請したりすることができる体制を整えることが考えられる。成績評価の基準については、科目の性格や授業形態・方法の特性等によって、基準を完全に統一することは困難であると考えられるが、将来的には、分野毎の担当教員による成績評価基準等についての打ち合わせと調整が必要となる。

取得する免許・資格が多岐にわたる本学部の現状を考えると、再試験は年度毎に必要であると思われる。D評価を二分して、C評価に近い層のみを対象とした再試験を導入するなどの形で、年度毎に実施できるようにする必要がある。

3-1-2-②-c 履修指導

学生に対する履修指導の適切性

留年者に対する教育上の措置の適切性

[現状説明]

子ども学部においては、履修指導に関する多様な方法・形態を取り入れている。

- i.) 「子ども学基礎演習Ⅰ」(1年次)や「子ども学基礎演習Ⅱ」(2年次)「子ども学専門演習Ⅰ」(3年次)「子ども学専門演習Ⅱ」(4年次)の担当教員が、履修科目の指導及び学生生活相談・指導、進路指導・相談等に応ずる役割を担い、4年間にわたる指導を行う。
- ii.) 毎年4月初めにオリエンテーションを開催し、学科教育の概略と教育課程の説明、当該年次の学習に対する姿勢を指導する。また、個別面接による指導を実施し、単位修得状況の確認及び学修相談・指導にも応ずる。
- iii.) 適宜、担当教員による面談を実施し、学生の心身の状況を把握し、指導に努める。
- iv.) 学生の履修計画支援として、シラバス等の作成を行う。その内容については、講義概要及び授業計画、評価方法・受講上の注意、教科書・参考文献等を明示する。

これら4つの対応を取ることで、懇切丁寧な履修指導に努めている。

また、開設から3年目であるため卒業判定での留年者は在籍していないが、2年次から3

年次への進級に当たっては進級要件(基礎教養系18単位以上、専門教育系42単位以上、計60単位以上)が設定されており進級判定で2年次に留年した者が5名いる。5名の内訳は、2名が1年次から2年次の間で体調不良等の理由で休学期間があり進級が不可となった。残り3名については、1名が在学し、2名が退学した。

[点検・評価]

本学部では、入学当初のオリエンテーションにはじまり、「子ども学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員による履修指導体制を行い、早期に問題の所在を確認している。また、学外実習や実習指導、3年次への進級については、一定の要件が設けられていることから、履修指導の必要性が顕在化する機会となり、そこでの指導も行うとともに、事務局教務課から各学期の成績を保護者に郵送し、学生の学修状況の報告を行っている。

しかし、本学では学生相談・就職相談・実習相談など履修指導に関わる多様な窓口が用意されているものの、学生の多様な学生生活の実態や精神保健上の問題などが複雑に関係して、各担当者の個別の対応では解決困難な状況が生じている。とりわけ本学部においては、免許・資格の取得を希望しなければ、単位修得上の筋道が見えにくい教育課程となっている。今後、入学者全員が必ずしも免許・資格取得を望むとは限らないことや、2年次から3年次への進級要件で進級できないために免許・資格取得を放棄する者がいることから、こうした学生が、卒業(学位取得)するための体系的な学修過程の道筋を示すことが求められてくる。

[改善方策]

本学部では免許・資格取得が限りなく前提に近くなっている点を鑑み、年間の履修状況から学生が自覚できることを大前提として、学生がWeb登録システムを有効に活用できるようにする。また、学位や各種資格の取得など単位修得の目標や、単位修得状況、履修状況などを自己管理できるように配慮し、学生が主体的に問題を解決できるように履修指導の担当教員や関係部署が随時、必要に応じて支援に当ることのできるシステムの構築が必要である。

そうした体制を組むためには、まずプライバシー(個人情報)保護に配慮した上で必要な情報の共有化と協働態勢を組みやすくするための条件整備が必要である。また、そのためにも、出席確認システムによる各学生の出席状況の把握と、全教員による確認が必要である。

今後、免許・資格取得を目指さない学生に対しては、履修科目選択の余地を拡げることが求められる。また、それらの学生が1・2年次に出てきた場合は、他学部科目の履修(単位互換等)を前提とした支援体制も必要である。3・4年次の場合でも、卒業(学位取得)の可能な「教養としての子ども学」を学修できる支援体制の確立ときめ細かな個別対応に努める。

3-1-2-②-d 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(FD)およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

上記の各事項について、それぞれが本学の「全学FD委員会」及びその下部組織である「学部FD委員会」の下で扱われる関係で、以下に集約した説明を行う。

本学ではその全体を統括する「全学FD委員会」において毎年本学の全学的なFD活動を展開する上で有益と思われるタイムリーな話題を取り上げ、複数回にわたる講演会や学習会・意見交換会が開催されてきており、FD活動の意義と組織的啓発活動にとって極めて有効に機能している。子ども学部での教育改善全般への本格的な取り組み(学部FD)は、学部の完成年度前ということもあり、今後の重要な展開課題となっている。現時点において、学部FDの中心テーマとなっている問題は、教員相互間の授業評価と学生との意見交換、シラバスの作成・活用問題、学生による授業評価と活用等についてである。

個別の「シラバス」や「授業評価」の点検・評価活動に関しては、具体的に提起された課題や改善に向けた取組みを適宜「学部・学科会議」で取り上げ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等改善委員会(2007年度より「FD委員会」へと発展的に統合改変、2008年度には組織的意思決定の迅速化や組織的実行過程の機動性を高める必要性から学長直轄の「全学FD委員会」へと衣替えを行い、その活動を通して翌2009年度には下部組織としての「学部FD委員会」が正式に位置づけられている)の審議を経て「大学評議会」並びに「教授会」に報告、承認を得て実施に移されてきた。現在は内容・方法面での改善が「全学FD委員会」、実施・運営面での改善が「教務委員会」によって担われ、「全学FD」には事務組織から教務部長と教員組織から教務委員長が加わっていることもあり、密接な連携の下で実施過程に移されている。

この過程を経て毎年教務委員会で「シラバス」の編集・作成作業が進められ、年度始めに全学生に配布されると同時に、履修登録がデジタル化されてWeb登録方式となった関係で情報センターとの連携で大学のWebサイトにも公開されて学生が常時必要に応じて確認・点検できる状態にある。

同様のプロセスを経て「授業評価」に関しても実施され、講義科目・演習科目・実技科目の開講形態のそれぞれの実態を的確に把握できる項目立てで「マークシート方式と自由記述方式の組み合わせ型」で関連データ収集と結果の取り纏めを行い、報告集を毎年刊行している。また、これには各教科担当教員が特に個別把握を望む独自の評価項目を数問追加実施できる構成も採っている。評価結果については各教科担当教員にそれぞれフィードバックされ、各担当教員の評価結果に対するコメントが返される形になっている。なお、この冊子は図書館にて学生への参考資料として常時公開され、学生の閲覧に供すると共に、各教科担当教員が自らの授業内容や方法・授業展開を振り返り見直す貴重な機会の提供ともなっている。

[点検・評価]

現状説明でも触れたように、組織的な統合と再編の過程を通して、特に完成年度以降に向けての学部FD活動の活発な展開が今後加速化することが予想される。

また、「シラバス」に関しては毎年更新が必要となり、本学部では常に改善を反映してきているが、特に個別教科担当教員の記載内容等に精粗が見られる点は問題で、今後記述依頼をする段階での有効な方法を工夫する余地がある。加えて、学部教育の基軸となる「きめ細かな」対応という点とも関連するが、労多くして学生の主体的活用の促進が図れていないきらいもあり、学生と教員間を繋ぐ「シラバス」の車軸的位置づけの重要性を前提とした取組みを進めて行く必要がある。

授業評価について評価結果を公開している点は評価できるが、授業評価自体が授業の最終日に行われている関係で、当該授業を直接受講した学生に対しては過去形の形になってしまい、肝心要の学生の立場から見た場合に当該年度の受講生に対する最も重要な直接的フィードバックに反映されないという問題と現行の方式では同様に肝心要の全学的な組織的取り組みまで進んでいないという課題が残る。

[改善方策]

本学部のFD活動の展開には、個々の学生の学習環境や学生の置かれた大学生活の客観的な状況把握が不可欠である。教員組織レベルで個々の詳細な学生の抱える課題や問題を発見・把握して「きめ細かく」対応することには自ずと限界があり、今後は事務組織レベルで展開されているSD活動とのきめ細かな連携を模索する必要がある。このFDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する必要がある。現行の組織的枠組みでその接点を担っているものは各種常設委員会や各種センター運営委員会で、その補完機能が教職員間のインフォーマルな人間関係となる。今後、FDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する組織的見直し・検討を行う。

「シラバス」については、その全面的な電子化への移行も重要な選択肢の1つと考えているが、現在検討の進行中で、学生層の多様化と履修相談・指導上の必要性との関連で慎重論も残っている。また、教授法や評価法を含めたスキルアップと連動させたシラバス作成の基礎に関するFD研修の機会を学部としても考えていきたい。

なお、授業評価に関しては、先の点検・評価の結果に基づいて、各教科担当教員の必要性に応じて当該学期期間中の中間点での実施も検討中である。

3-1-2-②-e 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

子ども学部の教育目標である「人間理解」を具体的に展開するための学科目として編成されている「自己実現・自己表現関連科目群」では、「読む・書く・話す」といったコミュニケーション力や自己理解に支えられた実践力を育てるため、具体的活動への参加や各種の表現活動を積極的に取り入れた教育方法の導入がなされている。さらに、「専門基礎科学科目群」においては、講義形式による文献学習を基本として、基礎学力の向上や専門的学習の土台となる知識の確実な習得をめざした教育方法が設定されている。

専門科目については、「教育・保育理解」と「子ども・発達理解」科目、さらに個々の科目群を橋渡しするものとして、「子どもと社会・文化・自然とのかかわり」を扱う科目や教育・保育基礎理論の科目を置いているが、これらの科目群において、講義科目では、文献学習を基盤としながらも、映像や音声メディアといった教材を積極的に活用し、子どもや子育てのあり方を広く問う姿勢の育成に努めている。演習科目の教育方法については、クラス編成を取り入れ、教員と学生との相互交流を基本とした学習形態も積極的に導入することで、教育・保育専門職に必要な資質・能力の向上を図っている状況である。実習については、その教育方法として、実習計画書の作成や事前訪問を基盤とした事前学習による学内指導、現場での実習指導担当者が行うスーパービジョンによる個別指導などを特に強化し、学生の教育・保育実践力の向上に努めている。

一方、授業形態については、本学子ども学部子ども学科の入学定員は80名であるため、講義科目は全員が同時に履修することを基本とする。また、演習科目は入学定員の半分の40名で履修することとしている。

なお、多様なメディアを活用した授業及び遠隔授業による単位認定は行っていない。

[点検・評価]

講義科目では、基本的に各担当者が授業形態と授業方法との関係を意識し、授業改善に

努めている。しかし、それぞれの到達点が異なることから、その連絡調整を図り、学部全体の教育効果の向上に努める必要がある。

また、前述した各年次進行に合わせて開講される「演習」は、必修科目であり、1クラスが15名弱の学生で構成されている。1年次は仲間づくりを中心に演習を進めるので学生の孤立を防ぎ、それがひいては学修の活性化につながっていると考える。2年次に開講されている「基礎演習Ⅱ」についても必修科目になっており、こちらは学習姿勢・態度の向上に効果を上げている。この2つを通して、教員は学生の動向を把握しやすく、学生に対する生活面も網羅した支援が可能であった。

しかし、登校率や出席率の低い学生をめぐっては、そうした指導体制にも限界がある。具体的には、「担当者」として、どのような範囲内の指導を行うべきなのかが明確ではなく、適切な指導方法が各担当者間で調整しきれていない。

メディア教材の活用という点においては、授業内容との関連で適宜その活用が進んできており、今後とも学部FD活動との関連で有効活用を積極的に推進したいと考えている。

学生の教育指導方法を改善するために、本学部においても「学生の授業評価アンケート」を実施しているが、現状においてはその結果が学部FD活動へと機能的に反映しきれていないという課題を抱えている。

[改善方策]

講義科目を中心にシラバスの適正化を図り、授業目標と計画が明確で、学生が自己学習に反映できるよう具体的なガイドラインを検討する。それにより、教科目間における到達点の相互調整を行う。

また、「演習」担当者への依存が大きい現行の学生支援体制を改善するため、教務委員会・学生委員会・学生相談委員会等が相互に連絡を取りながら、学部全体として総合的な学生支援を充実させていく必要がある。本学部は少人数なこともあり、出席状況等を鑑みて、教員間で連絡を取り合い、早期に学生の個別指導を実施して、学習の継続性を確保する基盤づくりに努めていく。

さらに、教員が互いに授業を見学しあって、「学生の授業評価アンケート」の結果が反映されているのかについても含めて、それぞれの授業に内包されている問題を洗い出す機会を設けるのも1つの方策であると考えている。また、学生自身が何をもって授業方法や授業形態、教授法等を評価をしているか、回答の基準や背景についての検討も進めていきたいと考えている。

③ 通信制大学等

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しない。

④ 国内外との教育研究交流

[到達目標]

本学部の学生が、日本における教育・保育・福祉の現状および課題を国際的な視点から明確にし、解決に向けた方向性を示すことができるようになることをめざす。

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状説明]

国内外との教育・研究交流については、まだ学部の完成年度を迎えていないため、教育・実習に力を入れている段階である。しかし、教員個々人は、各学会や関係組織などにおいて、教育・研究の交流へと積極的に努めている。

[点検・評価]

各教員の専門分野のテーマをそれぞれの責任において深化させ、「子ども学」の深化・発展に寄与することが必要と考える。また、その成果が学内での交流から、本学部における国内外との教育・研究交流へと発展することも望まれる。

[改善方策]

平成21年度（2009年度）に子ども学部内で設置した「子ども学研究会」を研究組織とし、科研費などを得る形で学内から研究・教育交流の基盤づくりをめざす。それを土台として、国内外における交流へとつないでいく。

3-1-3 リハビリテーション学部

① 教育課程等

[到達目標]

リハビリテーション学部は、教育目標を「感性豊かで医療人としての倫理観を備えた上で、チーム医療の一員として行動できる協調性と、医療専門職としてのプロフェッショナルリズムをもった理学療法士を育成する」と定めている。医療や福祉分野において健康増進や健康寿命の延長のための地域社会の住民に貢献できる学生を育てることを目指している。

3-1-3-①-a 学部・学科等の教育課程

この項では、リハビリテーション学部における、

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

について説明する。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性(大学設置基準第19条第1項)

[現状説明]

リハビリテーション学部理学療法学科の教育課程は、「基礎教養系科目群」と「専門教育系科目群」とし、それぞれが連携し体系的に学べるように編成している。

「基礎教養系科目群」は人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目からなり、外国語2単位を含む19単位、「専門教育系科目」は専門基礎科目と専門科目の119単位からなる。

本学部の目指す豊かな感性と医療人としての強い生命倫理観をもった人材の養成という目的の達成に向け、基礎教養系科目群は幅広い人間理解を培い、専門教育系科目群は医療人としての強い生命倫理観と医療技術者としての実践力を育てる教育を行っている。

[点検・評価]

「感性豊かで医療人としての倫理観を備えた医療専門職を育成する」を目的にした教育課程であり、大学設置基準第19条に対応した教育課程となっている。

[改善方策]

多様に変化する地域・家族構成や疾患・障害を背景に、それらに適切に対応した教育課程を構築する必要があるため、今後も教育課程の点検を継続していく。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

基礎教育として、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目の科目群を開設している。ここでは学部が養成する人材の目標としている、生命への尊厳と人格の尊重並びに倫理観を備えた「心」を有する医療職専門技術者の人材を養成することとしている。こうした人材を養成するため、基礎教養科目には、必修科目の「キリスト教概論」、「生命倫理」、選択科目に「哲学の基礎」「宗教と人間」「死生学」等の科目を置き、人間や生命の理解を深めることとしている。また、1年次に必修科目「言語による表現活動（コミュニケーション英語）」、「情報活用論」を1年次、2年次、4年次に配置し、思考力、判断力、コミュニケーション、プレゼンテーションに必要な基礎知識と技術の習得を目指す科目を置き、専門科目においても高等教育導入科目として「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次、2年次に小人数クラスで開講している。

【点検・評価】

現行の教育課程において、人間や生命の理解を深めるという目的は達成されると考えているが、完成年度へ向けて学生の授業評価等を参考に、内容等の継続的な改善を続ける必要がある。

【改善方策】

人間や生命の理解と倫理性は、本学部教育の最も基本となるものであり、今後も各教員が意識的に倫理性、人間の生命の尊厳について取り上げながら、高い倫理性を備えた学生を育てる努力を行う。また、必要に応じて全学的な協議機関への問題提起を行う。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

理学療法学科は理学療法士養成を目的としており、専門科目は「専門基礎科目」「専門科目」に分けられ、各科目群は更に次に示す領域に分けられ、専攻に係る専門の学芸の学修が体系的に学べるよう構成している。

① 専門基礎科目

a. 人体の構造と機能及び心身の発達

人体の構造、運動器に対する人体の機能、運動のメカニズム、循環、呼吸、消化・吸収、代謝、内分泌等の生理機能や筋、末梢・中枢神経、感覚の諸機能及び心身の発達について学ぶことを目的に次の科目を置いている。

「解剖学概論Ⅰ・解剖学概論Ⅱ」「解剖学実習Ⅰ・解剖学実習Ⅱ」「体表解剖学」「体表解剖学実習」「運動学Ⅰ・運動学Ⅱ」「運動学実習」「生理学」「生理学実習」「人間発達学」「臨床心理学」「公衆衛生学」「コミュニケーション論」

b. 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培うため疾病の成り立ちを学ぶことを目的に次の科目を置いている。

「病理学総論」「医学総論・一般臨床医学」「内科系医療学」「整形外科系医療学」「神経内科系医療学」「精神医学系医療学」「小児医学系医療学」「スポーツ医学」「老年医学系医療学」

c. 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

保健医療福祉の分野で理学療法士が果たすべき役割の理解、医療と保健・福祉の連携、福祉の理解等を目的に次の科目を置いている。

「リハビリテーション概論」「リハビリテーション医学」「医療福祉論」「社会福祉概論」「障害者福祉論」「精神科リハビリテーション論」

② 専門科目

a. 基礎理学療法学

理学療法評価学、理学療法治療学を学ぶ前に理学療法の全体像を学ばせ、今後の学習の基礎とするため、「理学療法概論Ⅰ・理学療法概論Ⅱ」「理学療法特講Ⅰ（医学英語）」「理学療法特講Ⅱ（研究論文指導）」「理学療法運動生理学Ⅰ（筋力トレーニング論）・理学療法運動生理学Ⅱ（呼吸・循環器系トレーニング論）」「医療画像学」「医療統計学」「理学療法基礎演習Ⅰ・理学療法基礎演習Ⅱ」「理学療法研究（卒業研究）」を設定した。また、医療人として特に必要な「医療安全学」を置いている。

b. 理学療法評価学

理学療法の基礎となる評価について、その考え方と情報収集から検査・測定、問題点抽出、治療プログラム立案までの一連の論理的思考過程を骨関節障害、内部障害、神経障害、スポーツ障害に分けて学ぶことを目的に次の科目を置いている。

「基礎理学療法評価学」「骨関節障害系理学療法評価学」「内部障害系理学療法評価学」「神経障害系理学療法評価学」「スポーツ障害系理学療法評価学」「生体工学」

c. 理学療法治療学

理学療法治療学の構成は、主に中枢神経障害を扱う「神経障害系理学療法学」、骨・関節障害を扱う「骨関節障害系理学療法学」、呼吸循環器・代謝障害を扱う「内部障害系理学療法学」、スポーツ障害全般を扱う「スポーツ障害系理学療法学」からなる。また、「物理療法学」「日常生活活動学」「認知運動療法概論」「義肢装具学」「小児発達系理学療法学」「老人生活系理学療法学」を学ぶ。

d. 地域理学療法学

この分野は「生活」に視点をおいた理学療法アプローチ、地域在宅リハビリテーションの中で実践すべき理学療法士の役割、評価、実践などを体系的に学ぶ。

地域における各種の問題を「地域理学療法学」で理解し、それらの問題を解決するために必要なソフト面を「地域チームリハビリテーション学」で、また、ハード面を「生活環境論」で学べるようおいている。

e. 臨床実習

理学療法士として患者や障害者に接する基本的な接し方の理解、学内で学んだ知識・技術を臨床現場で実践し理解を深める。加えて理学療法士の資質を磨くことを目的に次の科目を置いている。

「臨床体験見学実習」「臨床評価実習」「総合臨床実習Ⅰ・総合臨床実習Ⅱ」「臨床実習指導」

[点検・評価]

専門科目も本学部本学科の理念と目的に合致し、学問体系並びに学校教育法第83条とも適合していると評価する。

[改善方策]

今後も、社会や時代環境の変化、学生のニーズを加味し、ニーズに適合した科目を提供

できるようカリキュラムの検討を継続する。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

[現状説明]

一般教養科目は「人間理解基礎科目群」「自己実現・自己表現関連科目群」「専門基礎科学科目群」から構成され、次に示すとおり人文・社会・自然・外国語・保健体育と幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養をするための教育課程としている。

① 人間理解基礎科目

キリスト教教育に基盤をおく建学の精神に基づいて「人間理解」の視点から、人間存在のそのもののあり様を問い、幅広い見識を涵養することを目的として次の科目を置く。

「キリスト教概論」「哲学の基礎」「環境と人間」「健康と人間」「宗教と人間」「現代社会と人間」「文学と人間」「現代社会と情報」「人間と言語発達」「死生学」

② 自己実現・自己表現関連科目

情報処理の基本から応用的な技術の修得、諸外国の人々と共に生きるためのコミュニケーション能力の養成、他者との関わりを通して人間的な成長、健康についての維持、増進を目的として次の科目を置く。

「情報活用論Ⅰ・情報活用論Ⅱ・情報活用論Ⅲ・情報活用論Ⅳ」、「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)・言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)・言語による表現活動Ⅱ(コミュニケーション中国語)・言語による表現活動Ⅲ(コミュニケーション韓国語)」「ボランティア活動論」「スポーツ科学論」「身体による表現活動Ⅰ(スポーツ実技)・体による表現活動Ⅱ(レクリエーション実技)」

③ 専門基礎科学科目

法律・社会・経済など社会のしくみに対する理解、人間のこころについての科学的基礎知識、生命に関わる倫理観を養うとを目的に次の科目を置く。

「日本国憲法」「法学」「社会学」「経済学」「統計学」「現代の家族」「心理学」「生命倫理」

[点検・評価]

多面的に人間理解をする幅広い教養科目群が用意されており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮が行われていると言える。

[改善方策]

現状において適切と認められるため特に改善の予定はないが、完成年度に向けて、専門職を目指す学生のキャリア形成支援の側面に配慮した教育課程の検討を始める。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

[現状説明]

外国語科目は必修科目の「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)」(2単位)、選択科目として「言語による表現活動Ⅰ-2(コミュニケーション英語)」(2単位)、「言語による表現活動Ⅱ(コミュニケーション中国語)」(2単位)、「言語による表現活動Ⅲ(コミュニケーション韓国語)」(2単位)が用意されている。

【点検・評価】

英語を中心にアジアの隣国への関わりを重視し、中国語と韓国語を配置し国際的に活躍できるようなコミュニケーション能力を身につけられるよう配慮が行われていると云える。

【改善方策】

将来海外での活躍を希望する学生もおり、専門職へ繋がる内容で講義がなされてもいるが、国際的に通用するにはまだ不十分であり、継続的に検討を行う。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明】

リハビリテーション学部の卒業所要総単位は138単位であり、このうち一般教養は19単位以上で、この内、外国語2単位以上を含み、専門科目は119単位である。

【点検・評価】

現行においては、専門教育系科目群への偏りがある。これについては、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則で、次のとおり規定している。

基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	14単位開講
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	12単位開講 12単位開講 2単位開講
専門分野	基礎理学療法学 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 臨床実習	6単位開講 5単位開講 20単位開講 4単位開講 18単位開講
合計		93単位

指定規則で93単位開講中、79単位を専門科目としているため、専門科目の修得単位数が多くなっている。

【改善方策】

リハビリテーション医療において、高度で複雑な疾患ならびに障害構造に対応するため、基本的な知識・技術を習得し、かつ理学療法士国家試験受験資格を得るためには、専門教育系科目群へ教育課程編成上の偏りが生じることは否めないが、広く人間を理解するためには一般教育系・教養系科目群の充実あるいは専門教育系科目群の整理・再編など、これらの量的配分について継続的な検討をつづける。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明】

理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱの基礎教育科目については、複数の教員が担当するため授業内容、

授業運営について、担当教員間で話し合いをもっており、また、他学部との情報交換で授業内容の改善の参考とするなどしているが、最終的には学科会議で内容や、運営について方向性が定められる。また、基礎教養教育については、教養系科目群が現在、大学共通であるため、開講コマ数、開講科目については教務課で原案を作成し、その原案を教務委員会で審議し、その後、大学評議会、大学運営協議会、教授会で承認し実施している

[点検・評価]

基礎教育については授業内容、運営に関しては、担当教員間で調整し、学科会議で方向性を定め、可能な限り一致した授業内容で実施しているが、担当者の専門性において授業内容に若干の違いが生じる。

教養教育においては、3年の間に急速に4学部体制となり、この間、教養科目は4学部共通の科目として置かれてきている。しかし、学士力構築等の点から人間福祉学部が教育課程の見直しを始め、教養科目についても見直しされてきている。今後、この見直しに伴い、本学部も教養教育の見直しを行う必要がある。

[改善方策]

基礎教育については理学療法士養成の導入教育科目であるため、同じ専門性を持つ教員で担当することを検討する。また、教養教育科目について見直しの検討を行う。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状説明]

リハビリテーション学部理学療法学科の卒業単位は138単位である。基礎教養系科目群19単位このうち「キリスト教概論」2単位、「コミュニケーション英語Ⅰ-1」2単位、「生命倫理」2単位の計6単位が必修となっている。専門基礎科目49単位このうち47単位が必修である。専門科目は70単位でこのうち68単位が必修である。理学療法士国家試験受験資格取得の影響から必修科目の割合がかなり多くなっている。

[点検・評価]

リハビリテーション学部理学療法学科のカリキュラムは、必修科目の割合が多くなっているが、理学療法士国家試験受験資格取得のための措置であり、現状においては適切である。しかしながら、完成年度以降に向けて必修科目の比率については検討を進める必要がある。

[改善方策]

本学部の教育目標である「豊かな人間性と幅広い視野を持った人材の育成を図る」を達成するためには、理学療法士国家試験受験資格取得のための措置を考慮しつつ、教養系科目の比率を上げ、専門科目減少についての継続的な検討を行い、学部としての教育目標達成に努める。

3-1-3-①-b カリキュラムにおける高・大の接続

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状説明]

本学部においては、1年次に「理学療法基礎演習Ⅰ」、2年次に「理学療法基礎演習Ⅱ」、さらに「情報活用論Ⅰ～Ⅳ」を開設している。これらは少人数制で行われ、その中で学生

同士や教員との直接的な交流を深める。年度当初には入学早々の1年生と理学療法基礎演習担当教員を中心とした本学部全教員とで宿泊研修を行って親睦を図っている。大学生生活の過ごし方、学び方、本の読み方、レポートの書き方、発表の仕方などを学習するものである。また、「情報活用論Ⅰ～Ⅳ」は情報社会において必須とされる情報リテラシーとその活用方法を段階的に身につけるものである。また、情報活用論Ⅰ・Ⅱは理学療法基礎演習Ⅰを部分的に補う内容を有し連携をとっている。このようにこれらは「高等学校までの教育」から「大学で学ぶため」の導入教育として開設している。

[点検・評価]

年度ごとに、担当教員から新たな問題が報告される。最も多いのは「学び方」が分からない学生が増えたこと。入試形態も多様化し、様々なレベルの学生が入学し、読む、書く、聞く、話すなどの能力にバラツキがあり、すでに少人数制でありながらその対応は更に個別化の必要がある。

[改善方策]

大学での学びの大切な導入であり、理学療法基礎演習担当教員を中心に諸問題に対する検討をつづけ、効果的な教育を施していく。

3-1-3-①-c カリキュラムと国家試験

国家試験につながるのあるカリキュラムをもつ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性

[現状説明]

リハビリテーション学部理学療法学科では、理学療法士養成を目標としており、本学部学科卒業によって理学療法士国家試験受験資格が取得できるように科目群を用意している。本学部が開設された初年度においては特に国家試験に特化した科目がなかったが、2年目より受験のための学習や指導をより円滑にする目的で「理学療法特講Ⅲ」を新設した。これは演習形式で行い、それまでに学んだ科目をもう一度体系付け、整理し理解を深めることにより、国家試験受験に備えるものである。また、国家試験に関する担当教員を配置し、その指導の下に学内独自の模擬試験を実施や学生たちが過去の試験問題をまとめ整理することで、学生自らの受験に対する意識を高めるよう働きかけている。

[点検・評価]

多くの学生たちは学内独自の模擬試験を受けるために、自己学習を進め、過去の試験問題をまとめて整理することで学生自ら国家試験受験に対する意識の高まりと自己学習の伸展が見られるなど、カリキュラムの編成として適切と評価している。

[改善方策]

学生の国家試験受験に対する意識の高まりと自己学習の伸展は見られているが、今後さらに学部としての支援体制を強化しながら継続的な働きかけをしていく。また、本学部は現時点ではまだ学生の国家試験受験を経験しておらず、今後に向けて国家試験合格率を上げる努力をするとともに、カリキュラムの編成や学生のキャリア形成に向けた支援体制の検討も継続して行っていく。

3-1-3-①-d カリキュラムにおける臨床実習

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習の位置づけとその適切性

[現状説明]

本学部の臨床実習は、1年次から4年次まで各学年で目的に応じた内容の実習を配置している。1・2年次には「臨床体験見学実習」を配置し、医療・福祉両施設において実際に患者や障害者に関わり、理学療法士や関連職員の臨床活動場面の見学を通して、生命倫理の重要性や、特に2年次では宿泊実習も行い関連職種との連携等の重要性を養うことを目的としている。3年次には学内で行う演習「臨床実習指導」を通して臨床実習に臨む指導を十分受けた後に臨床評価実習に出向くようにし、4年次には2回の総合臨床実習を配置し学内で学んだ理学療法の知識を深め、技術の熟練を図り、理学療法士としての態度を養えるように編成している。また、3年次以降の実習への参加は、原則所定科目の履修がなされた者が行い、3年次実施の臨床実習の履修がなされた者が4年次の臨床実習への参加が可能として履修の順序性を有している。また、実習施設確保も容易ではない現状がある。

[点検・評価]

臨床実習としては、1年次から4年次まで各学年に応じた内容の実習を配置しており良い評価をしている。しかし、実習の実施時期は1・2年次が8月、4年次が5月～6月と7月～8月である。1年次においては入学して4ヶ月での臨床実習実施であり、この時期はまだ学内での学びが十分ではないとの意見がある。また、4年次の2回目の実習が7月～8月であり、卒業研究等の時間の確保が難しいなどの意見があり、実施時期、実習期間の検討が必要と思われる。実習施設確保は県内を中心に依頼し、確保しているが、県外出身の学生に対し、出身地近くの実習施設の確保への働きかけが必要である。

[改善方策]

今後学生、実習指導者、教員からの意見を参考に、引き続き各学年の臨床実習実施時期、実習期間の検討を行う。実習施設確保も継続的に進める。

3-1-3-①-e インターンシップ、ボランティア

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

ボランティア活動の単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

リハビリテーション学部においては、インターンシップは実施していない。臨床実習がインターンシップの内容を含む感がある。また、ボランティア活動について、単位認定は行っていない。しかし、ボランティア活動については推奨している。

[点検・評価]

現在の臨床実習がインターンシップの役割も兼ねている感もあり、現状維持で良いと考える。ボランティア活動についても、単位認定は行っていないが、ボランティア活動することは賛成であり、参加を促してもおり、現状維持で良いと考える。

[改善方策]

学生等の意見を参考にし、必要に応じて検討は行うが、しばらくは現状維持で行う。

3-1-3-①-f 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

本学では、1年間を前期と後期の2期に分け、各学期とも定期試験を含めて15週としている。週1回あたりの授業時間は90分(=1コマ)で、本学ではこれを2時間とみなして単位数を算出している。

授業形態には、基本的に「講義」、「演習」、「実技」、「実習」の4種類があり、授業時間数が同じでも単位数が異なる。これは、授業形態によって単位修得に必要な学習時間のうち、大学での授業時間と自宅学習(予習・復習)時間の比率が異なるためである。

a. 「講義」の場合

「講義」は教室の授業が中心で担当教員の講義によって授業が進められる。ただし、教室での授業を理解するためには、それ相応の自宅学習(予習・復習)が必要であり、授業時間の倍の時間の自宅学習が必要としている。

なお講義の中には、学期を通しての開講ではなく、夏休み期間の始めや終わりなどの数日間に集中して授業を行う「集中講義」もある。

(実習を含む講義)

一部の講義については、その学習内容に実習も含まれることから、通常の講義科目の単位数計算とは異なり、半期15コマ(2時間×15)であっても「2単位」ではなく「1単位」とされているものもある。

b. 「演習」、「実技」の場合

「演習」、「実技」は、「講義」とは異なり、座学のみならず、学生自身の積極的な取り組みも実際の授業の行うことで、講義に相当する時間に対して必要な自宅学習時間は講義に比べて少なめに設定されていることから、半期15コマ(3時間×15)で「1単位」とされている。

c. 「実習」の場合

「実技」は、関連の講義を理解した上で具体的な確認として教員の指導を受けながら実習を行うため、大学での学習時間のみで単位数の計算がされている。半期22～23コマ(3時間×15)で「1単位」とされている。

(臨床実習の場合)

臨床現場における45時間の実習をもって「1単位」としている。1日あたり4コマ(8時間)の実習を受けていると考えて、概ね5～6日間の実習に相当する。

[点検・評価]

実習科目だけでなく、実習を含む講義科目を設けることで、専門分野の教育課程編成にある「臨床力」につながる実習を多く配置でき、臨床実習への準備段階となっている。

実習科目を45時間で1単位したこと(文部科学省基準では30～45時間で1単位)、半期15週各1コマ開講では規定時間を消化できず、1コマ開講の週と2コマ開講の週を設けるか、2コマ開講で12週とする対応があり、時間割の編成が複雑になっている。

実習科目だけでなく実習を含めた講義科目が1単位とされていることから、単位数と比べて実際の学習時間が長くなり、学生への負担が大きくなっている。

[改善方策]

完成年度を過ぎ、カリキュラム変更が可能になる2011年度に向け、科目の一部選択科目(分野制による選択必修科目)化等を視野に入れた検討が必要であり、早急に今後具

体的問題点を検討していくことが必要である。

3-1-3-①-g 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

【現状説明】

単位互換が可能な大学（授業）としては、以下の通りである。

- (1) 放送大学教養学部
- (2) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」における共同授業
- (3) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加している他大学の授業

放送大学との単位互換科目は、現在、「人口減少社会の生活像（2単位）」「教育社会学（2単位）」の2科目を単位互換科目としている。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内に設置されている大学、短期大学の17校で構成するコンソーシアムである。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では単位互換に関する包括協定を締結し、それぞれの大学で開講している科目を単位互換科目として提供し、希望する科目を履修して単位を修得することができる。また、単位互換科目とは別に外部講師を交えた講義として共同授業がある。共同授業は2009年度現在、本学を含む5大学で開講され、本学開講の「人間福祉学」は、履修して単位を修得した場合、基礎教養系科目群の「現代の家族」を履修したものと読み替えて認定している。

単位互換による修得単位数は、大学における他学科聴講と併せて60単位の上限を設定している。

【点検・評価】

制度としては単位互換を認めているが、時間割が過密であることから実際には履修・単位認定がなされていない。

【改善方策】

時間割の調整や録画・ネット配信などの方策を講じ、学生の履修・単位認定に向けた条件を整備する。

3-1-3-①-h 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

リハビリテーション学部をはじめ、4学部共通の教養教育の専兼比率は必修科目で75.0%、全開設授業科目で58.2%となっている。

専門教育において、理学療法学科では、専兼比率は必修科目で69.1%、全開設授業科目で75.0%である。

なお、平成21年度(2009年度)においては開設3年目であるため、3年次科目までの開講となっている。

兼任教員に対しては、年度当初に兼任教員と専任教員との懇談会を開催し、学部の教育方針、目標等を伝達し、授業内容等について確認を行っている。

[点検・評価]

専門教育においては専任教員の担当する割合が高く評価できる。ただし、年度当初に開催する兼任教員と専任教員との懇談会について兼任教員が学科の特徴から医療従事者が多いため予定が合わず参加が少ないのが課題である。参加できない兼任教員には個別に打ち合わせ等を行って対応している。

[改善方策]

専門科目は専任教員の担当する割合が高く、この水準を今後も維持する。兼任教員と専任教員との懇談会については開催方法等を検討し、参加率を向上させ、内容の充実を図る。

3-1-3-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮

[現状説明]

社会人学生、外国人留学生等の在籍は、現在のところない。

[点検・評価]

理学療法士国家試験受験資格取得のための措置から必要修得単位数、臨床実習の実施を考えると、社会人学生、外国人留学生等の在籍は難しいと思われる。

[改善方策]

作業療法士の資格を取得した社会人を受け入れることも考えられるが、しばらくは現状維持で行う。

② 教育方法等

3-1-3-②-a 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の有効性

[現状説明]

教育効果についての打ち合わせは、オムニバス形式の授業担当者において活発に行われており、担当教員からの授業の現状報告や成績報告などを会議で行い、必要に応じて対応を検討している。しかし、学部全体として測定を行ってはいない。

また、学生による授業評価を実施し、各教員へはその結果が報告されるが、その結果を学部として分析し教育効果へつなげることは行っていない。しかし、各学年において学外で行う臨床実習があり、実習指導者からの評価も教育効果を測定できるもののひとつと考える。

[点検・評価]

オムニバス形式の授業担当者において、教員同士の打ち合わせが行われ、部分的には実施されているものの、学部として教育上の効果を測定する体制が十分確立されていない。学生による授業評価結果の活用が十分なされていない。

[改善方策]

委員会、会議を通して部分的には実施されている教員間の合意を、学部全体の共通する教育効果検証システムの確立を検討する。学生による授業評価結果や臨床実習における実習指導者による評価結果の活用から教育効果検証を検討する。

卒業生の進路状況

【現状説明】

本学部学科からはまだ卒業生を出していないが、現状から卒業生の進路を推測する。理学療法士の免許取得により、概ね医療機関、福祉施設等に就職すると思われる。就職後も職場を異動しても、職種を替えることは少なく、多くは理学療法士として勤めるようである。年々就職先が少なくなる傾向にあり、また理学療法士養成校も増えますます就職が難しくなると思われる。

【点検・評価】

まだ卒業生を出していないが、厳しくなる就職状況を踏まえ、医療従事者としての心構えと知識・技術を備えた学生を育てる工夫が必要である。

臨床実習においては、インターシップ的要素も一部含まれており、職業理解への促進がなされている。

【改善方策】

学生に対し、臨床実習指導者の協力を得て、臨床実習においてさらに職業観を深め、理解するように促す。キャリア支援センターとの協力の下に、就職先への本学部の宣伝活動とともに、就職先確保をする。

学生へ就職への心構えを伝え、就職情報を提供し、就職相談などの就職活動支援の体制を更に構築する。

3-1-3-②-b 成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

【現状説明】

現行の成績評価、単位認定に関する「学則」の規定は、次のとおりである。

第18条 各授業科目を履修し、その試験に合格したものには単位を与える。

第19条 所定の授業科目を履修した者は、学年末または毎学期末にその科目について行う定期試験を受けなければならない。

2 前項の定期試験のほかに、臨時試験を行うことがある。

3 試験は筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。

4 試験の評価は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により試験を欠席したと学長が認めた者は、願いにより追試験を行うことがある。

上記の「学則」の規定に基づいて、授業科目の評価は、A：100点～80点、B：79点～70点、C：69点～60点、d：59点以下、単位認定された場合：N、受験しなかった場合：欠、受験資格を認められなかった場合：失となっている。成績証明書はA、B、C、Nをもって表示している。

前期成績発表は、後期授業開始日に行い、前期の成績結果により追再試験を受験しなければならないものは、追再試験の日程は授業に支障を来さない範囲で土曜日の午後などを用いて複数回に実施している。再試験については、科目担当教員が認めた場合には2年次

と4年次のみ行われることになっている。再試験では60点以上がC、60点未満がDとなる。

履修登録をして、授業時数の3分の2以上出席し、試験に合格すれば単位が認定される。成績評価の項目は、筆記、論文、口述、実技などによるが、どの項目を、そのような比率で、どのように評価するかについては、特に基準はなく、授業形態や授業方法に応じて、科目担当教員の裁量に委ねられている。実習の評価については、実習先からの評価に基づいて大学側の担当教員が総合評価している。

本学部では、110の科目を大きく「基礎教養系」と「専門教育系」の2つに括り、また「基礎教養系」を3グループ、「専門教育系」を2グループの科目群に括って開講科目一覧表を作成し、その中からバランスのとれた履修ができるよう配慮している。そこで、「学則」において、全学生に対して1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位に設定していることから、これに従って履修科目登録の指導を行っている。

[点検・評価]

教員は期末試験のみで成績を評価するのではなく、出席状況、授業の受講態度、発表内容等によって総合的に評価をしている。成績評価については、担当教員が評価した成績がそのまま学生の成績評価となっている。成績評価に不服のある学生は、成績発表から1週間以内に成績質問票に所要事項を記入して提出し、担当教員からの回答を得ることができる。臨床実習など、外部の実習施設等での実習の成績評価については、大学の担当教員が実習指導者からの評価、学内発表の結果を基に評価をしている。

評価の基準は、授業形態や授業方法の特性によって異ならざるを得ず、担当教員の裁量に委ねられている。再試験は中部学院大学の学内規定として2年次と4年次にのみ行われている。現在本学部は開設2年目であるが、現在の2年生が1年生の時は、その学年で不可となっている科目の再試験は行われていない。本学部は必修科目が他学部に比べ多く、カリキュラム上、空き時間の余裕がないため、必ずしも再履修が可能とは限らない。したがって、不可となった科目が各年次で再履修できなければ、それが1科目であっても留年が確定することになる。学生に過度な負担がかかるこの現状を踏まえ、本学部では年度毎に再試験の実施ができることとしている。

卒業に必要な専門科目のほとんどが必修科目となっており、未履修科目の再履修が困難になっている。したがって、学生が必修科目以外の自由に学びたい科目を選択することが困難であり、基礎教養系の目的とする豊かな感性・人間性と幅広い視野を持った人材を育成するという、本学部が目指す教育目標に問題が生じている。よりよい医療人を育成するという立場からはリベラルアーツ（一般教養）の学修は必須であり、単なる専門知識の取得重視、国家試験合格を目的とした現行のカリキュラムを一度見直す必要がある。

[改善方策]

成績評価において、大きな偏り等の問題が認められる場合は、担当教員に成績評価基準を明確化するよう求めたり、成績評価そのものを見直すように要請したりすることができる体制を整えることが考えられる。

成績評価の基準については、科目の性格や授業形態・方法の特性等によって、基準を完全に統一することは困難であると考えられるが、将来的には、分野毎の担当教員による成績評価基準等々の打ち合わせが必要となる。

再試験は、再履修の機会が少ない本学部の現状を考えると、年度毎に必要であると思われる、本学部だけでも年度毎に実施できるようにする必要がある。

履修科目登録の上限設定は「学則」にある従来どおりの内容でも、バランスのとれた履修科目登録ができるよう配慮し、学生には科目の履修モデルを提示して単位を修得するように指導をしている。しかし、現状では専門科目が多く、空いた時間帯により自由に専門

以外の科目の学習をするのは困難である。そこで、本学部全体の4年間にわたる履修計画を見直し、一般教養科目なども支障なくとれるようにカリキュラム全体の見直しが必要である。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

本学では、4年間の学修を、1年次・2年次の前半と、3年次・4年次の後半に分けており、前半は基礎的な科目を幅広く学習し、後半は専門的な科目を中心に学習し卒業、就職、資格の取得に向かうように配置してある。4年間で2つに分け、前半から後半に移る2年次から3年次に進級する際に進級要件を設定している。また、3年次末の「臨床評価実習」、4年次前期の「総合臨床実習Ⅰ」「総合臨床実習Ⅱ」の各実習を履修するために必要な科目数を定めた実習要件を設定し、さらに卒業(理学療法士国家試験受験資格)のために必要な科目を定めた卒業要件を設定している。3年次の「臨床評価実習」前には「臨床実習指導」により、臨床評価実習を円滑に進める指導とともに、学生がその実習を履修できるレベルに達しているかの確認を行う。臨床実習における実習指導者の学生への評価も本学部学習内容の教育効果の測定の役割も果たすととらえている。しかし、現在学部としての学生の質を検証・確保するための評価法は確立されていない。

[点検・評価]

進級要件・実習要件・卒業要件、さらに実習指導者からの学生への評価などから、学生の質を検証・確保することができていると考えられる。しかし、学部として共通で統一された評価法がない。

[改善方策]

進級要件・実習要件・卒業要件、実習指導者からの学生評価などの活用を含め、学生の質を検証・確保することへの学部として共通で統一された評価法の確立への検討をつづける。

3-1-3-②-c 履修指導

学生に対する履修指導の適切性

留年者に対する教育上の措置の適切性

[現状説明]

毎年度の当初に実施される学部教育オリエンテーションにおいて、履修要項・学生便覧(キャンパスライフ)を全員に配付し、学年別カリキュラムのガイダンスを実施している。1年次学生には学部教育についての概要説明と学生生活に関する指導助言を総合的に行い、その上でカリキュラム、履修上の基礎的な知識、履修登録の仕組みと方法を説明し、学生が順を追って理解し、自覚的に履修計画を立てられるようにオリエンテーション日程を組み立てている。

履修登録はWeb登録を用いている。Web登録にはパソコンの基本的な操作の習得が必要であるが、「情報活用論」の講義時間を利用し指導しているために特に問題は生じていない。本学部においては取得資格やコースなどが分かれていないため選択科目が比較的少なく、履修方法に関するガイダンスはさほど複雑ではない。個別の学生からの相談に関しては、「理学療法基礎演習Ⅰ」の担当教員で対応している。

それとともに、オリエンテーションにおいて、本学では理学療法士の国家試験受験資格

の取得に必要なカリキュラムは必修科目になっているため、実習及び進級に必要な科目の履修時期、条件など履修に当たっての注意事項を説明している。

以上、年度当初のオリエンテーション期間中の履修指導のほか、「理学療法基礎演習Ⅰ」（1年次必修）、「理学療法基礎演習Ⅱ」（2年次選択必修）の担当教員が随時、履修等の相談に対応する体制になっている。また、学年担任も必要に応じて対応しているほか、3回欠席した学生の学生相談窓口への連絡と必要な対応、キャリア支援センターによる対応があり、教務課では常時、履修に関する相談にあっている。進路の側面からの助言、実習センターの各種実習に関連した履修指導など、それぞれ関連した部署において随時、指導が行われている。

[点検・評価]

本学部では、入学当初のオリエンテーションに始まり、「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員による履修指導体制をとり、早期に問題の所在を確認している。また理学療法臨床実習や実習指導、3年次への進級については、一定の進級要件が設けられていることから、履修指導の必要性が顕在化する機会となり、そこから指導が始まることもある。さらに本学では学生相談、就職相談、実習相談など履修指導に関わる多様な窓口が用意されているが、学生の多様な学生生活の実態や精神保健上の問題などが複雑に関係して、各担当者の個別の対応では解決困難な状況が生じている。

[改善方策]

本学部には理学療法士国家試験受験資格の取得以外の選択肢がないことを年間の履修状況から学生が自覚できることを大前提に、学生がWeb登録システムを有効に活用できるようにする。また、学位や各種資格の取得など単位修得の目標や、単位修得状況、履修状況などを自己管理できるように配慮し、学生が主体的に問題を解決できるように履修指導の担当教員や関係部署が随時、必要に応じて支援に当ることのできるシステムの構築が必要である。このためにはプライバシー保護に配慮した上で必要な情報の共有化と協働態勢を組みやすくするための条件整備が必要であると考えられる。そのためにも、出席確認システムによる各学生の出席状況の把握と、全教員による確認が必要である。

今後、理学療法士国家資格取得を目指さない学生に対しては、卒業に必要な必修科目から臨床実習をはずすことなどができるようにし、臨床実習を行わなくてもよい、などの選択の余地を作ることが必要がある。1・2年次の学生がそういった進路を希望した場合は、早期に他学部への転部など進路変更を積極的にアドバイスする体制が必要である。3・4年次の場合でも、卒業（学位取得）は可能となるような仕組みづくりが必要である。

3-1-3-②-d 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(FD)およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

上記の各事項について、それぞれが本学の「全学FD委員会」及びその下部組織である「学部FD委員会」の下で扱われる関係で、以下に集約した説明を行う。

本学ではその全体を統括する「全学FD委員会」において毎年本学の全学的なFD活動を展開する上で有益と思われるタイムリーな話題を取り上げ、複数回にわたる講演会や学習

会・意見交換会が開催されてきており、FD 活動の意義と組織的啓発活動にとって極めて有効に機能している。

リハビリテーション学部での教育改善全般への本格的な取り組み(学部 FD)は、学部の完成年度前ということもあり、今後の重要な展開課題となっている。現時点において、学部 FD の中心テーマとなっている問題は学生の学修の活性化と教育指導方法に関する基本認識の共有化と具体化に向けた取り組みの共有という点である。本学部の学生の最終目的は国家試験に合格することであるが、学部教育としては国試合格は単なる関門であり、最終的には患者に貢献できる医療を提供できる質の高い医療従事者を育成することにある。そのため、論理的な思考を身につけることを目標として、「理学療法基礎演習Ⅰ」及び「理学療法基礎演習Ⅱ」、「卒業研究」を位置づけている。本学部では、入学時から全学生を対象とした必修科目の「理学療法基礎演習Ⅰ」を開講し、当該演習科目担当者が主体的な学びを学生に促すための支援を行っている。同様に2年次生には「理学療法基礎演習Ⅱ」を行なっている。理学療法基礎演習Ⅰでは、理学療法に関する基礎的な資料の読み込みを行い、最終課題として、各年度毎のテーマを決めて、一人5分間のプレゼンテーションを行うようにしている。それと並行して情報活用論Ⅰ、Ⅱを履修するのが望ましい科目として全員に履修を推奨し、Word や Powerpoint を使ったプレゼンテーション資料の作成、レポート資料の作成を行うようにした。理学療法基礎演習Ⅱでは、原著論文の構造の理解、原著論文の翻訳などとともに、論理的な思考を行うための学習を行っている。この科目の最終課題として、倫理問題、医療問題を取り上げた8000字程度のレポートの作成と口頭発表を行うようにしている。これにより、1・2年次で学習した内容を自分で総合的に再構築し学修を活性化できるように配慮している。さらに、理学療法に係わる専門的な学びを深めるために、4年次に「卒業研究」を配当している。その狙いは、実際に理学療法士になった時に、医療現場内での発表、研究会、学会での発表を個人レベルで行えるような状態にすることにある。それと共に、この卒業研究で1年次と2年次に引き続き、一人一人を大切に学生指導の体制を確保し、学生の自主的な研究の取り組みを、将来の進路に結びつけることを目的としている。

また、個別の「シラバス」や「授業評価」の点検・評価活動に関しては、具体的に提起された課題や改善に向けた取り組みを適宜「学部・学科会議」で取り上げ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等改善委員会(2007年度より「FD委員会」へと発展的に統合改変、2008年度には組織的意思決定の迅速化や組織的実行過程の機動性を高める必要性から学長直轄の「全学FD委員会」へと衣替えを行い、その活動を通して翌2009年度には下部組織としての「学部FD委員会」が正式に位置づけられている)の審議を経て「大学評議会」並びに「教授会」に報告、承認を得て実施に移されてきた。現在は内容・方法面での改善が「全学FD委員会」、実施・運営面での改善が「教務委員会」によって担われ、「全学FD」には事務組織から教務部長と教員組織から教務委員長が関わっていることもあり、密接な連携の下で実施過程に移されている。この過程を経て毎年教務委員会で「シラバス」の編集・作成作業が進められ、年度始めに全学生に配布されると同時に、履修登録がデジタル化されてWeb登録方式となった関係で情報センターとの連携で大学のWebサイトにも公開されて学生が常時必要に応じて確認・点検できる状態にある。

本学部では、学生の履修に際しては授業科目の内容を十分に理解した上で履修登録ができるよう指導している。また、シラバスの内容は全科目に共通のフォーマットを使用して、講義概要、授業計画、評価など分かりやすく記載され適切に運用されていると考える。講義概要では、概ね200文字前後で講義のポイントや課題が簡潔に示されており、授業計画においても毎回の授業内容が分かりやすく明示されている。また、演習科目のように、毎回の授業内容を明示することが困難なものであっても、同一のフォーマットを使うことで学生の履修に際し参考になるよう編集しており、現状においては適切であると考えている。

同様のプロセスを経て「授業評価」に関しても実施され、講義科目・演習科目・実技科目の開講形態のそれぞれの実態を的確に把握できる項目立てで「マークシート方式と自由記述方式の組み合わせ型」で関連データ収集と結果の取り纏めを行い、報告集を毎年刊行している。また、これには各教科担当教員が特に個別把握を望む独自の評価項目を数問追加実施できる構成も採っている。評価結果については各教科担当教員にそれぞれフィードバックされ、各担当教員の評価結果に対するコメントが返される形になっている。なお、この冊子は図書館にて学生への参考資料として常時公開され、学生の閲覧に供すると共に、各教科担当教員が自らの授業内容や方法・授業展開を振り返り見直す貴重な機会の提供ともなっている。

[点検・評価]

現状説明でも触れたように、組織的な統合と再編の過程を通して、特に完成年度以降に向けての学部FD活動の活発な展開が今後加速化することが予想される。

また、「シラバス」に関しては毎年の更新が必要となり、本学部では常に改善を反映してきているが、今後ともさらなる改善を図る取り組みを展開したい。特に「シラバス」は学生と教員を繋ぐ車軸的役割を担っているものでも有り、授業評価の有効活用と併せて完成年度以降に向けての学部FDの継続的な取り組み課題として位置づけている。

授業評価について評価結果を公開している点は評価できるが、授業評価自体が授業の最終日に行われている関係で、当該授業を直接受講した学生に対しては過去形の形になってしまい、肝心要の学生の立場から見た場合に当該年度の受講生に対する最も重要な直接的フィードバックに反映されないという問題と現行の方式では同様に肝心要の全学的な組織的取り組みまで進んでいないという課題が残る。

[改善方策]

本学部のFD活動の展開には、個々の学生の学習環境や学生の置かれた大学生活の客観的な状況把握が不可欠である。教員組織レベルで個々の詳細な学生の抱える課題や問題を発見・把握して「きめ細かく」対応することには自ずと限界があり、今後は事務組織レベルで展開されているSD活動とのきめ細かな連携を模索する必要がある。このFDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する必要がある。現行の組織的枠組みでその接点を担っているものは各種常設委員会や各種センター運営委員会で、その補完機能が教職員間のインフォーマルな人間関係となる。今後、FDとSDを効果的に連結できる車軸を構築する組織的見直し・検討を行う。

「シラバス」については、その全面的な電子化への移行も重要な選択肢の1つと考えている。また、教授法や評価法を含めたスキルアップと連動させたシラバス作成の基礎に関するFD研修の機会を学部としても考えていきたい。

なお、授業評価に関しては、先の点検・評価の結果に基づいて、各教科担当教員の必要性に応じて当該学期期間中の中間点での実施も検討中である。

3-1-3-②-e 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

[現状説明]

授業形態は、基本的に「講義」・「演習」・「実技」・「実習」の4種類がある。本学科では基礎教養系、専門教養系の基礎を「講義」や「基礎演習」等で学ぶことにより思考能力を

養い、「実技」等では臨床において必要となる技術の基礎を体得できるようにして理学療法士に必要な臨床力を養っている（「専門演習」「学内実習」は実施予定であり、同様の目的を持つ）。本学部での「学外実習」は現時点ではまだ体験見学実習しか行われていないが、評価実習や総合実習では主に臨床的な応用力を養うことになる。

① 「講義」の場合

「講義」は、教室での授業が中心で担当教員の講義によって授業が進められる。ただし、教室での授業を理解するためには、それ相応の自宅学習（予習・復習）が必要であり、授業時間の倍の時間の自宅学習を必要としている。なお、講義の中には、学期を通しての開講ではなく、夏休み期間のはじめや終わりなどの数日間に集中して授業を行う「集中講義」もある。講義では文献学習を基盤としており、プレゼンテーションや映像など視覚的な情報を用いることで理解度の向上に努めている。

（実習を含む講義）

一部の講義については、その学習内容に実習も含まれることから、通常の講義科目の単位数計算と異なり、半期15コマ（2時間×15）であっても「2単位」ではなく「1単位」としているものもある。

② 「演習」・「実技」の場合

「演習」・「実技」は、座学中心である「講義」とは異なり、技術的な伝達を行うため、座学以上に学生自身の積極的な取り組みが必要となる。

「演習」には「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「理学療法研究」（実施予定）があり、担当教員ごとに学生がグループ化され、比較的少人数で指導を受けることができる体系をとっている。

③ 「実習」の場合

「実習」は、関連の講義を理解した上で、具体的な確認として教員の指導を受けながら行う。

（臨床実習の場合）

臨床現場においては45時間の実習をもって1単位としている。1日当たり4コマ（8時間）の実習を受けていると考えて、概ね5～6日間の実習に相当する。

このように本学科では、講義・演習（思考能力）と実技・実習（臨床力）のバランスを考えたカリキュラム編成となっている。保健・医療・福祉の現場の特性を考えると、基礎教養科目では、「人間教育」という視点から、人間と宗教・死生学・生命倫理に関する科目の履修も重要であり、学生の履修登録にあたり、この分野についても十分な指導を行っている。

[点検・評価]

本学部は医療技術者の養成をおこなうことから、臨床能力、技術を修得する必要がある。このため授業科目によっては、講義科目、演習科目であっても実技、実習を含めた授業方法、形態は、授業科目の内容、特徴等に配慮されており適切と考える。

[改善方策]

現在、学年進行中であるため現状を維持する。2010年度の完成年度に向け、教育課程の見直しを含め、授業形態、授業方法の検討を行う。

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

[現状説明]

多様なメディアを活用した授業として、パソコンや、DVDを用いるものがある。授業において教科書を補うように視覚、聴覚的な情報提供が可能となり、より理解を増すことができる。しかし、教員により積極的に導入場合と消極的な場合がある。また、初期導入教育に相当する科目としての「情報活用論Ⅰ・Ⅱ」では、パソコンを用いてレポート作成・発表に必要な技法の習得や、情報の検索等も行っている。

[点検・評価]

学生の授業評価結果から、教科書に沿った、その内容を補うような場合は理解しやすいという意見がある。しかし、パソコンを用いその内容を投影しながらの授業は板書より伝えようとする情報量が多くなり、良い面もあるが、その内容を書き取る場合に進行が速いとの意見もある。学生は1年次からパソコンを操作し、概ね全員が基本的なソフト等を用いられようになり、パソコンを用いてレポート作成・発表に必要な技法の習得が可能となっているのは評価できる。教員間にも多様なメディアを活用への対応への温度差がある。

[改善方策]

授業への多様なメディアを活用は学生への理解が増す利用の仕方を更に検討し、各教員に対しその利用の利点についての理解を深める機会を設ける。学生への入学当初からのパソコンの利用はこのまま続ける。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

本学部では、遠隔授業は現在用いられていない。ただし、ウェブを利用した課題の提示とレポート提出、および電子メールによる教員と学生間の連絡は実施している。

[点検・評価]

本学部では、遠隔授業導入についての議論はなされていない。

[改善方策]

本学部が、遠隔授業を導入することによる利点を今後検討する。

③ 通信制大学等

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しない。

④ 国内外との教育研究交流

[到達目標]

本学部の基本理念として、本学部では理学療法に関する専門知識と技術を教授し、医療人としての主体性と創造性を培い、科学的根拠に基づいた理学療法を、全人的な立場で実践できる人材の養成を目指す。

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明】

医療者として、リハビリテーションのプロとして、理学療法の対象者と接するとき、最も重要なことは、まず自分自身の人間性を豊かに育むことである。障害者の気持を理解し、これに共感し、その苦しみを共有することで初めて対象者との関係が成立し、自分の知識や技術を生かし、障害者のQOLを高めることができる。本学部では、本学の理念であるキリスト教教育の基盤に立ち、特に宗教的・倫理的・死生学的分野を重視し、グローバルな視野を持った医療者としての人格陶冶を目指している。そのため関係する国内外の各学会、医療施設等を通じてこれらの分野での交流を図り、医療系の大学の学生としての基本資質の向上に努めている。

【点検・評価】

現在、日本国内においては理学療法に関する臨床研究はあるものの、この効果が理学療法の効果であることを立証するような基礎研究は極めて少ないのが現状である。本学部は、医学系の教員も充実しており、基礎研究を重ねて理学療法の効果を経験的に立証することを目指して研究・教育活動を行っている。その基本方針および体制については適切と認められるが、海外への論文・研究発表の実績、および学生の国際交流の機会については、現時点ではまだ不十分といわざるを得ない。

【改善方策】

基礎研究の分野をさらに強化し、海外の文献・学会への発表実績を重ねてゆけるよう教員の研究環境の整備を推進する。

さらに理学療法士の養成のみにとどまらず、国際的に活躍する理学療法の研究者・教育者を養成するため、大学院の設置についても将来の課題として検討する。

3-1-4 経営学部

① 教育課程等

[到達目標]

建学の基本精神「神を畏れることは知識のはじめである」に基づき、人格教育の実現を目指す本学は、福祉、医療、教育、保育、産業、マネジメント、行政など幅広い分野の理論と実践を通じて、新たな Well-being を実現できる人材の育成を目指している。この基本教育理念・目的を適切、有効に展開するための体系的な授業科目構成し、特色ある教育課程を編成する。

3-1-4-①-a 学部・学科等の教育課程

この項では、経営学部における、

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

について説明する。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性(大学設置基準第19条第1項)

[現状説明]

経営学部経営学科の教育課程は「教養科目群」と「専門科目群」とから編成され、それぞれが連携し体系的に学べるようになっている。

教養科目群は、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、情報リテラシー科目からなり、専門科目群は、経営学科目、商学科目、経済学・法学科目、会計・ファイナンス科目、産官学協働科目、ゼミナール科目からなる。

特にゼミナールは1年次から4年次まで各学年に配置し、徹底した少人数教育を行うことができるよう配慮している。

本学部の、幅広い分野の理論と実践を通じて、新たな Well-being を実現できる人材の育成という目標達成のため、教養科目群は幅広い人間理解を培い、専門科目群は真のマネジメント力を養う教育を行っている。

[点検・評価]

「幅広い分野の理論と実践を通じて、新たな Well-being を実現できる人材の育成」を目的とした教育課程であり、大学設置基準第19条に対応した教育課程となっている。

[今後の改善方策]

完成年度を過ぎるまでは、現在のカリキュラムに沿って実施し、その間の環境変化等に照らし合わせながら、教育課程の体系的性の点検を継続し、必要であれば見直すこととする。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

[現状説明]

基礎科目として、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、情報リテラシー科目の科目群を開設している。ここでは、建学の基本精神「神を畏れることは知識のはじめである」に基づき、幅広い分野の理論と実践を通じて、新たな Well-being を実現できる人材の育成を養成するため、必修科目の「キリスト教概論Ⅰ」、選択科目に「哲学の基礎」「倫理学の基礎」「宗教と人間」「死生学」等の科目を置き、人間や生命の理解を深めることとしている。また、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を高めるため、必修科目の「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)」、選択科目に「ビジネスコミュニケーション」「情報活用論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」等を置き、社会や制度を学ぶため、必修科目に「日本国憲法Ⅰ」、選択科目に「法学Ⅰ」「社会学」「政治学」等を置いている。

[点検・評価]

幅広い分野の理論と実践を通じて、新たな Well-being を実現できる人材の育成という目標に合致していると考えられるが、学生の授業評価を参考に内容の評価を行ってきたい。

[今後の改善方策]

人間の生命や倫理性については、各教員が意識的に授業の中で取り上げながら、高い倫理性を備えた学生を育てる努力を行ってきたい。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条とその適合性

[現状説明]

専門科目分野は、産官学協働教育に重心を置きつつ、マネジメント力のある人材育成をテーマに教育課程を編成している。ただ単に「利益をあげるための力」ではなく、知識を持っていること、知識がない場合その知識を得る方法を知っていること、そして知識を知識として役立てるだけでなく、それを使う方法を考えることができる真の「マネジメント力」を養うために、専門科目を6つのグループに分け、a.) 経営学科目、b.) 商学科目、c.) 経済学・法学科目、d.) 会計・ファイナンス科目、そして本学部の特色である e.) 産官学協働科目、および少数の f.) ゼミナール科目を配置している。

a. 経営学科目

この科目群では、経営学の基礎的な知識を身につけ、さらに学問的な成り立ちを理解する。経営学の基礎を学ぶために経営基礎を、経営学の全体像を学ぶために経営学総論をそれぞれ1年次に設けている。その後、2年次以降に経営学の各論である生産管理論、経営戦略論、経営管理論、経営組織論、中小企業経営論等を配置している。また、本学の開学の理念に則り、福祉経営論Ⅰ・Ⅱを設けている。

b. 商学科目

この科目群では、マーケティングを中心とした商学分野の幅広い知識を身につける。マーケティング論、商学概論、商業経営論、流通システム論、マーケティングリサーチ、金

融機関論、商品開発、ビジネス統計学等を開講している。

c. 会計・ファイナンス科目

会計学およびファイナンスに関する科目群をここに配置している。簿記の原則を確実に身につけるために、1クラスを35人程度として、簿記原理Ⅰ・Ⅱを開講している。その他、会計科目として、会計学原理Ⅰ・Ⅱ、財務会計論、管理会計論、原価計算論、経営分析論、財務会計論等を、そしてファイナンス科目として、ファイナンス論、地域金融論等を設けている。

d. 経済学・法学科目

経営学全般を学ぶ上で、市場システムおよび法律の知識は必要不可欠である。経済学分野の科目として、経済学Ⅰ（マクロ経済学）、経済学Ⅱ（ミクロ経済学）、経済政策、財政学、金融論、日本経済論、アジア経済論等を設けている。また、本学部の教育目標に則り、福祉経済学、企業福祉論を開講している。法律分野の科目としては、民法、商法、会社法、労働法を設けている。

e. 産官学協働科目

産官学協働で人材育成を行う科目群で、本学部の大きな特色である。現代の生きた産業を学ぶために「現代産業研究」を配置し、東海地域、特に岐阜県を代表する企業の経営者やマスメディアの代表者等を講師として迎え授業を展開している。また、中部圏の優良企業の現場を訪問し、その企業で講義を受けつつ現場を見学する企業現場研究Ⅰ・Ⅱを配置している。また、産官学の体験型学習であるインターンシップⅠ・Ⅱを配置している。インターンシップには、その前後の教育が重要であるため、インターンシップ指導Ⅰ・Ⅱを設けている。その他、職業指導、郷土学Ⅰ・Ⅱ等を配置している。

f. ゼミナール科目

きめ細かい指導と教育を行うため、少人数（11人から12人）のゼミナールをすべての学年に配置している。大学生活へのスムーズな導入のために基礎演習Ⅰを、基礎的スキルの向上を主眼として基礎演習Ⅱ・Ⅲを配置している。幅広い知識および研究・報告の方法等を習得する。また、経営力を発揮するためには、現状を理解・分析し、それを役立てる能力が必要である。そのためのトレーニングおよび専門科目の知識および研究・報告の方法を習得するために、専門演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを配置している。ここまでの3年間は必修である。3年次の専門演習Ⅲはそのまま卒業研究（4年次）に持ち上がり、1年半の時間をかけて卒業指導および進路指導を行う。

[点検・評価]

専門科目群も、2年間実施したところでは、当初の目的に沿っていると考えられる。しかし、科目の年次配当については、i.)入学初年度では理解しがたい科目（現代産業研究）が1年次に配当されていた、ii.)インターンシップが3年次配当なので2年次から履修することができない、という問題点が明らかになった。

[今後の改善方策]

「現代産業研究」については、配当は1年次のままであるが、実質2年次に履修するよう指導した。また、「インターンシップ」については、希望者は専門演習で対応することとした。また、基礎演習については、担当者間での評価の差異が大きくなりすぎないように、レポートとアンケートを通じて、学生の理解力を判断していくことを考えている。

今後も、社会や学生のニーズや変化を加味し、カリキュラムの検討を継続する。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

[現状説明]

教養科目分野には、将来、有能な社会人として活躍する上で、その基盤となる人間や社会に対する理解を深め、自己実現を図るのに必要な知識を習得するために必要な科目群を配置している。

社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を固めるため、単に専門教育への入門知識としてではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法、外国語によるコミュニケーション能力や、コンピュータによる情報処理能力など、新しい時代に不可欠な知的技能を重視して、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、情報リテラシー科目の4つの科目群を配置している。

a. 人間理解基礎科目

キリスト教に教育の基盤を置き、建学の精神に基づく「人間理解」の視点から、人間存在そのものの在り様を問い、幅広い見識を涵養することを目的として、キリスト教概論、哲学の基礎、環境と人間、健康と人間、宗教と人間、現代社会と人間、文学と人間、現代社会と情報、人間と言語発達、死生学、歴史と人間等の科目を配置している。

b. 自己実現・自己表現関連科目

ビジネスマナーの醸成のため、ビジネスコミュニケーション、社会人の基礎知識、社会人の基礎学力を配置している。また、諸外国の人々と共に生きるためのコミュニケーション能力を養成するため、言語による表現活動Ⅰ-1・Ⅰ-2・Ⅰ-3・Ⅰ-4（コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅱ（コミュニケーション中国語）、言語による表現活動Ⅲ（コミュニケーション韓国語）、および日本語を母国語としない学生向けに、言語による表現活動Ⅳ（コミュニケーション日本語）、日本事情を配置している。さらに他者との関わりを通して人間的な成長、健康の維持・増進を目的として、仕事と人生、ボランティア活動論、スポーツ科学論、身体による表現活動Ⅰ（スポーツ実技）、身体による表現活動Ⅱ（レクリエーション実技）を設けている。

c. 専門基礎科学科目

地域社会に貢献するマネジメント力のある人材となるには、社会全般を理解し、社会人として豊富な知識と教養を身につける必要がある。専門科目に進む前にその導入として特に重要と思われる政治、法律、社会など社会のしくみに対する理解、人間についての科学的基礎知識を養うことを目的に、日本国憲法Ⅰ・Ⅱ、法学Ⅰ・Ⅱ、社会学Ⅰ・Ⅱ、統計学、政治学、岐阜の自然等を設けている。

d. 情報リテラシー科目

情報化社会の現在において、情報技術についてはビジネスの道具としてのスキルだけでなく、総合的な高い能力が求められている。情報処理の基本から応用的な技術の習得を目指すことを目的に、情報活用論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、情報処理論Ⅰ・Ⅱを配置している。

[点検・評価]

まだ設置2年目なので、教育課程の総合的な評価はできないが、2年間実施したところでは、当初の目的に沿っていると考えられる。学生の単位取得状況を見ると、教養科目群のそのそれぞれの科目につき、バランス良く取得できている。

[今後の改善方策]

学生の授業評価や、ゼミナールでの指導状況などを参考にして、必要であれば内容の改善を検討していく必要がある。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

[現状説明]

外国語科目は、必修科目の「言語による表現活動Ⅰ-1（コミュニケーション英語）」、選択科目として「言語による表現活動Ⅰ-2、1-3、1-4（コミュニケーション英語）」「言語による表現活動Ⅱ（コミュニケーション中国語）」「言語による表現活動Ⅲ（コミュニケーション韓国語）」、および日本語を母国語としない学生向けに「言語による表現活動Ⅳ（コミュニケーション日本語）」が用意されている。

[点検・評価]

英語を中心にして、アジアの隣国への関わりを重視し、中国語と韓国語を配置し、国際的に活躍できるようなコミュニケーション能力を身につけられるよう配慮されている。また、留学生を対象とした日本語の授業も配置されており、国際化の進展に適切に対応していると考えられる。しかし、一部の留学生の日本語能力が、日本語での専門科目を理解できるまで達していないと判断されたため、日本語教育（強化のための）の見直しが必要である。

[今後の改善方策]

留学生の日本語能力を高めるため、留学生の必修科目として現在の「言語による表現活動Ⅳ（コミュニケーション日本語）」に加え、新たに必修科目として「言語による表現活動Ⅳ-1（コミュニケーション日本語）」を設置することとした。今後も、学生の理解度を評価しながら科目の配置を検討していくこととする。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

[現状説明]

経営学部の卒業所要総単位は124単位であり、このうち教養科目は30単位以上、専門科目は60単位以上、教養科目又は専門科目から34単位以上を取得する。

卒業要件単位			
科目群	修得単位数		
教養科目	人間理解基礎科目	必修科目を含め	10単位以上修得
	自己実現・自己表現関連科目	必修科目を含め	6単位以上修得
	専門基礎科学科目	必修科目を含め	8単位以上修得
	情報リテラシー科目		6単位以上修得
	計		30単位以上修得
専門科目	経営学科目	必修科目を含め	12単位以上修得
	商学科目	必修科目を含め	8単位以上修得
	経済学・法学科目	必修科目を含め	10単位以上修得
	会計・ファイナンス科目	必修科目を含め	10単位以上修得
	産官学協働科目		8単位以上修得
	ゼミナール科目	必修科目を含め	12単位以上修得
	計		60単位以上修得
合計	124単位以上修得		

教養科目又は専門科目から34単位以上選択

[点検・評価]

経営学部設置の趣旨を活かした科目構成で、全体的にバランスがとれていて、適切妥当である。「教養科目」において広く知識を学び、「専門科目」で深く専門の学芸を研究し、知的、道義的および応用能力を展開するため、34単位以上については専門科目に限定せず、基礎科目又は専門科目から選択できるようにしている。

[今後の改善方策]

開設して2年が経過するが、現在のところ学生が取得している科目群に偏りは見られないが、今後1年、2年経過した段階で取得科目群に偏りが見られるなら、教育課程の編成を検討することも必要である。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

[現状説明]

経営学部の基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの基礎教育科目、及び経営基礎については、複数の教員が担当するため授業内容、授業運営について、担当教員間で話し合いをもって進めているが、最終的には学科会議で内容や運営について方向性が定められる。また、教養教育については、教養科目が現在、大学共通であるため、開講コマ数、開講科目については教務課で原案を作成し、その原案を教務委員会で審議し、その後、大学評議会、大学運営協議会、教授会で承認し実施している

[点検・評価]

基礎教育については授業内容、運営に関しては、担当教員間で調整し、学科会議で方向性を定め、可能な限り一致した授業内容で実施しているが、担当者の専門性において授業内容に若干の違いが生じる。また、経営基礎については、日本人学生と留学生にクラス分けしており、専門教育の導入的位置づけは共通しているが、その内容や進め方は当然異なる。

教養教育においては、3年の間に急速に4学部体制となり、この間、教養科目は4学部共通の科目として置かれてきている。しかし、学士力構築等の点から人間福祉学部が教育課程の見直しを始め、教養科目についても見直しされてきている。今後、この見直しに伴い、本学部も教養教育の見直しを行う必要がある。

[今後の改善方策]

社会人としての基礎知識や基礎能力等を評価した上で、学科会議で検討した上、必要ならば見直しを行う。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状説明]

経営学部経営学科の卒業単位は124単位である。基礎教養系科目群30単位のうち「キリスト教概論Ⅰ」2単位、「言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)」2単位、「日本国憲法Ⅰ」2単位、「情報活用論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」のうちの1科目2単位、計8単位が必修である。専門科目60単位のうち経営学科目2科目4単位、商学科目3科目6単位、経済学・法学科目2科目4単位、会計・ファイナンス科目2科目4単位、ゼミナール科目6科目12単位が必修である。福祉、医療、教育、保育、産業、マネジメント、行政など幅広い分野の理論と実践を通じて、新たなWell-beingを実現できる人材の育成を目指す本学部は、必修科目の割合は少ない。

[点検・評価]

必修科目の割合が少ないのは、経営学部の目指している人材育成のための措置であり適切である。

[今後の改善方策]

今後、毎年度初頭又は年度末に社会人基礎力に関する能力検査等を実施し、目標とする人材育成ができていくかどうかを見ながら、必修科目の量的配分を検討していくこととする。

3-1-4-①-b カリキュラムにおける高・大の接続

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状説明]

本学部では、後期中等教育から高等教育への円滑な移行が大学における教育レベルを向上させるという観点から、少人数教育形式で以下のような導入教育を実践している。

- i.) 経営基礎（1年次前期開講）において、経営学についての全体イメージを示す。経営学の領域を大まかに分けると、「戦略論」「マーケティング」「組織論」「会計学」に分類することができる。本講義は、これら4つの領域を理解するためのウォーミング・アップのようなものである。本授業を通じて、「要約を書く力」や「自分の考えをわかりやすく話す力」を養う。
- ii.) 基礎演習Ⅰ（1年前期、2コマ）、基礎演習Ⅱ（1年後期、2コマ）、基礎演習Ⅲ（2年前期、2コマ）において、講義やゼミで効果的に勉強するために必要な「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」という4つの基礎的スキルの向上を主眼において、「講義におけるノートの取り方」、「レジュメの作り方」、「発表・報告・討論の仕方」などを学習する。特に、基礎演習Ⅰにおいては、「大学で何を学ぶか」「大学における学び方」など目的意識をもつよう方向づけを行う。

[点検・評価]

経営基礎の試験の結果を見ると、経営学の導入教育として妥当である。

基礎演習についても、学生のレポートと専門演習選択時の面談から判断すると、「読む」「書く」「聞く」「話す」という基本スキルは向上している。

[改善方策]

経営基礎と基礎演習という科目での導入教育は、今後も引き続き実施していく。

3-1-4-①-c カリキュラムと国家試験

国家試験につながるのあるカリキュラムをもつ学部・学科におけるカリキュラム編成の適切性

[現状説明]

国家試験につながるのあるカリキュラムは、経営学部としては編成していない。会計プロフェッショナル養成プログラムは、各務原シティカレッジで対応している。

3-1-4-①-d カリキュラムにおける臨床実習

医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習の位置づけとその適切性

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しない。

3-1-4-①-e インターンシップ、ボランティア

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

ボランティア活動の単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

インターンシップ

経営学部におけるインターンシップについては、前身の短期大学部経営情報学科以来の

第3章：教育内容・方法等
3-(1) 学士課程の教育内容・方法等
3-1-4 経営学部

実績をふまえ、個別指導を重視した実習指導体制を図る。本学部では、職業観の涵養に関わる科目「現代産業研究(1年次)」「企業現場研究Ⅰ(1年次)」「企業現場研究Ⅱ(1年次)」を設置し、事前に十分な教育を施した上でインターンシップを実施する。

科目名称	配当年次	単位	実習期間・実習目的・目標
インターンシップⅠ	2年次	2	<p>2年次：2月～3月（春季休暇中 2週間）</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次・2年次までに学内で学んだ授業の知識を実際の職場体験をとおしてより確実なものにする。 ・学内で学修している授業が現実の社会の中でどのように活かされているか確認する。 ・希望する進路に向けてどのような科目を今後、選択するか、どのような資格取得を必要とするか、といった目標設定を学習する。 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会。企業等で働く意味を実体験をとおして理解する。 ・社会人としてのマナー・ルール、責任を学ぶ ・社会における企業等の役割を理解する。
インターンシップⅡ	3年次	2	<p>3年次：8月～9月（夏季休暇中 2週間）</p> <p>※インターンシップⅠとは異なる業種、職種で実習を行う</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年次前期までに学内で学んだ授業の知識を実際の職場体験をとおしてより確実なものにする。 ・学内で学修している授業が現実の社会の中でどのように活かされているか確認する。 ・希望する進路に向けてどのような科目を今後、選択するか、どのような資格取得を必要とするか、といった目標設定を学習する。 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会。企業等で働く意味を実体験をとおして理解する。 ・社会人としてのマナー・ルール、責任を学ぶ ・社会における企業等の役割を理解する。 ・目的意識を持ち、積極的な行動を実践する。

経営学部におけるインターンシップは、学内での通常の講義（現代産業研究等）と企業等での企業実習（2年次「インターンシップⅠ」2週間、3年次「インターンシップⅡ」2週間）を行い、その中でキャリア開発の方法を学ぶとともに、その経験を生かして学生自らのキャリア開発にとって何が必要かを学ぶ。また、その前後には、実習先の事前指導

と報告書作成・実習報告会への参加による事後指導を「インターンシップ指導Ⅰ（2年次）」及び「インターンシップ指導Ⅱ（3年次）」で、それぞれ行い、幅広い学習の機会を提供する。インターンシップは主に2名の専任教員が担当し、実習先との密接な連携の下で、インターンシップの効果が上がるようする。以下にインターンシップの配当年次・単位数・実習期間・実習目的・目標を記す。

ボランティア活動

経営学部では、ボランティア活動について単位認定は行っていない。

[点検・評価]

以上の通りインターンシップの実実施計画は制定されたが、本学部においては2008年度開設で実施に至っていない。2009年度の2010年2年次の2月から3月に実施を予定し、3年次は2010年8月から9月を予定している。このため、実施状況の適切性、単位認定の妥当性については、全てのインターンシップが終了後、検証を行う。

[改善方策]

点検・評価の結果を待って改善方策を検討する。

3-1-4-①-f 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

中部学院大学学則第15条の規定にしたがい、講義及び演習科目については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技科目については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位としている。本学では、1回あたりの授業時間は90分であるが、これを2時間とみなして単位数を算出している。

経営学部の授業形態は、講義、演習、実技、実習の4種類であり、各授業の単位数は次のように計算している。

「講義」の場合

原則として1時間の授業に対して2時間の自習が必要であり、15時間の授業と30時間の自習で1単位としている。

「演習」「実技」「実習」の場合

原則として2時間の授業に対して1時間の自習が必要であり、30時間の授業と15時間の自習で1単位としている。

[点検・評価]

授業形態ごとの学修時間数に幅を持たせることは、科目の内容によって、より効果的な授業を提供することができ、学生にとっても意義あることと考える。学修時間数を確保するため、休講の場合には原則として補講を実施し、補講ができない場合にはレポート課題の提出を課している。ほとんどの科目が半期科目で、学生が単位修得しやすいようになっているが、今後、通年科目や積立方式科目での単位未修得が生じた場合の対策を講じる必要がある。また、自習時間の有無を確認する方法も必要だと考える。

[改善方策]

今後の課題としては、自習時間の有無を確認するために、例えば、定期的にレポートの提出を課したり、授業外で調査しなければならない内容を盛り込んだりすることも必要だと考える。

3-1-4-①-g 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

[現状説明]

単位互換が可能な大学（授業）としては、以下の通りである。

- (1) 中部学院大学短期大学部
- (2) 放送大学教養学部
- (3) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」における共同授業
- (4) 「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加している他大学の授業

中部学院大学短期大学部の単位互換科目は「多文化コミュニケーション（2単位）」である。

放送大学との単位互換科目は、現在、「人口減少社会の生活像（2単位）」「教育社会学（2単位）」の2科目を単位互換科目としている。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内に設置されている大学、短期大学の17校で構成するコンソーシアムである。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では単位互換に関する包括協定を締結し、それぞれの大学で開講している科目を単位互換科目として提供し、希望する科目を履修して単位を修得することができる。また、単位互換科目とは別に外部講師を交えた講義として共同授業がある。

本学では、中部学院大学学則第20条の規定に基づき、本学の学生が他の大学又は短期大学及び本学の他学部において履修した授業科目について、履修して修得した単位を60単位を限度として卒業要件単位として認めることができるとしている。しかし、現状ではこの単位互換制度により単位認定を受けた学生はない。

また、3年次編入学生においては、既修得単位認定を次の表のとおり、個別に単位認定することとしている。

第3章：教育内容・方法等
 3-(1) 学士課程の教育内容・方法等
 3-1-4 経営学部

卒業要件単位			認定単位方法	
科目群	修得単位数			
教養科目	人間理解基礎科目	必修科目を含め 10単位以上修得	教養科目又は 専門科目 から34単 位以上選択	個別認定10単位
	自己実現・自己表現関連科目	必修科目を含め 6単位以上修得		個別認定6単位
	専門基礎科学科目	必修科目を含め 8単位以上修得		個別認定8単位
	情報リテラシー科目	6単位以上修得		個別認定6単位
	計	30単位以上修得		30単位認定
専門科目	経営学科目	必修科目を含め 12単位以上修得		個別認定8単位
	商学科目	必修科目を含め 8単位以上修得		個別認定6単位
	経済学・法学科目	必修科目を含め 10単位以上修得		個別認定6単位
	会計・ファイナンス科目	必修科目を含め 10単位以上修得		個別認定6単位
	産官学協働科目	8単位以上修得		個別認定6単位
	ゼミナール科目	必修科目を含め 12単位以上修得		個別認定4単位
	計	60単位以上修得		36単位認定
合計	124単位以上修得		66単位認定	

昨年度の3年次編入学生は6名であり、認定単位は、39単位が1名、41単位が2名、46単位が1名、49単位が1名、52単位が1名であった。

本年度の3年次編入学生は16名であり、認定単位は、38単位が2名、41単位が2名、47単位が2名、49単位が4名、53単位が1名、57単位が2名、60単位が1名、61単位が1名、62単位が1名であった。

【点検・評価】

他の大学又は短期大学及び本学の他学部で修得した単位を卒業単位として認定する制度は、学生にとって幅広い分野の知識を習得できることになる。しかし、他大学等での履修があまり多いと、本来の経営学部の教育趣旨から乖離することとなる。指導上の認定単位は30単位程度が適当と考える。今後の単位互換制度の活用が期待される。

また、3年次編入者の既修得単位認定は、科目ごとの個別認定になるため、場合によっては編入後2年間で卒業できない場合も生じる可能性があるが、経営学部として必要な知識を身につけるためには適切であると考えられる。

【改善方策】

本学の経営学部は、1年次及び2年次は各務原キャンパスで、3年次及び4年次は関キャンパスで学修することになっている。各務原キャンパスには経営学部のほかに「子ども学部」しかなく、関キャンパスには「人間福祉学部」と「リハビリテーション学部」、そして短期大学部の「社会福祉学科」と「幼児教育学科」があるので、3年次以降を中心に単位互換制度の活用を進めていきたいと考えている。

3-1-4-①-h 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

経営学部をはじめ、4学部共通の教養教育の専兼比率は必修科目で75.0%、全開設授業科目で58.2%となっている。

専門教育において、経営学科では、専兼比率は必修科目で100%、全開設授業科目で91.7%である。

なお、平成21年度(2009年度)においては開設2年目であるため、2年次までの科目と、3年次編入生のため、3・4年次科目の一部を除いた科目を開講している。

兼任教員に対しては、年度当初に兼任教員と専任教員との懇談会を開催し、学部の教育方針、目標等を伝達し、授業内容等について確認を行っている。

【点検・評価】

専門教育における必修科目において、専兼比率が100%となっている点は評価できる。また、全開設授業科目においても専任教員の担当する割合が高く評価できる。開講していない3・4年次科目については兼任教員の担当を予定しており、若干専兼比率は下がるが問題はないと考える。また、兼任教員との懇談会も形式的なものにならないようにしなければならない。

【改善方策】

必修科目における専兼比率100%は今後も維持するよう努める。また、全開設授業科目においても専兼比率が高く維持できるよう努める。

兼任教員との懇談会についてはより充実した内容になるように検討する。

3-1-4-①-i 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する配慮

【現状説明】

昨年度・本年度とも、社会人学生・帰国生徒は入学していない。外国人留学生は、昨年度は、中国からの留学生が21名、モンゴルからの留学生1名が入学した。本年度は、中国からの留学生が24名入学した。教育上の配慮は、入学して最初の半期、「経営基礎」を留学生のみのクラスで開講し、専門用語の理解や日本語の向上、及び本学での学修方法の会得を目指している。

また、日本語教育、日本文化の教育については、日本語を母国語としない学生向けに「言語による表現活動Ⅳ(コミュニケーション日本語)」「日本事情」の科目を置き、専門の教員が教育に当たり、日本語および日本に関する理解を深める機会を与えている。

その他の教育は日本人学生と区別なく行っている。特に、経営学部はゼミナール科目群に4年間をとおして基礎演習Ⅰから卒業研究までの少人数の演習科目を置くこととしているので、こうした演習科目に配属されることにより、日本語の向上、日本の生活習慣等、日本文化を理解することとなる。また、少人数で日本人学生と交流する機会をもつことで異文化を理解することができると考えている。更に、同演習科目は卒業まで指導教員がつき、留学生に対しては学生生活や履修指導等できめ細かく日本語指導を行い、日本人学生

とよりクラスで交わるようなグループ授業形態をとるよう心がけている。

[点検・評価]

留学生はどうしても留学生同士集まる傾向がある。しかし、日本語の理解能力に差があり、すべての授業を日本人学生と同じ環境で学修することは難しい。そこで、留学生のみの授業や、少人数での専門演習を同時に実施することにより、日本の大学での学修及び日本文化を効果的に理解できていると思われる。実際、これまでの留学生の成績は、日本人学生と比較してもまったく劣っていない。

問題点は、留学生の中での日本語能力の差である。日本語能力の差が著しい場合には、同じ留学生とはいっても教育上の配慮が必要であると考えられる。

[改善方策]

本年度から、日本語の理解能力が劣っている留学生は留学生別科で受け入れ、1年間日本語を学修した後、入学試験に合格すれば正規の留学生として受け入れることとしたので、留学生別科の学生の日本語能力により、今後、指導の仕方を検討する必要がある。

また、入学後は、日本語検定1級に合格できるよう、動機づけることも必要だと考えている。なお、入学試験合格から入学までの間に日本語能力が低下することに対する改善方策として、2010年度入試から、合格者にはJ・テスト実用日本語検定を入学までの間に2回受験することを課した。

② 教育方法等

3-1-4-②-a 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の有効性

卒業生の進路状況

[現状説明]

教育効果の測定は、基本的には定期試験とこれを代替・補完するものにより行われる。経営学部での定期試験は、前期は7月末から8月初め、後期は1月末から2月初めに行われる。本学では Semester 制を採用しており、原則として講義科目は半年で単位認定を行う。試験問題の形式は、講義科目の特性により論述試験、記述試験、穴埋め形式、択一選択形式により出題されている。定期試験で60点に満たない場合は単位認定されず、その場合の再試験は実施していない。追試験は、病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった学生に対してのみ実施されることになっている。

定期試験を代替するものとして、レポートの提出が求められることもある。また、講義内容についてその到達度・理解度を確認するために、小テストや小レポートを通常の講義時間内で不定期に実施することもある。

演習科目では、出席状況や口頭発表、レポートなどから総合的に教育効果が測定される。演習科目は、履修者の自発的学習及び時間内でのコミュニケーションが重要であり、担当教員による毎回の評価、つまり口頭発表は重要な効果測定方法である。

また、中部学院大学では、学期ごとに「授業に関する調査」(学生へのアンケート調査)を実施している。調査結果は、教務課で集計整理され、その結果に対する教員からのコメントをつけた上で、教務課に保管するとともに、図書館にも保管し学生が閲覧できるようにしている。

卒業生の進路状況については、経営学部は、設置2年目なので、まだ卒業生はいない。

[点検・評価]

経営学部での授業は、簿記原理や情報関連授業のように習熟度の測定が比較的明確な授業もあるが、特に1年次・2年次は、経営基礎や商学概論、経済学Ⅰ（マクロ経済学）、現代産業研究、経済政策、民法といった、全体的な概要を理解するための授業が多く、しかもそれらの分野も経営学、商学、経済学、法学等幅広いため、教育効果の測定も科目の特性により異ならざるを得ない。そのような状況において、1回の定期試験のみによる評価ではなく、小テストや小レポートにより段階的に教育効果を把握しながら授業を進める方法は評価できるであろう。また、演習科目については、担当教員による評価が重要になるため、複数の教員が同じ科目名の授業を担当する場合、教育の成果及びその成果評価の基準を、担当教員のみ委ねて良いかという問題がある。

「授業に関する調査」については、結果にコメントをつけたものを公表しているため、授業の教育効果について多くの意見を参考にすることが可能である。しかし、実質的にどの程度活用されているのか、学生からの意見を授業にどう反映していくかについての具体的な方針が必要であろう。

[改善方策]

現在、まだすべての授業が開講されていないため、授業の教育効果の測定については担当者に委ねているところが大きい。しかし、今後さまざまな授業が開講されていった場合、担当教員に委ねるのではなく、授業の形式や科目群などにより、教育効果測定に関するある程度の方向性や基本的な考え方の統一など、学科会議で話し合っていく必要がある。また、「授業に関する評価」の結果をできるだけ活用し、授業を改善していく方法等についても、学科会議を通じて意見交換し、何らかの方向性を打ち出していく必要がある。

3-1-4-②-b 成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

現行の成績評価、単位認定に関する「学則」の規定は、次のとおりである。

第18条 各授業科目を履修し、その試験に合格したのものには単位を与える。

第19条 所定の授業科目を履修した者は、学年末または毎学期末にその科目について行う定期試験を受けなければならない。

2 前項の定期試験のほかに、臨時試験を行うことがある。

3 試験は筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。

4 試験の評価は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により試験を欠席したと学長が認めた者は、願いにより追試験を行うことがある。

上記の「学則」の規定に基づいて、授業科目の評価は、A：100点～80点、B：79点～70点、C：69点～60点、d：59点以下、単位認定された場合：N、受験しなかった場合：欠、受験資格を認められなかった場合：失となっている。成績証明書はA、B、C、Nをもって表示している。

成績発表は、おもに自宅に郵送する方法で行う。郵送の後、追再試験を実施する科目を発表するので、受験希望者は定められた期間内に所定の手続きをして受験することになる。

履修登録をして、授業時数の3分の2以上出席し、試験に合格すれば単位が認定される。

成績評価については、特に基準はなく、授業形態や授業方法に応じて、科目担当教員の裁量に委ねられているが、シラバスに明記することになっている。

1年間に履修登録できる単位数は48単位に設定し、これに従い科目登録の指導をおこない、学生の質の検証、教育効果を測定する基礎としている。学生の卒業時の質の検証、確保については学年進行2年目で今後の課題と考えるが、各年次毎に学部内の学科会議で質の検証の検討を進めているところである。

【点検・評価】

履修登録単位の上限48単位の管理は、履修登録時に教務課で一括管理されており、二重登録や配当年次外登録のチェックと同様に一覧表に表示されることになっており、履修に関する管理は良好である。

また、シラバスの成績評価によると、ほとんどの教員は、定期試験のみではなく、出席状況、受講態度、レポート等により総合的に評価している。また、インターンシップでは、実習先の担当者の評価も参考にすることになっている。このように、評価の基準は、授業形態や授業方法の特性によって異なることはやむを得ない。ただし、シラバスで明記した方法と異なる場合には問題があるであろう。

【改善方策】

評価の基準が科目ごとに統一されていない点については、必要であれば成績評価の指針を作成する。特に、基礎演習のように、同一科目を複数の担当者が評価する場合には、担当者間で話し合いを重ね、統一的な評価指針を作成する必要があると考えている。

シラバスに明記する評価基準についても、記載方法や具体性など、漸次改善を図っていく。

3-1-4-②-c 履修指導

学生に対する履修指導の適切性

留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状説明】

4月当初に実施されるオリエンテーションにおいて、『履修要項』、『学生便覧（キャンパスライフ）』を全員に配付し、学科別、学年別にカリキュラムガイダンスを実施している。

1年次生には、学部教育についての概要説明と学生生活に関する指導助言を総合的に行い、その上で学科の履修モデル、カリキュラム、履修上の基礎知識、履修登録の仕組みと方法を説明し、学生が順を追って理解し、学生が自ら履修計画を立てることができるように指導している。

中国人留学生に対しては、中国人事務スタッフによる中国語での説明と、上級生の留学生6名による指導補助を行い、日本語能力の不足を補っている。

2年生には、成績表を配布し、簡易版『履修要項』に基づいて履修可能な科目等を説明し、その後は基礎演習の担当者による基礎演習ごとの個別指導を行っている。

3年次編入生に対しては、個別の「既修得単位認定書」を基に、履修モデル、カリキュラム、時間割の作成方法について指導している。

4年生には、教務委員および学部長が個別対応した。

経営学部では、基礎演習Ⅰ（1年次前期必修）、基礎演習Ⅱ（1年次後期必修）、基礎演習Ⅲ（2年次前期必修）、専門演習Ⅰ（2年次後期必修）、専門演習Ⅱ（3年次前期必修）、専門演習Ⅲ（3年次後期必修）の担当教員が、随時履修等の相談に応ずる体制になっている。

るので、オリエンテーション後半では、それぞれの担当教員のもとで少人数グループによる指導を行っている。またその際、高等学校教諭1種免許状（公民、商業）、中学校教諭第1種免許状（社会）、司書資格その他の資格についても説明した。

経営学部では、進級制限をしていないため、設置2年目現在で留年者はいない。

【点検・評価】

入学当初のオリエンテーションでは、まず全員に対して学部の特色と履修上の基礎知識を説明し、引き続いて演習担当教員による少人数指導及び個別指導を実施した結果、ほとんどの学生は問題なく履修登録できている。前期の期間中、問題のある学生については、担当教員のみではなく学科会議で情報を共有することにより、学科全体で履修指導する体制をとっている。

2年目の本年度は、昨年度に引き続いてきめ細かい履修指導ができていたが、次年度以降、学生数が増えること及びキャンパスが2つになることにより、1教員あたりの担当学生数の増加、キャンパス間の移動という問題が予想される。

【改善方策】

1教員あたりの担当学生数の増加、キャンパス間の移動という問題に対して、担当教員の個別指導のみではなく、学科全体での対応に関する標準化が必要であると考えられるので、今後、必要であれば履修指導方法および手順に関するマニュアルを作成していく。

3-1-4-②-d 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(FD)およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

【現状説明】

上記の各事項について、それぞれが本学の「全学FD委員会」及びその下部組織である「学部FD委員会」の下で扱われる関係で、以下に集約した説明を行う。

本学ではその全体を統括する「全学FD委員会」において毎年本学の全学的なFD活動を展開する上で有益と思われるタイムリーな話題を取り上げ、複数回にわたる講演会や学習会・意見交換会が開催されてきており、FD活動の意義と組織的啓発活動にとって極めて有効に機能している。なお、経営学部での教育改善全般への本格的な取り組み（学部FD）は、学部の完成年度前ということもあり、今後の重要な展開課題となっている。

個別の「シラバス」や「授業評価」の点検・評価活動に関しては、具体的に提起された課題や改善に向けた取組みを適宜「学部・学科会議」で取り上げ、その検討結果・合意に基づいて随時常設委員会である主として実施・運営面を担当する「教務委員会」及び主として内容・方法面を担当する「教育内容等改善委員会（2007年度より「FD委員会」へと発展的に統合改変、2008年度には組織的意思決定の迅速化や組織的実行過程の機動性を高める必要性から学長直轄の「全学FD委員会」へと衣替えを行い、その活動を通して翌2009年度には下部組織としての「学部FD委員会」が正式に位置づけられている）の審議を経て「大学評議会」並びに「教授会」に報告、承認を得て実施に移されてきた。現在は内容・方法面での改善が「全学FD委員会」、実施・運営面での改善が「教務委員会」によって担われ、「全学FD」には事務組織から教務部長と教員組織から教務委員長が加わっていることもあり、密接な連携の下で実施過程に移されている。

この過程を経て毎年教務委員会で「シラバス」の編集・作成作業が進められ、年度始め

に全学生に配布されると同時に、履修登録がデジタル化されて Web 登録方式となった関係で情報センターとの連携で大学の Web サイトにも公開されて学生が常時必要に応じて確認・点検できる状態にある。

同様のプロセスを経て「授業評価」に関しても実施され、講義科目・演習科目・実技科目の開講形態のそれぞれの実態を的確に把握できる項目立てで「マークシート方式と自由記述方式の組み合わせ型」で関連データ収集と結果の取り纏めを行い、報告集を毎年刊行している。また、これには各教科担当教員が特に個別把握を望む独自の評価項目を数問追加実施できる構成も採っている。評価結果については各教科担当教員にそれぞれフィードバックされ、各担当教員の評価結果に対するコメントが返される形になっている。なお、この冊子は図書館にて学生への参考資料として常時公開され、学生の閲覧に供すると共に、各教科担当教員が自らの授業内容や方法・授業展開を振り返り見直す貴重な機会の提供ともなっている。

【点検・評価】

現状説明でも触れたように、組織的な統合と再編の過程を通して、特に完成年度以降に向けての学部 FD 活動の活発な展開が今後加速化することが予想される。

また、「シラバス」に関しては毎年の更新が必要となり、本学部では常に改善を反映してきているが、特に個別教科担当教員の記載内容等に精粗が見られる点は問題で、今後記述依頼をする段階での有効な方法を工夫する余地がある。加えて、学部教育の基軸となる「きめ細かな」対応という点とも関連するが、労多くして学生の主体的活用の促進が図れていないきらいもあり、学生と教員間を繋ぐ「シラバス」の車軸的位置づけの重要性を前提とした取り組みを進めて行く必要がある。

授業評価について評価結果を公開している点は評価できるが、授業評価自体が授業の最終日に行われている関係で、当該授業を直接受講した学生に対しては過去形の形になってしまい、肝心要の学生の立場から見た場合に当該年度の受講生に対する最も重要な直接的フィードバックに反映されないという問題と現行の方式では同様に肝心要の全学的な組織的取り組みまで進んでいないという課題が残る。

【改善方策】

本学部の FD 活動の展開には、個々の学生の学習環境や学生の置かれた大学生生活の客観的な状況把握が不可欠である。教員組織レベルで個々の詳細な学生の抱える課題や問題を発見・把握して「きめ細かく」対応することには自ずと限界があり、今後は事務組織レベルで展開されている SD 活動とのきめ細かな連携を模索する必要がある。この FD と SD を効果的に連結できる車軸を構築する必要がある。現行の組織的枠組みでその接点を担っているものは各種常設委員会や各種センター運営委員会で、その補完機能が教職員間のインフォーマルな人間関係となる。今後、FD と SD を効果的に連結できる車軸を構築する組織的見直し・検討を行う。

「シラバス」については、その全面的な電子化への移行も重要な選択肢の 1 つと考えているが、現在検討の進行中で、学生層の多様化と履修相談・指導上の必要性との関連で慎重論も残っている。また、教授法や評価法を含めたスキルアップと連動させたシラバス作成の基礎に関する FD 研修の機会を学部としても考えていきたい。

なお、授業評価に関しては、先の点検・評価の結果に基づいて、各教科担当教員の必要性に応じて当該学期期間中の中間点での実施も検討中である。また、今後は、授業評価のアンケートのみでなく、学修目標、大学の教育理念、将来の目標等のアンケートを、入学時、各学年修了時、卒業時に実施していきたいと考えている。さらに、卒業後も数年間、本学で学んだことの意義、学んでおきたかったこと等を追跡調査し、教育改善へと活かしていきたいと考えている。加えて、学生からの評価だけではなく、産業界が本学に求める

教育、人材等の意見を積極的に取り入れながら、授業内容や方法を改善するための組織的な取り組みも必要であると考えている。これについては、本学部の前身である短期大学部経営情報学科時代に、文部科学省から現代GPを採択された際の調査方法や質問内容があるので、それらを活かして継続性を持った独自の取り組みとしていきたいと考えている。

3-1-4-②-e 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

経営学部では、幅広い常識と教養を持ち、企業社会の一員として行動できる協調性と、プロフェッショナルリズムをもった経営力のある社会人として地域社会に貢献する人材の育成を目指している。そこで、実学としての経営学を実践的に学び、社会の第一線で活躍する企業の経営者から直接話を聞くことのできる講義も取り入れながら、少人数教育を中心として教育している。

授業形態は、講義形式、演習形式、実技形式、ゼミナール形式があり、講義形式の一部の科目のみ受講学生数80名であるが、その他の多くの講義科目や演習、実技科目は40名前後で、ゼミナール科目は10名前後で行っている。

コンピュータ室を利用する情報リテラシー科目では、教員が準備した資料を学生のパソコンの横にあるモニターに映しながら説明し、学生はそれに従って実際に操作しながら授業を受けることができる。

通常の講義形式の授業においても、教室に装備してあるメディア機器やインターネット環境を活用し、プレゼンテーション形式でスライド、動画、ビデオあるいはWebサイト等を表示して説明する授業が増えている。

言語による表現活動においても、DVDやスライド、カセット等、音声や映像による多様なメディアを活用して授業を進めている。

ゼミナールは、基本的な学習をする基礎演習と、専門的な研究をする専門演習があるが、現在はまだ基礎演習しか実施していない。基礎演習では2コマ連続した時間割を配置しているので、通常の教室で行う、読解力、文書表現力、コミュニケーション力の学修のみでなく、例えば地域に出かけていったり、企業見学に行ったりすることも可能である。この基礎演習のクラスは、男女比率と留学生の割合により決めているが、専門演習のクラス決定では、学生の希望する教員との面談をを実施し、希望のゼミナールを選択できる機会を作っている。

なお、関キャンパスと各務原キャンパスの両方で同時に授業を受けることのできる遠隔授業は、司書科目の一部のみ活用している。

[点検・評価]

ほとんどの授業で採用されている少人数教育は、きめ細かい教育とコミュニケーション力の向上に役立ち、授業に緊張感を与え、学修の効果も高いと考えられる。

また、さまざまなメディア機器を活用してビジュアル的に説明する授業は、学生の興味を刺激し、集中力と授業理解度を高め、授業満足度を高めていると考えられる。しかし、その効果は一律に高いと評価することはできない面もある。一昨年度、短気大学生に実施したアンケート調査では、上手に表現している場合には満足度は高いが、そうでない場合

にはあまり効果がないという結果が出ている。

一方、社会の第一線で活躍する企業の経営者から直接話を聞くことのできる講義科目「現代産業研究」については、1年次の前期に実施していたが、専門科目の授業を受けてから受講した方が効果が高いと思われたため、2年次の前期に変更することとした。

基礎演習や専門演習で地域に出かけていくことを計画していたが、現在のところ、地域の祭りで模擬店を出店したり、地域商店街や商工会議所との意見交換会に参加したりすることにとどまっている。

[改善方策]

少人数教育については、今後も引き続き進めていく。

多様なメディアを活用することについては、教員のプレゼンテーション能力を高めるとともに、学生にアンケート調査を実施し、その効果を確認していきたいと考えている。

地域に出かけ、地域の中で学習することについては、各務原市、各務原商工会議所、各務原那加商店街との協力体制が進みつつあるので、ぜひ実施し、一般社会と関わりながら実学としての経営学を教育していきたいと考えている。

遠隔授業については、来年度、関キャンパスと各務原キャンパスとで同時に開講する必要が出てきた場合に備え、運用方法について検討していきたい。

③ 通信制大学等

[現状説明]

本学部ではこの項目は該当しません。

④ 国内外との教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状説明]

① 留学生受け入れについて

本学部の前身となる短期大学部経営情報学科（2009年度廃止）は、他の学科に先がけて、2002年度より中国からの正規留学生（*国際交流の観点から、正規留学生以外に、本学人間福祉学部ではモンゴル国立大学から毎年2名の留学生を受け入れている）の受け入れを始めた。その後、日本国内の日本語学校で学ぶ留学生の受け入れも始まり、中国人留学生ばかりでなく、韓国、ベトナム、モンゴル出身者も入学してきた。

2008年度、短期大学部経営情報学科が2009年度の学生募集を停止すると共に、経営学部経営学科が発足し、発展的改組が行われたが、留学生の受け入れは継続することとなった。

また、大学に入学するには日本語力が不足していると考えられる留学生に対し、留学生別科（1年）を新設した。

② 在籍留学生について

現在、全学の留学生在籍数は55名で、その内訳は下記の表の通りである。

	1年次	2年次	3年次	4年次	修士	博士	研究生	計
別科	28							28
経営	24	22	8	3				57
人間福祉	1						1	2
健康福祉	6		5					11
大学院					1	2		3
計	59	22	13	3	1	2	1	101

このうち下記の留学生については短期大学部経営情報学科からの編入および同学科卒業後の進学である。

- ・ 経営学科3年生8名、4年生3名
- ・ 健康福祉学科3年生5名
- ・ 大学院人間福祉学研究科修士課程1名
- ・ 大学院人間福祉学研究科博士課程1名

なお、2007年度までは短期大学部経営情報学科の卒業生が学内編入を希望する場合、人間福祉学部への3年次編入が認められていた。2008年度、経営学部経営学科が発足し、最初の編入生を受け入れた。

③ 留学生の卒業後の進路

下表は経営学部の前身である短期大学部経営情報学科留学生の卒業生数と進路を示している。卒業後、ただちに帰国する者は少なく、進学あるいは就職して日本に残留する卒業生が多いことが分かる。

卒業年	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
人数	5名	7名	4名	13名	6名	17名
進路内訳	帰3 進2	帰1 進6	帰1 進3	帰1 進9 就3	帰1 進2 就3	帰0 進13 就4

* 帰=帰国 進=進学 就=就職

④ 留学生入学者選抜

入学に際しては、中国本国へ本学の教員が出向き、現地で日本語を学習している中国人学生に日本語の試験と面接を課し、選抜している。また、日本国内に在留し、日本語学校に在籍している学生については、国籍を問わず、本学において日本語の試験を課すと同時に、個人面接を実施している。

⑤ 受入れ留学生の支援制度

留学生には奨学金が最高3万円支給される。内訳は修学援助金2万円と宿舍援助金(指定下宿の場合)1万円が支給されている。その他、入学時のアパート契約、市役所での諸手続き、生活用品購入等、生活全般にわたり留学生センターがサポートする体制をとっている。

[点検・評価]

日本に来る留学生は、言語、文化、風習を学び、やがて母国に帰って日本との架け橋の役割を担ってくれる。また、彼等と共に同じ教室で学ぶことにより、日本人学生も、他の国に対する興味が引き出され、広い視野に立って物事を見、考えることができるようにな

るという利点がある。

しかし、留学生の受入れは、一つ誤れば残念な結果を生み出す可能性がある。たとえば、留学生の日本語が不十分であったり、日本文化に対して理解していなかったために日本人との間に誤解が生じたり、あるいは経済格差の大きい国からの出身者が、経済的な問題に遭遇することになって就労に走り、学業を全うできなかつたりする可能性もある。満足のいく留学生生活を過ごすことができなければ、悪い思い出だけを抱えて帰国することになるが、その場合は、日本や日本人に対しての嫌悪感を抱くことにもなりかねない。

日本人の学生たちにしても、留学生とは、ただ同じ教室で講義を受けただけの表層的な係わり方しかしていなければ、留学生の行動等に十分な理解をせず、留学生に対して偏見や固定観念を抱く結果を招きかねない。

問題が起きた場合、異なった文化に遭遇したことによるマイナスの作用が働くことになり、国際交流の意義はまったくなくなってしまふ。

[改善方策]

留学生が日本での学業を恙無く進めることができるかどうかは、日本語の能力に負うところが大きい。日本に来る前に十分な日本語を身に付けてくることが留学生生活を実り多きものにするかどうかの鍵となる。

現実には、大学での授業を受けるには、日本語能力が十分ではない学生が入学してくる可能性がある。実際、これまで日本語に問題があり、授業が理解できないために、退学せざるを得なかった留学生もいる。この点については、入学を決定する段階で、その留学生が本当に学業についていけるかどうかを見極めるために、指標（日本語検定2級程度）を現在よりも厳しく定めることが求められる。また、日本で何を学びたいのか、しっかりとした目標を持っているかどうかを見極めてから入学を許可する必要がある。

また、入学後は、大学の勉強についていけるか、レポートを書くことができるかどうか等、留学生の日本語能力を把握し、少なくとも初年度の半年間から1年間は、学習に関してサポートする体制をきめ細かく整える必要がある。

まずは、日本語のクラスを現行よりも多く設定し、十分な日本語能力を早い段階で身につけることができる機会を与えることが望ましい。その意味では、2009年度から本学に留学生別科が開校されたことは、留学生の日本語習得に関して、これまで以上に大きな助けになると考えられる。

さらに、経済格差の大きい国から留学生を受け入れる場合、学業を続けることのできる経済的裏付けがあるかどうかについても、しっかりと確認する必要がある。その上で、特に優秀な学生への奨学金制度を充実することも望ましい制度の一つである。

また、日本人学生との交流の場をなるべく多く設定し、留学生と日本人学生がお互いにより深く理解し合えるような体制を整えることが求められる。

3-(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

[到達目標]

大学院の目標は、大学院学則第6条の1、同第6条の2の目的のもと、社会福祉及び関係領域の新たな課題に対応できる研究・実践上の要請に応える人材養成をめざしている。修士課程においては、研究者としての基礎的能力と専門知識を身につけ、社会福祉及び関係領域の実践の場において指導的、中核的役割を担う専門職業人の養成を行う。博士課程においては、さらに専門的な研究指導によって、学識と見識を深め、社会福祉及び関係領域の自立した教育・研究者としての人材養成をめざしている。その目的実現のに向けて、以下の基本構想にもとづきカリキュラムを編成している。

- ・ 時代に対応した社会福祉学の基礎と応用力・実践力をもった高度専門職人の養成
- ・ 介護保険時代における福祉サービスマネジメント方法の開発と評価
- ・ 障害者、高齢者の権利擁護に対応できるソーシャルワーカーの養成
- ・ 児童・家庭問題の解決及び地域の教育・福祉力形成に対応できる人材の養成
- ・ 岐阜県及び北陸地方における福祉実践研究の拠点としての役割

3-2-1 人間福祉学研究科

① 教育課程等

3-2-1-①-a 大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

[現状説明]

現在開講している授業科目と単位数は表3-1に示すとおりである。

- i.) 社会福祉及び関係領域の専門職業人や研究・教育者として、基礎をなす専門研究における教養を醸成するための共通科目を「基礎科目」、社会福祉及び関係領域の政策・制度・援助実践の基礎となる科目を「特論及び特講科目」、演習形態による科目を「実践・統合科目」として配置する。
- ii.) 「実践・統合科目」は、社会福祉学演習Ⅰ及び社会福祉学演習Ⅱとし、それぞれ

は必修とした。社会福祉学演習Ⅰ及び社会福祉学演習Ⅱの科目は、1年次より研究指導教員の決定をへて、研究指導担当教員が担当し、修士論文作成のために個別指導を行う。

表3-1 (修士課程)

	授 業 科 目	単位数		授業 形態	修了 要件
		必修	選択		
基 礎 科 目	社会福祉研究方法特論	2		講義	12 単位 以上
	福祉総合講義Ⅰ		4	講義	
	福祉総合講義Ⅱ		2	講義	
	福祉総合合議Ⅲ		2	講義	
	社会福祉学研究		4	講義	
	ソーシャルワーク研究		4	講義	
	資料文献・歴史研究		2	講義	
特 論 科 目 及 び 特 講 科 目	地域福祉特論		2	講義	10 単位 以上
	高齢者福祉特論		2	講義	
	障害者福祉特論		2	講義	
	児童福祉特論		2	講義	
	保育学特論		2	講義	
	精神保健福祉特論		2	講義	
	福祉情報特論		2	講義	
	福祉教育特論		2	講義	
	国際福祉特論		2	講義	
	権利擁護特論		2	講義	
	社会福祉計画特論		2	講義	
	サービス供給主体特論		2	講義	
	コミュニティワーク特論		2	講義	
	レジデンシャルワーク特論		2	講義	
	ケア・マネジメント特論		2	講義	
	人間福祉学特講Ⅰ		2	講義	
人間福祉学特講Ⅱ-1		2	講義		
人間福祉学特講Ⅱ-2		2	講義		
人間福祉学特講Ⅱ-3		2	講義		
実践・統 合科目	社会福祉学演習Ⅰ	4		演習	8 単位
	社会福祉学演習Ⅱ	4		演習	
	研究指導				必修

表3-2 (博士課程)

	授 業 科 目	単位数		授業 形態	修了 要件
		必修	選択		
	社会福祉学特殊研究Ⅰ	4		演習	4 単位
	社会福祉学特殊研究Ⅱ	4		演習	4 単位
	社会福祉学特殊研究Ⅲ	4		演習	4 単位

- iii.) 修士課程の修了要件は、本大学院2年以上在学し、下記の授業科目より、(基礎科目、社会福祉特論及び特講科目、実践・統合科目：うち演習科目8単位は必修) 30単位以上習得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することを要件とする。
- iv.) 博士課程(後期)は、将来、研究・教育の場において人材育成の任を負うことのできる研究者養成を目的としているので、当面、課程博士の学位取得を目指して、そのため論文作成を行うことを目的としている。指導教授が担当する社会福祉学特殊研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、必修科目として12単位が単位化されている。3年間の指導は指導教授による研究指導が中心である。
- v.) 修士論文の研究指導は、1年次から学生1名に指導教員1名が対応する形を取り、2年次になって年二回の定められた中間発表(公開)の場にて他の教員からの指導を受ける機会を作っている。博士課程も、中間発表会(公開)において、年二回の発表ができる機会が用意されている。必ず年一回は中間報告をすることが義務づけられている。修士課程と同様に他の教員指導を受ける機会となっている。

【点検・評価】

学校教育法第99条に示されている「学術の理論及び応用を教授研究しその深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の進展に寄与する」という大学院の目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与すること」と位置づけた本学の目的(学則第1条)に的確に反映されている。

また、大学院研究科教育課程編成に当たっての基本的な考え方である①時代に対応した社会福祉学の基礎と応用力・実践力を持った高度専門職業人の養成、②介護保険時代における福祉サービスマネジメント方法の開発と評価、③障害者、高齢者等の権利擁護に対応できるソーシャルワーカーの養成、④児童・家庭問題の解決及び地域の教育・福祉力形成に対応できる人材の養成、岐阜県及び北陸地方における福祉実践研究の拠点としての役割の5点と、この考え方に基づいて特色づけられた①専門職業人や研究・教育者としての専門研究における教養を醸成するための基礎科目群の設定、②専攻分野において、その基礎となる豊かな学識を養うための講義、演習科目の配置などは、大学院設置基準第3条第1項に示されている「1. 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。」また、大学院設置基準第4条第1項に示されている「1. 専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」など基本的な事項を満たしていると判断している。

特色ある科目として、「社会福祉研究方法特論」がある。専門分野における研究方法を重視して、広い視野に立った研究能力を養う上で重要な共通基礎科目として位置づけ、必修にして研究指導の要に置いている。内容は、大学院における社会福祉研究の方法論について、各教員の研究方法の紹介、必要な文献の紹介、論文の読み方及び書き方など大学院担当教授10人で分担して講義する。さらに、基礎科目として、研究方法論を補強するために、歴史研究や資料文献の扱い方に関する「資料文献・歴史研究」の科目を配置している。そして、2010年度からは、新たに「人間福祉学研究特論」として社会調査の設計・実施に関する科目を設けることを決めた。社会福祉及び関係領域の広範な研究・実践課題に応える研究方法の力量を養う上で有効である。

学部に基礎を置く大学院研究科における学部との連携関係について、①学部の学生が履修し大学院入学した場合に大学院の単位として認められる科目として「福祉総合講義Ⅰ」(通年4単位)科目が当てられている。②また、大学院の学生が指定された学部開設の科

目を履修した場合に、大学院の「人間福祉学特講Ⅰ」の履修単位として認めている。

懸案になっていた社会人受け入れに対する配慮に関して、これまで、すでに社会人学生の勤務条件を考慮して、修士課程を3年から4年かけて履修できるよう配慮していた。その際学納金の総額は2年間の在学と同額になっている。しかし、夜間開講などについて開講方法の工夫の課題が残っていた。2010年度からは、入学者の実態に即して対応することを決定した。

[改善方策]

懸案になっていた社会人受け入れに対する配慮に対して、授業科目の開講時間、場所に関して、2010年度から大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、6時限7時限開講を設ける。また、これまで、もっぱら外部講師の集中講義に当てられていた土曜日開講を、社会人受け入れに対応して設ける等の改善を図ることを決定している。具体的には、社会人入学者の意向を尊重し調整することになっている。

教育課程の上では、現状の内容をさらに充実させていくことが当面の課題であるが、さらに、他学部からの学生を受け入れ方向で、教育課程の見直し検討課題がある。当面、研究指導の中で痛感されていた研究方法論の領域での強化で、先述の調査研究方法に関する科目を追加することを決まっている。

専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との整合性

[現状説明]

専門職大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

3-2-1-①-b 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

前項「3-2-1-①-a 大学院研究科の教育課程」に記述した。

3-2-1-①-c 単位互換、単位認定等

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

[現状説明]

単位互換は実施していないため、この項は該当しない。

3-2-1-①-d 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

[現状説明]

社会人学生、外国人留学生(中国人、モンゴル人)が数名在籍している。配慮している

点として、社会人学生に対して、i) 入学試験において、「英語」の筆記試験を免除していること。ii) 修士課程において、学納金が2年の在学と同額で、3年から4年にかけて履修できるように配慮している。iii) 授業科目の時間割編成において、6時限、7時限開講、土曜日開講を設ける等の配慮は、2010年度からである。

外国人留学生に対する配慮としては、学納金の額を半額にして負担を軽くしている。また、社会福祉に関する学部科目の講義を聴講することができるように配慮している。

[点検・評価]

教育課程編成や教育研究指導上、特別の規定はなく、可能な配慮をしてきたが、充分とは言いがたい面も否めない。外国人に関しては、日本語の力の問題があるが、指導上個別に配慮している現状である。学納金の負担を軽くしている点は利点といえる。

[改善方策]

社会人に対しては、2010年度から、6時限、7時限開講及び交通の便のよい、各務原キャンパスでの開講等の計画をしている。外国人に関しては、日本語力を高めるために、本学では日本語学習のために別科を設けている。別科の聴講が有効である。

なお、2010年度より、修士課程に2名の社会人入学生を受け入れる。

3-2-1-①-e 連合大学院の教育課程

連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

[現状説明]

連合大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

3-2-1-①-f 「連携大学院」の教育課程

研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

[現状説明]

連携大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

② 教育方法等

3-2-1-②-a 教育効果の測定

教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

教育・研究指導の効果測定の適切性については、教員による成績評価のあり方、学生による教育・研究指導への評価、卒業後の進路など客観的なデータに基づく評価の3つの次元で評価されるものと考えられる。

修士課程の成績評価は、各科目とも、授業への出席状況やレポート内容、授業中の発言の中身などを考慮し、総合的に行われている。博士課程の成績も同様に評価されている。

評価は、学部と同様に、A（80点以上に相当）、B（79～70点に相当）、C（69～60点に相当）、およびD（59点以下に相当）としている。殆どの科目で試験は実施されず、レポート内容を中心に評価の基準は各教員個人の判断に委ねられている。

修士論文の評価については、指導教員（主査）と2名の副査を加えて3名の合議で決定し、博士論文については、指導教員（主査）と2名の副査を加え、3名の合議で決定しているが、論文の内容によっては、学外からの審査委員を副査として依頼することができる。

学生による教育・研究指導への評価については、受講生が少人数（開講科目によって0～5名まで）であることから、学部のようなアンケートによる評価はしていない。従って、学生の授業評価は、次のように、授業の感想や意見を聞く機会を設けて対応している。

i) 学生集団として対応する場合、反省・懇談会を年2回の中間報告会と論文発表会の後に設定している。ii) 各教員が、個別に、講義の後、質問や意見及び要望を、出席票に記入することを通して、聞くように工夫している。

〔点検・評価〕

成績評価については、標準的な方法で行われており、概ね適切であったと考えられる。しかし、効果の定義やその判断については個々の教員に委ねられている部分が多く、大学院全体として見たとき、客観性と透明性を高める努力が必要ではないかと思われる。

大学院における学生の授業評価について、少人数の場合、今後いっそう学生の授業評価とそのあり方について検討課題の一つとしている。

卒業後の進路の観点からは、修士課程は開設後7年を経過しているが、進路は、博士課程に進学した者、大学の助教、講師、福祉系専門学校の教員、地方公務員、県市社会福祉協議会、社会福祉施設、病院等に職を得ている。それぞれは、大学・専門学校、福祉・保健・医療の分野で活躍し、重要な役割を果たしている。

博士課程は、これまでに3名の「課程博士」授与者を出している。また、前記、学位取得者及び所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者（以下「博士後期課程満期退学者」という。）は、殆どが大学の教員として研究職に在職している。

〔改善方策〕

大学院の研究・教育の根幹は、研究指導にあると思われるので、研究指導のあり方、学生の資質向上の状況に関する何らかの教員・学生への自由記述によるアンケート調査などを通して検討することが考えられる。

成績評価の客観性・透明性を高めるには、成績評価の基準をより詳細にシラバスに明記することなど考えられる。

博士課程（後期）満期退学者が多いので、博士課程（後期）の指導のあり方を見直し、当面は50%水準の目標値を設定して強化するよう改善方策を検討している。

進路については、公募の場合や指導教員の関係からの求人情報もあり、卒業時点のものだけでなく、長期的にフォローアップし、共有するシステムが必要である。大学院の卒業生の組織を作っていくことも必要になっていく。

なお、2009年度において、大学院研究科委員会内に、教務、学生担当の委員を設けた。大学院における日常的な教務・学生に関する事項と大学院としての教育研究の条件整備等の課題に取り組む体制を整備した。

3-2-1-②-b 成績評価法

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

〔現状説明〕

成績評価は、各教員が担当科目ごとに、出席状況、レポート等を総合して絶対評価による判定を行っている。授業のねらい、成績評価方法については、シラバスに明記し、学生

に周知徹底するようにしている。

[点検・評価]

成績を厳密に評価するためには、教育目標が明確であること、その目標を実現するために具体的にカリキュラムが設定されていることが前提である。しかし、成績判断の基準については、最終的に個別の教員の裁量に委ねられており、検討の余地があると思われる。成績評価は、A、B、C、さらに不合格Dという段階で表示されている。この点で特の問題はないと思われる。

[改善方策]

成績評価のガイドラインの設定及びその運用、学生に対する成績評価の結果の告知、異議申し立て制度など、成績評価を通して教員と学生が教育効果について相互に検証し合えるシステムがあることが望ましくそのことを検討している。

専門職 学位課程における履修課目登録の上限設定とその運用の適切性

[現状説明]

専門職大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

3-2-1-②-c 研究指導等

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

学生に対する履修指導の適切性

指導教員による個別的な研究指導の充実度

[現状説明]

<修士課程>

- (1) 研究指導は、社会福祉学演習Ⅰ及びⅡの中で行われている。演習Ⅰは1年次に、演習Ⅱを2年次に引き続いて履修する。主担当の指導教員の決定は、院生が1年前期はじめに集中して実施される社会福祉研究方法特論（大学院担当の各教員の研究課題及び研究方法の紹介等）の履修の上、研究計画を（希望の指導教員の承認の印を付して）提出して研究科委員会にて承認により確定する。その後演習Ⅰ及びⅡにおいて、指導教員の研究指導が、個別に行われるシステムになっている。また、研究指導は、院生の必要・要望に従って、所定の時間以外にも行われることがある。
- (2) 研究計画に従った研究経過の中間報告会が年間2回開催される。担当以外の教員による研究指導の機会となっている。
- (3) その他、随時、合宿研究報告会を企画し、研究指導に資する場合もある。また、博士課程（後期）と共同で随時開催される公開講演会、シンポジウム等に参加する機会もあり研究にとって勉学のよい機会になっている。

<博士課程（後期）>

- (1) 博士課程（後期）は、研究計画に基づき、指導教員による論文指導が中心である。指導教員と院生の都合を調整して、定期的に行われている。複数の院生の担当をしている場合、どのように指導するか指導教員の裁量に委ねられている。
- (2) 年間2回開催される中間報告会において、必ず1回は報告し指導を受けることが義務づけられている。報告会は学内公開で実施している。

(3) また、前述のような修士課程との合同の合宿研究会等の機会もある。

[点検・評価]

<修士課程>

- (1) 「社会福祉研究方法論特講」(2単位)は、各教員が一コマずつリレー方式で担当し、それぞれの研究課題と研究方法を紹介する講義を行う。多様な領域の研究方法が紹介されるので、院生にとって、自己の関心課題に即して参考となり有効である。また、適切な指導教員を選択するよい機会となっている。
- (2) 中間報告会は、報告者の多い場合には、報告・質疑応答時間が限られ、形式的に流れる危険があるので、日程や時間帯等の工夫の余地がある。

<博士課程(後期)>

現状では、指導教授による指導に任されているので、年2回(個人としては年1回)の中間報告会にて報告すれば、指導教員以外の教員等の意見や批判が聞けるよい機会となる。

両課程ともに研究指導に関する院生の要望や意見を聞く機会は、反省・懇談会を開くことはあっても、組織的にはシステムとして明確に整備されていない。院生は、個別的には教員に相談として要望や意見を出すことはある。

[改善方策]

修士課程は、順調に運営されていると考えるが、定期的に、院生の要望や意見を集約できるシステムをつくる検討をする。

博士課程(後期)は、指導教員に委ねられているので、担当の院生の研究状況等を他の教員も共有できるような機会を持つ必要があると同時に、修士課程と同様に、定期的に要望や意見を集約できるシステムを、博士課程に即して検討する必要がある。特に年2回開催される中間報告会の位置づけを検討し、より充実した内容にする。

3-2-1-②-d 医学系大学院の教育・研究指導

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

[現状説明]

医療系大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

3-2-1-②-e 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

当該項目に関して、日常的には、毎月一回開催される大学院研究科委員会で、指導上の問題について議題として検討される。特に2009年度は、大学院委員会を置き、選出された2名の委員が日常的に教育、学生指導に関わっている。特に2009年度は、これまでの反省と今後を見通して、大学院における検討課題を整理して、大学院研究科委員会として組織的に取り組んでいる。

内容は、大学院の教育・研究指導のあり方を含め、大学院全般の課題を取り上げ、大学院研究科委員会として、担当教員全員が課題を分担して、その検討結果を2009年度中にまとめることになっている。検討課題は、大きく3つに分けられる。i) 研究会委員会の運営について、ii) 大学院の組織について、iii) 学位論文の審査・指導について、iv) その他、となっている。

シラバスは修士課程、博士課程(後期)ともに全ての授業科目で作成されている。記述内容は講義概要、授業計画、成績の評価方法及び受講上の注意事項、テキスト及び参考文献について記述している。学生は4月初めの履修登録期間に授業内容の確認を行いながら履修登録での活用、または、授業科目毎に授業進捗の確認、成績評価、受講上の注意事項の確認をおこなう。

学生による授業評価は、受講学生が少人数(開講科目によって0~5人まで)であることから、学部のようなアンケートによる評価はしていない。従って、学生の授業評価は、次のように、授業の感想や意見を聞く機会を設けて対応している。

i.) 学生集団として対応する場合、反省・懇談会を年2回の研究中間報告会と論文発表会の後に設定している。

ii.) 各教員が、個別に、講義の後、質問や意見及び要望を、出席票に記入することを通して、聞くように工夫している。

[点検・評価]

上記のように、教育・研究指導の改善・向上のために、大学院に2名の委員と研究科長で構成する大学院委員会を設置し、大学院における検討課題を整理して組織的に研究科委員会として取り組んでいることは、これまでにないことである。シラバスについては、修士課程、博士課程(後期)の全ての授業科目で作成され、活用されていることは評価できる。学生の授業評価については、学生数が少数であるため直接、学生から授業の感想・意見を聞くこととしているが、授業評価結果の公表、活用等について見直しとあり方について検討を行う。

また、大学院人間福祉学研究科修士課程の開設以来10周年を目前にして、社会福祉及び関係領域のさらなる進展・変化に対応して教育課程見直しの検討課題がある。同時に、本学では、今後、学内の他学部、リハビリテーション学部、子ども学部、経営学部が完成年度を迎えて、卒業生の中から人間福祉学研究科を志望する学生の受け入れるためにも、改めて教育課程の検討が課題となっている。

これまでに懸案となっていた大学院独自の研究誌がまだ発行されていない。院生の研究成果の質と量に関わる問題である。研究指導上の課題として強化する必要がある。現在は、大学の研究紀要に掲載するように過渡的な対応をしている。

[改善方策]

現在、大学院のFDを含めた検討課題を整理し改善のために組織的に取り組んでいるところであり、2009年度中にその検討の結果を具体的な改善方策にまとめることになっている。シラバスは今後見直しの検討をおこない、また、学生の授業評価については見直しとあり方について今後、検討を行う。

③ 国内外との教育研究交流

3-2-1-③-a 国内外との教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状説明]

国際化への対応に関して、また国際交流の推進に関する大学院としての基本方針は明確にされていない。大学全体として、国際交流の事業は「総合研究センター」の機構の中に位置づいている。

しかし、本学創設直後に創設された、「人間福祉学会」において、毎年開催される学会においては、必ず国際シンポジウムを開催することが位置づいている。この大会の企画運営の責任者は、大部分が大学院研究科所属の教員によって担ってきた。その大会では、国内外の研究者や実践家を招聘して特別講演、パネルディスカッション等行われ、教育研究等の交流が行われている。なお、研究交流の成果は、その年度の人間福祉学会誌に特集されている。

また、同時に大会では、国内の大学の研究者をも招聘しており記念講演やシンポジストとして参加してもらい交流を深めている。

大学院研究科所属の教員は、国内外の学会に複数会員登録しており、研究発表を行うほか各学会における役割も果たしている。

第3章：教育内容・方法等
3-(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法等
3-2-1 人間福祉学研究所

大学院研究科委員会に所属する教員が海外の研究者と研究交流を行った実績は下記の通りである。

渡航年	渡航先	渡航目的
2003年	スウェーデン	高齢者ケアと権利擁護システムに関する調査研究
2004年	モンゴル	モンゴル大学創立60周年記念シンポジウムで講演
2004年	オーストラリア	知的障害者の余暇開発研究
2004年	フランス	国際学会発表
2005年	タイ	精神障害者の地域生活支援研究
2005年	スウェーデン	高齢者福祉と認知症ケアの実際（調査研究）
2005年	イギリス	知的障害者の余暇開発研究
2006年	カンボジア	精神障害者の地域生活支援研究
2006年	イギリス	精神障害者の地域生活支援に関する研究
2006年	オーストリア他	知的障害者の余暇開発研究
2007年	ドイツ・デンマーク	介護福祉教育と認知症ケアの実際（調査研究）
2007年	台湾	精神障害者の地域生活支援研究
2007年	カナダ	知的障害者の余暇開発研究
2007年	スウェーデン	社会福祉改革と高齢者インスペクター制度に関する調査研究
2007年	フランス	精神障害者の地域生活支援の研究
2008年	イタリア	知的障害者の余暇開発研究
2008年	ロシア	国際学会発表
2009年	ドイツ ロシア	知的障害者の余暇開発研究 国際学会

[点検・評価]

国際化への対応や国際交流の推進について、現状は大学院独自としては十分とはいえない。交流を緊密化するための措置も組織として講じられていない。検討課題である。国際シンポジウムが位置づいている人間福祉学会の学会誌には、その年度の大会テーマに即した研究交流の成果が掲載され、その蓄積は、学としての人間福祉学の探究・発展に寄与できるものと評価できる。

[改善方策]

国際交流については、その必要性に関する理念・方針から新に構築していく必要がある。組織的に教員が国際交流に時間と労力をかけられる環境の整備が求められる。教員が長期的に海外の研究機関に向向するには予算的な援助を必要とする。大学院として、そのための制度化も必要である。

④ 学位授与・課程修了の認定

3-2-1-④-a 学位授与

修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

[現状説明]

大学院の学位授与に関しては、中部学院大学学位規則及び中部学院大学学位規則細則の規程による。この規則、細則は、各年度の大学院履修要項の中に明記されている。

修士課程の標準修業年限は2年とし、その在学期間に所要の授業科目を履修し、30単位以上を習得し必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査及び最終試験に合格したものに修士の学位を授与している。2003年以来53名の人間福祉学専攻の修士を輩出している。

「課程博士」の学位は、本大学院の博士課程（後期）に3年以上在学し、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格したものに対して授与している。「博士後期課程満期退学者」が再入学しないで退学後3年以内に博士論文を提出し学位を授与される場合も課程博士としている。

学位審査の客観性、透明性及び厳格性を確保するために、必要に応じて学外の第三者に学位審査に加わってもらうことができる。

博士課程は2003年発足以来、2007年度、2008年度、2009年度に各1名ずつ計3名の「課程博士」授与者を輩出している。

修士課程、博士課程（後期）において、特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、1年以上在学すれば足りるという特例要件が学則の規定にあり、2009年度に適用者を1名輩出した。

[点検・評価]

修士課程については、これまで概ね順調に修士の学位を授与してきているといえる。博士後期課程については、学位授与にいたった者は、これまで3名であり、満期退学者が多く残っている。彼らに3年以内に博士論文を完成するよう指導を強化する必要がある。学位授与の基準については、厳しい条件を課している現行で問題はないと思われる。学位授与の円滑化をいっそう進めるために審査基準やその過程等の検討を進めている。これまで、研究の進捗状況に関する中間発表会の実施、学位論文の作成に関わる指導の単位化、複数の指導教員による論文指導体制など、行ってきたが、いっそう指導を強化する必要がある。

博士論文の提出するにあたって、学位規則、細則の他に、提出の条件、提出に必要な書類、提出期限、審査・最終試験等、必要な要項をまとめ、提出対象者に手続き用として渡している。博士論文の提出は、前期、後期の年に2回の機会がある。

[改善方策]

修士課程については特に改善する点はない。博士課程においては、3年以内に学位が取得できるように指導を強化すること及び満期退学者への論文指導を強化し続けることにより博士授与者を増加させることが課題である。

3-2-1-④-b 専門職大学院の修了要件等

法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性

[現状説明]

本学は、専門職大学院は設置されていないので、この項は該当しない。

3-2-1-④-c 課程修了の認定

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

[現状説明]

修士課程、博士課程において、特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、1年以上在学すれば足りるという特例要件が学則の規定にある。(中部学院大学大学院学則、第18条第2項(修士課程)、第18条の2第2項(博士課程))。2009年度、この特例要件の適用を求める課程博士論文申請者があった。

[点検・評価]

特例の課程修了の認定ケースについて、「特に優れた業績」の評価基準が問題になると考えられる。認定にあたって、これまでの研究経過及び査読論文3点以上の業績をもって内容を検討した。

[改善方策]

専攻科目の特性から修業年限を短縮することの趣旨及び制度上の具体的条件を明示する内規を整備する。

⑤ 通信制大学院

3-2-1-⑤-a 通信制大学院

通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのため条件整備の適切性

[現状説明]

本学は、通信制大学院を設置していないので、この項は該当しない。

3-(3) 別科の教育内容・方法

3-3-1 留学生別科

3-3-1-①-a 留学生別科の教育課程

[到達目標]

- ・ 開講科目を留学生別科規程にしたがい予定どおり開講し、大学設置基準に従った授業時間数の確保に努める。
- ・ 日本語能力別のクラス編成、個人面談、科目担当教員間で学生一人一人の情報交換を密にし、日本語能力の向上、教育への配慮に努める。

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性(大学設置基準第19条第1項)

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

以上6項目の評価の視点については、学士課程ではない留学生別科においては該当しない。これより以下3項目について説明する。

教育課程の開設授業科目の量的配分とその適切性、妥当性

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

[現状説明]

教育課程は、「日本語科目Ⅰ」「日本語科目Ⅱ」「日本事情科目」「基礎教育科目」の科目群があり、「日本語科目Ⅰ」は、基礎的な日本語教育、「日本語科目Ⅱ」は日本語能力試験1級・2級合格に向けての対策講座を含めた日本語教育、「日本事情科目」は日本で生活する基礎知識、日本社会への理解を深めるため、色々な視点から日本を紹介する。「基礎教育科目」は、英語力の育成、コンピュータ活用能力の育成、福祉、経済に関する読み物を通して、専門学部の予備知識を育成する。留学生別科はこうした授業科目を学修し、読む、書く、聞くに加えコミュニケーション能力の養成も行い、更に、日本文化の体験も学外授業で行う。最終的には修了と財団法人日本国際教育支援協会の日本語能力試験2級の合格を目指す。教育課程の学修は、4月初めに日本語プレイスメントテストを実施し、テストの結果でクラスを能力別の2クラスに分けて授業を行う。能力別のクラスは、科目毎に日本語能力試験の小テストを適宜実施し、小テストの結果で能力別のクラスを再編成しながら授業が進められる。授業期間、授業時間等は学部と同じ学年暦で、半期15週(週

5日制、1日5限)、通年30週、授業時間は1コマ90分、学期末試験は7月、1月末に実施。出席率80%以上で学期末試験を受験することができ、成績評価基準はA(100点から80点以上) B(79点から70点以上) C(69点から60点以上) D(59点以下) C以上が合格で、修了要件を30単位以上としている。学部への進学の入学試験は年2回に渡り行う。1次試験は前期終了後の8月末に日本語テスト及び面接、2次試験は12月に財団法人日本国際教育支援協会の日本語能力試験終了後に日本語テスト及び面接を行う。

留学生別科の1年間の学修の流れは以下のとおり。

①3月下旬入国

- ②学期 前期：4月1日から9月23日(夏季休暇 8月1日から9月23日)
後期：9月23日から3月31日(冬季休暇12月24日から1月7日)
春季休暇2月1日から3月31日)

③主な行事

- 4月： オリエンテーション、健康診断、入学式、授業開始
5月： 小旅行(日本文化体験)、個人面談(学修の進捗状況、生活相談)
7月： 定期試験、再試験
8月： 小旅行(日本文化体験)、特別講座開講、1次学部入学試験
10月： 大学祭、日本語能力試験対策講座開講
12月： 日本語能力試験、2次学部入学試験
11月： 日本人家庭でのホームステイ体験(2日間)
1月： 定期試験
3月： 終了式

[点検・評価]

教育課程は学部の学年暦、大学設置基準に定める授業時間数で授業が進められ、問題がないと考える。また、日本語教育に加え、学部選択の学修で適切に学部選択ができ、学外での日本文化の体験学修で、日本社会への理解が深められている。

[改善方策]

2009年度開設で、現在、学修も継続中であるが、特に問題がないため現状を維持する。

3-3-1-①-b カリキュラムにおける高・大の接続

留学生別科においては該当しません。

3-3-1-①-c カリキュラムと国家試験

留学生別科においては該当しません。

3-3-1-①-d カリキュラムにおける臨床実習

留学生別科においては該当しません。

3-3-1-①-e インターンシップ、ボランティア

留学生別科においては該当しません。

3-3-1-①-f 授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

留学生別科の教育課程は、以下のとおり。

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
日本語 科目Ⅰ	日本語(文字・語彙)A	1		演習
	日本語(文法)A-1	1		演習
	日本語(文法)A-2	1		演習
	日本語(聴解・聴読解)A-1	1		演習
	日本語(聴解・聴読解)A-2	1		演習
	日本語(読解)A	1		演習
	日本語(記述)A	1		演習
	日本語(記述)B	1		演習
	日本語(会話)A	1		演習
	日本語(会話)B	1		演習
	日本語総合演習A	1		演習
日本語 科目Ⅱ	日本語(文字・語彙)B		1	演習
	日本語(文字・語彙)C		1	演習
	日本語(文法)B-1		1	演習
	日本語(文法)B-2		1	演習
	日本語(文法)C-1		1	演習
	日本語(文法)C-2		1	演習
	日本語(聴解・聴読解)B-1		1	演習
	日本語(聴解・聴読解)B-2		1	演習
	日本語(聴解・聴読解)C-1		1	演習
	日本語(聴解・聴読解)C-2		1	演習
	日本語(読解)B		1	演習
	日本語(読解)C		1	演習
	日本語総合演習B		1	演習
日本語総合演習C		1	演習	
日本事 情科目	日本事情(異文化理解)A	2		
	日本事情(異文化理解)B	2		
基礎教 育科目	日本の社会Ⅰ	2		
	日本の社会(経済)Ⅱ		2	演習
	日本の社会(福祉)Ⅱ		2	演習
	英 語Ⅰ	1		演習
	英 語Ⅱ	1		演習
	コンピュータ演習Ⅰ	1		演習
	コンピュータ演習Ⅱ	1		演習

演習科目と講義科目で構成され、多くの授業科目は演習科目である。本学の授業科目1

単位当たりの単位の計算方法は、学則第15条で次のとおり規定し、中部学院大学留学生別科規程第10条で「授業科目の単位計算方法は、大学学則第15条を準用する。」と規定している。

【中部学院大学学則（抜粋）】

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義と実習など二以上の方法の併用により授業を行う場合については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

講義は、1単位15時間、演習は1単位30時間、実技は1単位30時間、実験・実習は1単位40時間から45時間の範囲の授業時間数で行う。したがって、留学生別科の演習科目は1単位30時間（1コマ90分授業時間を2時間換算で半期15週）の授業時間数で行い、講義科目は2単位30時間（1コマ90分授業時間を2時間換算で半期15週）

現在の教育課程で「日本の社会(経済)Ⅱ」「日本の社会(福祉)Ⅱ」は演習科目として2単位であるが、実際には講義科目として週1回の授業時間数で授業が行われているため、講義科目2単位に改正する。

また、履修方法は、科目群の日本語科目Ⅰは全て必修で前期に開講され、全ての科目を全学生が履修する。日本語科目Ⅱの科目群の授業科目は後期に開講され、前期に学生が学修した結果で、履修する科目が選択される。したがって、同じ授業科目名称でB、C又はB-1、C-1と区別されており、学生の日本語能力で履修する科目が選択される。日本事情科目の科目群の授業科目は前期、後期にそれぞれ開講され、全て必修である。基礎教養科目の科目群は日本の社会Ⅰが必修で前期に開講し、経済、福祉について両分野を学び、後期で学生の希望で日本の社会(経済)Ⅱ、日本の社会(福祉)Ⅱの分野が選択される。その他は必修である。

【点検・評価】

大学設置基準で定められた授業時間数が大学学則、留学生別科規程で規定されており、授業形態別に適切な授業時間数で行われている。また、開講科目数、履修登録数から、学内での授業時間以外の授業時間も確保されていると考える。

【改善方策】

授業形態毎の単位は適切であり問題がないが、日本語科目Ⅰの科目群の授業科目が全て必修で前期開講である。前期開講科目の単位が修得できない場合、後期の科目が受講できない問題点がある。今後、この点について改善を行う。

3-3-1-①-g 単位互換、単位認定等

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

留学生別科においては該当しません。

3-3-1-①-h 開設授業科目における専・兼比率等

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

留学生別科の専任教員は1名、学部からの兼任教員が2名、短期大学部からの兼任教員が1名、学外からの兼任教員が4名いる。日本語科目Ⅰの科目群は日本語の文字、語彙、文法、聴解、聴読解、記述、会話の初級編を行うため、11科目全て必修科目としている。日本語科目Ⅱは学生が能力別に学習ができるように日本語科目Ⅰの授業科目を中級、上級編に分け選択必修科目を14科目開講している。日本事情科目は日本の文化を理解するための科目として2科目必修科目で開講している。基礎教養科目は、学生が別科修了後、進学する分野を選択できる知識を授けるための科目として経済分野、福祉分野の科目を選択必修科目として3科目開講し、また、英語、コンピュータ演習科目が大学進学後、必要とされ科目のため必修科目として4科目開講し、合計34科目開講している。34科目中、専任教員は日本語科目Ⅰの必修科目について6科目担当、日本語科目Ⅱの科目群で5科目、日本事情科目の科目群で2科目、基礎教養科目群で3科目担当し、合計16科目（47.0%）、学内の兼任は、4科目（11.8%）、短期大学部の兼任及び学外の兼任教員の担当は14科目（41.2%）である。

【点検・評価】

専任教員1名の担当比率が47%と高い。兼任比率をもう少し上げ、専任教員の担当科目の負担の軽減が必要と考える。

【改善方策】

2009年度開設のため専任教員が多く科目を担当し、学生の学修進捗状況、日本語能力の向上度を確認するということもあり、専任教員への負担があった。先に記述したとおり、兼任教員の担当率を少し上げることで、専任教員の負担の軽減を図る。

3-3-1-①-i 外国人留学生に対する配慮

別科留学生に対する教育課程編成上、教育指導上の特別な配慮

【現状説明】

留学生別科の学生は、日本語能力試験4級程度の学生を受入、日本語能力試験2級程度まで1年間で向上することを目標とし学修を進める。入学当初は4級程度の学生で学修を進める上での、教務上の専門用語が理解できない学生も多い、このため、中国語でコミュニケーションが取れる専任職員1名を置いて、教育、学生生活相談の通訳に当たらせている。学生に配布する履修要項も入学当初、学生が記述内容を理解できるよう、見開きで日本語と中国語で記述している。また、留学生の保護者、卒業した日本語学校の校長には、半期修了時に学生の成績表を配布し、学生の学修状況の報告を行っている。

【点検・評価】

通訳する職員が1名いるため、入学当初の履修相談、生活相談が円滑に行われており、評価できる。

[改善方策]

2009年度開設のため現段階では、この評価目については、改善事項が見あたらないため、1年修了後に改善方策を検討する。

② 教育方法等

3-3-1-②-a 教育効果の測定

教育上の効果を測定するための方法の有効性

[現状説明]

留学生別科における教育上の指標は、大きく①日本語能力、②学習態度、③出席率に分けられる。①、②に関しては教室内でのことであり、それぞれの授業担当教員のかかわりが大部分を占めるが、③に関しては学生の生活全体がかかわってくることもあり、留学生センターとの連携による情報の共有、指導の一貫性を重視している。教育効果の測定の前段階としては、以下のことを行っている。

授業担当者会議

前期・後期授業開始前に行う授業担当者会議において、評価の対象となる項目到達目標、授業の進め方、クラス運営、各学生の諸情報など共有すべき点の確認を行う。また、授業開始後は各教員が授業終了後に授業内容、学生の習得状況などの報告を義務付ける。

プレイズメントテストの実施

前期オリエンテーション前に実施する。結果によって日本語授業開始前の集中授業に参加させ、できるだけ学力格差を少なくした状態で授業を開始する。また、クラス編成の資料とする。

前・後期授業開始前のオリエンテーション、「日本事情」科目

前・後期授業開始前に行うオリエンテーションでは、留学生センターが中心となり、日本で生活するための諸注意、授業中の注意事項、出席率の重要性などを説明する。さらに講義科目「日本事情」でそれぞれの内容をより具体的に理解させる。出席に関しては、授業毎に教員が確認、留学生センターに報告という形式で毎日出席率の更新を行う。遅刻・早退または欠席した学生はその都度理由書を書くことを義務付け、出席一覧表は留学生センターに掲示、学生が自分で出席率を確認できる。また、出席率は定期試験の受験資格に関わるためそれぞれ最初の授業時にこれを伝えることとしている。

面接の実施

前期3回、後期3回の面接を行い(日本語が十分でない場合は通訳を介することもある)、授業の理解度、日本の生活への順応度などの確認をする。

評価内容は、次の3点である。

① 日本語能力

i.)前・後期に実施する定期試験、ii.)科目毎に実施する小テスト(主に語彙・文法)および3~5回毎に実施するまとめテスト(主に教科書の内容)、iii.)その日の学習内容の理解度を確認するための課題、iv.)日本語能力試験2級の学内模擬試験(3回実施)がある。

i.)は前期・後期の授業終了後に実施、会話・記述以外の科目はすべて筆記試験である。ただし、出席が前・後期それぞれの授業回数(15回)の80%に満たない場合は受験できない。ii.)の小テストは主に語彙テスト・文法テストで授業内に回毎に実施、まとめテストは主に教科書の内容を中心としたもので3~5回毎に実施している。iii.)は課題の提出状況及びその内容で、iv.)は別科の日本語能力到達目標の一つを日本語能力試験2級合格

としているため、後期の授業は試験対策の比重が大きく、当然その結果は後期の成績評価に加味される。

② 学習態度

各教員が授業後に記入する連絡ノートの記入事項、各教員それぞれの資料に基づき学期末に作成する学生評価表（日本語能力・学習態度）を参考にし、学習態度に問題がない場合、これを評価の対象としている。

③ 出席率

出席率100%、または正当な理由により100%に満たなかった場合のみ、出席率は評価の対象となる。

[点検・評価]

小テスト、まとめテストの回数をできるだけ多くし、課題としてその日の復習となるものを毎回与えているため学生の理解度が把握できている。また、日本語能力試験の学内模擬試験を複数回実施し、結果を分析することで学生の弱点を把握、補習に参加させ、成績の向上につなげることができた。さらに、オリエンテーション、面接の実施、日本事情の授業等が、出席率、学習態度、日本の生活への順応といったところに良い結果として表れている。

[改善方策]

小テストやまとめテストで目標基準に達しない学生が、学習意欲を失っていく現状を踏まえ、授業後の課題の内容を学生の習得状況に合わせる、テスト後のケアを充実させるといった対応を考える。また、将来学部生として必要となる能力の習得を図るべく授業内容の充実に努める。

卒業生の進路状況

[現状説明]

09年度から設置された留学生別科においては、現時点で卒業生はいない。

3-3-1-②-b 成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

本学別科の必修科目は、前期は1教員1コマ担当の「日本語（文字・語彙）A」、「日本語（文法）A-1」、「日本語（文法）A-2」、「日本語（記述）B」、「日本語（会話）B」、「日本の社会Ⅰ」、「英語Ⅰ」、「コンピュータ演習Ⅰ」、2教員1コマ担当の「日本事情A」、3教員6コマ担当の「日本語（聴解・聴読解）A-1」、「日本語（聴解・聴読解）A-2」、「日本語（読解）A」、「日本語（記述）A」、「日本語（会話）A」、「日本語総合演習A」がある。また、後期は1教員1コマ担当の「日本語（文字・語彙）BまたはC」、「日本語（文法）B-1またはC-1」、「日本語（文法）B-2またはC-2」、「日本の社会Ⅱ」、「英語Ⅱ」、「コンピュータ演習Ⅱ」、2教員1コマ担当の「日本事情B」、3教員6コマ担当の「日本語（聴解・聴読解）B-1またはC-1」、「日本語（聴解・聴読解）B-2またはC-2」、「日本語（読解）BまたはC」、「日本語総合演習BまたはC」がある。1

教員が担当する授業科目で、日本語以外の科目の、課題、小テスト、まとめテスト、定期試験の作成、実施については、それぞれの教員が各自の基準に基づいて評価を出す。日本語の科目については、それぞれの教員が留学生別科で定めた項目、方法に基づいて評価を出す。2～4教員が担当する授業科目は、コーディネーターが授業スケジュール、小テスト、まとめテスト、定期テストを作成、それぞれの教員がスケジュールに従ってテストの実施、課題の添削を分担、学期末にコーディネーターが、小テスト、まとめテスト、定期試験の結果とそれぞれの教員からの日本語力、学習態度の評価を集め、留学生別科で定めた項目、方法に基づいて評価を出し、関係教員の了解を得る。評価は、A～Dの4つに分けられ、A～Cまでが単位取得の対象となる。点数の詳細は、定期試験の点数に、小テスト、まとめテスト（1～5点）、課題（1～5点）、学習態度・出席率（1～10点）を加算する。従って、定期試験の点数によっては100点を超えることもあり得る。

[点検・評価]

別科における評価の中心は日本語能力であるが、4技能だけの評価にとどまらず、学校行事への参加、規則の遵守なども評価に加味している。また、科目によっては、定期試験だけでなく日本語能力試験の結果や、スピーチ大会に向けたがんばりとその結果、スキット発表、ディベートやその後の記述を評価の対象とし、少しでも得意な分野を感じる機会を与えている。

[改善方策]

別科の日本語担当教員は、連絡ノートによる報告・相談を行うことで情報の共有、学生への対応をしている。しかし、学生の段階的伸びや評価をもっと詳細に共有することで、なかなか伸びない学生への対応をより効果的にできるのではないかと考えている。組織的にはコーディネーターを中心に動いているのではあるが、全体的な担当者会議の回数をもっと増やすことで学生の段階的伸びや評価の詳細を共有することで日本語能力の達成度を上げられるのではないかと考える。

3-3-1-②-c 履修指導

学生に対する履修指導の適切性

留年者に対する教育上の措置の適切性

[現状説明]

本学別科は学生定員30名、修業年限を1年としているため、ほとんどの学生が本学の学部入学を目的としている。従って、別科は、本学入学の条件の一つである「日本語能力試験2級程度の日本語能力」を習得することを目標の一つとしてカリキュラムを作成している。また、本学への入学条件として、別科修了（別科の定める授業科目を30単位以上習得したもの）がある。別科の開講科目単位数は30単位であり、別科生は前期・後期でこれらすべての授業を履修しなければ別科を修了することはできない。履修登録は学期初めのオリエンテーションで、全員が一緒に行う。その際、教科書の配布、授業内容の説明、単位の取得についての説明等が行われる。

[点検・評価]

選択する科目はなく、形式的なシート記入のみの作業であり、質問、混乱もほとんどない。また、全員が同母国ということもあり、履修指導および履修科目の内容説明もすべて通訳を介しているため問題はない。しかし、前期の単位修得がなされない場合、後期の履修ができないため、単位制度がもつ意味の周知徹底を今以上に図る必要がある。

[改善方策]

単位習得の必要性が周知徹底していないことで、後期の履修、学部への入学に支障が生じる場合もある。また、必要単位の習得ができない学生の救援策を検討する。

3-3-1-②-d 教育改善への組織的な取り組み

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(FD)およびその有効性

シラバスの作成と活用状況

学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

学生には科目毎に、シラバスに代わる1年間の授業進度計画を提示している。ここでは、科目毎に、月ごとの「初級の中級レベル」「初級後半レベル」等、日本語教育のレベルを示しながら授業の概要、授業計画を記載している。学生の授業評価に変わるものとして、学生に学期毎に3回、専任教員が面接を行っている。内容は、日本語の理解度の確認、今後の進路について、生活面について行う。また、日本語担当教員については、兼任教員も含めて、科目毎に学生の日本語能力の進展度、健康状態など相互に連絡を取りながら授業を行っている。学生への面接、教員間の相互の連絡で授業の改善を日頃より行っている。

[点検・評価]

日本語の小テストを随時、行い理解度を確保している。小テストの結果については、翌日の授業で学生に返し、学習意欲の維持、向上に努めていることは評価できる。

大学の学部、大学院を含めたFD委員会があるが、留学生別科は専任教員が1名と組織が小規模で学生も30名弱であるため、現在、委員会の構成に入っていない。現在の教員間で連絡を取りながら授業の改善を行うことで、当面は対応する予定である。

[改善方策]

現状を維持することで当面は実施していく。

3-3-1-②-e 授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

本学別科は学生定員30名と小規模であるため、「日本事情A、B」、「日本の社会I」、「日本語(聴解・聴読解)A-1、A-2」、「英語I・II」、「コンピュータ演習I・II」は合同クラス、そのほかの授業は2クラス(レベル別ではない)に分けている。2クラス開講の場合、クラスの数に偏りが生じないように、学生は決められたクラスでしか受講できないこととしている。授業は前期をi.)総合教科書を中心として「文法」「聴解」「読解」「記述」「会話」を総合的に学ぶ授業、ii.)初級文法の復習をしながら、能力試験の文法項目を中心とした授業、iii.)能力試験を意識した文字(漢字)・語彙の学習を中心とした

授業、iv.)日本での生活をより円滑にするための授業の4つに分けている。特に「日本事情A」や「日本の社会I」は、少しでも早く日本の生活に慣れるためのサポート的役割を担っている。また、後期をi.)総合教科書を中心として既習文法の復習を目的とした「短文作成」、文章構成を学ぶ「読解」を中心とした授業、ii.)能力試験対策を中心とした「文法」「読解」「聴解」「文字・語彙」の授業、iii.)学部への入学を踏まえ、日本語でのディベート、その後の「記述」などの授業の3つに分けている。その他に、学部で必要とされる英語能力の現状維持を目的とした英語授業、レポート作成時により円滑なローマ字入力を目的としてコンピュータ演習を設けている。

本学留学生別科の特徴としては、少しでも日本語学習の空白期間を置かないために、8月、9月も週2回、4コマの日本語授業を開講していることであり、これによって、前期から後期への授業の流れが滞ることなく、一貫して本学別科の目標の一つである日本語能力試験2級合格を学生に強く意識させている

教授法は直説法を採用し、日本語を聴覚で記憶、視覚で記憶、口頭、文章で表現するなど記憶と表現を繰り返させている。特に文法項目については、既習文法を含んだ短文のシャドーイングの練習も実践している。多様なメディアを活用した授業や遠隔授業は採用していない。

[点検・評価]

直説法の採用、前期から後期への授業の流れは学生の学習意欲を低下させることもなくまずまずの評価ができるのではないかと考える。しかし、学生が同一国で占められていることで、直説法を採用していても、学生間での母語の使用は頻繁であり、日本語学習の妨げとなっていることは否定できない。学生には日本語の発話の機会があまりなく、会話能力に順調な伸びが見られず、周りの日本人学生とのコミュニケーションにも積極性がない。授業形態、授業方法以前の問題が浮上しているのではないかと考える。

[改善方策]

学生にとって多国籍であることは、日本語能力向上の点から考えても望むべきことではあるが、それ以前に、周りの日本人学生と交わりを求めていく積極性を育て、日本人との交流によってより学習意欲を向上させる方向に持って行く努力をする必要があると考える。少しでも多く日本人学生との交流が持てる授業の実践を考える。

第4章 学生の受け入れ

4-(1) 大学における学生の受け入れ

[到達目標]

本学の理念や目的、および学部・学科の教育目標に対して理解し、興味を持った学生に対して、多様かつ複数の入学者選抜方法を設置する。学ぶ意欲のあるものなら基本的に受験でき、学力による選抜だけでなく、意欲や適性など、多面的・総合的に測る入試方法を導入し、適正な入学志願者を確保する。

それぞれの入学者選抜方法に沿った公正、かつ適正な入学者の選抜を行う。学生収容定員を配慮した入学を行うとともに、著しい定員超過や欠員が生じないように計画的に受け入れる。

在学生が目的をもち学業に専念し学生生活を送ることができるように、きめ細やかな対応を目指す。

退学希望者については、事前の調査や相談を実施し、やむを得ず退学を選択した学生に対しては、その状況や退学理由の把握に努め、その後の進路指導や対応の充実を図る。

4-1-1-①-a 学生募集方法、入学者選抜方法

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状説明]

組織

学生募集、入学者選抜に関する基本方針や実施要項は入試広報課で企画・立案し、入試広報委員長を議長とする各学部で指名された教員による委員と入試広報課員から成る入試広報委員会が最低月1回、場合によれば臨時に開催され、協議された後に大学評議会、大学運営協議会、教授会の順に上程し決定される。

学生募集

学生募集は入試広報委員会によって策定された年間行事計画に基づいて行われている。主な募集方法は次の通りである。

i.) オープンキャンパス(模擬授業、教員による学科説明、教職員による入試説明会、AO 入試対策、個別相談会、就職・進路・奨学金相談会、在学生が案内するキャンパスツアー、学科別企画、サークル等の活動発表)、ii.) 高校訪問(教職員による大学・学部・学科の紹介、入試に関するガイド、出張授業)、iii.) 進学説明会、iv.) 広告(新聞広告、受験雑誌広告、交通広告、テレビ広告、インターネットを利用した広告)、v.) 高大連携、vi.) 地区別説明会(本学関・各務原両キャンパス、高山、多治見、名古屋、一宮、浜松、津、富山、彦根、松本)。

学生募集活動は前年度の実績をもとに、入試広報委員会において次年度の計画が検討・提案され、大学評議会、大学運営協議会、教授会の承認を経て適切に運用されている。入試広報委員会では、本学への興味・関心を高めるために、特にオープンキャンパスと高校訪問に重点を置いている。2007年からは、新年度前の3月に第1回オープンキャンパスを開催している。パンフレットや広告などでは限界がある本学の特徴や情報の提供をめざし、地域説明会、高校訪問、オープンキャンパスに重点をおいている。オープンキャンパスでは、大学生活をシミュレーションできるような企画を設けている。また、1度だけではなく、回を重ねて参加することによって大学や学部・学科の特色を理解してもらうために、シリーズ化した学科企画を実施している。高校訪問においては、その地域に精通し

た教職員による高校訪問を実施し、適切で詳細な情報提供を行っている。

入学者選抜制度

本学の入学試験を大別すると、AO入試、推薦入試、一般入試、社会人入試および編入学入試から成る。推薦入試は、指定校推薦、一般推薦、専門高校・総合学科等推薦、自己推薦、スポーツ推薦、同窓生特別推薦、キリスト教特別推薦の7方式から構成される。また、一般入試にはセンター試験利用入試が含まれる。学部に関し、外国人留学生入試を実施している。2010年度入試では、新たにシニア特別選抜入試が加わっている。

a. AO入試（全学部共通）

AO入試は、他の入試では評価しづらい受験生の意欲や適性を各学部の独自の試験方法とエントリーシートならびに面談などにより、本学と受験生の相互理解を深めた上で、受験生が出願し、本学が評価するエントリー型と、直接、面談し提出書類の確認と合わせて評価する出願型とに分けられる。

b. 推薦入試

b-1. 指定校推薦（全学部共通）

指定校推薦は、本学が指定する高等学校に対して、以下の基準を満たす生徒の推薦を依頼し、高等学校長の推薦書、調査書およびグループ面接の結果によって入学者を選考する。

- ・ 2009年3月に高等学校卒業見込みの者
- ・ 本学での学業を強く希望し、人物・性格・健康ともに優れ、所属高等学校長が責任をもって推薦する者
- ・ 各学部で異なる学業成績の全体評定平均値基準を満たす者
- ・ 本学を専願とする者

b-2. 一般推薦（全学部共通）

一般推薦は以下の推薦基準を設定し、書類審査・個人面接・小論文を点数化し可否を判定している。なお、取得資格・特別活動等の評価点も加算される。

- ・ 高等学校卒業生または2009年3月に高等学校卒業見込みの者
- ・ 本学での学業を強く希望し、人物・性格・健康ともに優れ、出身高等学校長が責任をもって推薦する者
- ・ 学業成績の全体評定平均値の基準は設けない
- ・ 他大学・他学部・他学科との併願も可

b-3. 専門高校・総合学科等推薦（リハビリテーション学部を除く）

専門高校・総合学科等推薦は次の推薦基準を設定し、書類審査・個人面接・小論文を点数化し可否を判定している。なお、取得資格・特別活動等の評価点も加算される。

- ・ 専門高等学校や高等学校の総合学科等を卒業または2009年3月卒業見込みの者
- ・ 出身高等学校長が責任をもって推薦する者
- ・ 学業成績の全体評定平均値の基準は設けない

b-4. 自己推薦（リハビリテーション学部を除く）

自己推薦は以下の推薦基準を設定し、書類審査・個人面接、自己推薦文を点数化し可否を判定している。

- ・ 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、または2009年3月卒業見込みの者
- ・ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び2009年3月に修了見込みの者
- ・ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、及び2009年3月に修了見込みの者
- ・ 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者）
- ・ その他高等学校卒業者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- ・ 学業成績の全体評定平均値の基準は設けない
- ・ 他大学・他学部・他学科との併願も可
- ・ 学校長の推薦は必要ない

b-5. スポーツ推薦（リハビリテーション学部を除く）

スポーツ推薦は以下の推薦基準を設定し、書類審査、個人面接、実技を点数化し可否を判定している。

- ・ 本学部顧問が推薦する者、またはセレクション（実技）を経て、スポーツ推薦入試出願許可を得た者
- ・ 本学を専願とする者
- ・ 出身高等学校長が責任をもって推薦する者
- ・ 全体評定平均値が3.0以上の者

b-6. 同窓生特別推薦（全学部共通）

同窓生特別推薦は以下の推薦基準を設定し、書類審査、個人面接を点数化し可否を判定している。

- ・ 旧「済美保育専門学校・岐阜幼稚園教員養成所・岐阜済美学院短期大学・中部女子短期大学・中部女子短期大学第三部・岐阜保育専門学校」、現「中部学院大学短期大学部・中部学院大学」卒業生の2親等以内の血族、姻族（子女、兄弟、姉妹、配偶者など）
- ・ 本学を専願とする者
- ・ 以下の①～③のいずれかに該当する者
 - ①高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、または2009年3月卒業見込みの者
 - ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または2009年3月修了見込みの者
 - ③学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、または認められる見込みのある者
- ・ 学業成績の全体評定平均値の基準は設けない

b-7. キリスト教特別推薦（リハビリテーション学部を除く）

キリスト教特別推薦は以下の推薦基準を設定し、書類審査、個人面接を点数化し可否を判定している。

- ・ 2009年3月卒業見込みの者
- ・ 全体評定平均値がB段階以上の者
- ・ 本推薦制度の趣旨を理解し、本学への入学を特に希望する学力、人物ともに優れた者
- ・ 出身学校長が責任をもって推薦する者
- ・ プロテスタント教会の正会員又は求道者（教会生活1年以上の者）であって、所属教会牧師が責任をもって推薦する者

c. 一般入試

c-1. 一般入試（全学部共通）

一般入試は以下の基準を設定し、国、英Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、日B、世B、地理B、現社、福祉、物Ⅰ、化Ⅰ、生Ⅰから2教科2科目（各100計200）を選択し合否を判定している。

- ・ 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、または2009年3月卒業見込みの者
- ・ 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）及び2009年3月修了見込みの者
- ・ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び2009年3月修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ・ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程または相当する課程を有した者として認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2009年3月修了見込みの者
- ・ 文部科学大臣の指定した者
- ・ 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

c-2. センター試験利用入試（全学部共通）

センター試験利用入試は以下の基準を設定し、高得点2教科2科目で合否を判定している。

- ・ 一般入試の出願資格を満たす者
- ・ 2009年度大学入試センター試験において本学が利用する教科・科目を解答した者

d. 社会人入試（全学部共通）

社会人入試は以下の基準を設定し、書類審査、個人面接、小論文を点数化し合否を判定している。

- ・ 一般入試の出願資格を満たす者
- ・ 2009年4月現在、満25歳以上の者

e. 編入学入試（リハビリテーション学部を除く）

編入学入試は以下の基準を設定している。

《人間福祉学部：下記3つのいずれかに該当する者》

- ・ 福祉、保育、看護、幼児教育（または家政・社会科学系：健康福祉学科のみ）の短期大学・大学または専修学校を卒業した者、または卒業見込みの者
- ・ 福祉、保育、看護、幼児教育（または家政・社会科学系：健康福祉学科のみ）の大学または3年制の短期大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者、または修得見込みの者
- ・ 大学、短期大学または専修学校の専門課程を修了した者で、本学が適当と認めた者

《人間福祉学部 音楽療法課程：下記5つのいずれかに該当する者》

- ・ 音楽系の大学・短期大学を卒業した者。または卒業見込みの者
- ・ 音楽系の専修学校の専門課程（修業年数2年以上、1700時間以上の課程）を修了した者、または修業見込みの者
- ・ 音楽系の大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
- ・ 大学、短期大学を卒業または大学に2年以上在学し62単位以上修得した者で、音楽療法の研究所等で研究を行っていた者
- ・ 修業年限2年以上で1700時間以上の専修学校の専門課程を卒業した者で音楽療法の研究所等で研究を行っていた者

《子ども学部：下記3つのいずれかに該当する者》

- ・ 保育、幼児教育系の短期大学・大学または専修学校を卒業した者、または卒業見込みの者
- ・ 保育、幼児教育系の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者、または修得見込みの者
- ・ 大学、短期大学または専修学校の専門課程を修了した者で、本学が適当と認めた者

《経営学部：下記3つのいずれかに該当する者》

- ・ 経営、経済、社会科学系の短期大学・大学または専修学校を卒業した者、または卒業見込みの者
- ・ 経営、経済、社会科学系の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者、または修得見込みの者
- ・ 大学、短期大学または専修学校の専門課程を修了した者で、本学が適当と認めた者

f. 外国人留学生入試（人間福祉学部、経営学部のみ）

次のいずれにも該当し、出入国管理および難民認定法第2条2および第19条別表第1の4による在留資格（留学）を付与されて入学できる者

- ①外国において学校教育における12年の正規の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、入学年度の4月1日に18歳に達する者
- ②本学に入学期後、受講、研究に支障がない程度の日本語能力を有する者

g. シニア特別推薦入試（リハビリテーション学部を除く）

- ・ 原則として50歳以上の者

- ・ 一般入試の出願資格のうち、修了見込み者を除く者

入学者選抜方法

入学者選抜の合否判定は、それぞれの入試終了後、学長を議長とする入試選抜委員会で協議し、大学評議会、大学運営協議会、教授会の審議を経て決定される。出願基準を満たしているかどうかの書類確認は入試日前に各学部代表指名の複数教員によって行われる。

学生募集の方法と体制

本学は一人一人の受験生とのコミュニケーションを重視し、入学前と入学後のミスマッチがないように、確かな学内情報と学内実績を広く正確かつ確実に説明し、本人の納得が得られたことが志望動機になるよう全学の共通認識をもって以下の募集活動に当たっている。

a. パンフレット、新聞、受験雑誌、DM等

受験生向けの大学案内、リーフレット、入試ガイドを中心とし、入試情報を提供する入試要項、過去入試問題集なども併せて資料請求者やDMで配布している。インターネット、Eメール等の情報網からのアクセスにも対応して資料を送っている。様々なアクセス媒体をシステムで一元化し、網羅している。

b. 入試説明会

本学独自の入試説明会は、「大学説明会」と称して高校教員を対象に5月下旬から6月下旬までの約1ヶ月にわたり本学両キャンパスや愛知県、三重県、静岡県など11会場で行っている。本学の実情、考え方、活動状況や入試情報を提供することにより、本学を受験するよう働きかけを行うプッシュ戦略の一つとしている。

c. 入試相談会

本学が主催する生徒対象の相談会は、年5回のオープンキャンパスや月1回のミニ見学会および大学祭のコーナーで行っている。その他、高校内相談会や業者主催の相談会に参加するなどセールスプロモーション活動の一つとして積極的に行っている。

d. 出前講座や高校生の大学体験入学

高校からの依頼により大学の教員が専門分野を主にした出前講座を行ったり、高校から本学に来て直接、高校生が模擬授業を受けるなどの機会を積極的に設けている。対象高校は下記に基づいて訪問先として選定した高校としている。

e. オープンキャンパス

本学のマーケティングにおいて、販促活動のメインとしてオープンキャンパスを位置づけ、プル戦略上、周到にプログラム、運営・内容・日時・事前告知などについて協議を重ねて、3月から9月までに5回開催している。

オープンキャンパス過去3年間の参加者総数

回 \ 年度	07年	08年	09年
第1回	214	218	263
第2回	361	422	458
第3回	484	380	536
第4回	167	123	267
春のOC	—	213	350
合計	1226	1356	1874

f. 高校訪問

本学のプロモーション活動の要として、1年間を通して、教員と入試広報課員など職員が入試アドバイザーとして1高校に6回を目標として高校を訪問している。本学の活動、入試情報、卒業生の現状などを提供し、受験生の動向や高校側の要望を聞くなど、情報交換の場として積極的かつ定期的に行っている。訪問先として地元の岐阜県以外に、愛知県、三重県、長野県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、静岡県の高校を対象としている。

g. 高・大連携

県下の12高校と連携し、科目履修生として2単位付与している。受験の際には参考資料としている。

学生募集の検証と効果測定

月1回、高校訪問担当の入試アドバイザーと入試広報課および入試広報委員会代表との会議、ならびに入試広報委員会を行い、現状報告と問題点ならびに今後の施策について話し合いを重ねている。

- ・ 定期的に資料請求者のリストクリーニングを行い、フォローを行っている。具体的には再プッシュや電話がけを行っている。
- ・ 参加人数の変化と出席者の感想をアンケートで調査し、入試広報委員会で討議している。
- ・ 参加者出席カードを回収し、内容のチェックおよび業者企画の妥当性を対費用効果面も含めて、その都度、報告と意見を集約している。
- ・ 依頼高校からの出願との関係、体験入学者と出願との関係を追跡調査し、今後の関係づくりの礎としている。
- ・ 参加者カードおよびアンケートを回収して、学年別・高校別・性別・志望学部学科別に調査し、入試広報委員会で討議を行っている。
- ・ 高校訪問報告書の分析をして、月1回の入試アドバイザー会議で提案・継続協議を行い、次なる施策づくりの起点としている。

[点検・評価]

オープンキャンパスの来場者数は増加しており、また複数回来場した志望者に重点的にコンタクトをすることで、オープンキャンパスを中心とした広報活動はある程度の効果はあったものと思われる。一方で公共交通機関による通学が不便な関キャンパスの立地条件、近隣の大学における同領域の学部・学科の新設などがマイナスに影響し、全学部における入学定員の確保は引き続き困難な状況にある。

入学定員数の確保と並んで、入学者における基礎学力水準の確保も重要な課題だと考える。基礎学力水準を確保するために、推薦入試における記述試験の導入や出願資格における評定平均値設定、一般入試における受験科目数増加などが考えられるが、受験者がそれを敬遠し入学定員数の確保に直接影響するおそれがあるため実施できていないのが現状である。

[改善方策]

それぞれの地域の特性を把握し、最適な学生募集戦略をとることができるよう、その地域ごとに入試アドバイザーを採用し、それぞれの地域の高校と緊密な関係を築くとともに、それらの情報を学内で共有する体制を構築する。経済的理由による進学断念や国公立への

転向を抑止するため、多様な奨学金制度のPRにも力を入れる。またウェブや携帯電話など現代の高校生やその保護者が使用しやすいメディアを利用した情報発信に注力し、常に新しく正確な情報提供に努める。

入試選抜だけ独立した改善方策にとどまらず、入試選抜方法と入学後の学業状況との関係について調査を行うことにより、入学前の個別サポート、および入学後のフォロー体制の整備も必要だと考える。これらの関係について追跡調査等を実施することにより、その効果について検討し、さらなる充実を図る。多様な入学者選抜方法の更なる拡張あるいは廃止については、今後も引き続き検証・検討していくことにしている。

4-1-1-①-b 入学者受け入れ方針等

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

[現状説明]

本学は、教育の基盤を福音主義のキリスト教に置いている。この大学の理念に基づく教育方針は、①建学の精神の具現化、②愛する人・奉仕する人・賛美する人の育成、③創造的で自主性に充ちた人材の育成、④国際化と地域社会への貢献、である。これに従って人間福祉学部では「新たな福祉社会における福祉の創造者、そうした社会において活躍できる人材の育成」を理念に掲げ、人間福祉学科では対人援助コース、福祉政策コース、福祉教育コース、健康福祉学科では健康心理コース、介護支援コース、健康福祉マネジメントコースのそれぞれ3つのコースを設け、障害者や高齢者だけでなく、その家族や生活環境まで含めて援助ができ、地域に即した福祉政策を実践できる人材の養成を目指している。

人間福祉学部の入学者受入の方針は、①福祉の心を持った人。②福祉の知識と技術の獲得に意欲を持っている人。③人々の福祉に貢献する意欲を持っている人。

子ども学部では、単なる基礎学力のみでなく、①自らを律しつつ、他人と協調し、他者を思いやる心情や感動する心など、豊かな人間性と表現力を発揮できる人。②他者、社会、自然・環境に関心を持ってかかわる中で、自ら課題を見つけて学ぶとともに、自分で考え、主体的に判断して責任ある行動を取ることができる意欲的な人。③基礎的・基本的な知識・技能とともに、健やかな身体や生活習慣が培われており、それらの資質・能力を社会の発展や子どものしあわせに寄与する態度へと高めていける人。

リハビリテーション学部においては「臨床力」をキーワードとし、医療・福祉の両面の感性を持った理学療法士の養成を目指している。すなわち、医療専門職としての医療技術の高さや正確さはもちろんのこと、医療職としての倫理観と奉仕の心、チーム医療の一員としての自覚と他職種との連携がとれる人間力、そして理学療法学に対するあくなき向上心と探求心を兼ね備えた総合力を追求している。この理念のもと、4年間で国家試験に受かり、臨床に旅立つための基礎を構築できる有能かつ高い志を持った入学者を迎えるために、学力のみを評価するのではなく、医療人としての倫理観、使命感を持った学生をいかに確保するかの観点から、多面的な評価を行える入学者選抜方法を実施している。入学者の受け入れ方針は、①人を人として尊重し、協調性及び倫理観のある人。②様々な臨床での活躍を目指し、初志貫徹する強い忍耐力と高い志を持った人。③知識や技能を常に研ぎ、吸収しようとする向上心のある人。

経営学部では、教育目標である「地域人」育成のため、多様な専門分野の領域を理解する基礎学力、学習意欲、豊かな感性、論理的思考能力をもつ学生を選考することを主眼に置き、文系、理系を問わず受験しやすい科目構成で選抜試験を実施したうえで多面的な評価を行っている。入学者受入の方針は、①独創性に富んだ考えを持ち、行動に移せる人。②協調性とリーダーシップ力を持った人。③地域に支持される要因を探求できる素養を持

った人、としている。

[点検・評価]

学部・学科の理念・目的・教育目標から必然的に、多様な入学者を受け入れるという方針の下に多様な入学者選抜方法がとられている。特に指定校推薦や一般推薦では、高等学校の校長が責任をもって送り出す、学力のみならず人格面でも信頼できる学生が見込まれるし、自己推薦では、ボランティア活動や部活動に積極的に関わった高校生が、自ら、その意欲と適性を表現する場として有効である。一般入試では、学科試験を重視し、将来の資格取得に向けた学習意欲を喚起する。特に各種の推薦入試では、高校生活の成果と面接を通してコミュニケーション能力や意欲・関心度を試すが、入学後のオリエンテーションでは本学の教育目標等の説明や、キャリア支援センターが中心になって個人面談を行い、さまざまな情報を伝えるとともに、大学生生活の指針を与えている。

幅広い領域から学ぶ多彩な、そして現場のニーズに応えることのできる実践的なカリキュラムが提供されていることから、学生はそうしたカリキュラムにしたがった学習が要求される。特に実習は、現場での援助の実際を学ぶとともに、将来を見つめる機会ともなる。幅広い多彩なカリキュラムや実習に際しては、多様な資質をそなえた学生がそれぞれ活躍の場を見出す機会となる。どの学部においても、多様な入学者を獲得するため、多様な入学者選抜方法を採用している。

[改善方策]

多様な資質と興味関心をもつ学生に対して、入学直後のオリエンテーション、さらには基礎演習、専門演習等を通じてきめ細かな教育を行っている。しかし、学生による授業評価の結果を基に、指導目標と実際の教育にずれはないかを検討しなくてはならない。毎年実施されている保護者懇談会についても、保護者に対するアンケートを充実させ保護者の関心を的確に把握し、入学後の学生の成績・生活状況を知らせることによって、入学者受け入れ方針と学部の教育目標とが実際の教育に繋がっていることを検証することが必要である。

4-1-1-①-c 入学者選抜の仕組み

入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜基準の透明性

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

[現状説明]

前項で示したとおり本学では様々な入学者選抜方法が用意されている。これらの入試選抜試験実施体制に関する基本方針は入試広報課で企画され、入試広報委員会、大学評議会、大学運営協議会、教授会の順に審議され決定されている。

入試問題は、厳重な守秘体制の中で副学長のもと選任された出題者グループの手により第3校正までを標準基準として慎重を期して作成される。

各試験の実施体制は、中部学院大学入学者選抜規程に則り入試広報課が準備し、本学部長を中心とした各教員が試験担当者として配置される。実施要項についても入試広報課で原案を作成し、大学評議会、大学運営協議会、教授会の順に計り決定されたのちに実施される。

試験会場は、AO入試と推薦入試は関キャンパスで行っているが、一般入試は名古屋、浜松、松本、金沢の地方会場でも行われる。会場には、本学部教員と職員が配置される。

採点の方法については書類審査、小論文・学科・面接試験によって異なる。

書類審査は各学部で選任された複数の教員によって行われる。小論文採点は各学部で選任された複数の教員が受験者氏名と受験番号を伏せて代替記号を入試広報課で付して採点を行い、採点者間に大きな差異が見られる場合は調整が行われ、総合的に学部長が最終調整を行っている。学科試験はコンピュータ採点による。面接試験は複数の面接官の事前協議を行った上で本番に臨み、大きな差異が生じた場合は再度話し合いがなされる。採点后、選抜された教員と入試広報課員の点数チェックならびにコンピュータへの入力チェックにより入試選抜委員会用資料が作成され、各協議の俎上に載る。先ず学長を責任者とした入試選抜委員会が開催され、順に大学評議会、大学運営協議会、教授会を経て合否が決定される。

[点検・評価]

入学選抜試験実施体制については、入試広報課で原案を作成し、大学評議会、大学運営協議会、教授会と複数の教員により構成される複数の会議において審議されており、その公正性・妥当性・適切性は確保されているといえる。学部学科からの意見は、入試広報委員を通し提出され、その年度の入試広報委員会での方針案作成に生かされている。また、試験終了後には、学科において課題等の検討を行い、次年度方針の検討を行っており適切といえる。

[改善方策]

現時点までの入学者選抜試験においては、その実施及び試験結果の評価において公正性と妥当性は確保されているが、今後新たな選抜方法を検討する場合や、選考に当たって加味すべき受験生が保有する資格・高校時代の特別活動等の評価尺度については、項目を整理してわかりやすくし、それぞれの尺度に設ける比重などについて、受験生に対して適切な情報公開を行うことが必要である。

ただし、事後検証する度に次年度の試験内容が異なったり、場合によれば、試験日によって異なるなど次年度以降の受験生が対策に困ることが予想されるAO入試については極力統一された内容にするべきであると考えられる。また、学部によって面接評価基準が異なっていることにより、第二志望先の合否を決める際に相当な協議時間が必要とされていて、全学的な標準となる基準づくりが急がれる。

4-1-1-①-d 入学者選抜方法の検証

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

入試選抜内容に関する問題点及び改善点については、入試広報委員が集約し、学科会議において検討している。

特に入試問題については外部に委託して解答・解説を含めて出題範囲ならびに出題表現の適切性について分析し過去問題集として拡く公表している。さらに平均点の実績も付け加えて次年度の作問作業の資料としている。

出題委員は副学長より任命され、グループ活動を通して仕上げていく過程をとっている。高校の教科書は年度ごとに取り寄せ、出願基準からの逸脱がないよう配慮されている。

[点検・評価]

各学部の入試広報委員である教員の手により、入試形態別に入試における得点と入学後の学業成績との相関性について検証されている。高校での内申書を使用していないAO入

試入学者の追跡に最も力を入れているが、2007年度にAO入試の導入という歴史が浅いにも関わらず、著しい相違性が見られないどころか、一般入学者に較べると明らかに入学後のモチベーションなどに伸びが見られる。入学前と入学後のミスマッチがないよう十分に時間をかけて面談を行っていることに依る。手間がかかる入試との少数意見をも上回って定員の中に占めるウエイトを大きくしたいとの評価が大きく出ている。

[改善方策]

入試広報委員会を中心として入試問題検証ワーキング・グループを設け、入試問題の適切性、公正性を検証し、作問担当教員に対するフィードバックを行うシステムの導入を検討する。全学的に統一した面接評価基準を設定して、第2志望先合否の検討に資することを協議していく。

4-1-1-①-e AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)を実施している場合における、その実施の適切性

[現状説明]

本学のAO入試は、学部独自のアドミッションポリシーに基づき学科会議で年度ごとに選考方法が協議される。その選考方法は、課題型、模擬講義型、個別面接とグループ面接の両面型等から審査し、これに小論文も合わせて総合的に適性や意欲が計られる。こうした方法に加え、合格から入学までの間の学習の継続を図るため、入学予定者に課題を課し、提出された課題レポートを学部教員が複数回の添削を行ない、コメントを付記して「大学での学び」に向けて高校生のモチベーションを高めるよう工夫している。

2009年度学部・学科別アドミッションポリシーは次の通りである。

人間福祉学部

- ①福祉の心を持った人。
- ②福祉の知識と技術の獲得に意欲を持っている人。
- ③人々の福祉に貢献する意欲を持っている人。

子ども学部

- ①自らを律しつつ、他人と協調し、他者を思いやる心情や感動する心など、豊かな人間性と表現力を発揮できる人。
- ②他者、社会、自然・環境に関心を持ってかかわる中で、自ら課題を見つけて学ぶとともに、自分で考え、主体的に判断して責任ある行動を取ることができる意欲的な人。
- ③基礎的・基本的な知識・技能とともに、健やかな身体や生活習慣が培われており、それらの資質・能力を社会の発展や子どもの幸せに寄与する態度へと高めていける人。

リハビリテーション学部

- ①人を人として尊重し、協調性及び倫理観のある人。
- ②様々な臨床での活躍を目指し、初志貫徹する強い忍耐力と高い志を持った人。
- ③知識や技能を常に研ぎ、吸収しようとする向上心のある人。

経営学部

- ①独創性に富んだ考えを持ち、行動に移せる人。

- ②協調性とリーダーシップ力を持った人。
- ③地域に支持される要因を探求できる素養を持った人。

2009年度の入試日程については、全学共通で2つのグループに分けて行われる。1つは内申書を求めず学力以外の適正ややる気を重視するもので前期（7月・8月・9月）として4回行い、1つは内申書も重要な選考ファクターとする後期（12月・3月）として2回行われる。

[点検・評価]

本学の教育目標を十分理解し、本学で学びたいという意欲を持つ学生確保を目指すAO入試実施形態として、模擬講義の聴講、面接、事後課題提出等の工夫によって、その対応、課題遂行能力等を継続的に、入学までの期間の幅を持って把握することをめざしており、その実施は適切であると考えられる。

2009年度AO入試で入学した学生の成績及び学習態度を継続的に記録した結果、概ね良好に推移していたが、試験後に提出を求めた課題については受験生本人以外の者の手が加えられたと思われるものがあり、公正な力の診断が困難であった。試験後の課題評価については、その実施方法に改善が求められる。

[改善方策]

毎年、選考内容を大きく変えたり、回によって大きく変わることは受験生や後輩の次期受験生にとって対策がとりづらいつの声があり十分考慮しなければならない。

合格してから入学までの期間に行っている課題提出・添削については本人以外の手が加わらないような工夫を凝らさなければならない。

2011年度入試から全ての回で内申書の提出を求める予定であることから、学力以外の側面に大きくウエイトをかけた選考内容とする。

4-1-1-①-f 入学者選抜における高・大の連携

推薦入学における、高等学校との関係の適切性

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

[現状説明]

幅広く高校と連携している中に指定校推薦入試と公募制推薦入試の2種類がある。

指定校推薦については年度初めに高校からの要望をヒヤリングし、選定している。指定した高校の中から出願に至った割合が2007年度12.6%、2008年度9.6%、2009年度6.5%と低くなってきている。公募制推薦では高校での特別活動や資格取得に対しての評価基準を前もって高校と協議し相違なきよう正当な実績評価に努めている。また、高・大連携協定を締結している高等学校の高校生が高・大連携科目「福祉の世界（2単位）」を履修し、単位を修得した場合、本学に入学後、申請すれば2単位を認定し、卒業要件単位数として認めている。

[点検・評価]

推薦入試については可能な限り高校の意見を取り入れて行っているので概ね好評をいただいている。入学後の成績推移も適宜、報告訪問し高校在校時からの成績の足跡が実証できるよう努めている。

指定校の出願率が年々低下していることに対して、年度初めに高校での志望先調査結果を収集し新情報に則した指定内容で対処している。

入学者に対し、高・大連携対象授業の単位認定のみ行われており、入学者の選抜には直

接には結び付けていない。

[改善方策]

高大連携が強まる中で、入試選抜とどのように結びつけていくのか具体的に検討していく必要がある。高校側にとっても、受験生にとってもメリットが感じられるような高・大連携の方法を、高校と大学との双方で工夫し、実施する。

高校のカリキュラムと本学のカリキュラムの相似性を調査して、高校での積み重ねた努力が断裂しないようつながり策を講じていく。

4-1-1-①-g 社会人の受け入れ

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

[現状説明]

社会人入学は、地域社会への寄与の一環として行われており、明確な問題意識を持ち、学習意欲旺盛な者を対象としている。社会人入試があり、入学前年度の4月1日現在で25歳以上の者を対象としている（1年次入学と3年次編入学）。各年度の入学者・編入学者は若干名で募集し受入れ実績は、大学基礎データ表13、表14の通りである。なお、2010年度入試ではシニア特別選抜として50歳以上を対象にした試験を行った。問い合わせは数名あったが出願には至らなかった。

[点検・評価]

2003年度大学自己点検・評価報告書では、「積極的に社会人（入学）の増加をはかりたい」としたが、2007年度2名、2008年度1名、2009年度該当者なしにとどまっている。

中部学院大学では生涯学習センターを併設しており、地域社会への貢献を目指し各種の講座を開講している。それらの講座の受講者に対して、大学への社会人入学についての広報を行っているが、直接的に実績として表れていない。

短期大学に比べると大学の4年間はかなり負担を強いられることに起因している。年度によって波があることは当然として、更に世況が強く影響している。

[改善方策]

人間の一生に関わる学問領域に対する社会人の関心は高いと思われる。地域社会に貢献するという高等教育機関としての大学の使命を果たすためにも、社会人入学の増加を図らなくてはならない。教員がどのような研究・実践を行っているかを地域にアピールを行ったり、ホームページ等で研究・実践活動の成果を公表していくことが必要である。2008年度のオープンキャンパスの際には、教員のプロフィールや研究・実践内容をパネルにして掲示したところ、高校生の保護者の目を惹き、かつ好評であった。今後、地域主催のイベントや大学祭など、大学が地域社会に開かれる機会をさらに有効に活用する。また行政機関にも働きかけチラシ・案内の設置や個別相談会の開催などの協力を求めていく。

4-1-1-①-h 科目等履修生・聴講生等

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

[現状説明]

中部学院大学では、中部学院大学学則および関連規程において科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れに関する規定を設けている（科目等履修生については学則第43条、聴講生は第42条、研究生は第41条）。

科目等履修生には、通常の科目等履修生と、単位互換制度を締結した他大学に所属する学生（中部学院大学短期大学部学生も含む）を受け入れる単位互換履修生とがある。科目等履修生の要件には、学則第25条に示すとおり高等学校を卒業した者などという規程があり、同一年度に同一人物が履修する場合は出願料（5000円）および入学金（1万円）が免除される。また1年以上続けて科目等履修生を行う場合も2年目以降の入学金を免除している。聴講生についても同様である。なお、修得可能単位は、学外で実習を行う科目を除く年間30単位を上限としている。

単位互換履修生については、本学と単位互換協定を締結している大学（放送大学、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」および中部学院大学短期大学部）の学生が本学の講義を受講し単位を取得することができ、また本学の学生も他大学の講義を受講して単位を取得することができる。なお、履修可能科目はそれぞれ制限されている。

[点検・評価]

科目等履修生および聴講生については、特に受入の人数制限を設けていないが、保育士介護福祉士、理学療法士等の資格取得に関わる授業科目に受講の申請が出た場合は、1クラス当たりの履修数の規定があることから慎重に対応している。また、1年以上続けて学ぶ場合は入学金を免除するなどの措置は、学習の継続、学習意欲の維持する上で適切と考えられる。

[改善方策]

現状において適切と認められるため、特に改善方策を講じる予定はない。

4-1-1-①-i 外国人留学生の受け入れ

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

[現状説明]

原則として日本語能力検定2級以上の外国人で、学費・生活費支弁能力を確認の上、学習動機がしっかりし、学習意欲の高い者を受け入れている。例年留学希望の多い中華人民共和国については、本学教職員が中国に直接出向き入学試験を実施している。判定は、一次の基礎学力試験に引き続き二次試験、日本語による小論文試験・個人面接の成績結果を総合的に判定して選抜している。

留学生入試の出願資格は、次の各項の全てに該当し、出入国管理及び難民認定法第2条2および第19条別表第1の4による在留資格（留学）を付与されて入学できる者としている。

①外国において学校教育法における12年の正規課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、入学年度の4月1日に18歳に達する者

②本学に入学後、受講・研究に支障が無い程度の日本語能力を有する者

上記の現地入学試験に不合格であった希望者のうち、日本語の語学力向上の学習意欲が高く、日本において学習が可能であると認められる希望者は、2009度から開設した留

学生別科で30名程度受け入れることとしている。

また、すでに日本に滞在している外国人については、日本人学生と同様の入試により選抜している。入学実績は大学基礎データ：表13の通りである。

[点検・評価]

現在実施している選抜方法については適切であると認められる。しかしながら受け入れた留学生の一部に、日本語の語学力においてやや不十分なものが見られ、日本語で行われる講義の理解に支障があると認められる。また、経営学部においては1学年の定員80人のうち30名近くが外国人留学生で占められ、その大半が中国人という事態になりつつあり、留学生同士は母国語で会話するため日本語の語学力習得に影響が出始めている。また入試による能力の判定日から入学までの期間に、日本語能力が低下している現状も見られ、何らかの対策が望まれる。

[改善方策]

現地での入学試験、および日本語検定による日本語能力の判定をより厳正に行い、十分な学習意欲と日本での学習に必要な日本語能力を有することを入学前に確認する。

各学部、学年の定員に対し留学生の上限を概ね20%とする。

入学後の学習意欲、生活支援、日本語能力の向上についてきめ細かい対応が行えるように、留学生センター業務の一部を外部の業者に委託する。

また入試日から入学までの間の日本語能力低下の問題については、2010年度入試より、J.TEST 実用日本語検定を入学までの間に2回受験し、本学が定める水準を維持することを合格者に課した。この結果の検討については2010年度以降に検討する。

4-1-1-①-j 定員管理

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

[現状説明]

過去3か年における年度別、学部・学科別入学定員、志願者数、合格者数および入学者数の推移、収容定員と各学年の在籍学生数は別添資料(大学基礎データ 表13、表14)に示した通り、収容定員に対する入学定員の設定、および実際の入学者数は概ね適切である。

合否判定においては入試日ごとに入試選抜委員会が開かれて合格者数における入学辞退者の比率(いわゆる「歩留まり」)を考慮しつつ合否を決定し、大学評議会、運営協議会、教授会の順に諮り承認されている。

近年、全国的に福祉分野を志向する学生が減少しており、教育産業の調べでは前年比およそ10パーセントの志願者減が過去3年続いている。本学の人間福祉学部も例外ではなく、恒常的な定員割れが生じている。

子ども学部は、新しい学問領域で認知度が低いことのハンディ、競合大学の増加など厳しい環境下にも関わらず一定の志願者が集まり、歩留まりもほぼ正確に予想できるようになったことで、入学定員が確保できている。

リハビリテーション学部は多くの優秀な受験者の中から限られた入学者を選抜せざるを得ず、却って入学辞退者の予測が難しい局面が続いている。

福祉、教育、医療の三領域は専門特化性が高く、資格取得を目指す学生が多いことから、本学を第一志望とする受験者が多く、志望校の決定時期も早い。それに対し経営学部は受験生の動きが異なり、競合大学が多い中での他大学との明確な差異を訴求できておらず、設置初年度から定員割れとなっている。

編入学については福祉と経営の2分野しかないこともあって学内推薦の比重が高く、学

生の向学意欲を重んじることにより年度ごとの入学者数の変動が大きい。

[点検・評価]

経営学部の定員割れの原因は、受験生の動きが全く異なる4学部を同一スタイル・同一日程で募集・選抜することによる不合理性の影響を受けたことにある。

人間福祉学部については、本学の特徴である資格取得が必ずしも現在の受験生ニーズに沿っておらず、目的意識が希薄な学生をも受け入れられる体制を構築しなければ定員充足に至らない当世でもあることを認め、早急に体制を改革する必要がある。子ども学部も同様の波が押し寄せつつある。

しかしながら、人間関係を学際とする専門分野において、学業成就に不可欠な基礎学力とコミュニケーション能力の資質の有無を入学選抜において確認することは必須であり、全入時代とは言え、必ずしも定員充足を最優先として敷居を低くすることが妥当とは言えない。

人気凋落の福祉分野が本学唯一の伝統学部であることを鑑みるに、子ども・リハビリテーション・経営新設3学部に負うことが大きい。特に入試難易度の高いリハビリテーション学部の選抜のあり方を熟考する必要がある。

[改善方策]

1. 各学部の特徴を明確にして他大学との違いを鮮明にし、適切なメディアを選択してそれぞれのメディアにおけるビューポイントに焦点を当てた広報戦略をたてること。
2. 志望分野によってそれぞれ異なる、受験生気質と進路決定に至る行動様式に沿った、学部独自の学生募集と選抜を行うこと。
3. 学内での第二志望制が導入できるよう、選抜時の選考内容・方法の再考を行うこと。
4. 資格取得目的者と無目的者の2者同時受け入れが可能な選抜方法と受け皿の協議を行うこと。例えば2010年度入試では、人間福祉学部では学科を規定せず学部共通募集とし、目標設定学年を1年次に設け、その後に学科配属を選択することとした。
5. 入学難易度の高いリハビリテーション学部のさらなるランクアップを行い、シンボリックな学部とすることにより他学部へのシナジー効果をねらう。
6. すき間分野の需要を研究し、独立した新設学部・学科・コースとしてデビューさせること。
7. 専門性が高く、立ち上がり早い学部では早期に定員確保のめどが立つよう、A0入試を含めた推薦入試のフレームを構築し直すこと。
8. 高・大連携高校の「福祉」をキーワードにした入試特典事項の見直しを行うこと。
9. 入試方法の再編を行い、高・大・産を見直す出発点とすること。

4-1-1-①-k 編入学者、退学者

退学者の状況と退学理由の把握状況

[現状説明]

人間福祉学部

人間福祉学部の過去3年間の退学者は次のとおり、2006年度43名の退学者があったが、2008年度19名の退学者へと減少している。退学理由は進路変更、一身上の都合が最も多い。最近では精神的、心理的不安定さからの体調不良、経済的理由も増えつつある。

本学部の退学に至るまでの学生指導を次のとおり行っている。

- i.) 1年次から4年次に必修科目として、1年次に社会福祉基礎演習Ⅰ、2年次に社会福祉基礎演習Ⅱ、3年次に社会福祉専門演習Ⅰ、4年次に社会福祉専門演習Ⅱがある。こうした演習科目は、教員1人当たり10名程度の履修者を受け持ち、学生は高等教育に必要な導入教育から専門性獲得の専門研究を行うと同時に、担当教員はクラス担任的な役割も担う。退学希望者は最初に演習科目担当教員に退学について相談を行う。担当教員は相談の内容が、経済的なものであれば、奨学金の紹介、体調不良の場合であれば休学、心理的、対人関係などの場合は保健室での相談を進めるなどの学生と面談を行い、また、保護者とも面談などを行う。こうした経緯を経た結果から、教務課に退学願いが提出され、退学手続きが開始される。
- ii.) 提出された退学願いは、決裁が学長まで回され、その後、教務委員会で審議し、審議した結果は、大学評議会、大学運営協議会、教授会で審議され退学が許可される。

	2006年度	2007年度	2008年度
人間福祉学科	20名	19名	16名
健康福祉学科	21名	6名	3名
子ども福祉学科	2名	2名	0名
計	43名	27名	19名

子ども学部

子ども学部は2007年度開学し、2007年度4名、2008年度7名と増加している。退学の多くの理由は、本学部では幼稚園教諭、保育士を養成するが、併せて小学校教員免許、社会福祉士国家試験受験資格が卒業要件科目ではないが、学生の選択で取得できる。こうした多様な資格が取得できることは、学生にはメリットである反面、負担増となる。こうした負担感から進路変更として退学する者が多い。

退学の手続から許可までは、1年次に子ども学基礎演習Ⅰ、2年次に子ども学基礎演習Ⅱ、3年次に子ども学専門演習Ⅰ、4年次に子ども学専門演習Ⅱが必修科目として置かれ、教員は1人当たり10名程度の学生を受け持つ。以下の手続きは、人間福祉学部と同様な手続きから許可までの流れである。

	2006年度	2007年度	2008年度
子ども学科	—	4名	7名

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は2007年度開学した。退学者は次のとおり2007年度3名、2008年度4名である。主な退学理由は理学療法士養成を行う学科であることを理解した上で入学しているが、学修が進むにつれて、適性に合わないとして進路変更を理由に退学する者が多い。

退学の手続から許可までは、1年次に理学療法基礎演習Ⅰ、2年次に理学療法基礎演習Ⅱ、3年次・4年次に理学療法研究が必修科目として置かれ、教員は1人当たり10名程度の学生を受け持つ。以下の手続きは、人間福祉学部と同様な手続きから許可までの流れである。

	2006年度	2007年度	2008年度
理学療法学科	—	3名	4名

経営学部

経営学部は2008年度開学した。現在3名の退学者がいる。経済的理由が2名、進路変更が1名である。

退学の手続から許可までは、1年次基礎演習Ⅰ・基礎演習Ⅱ、2年次基礎演習Ⅱ（前期）専門演習Ⅰ（後期）、3年次専門演習Ⅱ（前期）・専門演習Ⅲ（後期）、4年次卒業研究があり、基礎演習・専門演習は必修科目、卒業研究は選択科目として置かれ、教員は1人当たり10名程度の学生を受け持つ。以下の手続きは、人間福祉学部と同様な手続きから許可までの流れである。

	2006年度	2007年度	2008年度
経営学科	—	—	3名

[点検・評価]

人間福祉学部は退学者が2006年度43名と多いがその後、減少している。他の3学部については開学して2年目又は3年目のこともあり退学者は少ない。退学理由も進路変更が多く、退学に至るまでの経過も、演習科目担当教員があらゆる角度から何回かの面談をおこなった結果から退学の意思が確認され、保護者とも担当教員が面談等を行い確認がされ、各学部の学科会議でも審議した上で、退学手続きを行っていることから、十分な対応をとっていると見える。

[改善方策]

本学は岐阜県関市のキャンパス、岐阜県各務原市のキャンパスの各教室には、出席管理システムが設置されており、2010年度より学生の出席率を即時に把握するシステムを導入する予定である。例えば、3回連続で欠席している学生を教務課で抽出し、関係教員との連携で学生の生活・学修相談に対応する予定である。いずれにしても、学生と演習科目担当教員は日頃の授業のなかで学生との接点を今まで以上に維持し、退学者減少に努める必要がある。

編入学生および転科・転部学生の状況

[現状説明]

人間福祉学部

人間福祉学科は3年次編入15名、健康福祉学科も3年次編入15名の定員枠を持ち、本法人が設置する短期大学部及び地域の短期大学、専門学校を推薦の指定校としている。

在学者は人間福祉学科収容定員30名に対し22名、健康福祉学科は収容定員30名に対し17名である。この多くは短期大学部幼児教育学科、社会福祉学科からの入学者である。また、本学は転学部、転科の制度を学則31条の2規定し制度を設けている。人間福祉学部へ転部・転科した者は、今までに子ども福祉学科から転科した者が2名、リハビリテーション学部から転部した者が1名いる。転学部、転科については中部学院大学転学部・転学科規程で、転部・転科希望先に志望理由書を提出し、学科が面接、成績で選考し、教授会の議を経て学長が許可することとしている。

子ども学部

子ども学部は3年次編入学定員10名の定員枠が設けられている。今年、2009年度は開学3年目であるが志望者はいなかった。また、転部・転科については学則に規定されているため制度は設けられているが、今まで希望者はいない。

リハビリテーション学部

3年次編入学の定員枠は設けていない。また、転部・転科については学則に規定されているため制度は設けられているが、今まで希望者はいない。

経営学部

経営学部は、3年次編入学定員を5名持ち、現在収容定員10名に対し22名の在学者がいる。この入学者は1年次及び3年次編入を同時に受入を行ったために入学した者で、入学者の多くは短期大学部経営情報学科（2008年度経営学部設置に伴い募集停止、2009年度在学者が卒業したため廃止予定）からの入学者が多い。

転部・転科については学則に規定されているため制度は設けられているが、今まで希望者はいない。

【点検・評価】

人間福祉学部3年次編入は、短期大学の学科が幼稚園教諭・保育士養成、介護福祉士養成を行う同じ福祉分野であることから志願者が毎年ある。他の短期大学からも同じ福祉分野からの志願者がある。これは、目的意志が明確な層に限定されているものと思われる。

子ども学部については、3年次編入枠設けているが、志願者が無い状況である。このことについては、子ども学部は保育士資格及び幼稚園教諭1種免許状が取得できるが、同分野の短期大学で養成する幼稚園教諭の2種免許状を1種に切り替えるニーズと2年間での負担増が原因と考える。

経営学部も3年次編入の在学者が多いが、このことに関しては、学内に設けられている各務原シティカレッジで開講する税理士・公認会計士を目指すプログラムをダブルスクール方式で受講が可能のため、短期大学部経営情報学科で学んでいた者が、引き続き税理士・公認会計士の学習を希望して入学してきたためである。

【改善方策】

人間福祉学部については、より一層、志願者の獲得、学生確保に努める。経営学部については、ダブルスクール方式での資格取得の特色を受験生に発信し、学生確保に努める。子ども学部については、2010年より、教育課程の見直しで編入後の教員免許取得、保育士資格の取得を検討する。

4-(2) 通信教育部における学生の受け入れ

[到達目標]

女性の社会進出など多様化し、複雑化する現代社会においては社会人学生のリカレント教育の必要性が叫ばれて久しい。

一方、一般社会人が大学教育で学ぶには、時間的制約、居住地域の制約及び経済的制約などの様々な要件を満たさなければならない。したがって、就労年齢を迎えた社会人学生には、大学入学は様々な障壁がある。

本通信教育部は、上記のような様々な制約の下で学修意欲を持つ人々に対して「いつでも」「誰でも」「どこでも」学べる、学びたい人のニーズに合わせた正規の大学教育課程として、学ぶ意欲を持つ人に、広く学習機会を提供することを目標としている。

したがって入学者の選抜方法については、各自の学ぶ意欲を重視する方法を採用することとしている。無論、入学生の受入にあたって、本学の建学の精神である福音主義のキリスト教精神をその前提としている。

また、入学生の受入時期については、入学希望者が仕事や家庭を持つ社会人学生が中心であることから、制度の柔軟性を持たせている。

本通信教育部の入学定員は、次の通り定めている。

- ・ 1年次入学生 300名
- ・ 3年次編入学生 100名
- ・ 4年次編入学生 若干名

4-2-1-①-a 学生募集方法、入学者選抜方法

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状説明]

学生募集の方法

学生募集の方法については、次のような方法を採用している。

a. 入学説明会の開催

本通信教育部における学生募集においては、独自で開催する「入学説明会」に力点を置いている。入学説明会は、週末の土・日曜日を中心に各地域で開催するもので、2時間程度の時間配分で行う。

入学説明会の主なプログラムは、全体説明(90分)と個別相談に分かれているが、全体説明では、本通信教育部の特徴、資格取得や学習方法、編入学等についてスライド等を使用して説明する。個別相談では、全体説明での不明点などを担当者に個別質問できる形式である。

本通信教育部では、入学説明会において、学習が継続できずリタイヤする学生の割合や社会人学生が時間等をやりくりして学習しなければならないといった学生の実態についても十分に説明することに重きを置いている。

本通信教育部が学生募集の方法として入学説明会を重視するのは通信教育部の教育目標の一つである「顔の見える教育」の実践にある。通信教育課程の学習方法は、通学課程と比して複雑であるため、資料等の情報だけでは実態がつかみにくい。

このため中部地区を中心に多くの日程と会場で説明会を開催することで、できるだけ入学志願者が気軽に質問や相談ができる体制を目指した。

なお、現在、通常の説明会では、日程や開催地域の都合から参加できない入学志願者に対して、試験的にインターネットのTV会議機能(多拠点通信機能)を利用した「インターネット入学説明会」も開催している。この説明会は、月1回ほどの割合(出願期間内)で平日の夜間(19:00から)に開催しており、自宅にブロードバンド環境下のパソコンを所有していれば気軽に参加できる。

b. 合同説明会(私立大学通信教育協会主催)

学生募集においては本通信教育部が独自開催する入学説明会の他、(財)私立大学通信教育協会が主催する合同説明会にも参加している。合同説明会は、同協会に加盟する通信制大学が参加して、各ブースで参加者(入学志願者)に個別相談形式で説明を行うものである。協会に加盟する様々な大学が参加するため一度に複数の大学の情報収集ができ、他大学との比較検討が行える点で合同説明会は入学志願者の利便性が高い。

なお、合同説明会は、全国の主要都市で週末に開催されているが、本通信教育部では名古屋と大阪の2都市のみ参加しており、東京、福岡、仙台といった他の地域の説明会には原則として参加していない。これは、独自開催する入学説明会の開催地区を中部地区に絞り込んでいるように、合同説明会についても中部地区に学生募集の焦点をあてているためである。

c. その他、本通信教育部の認知度の向上

残念ながら全国的に見れば本通信教育部の知名度はそれほど高くない、その為、学生募集活動においては、新聞広告等のメディアを通じた取り組みによって本通信教育部の認知度の向上を図っている。

メディアは、新聞広告に加え、各新聞のウイークリー紙の活用など、社会人や主婦層の目に留まりやすい媒体を採用している。

また、最近では、インターネットを利用した「キーワード検索」やバナー広告など、インターネットメディアの利用も積極的に活用している。

さらに、通信制大学の存在そのものの認知度を高める必要があるが、通信制大学が正規の大学教育組織であることすら社会一般に知られていない場合も少なくない。

このような社会的な認知度を高める点については、本通信教育部が加盟している(財)私立大学通信教育協会における周知活動に協力していきたい。同協会では広報委員会を設け、通信制大学・短期大学・大学院の社会的認知度の向上に努めている。

入学者選抜方法

入学者の選抜方法は、次の通りである。

① 募集要項

入学者の選抜に関する取扱いは入学者募集要項によって定めている。募集要項は入学時期、選考方法、学費、入学手続等を記載した冊子で、毎年度、通信教育委員会での協議を経て発行し、希望者に無料で配布している。

なお、入学手続の時期によって当該年度の科目修了試験やスクーリング授業の一部について、受講が困難となる場合がある。このような入学手続きの時期による学修上の支障等はあらかじめ「学生募集要項」等で明記している。

② 出願

入学志望者は出願に際して、募集要項に同封の出願関係書類にあわせて志望理由書に入学動機等を記載して提出する。

入学者の選抜方法は、出願関係書類によって入学資格を確認し、志望理由書によって志望動機等を確認して選抜する方法に限定している。

このため会場での筆記試験入試・推薦入試・A0入試等のその他の方法では入学者選抜

は原則として行っていない。

入学の時期は春期(4月入学)と秋期(10月入学)に区分し、4月入学の場合は出願期を4～5期に、10月入学の場合は2期に区分して出願の受付、合否発表、入学手続きを行っている。このような細かな区分制を採用するには、通信制大学の入学希望者は社会人学生が多く、高等学校を3月に卒業し、4月から大学に入学するような通学課程と異なり、希望の出願時期が幅広い事が理由となっている。

③ 入学者選抜

入学者の選抜は、各出願期毎に通信教育委員会を開き、同委員会内で入学者判定会議を行っている。詳細は「入学者受け入れ方針等」において説明する。

④ 合否判定

合否判定は各出願期毎に合否発表を郵送で行っている。合否発表は会場での掲示発表、電話・ホームページ等での発表は行っていない。全て郵送によるものとし、合格、不合格のいずれにもかかわらず通知するものとしている。

[点検・評価]

学生募集の方法

本通信教育部に入学する約52%程度が事前に入学説明会に参加していることから入学説明会を中心に展開している学生募集方法は適切であると考えられる。

ただし、本通信教育部の開設時に比して、現在の入学志願者の入学目的が多様化している現状がある。そのため入学説明会におけるプログラム(全体説明と個別相談)では時間的な制約から十分な説明が出来ていない可能性がある。

また、入学説明会に都合により参加できないの場合への対応も十分ではなく、不参加者に対して、どのように情報提供を行っていくのが、今後の課題となっている。

さらに、本学の知名度向上に向けた努力が必要である。入学説明会で行っているアンケートによると本通信教育部の存在を知った時期が「(アンケート記入日から)1年以内」と回答している場合が68%ある。(2006年度から2008年度まで平均)。

このことから志願者は、通信制大学についてインターネットや雑誌媒体等で調べた結果、“初めて”本通信教育部の「存在を知った」ケースが非常に多いことが伺え、本通信教育部の知名度の低さが懸念される。

通信教育課程を設置する大学は東京・関西圏を中心とした歴史があり知名度の高い大学が多い。そのような中で本学のような地方圏の大学が知名度を向上させることは大変に困難があるが、メディア等を十分に活用して認知度の向上に努める必要がある。

入学者選抜方法

入学者選抜方法については、通信教育部の「入学者受け入れ方針」(後述)を踏まえて、適切な方法をであると考えている。

[改善方策]

学生募集は、独自開催の入学説明会が主軸になっているが、今後もこの方針を徹底するため説明会に参加できない者への対応を改善していきたい。具体的には現在、試験的に開催しているインターネット入学説明会の拡充等を図り入学説明会への出席率を向上させたい。また、社会人の場合では、土・日・祝日が勤務休日であるとは限らず説明会等に参加できない場合も多い、そのため夜間(20:00以降等)に入学相談が行える体制作りについても今後検討を行っていきたい。

本通信教育部の認知度の向上については、限られた広報予算をいかに効果的に投下するのか、費用対効果について検証するシステムの導入を図りたい。具体的には外部からコン

サルタントを招くなどしてメディア広報の戦略について抜本的な見直しを図りたい。

さらに、本学の学生募集の広報は通学課程においては入試広報委員会・入試広報課が、通信教育部については、通信教育委員会と通信教育部事務局がそれぞれ担当している。このように学内における分担が不効率となっていないか検証し、入試広報委員会・入試広報課との広報戦略に関する抜本的な見直しを図りたい。

本通信教育部にとって認知度の向上は重要課題の一つであるが、出願者を対象としたアンケートによると本通信教育を知った経緯については、17%程度が「友人・知人から」および「職場で知った」と回答している。これはいわゆる「口コミ」の効果が高いことを表している。

メディアを利用した広報が必要である一方、このような社会的評価・認知度の向上についても重視する必要がある。

このため、通学課程の同窓会事務を所管している学生課や後援会(通学課程同窓会)への働きかけを行い本学通学課程や併設する中部学院大学短期大学部(旧中部女子短期大学)の卒業生、その父兄に対する広報活動も今後は併せて行っていきたい。

4-2-1-①-b 入学者受け入れ方針等

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

[現状説明]

既に本節の「目標」において述べたが、本通信教育部は、社会人学生のリカレント教育の必要性を踏まえて、時間的制約、居住地域の制約及び経済的制約などを超えて、学修意欲を持つ人々に対して「いつでも」「誰でも」「どこでも」学べる、学びたい人のニーズに合わせた正規の大学教育課程として、学ぶ意欲を持つ人に、広く学習機会を提供することを目標としている。したがって入学者の選抜方法については、入学志願者の学ぶ意欲を尊重する方法を採用することとしている。

このため本通信教育部における入学者の受入方針は、大学入学資格や文章力等の基本的条件を前提とした上で、上述の学習意欲が確認される出願者に対しては、通信教育委員会での入学者判定を経て、原則として受入を行っている。

ただし、4つの履修モデルコースの内、「精神保健福祉コース」への入学希望者は、入学に関する審査と併せて、コース選抜の審査を行っており(定員50名)、「精神保健福祉コース」の定員(50名)を超える希望者があった場合は、コース選抜用の志望理由書等に基づき選考を行っている。したがって、「精神保健福祉コース」の出願者のみ、入学審査は合格で、コース選抜は不合格となる可能性がある(この場合、「精神保健福祉コース」への在籍は出来ないが入学は可能となる)。

入学志願者を受入方針の背景については、次節「カリキュラムとの関係」でも述べるが、多くの通信制大学における入学者選抜方針において学生の受入が前提となっているように通信制大学の場合、入学前における学力審査等によって入学生の適切性を図るよりも入学後の学習成果によってその適性を図る傾向がある。本学もこれと同様に入学志願者の学ぶ機会を広く提供すると共に、入学後における学習成果を重視している。

また、障害者の受入については、他の出願者と同様に審査を行うことを基本とするが、障害の程度によりスクーリング授業の受講や修了試験の受験が困難となる場合が予測される。このため障害者の出願については出願前に入学説明会への参加を条件とし、本学として対応可能な措置について情報提供を行った上、学生生活上の支障が無いか確認を行っている。

単位制学費制度

前述のように本通信教育部では、入学志願者の学習意欲と入学後の学習成果の状況を重

視して入学者の受け入れ方針を定めている。このため学生の学習期間は様々であり、1年次入学生の場合では最短4年間で卒業する場合もあれば、最長の8年間をかけて卒業する場合も珍しくない。また、学習意欲を途中で失ったり、仕事(家庭)と学習の両立が困難で、残念ながら退学を選択する場合など、入学後の状況は個人差が大きい。

このような通信制大学の実態を踏まえて本通信教育部では、「単位制学費制度」を採用している。本制度は、履修科目数に応じて学費を支払う制度であり、正科生の場合、基本授業料(30,000円)の他は、年間の固定学費は無く、履修科目の単位数(5,000円/単位)に応じて学費を支払うことになる。このため、極端な例では、当該年度の履修登録科目が2単位であれば、基本授業料(30,000円)と履修従業料(2単位×5,000円)の合計40,000円で1年間の学習を開始することができる。

単位制学費制度は、学生の学習計画に応じて学費を支払う制度であり、学費面で不安がある学生は、履修科目単位数を抑制することで学費を調整することが可能となる制度である。

入学者の受入方針で「原則として受入」を前提とする以上、入学後に学生の目標が変化したり、学習が思うように進まず学習継続を断念する場合など、様々な状況変化への対応が必要となる。この点において単位制学費制度は本通信教育部の入学者選抜方法の理念に合致した制度と捉えている。

[点検・評価]

入学生の受入の方針は、本通信教育部の設置の趣旨を踏まえて適切であると考えている。時間的、空間的、経済(家計)的に様々な点で制約を持つ一般社会人に対して広く、学習機会を提供することの意義は大きい。また、通信制大学の多くが東京・大阪を中心とした大都市圏に設置されることが多い中、本通信教育部は、地方在住者に対して広く学習機会を提供する一助となると自負している。ただし、原則として入学者の受入を前提とする通信制大学が圧倒的多数であることもあり、入学志願者の側も通信制大学への入学審査制度を軽視する傾向が見受けられる点には注意が必要である。

大学での学びは、利便性や気軽さを優先すると達成は難しい。入学志願者自身の強い意欲が前提となる。また、大学教育で必要となる読む、書く、調べる、まとめるといった基礎教育が十分でなければ意欲があっても学習継続は困難である。本通信教育部の設置の趣旨を踏まえた上で、入学者の受入方針や教育目標等のあり方については、常に検証を行っていく必要がある。

単位制学費制度

入学者の受け入れ方針を具現化するため単位制学費制度も有効な支援策の一つとなっていると考えている。単位制学費制度により学生は、経済的事由に影響されることが少なく、長期的な計画によって学習を行うことが可能になる。

しかし、本学費制度の趣旨が学生に対して十分に認知、徹底されていない状況が伺える。新入学生の入学時の履修単位数の平均が32単位程度であることから入学時点では最短期間での卒業を視野に入れて履修登録を行っており、単位制学費制度を活用して長期履修を想定している場合が少なくない。学生は、ある程度の学習(期間)が進捗してから各自の学習ペースを掴み、最短期間では卒業が難しい事実を認識する傾向がある。

単位制学費制度は、通信教育部の学習を支援策として有効であるが、それを実効的に運用するためには履修相談・指導等の充実が今後も必要である。

[改善方策]

入学者の受け入れ方針と本通信教育部の理念・目的・教育目標については、通信教育部の開設からこれまで十分な振り返り(検証)が行われたとは言い難い。開設から8年余りが経過し、学生の退学率、単位修得率、国家試験合格率、科目履修の動向等の様々な観点を

踏まえ再検証を行っていきたい。

障害者の受入については、受入後の体制が十分とは言えず、現実には受入を断らざるを得ない状況がある。しかし、障害者も健常者と同様に大学教育において学ぶ機会・環境が整備されるべきであり、通信制大学は、その社会的な期待に応える可能性を持っている。この課題は、通信教育部に限らず本学全体、さらに我が国の大学教育全体の課題とも言えるが、今後の受け入れ態勢の充実に向けて検討を進めたい。

具体的には障害の分野を特定して(例えば視覚障害者に焦点を絞り対応措置を図るなど)段階的に環境整備を進め、他の通信制大学とも協調して受け入れ態勢の充実を図る。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

[現状説明]

本通信教育部の教育課程(カリキュラム)については、通学課程(人間福祉学部・人間福祉学科)の教育目標を踏襲しているものの、その方法においては大きく異なっている。

一例として1年次入学生の卒業必修科目である「課題研究(導入編)」を挙げる。同科目はテキスト・スクーリング併用科目であるが、他のテキスト・スクーリング併用科目と異なり、3段階に分かれて学習が進められる。

まず、第1段階としてスクーリングがあり、2日間のスクーリング授業を受講して、担当教員から科目の学習方法や自宅学習課題への取り組み方について指導を受ける。

スクーリングを受講すると第2段階として提出課題(自宅学習課題)が設定されており、学生は所定の期間までに課題を提出し、これに合格しなければならない。課題が不合格の場合は、所定期間内であれば課題を再提出することができ、合格するまで課題に取り組む。課題に合格すると第3段階として再び2日間のスクーリングに出席する。スクーリング授業では、前半のスクーリングや自宅学習課題を踏まえて授業が展開され、学生は最終試験に向けて授業を受講する。

このように本通信教育部では、あらかじめ設定された学習段階に学習が到達できなければ次の段階に進むことができない。「課題研究(導入編)」のようにテキスト・スクーリング併用科目であれば、次の段階とは、スクーリング授業であり、テキスト科目であれば、修了試験となるが、それぞれ事前の提出課題の合格が義務づけられている。

通信制大学の卒業率が通学課程と比して低くなる要因として、このような「段階的学習法」が学習進捗の淘汰機能を果たしており、学習の質・学力レベル維持に寄与している。

なお、他の通信制大学においては、課題学習(自宅学習)と修了試験の受験を平行して学習可能な制度を採用している場合もある(他大学学校案内等の資料より)。つまり事前に修了試験を受験し、後に課題学習(自宅学習)に取り組む方式等も可能としている大学もあるが、本通信教育部ではこのような方法は採用せず、厳密な「段階的学習方法」を採用している。

なお、本通信教育部では、事前に課される自宅学習課題(提出課題)の合格点は100点満点中80点以上と高い評価基準となっている。また、修了試験については、一旦試験に不合格であれば次回の修了試験を受験できるものの、不合格となった試験について解説等を行っていない。自らどのような点で不合格であったかを推察し、学習を見直し、再試験に臨むこととしている(再試験は、合格点であっても評価が「C」となる)。

また、先に例として挙げた「課題研究(導入編)」は、「読む・書く・まとめる・調べる」といった大学での学びに必要な基礎学習に力点を置いている。通信教育課程における学習の基本は自宅学習であり、読む力・書く力、論点をまとめ整理する力が重要である。

入学者の受入方針を「原則として受入」とする以上、学生の学力レベルは多様性がある。十分な学力を有している学生に対しては、これから大学での学びにあたって必要となる情報収集能力や専門科目への動機づけを養う。また、基礎的な学力の途上にある学生に対し

ては、1年次配当科目に基礎学力の向上に努める科目を配置して、読解力・文章力の向上のなど基礎学力を養っていく。

[点検・評価]

入学者受け入れ方針とカリキュラムとの関係については、段階的学習法を徹底することにより入学者の受入方針が教育課程や教育方法に反映されているものと考えている。

また、「課題研究(導入編)」など大学での学習に不安を持つ学生に対する基礎学力の向上にも寄与していると考えている。

[改善方策]

通信教育委員会内に既存の教務部会に加え、新たに入試広報部会(仮称)を設置し具体的な検討を進めていく予定である。

また、将来構想として、プレスクール制度((体験入学制度)いずれも仮称)の導入なども検討を行う予定である。プレスクール制度は、実際に通信教育部におけるテキスト科目の学習やスクーリング学習に参加・体験できる制度で、通信制大学での学びを体験できる制度である。実際に体験することで入学志願者の不安を解消し、各自の目標(学習計画)を立てることができる。

また、この機会を利用して本通信教育部の特徴である単位制学費制度などを十分に理解してもらい、必要に応じて長期の履修計画についても検討を促したい。

なお、プレスクール制度(仮称)を実施した場合、合格した課題や修了試験について正規に入学した際に既修得単位認定として認定できるか等についても併せて検討を行っていききたい。

4-2-1-①-c 入学者選抜の仕組み

入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜基準の透明性

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

[現状説明]

通信教育部における入学者の選抜試験実施体制は、筆記試験・AO入試・面接試験等における入学者選抜試験は行っていない。全て志望理由書を中心とした書類審査に基づいて選抜を実施している。このため通学課程における入学者選抜試験では、入試広報委員会・入試広報課が担当するが、通信教育部の選抜に関しては通信教育委員会・通信教育部事務室が所管している。

入学者選抜基準は、前述のとおり入学者の受入方針を原則として受入を基本としているが、この点については、あらかじめ入学明会等で入学志願者に説明を行っており透明性を確保している。ただし、もとより多くの通信制大学においても入学者の受入方針は本学と同様のことが多いことから、入学志願者から選抜基準に関する質問を受けることは少ないのが実態である。

入学者選抜方法は、原則として受入を基本しているものの、入学者選抜とその結果の公平性・妥当性を確保するシステムとして入学者判定会議を通信教育委員会内に置いている。

入学者判定会議は、通信教育委員が全出願者の入学資格・編入学資格(編入生の場合のみ)、既修得単位認定(編入生と1年次入学生では希望者のみ)を各出願書類に基づいて審査し、さらに志望理由書によって入学の適性を判定している。

なお、入学志願者数が多く判定までに時間を要する場合については、入学者判定会議に先立ち、複数の教員による予備審査を行うこととしている。予備審査は、通信教育委員会

で特に協議が必要な事例等の確認を行うこととしている。

[点検・評価]

通信教育部と通学課程において入学者選抜実施体制を分担している状況については、通学課程との状況の違いから妥当性があるものと考えている。ただし、それぞれに担当を分担することで志願者への対応が縦割りになる点や入学者の受入方針、選抜のあり方等について、互いの連携が十分にとれない可能性を今後は検討課題とする必要がある。

入学者選抜基準の透明性、結果の公正性については、入学者の受入方針を原則として受入を基本としていることから、必然的に透明性・公平性を確保していると考えている。

結果の妥当性については、通信教育委員会内に入学者判定会議を置くことで、妥当性を確保するシステムとして機能しているものと考えている。

今後の課題として入学者選抜のあり方が慣習化し、入学者判定会議が形骸化する可能性を危惧する必要がある。これは通信教育部の入学者受入方針による影響であり、入学者の選抜方法が適正であるかを常に検証し、入学者判定会議においても入学が不適切・不適合と判定される志願者については、適切な判定を行わなければならない。

[改善方策]

通信教育部と通学課程において入学者選抜実施体制を分担している状況については、通学課程と入試広報委員会・入試広報課と定期的な連絡会を開催し、情報の共有化や今後の方針についての調整を進めたい。

また、入学者選抜のあり方が慣習化・形骸化する可能性については、一定期間毎に通信教育部の入学者選抜のあり方を抜本的な見直しを図るよう中期計画を策定したい。そのために入学生の学習状況や国家試験の合格率、卒業・退学率等を包括的に見据えながら実態に即した入学者選抜のあり方を検討していきたい。

4-2-1-①-d 入学者選抜方法の検証

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

通信教育部において入試問題とは、「志望理由書」がこれに該当する。志望理由書は、通信教育部の募集要項に同封されており、入学志願者は自宅で志望理由書を作成し、他の出願書類とあわせて大学に提出(出願)することになる。

志望理由書は、400字から800字の範囲内で、①本通信教育部の志望理由、②本通信教育部で学んだことを将来どのように生かしたいか、の2点を踏まえて記述する課題となっている。志望理由書は、本通信教育部への入学意欲を確認するものであり、基本的な内容については、2003年度の開設時から変更は行われていない。従って、通学課程で行われる入学者選抜の入試問題を持たないことから、点検・評価、改善方策についての記述は省略する。

また、入学者の受け入れ方針を踏まえて、入学者選抜方法の具体的な検証はこれまで行われていない。

4-2-1-①-e AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

〔現状説明〕

AO入試による入学審査は行っていない。

4-2-1-①-f 入学者選抜における高・大の連携

推薦入学における、高等学校との関係の適切性

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

〔現状説明〕

本通信教育部の入学生は社会人学生が中心となっているため、通信教育部の単独としては、高・大の連携は行っていない。

4-2-1-①-g 社会人の受け入れ

夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

〔現状説明〕

本通信教育部ではこの項目は該当しない。

4-2-1-①-h 科目等履修生・聴講生等

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

〔現状説明〕

科目等履修生・聴講生入学状況

科目等履修生の受け入れは積極的に行っている。2008年度の入学生の約23%は科目等履修生であり、高い割合となっている。

本通信教育部に科目等履修生として入学を希望する者は、すでに大学等を卒業し、教員免許状や認定心理士資格等の取得を希望する者の割合が高い。

また正科生として入学以前に、本通信教育部の学習を“体験すること”を目的として、正科生ではなくあえて科目等履修生として短期間入学し、その後に改めて正科生として再入学する事例もある。

さらに、本通信教育部の卒業生が再び科目等履修生として再入学する事例も増加している。これは本通信教育部において学士号や社会福祉関連資格を取得して、一旦卒業した後、在学中には時間的な制約等から履修できなかった科目の学習を行うために再び本通信教育部に入学する事例である。

科目等履修生の入学生は、2005年度から2007年度までの3年間の平均が26名であったのに対して、2008年度は65名。2009年度は79名（予定を含む）と増加傾向にある。

その要因として、日本心理学会認定資格の「認定心理士」の養成を本通信教育部が開設したことが挙げられる。同資格は、既に学士号取得者であれば、科目等履修生として入学し、必要単位の修得によって取得できる学会認定資格である。認定心理士の養成が本格化した2008年度から科目等履修生の入学割合が増加していることから科目等履修生の入学に際して認定心理士養成は大きな影響を与えていると考えている。

科目等履修生・聴講生の受け入れ方針

科目等履修生、聴講生の学生募集については、正科生の場合と同様の体制で受け入れている。前述したように本通信教育部における学生募集においては、独自で開催する「入学説明会」に力点を置いているが、科目等履修生・聴講生の志願者についても、この入学説明会への出席を促している。

科目等履修生の受入要件は、正科生と同じく大学入学資格を所有していることを要件としている。また、聴講生については18歳以上であれば大学入学資格を有していない場合も認めている。ただし、聴講生については、授業等の聴講が可能であるが、単位の認定は行わない。

なお、科目等履修生・聴講生の出願手続・入学者選抜の方法は、正科生の場合と同様の方法で出願手続を行う。出願時期、出願に関する募集要項、合格発表及び入学審査方法等、すべて正科生に準じている。ただし、正科生の場合と異なり科目等履修生・聴講生は、志望理由書の提出を義務づけていない。

科目等履修生・聴講生の学習

科目等履修生・聴講生の履修は、一部の科目では履修制限を行っているものの、正科生と同様に履修し単位を修得することができる(聴講生は単位修得できない)。

その他、科目の学習方法、修了試験の実施や評価基準等において科目等履修生・聴講生は正科生と全く同様の取扱いとなる。

科目等履修生・聴講生と正科生との違いは、前者は正規の学生ではないために学割証の発行ができない点や通信教育部の学生会への加入が任意加入となる点がある。

聴講生

本通信教育部においては、開設時から聴講生制度を設置しているが聴講生の在籍はこれまでのところない。

本通信教育部の設置時において聴講制度は、大学入学資格を持たない社会人を主な対象として想定していた。このため入学対象者が限定される形となった。また、本通信教育部においては、特修生制度を設けているため大学入学資格を持たない対象者は、特修生への入学を志願する結果となり聴講生への入学志願者はこれまで皆無であった。

[点検・評価]

社会人学生が主な対象となる本通信教育部において科目等履修生の受け入れの意義は大きい。

2005年度から2007年度までの科目等履修生の受け入れ状況を福祉系の通信制大学と比較すると、他大学の正科生に対する科目等履修生の割合が平均17.9%であるのに対し、同期間の本通信教育部の受け入れ状況は7.6%と他大学に比して低い水準であった。

このような状況の中、2008年度より認定心理士養成を開始すると科目等履修生の入学割合が23%(2008年度)に増加した点については評価できるものと考えている。

科目等履修生の入学選抜の方法は概ね適切であると考えているが、科目等履修生が正規の学生では無いという理由から出願の際に志望理由書の提出を義務づけていない点は、今後再検討を行う必要がある。

志望理由書の提出が無いために、入学者判定会議では、正科生の場合のように入学志願者の学習意欲や学習動機を諮ることが難しく、単に大学入学資格の確認を行うだけの状態となっている。

また、正科生の場合では基礎学力の向上を目指した「課題研究(導入編)」を卒業必修科目とする等の措置等、カリキュラムによる指導体制の充実が図られているが、科目等履修生は文字通り科目単位に履修する学生であり、学年や卒業必修科目等の概念が存在しない。

このため科目等履修生の履修指導方法に統一的なモデルを示すことができない状態にある。

科目等履修生は、各自の興味・関心に基づいて数科目(2～3科目)を履修する場合もあれば、認定心理士の取得等を目指して30単位以上の履修を目標とする場合もある。特に後者については体系的な履修モデル等を示し、学生の履修計画の立案について支援が必要であるが、現時点で対応は取られていない。

[改善方策]

科目等履修生の入学者選抜制度の見直しは今後の検討課題とするが、将来的には正科生と同様に志望理由書の提出等を義務化する方向で検討を行いたい。

科目等履修生の場合、数科目(2～3科目)のみを履修計画とする場合と30単位以上の履修を計画している場合があるが、特に後者については、将来構想として科目等履修生によるコース制度の設置等を検討している。

具体的には、科目等履修生の学ぶ目的(目標)を履修モデル(コース)として示し、各自に適した履修モデル(コース)に沿って学習が可能な履修指導體制の構築を目指したい。

また、科目等履修生には卒業の概念が無いものの、コースの必修単位を修了した学生に対しては修了証を授与する等、科目等履修生に対する評価制度の設立についても検討を行いたい。

さらに、現在、科目等履修生については、これまで学生会(桐華会)は任意加入であったが、2010年度以降は科目等履修生も全員加入にしていきたい。(2009年6月に決定予定)

以上のように科目等履修生に対する受入体制と指導體制の充実を図りたいが、その為の費用として、科目等履修生・聴講生についても、基本授業料(年間10,000円を予定)の徴収を2010年度から行うことを検討している。

学費の改定は、科目等履修生・聴講生の経済的負担を強いるが正科生と同様の学習支援サポート、学習会による交流、学生傷害保険への加入などの充実につながるものと考えている。

最後に、これまで入学志願者が皆無である聴講生制度については、廃止も視野にいたした検討を行いたい。

4-2-1-①-i 外国人留学生の受け入れ

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

[現状説明]

通信教育という特性を踏まえて、外国人留学生を対象とした入学制度等は設けていない。なお、本通信教育部では、海外に在住する学生の受け入れについても行ってない。

4-2-1-①-j 定員管理

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

[現状説明]

本通信教育部の入学者数は、2005年度を除き、入学定員を下回っている。入学定員を大きく上回った2005年度は、開設から3年目に当たる年度であり3年次編入学の受入を開始した年度であった(開設年度の2003年度と翌年の2004年度は1年次入学生のみ受入

を行った)。このため2005年度は編入学による入学希望者が集約され、結果として入学定員を大きく上回る入学者数となった。

したがって、2005年度を除くと年度の収容定員400名(1年次入学300名、3年次編入学100名)に満たない状況が常態化している。

さらに、1年次入学と3年次編入学の区別の定員では、1年次入学の定員(300名)が常に満たない状況に対し、3年次編入学生の定員(100名)は、常に超過の状態にある。つまり1年次入学生の3年次編入学生の定員設定についても是正が必要な状態が続いている。

入学者数が2005年度を除き入学定員を下回っている状況については、本学と本通信教育部の知名度の低さ、地方都市に拠点(本学)を置くため大都市圏の在住者への訴求力不足、また本通信教育部の開設に前後して福祉系の通信制大学が設置されたための競合校の出現などが理由として挙げられる。さらに経済不況の深刻化などにより2004年度以降は通信制大学全体の入学者数が減少傾向にあり厳しい状況が続いていることも要因と考えられる。

[点検・評価]

入学定員の設定については、開設時から2005年度を除いて、定員未満の状況を憂慮している。特に1年次入学生の定員未満と3年次編入学の定員超過状態が常態化している現在の状況については、早急に改善しなければならない。

本通信教育部では、入学者増に向けて2度のカリキュラム改正を行っている。特に完成年度を迎えた2007年度については、カリキュラム改正の他、スクーリング会場・テキスト修了試験の会場増設を行った。それまで岐阜(本学)と名古屋(愛知県)の2会場を主なスクーリング会場としている本通信教育部の入学者は、岐阜及び愛知県の入学生が中心であり、その他の地域の入学者が少ない状況だった。このため新たにスクーリング会場を金沢会場(石川県)、松本会場(長野県)、浜松会場(静岡県)及び大阪会場(大阪府)の4会場を増設した。なお、松本、浜松及び大阪の会場でのスクーリング開講はスクーリング科目の内、2～3科目程度の開講と運営負担を踏まえ抑制したが、金沢会場については、「社会福祉士受験資格の取得に必要な科目の内7割以上を開講」と目標を立て、北陸地方在住者に対する学生募集の訴求力を高めた。

また、2007年度カリキュラム改正では、新たに日本心理学会認定の認定心理士養成を開始しているが認定心理士の養成は、特に科目等履修生の入学者増に寄与している。

このような改革により、2009年度の学生募集状況は改善に兆しを見せており、年度の収容定員である400名に近づいている。

現状の年度単位の入学定員(400名)については、教育体制の整備状況や学生募集上の実力からも困難な数ではなく、カリキュラム改革やEラーニング教育の導入など教育面とスクーリング会場等の増設などの制度面の充実が今後も継続して行えば十分に達成できる設定と考えている。

なお、2007年度カリキュラムの開設やスクーリング会場の増設、また、認定心理士養成などを行っていることから2009年度の学生募集は、開学以来2番目の高水準となっているが、これらはこのような施策が身を結んだ結果だと考えられる。

ただし、依然として1年次入学生と3年次編入学生の入学割合は、定員の3対1に対して、実際の入学者数は、1対2の比率は変化がない。社会人学生が主な対象となる通信教育部では、すでに短期大学・専修学校の専門課程を卒業している場合が多く、1年次入学生の対象者が減少している。この点については、通信教育部設置時の予測が十分で無かった点を反省しつつ、今後の改善方策を検討する必要がある。

[改善方策]

入学定員の設定については、1年次入学生に比して編入学生の入学割合が高い実態を踏

まえ、定員数の変更について検討を行っている。また、学生募集全体については、2009年度の入学生増加を鑑み、これまでの改善方策の一定の評価をおこなうことができる。

今後も学生のニーズ、社会情勢の変化、本学の教育基本理念を踏まえて、改善を進めていきたい。具体的には、これまで取り組みを進めてきたカリキュラムの見なおしやスクーリング会場の見なおし等をさらに進め、学生募集の増加に繋げていきたい。

4-2-1-①-k 編入学者、退学者

退学者の状況と退学理由の把握状況

[現状説明]

本通信教育部の2003年度(開設年度)から2008年度までの退学者数は次表(注)の通りである。

退学者の退学理由は、「一身上の都合・家庭の都合」が約22%程度と最も多く、次いで、「授業料未納」による退学・除籍が18%程度、「仕事の勉強の両立が困難」約15%程度と続いている。

退学時期は、入学から4年経過後が最も多く、入学から4年経過後までの退学者数の累積は、入学者数に対して32%まで上昇するが5年目以降からはほぼ横ばいとなる。

学生は退学に際しては、所定の「退学届」に必要事項を記載して、通信教育部事務室に提出する。「退学届」は学長の受付に関する承認を必要とし、受付承認を経た後、通信教育委員会において学籍異動の議題として審議される。通信教育委員会において退学が承認されると退学が決定する。なお、原則として通信教育委員会の承認日が退学日として位置づけられる(除籍は除籍事由の発生日が除籍日となる)。

退学理由の把握は、退学届の記載によって把握することになる。なお、2006年度までの退学届の書式では、退学理由は自由記述式を基本としていたが、記載内容の曖昧さがあったことから2007年度から項目選択式を基本に変更した。

このような変更により退学事由を明確に整理できるようになっている。

入学年度	入学者数	退学者数	退学率 (退学者数/入学者数)
2003	231人	93人	0.40
2004	234人	81人	0.35
2005	515人	211人	0.41
2006	250人	71人	0.28
2007	185人	34人	0.18
2008	209人	16人	0.08

(注)上表は各年度の入学生を卒業又は退学まで追跡して算出した「退学者数」である。このため例えば2003年度入学生が2008年度に退学した場合は、「2003年度」区分欄に退学者数として加算している。

[点検・評価]

(財)私立大学通信教育協会の調査結果によると全国の通信制大学の退学者数の平均は15.5%程度(注)、福祉系通信教育課程では、21%程度(注)となっている。これに対して本通信教育部の退学者数の平均は、同じ基準(資料)で比較すると14%程度となり、他校と比較しても突出して高い数字とは言えない。

しかしながら、本通信教育部を含め全国の通信制大学の退学率が高い水準で常態化している現状については、抜本的な改革が必要であり本通信教育部としても地道でも着実な改

善策を実施する必要がある。

退学事由は、主に学習・進路面に関する事由と経済的理由(学費の問題)が多い。

経済的理由による退学については、本学では単位制学費制度や奨学金制度などを設けており、学生の学費負担に計画性をもたせている。

進路変更については、社会人学生は転勤や転属、家族の状況変化等によって進路変更の要素が多く内包していると考えられる。

仕事と学習の両立が困難については、履修指導等の側面的支援はもとより、学生の基礎学力の向上について努めなければならない。この点については、2007 カリキュラムの制定によって、基礎的読解力、文章力、コミュニケーション能力の向上を目指した「課題研究(導入編)」を卒業必修科目に設定し、基礎学力の向上に努めている点が評価できる。

一方、退学検討者に対する相談体制は、十分とは言えない。これは通学課程であれば「授業の欠席率が高くなる」「ゼミ等での発言が少なくなる」、等々退学に至る“兆候”を掴むことができるが、通信教育課程の場合、これが難しいことに起因する。

通信教育部においては独自の相談体制を構築すべきであると考えられる。

(注)私立大学通信教育協会発行「入学者調査」に基づく。

本調査では「退学者数」の集計は行っていないが、2007年度の在籍者数、卒業者数及び2008年度の入学者数及び在籍者数を基に退学者数を推測した。従って本退学率は、2007年度内の「退学率」となっている。なお、「福祉系大学通信教育課程」とは佛教大学、聖徳大学、日本福祉大学、東北福祉大学、東京福祉大学の状況を参考にしている。

[改善方策]

退学者の減少に向けた改善方策は、即効的な解決方法は無く、教育課程、学習指導・相談体制、学納金対応等の全般的な点検の積み重ねが必要である。

退学事由は、主に経済的理由(学費の問題)、進路変更、仕事の学習の両立が困難等が多い。経済的理由による退学については、本学では単位制学費制度や奨学金制度などを設けているが、今後はファイナンシャルプランナーによる相談制度の設置についても検討を行っていききたい。

また学生への相談体制の充実として、前述した「eスタディ」システムの設置も改善方策につながるものと期待している。

同システムによって学生のシステムへのログイン状況等から、学習の進捗度や学習時間を把握し、退学への“兆候”を早期発見できるシステム作りを目指したい。このようなシステムによって、これまでの受動的な相談体制から能動的な体制作りへの変化が行えるものと期待している。

編入学生および転科・転部学生の状況

[現状説明]

通信教育部の転科・転部の状況は次表の通りである。なお、通信教育部は人間福祉学部人間福祉学科の1課程のため、通信教育部において転科・転部とは、本学通学課程との転科・転部が前提となる。

社会人学生が圧倒的多数な通信教育部生の場合、日々、大学に通学することが必要な通学課程に転科・転部(転出)することは大きな障壁があり、通信教育部から通学課程への転科(転出)の実績は開設からこれまで2名に留まっている。

一方、通学課程から通信教育部への転科・転部については、毎年2名程度が通信教育部に転入している。これは主に学生自身や保護者の家計状況が悪化して、通学課程での在籍が困難になったために通学課程よりも学費面で負担の少ない通信教育部に転科・転部する事例が多い。さらに、通学課程において対人関係で、学習についていけない場合に通信教

育部に転入する事例も存在する。

なお、通学課程において当該年度の学費を支払った学生が、通信教育部に転入した場合の学納金は、すべて免除としている。

入学年度	通学課程へ転出	通学課程から転入
2004		2人
2005	1人	2人
2006		
2007		2人
2008	1人	2人
計	2人	8人

編入学生については、本通信教育部では3年次と4年次に編入学生の受入を行っている。編入学生の受入については別項で述べる。

[点検・評価]

転科・転部については、通信教育部から通学課程への転出については、現状について、何ら問題が無いと考えている。

一方、通学課程から通信教育部への転入については、課題が残っている。通学課程からの転入生の内、通信教育部の転入後に10単位以上を修得した者は15%に満たない状況にあるからである。

通学課程の対面式教育(授業中心の教育)と比較して通信教育部の学習は、各自の自宅学習が基礎となっている。そのため教員に促されて学習に取り組むような受動的態度では、学習が進まない。

通学課程からの転入者の多くが、経済的理由等による転入である場合が多い。そのような学生の学習に対する意欲は低く、転入してもその後の学習が継続されない場合が多い。

通信教育部では、このような状況を学生本人や保護者に伝えているものの、このような状況には改善されていない。

[改善方策]

通学課程からの通信教育部への転入については、通信教育部と通学課程において一体化した転籍指導の体制作りを目指したい。

具体的には、転籍希望の学生がある時は、通学課程の教務委員、学生委員と通信教育部の通信教育委員による連絡会を開催し、必要な情報交換や学生への指導方針等の擦り合わせを行っていきたい。

また、通学課程から学生を受け入れる通信教育部においては、転入生に対する特別なガイダンスや一定期間の学習指導を学生の学習状況を追跡しながら行う体制作りを目指したい。

4-(3) 大学院研究科における学生の受け入れ

4-3-1 人間福祉学部研究科

[到達目標]

- ・ 社会福祉及び関係領域の研究について、人間の福祉の観点から旺盛な学習意欲をもつ者を積極的に受け入れる。
- ・ 社会福祉及び関係領域の研究について、高度な専門性を習得したいと考えている者を積極的に受け入れる。
- ・ 社会人として福祉現場で働いた経験を持ち、さらに高度な専門性を習得しようとする者を積極的に受け入れる。

4-3-1-①-a 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

[現状説明]

学生募集については、入試広報課によって大学全体のパンフレット等が用意されるが、大学院専用の独自パンフレット及び学生募集要項を、大学院研究科委員会の協力を得て編集し、これらを基にして広報活動を展開している。学内では、年一回大学院進学希望者を対象にして、大学院説明会を実施している。また、社会福祉専門演習担当教員による優秀な学生に対する個別的な働きかけもしている。広く他大学や社会人への案内は、本学のホームページを通して大学院の案内や入試等に関する事項を掲載したり、新聞や交通機関の広告、研究会や各地で開催される業者企画で相談会を行っている。

入学者選抜は、修士課程の場合、一般入試、社会人入試、学内選抜入試の三つの方法で行っている。社会人入試と学内選抜入試は、出願次に3,000字程度の研究計画を提出させ、小論文形式の筆記試験と面接試験を行っている。一般入試では、さらに筆記試験として英語が加えられる。面接は大学院研究科教員2人一組で担当し、受験の動機や研究計画等について面接を行う。合否は研究科委員会の決定を経て教授会に報告される。

博士課程の場合は、一般入試の方法で3,000字程度の研究計画と単位修得・成績証明書提出させ、小論文と面接を行っている。修士課程で行っている学内選抜や社会人入試はない。

[点検・評価]

福祉を専門に学び、将来、社会福祉及び関係領域で中枢的役割の担い手となる人材を求める上で、本学の優秀な卒業生から、勉学意欲と研究への関心をもって、さらに修士・博士課程に進むよう方向づけるのは、専門演習担当の教員が関わっている。そのことの持つ意味は大きい。しかし、近年の福祉現場に対する労働条件の悪化を反映して、福祉志望の生徒が減少している関係で学部学生数が減少している。現実には、少子高齢社会を支えるためには、これまで以上に福祉の充実が重要な課題であるにもかかわらずである。

学部の定員割れの現象とそれに伴って大学院進学の希望者も減少してきている状況にある。学内推薦制度は、初期に設けられていたが、現在は学内選抜制度に転換している。しかし、一般入試と受験科目もことなり、学内推薦制度と同等ではないが、それに近い。その制度が学部担当教員に十分に周知徹底される必要がある。また、大学院進学には、意欲と同時に経済的基盤が重要であり、多くの学生がアルバイトをしなければならず、研究

との両立が難しい状況にもある。

[改善方策]

学内においては、大学在学中の学生に対して一層の手厚い指導とアドバイスを行う。特に基礎学部の専門演習担当教員と連携して、学習意欲と熱意、より高い専門性を追求する向学心を持った学生を育て送り出すように努める。また、福祉に関心を持つ他学部出身者や社会人に対して、その受け入れ条件（カリキュラムの編成、授業時間、講義場所等、）を検討し、これまで以上に、学部を超えて大学院を志す学生の意欲を喚起する必要がある。人間福祉学研究に対して求心力を高める方策を立てる必要がある。学部学生の進学奨励のためには、学内推薦制度の復活も検討する必要がある。

4-3-1-①-b 学内推薦制度

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

[現状説明]

大学院創設の初期には、入学学生の確保を確実にするために学内推薦制度を持っていたが、現在は、選抜試験による学内選抜制度に転換をし、廃止されている。

4-3-1-①-c 門戸解放

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

[現状説明]

現在、他大学から本学大学院進学を希望するものに対しては積極的に受け入れており、特に制限を設けていない。

[点検・評価]

他大学・他大学院の学生に対する開放の状況は適切である。近年は、本学卒業者に比して、他大学出身者、外国人留学生が目立つ。特に博士課程（後期）の希望者は、他大学出身者が多い。それは、特定の大学院教員の指導を期待することからである。

[改善方策]

門戸解放については、特に改善の必要を認めない。

4-3-1-①-d 「飛び入学」

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

[現状説明]

本研究科ではこの項目は該当しない。

4-3-1-①-e 社会人の受け入れ

大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

[現状説明]

入試選抜方法は、一般入試、社会人入試、学内選抜入試の3種類である。小論文と面接は共通であるが、一般入試は、英語の試験が課せられ、社会人入試と学内選抜入試は免除される。2001年度から発足した本学大学院修士課程に受け入れられた社会人学生は、2009年度までに65名中15名(23.1%)である。人間福祉学という研究科の性格上、社会人入学者は多い方と思われる。

社会人学生の場合に勤務条件の事情の変化に伴って、やむを得ず退学を余儀なくされるケースがあった。社会人学生への学習条件について配慮は以下のごとくである。

- i.) 社会人の条件にあわせて2010年度から教育方法の特例を適用し6時限、7時限開講をもうける。また、土曜日開講の時間を集中講義以外にも設ける等改善することを決定している。
- ii.) 社会人の希望を考慮して、通学時間等に便利な公共交通機関を利用できる岐阜県各務原キャンパス校舎(2006年度から開校)にて講義を開く(関キャンパス、各務原キャンパス間はスクールバスで25分間程度)。各務原キャンパスの校舎は、すでに、これまでは非常勤講師のため集中講義に利用していた。
- iii.) これまで、すでに社会人学生の勤務条件を考慮して、修士課程を3年から4年かけて履修できるように配慮している。その際、学納金の総額において2年間の在学と同額になっている。
- iv.) 学業奨励として本学独自の奨学金を給付している。修士課程・博士課程ともに休学者を除いた在学生の希望者に年25万円を修士課程は2年間、博士課程は3年間支給している。

[点検・評価]

社会人学生の場合に勤務条件の事情の変化に伴って、やむを得ず休学・退学を余儀なくされるケースがこれまでにあった。目的意識や強い勉学意欲を持ち希望をふくらませて入学したのに続けることができなかつたのは残念なことである。ようやく社会人学生に対する開講方法等改善の方向が確立した。

[改善方策]

社会人入学者の修学条件を整備し円滑に推進するために、入学願書に社会人学生を受け入れる際の諸条件等提示し、希望を聞く欄を設けるようにする等工夫をする。

4-3-1-①-f 定員管理

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

[現状説明]

大学院の募集定員は、修士課程5名、博士課程(後期)3名である。

表4-3-1、表4-3-2は、修士課程、博士課程(後期)開設以来2009年度現在の志願者、入学者と定員比である。

第4章：学生の受け入れ
 4-(3) 大学院研究科における学生の受け入れ
 4-3-1 人間福祉学部研究科

表 4-3-1 修士課程（定員 5 名）

年度	志願者数	入学者	定員比
2001	14	10	2.0
2002	14	10	2.0
2003	12	9	1.8
2004	11	11	2.2
2005	13	10	2.0
2006	6	5	1.0
2007	6	5	1.0
2008	3	2	0.4
2009	4	3	0.6

表 4-3-2 博士課程（定員 3 名）

年度	志願者数	入学者	定員比
2001			
2002			
2003	7	7	2.3
2004	2	2	0.6
2005	5	4	1.3
2006	5	4	1.3
2007	4	3	1.0
2008	8	4	1.3
2009	5	4	1.3

人間福祉研究科修士課程及び博士課程ともに発足当初収容定員に対する在籍学生比率が高かった。修士課程は、2006 年以降是正されたが、2008、2009 年度は定員を割っている。

発足当初、一般入試、社会人入試の他に、定員確保を確実にするために、意欲のある優秀な学生を学内推薦による入試を採用した。入試成績如何に関わらず定員で切るのでなく、大学院修士課程での勉学が可能であると判断できる一定の学力水準を想定して合否を決定したため、定員を超えて結果として合格させた。しかし、2004 年度に学内推薦制度を学内選抜制度に切り替えたが、改善は2006 年度以降になった。しかし、近年は、基礎学部の定員割れを反映して、出願者が少なくなっている。博士課程（後期）は反対に博士課程に対する期待が大きく反映して希望者が減少してはいない。

[点検・評価]

定員に満たない修士課程の学生募集については、基礎学部の専門演習担当教員を通じて進学を積極的に働きかけ、また、入試広報においてパンフレットを、社会人受け入れ条件をいれ、魅力あるものに改善して入試広報を強化した。

博士課程（後期）は、内外からの期待もあり、発足 2 年目から是正されている。

[改善方策]

修士課程においては、基礎学部との連携を深めて魅力のある研究科に整備していくことである。学内の他学部の卒業生を受け入れる条件整備を含めて教育課程の見直しや教育研究活動の充実と、大学院担当スタッフの強化の課題もある。博士課程（後期）は、多くの学位授与者が輩出するための研究指導を強化することが課題である。

4-(4) 別科における学生の受け入れ

4-4-1 留学生別科

[到達目標]

学習意欲のある留学生を受け入れ、日本人学生とともに日本の高等教育機関において学修を達成できる基本的能力を養成する。

4-4-1-①-a 学生募集方法、入学者選抜方法

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状説明]

中国から日本に留学を希望する者が多いことから、2009年度入試、2010年度入試は中国で募集を行っている。入学資格は、i.) 出入国管理及び難民認定法により、在留資格（留学）を付与されて入学できる者、ii.) 外国において、学校教育法における12年の正規の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、入学年度の4月1日に満18歳に達する者、iii.) 出願時に日本語学習歴を有し、国際交流基金又は財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験4級程度以上の実力がある者。以上の要件を満たす者として募集要項に定めて募集を行っている。選抜方法は、事前に出願された書類での書類選考（最終学歴の成績証明書、日本語学校等の成績証明書、卒業証明書、経費支弁能力関係の証明書等）及び本学から別科の専任教員、学部の専任教員、専任事務職員（通訳）等6名程度が現地で、基礎学力試験、日本語の筆記試験、面接を行う。

[点検・評価]

現地で直接試験を行い、日本語能力を確認した上で選抜することは評価できる。しかし、現地での入学試験から4月入学までの間に、日本語学習を継続しない者が多く、入学時には学力が低下している者が多い。このことについて改善を行う必要がある。

[改善方策]

現地での入学者選抜は今後も継続する。入学までの日本語能力低下については、2010年度入試より、J.TEST 実用日本語検定を入学までの間に2回受験し、本学が定める水準を維持することを合格者に課した。この結果については、2010年度入試合格者が入学後、検証する。

4-4-1-①-b 入学者受け入れ方針等

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

[現状説明]

留学生別科の学生は、1年間、留学生生活を体験しながら、日本語能力を伸ばし、修了後は本学を含めた大学の学部、大学院に進学することを目標としている。こうした留学生の入学者受け入れ方針は、①学習意欲があること、②日本語能力が本学で定める水準以上あること、③経費支弁能力があること、以上三点である。

① 学習意欲があること

1年間の短期間で日本語能力を向上する必要があるため、相当な学習意欲が求められる。こうした意欲を日常的に把握するために、遅刻、欠席については教員が科目毎に把握し、

定期試験の受験資格の要件に加え、授業出席が重視されている。また、読む、聞く、書くに加えコミュニケーション能力も求められる。教室内の学修はもとより教室外の学習も日頃より行う、学習意欲のある入学者を求める。

② 日本語能力が本学で定める水準以上あること

このことについては、学生募集方法、入学者選抜方法のところで記述したとおり、日本語学習歴を有し、国際交流基金又は財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験4級程度以上の実力がある者を求める。

③ 経費支弁能力があること

日本滞在中、保護者と密接な連絡をとることができ、学生生活をアルバイトに頼ることなく、安定的に生活費が支弁され、学納金を納入することができる入学者を求める。

[点検・評価]

2009年度初めて留学生別科に受入を行ったが、経費支弁能力については、現段階では問題がない。学習意欲、日本語能力については、先の学生募集方法、入学者選抜方法の「改善方策」で記述したとおり、入学試験合格から入学までの間で日本語能力が低下しており、日本での学修に困難をきたし、学習意欲が低下する留学生もいる。

[改善方策]

学習意欲、日本語能力の維持、向上のために2010年度入試より合格者に対し、J. TEST 実用日本語検定を入学までの間に2回受験し、本学が定める水準を維持することを合格者に課した。この結果については、2010年度入試合格者が入学後、検証する。

4-4-1-①-c 入学者選抜の仕組み

入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜基準の透明性

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

[現状説明]

受験生から提出された出願書類及び経費支弁能力を国内で審査し、その後、現地で基礎学力試験、日本語能力の筆記試験、個人面接行われる。基礎学力試験は、日本語、英語、数学が課せられ、日本語能力の筆記試験は小論文を課す。問題作成は、日本語については、留学生別科の専任教員、数学、英語については学部の専任教員が担当する。現地での選抜試験の担当者は学長が指名し、合格までを一任する。2009年度は留学生別科の専任教員1名、人間福祉学部の専任教員1名、経営学部の専任教員1名、事務局長、入試広報部長、事務担当者及び通訳として事務職員の1名の体制で選抜試験は実施され、合否判定までを行った。こうした結果は、学長に現地より連絡があり、学長が承認し、大学評議会、大学運営協議会、教授会、留学生センター運営委員会に報告され合格者が決定する。

[点検・評価]

留学生別科の選抜試験は2009年度入試から始まりを2回行った。同時に同じ担当者の体制で学部への留学を希望する学生の選抜試験も行っている。同時に行うことのメリットとして、学部希望者で学部教育を受ける上で日本語能力に問題がある受験生を留学生別科の合格者とし、1年間、日本語教育を行う。これにより学部への入学者選抜試験の機会が与えられる。

[改善方策]

現在、2回現地での入学試験を行ったが、学内での問題は生じていないため、現状を維持する。

4-4-1-①-d 入学者選抜方法の検証

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

入学予定者は入国管理局から在留資格認定証明書の交付及び在外の日本公館でビザの発給があって始めて入学する。入国管理局の審査において在留資格認定証明書が交付されることは日本語能力、学習意欲、経費支弁能力が審査の重要事項とされている。本学では、日本語能力、学習意欲、経費支弁能力を入学者選抜の方針とし、慎重な入学者選抜をおこなっている。

[点検・評価]

入学者選抜時から入学まで日本語能力を維持できない状況で入学し、入学後、学習意欲が低下する者がいる。こうした者への対応を検討する必要がある。

[改善方策]

入学後、プレイスメントテストの実施し、能力別のクラス編成、個人面談で、学習意欲の向上に努めている。また、学習意欲、日本語能力の維持、向上のために2010年度入試より合格者に対し、J.TEST 実用日本語検定を入学までの間に2回受験し、本学が定める水準を維持することを合格者に課した。

4-4-1-①-e AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）

留学生別科においては該当しません。

4-4-1-①-f 入学者選抜における高・大の連携

留学生別科においては該当しません。

4-4-1-①-g 社会人の受け入れ

留学生別科においては該当しません。

4-4-1-①-h 科目等履修生・聴講生等

留学生別科においては該当しません。

4-4-1-①-i 外国人留学生の受け入れ

留学生別科は専ら外国人留学生の受け入れを目的として設置されており、前各項に記述したとおりである。

4-4-1-①-j 定員管理

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

[現状説明]

2009年度留学生別科開設し、1年目である。入学定員は30名、入学者は27名であった。

[点検・評価]

入学定員30名に対し、当初の入学者27名は定員管理においては適切と考える。

[改善方策]

2009年度留学生別科志願者募集と同様の方法を踏襲し、現状の入学者程度の入学者を今後も確保しつつ、より厳格な日本語能力の審査を行い、入学後の学修に支障を生じない最低限の能力を入学条件として求める。

4-4-1-①-k 編入学者、退学者

退学者の状況と退学理由の把握状況

編入学生および転科・転部学生の状況

[現状説明]

2009年12月までの間に学習意欲の低下から退学し、帰国した者が2名、成績不振、生活環境が合わないとして他大学等に転学した者が3名おり、現在、在籍者は22名である。2009年度前期において編入学生はなく、後期も受け入れる予定はない。

[点検・評価]

退学・転学の理由は学習意欲の低下とされているが、日本語能力が不十分であることによる講義からの脱落およびコミュニケーションの途絶がその本質的問題として指摘される。27名のうち5名の退学・転学(18.5%)は決して低い数字ではなく、何らかの実効性のある対策が求められる。

[改善方策]

次年度以降は入学者選抜においてより厳格な日本語能力の審査を課すことを検討するとともに、入学後に退学者等を出さない履修指導方法について今年度の修了者が出た段階でレビューを行い、来年度以降の具体的対策を検討する。

第5章 学生生活

[到達目標]

学生の修学基盤である生活を安定させるため、学資困難者に対する経済支援のための配慮、学生が持つ様々な悩み等に対する心身の健康指導と学生相談、安全・衛生への配慮の充実を図ると同時に、進路選択活動への対応や課外活動への配慮・支援等を適切に実施することで、学業に専念できる環境を整えることに努める。

そのために、各種奨学金・学費減免制度の充実、学生相談事業及びキャリア支援センターにおける適切な指導、支援を行う。

いずれも専任の事務スタッフを配置してこれらを支援すると同時に、個々の内容に応じた委員会等を設置して、学生生活全般に関する指導組織体制を整えることを目標とする。

5-1-1-①-a 学生への経済的支援

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

[現状説明]

① 本学独自の奨学金制度

名 称	給付・貸与 の別	2008年度 受給学生数	募 集 時 期
中部学院大奨学金	給付	97(※1)	4月(※2)
羽田奨学金	給付	8	5月
障害学生奨学金	給付	8	4月
後援会奨学金	貸与	7	随時
外国人留学生奨学金	給付	33(※3)	4月
国際交流奨学金	給付	22	必要に応じて
緊急経済支援給付型奨学金	給付	35	緊急時

※1<大学院生9名を含む> ※2<1年次は入学試験時に選考> ※3<大学院生2名を含む>

a. 中部学院大学奨学金

本学に在学する学生に奨学金を給付することにより、学業を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的として「奨学生規程」を定めている。その選考条件には「(1)学業の成績又は、スポーツ、文化活動等の優秀な者(2)経済的に援助を必要とし、かつ学業継続の意志があると認定された者(3)外国人留学生で学業成績が優秀な者(4)その他、特別な事由により学長が推薦する者」と規定されている。学生支援委員長・学生部長・学生課長等からなる奨学金選考委員会で採用決定が行われる。資格は2年間有効であるが、成績が全体の2/3以下となった場合は停止される。新入生は入学試験において、受給希望者の中から成績上位者が採用される。3年生は受給希望者の中から成績・経済状況等を考慮して採用される(再申請可能)。給付額は年間300,000円と100,000円の2種類がある。

b. 羽田奨学金(がんばれ奨学金制度)

羽田辰男弁護士のご厚志により、本学で介護福祉士を取得し、卒業後社会福祉関係に従

事しようとする者に給付される。選考は、人間福祉学部健康福祉学科介護支援コースの学生の中から受給者が決定される。給付額は年間100,000円である。

c. 障害学生奨学金

障害を持つがゆえに修学上特別な費用を負担している学生に給付されている。身体障害者手帳を保持している学生が対象となる。障害の状況に応じて、年間100,000円～50,000円が給付される。

d. 後援会奨学金

在学中に家計急変のための経済的理由により、修学の継続が困難になった者に貸与する。貸与額は半期学納金(授業料、施設設備資金および教育充実費の合算額)の範囲内とする。返還は原則として在学年度内に返還するものと定められている。おおよそ上限額は650,000円である。申込書とともに返済計画書を添付することになっている。

e. 外国人留学生奨学金

外国人留学生全員に対し、生活費補助として年間360,000円(月30,000円)を給付している。

f. 国際交流奨学金

海外研修や海外留学をする学生を対象に同窓会より給付される制度である。海外研修の場合は、研修費用の10%(上限30,000円)が給付される。海外留学(本学と協定を結んでいる大学)の場合は、予算内で審議の上給付される。

g. 緊急経済支援給付型奨学金

社会経済の影響により家計の困窮度が増大することで修学が困難となった学生及び本学での入学意思や修学意欲が有りながらも家計の事情により進学を断念しようとしている受験生を対象に支給されている。学業成績及び困窮度により1,000,000円～100,000円が給付される。

② その他の奨学金制度 (2008年度受給者)

- ・ 日本学生支援機構奨学金(貸与型)
- ・ 第1種奨学金 109名(大学院生2名含む)
- ・ 第2種奨学金 244名(大学院生1名含む)
- ・ 岐阜県選奨生奨学金(貸与型) 5名
- ・ 介護福祉士等修学資金(貸与型) 1名
- ・ 生命保険協会介護福祉士養成奨学金(給付型) 2名
- ・ 資生堂児童福祉奨学金(給付型) 1名

日本学生支援機構奨学金を受給している学生は、1種・2種合わせて353名(30%)である。この奨学金に対する受給申請者は毎年僅かずつ増加傾向にある。地方自治体奨学制度や各種団体が設ける奨学制度を活用している学生も僅かではあるが存在する。

[点検・評価]

本学に在籍する学生の多くは、決して経済的に恵まれた家庭環境ではなく、学費・生活費等の確保のためのアルバイトをする学生が相当数いるのが現状である。それゆえに、学業を継続するためには、奨学金等の経済的支援が大変重要となっている。

募集・内容については、「入学案内」で明示し、オープンキャンパス(年5回)ではそ

の都度「奨学金相談コーナー」を設けて、保護者・受験生の相談に対応している。また、年度開始時のオリエンテーション、学生生活案内冊子「キャンパスライフ」、募集期の掲示等で周知を図っている。

実際の手続きにおいては、奨学金説明会を数度にわたって実施したり、各学科教員（ゼミ担当教員）からの推薦等を求めている。また、学生課窓口で個別に事情聴取を行い、家計の状況、特殊事情、本人の意志等個別の情報を把握することで、可能な限り多くの学生に機会が行き渡るよう周知に努めている。

奨学金受給状況(含む短期大学部生)

2004年度	573人	(全学生中29.8%)
2005年度	580人	(全学生中30.2%)
2006年度	646人	(全学生中33.8%)
2007年度	680人	(全学生中36.5%)
2008年度	774人	(全学生中46.9%)

年々、受給学生が増加している。今や全学生の2/5を超える者が奨学金の恩恵に預かって学生生活を送っている。とりわけ、日本学生支援機構奨学金（貸与）の受給者（2004年度 346人→2008年度 471人）と中部学院大学奨学金受給者（2004年度 92人→2008年度 134人）が増加している。このように、より多くの学生が奨学金を受給できていることは評価できる。

奨学金の募集時期

原則として入学試験時と4月である。しかし、中部学院大学後援会奨学金（貸与）においては、年度途中であっても家計急変に対応するためその都度受付けをしている。そのために、学納金未納で除籍される学生が減少していることは評価できる。

その他の特徴的な奨学金

各地方自治体の奨学制度が削減されている状況の中で、生命保険協会介護福祉士養成奨学金（給付型）を毎年2名の学生が受給している。また、昨年度から新設された資生堂児童福祉奨学金（給付型）、年額500,000円の制度に本学学生が2年続いて選ばれたことは特筆できる。

問題点

- i.) 奨学生の1年次採用は、入学試験時に決定される。そのため、家庭の経済状況にはほとんど無関係であり、受給希望者の中から成績上位者が選考されることになる。経済的支援の立場をどのように機能させるのかが課題である。
- ii.) 外国人留学生は、原則として全員に支給（給付）されているが、年々増加している留学生に現状の額（月30,000円）で良いかが問題として残る。

[改善方策]

中部学院大学奨学金は、限られた財源内での運用であるため、採用枠を拡大することは難しいが、入学者の増加に寄与する方策を見つけないといけない。後援会奨学金は、学費未納者を減らし退学者の増加を食い止めることに大いに役立っているが、在学中の返還を促す方策を構築する必要がある。各種奨学金がより有効に活用させるため、下記の方策を講じる。

- i.) 入学志願者の増加に寄与する奨学制度のあり方を具体的に明示する必要がある。本学奨学金は年額300,000円と100,000円の給付であるが、少なくとも年間授業料程度（600,000円）の給付がなければ効果が薄いといわざるを得ない。また、入学金免除（300,000円）も考慮すべきである。
- ii.) 入学試験時の本学奨学金の採用決定については、受給希望者から保護者の「源泉

徴収票」の提出を求め、「調査書」と「入学試験成績」の三つ考慮して総合的に判断し採用者を決定する。また、奨学生期間2年とあるものを1年とし、毎年審査することで受給機会の拡大を図ることが出来る。

- iii.) 本学後援会奨学金の諸規程の改定を行い、各種手続き書類の整備や担保保証の確保等を実施することで、返還時期等の制限を弾力化させ受給学生が返還しやすい方向にもっていく。そうすることによって学納金未納による除籍者を減少させる。
- iv.) 外国人留学生奨学金は留学生全員に給付されている(年間360,000円)が、給付額の減額と日本人学生と同じように経済的に困窮している留学生を優先したい。また、学業成績のよっても支給額に差をつけることで学習意欲の向上に寄与させる。

5-1-1-①-b 生活相談等

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

[現状説明]

保健室の役割

保健室は学生課に所属し、3名の看護師が関、各務原2箇所のキャンパスに分かれ配置されている。本学の学生達が安心して学生生活を送れるよう、身体的・精神的な面での健康管理、健康指導、健康管理サポート及び多岐にわたる学生相談の窓口（インターカー）としても対応している。

健康診断

学校保健安全法に基づき、年1回全学生を対象に健康診断を行っている。外部医療機関及び校医に委託し毎年4月に血圧・視力測定、尿検査、身体計測、医師診察を実施している。近年の傾向として肥満学生が増加していることから、健康指導及び生活習慣病予防に役立てるため、2005年度より新入生と3年次生の健康診断項目に、身体計測結果による肥満度（BMI）の算出に加え、血中脂質（総コレステロール、中性脂肪）と肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）検査を追加した。対象学生を新入生全員と大学3年次にした理由としては、入学時の検査で健康状態の把握と異常の早期発見及び健康指導を行った結果、大学3年次に同検査を実施することで入学時に指導や治療を必要とされた学生が改善したか否かを把握し、在学中の継続的な健康支援に繋げるためである。

なお、胸部X線検査は、新入生と4年次生に実施している。また、2007年度に麻疹の罹患者が発生したことから、2008年度には新入生全員を対象として、麻疹抗体検査（EIA法にて）を実施した。

健康診断の受診率としては、例年93%～95%程度で、全国の大学の平均と比較しても高い数値を示している。また、未受診の学生には他の医療機関での受診を勧め、健診結果を保健室に提出することを指導している。

保健室の利用

保健室の利用状況は、表5-1-2のとおりである。女子学生に関しては生理痛などの婦人科系の症状や相談に利用する学生が多い。不規則な生活や深夜アルバイトによる生活リズムの乱れから来る体調不良を訴えて、ベッド休養を希望する学生は、自宅生に比べ自宅外通学生が多い。そのほかに、病的・精神的に何ら問題が無い学生であっても、気分転換を図るために利用する学生も少なくない。

表 5-1-2 応急処置・健康相談での保健室利用状況（2007年度）

呼吸器系	消化器系	循環器系	外科系	整形外系	皮膚科系	婦人科系	その他	合計
158人	179人	13人	84人	121人	25人	91人	233人	904人

禁煙支援

健康増進法の制定以後、本学でもさまざまな禁煙活動に取り組むようになり、2006年度からは「キャンパス内全面禁煙」を開始した。さらに2007年度より新入生全員に『禁煙誓約書』を提出させることとした。

保健室では、例年新入生に対し喫煙の害についての説明をオリエンテーション期間中に行い、本学における禁煙サポートの内容についての情報提供をしている。また、2年毎に

全学生に向け喫煙アンケートを実施し、結果を比較検討することで、学内における禁煙活動を点検評価すると共に、禁煙開始の動機や再喫煙の契機を明らかにし、学生の禁煙対策の手がかりを得る材料としている。

喫煙率の推移は表5-1-3のとおりで、「キャンパス内全面禁煙」などの禁煙支援の取組みを強化した2006年度を境に喫煙率が低下している。

表5-1-3 喫煙率の推移

	男子	女子	全体
2004年度	27%	8%	18%
2006年度	31%	8%	22%
2008年度	25%	7%	17%

学生相談活動

学生気質の多様化により、ここ数年学生相談室への利用者が急激に増加し、学生の心の問題も複雑、深刻化している傾向が顕著に見られるようになった。このことに対し組織的な取り組みを強められることが求められている。

カウンセラーの配置

近年、学生のカウンセリングへのニーズが増大し、そのニーズに応えるため、2003年度より臨床心理士資格を持つカウンセラーが配置された。現在は、本学の教員3名（臨床心理士）をカウンセラーとして配置し、週3コマ（1コマ=90分）の枠内で保健室が窓口となり該当学生の相談に応じている。

学生相談室の利用方法等については、案内パンフレットを作成して全学生及び教員に配布するとともに、本学のホームページ上でも紹介している。新入生に対しては、4月のオリエンテーション時に、利用方法等について説明を行なう機会を設け周知をしている。

学生相談利用状況

カウンセラー対応による学生相談の利用状況としては、月平均述べ数が20件以上、1コマで2人～3人の相談に応じているため90分の枠をはるかに超えているのが現状である。その他にも保健室に駆け込んでくる学生に対し、その場で相談に応じるケースやカウンセラーに繋げるためのインテークを含めると、月平均30件以上のメンタルヘルスに関する問題を抱えた学生に対応している現状がある。

本学ではさまざまな悩みを抱えた学生に対しての相談窓口は保健室が担当し、学生の相談内容や希望によって相談員・ゼミナール教員・カウンセラー等が協力して、多種多様な悩みを抱く学生への相談業務に対応しており、年間の対応件数は、延べ200件程になる。

窓口となる保健室は、担当看護師が学生の相談内容を把握整理しながら、緊急性や重要度の高いものから担当教員との面談調整を図り相談まで導いている。

学生相談委員会

2003年度より学生相談委員会が常設され15名の専任教員を構成メンバーとして、学生課長、保健室スタッフが事務局として対応している。委員会での協議内容としては、保健室やカウンセラーで対応している相談状況の報告やケーススタディー等を行っている。

学生相談委員会の活動の一つとして、4月のオリエンテーション時に1、2年次生を対象に『UPI調査』及び『1分間程度の個別面接』を実施している。目的は①健康面に問題を抱える学生の早期発見と早期介入のため、②学生相談の利用についての肯定的動機付けにつながるようにすること、としている。

UPI 検査の利用

この調査は、学生自身が日頃から感じていることを確認する方法で実施しており、調査結果としては、60項目の問いに対する平均ポイント数は例年6～9ポイントで、心身に何らかの問題を感じていることが調査を通して判明している。そして、集計した結果に基づきチェック数の多い学生や個別面接で対応が必要な学生に対して、相談員が積極的にアプローチを実施している。その結果、学生によっては単発的な相談ではなく、継続的なフォローやカウンセリングに繋がっている。

学生相談の危機管理

相談ケースの内容としては、メンタルヘルスに関する内容が大部分を占め、中には自殺企図、自傷行為、ストーカー行為、恋人に対する暴力など、対応に急を要するケースもある。こういった事態に対し、迅速かつ適切な対応を行えるよう2006年度より「学生相談に関する危機管理マニュアル」を作成し、毎年委員会でマニュアルの見直し、検討を行っている。また、共通理解を高めるため、このマニュアルは学内教職員にも配布している。

[点検・評価]

保健室の役割

本学保健室の取り組みは、学生が抱える多様な心身の健康維持に幅広く配慮していると評価できる。

保健室の延べ利用者数は例年ほぼ在籍学生数と同数で、平均すると1年間で1人1回は保健室を利用しているといえる。また、アルバイト等による不規則な生活習慣が原因とみられる心身の不調についての相談が多いことから、食生活や運動、睡眠などの生活改善支援等、予防的取り組みの必要性を感じているが、そこまで行き届かないのが現状である。

本学学生の肥満率は他大学より高く、現在はBMI 30以上ある重症の肥満学生を対象に個別指導を行っているが、実質的な肥満率の減少に繋げるには、保健室職員の対応だけでは限界がある。

また感染症対策については、2007年度に麻疹が流行した際、発生当初は手探りながらも迅速に対応ができ、2008年度には入学者全員に麻疹抗体検査を実施することができたことは評価できる。2009年度に流行した新型インフルエンザ(H1N1)では、①全学生への電子メール登録と携帯電話へのメール転送設定の推進による迅速な緊急連絡体制の構築、②スクールバス利用者のICカード学生証読み取りシステムの導入、③学部・学科・学年・ゼミ単位での罹患者数の把握と迅速な出校停止判断などの体制を確立したことで、2009年秋までの段階では小規模の流行に抑えられており、重症者発生もなかった。

学内全体の積極的な禁煙活動の取り組みは、学生のタバコの害への意識づけに繋がり、それにより禁煙に挑もうと保健室を訪れる学生が増えている現状がある。また、キャンパス内全面禁煙などの禁煙支援の取り組みを強化した2006年度を境に喫煙率の低下見られることは評価できる。

学生相談活動

学生相談委員会を中心とした取り組みとして実施したUPI調査に基づく個別面接では、心身に問題を抱える学生に素早く対応できたことで、継続的なフォローに繋がるなど成果があったことから、今後も実施していくべきといえる。

また、2006年度に「学生相談における危機管理マニュアル」を作成したことにより、学生相談に携わる教職員が落ち着いて、相談対象である学生に対応できるようになったという効果が認められたことは評価できる。しかし、パニック障害や摂食障害、希死念慮、自殺企図といった重症なケースについて、現状では地域の精神科医や心療内科医との十分な連携は図られていない。また、学生本人が精神科受診を希望する場合、カウンセラーが

作成した紹介状を、受診する医療機関に各自で持参させているため、医療機関受診後の状況報告とフォローアップについての責任が曖昧になりやすい等の問題点もあげられる。

[改善方策]

「保健衛生委員会（仮称）」の設置

保健室の現状として、担当業務の範囲やそれぞれの業務の定義・手順が明確化されていないため、保健室の担当者個人の持つ常識や知識で処理されている状況にあるといえる。例えば、2007年度から流行した麻疹や百日咳などの感染症対策の対応の際も、保健室職員が中心に行うのではなく、組織的に行える審議決定機関として『保健衛生委員会』を2009年度から設置する。

健康教育の充実

保健室は学生相談窓口も兼ねていることから本来の役割より学生相談への対応に追われ、学生の健康面指導への配慮が希薄な状態である。若年時においても、食生活の是非が生活習慣病の萌芽を抑制する上で重要であることから、保健室担当者だけでなく大学全体が健康教育に対し積極的に行えるよう働きかけたい。そのためには、大学に係わる全ての教職員が取り組める、健康教育に関する研修の機会を企画し具現化する。

発達障害学生への対応

学生相談体制の問題として、以前はメンタルに関する相談が大部分であったが、最近では発達障害をコアとする社会性の弱さや修学上の問題を抱える学生が増え、そういった学生が休学や退学などに繋がるケースは少なくない。本学では未だこういった学生に対する支援体制の整備が不十分であるため、学生相談委員やカウンセラーが対応しているのが現状である。今後、多様化する学生を支援する上で包括的・多層的な支援が行えるよう組織的に取り組むための体制作りを推進する。

ハラスメント防止のための措置の適切性

[現状説明]

本学では、2000年4月「セクシュアル・ハラスメントガイドライン」を制定した。そのガイドラインに基づき、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会が設置され、設置時の委員長には大学学長補佐があたり、その他4名の教員で構成された。その後学部学科の増設に伴い実務的対応がより効果的に発揮できるよう体制を改革してきた。2008年度は、人権問題を専門とする教員を委員長とし、各学科から教員1名及び事務局から委員を指名し計11名で委員会を構成し、その事務局を学生課においている。

本学の特徴として、関キャンパスには大学と短期大学が共存しているが、各務原キャンパスは大学のみ構成となっている。しかし、大学・短大の協力なくしては諸問題に対する対応ができないため、両大学が一緒になって防止対策委員会を構成している。

相談員として、各学科から1名ずつ合計5名の教員が選出され、学生からの直接相談に応ずることが出来るよう、「学生相談のしおり」リーフレットに相談員の氏名、電話内線番号、研究室番号を記載、「キャンパスライフ」の誌面には相談窓口先を公表し、周知を図っている。

学生に対しては、全学生にリーフレット「セクシュアル・ハラスメントのないキャンパスをめざして」を配付している。新入生オリエンテーション時には、防止対策委員が分担して資料を基に説明し、被害者にも加害者にもならないために、何を守り何に気をつけなければならないのか等の理解を深める努力をしている。

また教職員の理解を深め、予防の一助とする目的で、毎年1回～2回外部から講師を招

き「セクシュアル・ハラスメント研修会」を開催している。

学生に対しては、セクシュアル・ハラスメント防止啓発ポスターコンクールを開催し、ポスターの展示や表彰式、学内新聞へ掲載等の啓発活動も行っている。

本年度、学内では、大きな問題は起きていないが、携帯電話の普及にともない、カメラ付携帯電話による、紛らわしい行為に対する訴えや就職内定先での上司のセクシュアル・ハラスメントの訴え、実習先での指導員によるパワーハラスメント等に関する訴えや相談が数多くあり、これらに対しては大学として毅然たる態度で対応し問題の早期解決を図った。

[点検・評価]

セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントに対する理解度が深まりつつあるとはいえ、教職員をはじめ学生にも十分理解されているは断言できない。

本学における「被害にあった」という学生からの訴えは数件にとどまっているが、表出しないハラスメント行為、またはそれに近い行為がそれ以上に存在している惧れは否定できない。教職員の学生に対する理解や意識もまだまだ不十分であると考えられる。今後一層相談しやすいシステムを整備して、学生が気楽に安心して相談できるような雰囲気を作成し、水面下のハラスメント行為も含め根絶をめざす。

セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会は、本学に在籍する学生、教職員全ての人を対象として活動している。しかし、昨年度発生した事例のうち、1件は就職内定先、1件は通信教育部で発生しており、アルバイト先や実習先等での被害も想定した広汎な連携を深め、すべての大学関係者が、ハラスメント防止の強い意識を共有する必要がある。

毎年実施される研修会は、教職員有志の参加となっているが、今後、適切な時期と時間を設定し、全教職員が参加できるよう義務付けることも検討する。

[改善方策]

福祉・教育・医療を学ぶ本学では、「他の人を思いやる心」を育てることが、教育の重点目標の一つである。即ち日常の全ての活動の場面でハラスメント防止につながる「思いやり」の心を育み、相手がいやな思いをする行為を行わないことが「加害者にならない」ことにつながる。このことを常に意識して教育に励むことを共通目標として徹底する。

一方、被害者にならないためには、各種ハラスメントに対する理解を更に深めることが重要で、そのための学生指導の重点事項として、従来の入学時のオリエンテーションでの説明に加え、ゼミナールや実習の事前指導、さらには就職指導等の機会にも説明会や事前相談を実施するなど予防的備えを強化して、被害の発生を防止する。

また、学生・教員・職員全てを対象とした、セクシュアル・ハラスメント防止啓発ポスターコンクールを継続的に開催し、作品は学内に掲示あるいはリーフレットに活用するなど学生への啓発に利用していくことも具現化する。

さらに全学生に配布しているリーフレットの内容については、より学生が理解しやすい内容をめざして検討を進め、改定を実施する。

5-1-1-①-c 就職指導

学生の進路選択に関わる指導の適切性

就職担当部署の活動の有効性

[現状説明]

進路指導・就職支援については、キャリア支援委員会、国家試験対策委員会および教授会での意志決定を踏まえて、キャリア支援センターが関係諸機関との連携の下に諸事業を推進している。6名(非常勤2名を含む)のスタッフで、関キャンパスと各務原キャンパス、両キャンパスのキャリア支援センターの運営にあたっている。

本学は時代の要請、学生の質的变化などに対応するため、2003年度より「就職課」を「キャリア支援センター」と改称し、従来の事業の見直しの上に新たな事業を興し計画的・継続的なキャリア支援・就職支援を目指してきた。学生が入学してから卒業するまで、また卒業してからも自己を伸長させ望ましい自己実現が図れるよう、また学生一人一人の付加価値を高める事ができるよう工夫し検討を重ねつつ諸事業を展開しているところである。

本学のキャリア支援の概念は、次の4分野——①進路意識の涵養・モチベーションの高揚、②基礎的なスキル養成・資格試験対策講座、③委員会等との連携によるキャリア支援、④就職情報・就職相談など学生支援のための方策・環境整備や卒業生支援——に大別され、それを踏まえて進路・就職支援業務を行っている。

① 第1分野——進路意識の涵養・モチベーションの高揚

望ましい職業観・勤労観を身につけ自己分析・自己理解の上に立った進路の自己実現ができるよう大学生活を充実させ、適切な職業選択を行う基礎・基本の力を培う。

a. オリエンテーション・ガイダンス

大学・短大別に学年毎に授業の始まる前の4月第1週、計8回オリエンテーション・ガイダンスを実施。パンフレット「中部学院大学はこう考えます」、「年間行事予定表」を配布し、キャリア支援・就職支援の年間行事・計画などキャリア支援センターの行う諸事業について説明、その目的・意味を学生が理解し明確な目的意識をもって積極的に行事等に参加することを意図している。また、新入生にはクレペリン検査と国語力調査、キャリアシート作成を行い、学生理解の基礎資料としている。

b. 個人面談(対象：大学1、2年生、短大1年生)

5～6月にキャリア支援センターは大学事務局各課の協力を得て個別面談を行っている。面談内容は学習状況をはじめサークル活動、アルバイト、健康、悩みの相談など学生生活全般にわたっている。即答できない内容については関係機関に連絡相談をして回答するなどきめ細かく対応している。面談率100%の実現を目指している。2008年度の面談率は以下の通りである。

大学1年生	93.1%	(前年比 8.0ポイントアップ)
大学2年生	62.4%	(前年比 2.3ポイントアップ)
短大1年生	93.5%	(前年比 1.3ポイントアップ)

c. 学内仕事相談会

今年度、幼児保育系・福祉系・一般企業系の3つに分けて実施。各系をさらにジャンル別に分けて15程度のブースを設け、園・施設・企業等の指導的な立場の人や人事担当者などと面談を行う。求人求職の場でもあるが、主な目的は、様々な仕事に対する理解を深め、就職及び就職活動への心構えを培う実践的な学びの場を提供することにある。最終学年の学生を対象としているが、それ以外の学生もよい勉強の機会として参加している。

- i.) 幼・保・児童福祉施設等の仕事相談会（6月）
 - ・ 幼稚園、保育園、児童施設等16園・施設の管理職を招き、面談形式で実施。
 - ・ 延べ約300名の学生が参加。
- ii.) 福祉の仕事相談会（7月）
 - ・ 社会福祉関係施設、企業、病院、社会福祉協議会等14施設・企業参加。
 - ・ 延べ約180名の学生が参加。
- iii.) 企業の仕事相談会（7月）
 - ・ 企業の仕事相談会は福祉系の大学として発足した本学にとっては初めての試みである。大手の就職活動がほぼ終わった頃に、地元の企業に就職を考えている学生を主な対象として県の中小企業家同友会と提携して実施、14社参加。
 - ・ 延べ約60名の学生が参加。

② 第2分野——基礎的なスキル養成・資格試験対策講座

職業人・社会人としての基礎的な力や考え方、態度を養い社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格など様々な資格を身につけて自らの付加価値を高めるよう支援する。

a. 講座「仕事と人生」の開講

- ・ 大学3年生、短大1年生を対象に2単位の基礎科目（選択）として開講。
- ・ オムニバス形式の展開で、キャリア支援委員会・キャリア支援センターが立案・企画し、事務局をキャリア支援センターが担当。後期15回実施。自らの人生を深く見つけて、職業人・社会人として生きていくための基本的な態度・能力、就職活動の実践力を養うことをねらいとしている。
- ・ 大学・短大併せて388名（83.4%）の学生が受講、2回に分けて実施。

回	2008年度 内 容 ・ テ ー マ
1	生きること・働くこと・自分の人生を考える
2	自己分析・ポジティブな自分探し
3	社会（福祉分野）が求める人材像
4	モチベーションを高める
5	社会（一般企業）が求める人材像
6	就職活動の流れ、選抜の種類と流れ
7	自己紹介書の作成に挑戦（ポジティブな自分を表現）
8	履歴書の作成・添削（履歴書作成のポイント）
9	面接の基本あれこれ（集団・個人）
10	面接に挑戦（マナー・服装なども）
11	基礎学力・時事問題に挑戦—その傾向と対策—
12	一般常識問題ほか
13	人間関係を作るコミュニケーション（マナーを中心に）
14	自己実現で魅力ある人間になる（先輩は語る）
15	まとめ

b. YESプログラム（若年者就職基礎能力支援事業）

厚生労働省より、4領域全6科目の認定講座の実施機関として認可を受け、本事業を実施。本学独自のテキストを作成し、若者に求められる職業人・社会人としての基礎的な能力

の獲得に努めている。年2回、長期休業中に希望者対象に実施。経営情報学科、経営学科ではカリキュラムに組み入れている。

これは職業人・社会人として必要な基礎的能力を身につけて自立した就職活動を行うことをねらいとしている。

c. 就職対策講座

春・夏の年2回、1～2日の短期集中講座として実施。就職活動への心構え、履歴書作成、模擬面接など就職活動の基礎力を養う。

d. 基礎学力講座

就職試験対策として実施。

- ・ 基礎学力増強講座（前期）：大学4年生、短大2年生を対象に開講。
- ・ 基礎学力向上講座（後期）：上記より下の学年を対象に開講。

e. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策

i.) 特別講座（特講Ⅰ～Ⅳ）

- 特講Ⅰ 福祉の現場の第一線で活躍している人を講師に迎え、福祉の仕事に対する理解・認識を深める。後期に開講。
- 特講Ⅱ 反復学習、既習科目の定着と演習。後期開講。
- 特講Ⅲ 反復学習、既習科目の定着と演習。前期開講。
- 特講Ⅳ 年間通して、総整理と実践演習、直前対策。
4～7月 ベーシック講座
9～11月 ステップアップ講座、ピンポイント講座
12～1月 直前対策講座

ii.) 国試学習室の設置

10月以降、土・日・祝日・年末年始を含め毎日開室。同時にゼミ室も開放し、受験勉強のために学生が自由に利用できる場所を確保。

iii.) DVD 講座

スクーリングの一部をDVD化。

iv.) 情報提供

「国試情報」の発行。

v.) Chu—スタ（中部学院モバイル・スタディ）の創設。

携帯やPCで学習できるe—ラーニングシステムを2008年10月より供用開始。社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題5446問を、携帯を使っていつでもどこでも繰り返し学習できるシステムを開発、実施。

③ 第3分野——委員会等との連携によるキャリア支援

キャリア支援センターと関係諸機関との密なる協力連携の下、本学のキャリア支援の方向性を定め、効果的なキャリア支援策を講ずる。

a. キャリア支援委員会

- ・ 大学・短大の各学科の代表8名とキャリア支援センターとで構成、キャリア支援センターが事務局を務めて原則月1回開催。キャリア支援センターが行う諸事業、諸行事について研究・協議する。
- ・ 全ての学生に卒業後、仕事を通して社会に貢献をなし生きがいのある人生を送ることができるような場を提供することは、キャリア支援委員会・キャリア支援センターの最大の使命であるとの観点から業務を推進している。

2008年度キャリア支援委員会の主な会議内容

回	開催月	主 内 容
1	4月	活動方針、年間行事計画、1年生の個人面談計画（案）など
2	5月	前年度進路状況、児童系・福祉系の学内仕事相談会（案）など
3	6月	前年度進路状況・未就職者支援、個人面談結果中間報告など
4	7月	学内仕事相談会結果報告と課題、YESプログラムなど
5	9月	講座「仕事と人生」（案）、企業への就職を希望する学生の指導など
6	10月	進路状況、「仕事と人生」の受講状況など
7	11月	就職対策講座、進路状況など
8	12月	次年度の年間計画・予算、進路状況、内定取消など
9	1月	今年度の反省と課題、進路状況、内定取消など
10	2月	次年度の事業計画、進路状況、内定取消など
11	3月	4月オリエンテーション、ガイダンス、進路状況、内定取消など

b. 国家試験対策委員会

- ・ 本委員会は、現在、社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験対策に関する諸事項を扱っている。国家試験に関わるカリキュラムをもった学科（人間福祉学科、健康福祉学科、子ども福祉学科、子ども学科）の代表9名とキャリア支援センターとで構成、キャリア支援センターが事務局を務め、原則月1回開催。国家試験対策に関わる諸事業について、研究・協議する機関である。
- ・ 2003年、業務内容の見直しが行われ就職課がキャリア支援センターと改称されると同時に、本委員会の事務局はキャリア支援センターに移され6年目を迎えている。担当1名、補助1名を中心に関係諸機関と協力しながら業務を推進している。

2008年度国家試験対策委員会の主な会議内容

回	開催月	主 内 容
1	5月	通信講座（案）、模擬試験、国試結果など
2	6月	特講アンケート、合格者アドバイス会、各務原キャンパス特講など
3	7月	特講Ⅳ前期の状況・後期の持ち方、e-ラーニングなど
4	9月	特講後期の進め方、通信講座の状況など
5	10月	次年度特講、Chu-スタ利用状況など
6	11月	次年度の国試対策など
7	12月	次年度予算（案）など
8	1月	次年度の国試対策、国試受験など
9	2月	次年度の通信講座、スクーリングなど
10	3月	国試オリエンテーション、次年度の特講計画など

c. オープンカレッジ（関キャンパス）・シティカレッジ（各務原キャンパス）

カリキュラム外の資格取得を目指す学生は、空き時間を見つけては関、各務原の両キャンパスにおいて開催されている下記の講座をはじめ幾多の講座を受講している。ただこの1、2年は、あえて複数の資格取得のために努力する学生は減少傾向にある。

i) オープンカレッジ（関キャンパス生涯学習センター）

- ・ 医療事務講座、介護事務講座、調剤薬局事務講座、福祉住環境コーディネーター

2級・3級、ホームヘルパー養成研修2級、福祉用具専門相談員指定講習会、視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、公務員（市町村行政&保育士対象）対策講座など

ii.) シティカレッジ（各務原キャンパス）

- ・ 会計プロフェッショナルコース、医療事務検定対策、調剤薬局事務検定対策、小学校教諭免許状取得見込者対象教員採用準備対策など

④ 第4分野——就職情報・相談など学生支援のための方策・環境整備や卒業生支援

窓口での学生との直接的なふれあい、お知らせメールやナビによる間接的な関わりの中で学生に対する理解を深めより適切な進路選択への支援を行い、卒業後も支援を継続する。

a. 情報提供のシステムなど

就職情報のシステムについては、大学・短大のどの学生もJネットの求人ナビに登録をすることにより、紙ベースで本学に来た求人票およびJネットに直接来た求人票を、学内からでも学外からでもPCを通して見ることができる。またファイルに綴じて閲覧もできるよう便を図っている。また携帯へは「お知らせメール」を発信してイベント情報、就職情報などを随時提供している。

また就職試験を受けた学生には報告書を提出させ、ファイルに綴じ他の学生の閲覧に供している。またそれを纏めて指導の参考資料として関係する学科に報告している。

b. 窓口相談などの援助業務

キリスト教の精神による人間形成を教育の基盤とする本学の理念に基づいて学生との相談援助に当たっている。5月から6月にかけて行う個人面談以外にキャリア支援センターでは、随時必要に応じてキャリアシート1（1年生）、キャリアシート2（2年生）、就職登録票（大学3・4年生、短大2年生）などを活用して懇談を行い人間関係づくり・信頼関係づくりに努め、自立した内発的な就職活動につながるよう心がけている。またエントリーシート・履歴書作成指導、模擬面接、マナー指導などは随時行っている。

インターンシップについては、本学は福祉系単科大学として発足し、現在卒業生は全て福祉系であるためか企業インターンシップ希望者は若干名であり、個別の対応としている。経営情報学科、経営学科ではカリキュラムに組み入れている。

c. 卒業生支援

i.) 求人ナビ登録

学生からの申し出により登録をすると、卒業後1年間は在学時と同様にこのシステムを利用して求人情報にアクセスすることができる。

ii.) 卒業生人材バンク登録

卒業生は人材バンク登録をすることにより、本学に寄せられた求人票よりそれぞれの状況に応じて求職活動をすることができる。

iii.) 国試受験対策講座

国試受験合格を目指す卒業生のために、通信講座、スクーリング、再チャレンジ講座を開催。この通信講座は、通信教育部の学生も対象としている。

[点検・評価]

本学のキャリア支援の全体的な成果を見る指標の一つは就職決定率の高さであるとの観点から、100%の達成を目指している。それが仮にかなわないとしても限りなく100に近づけるよう努力を傾注している。それも単なる数字あわせでなく学生一人一人のも

つ将来への夢、目標に沿う質の高い達成、学生満足度の高い達成を目指して、キャリア支援の諸事業を展開している。

就職決定率については、すでに90%を十分に超えて100に年々近づいており、目標に限りなく接近している。しかし質・満足度については、学生との会話の中で聞き取っている範囲内では、概ね高い満足度を示しているものの数値化された調査は行っていないので、今後の課題となる。

① 第1分野について

オリエンテーション・ガイダンスを4月当初、授業が始まる前に行うことで学生は新鮮な気持ちで参加している。オリエンテーション・ガイダンスに対する期待度を参加状況で見ると、1年生は全員、4年生は大半の学生が参加しておりキャリア支援の指導援助の内容は学生に届いているが、2、3年生の参加がやや少ない点が問題である。個人面談でも2年生の面談率は1年次よりも低く、課題は同じところにある。

幼児保育系、福祉系の学内仕事相談会では、ゼミ担当の先生方の後押しもあり例年を上回る参加者を得て学生の意欲の強さを感じられ充実した会となった。初めての試みである企業系の相談会では参加企業の内容・開催時期などから4年生の参加は少なかったものの2社から内々定を得た。既に内定を取っている学生も多く全体として参加者は少なめであったものの3年生の参加者が生き生きと各ブースを訪問し学びの場としての機能を果たした。

相談会全体について、学生からは、求人求職の場としての位置づけで相談会を実施してほしいという要望が出ているが、幼児保育系・福祉系の専門職への就職に関しては、求人が出そろうのは例年夏休み以降であり、この時期に実践的な学びの場を設けることの意味は十分にあるので趣旨説明を一層徹底し学生の理解を得ていきたい。また一般企業系については学外で数多くの規模の大きな充実したガイダンスが開催されている点、また一般企業系を志望する学生は100名程という現状などを踏まえて今後の開催についてさらに検討をする。

② 第2分野について

学生が、望ましい職業観、勤労観を備え社会に貢献できるような仕事に就いて生きがいのある人生を送るために、社会人としての基礎力とより高い付加価値を身につけるように取り組んでいる分野である。就職、資格取得に直接関わる領域として学生の認知度、参加度は全体的に高い。

講座「仕事と人生」は、自分の人生と働くことの意味を考えつつ就職活動の基礎的な力を身につけることを意図した講座である。このことは学生もよく理解し、短大94%、大学75%、全体で83.4%の学生が受講しており、多くの者が皆出席である。この短大の受講率の高さは、就職決定率100%となって現れている。毎回の講座後、学生はまとめ・感想を提出しているが、授業の中で多くのことを学び、感動・感銘を得ていることが記載されている。出席者の評判はよいが、課題は大学の受講率が4人中3人にとどまっており、これをどのようにして引き上げるのかということ、短大も含め100%にする手立てを見いだすことである。

YESプログラムについては、2008年度より全6科目のテキストをすべて本学独自に作成して新たな態勢で臨んだが、受講希望者は2006年度の最高151名から最低の83名へと逆に大きく減少した。その理由のひとつは、ここ数年続いていたいわゆる「売り手市場」の雇用情勢の影響であると考えられる。しかし、08年度には世界的に経済状況が激変し、雇用環境も大きく変化した。このような激動の情勢下においては、職業人・社会人としての基礎的な教養・態度をしっかりと身につけることが一層重要となってくる。このプログラムの意味を機会ある毎に学生に訴え理解を得ていきたい。

就職対策講座、基礎学力増強講座・向上講座についても、参加者は熱心に受講しているけれども、上記のプログラムと同様に数は減少した。理由は前掲と同じと考えられる。魅力ある講座内容とするための検討を進めながら広報の仕方を工夫し、向上心を持って努力することの大切さを訴え受講者を増やしていきたい。

社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験対策講座については、国試対策委員会と密に連携しながら年間計画・予算案などの企画立案、特講・通信講座の円滑な運営、模試や本試験受験のとりまとめなど様々な業務・学生サービスを行っている。合格者数・合格率として現れた結果については、委員会で反省検討を行い次年度の計画に反映し、また模試結果や特講の受講状況などを見て年度途中でも検討改善を加えつつ業務を遂行している。講座内容や講師選定などもアンケート調査を行い、受講者の声・要望・評価を考慮しながら委員会と連携しよりよい講座となるよう改善に取り組んでいる。課題は合格目指して真摯に努力する学生をいかにして増やし、またその努力が報われるように支援をすることである。

③ 第3分野について

キャリア支援センターと委員会との連携協力については、キャリア支援委員会、国試対策委員会とも先生方と事務局の双方が胸襟を開いて意見を述べ共通理解をもって諸課題の解決に当たっており、運営上の問題はない。

キャリア支援委員会

キャリア支援委員会においては、100%の進路決定という数値目標は従来の就職課の任務でもあるということもあって、キャリア支援センターがこの部分では主に活動方針、活動計画、予算など企画立案することが多い。しかし、学生のキャリア形成を支援し学生を育てるという観点からは、学生の教育に日常的に携わる先生方のイニシアティブによるキャリア形成教育の推進という部分も必要かつ重要であり、この両者の関係性をさらに密にする。

就職状況

2008年度の大学の就職状況に関して、「サンデー毎日」2009年7月19日号の掲載記事によると、就職率は、(就職決定者数)を(卒業生数－大学院進学者数)で割った比率は96.9%、全国5位(大学院卒を含まないランキング表)にランクされた。年度後半の世界的な不況にもかかわらず、就職率は全国17位であった前年度の94.8%より2.1ポイント上昇した。きめ細かな学生対応の成果である。

本学の最近の傾向は、一般企業系への就職が増加していることである。企業系への就職率は5年前の6.8%から37.0%へと変化した。これは近年の企業の旺盛な採用意欲に加えて福祉現場の待遇面の問題等がマスコミで喧伝されたためと考えられる。キャリア支援委員会・キャリア支援センターとしては、この急増した企業系就職者に対する一層の対策を講ずるとともに、08年度後半からの世界経済の急激な悪化による雇用情勢の変化によっては福祉系への揺り戻しも視野に入れつつ、どのような事態にも対応できるきめ細かな就職支援を心がけなければならない。

参考までに短期大学部は、幼児教育学科・社会福祉学科とも幼児保育系・福祉系の専門職への就職は90%を超え、専攻科福祉専攻については100%専門職への就職である。どの学科も就職先からの評価は高く100%の就職率を示している。経営情報学科については、全員一般企業を志望し、就職率は97.3%であった。委員会・センターとしてはこの高い就職率を堅持すべく一層の努力を継続する。

就職活動の早期化

福祉系、幼児保育系の求人が出そろうのは夏以降であり、学生が就職活動に奔走するの

は主に秋であり、この部分では早期化を懸念する状況ではない。ただ、全体的な就職活動の早期化という状況の中で、企業を希望する学生の中に、早い者で3年の夏・秋から、企業のHPを開き説明会に参加する者が現れてきた。本学全体の中ではまだ多数派ではないが、企業志望者が増加している状況では巷間指摘されている正常な大学教育への影響を考えなければならないところであり、委員会・センターとしてもこの問題に取り組まなければならない。4年間の大学教育の中で人を育て社会に送り出すという原点を忘れずに粘り強く努力していきたい。

国試対策委員会

社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験の受験科目は当然カリキュラムの中にある科目であり、試験内容は授業そのものと緊密に結びついている。このため受験対策にキャリア支援センターが事務局として関わる部分は、教育そのものにも何らかの形で関わらざるを得ないという微妙な関係性の中にある。この微妙なところに心配りをしつつ、事務局として合格者数・合格率の向上に向けて委員の先生方と力を合わせて業務を進めているところである。しかし毎年起きる合格者数・合格率の変動に対し、その都度分析を行い対策を講じているものの望まれる結果を得るにはまだ道は遠くさらに研究協議を深め対策を講ずる必要がある。また新規事業として10月より開始した国家試験対策携帯 e-ラーニング“Chu-スタ”の申込みは200名に達しており、利用状況、成果など見ながら改善を図っていかなければならない。

このような国試対策は学部の教育内容・カリキュラムとも関わりが深いので、次年度以降の対策については関係学部が主体となって計画立案し実施することになっている。

オープンカレッジ

カリキュラム外の各種の資格取得に関しては、オープンカレッジ・シティカレッジの協力により、学生のニーズを把握しながら様々な講座を開講しているところであり、学生は必要に応じて受講している。就職状況が好転するにつれて、福祉系の講座などで受講者が減っている状況もあるが、新たなニーズを掘り起こし多様な資格取得の機会を設けキャリア支援の一環としたい。

④ 第4分野について

Jネットの求人ナビへの登録については、昨年度途中より1年生も対象となり全学年と卒業生(本人申し出により卒後1年間)にメールを配信することが可能となり情報伝達のシステムは充実したが、アドレスの変更手続きを忘れていた学生も少なからずあり、現在9割弱の登録となっている。大半の学生には就職関連の情報が伝えられその成果は高い就職率となって現れているけれども、全学生に行き届いているわけではないので広報、呼びかけを工夫し情報網を完成させたい。

窓口での就職相談、履歴書の作成・添削指導、面接指導など様々な援助業務は随時行っており、学生からの相談や問い合わせには迅速に対応し、不安や心配を早期に取り除くようにしている。キャリア支援センターのスタッフは10年、7年、6年の間、就職支援業務に携わっており、蓄積された豊富な経験を基に進路相談、就職相談、受験相談に応じて学生との間によき信頼関係を築いている。

卒業生に対し、福祉系と幼児保育系に分けてそれぞれ隔年に人材バンク登録の案内を送付している。窓口へ直接相談に訪れる者も含めて現在200名余の卒業生がバンク登録している。経験者を求める園・施設からの求人に応じており、双方から感謝されている。今後は一般企業系にも配慮した人材バンクの構築が必要である。

[改善方策]

改善の方向、方策として次の3点を主要テーマとする。

(1) キャリア教育・キャリア支援の充実

福祉系単科大学として発足した本学も「子ども学部」、「リハビリテーション学部」、「経営学部」と総合化・多様化してきた。福祉専門職の追求に励んできた学生たちの中には雇用情勢の好転の影響を受け一般企業を志望する者が増え、この1、2年で就職先は様変わりし昨年は初めて3分の1を超える学生が一般企業に就職した。このような現在及び将来の学生のニーズの変容に対応するため、職業観・倫理観・基礎学力などの職業人・社会人としての基礎力の向上に努めるとともに、マナー・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力養成講座の開講などにより内発的なキャリア開発力の育成を図って学生一人一人の進路希望を実現すべく学生支援を拡大充実させる。

また入学してくる高校生も「ゆとり教育」の導入以降、「学力」等の点で変容してきており、高大連携・高大接続を視野に入れたキャリア教育・キャリア支援の研究、構築に努める。

(2) 満足度の高い支援

就職決定率100%という数値目標とともに、進路満足度100%という質的な目標を掲げてキャリア支援・就職支援を行い早期離職を防ぎ長期定着化を図る。本学の建学の精神・キリスト教精神の下、一人一人の学生に向き合い人間的成長に寄与することを求めながら社会に送り出し、そこで就いた仕事を全うすることによって地域・社会に貢献し人生が生きがいのあるものとなるようなキャリア支援の確立のため、在学生・卒業生・就職先へ満足度に関する調査を行い、地域・社会、産・官と連携する中でそのニーズに応える人材の育成に努める。

また卒業生に対しても人材バンクのIT化など環境整備に努め、満足度の向上を図る。

(3) 就職活動の早期化への対応

個々の大学での努力だけでは対応しきれない大きな問題であるが、4年間の正常な教育の中で初めて学力が保障され豊かな人間性が培われ社会に送り出すことができるという認識の下に、私立大学協会・短大協会、中部学生就職連絡協議会など関係する諸団体、諸機関と共に早期化是正を求めていく。このことは新卒を尊重して大量に採用し4月1日全国一斉に入社式を行うといった日本独特の雇用慣行・文化風土などとも絡みあっており、解決は容易ではないが、学内外で努力をしていく。

昨今の急激な経済環境の悪化により、雇用情勢は第二の氷河期といわれるほど深刻な影響を受け学生・保護者は安定志向に傾き、公務員志願者が増加した。その学生のニーズに応えるため、09年度本学キャリア支援センターとして初めてコース別公務員試験受験対策講座を設け募集したところ、23%の学生が申込を行った。今後も一層学生・保護者のニーズに応えるキャリア支援の充実に努めたい。

また、2009年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」(学生支援プログラム)に取組名称「進路決定率100%・進路満足度100%の巣立ち支援体制の確立」により応募したところ採択された。上記主要テーマ(1)(2)の実現を目指して改善に取り組んでいるところである。

5-1-1-①-d 課外活動

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

[現状説明]

① 中部学院大学課外活動の理念と性格

本学では、学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするために、課外活動を重視している。課外活動としては、学生団体組織「中部学院大学学生会」（以下、学生会とする）が組織され短期大学部学生と融合したものとして運営されている。学生会は教員による学生支援委員会および事務局の学生課からの支援と助言を受けている。また、学生会を運営するために学生会費（入会金 500 円、通常会費 年額 1,000 円）を大学が委託徴収している。したがって学生会は完全な自治組織ではないが、その運営はあくまで学生の自主性に委ねられている。一方、課外活動団体の諸活動にかかる活動費については、大学後援会が活動経費に対して一部補助金を交付している。

② 学生会の組織

学生会の組織は「中部学院大学・中部学院大学短期大学部学生会会則」に定められており、目的は「大学の建学の精神に基づき、会員相互の信頼と友愛を深めるとともに、学生生活の向上を図ること」としている。会員は、大学院生を除く全学部在生学生によって構成される。

役員を選出は、全会員の直接選挙によるものとされ、選挙は、各学科より学年ごとに選出された 1 名が選挙管理委員となり選挙管理委員会を組織し、選挙を管理している。選挙は自薦・他薦を問わず、立候補され投票選挙の結果選出される。役員数は会長（1）、副会長（2）書記（2）会計（2）会計監査（2）の 9 名である。

学生会の最高議決機関は「学生大会」があり毎年 1 回会長が召集する。また、学生会の総合的な企画運営及び会務の執行機関として執行委員会が設置されている。委員会は、役員と学年代表、部・クラブ代表で組織され運営されている。さらに、目的に沿った課外活動推進のため、部・クラブ及びサークル・同好会を置くこととしている。

さらに学生会主催行事（あしなが P ウォーク、スポーツ大会、大学祭、クリスマス祝会等々）をより円滑に推進実行するために行事ごとの実行委員会を組織している。

③ 学生会の現状

数年前より学生会役員への立候補者が減少してきている。前役員たちが一般学生たちに学生会活動の意義等を説きながら呼びかけたが、2007 年度においては立候補届出期間を 1 ヶ月延長し、ようやく定数一杯の役員を確保できた状況であった。また、2008 年度に至っては学生会役員への立候補者が皆無となり、学生会が成立しない状況に陥った。

その原因として考えられるのは、①授業、実習、アルバイト等で時間的に学生会活動に関わる余裕がないという物理的制約が大きいこと。②学生会活動全体をまとめていこうとするリーダー的資質をもった学生が少なくなったこと。③部活動、サークル活動等との両立が難しいこと等の理由が考えられる。しかし、大学祭等の大学行事は実施しなければならないため、学生会支援の役割を持つ部署である学生課が、その都度実行委員を募って実行委員会を組織し実施する形式でやらざるを得ない現状となっている。

④ 部活動・サークル活動の現状

2008年5月 現在

種類	数	部員数
体育系部	13	305
文化系部	6	60
ボランティア系部	7	200
体育・文化系同好会	23	230
合計	49	795

部活動・サークル活動加入率（部員数／全学生数1,259人）は、63.2%である。また、各活動団体には顧問を置くことが定められており、顧問は本学の専任教員又は専任職員に限っている。顧問は、活動団体からの相談に対して助言・指導を行っている。さらに、学生課においても課外活動団体からの相談等に応じ、課外活動に対して支援を行っている。

課外活動団体に対する活動援助金は、各種大会に参加したり演奏会を開催したりした場合には参加補助金や運営補助金等が、学外施設を使用しての活動をしたときには施設使用料補助金が、強化指定部には強化活動費等が、各種登録費や用具購入費等々が大学後援会から支援金として交付されている。

体育系部活動においては、硬式野球部、バスケットボール部（男子・女子）が2007年度に初めて神宮大会、インカレ出場という輝かしい戦績を残した。2008年度に入って、硬式野球部は岐阜県リーグ戦で、バスケットボール部も東海学生リーグで上位で活躍する中、陸上競技部、弓道部が全国大会に出場を果たしている。また、2012年に開催される「ぎふ清流国体」に向けて2008年10月女子サッカー部を創部し部員15名で活動を開始した。

文化系部活動では、吹奏楽部、ハンドベル部、和太鼓部等音楽を中心とする活動が盛んである。また「大道芸の面白さを知ってもらおう」と活動するサークルや「紙を活用した作品づくり」などのように特色を持ったサークルも活躍している。ボランティア系サークルは、恒常的に施設訪問や対外行事補助、清掃等に大活躍をしている。同好会においても、各種行事に積極的に参加して行事を盛り上げに協力をし、色々な場面での補助等に活躍しており、部同様に活発な活動を展開している。

これら文化系・ボランティア系課外活動団体に対しても、用具費や交通費の一部補助等を交付している。本学の課外活動環境は十分とはいえないが、ハード面の充実ばかりではなく、学生課においては各課外活動団体からのさまざまな要望、相談に応える体制をとっている。

【点検・評価】

学内課外活動団体への助言体制、活動費支援金体制の充実などハード面での充実は評価できる。特に、2004年度に東総合グラウンド及びクラブハウスの整備、2006年度に室内トレーニング場、2007年度にテニスコート、2008年度に西総合グラウンドの整備を行い、運動系課外活動団体の環境整備が進んだことは評価できる。

運動系強化部には教職員による顧問だけではなく、専門家のコーチ・監督を招聘して課外活動の活性化を行ってきたことも成果をあげつつある。ただ、屋外で活動する団体が希望する日没以後の活動については、照明設備の設置が不十分なためすべての団体については対応できていない。このことは今後の課題である。

またコミュニケーションホール「ポロニア」が新築されたことにより余剰となった旧

学生サロンを改装し、ハンドベル部の練習場及び楽器庫を増設したことも学生の要望に応えたという点で評価できる。

学生のニーズは年ごとに多種多様となってきたため、公平な対応に苦慮しているのが現実である。特に、運動系活動団体に比較して文化系・ボランティア系活動団体に対する援助が環境面でも金銭面でも不足していることが学生、顧問から指摘されており、それに対応していく必要がある。

[改善方策]

学生による学生会活動が活性化するように、学生支援委員会及び学生課のリーダーシップにより、助言体制や活動環境面での充実や強化を積極的に検討していく必要がある。

特に学生会組織の構築に対しては、学生会規則を改定し学科代表者によって舵取りが行われ、その流れに一般学生をその都度巻き込んで実行委員会を形成し学生会運営を活性化していくことを検討する。

ハード面では、活動団体の拠点づくりが未整備であるためクラブ室の整備充実を、学生、教職員が健康であるための拠点として、トレーニング設備を備えた健康管理センター等の設置を検討していく必要がある。

第6章 研究環境

【到達目標】

- ・ 社会福祉・教育・保育・保健衛生・経営・経済・商学分野の様々な問題について研究活動が行われていること。
- ・ 研究活動に対して経済的・物的支援がされていること。
- ・ 国内・国外での研究活動に必要な研修・調査の機会が与えられていること。
- ・ 共同研究が奨励され推進されていること。

6-(1) 研究活動と研究環境

6-1-1-①-a 研究活動

論文等研究成果の発表状況

【現状説明】

本学の専任教員が2004年度から2009年度までに発表した研究業績は大学基礎データ表24によると次のとおりである。

【人間福祉学部 人間福祉学科】

人間福祉学科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書2.8冊、学術論文3.2本、口頭発表0.2回、その他3.1である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	10	14	11	11	15	1	62	2.8
学術論文	10	18	10	16	17	—	71	3.2
口頭発表	2	2	1	—	—	—	5	0.2
その他	2	1	2	1	1	—	7	3.1

【人間福祉学部 健康福祉学科】

健康福祉学科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書2.7冊、学術論文4.0本、口頭発表0.5回、その他0.1である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	7	4	17	11	6	4	49	2.7
学術論文	17	18	9	12	15	2	73	4.0
口頭発表	—	1	1	4	2	2	10	0.5
その他	—	1	1	1	—	—	3	0.1

【子ども学部 子ども学科】

子ども学科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書2.5冊、
学術論文4.3本、口頭発表0.1回、その他0.7である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	9	7	12	8	12	2	50	2.5
学術論文	18	24	10	15	13	6	86	4.3
口頭発表	—	—	—	—	1	1	2	0.1
その他	1	—	1	2	12	—	15	0.7

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

理学療法学科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書2.1
冊、学術論文5.3本、口頭発表8.8回、その他3.0である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	7	5	5	9	9	—	35	2.1
学術論文	39	45	30	29	22	12	86	5.3
口頭発表	23	22	24	20	44	9	142	8.8
その他	10	22	12	—	4	1	49	3.0

【経営学部 経営学科】

経営学科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書1.8冊、
学術論文3.5本、口頭発表3.2回、その他0.3である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	1	6	4	10	3	—	24	1.8
学術論文	7	13	9	8	9	—	46	3.5
口頭発表	6	9	12	8	7	—	42	3.2
その他	1	1	1	1	1	—	5	0.3

【大学院 人間福祉学研究科 人間福祉学専攻】

人間福祉学研究科には専任教員はいない。人間福祉学部の専任教員が兼ねている。人間
福祉学研究科は、2004年度から2009年度までの1人当たりの平均が著書3.8冊、
学術論文5.0本、口頭発表0.1回、その他は0である。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	計	平均
著書	6	5	8	6	11	2	38	3.8
学術論文	8	10	5	12	13	2	50	5.0
口頭発表	—	—	—	—	1	—	1	0.1
その他	—	—	—	—	—	—	—	0.0

[点検・評価]

人間福祉学科、健康福祉学科は、毎年著書、学術論文、口頭発表を行っている教員と業績出されていない教員とで個人差が大きい。

子ども学科も人間福祉学部同様、毎年著書、学術論文、口頭発表を行っている教員と業績出されていない教員とで個人差が大きい。

理学療法学科は多くの教員が年1本の研究業績が出されているが、文部科学省設置認可申請時以降、研究業績が出されていない教員もいる。

経営学科は、教員の8割くらいは著書、学術論文、発表が年1本程度は出されているが、0という教員も2～3名いる。

大学院人間福祉学研究科は多くの教員が著書、学術論文の発表を行っている。

本学では毎年一定の期限を定め所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求めており、教員各自が当該年度に出版された著書、発表された学術論文、学会発表等を毎年指定された期限までに所定の様式に記載して提出し総務課で保管している。しかしながら提出された資料を教員別・時系列に保存管理するにとどまっており、教員がお互いに啓発しあい、その研究活動を活発化するための情報提供には役立っていない。

またその研究内容は、個々の教員による個人研究または専門領域が同一である複数の教員による共著が中心で、異なる学術領域の研究者がそれぞれの専門性を活かした共同研究による成果の発表には至っていない。

[改善方策]

2008年度より『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』に「教員の研究・教育動向」と題して巻末に当該年度の教員業績を記載し、教員がお互いに他の教員の研究業績を参照できるような改善に着手した。また教員業績ファイルも、単に時系列に保存するだけでなくデータベース化を行い、教員に対する有益な情報提供源として利用できるようにする。

これまでも研究紀要への投稿予定者には、毎年研究発表会を開催し研究内容の発表を義務づけおり、発表者は研究発表会に出席した研究者と意見を交換することにより研究の改善・発展に役立っているが、その枠をさらに拡大し、他の専門領域の研究者との交流を活性化することで、研究成果発表への動機づけを高める。

6-1-1-①-b 教育研究組織単位間の研究上の連携

附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

[現状説明]

本学には学部には附置研究所を設置していない。

[点検・評価]

設置について、学部の適切な研究所設置について学内で今後、検討する

[改善方策]

設置について、学部の適切な研究所設置について学内で今後、検討する。

6-1-1-①-c 経常的な研究条件の整備

個人研究費、研究旅費の額の適切性

[現状説明]

2008年度人間福祉学部の教員1人当たりの研究費実績は241,716円で、子ども学部は227,127円、リハビリテーション学部は150,617円、経営学部は245,002円であった。

本学の個人研究費は、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程」で教授340,000円、准教授325,000円、講師・助教310,000円としている。研究旅費は職位に関係なく全学部70,000円である。特任教員については、個人研究費を教授155,000円、准教授147,500円、講師・助教140,000円で研究旅費は一律50,000円である。

大学院研究科を担当する教員の個人研究費は、一律360,000円で、研究旅費は同じ70,000円で、特任の場合は165,000円で研究旅費は同じ50,000円である。

研究旅費の2008年度実績は人間福祉学部が国内旅費全体で126件4,027,837円(1件当たり31,966円)、国外旅費が3件313,291円(1件当たり104,430円)出会った。子ども学部は、44件1,310,426円(1件当たり29,782円)で国外旅費はない。リハビリテーション学部は国内旅費が48件1,812,656円(1件当たり37,763円)、国外旅費が2件575,460円(1件当たり287,730円)であった。経営学部は、国内旅費が39件1,063,103円で国外旅費はない。研究旅費は全教員70,000円としているが、個人研究費の流用を認めている。このため、先の実績のうち国外旅費の額については、個人研究費の流用で国外出張が行われたものを含む。

[点検・評価]

個人研究費、研究旅費は多くはないが、研究旅費としての流用を認め、また、交付された年度で未使用(残額)の個人研究費及び研究旅費は次年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された個人研究費、研究旅費は、繰り越された年度に限り支出することができる。

[改善方案]

個人研究費は十分とはいえないため、教授会などで科学研究費補助、各種助成金への応募、申請を奨励している。

教員個室等の教員研究室の整備状況

[現状説明]

全学部、専任教員には研究室1室(1室当たりの面積28㎡程度)が確保されているが、一部の特任教員が共同研究室を使用している。各研究室には個人用机、椅子、書架、テーブル(4台)、テーブル用椅子(8脚)、LANコンセント、電話等が整備されている。

[点検・評価]

概ね専任教員には個人研究室が確保されている。一部、特任教員は共同研究室となるが、これについては、時間割編成により共同使用が行われないようないよう配慮している。

[改善方案]

研究室については、広さも確保されており、特任教員の共同研究室も含め、問題は生じていない。当面、改善の予定はない。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

[現状説明]

本学は週4日出校、週6コマ担当を基準としているが、一部の専任教員で7コマ、8コマ担当の教員がいる。授業担当以外に各種委員会にも所属しており、日常は授業の準備、各種委員会への準備で研究時間を確保することは困難な状況であるが、本学は出校日を週4日とし、1日を研究日として大学に出校する必要のない日を設けている。

[点検・評価]

教員の研究時間は、担当授業科目、各種委員会（一人当たり最大2委員会程度）への所属、学内行事などに割かれる時間がかなりあり、十分な確保ができているとは言い難い。

[改善方策]

研究時間の確保については、授業科目担当コマ数の多い教員については、その軽減を図り、公平性に努める。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

[現状説明]

本学は学外研究制度を「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学外研究規程」で規定している。学外研究は公募方式で、応募できる者は在職期間が5年以上の専任教員ができ、国内、国外の研究機関等で6カ月以内の範囲で行うことができる。研究費は予算の範囲内として規定しており、予算は毎年100万円程度で、人数については2名（1名50万円）程度である。毎年応募する者は2名又は1名で多くはない。

[点検・評価]

研修機会は教員の申し出によって行われるが、申し出ることにより他の専任教員へ教育、業務の負担増が懸念されるため、あまり申し出がない。改善の必要な点と考える。

[改善方策]

他の教員への負担を考慮することもあるため、教授会、学科会議で、学長、学部長が奨励するよう努める。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

[現状説明]

本学は共同研究制度を「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部特別研究費交付規程」で規定している。特別研究費の中に共同研究費がある。共同研究は2人以上の教員で、3分の2以上が本学の専任教員で構成されていることが条件とされ、毎年10月に次年度の公募通知を配布し、11月末に締め切り、2月初めにヒアリングが行われ、3月末に決定通知される。審査は大学の学長、副学長、学部長、研究科長、短期大学部学長から構成される審査委員会を開き、総合研究センター所長が委員長となり審議、決定される。研究費については、予算の範囲内とし2008年度は人間福祉学部170万円（3件）、子ども学部50万円（1件）、リハビリテーション学部50万円（1件）合計270万円であった。経営学部は申請がなかった。

【点検・評価】

共同研究費は規程が整備され、審査も公平に行われているため問題は生じていない。

【改善方策】

現段階では問題がないため、当面は維持する。

6-1-1-①-d 競争的な研究環境創出のための措置

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状説明】

本学の科学研究費補助金は人間福祉学部が2006年度申請件数6件で採択件数5件、2007年度申請件数が2件で採択件数は0件、2008年度申請件数2件で採択件数が1件であった。子ども学部、リハビリテーション学部は2007年度開学で2007年度は申請がなく、2008年度子ども学部が申請件数3件で採択件数は0件、リハビリテーション学部が申請件数1件で採択件数は0件であった。経営学部は2008年度開学で申請件数は0件であった。また、研究助成団体などへの申請は、人間福祉学部が2006年度厚生労働省科学研究費補助238万円、2007年度民間のユニバーサル財団200万円、日本証券財団95万円ですれ以降はない。リハビリテーション学部が2008年度厚生労働省科学研究費補助216万円で、子ども学部、経営学部は申請がない状況である。

【点検・評価】

文部科学省、厚生労働省科学研究費の申請件数、採択件数とも私立大学における平均に比べると著しく少なく、この状況を改善するため、総合研究センターにおいて、研究を活性化し、研究が採択されるための必要要件等について周知させる指導を随時行っている。

【改善方策】

総合研究センターおよび採択された経験のある教員が中心となり、科学研究費補助金申請方法、採択の条件、その他研究助成金に関する情報・ノウハウを教授会、学内での説明会を通して繰り返し伝達する。

09年度中に研究倫理および利益相反に関する規程、委員会を整備し、科学研究費申請に必要な規程と組織の整備を行う。また、専門領域や学部学科を越えた共同研究や研究交流を推進するため、学部合同研究発表会を定期的に開催する。

第7章 社会貢献

7-1-1 生涯学習センター

[到達目標]

大学が果たすべき使命のひとつと位置づけられている「社会貢献」を実践していくために、大学が持つ多くの人材資源・設備と学習機会を、在学生だけでなく大学が位置する地域社会の人々や企業等に対し広く提供する。単に学習場所を提供するのではなく、企画・運営においても地域と協力し、成果を生むネットワークをつくる。

7-1-1-①-a 社会への貢献

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

[現状説明]

本学では社会人との交流を図るため各部門において社会の様々な分野で活躍している方々を外部講師として委嘱し、豊富な活動経験を学生とともに社会人に伝えている。また実施している講座はビジネス系、福祉系、語学系、健康スポーツ、教養・趣味の講座を大学の施設及び専門スタッフを配置し、広く地域の市民と学生に提供してきた。

[点検・評価]

社会での貴重な情報や経験をもつ外部講師の知識を学生と社会人とともに機会を多く持つことで学生との社会的交流も図っている。また夜間講座、土曜講座で実施している社会人も対象とした多彩な講座は、市民と学生との交流の場となり授業の雰囲気や受講態度にも良い効果が上がっている。「開かれた大学」の諸活動の一つとして社会貢献の役割を果たしていると言える。。

[改善方針]

生涯学習センターにて高齢化社会に向けた新たな講座を検討し、社会貢献としての学習機会をこれまで以上に提供し、市民との文化的交流のための取組みに努める。

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

[現状説明]

本学では「地域に開かれた大学」との理念に基づき公開講座及び市民講座を開催している。2008年度で8回目を迎え、一般市民が受講しやすいように開催日程は土曜日及び金曜日夜間も設定している。2008年度の開設講座数は110講座、受講生は延べ1,429名、1回の平均受講者は約13名である。

[点検・評価]

公開講座及び講座内容によって市民の参加数も増減するが、試験対策、資格取得講座が毎年開催され地域社会に定着してきており、生涯学習センターの社会貢献の場となっている。一般社会人が広く受講しやすく、また就職に役立つ講座づくりに努力していることは評価できる。

[改善方針]

地域でのヒヤリング、アンケート等の調査を元に、市民の学習ニーズに密着した講座をより多く企画し、広報誌等を通じて積極的に広報・宣伝を行い、更に多くの市民に興味を

持って参加してもらおうことができるよう努める。

教育研究の成果の社会への還元状況

【現状説明】

大学のホームページ上にも各学部別に研究業績等を公表し研究成果を社会へ広く公開している。地域の自治体が主催する研修会・研究会・の講師派遣や教育方法の共同研究を行うことで、教育研究上の成果を還元している。

【点検・評価】

市民向け講座や、研修会への講師派遣には支援協力体制がとられており、各地域・団体が主催する事業に本学教員が講師となって知的資源を還元している。

【改善方策】

今後は団塊のシニア層が地域社会に戻り、市民の学習ニーズも多様化し、求められる内容も多種にわたってくるものと思われることから、本学教育研究のより広範な分野において、その成果を市民に還元できるように全学部にわたり教員の協力体制を充実する。

国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状説明】

国や地方自治体へ特に福祉系資格取得講座など受講生の就職に寄与できるような取り組みを行っている。実績では介護技術講習会、ホームヘルパー2級養成講座、福祉用具専門相談員指定講習会などを行っている。

【点検・評価】

学部の持つ性格上人間福祉学部・幼児教育学科・社会福祉学科等福祉系の資格取得について取り組みが盛んである。内容は主に地域の福祉施設の分野となっている。国・地方自治体の要請による講演等の活動も直接・間接的にも寄与している。また本学の各学部・学科の特色が地域社会に広く認知され、教員への協力依頼が多く寄せられていることは、高く評価されているものと言える。

【改善方策】

学外への情報発信が現状において十分でないことが考えられる。本学が今後も地域社会から期待され、評価されるためには、本学の教育活動を公開し、地域社会に広報する必要がある。ホームページ等を中心とした学外広報活動を充実させ、これまで以上に情報発信に努め、より多くの学内外の教員が地域社会に貢献できるよう体制の整備を図る。

大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状説明】

地域の社会人ニーズの期待が高い講座、就職に役立つ資格取得に関する講座を中心に図書館、実習室等の施設・設備を開放し、共同利用を継続させていくことにより社会貢献を目指してきている。

【点検・評価】

本学生涯学習センターは、学生及び地域の市民講座を通じて大学の施設・設備開放を目指し8回目を迎えた。そのことにより、地域の社会人受講者が増加してきたことは、その有効性を示すものである。特に一般社会人では土曜・金曜夜間講座の受講者が全体の8

0%を占め、市民との共同利用に貢献できていると認められる。

[改善方策]

生涯学習センター設置基準に則り、より市民のニーズを取り入れた企画と、指導力に優れた講師の開拓及び養成に力を注ぐ。そのことにより市民講座を通じて開放している大学の施設・設備の共同利用の促進を図る。

7-1-2 各務原シティカレッジ

[到達目標]

- ・ 本学と各務原市及び地域の関係諸団体が連携し、各務原市の学術文化の向上及び地域の活性化に寄与する。
- ・ 地域作りにおける高等教育機関のエクステンション・センターとしての責務を果たすとともに、地域作り支援室・支援アドバイザーとしての役割を担う。
- ・ 本学の ICT 基盤を生かし、いつでも、どこでも、誰でも学びを続けることができるユビキタスラーニングの拠点となる。
- ・ 関、各務原両キャンパスを中心に、地域の保育所・幼稚園、小中高等学校、特別支援学校、市役所、産業文化センター、ライフデザインセンター、少年自然の家などの各拠点と新しいネットワークを構築し、産・学・公でつくる新しい学園都市構想に貢献する。

7-1-2-①-a 社会への貢献

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

教育研究の成果の社会への還元状況

国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

[現状説明]

アインシュタインコース、ソクラテスコース、レオナルド・ダ・ビンチコースの3コースで、延べ135の講座を前期・後期ごとに開設して市民に幅広く提供している。また、特別講座として「各務原市民セミナー」「かがく・さんすうアカデミー」「絵本から飛び出すおいしいお菓子」等各年齢層のニーズにあった講座を準備している。受講者の数は前期講座で約750名(シティカレッジ3コースのみの数)、市民セミナー35名、さんすう・かがくアカデミー2000名と幅広い年齢層が多数受講している。

各務原市と本学が共同して各務原シティカレッジ特別講演会実行委員会を立ち上げ、全国レベルの各界・各層のトップを招聘して最先端の情報、グローバルな情報を市民に提供している。2008年度5回、1200人が受講した。

2009年7月のアンケートでは受講者の満足度は高く、2008年度前期の開設から継続して受講している市民もいる。各務原市の目指す生涯学習都市への貢献をし、受講者の充実した学びはそれぞれのキャリアアップに繋がっている。

講座の概要

a. 各務原シティカレッジのコース

講座区分	内容	2009年度 前期講座数
アインシュタインコース	幼児・児童を対象としたコース	13
ソクラテスコース	じっくり独自の大学生活を味わうコース	46
	大学の正規科目を受講するコース	50
レオナルド・ダ・ビンチコース	道を究め、専門的な技術や知識を高めるコース	26

b. 各務原市民セミナー

各務原市西ライフデザインセンターと共催で「納得できる！健康スポーツ」講座をオムニバス8回講座として提供し、本学の健康・福祉の担当教員が講義にあたる。

c. キッズアカデミー

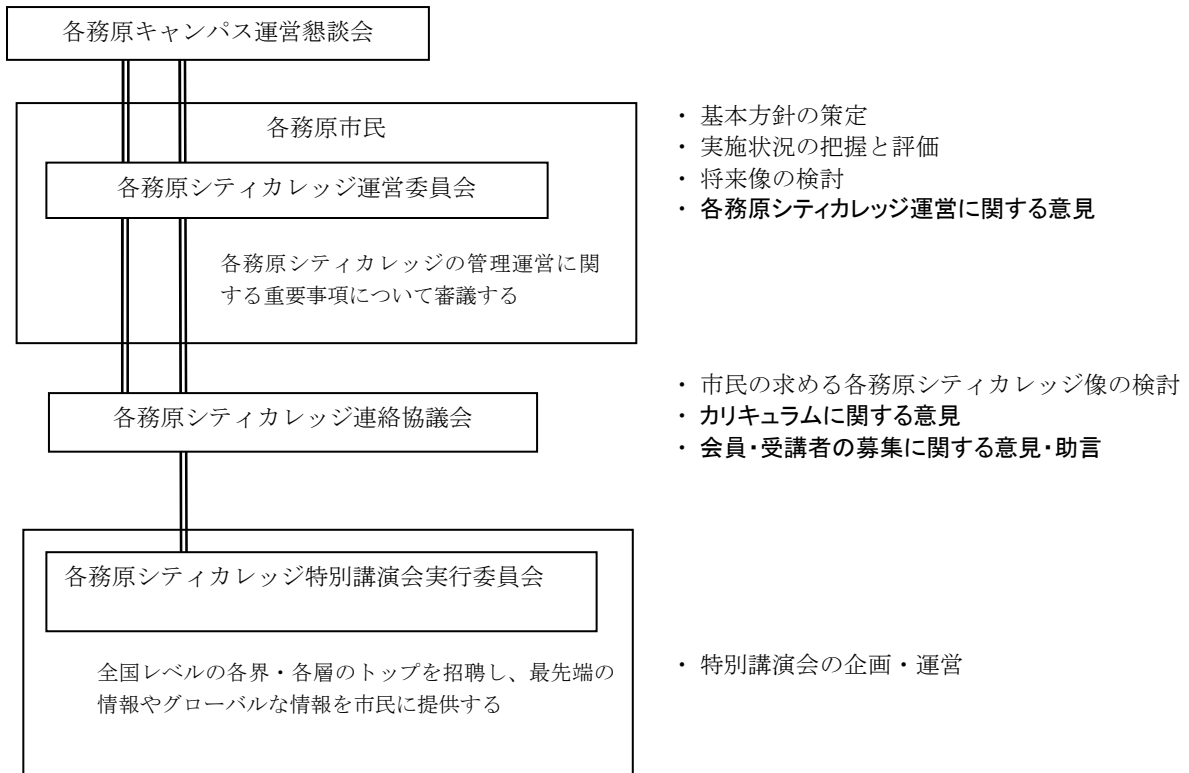
科学・算数好きな子どもを育てる科学算数アカデミー「わくわくどきどきかがく・さんすうアカデミー」を開催する。

運営体制と受講者募集

- 開設の時期： 毎年、4月～9月までの前期講座と10月～2月までの後期講座の2回講座を開設する。
- 講座の回数： 土曜日、夜を原則として、主婦や高齢者の学びやすい時期の設定も工夫する。10回から20回講座として9月、2月に終了できる予定を組む。
- 講座の広報： 前期・後期ごとに講座を紹介するプログラムを作成し、各務原市民に届くように全戸配布する。また、広く広報媒体を利用して各務原市外にも受講できるようにする。
- 募集： あらゆる媒体を使って講座申込ができるように整備する。インターネット、携帯電話、FAX、郵送での申込みができるように募集体制を整える。
- 開講の案内： 開講下限を5名として、開講する場合には受講料や持ち物、テキストの案内等、1週間前に開講案内を各自に連絡する。
- 講座受講料： 絵画、書、料理、フラワーデザイン等の制作講座は90分1000円、資格取得講座や語学講座等は90分1500円を規準として設定する。幼児・児童対象の講座は格安とする。
- 受講： 本学の設備を有効に活用し、AV機器を活用した教室、広いフロアでの活動、少人数の学びに適した教室など、目的と講座の内容に合わせて教室を選択する。
- 開講式： 各務原シティカレッジ職員が開講式を行い、講座、講師紹介等を行い、受講の意欲を喚起する。
- 修了式： 終了に当たってもシティカレッジ職員が修了式を行う。

[点検・評価]

① 企画検討及びその適切性の検証



- ・ メールで意見聴取できるようにする。
- ・ 講座終了後にアンケートを行う。
- ・ 各務原シティカレッジ運営委員会、各務原シティカレッジ連絡協議会を開催して幅広い層から意見を聴取する。
- ・ 窓口を広く開放していつでもシティカレッジカウンターにより、意見が言えるようにする。

② 期待する効果

各務原市が構築している生涯学習体制に加えて、レベルの高い大学での学びを提供することにより、生涯学習都市としての各務原市に貢献する。

- i.) 受講者それぞれの生涯学習構想において、各務原シティカレッジでの学びが充実したものとなり、キャリアアップにつながる。
- ii.) 受講者相互のつながり・絆が強まり、各務原市におけるより深い地域コミュニティが構成される。
- iii.) 受講者が指導的な立場となることでさらに学びの機会が広がり、教育基本法がうたう「成果を適切に生かすことのできるような社会の実現」を实践する。

③ アンケートによる分析

a. 居住地

地域	那加	稲羽	鶉沼	蘇原	川島	県内	県外
割合	23%	10%	30%	15%	3%	17%	2%

市内からの受講者が81%を占めるが、岐阜市、関市等近隣の地域からも受講者がある。

b. 性別

男性	25%	女性	75%
----	-----	----	-----

女性が3/4を占める。

c. 交通手段

各務原キャンパスは名鉄各務原市役所前駅、市民公園駅から徒歩で7分の距離にあり、公共交通機関を利用しやすい立地にあるが、実際には85%以上が自家用車での受講である。

d. 年齢層

d-1. アインシュタインコース 幼児・小学生であり、中学生の受講はない。

d-2. 一般の受講者層

年齢層	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
割合	1%	6%	14%	20%	35%	42%	4%

50、60才代にピークがあり、30、40才代の受講も多い。

e. 広報媒体の活用

大半は3月・8月各務原市全戸配布の各務原シティカレッジプログラムや各務原市の広報誌の生涯学習情報「カルチャーかかみがはら」を見て申し込みされている。今年度は知人の紹介で途中から受講される方も見受けられる。

f. 今までの受講期

期別	06前期	06後期	07前期	07後期	08前期	08後期	09前期
受講者	25	26	45	42	71	85	200

18年前期から受講している方もあり、継続して受講する方が非常に多い。

g. 受講した講座数

	1講座	2	3	4	5	6	7	8講座以上
受講者数	40	28	16	9	14	6	6	6

複数の講座を受講している。中には8講座以上受講されている人もある。

h. 受講生の満足度

	とても充実している	充実している	普通である	やや不満である
割合	45%	48%	6%	1%

受講者には大変満足していただいている。

i. 希望する講座

- ・ 現在の受講講座の1ランクアップした講座開設の意見が多くあり、継続して学びたいという意欲が旺盛である。
- ・ 健康増進に関する講座開設の意見があった。(フラダンス、エアロビクス)
- ・ 音楽講座(ギター、三味線)
- ・ 外国語講座(ドイツ語等)

j. 事務局への意見

- ・ 多くの方が自家用車で参加するため駐車場が混雑するので何とかして欲しいという意見があった
- ・ 小学生の託児希望があった。
- ・ 講座の準備や講座運営が親切であるという意見があった。

④ 受講者数分析

a. 受講者の推移

		アインシュ タイン	ソクラテス	レオナルド・ ダ・ビンチ	合計		会員口数
		06	前期	46	142	123	311
	後期	105	162	127	394	705	13
07	前期	81	317	214	612		248
	後期	72	227	136	435	1047	70
08	前期	87	340	225	631		330
	後期	85	219	237	541	1172	70
09	前期	107	298	334	739		237

b. 受講者の割合

年度	年間開設講座数			募集人員 (のべ)			参加者 (のべ)			講座当たりの受講者数		
	2006	2007	2008	2006	2007	2008	2006	2007	2008	2006	2007	2008
人数	72	88	98	1470	1800	1950	705	1047	1193	17	12	12

受講者数は年度ごとに増加している。講座数の増加にもよるが、韓国語、英会話等の語学講座、そば講座、健康太極拳、社会保険労務士等の受講者が増加している。一方で、エクステンションセンターとしての役割を果たす本学の教員による講座に受講生が集まらない。介護福祉士、ケアマネージャー、家庭支援士等の講座は受講生の減少はあるが、何

とか開講できている状況である。

c. 問題点

(1) 講座の開設

継続して受講し、さらにキャリアアップを図りたいという受講生の要請に応え、講座数は年々増加している。英会話、韓国語、そば打ち講座は毎年講座数、受講生が増えている。

各務原シティカレッジの趣旨から、少人数の場合でも開設して市民のニーズに応えなくてはならないため、場合によっては4～5名でも開講することがある。これによる収益率の悪化が各務原シティカレッジの経営を圧迫している。

(2) アインシュタインコース受講者の低迷

幼児・児童を対象としたアインシュタインコースの受講者は2007～2008年度実績85名前後で低迷している。課題は保護者による受講児の送迎である。それを打開する目的で、2008年度は親子講座を準備し、親も同時に別講座を受講することができるようにしたが、目だった成果は見られなかった。

(3) 複雑な事務

受講者の名簿管理はシステムを使用して一元管理を行っているが、受講者の便宜を図るためインターネット、携帯電話、郵送、FAXでの申込みを受け付けている。受講者の年齢層が幅広いため郵送やFAXによる申し込みも多く、事務局によるシステムへの入力業務が膨大になる。

(4) 集まらない大学教員の講座

大学のエクステンションセンターとして、本来の役割を果たすべく種々の講座を準備をするが、受講者が集まらず開設できない。

[改善方策]

講座内容

- ・ 幅広く市民の要請に応じて講座開設をすることに加えて、1講座あたりの受講者数を増やすことに努力する。
- ・ 各務原市との連携を一層推進するために、市の施策等（2008年度「環境都市宣言」＝環境、2009年度「夢ある都市」＝音楽）を踏まえた講座開設をする。
- ・ 各務原シティカレッジ会員に対して一層の受講サービスを検討する。
- ・ 大学教員による魅力ある講座を開設して、一層エクステンションセンターとしての役割を果たす。

運営

- ・ 一層地域に開放された大学として公開・開放の機会を設ける。
- ・ 会員制度について見直し、事務効率を高める。
- ・ 本大学、各務原シティカレッジが各務原市民の信託を受けるよう、運営委員会、連絡協議会等から幅広く意見聴取して活用する。

7-1-3 子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ)

【到達目標】

「ラ・ルーラ」は、2006年に開設され、本年で3年目である。過去2年間、新規事業の設立と事業内容の充実、地域への定着を目指して取り組みが行われてきた。これまでの事業の実施状況と成果については、次項の現況の報告において示したとおりである。

2008年度は下記のような事業目的と内容を計画し、これまでの事業の展開の成果と課題を踏まえて到達目標を設定した。

表 7-3-1 2008年度の事業目的と成果

＜2008年度の事業目的＞			
(1) 参加者の新たな出会いと相互交流を図る。 (2) 参加した親子のコミュニケーション能力を高め、親の育児意識を高め、育児方法の多様化を図るとともに、子どもの生活経験と直接体験を豊かにする。 (3) 利用者のニーズを把握し、多様なプログラムによる利用者の拡大を図る。 (4) 交流事業の展開と地域との連携			
業務内容と成果			
	事業内容	事業内容	到達目標
通常業務	①親子の交流と居場所の提供	○気楽に立ち寄り、親子共に心地よく過ごすことのできる場や空間の提供 ○火曜日～土曜日 10:00～16:00 ○月曜日休館日	○利用者数 延べ6,300名
	②子育てサロン	○月1回第一火曜日 10:00～12:00 ○子育て力の向上を図り地域の子育て支援・家庭支援に携わる ・親子遊びー親子活動の提供 ・おしゃべりサロン、参加者の交流、 ・子ども学科教員との交流、子育て相談	○サロンの多様化を図る ○サロンへの総参加者数 延べ240組
	③げんきサロン	○2～3歳児対象 年12回 毎月第2金曜日 10:30～12:00 活動的な遊びを中心に	
	④作って遊ぼう	○年長児対象(3歳～5歳) 年12回 毎月第3土曜日 10:30～12:00	
	⑤赤ちゃんサロン	○乳児対象 年12回 毎月第4火曜日 10:30～12:00	
	⑥お誕生会	○年12回 240組	

表 7-3-1（続き） 2008年度の事業目的と成果

	⑦情報の提供	○「ラルーラ通信」の発行	○年 12 回発行
	⑧学生の実習の受け入れ	○子育て支援演習 ○事前指導及び実習 ・後期 12:00～13:00、総合演習ゼミグループで実施 ○学生の自主活動実習(随時受入)	○子ども学科・短大幼児教育学科学生への実施 ○学生による活動年 5 回実施
	⑨季節の遊びコーナーの設定	○毎週、季節の応じたコーナー遊びの環境設定と保育	○年間計画の作成と実施
特別事業	①子育て実践プログラム	○月一回 年 8 回 ○利用者のニーズを把握し、プログラムを準備して利用者の拡大を図る。 ○利用者のニーズを元に内容を決定 ○親子共安心して過ごせる環境整備 ○講座中の託児ー保育士の数、必要な遊具、用具の準備と環境の充実	○参加者数 延べ 130 組
	②連続講座	○「特別な配慮を必要とする子どもの子育てについて考えよう」(山田陽子 教員) (年 8 回)	○総参加者数 延べ 16 組
	③母親のリフレッシュタイム	○ニーズに応じて随時	○年 3 回開催
	⑤交流会	○地域の関係諸機関、学内研究者との積極的な交流 ○利用者、保護者の相互交流支援とネットワークづくり ○学生による親子との交流 ・季節のお楽しみ会・運動会・クリスマス会等 ○高校生との交流	○保護者、高校生、学生の交流会を 1 回以上開催 ○参加者数 延べ 120 名

7-1-3-①-a 社会への貢献

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

教育研究の成果の社会への還元状況

国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

[現状説明]

子育て支援センター「ラ・ルーラ」は、就学前の乳幼児とその保護者が、家庭以外の居場所のひとつとして心地よいひと時を過ごしてもらうための場や空間の提供を目的としており、常時、乳幼児期にふさわしい遊具や絵本等を備えるなどして、環境を整えている。

開園は週 4 日（火・水・木・金・土）、午前 10 時より午後 4 時であるが、利用者の都合によって利用する日および時間帯は異なる。保育士は常時専任 1 名と非常勤が 1 名の計 2

名配置しており、必要に応じて子育て相談に応じたりして、子どもと保護者との豊かな関係作りのサポートを行っている。

事業内容は、上記の通常業務のほか、乳幼児や保護者の現状を把握し、子育て実践プログラム(子育て講座)、子育てサロン、交流会など、多様な展開を図ってきた。また、通信の学校も月1回年12回の発行を行なっている。

利用者は、各務原市の住民が多いが、年々、口コミにより岐阜市や関市等近隣の市町村の住民の利用も増えており、地域にとらわれずに自由に利用がなされている。利用者数は、これまでに1万人を超え、年々増加している。以下、2006年度、2007年度の事業内容と成果を示し、現況報告とする。

表 7-3-2 2006年度の成果と課題

＜2006年度の事業目的＞			
開設1年目でもあり、新規事業の整備と地域への周知、利用者の拡大を図ることを目的とする。			
業務内容と成果			
	事業内容	事業内容	成果
通常業務	①親子の交流と居場所の提供	○月曜日～木曜日 10:00～15時	利用者数延 4376名
	②情報の提供	○「ラルーラ通信」の発行	○年12回発行
	③学生の実習の受け入れ	○子育て支援演習 ○事前指導及び実習(後期 12:00～13:00、総合演習ゼミグループで実施) ○表現活動の講義での発表会 ○学生の自主活動実習－随時受け入れ	○子ども福祉学科1回生実習実施 ○タンポポクラブによる自主活動 ○前後期の昼休み、夏休み、冬休み、春休みに学生の希望により実施
特別事業	①子育て実践プログラム	○月一回 年10回	○参加者数延べ208名
	②連続講座(2講座)	○「親子で体操」(平井博史教員) ・親子関係を深める身体活動 ○「特別な配慮を必要とする子どもの子育てについて考えよう」(山田陽子教員) ・障害もつ就学前の子どももケアと療育・親へのカウンセリング	○参加者数延べ241名

表 7-3-2（続き） 2006年度の成果と課題

成 果	<p>◆上記の事業は概ね順調に実施され、ラルーラ設立1年目として、次のような成果をあげることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラルーラの存在が地域に周知された。 ○通常業務の活動計画・内容が決定され、実施が行われた。 ○日常活動の実施をとおして参加親子の相互交流とともに地域との交流が行われた。 ○特別事業として「子育て実践プログラム」が実施され、プログラムの学内外への周知が図られるとともに、親の子育て意識の高揚と啓発、親子の相互交流が図ることができた。
課 題	<p>◆利用状況から見て、下記のような検討課題が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プログラムの多様化 ○利用者数の拡大 ○広報とその方法 ○利用状況と利用者ニーズの把握－調査の実施 ○学内の他の子育て支援センターとの連携

表 7-3-3 2007年度の成果と課題

<p>< 2007年度の事業目的 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 参加者の新たな出会いと相互交流を図る。 (2) 参加した親子のコミュニケーション能力を高め、親の育児意識を高め、育児方法の多様化を図るとともに、子どもの生活経験と直接体験を豊かにする。 (3) ラルーラにおける子育て支援の今後のあり方を探るために研究を行う。 (4) 広報活動のあり方に関する検討を行う 			
業務内容と成果			
	事業内容	事業内容	成 果
通 常 業 務	①親子の交流と居場所の提供	○月曜日～木曜日 10:00～15時 (9月より火～土曜日 10:00～16:00に変更)	○利用者数 延べ 5631名
	②子育てサロン	○月1回第一火曜日 10時～2時 ・親子活動と育児カウンセリングの実施	○参加者数 延べ 301名
	③情報の提供	○「ラルーラ通信」の発行	○年 12回発行
	④学生の実習の受け入れ	○子育て支援演習（前期に実施） ○事前指導及び実習 ・後期水曜日 12:00～13:00、 総合演習ゼミグループで実施 ○表現活動の講義での発表会 ○学生の自主活動実習皿(随時受入)	○子ども学科1回生、子ども福祉学科2回生に実施 ○大道芸、タンポポクラブが自主活動を行った ○前後期の昼休み、夏休み、冬休み、春休みに学生の希望により実施

表 7-3-3（続き） 2007年度の成果と課題

	③季節の遊びコーナーの設定	○毎週、季節の応じたコーナー遊びの環境設定と保育	○年間計画通り実施された
特 別 事 業	①子育て実践プログラム	○月一回 年 10回	○参加者数 延べ 260名
	②連続講座	○「特別な配慮を必要とする子ども子育てについて考えよう」 (山田陽子教員)	○参加者数 延べ 21名
	①利用者の意識とニーズの調査研究の実施	○利用状況と利用者ニーズ調査実施 ○ニーズに基づいたプログラムの検討と方向性の模索 ○成果を捕らえる方法の検討	○利用者を対象にアンケート調査を実施し、 大学紀要に掲載された
成 果	<p>◆上記の事業は概ね順調に実施され、次のような成果をあげることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常業務の活動計画・内容が充実し、安定した業務の展開がなされた。 ○地域においても利用者に周知され、利用者が倍増した。 ○日常活動の実施をとおして参加親子の相互交流とともに、「学びの森」フェスティバルへの参加など、交流事業が拡大した。 ○「子育て実践プログラム」が学内外に周知され、親の子育て意識の高揚と啓発、親子の相互交流が図ることができた。 		
課 題	<p>◆利用状況から見て、下記のような検討課題が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容について、父親や家族の参加等、多世代の参加を目指した多様な活動の展開の模索と地域連携 ○子どもの年齢に応じたプログラムの展開の必要性 ○親のニーズに応じた内容(利用者による自主的な活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・親の自主的な子育てサークル活動やリフレッシュのための講座など、多様なプログラムの展開への課題が残された。 ○シティー・カレッジとの連携 ○ラルーラの学内・学外利用について ○中高生、高齢者など、多様な世代のとの交流が課題として残された。 		

【点検・評価】

開設3年目を迎え、過去2年間についても点検を行なった結果を以下にまとめた。

2006年度（1年目）は、開設に当たり、通常業務として行なう事業の設定とその定着、特別事業としての内容の模索、地域住民への周知が必要であり、この3点が重点的な目標となった。これらの目標到達については、前記した表2に示したように十分に成果を挙げたと評価できる。

2007年度（2年目）は、1年目の成果を元に、通常業務のルーティーンの恒常化と利用者の拡大、更なる地域への周知、特別事業のプログラムの多様化と拡大、内容の充実が重点的な課題となった。これらの点についても、前記した表3に示したように、十分な成果を挙げたと評価できる。

2008年度（3年目）は、2007年度の成果を踏まえ、表1に示したように通常業務の多様化、特別事業の拡大を図り、質的な展開（質的到達目標）を目指すと共に、数値目標値を設定し、量的な拡大を図ることを重点的な課題とした。質的到達目標は、従来行なわれてきた通常事業、特別事業の内容と利用者数を元に見直しを行なって設定し、実際の事

業展開における内容の多様化の実態及び実践内容の検討を主軸にして自己点検と評価を行なった。また、量的目標については、目標値の達成度（%）によって評価した。その結果は、次の表5に示したとおりである。質的にも、量的にも、到達度は、概ね良好と評価した。

表 7-3-4 2008年度事業の点検評価

	事業内容	到達目標	成果と評価
通 常 業 務	①親子の交流と居場所の提供	○利用者数 延べ 6,300 名	○利用者数は延べ9,163人で、目標の1.5倍近くにおよび、非常に盛況であった。 ○戸外に草花を植えたり、小屋を設けたりするなど環境整備が図られた。また、保育室の環境の再構成が行なわれ、利用者の動きに変化が見られた。 ○季節に応じた環境や遊びの提供などが行なわれた。
	②子育てサロン	○サロンの多様化を図る ○サロンへの総参加者数 延べ 240 組	○従来の育児サロンに加え、本年度は利用者のニーズに応じて年齢別の分化を試み、元気サロン、赤ちゃんサロン、お誕生会の実現でき、利用者への周知も図られた。 ○サロンの充実に伴い、利用者から積極的な働きかけや自主的な活動への要望が起こり、利用者同士のつながりが活発化した。しかし、利用度に偏りが見られた。 ○参加数 371 組であり、目標値の 154% が達成された。
	③元気サロン		
	④赤ちゃんサロン		
	⑤お誕生会		
	③情報の提供	○年 12 回発行	○年 12 回発行が達成された
	④学生の実習の受け入れ	○子ども学科・短大幼児教育 学科学生への実施 ○学生による活動年 5 回 実施	○子ども学科 1 回生、短大幼児教育学科 1 年生が実習に参加し、子育て支援のあり方を実践的に学んだ。 ○利用者からの期待も大きく、好評であった。
	③季節の遊びコーナーの設定	○年間計画の作成と実施	○季節に応じた遊びをコーナー設定し、保育士による遊びの提供が行なわれた。 ○年間計画において想定した内容はすべて実施された。

表 7-3-4（続き） 2008年度事業の点検・評価

特 別 事 業	①子育て実践プログラム	○参加者数 延べ 130 組	○プログラムの内容の充実を図った。内容はほぼ例年通りに行なわれ、アンケートによる参加者の評価を行なった。概ね良好であった。 ○現段階で 51 組の参加があり、目標値の 39%が達成された。
	②連続講座	○総参加者数 延べ 16 組	○総参加数は 2 組で、目標値の 12%が達成された。
	③母親のリフレッシュタイム	○年 3 回開催	○3 回実施され、利用者のニーズに応じ下記の内容で開催された。 ・布草履作り ・歌とフラフープとボール遊び ・お菓子作り ○いずれの講座も参加者に好評で、プログラムの拡大が望まれる。
	⑤交流会	○保護者、高校生、学生との 交流会を 1 回以上開催 ○参加者数 延べ 120 名	○各務原市との合同により、「学びの森」フェスティバルへの参加し、学生による地域の親子との交流が図られた。全体で 1 万人を超える参加があり、大盛況であった。 ○通常業務内で、ボランティア学生による遊びの提供と、利用者親子との交流が行なわれた。 ○参加者は延べ 114 人あり、目標値の 95%が達成された。

[改善方策]

2008年度の目標到達度は、概ね良好であったが、次のような点で課題と改善が求められる。

- ・ 事業内容の多様化と利用者の量的拡大を図ることは達成されたが、それによって各講座やプログラムの利用率に偏りが見られるため、今後、内容やプログラムの妥当性、適宜性を検討する。
- ・ 多世代交流や地域交流については、十分な成果があるとはいきれない面があり、今後、地域への働きかけや、様々な世代の人の参加を促すことのできるセンターのあり方を検討する。また、地域との連携をさらに深めるために、センターの地域への開放も今後検討する。
- ・ リフレッシュタイムは参加者から好評であり、プログラムの拡大を図りたい。

7-1-3 子ども家庭支援センター（ラ・ルーラ）

- ・ 学内で開催されているシティ・カレッジとの連携を図ることで、当センターの活動の拡充につなげる。その準備のためスタッフ間話し合いを持つ。

第8章 教員組織

8-(1) 大学における教員組織

[到達目標]

- (1) 教員の採用、任免、昇格に関する基準・手続を明確にする。
- (2) 教員の教育・研究活動の評価を適切にする。

8-1-1-①-a 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

[現状説明]

教員採用、昇任等の教員人事の方針については「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程」により大学人事委員会が行う。

大学人事委員会の構成員は大学及び短期大学部学長並びに理事長が指名する者をもって構成し、委員長は理事長が指名する。任期は2年で、2009年度現在の委員長、委員は次のとおり。

- ◎大学学長
 - 短期大学部学長
 - 宗教総主事
 - 大学副学長
 - 大学院研究科長
 - 附属図書館長
 - 事務局長
 - 事務局次長
- (◎は委員長)

大学人事委員会の職務は次のとおり。

- (1) 教員人事の方針に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任のための選考基準に関する事項
- (3) 教員の降任及び免職並びに懲戒の審査
- (4) 教員の服務に関する根本事項
- (5) 教員の勤務評定に関する事項
- (6) その他人事に関する重要事項

教員の新規採用については、全学部とも、公募制の募集と募集対象分野の学内教員からの推薦での応募で行っている。公募については、大学ホームページに公募文書、教育研究業績書の書式、執筆方法の掲載及び研究、教育機関への公募書類の発送により行っている。

非常勤講師については、公募制は導入していない。募集対象分野の学内教員からの紹介で募集する。しかし、こうした方法で人材を得られない場合は、公募を行うこともある。

採用・昇任の具体的な手続きとしては、まず人事委員会で候補者を選出後、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」により、候補者毎に4名以内の委員で構成する教員業績資格審査委員会を置く。委員は学内の専任教授のうちから学長が委嘱する。教員業績資格審査委員会は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」の教員業績資格基準に従って、審議する。

採用候補者の審査は、教育研究業績、識見等を提出された教育研究業績書、面接、プレ

ゼンテーションの実施などによって行い、この結果を学長に報告する。

昇任候補者への審査は教育研究業績、識見等を提出された教育研究業績書で審議し、結果を学長に報告する。

学長は報告された結果を人事委員会に諮り、承認した採用・昇任予定教員を学長から理事長に進達し理事長が任命する。理事長の決裁後、教授会に報告する。

教員の採用、昇任基準は助教、講師、准教授、教授の職位毎に「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」で規定している。

非常勤講師の雇用の手続きについては「非常勤職員雇用取扱内規」で規定しているが、選考基準については特に規定がない。

また、こうした専任教員の昇任、採用、非常勤講師選考基準以外に教授会、学科会議、各種委員会への出席を免除し、出校勤務日週3日、授業科目担当コマ週4コマとした特任教員がいる。特任教員の選考基準は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」に準ずる。任期は5年の範囲内で学長と学院長が協議して定め、再任も行うことができる。任命は理事長が行う。

【中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程（抜粋）】

第2章 教員の業績資格基準

第2条 この規程において「業績」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 専門の研究に関する著書
 - (2) 学位論文、研究報告、紀要・専門誌(学会誌、学術専門誌、学会発表論文集等)に掲載された論文及び専門の研究に関する著述の翻訳
 - (3) 公的な場に発表され適切な評価を受けた音楽、書道、美術の創作、作品、演奏及び特殊技能
 - (4) 公的な審査レベルで、適切な評価を受けた体育の活動及び特殊技能
 - (5) 大学教育に必要なと認められる知識、技能及び経歴
 - (6) 特定な分野における知識、技能、特許、受賞等
 - (7) 教育上の経歴及び業績
 - (8) 学会及び社会における専門分野の活動
 - (9) 本学教育に対する貢献度が顕著なもの
 - (10) その他前号に準ずるもの
- 2 この規程において「資料」とは、履歴書、個人調書、業績の実物若しくは別刷、賞状又はこれに代わるもの等をいう。

(教授の業績資格)

第4条 本学の教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績ある者
- (2) 研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3) 大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において教授の経歴のある者
- (4) 大学等において准教授の経歴が6年以上あり、教育研究上の業績のあると認められる者
- (5) 教育研究上の経歴及び業績が前号に準ずると認められる者
- (6) 学会における活動又は社会における文化的活動の業績顕著なる者
- (7) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (8) 特定な分野に関し、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上能力があると認められる者

(准教授の業績資格)

第5条 本学の准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1)前条に規定する教授となることのできる者
- (2)大学等において准教授の経歴のある者
- (3)大学等において専任の講師の経歴が3年以上あり、教育研究上の業績があると認められる者
- (4)学会における活動又は社会における文化的活動の業績顕著である者
- (5)修士の学位(外国においては、授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、教育研究上の業績があると認められる者
- (6)担当する学科に関連のある権威ある研究所、試験所等で研究経歴が5年以上あり研究上の業績があると認められる者
- (7)芸術、体育等については、特殊の技能をもち、教育研究上能力があると認められる者
- (8)特定な分野に関し、優れた知識及び経験を有し、教育研究上能力があると認められる者

(講師の業績資格)

第6条 本学の講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)前2条により教授又は准教授になることができる者
- (2)大学等において助手の経歴があり、教育研究上能力があると認められる者
- (3)特定な分野について、教育研究上能力があると認められる者

(助教の業績資格)

第7条 本学の助教となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2)前号に準ずる能力があると認められる者

第3章 教員業績資格審査委員会

(教員業績資格審査委員会)

第11条 本学における教員の任用に関し、業績資格を審査するため、教員業績資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 前項の場合において、両学長が協議のうえ、合同の委員会を置くことができる。

第12条 委員会は、委員4人以内で組織する。

- 3 委員は、本学の専任の教授のうちから、学長が委嘱する。ただし、前条第2項に規定する委員会は、両学長が協議のうえ委嘱するものとする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(特別委員)

第14条 委員会に、専門の学術審査のため必要があるときは、専門に委員を置くこと

ができる。

- 2 専門委員は、学長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門学術の審査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委員長)

第15条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。ただし、第8条第2項に規定する委員会であるときは、両学長が協議のうえ指名するものとする。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第16条 委員会は、教員の業績資格基準に従って審議し、これを両学長に報告するものとする。

【中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程（抜粋）】

(大学人事委員会)

第2条 大学及び短期大学の教員人事の方針その他任免に関する事項を審議するため、大学人事委員会を置く。

- 2 大学人事委員会は、大学及び短期大学の学長並びに理事長が指名する者をもって構成する。
- 3 大学人事委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。

(大学人事委員会の職務)

第3条 大学人事委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員人事の方針に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任のための選考基準に関する事項
- (3) 教員の降任及び免職並びに懲戒の審査
- (4) 教員の服務に関する根本事項
- (5) 教員の勤務評定に関する事項
- (6) その他人事に関する重要事項

(任免権者)

第4条 大学及び短期大学の教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、寄附行為施行細則、就業規則等に基づいて任命権を有する者が行う。

(教員の採用及び昇任基準)

第5条 教員の採用及び昇任の選考は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績審査規程に基づく業績資格並びに人格、識見等について行う。

- 2 前項のほか、本学の教員は、建学の精神に則り、大学及び短期大学の教育理念達成のために努力し、かつ本学の発展に寄与するものでなければならない。

以上の通り教員採用・昇任基準、手続きは規程が整備されており、規程に従って行われている。

[点検・評価]

専任教員の募集、昇任に関する基準、手続きは人事委員会の教員採用・昇任の方針に従い、選考は教員採用基準、昇格基準の規定にしたがって行っているため問題はない。ただし、教員採用基準と昇格の基準が同一であることには問題があり、助教の業績資格審査基準が助手と同レベルである点は見直しを必要とする。更に専門職学位保有者についても検討する必要がある。

学部間、短期大学部と大学間との異動についても人事委員会の人事異動方針にしたがいおこなっているが、基準がない。非常勤講師についても明確な選考基準、規定がないため規定の整備を行う必要がある。

多様な分野の人材を採用するためには公募制が有効と考え、全学部で公募制を導入しているが、岐阜県関市という通勤に不便な立地にあることなどから公募に対する応募は少なく、これを補うため募集する分野と同等の分野の本学専任教員からの推薦を含めて応募者を募っている。

多様な教育機関・研究機関から人材を公募、専任教員からの紹介も含めて応募者を募っていることは評価できる。

[改善方策]

前述した昇格基準、助教採用基準、学部間および短期大学部と大学間の異動、非常勤講師選考基準等についての問題点については、現在規定の見直しを進めている。規定が整備されることによってこの問題は解消される見込みである。

8-1-1-①-b 教育・研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

[現状説明]

専任教員の研究活動の公表、評価は毎年発行される「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要」で公表している。研究紀要への投稿に当たっては、投稿論文の発表会（審査ではない）を行い、その後「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要投稿規程」により投稿委員会が置かれ、研究紀要への掲載可否の査読審査を行い、審査の結果「可」とした投稿論文が掲載される。

教育活動の評価は本学が開学した1997年度より学生による「授業評価」を原則全科目において毎年実施している。実施方法は授業科目の形態別に評価項目を作成し、学生が事由に記述できる項目も設けて行っている。結果については専任、非常勤の全ての教員に返し、また、結果を1冊の冊子にまとめ図書館に置いている。学生、教職員は図書館で閲覧することができる。

[点検・評価]

研究活動で研究紀要への投稿に当り発表会を行い、投稿委員会で査読審査を行った上で、中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要で研究業績を公表していることは評価できる。

教育活動で、授業評価を全ての科目について実施していることは、評価できるが、一部の授業科目で内容と質問項目が不適切な箇所があるといった指摘がされている。

[改善方策]

研究紀要の公表、学生の授業評価は今後も継続する。学生の授業評価については、一部質問項目が不適切なところもあるため、改善を行う。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

[現状説明]

先に示した「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」で、教育研究業績について規定している。教員選考においては、こうした基準を基に総合的に判断している。

[点検・評価]

「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」で、教育研究業績を多様な基準で示していることは評価できるが、昇格と採用を同じ基準で評価している点に改善が求められている。

[改善方策]

選考基準については先に述べたとおり、昇格と採用を同じ基準で評価しているため、規程の見直しを行い改善する。

8-1-1-①-c 大学と併設短期大学（部）との関係

大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性

[現状説明]

本学は岐阜県関市と岐阜県各務原市にキャンパスがあり、短期大学部は大学人間福祉学部、リハビリテーション学部が設置されている関キャンパスに併設され、2学科1専攻科を次のとおり設置している。

学科名称	入学定員	修業年限	収容定員	備 考
幼児教育学科	100名	2年	200名	
社会福祉学科	80名	2年	160名	
専攻科福祉専攻	30名	1年	30名	幼児教育学科を基礎とした専攻科

大学の人員配置は、既に人間福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部、経営学部の教員組織のところで記述したとおり大学設置基準で規定する専任教員数を全ての学部で上回っており、短期大学部も設置する幼児教育学科が短期大学設置基準で規定する学科の種類で定める専任教員数8名以上を5名上回る13名の専任教員がいる。社会福祉学科は短期大学設置基準で規定する学科の種類で定める専任教員数7名以上を4名上回る11名の専任教員がいる。また、短期大学設置基準で規定する大学全体で定める教員数は4名以上で、この4名を学科の種類で定める専任教員数に加えると、19名が短期大学設置基準上の最低専任教員数となる。短期大学部の現員の専任教員は24名で5名上回っているため、大学、短期大学部共に適切な人員配置と考える。

短期大学部との人的交流については、毎週月曜日が教養科目開講曜日となっており、短期大学部の共通教養科目、大学の共通教養科目が岐阜県関市の関キャンパスで開講され、岐阜県各務原市の各務原キャンパスに置かれている子ども学部、経営学部の学生は関キャンパスで教養科目を受講する。こうした教養科目については大学、短期大学部専任教員が相互に担当し、人材の有効活を行っている。研究活動においても短期大学部の社会福祉学科（介護福祉士養成）、幼児教育学科（幼稚園教諭・保育士養成）、専攻科福祉専攻（介護福祉士養成）が福祉分野の教育研究活動を行っていることから、大学の人間福祉学部（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士養成）、子ども学部（幼稚園教諭・保育士養成）の専任教員と共同研究を行うことがある。また、各種委員会も大学・短期大学部が共同で行っている。

[点検・評価]

短期大学部・大学における人員配置は、大学設置基準、短期大学設置基準に定める定員数を上回り適切と考える。退職等で現員を失った場合も短期大学部は学長、学科長で、学問領域全体を見た上でバランス良く配置するため補充する分野を検討し人事委員会に諮り適切に補充を行っている。大学は学長、副学長、学部長、学科長で同じく検討し、人事委員会に諮り適切に補充を行っている。

授業科目担当、各種委員会、共同研究などの人的交流を積極的に行っている。また、大学、短期大学部の教育研究活動の運営に関する重要事項を審議する大学評議会、大学、短期大学部の教育研究活動に関する連絡調整を行う大学・短期大学運営協議会を大学、短期大学部の代表で構成し、協同で協議、審議する体制をとっている。

[改善方策]

短期大学部は大学が設置された1997年前までは5学科1専校を擁していたが、その後、大学開設と共に学部学科への定員振替、学部への改組等により、現在は2学科1専攻と縮小している。今後は、短期大学部と大学の相互交流を一層進め担当できる授業科目の検討を行う。

8-(2) 学部等の教員組織

8-2-1 人間福祉学部

[到達目標]

- ・ 社会福祉学の中核となる社会福祉士国家試験受験資格指定科目の担当教員を確保する。
- ・ 適正な教員の年齢構成に努める。
- ・ 実験・実習に対する、適正な授業補助の人的体制を整備する。
- ・ 専門性を獲得するために相応しい小規模クラスを維持する。
- ・ 大学設置基準に応じた専任教員の配置

8-2-1-①-a 教員組織

[現状説明]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

人間福祉学部で養成する人材は、社会福祉士の人材養成を学部の養成基盤とし、これに、上乗せする形で、それぞれの学科が精神保健福祉士、介護福祉士、保育士の人材養成を行っている。収容定員は以下のとおり。

学科名称	入 学 定 員		3年次編入	収容定員	備 考
人間福祉学科	2009年度	100名	15名	490名	
	2008年度	120名			
	2007年度	120名			
	2006年度	120名			
健康福祉学科	—	80名	15名	350名	
子ども福祉学科	—	80名	10名	340名	注)

注) 子ども福祉学科は2007年度より学生募集を停止し、2007年度子ども学部(入学定員、3年次編入、収容定員は子ども福祉学科と同じ)に改組。

収容定員に対する専任教員数は、大学設置基準、学部の種類で規定する教員数27名に対し60名いる。この内、学生募集を停止した子ども福祉学科には20名の専任教員がいるが、20名は学部への改組に伴い子ども学部に移籍した。2009年5月現在の人間福祉学科、健康福祉学科の専任教員は40名(人間福祉学科22名、健康福祉学科18名)で、大学設置基準の学部の種類で規定する20名を20名上回っている。

人間福祉学科の専任教員22名の専門領域は、社会福祉系9名、医学系2名、社会学系2名、教育学系3名、心理学系2名、法学系1名、工学系1名、芸術系1名、文学系1名で構成されている。

健康福祉学科の専任教員18名の専門領域は、社会福祉系7名、精神保健福祉系3名、介護系3名、医学系1名、文学系1名、保健体育系2名、工学系1名で構成されている。

人間福祉学部は募集停止した子ども福祉学科を除き社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の人材を養成していることから、社会福祉分野を専門とする専任教員で構成され、これに広く豊かな教養を授ける教養科目専門の専任教員から構成されている。

専任教員と学生数の関係は、人間福祉学科が収容定員490名に対し在籍学生数312

第8章：教員組織
8-(2) 学部等の教員組織
8-2-1 人間福祉学部

名、専任教員1人当たりの学生数は14.2名。健康福祉学科が収容定員350名に対し322名、専任教員1人当たりの学生数は17.9人となっている。

人間福祉学科、健康福祉学科は、社会福祉士、精神保健福祉士を、子ども福祉学科は、社会福祉士、保育士を養成している。また、後述する主要科目への配置状況のところで必修科目としている、社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ、子ども福祉演習Ⅰ・Ⅱの履修者は次のとおり。

学 科 名 称	科 目 名 称	配 当 年 次	在 学 者 数	担 当 教 員 数	教員1人当たりの履修者数
人間福祉学科	社会福祉実習指導Ⅰ	3	159	11	14.4
	社会福祉実習指導Ⅱ	4	220	11	20.0
健康福祉学科	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	133	8	16.6
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3	159	11	14.4
	社会福祉専門演習Ⅰ	3	159	23	6.9
	社会福祉専門演習Ⅱ	4	220	26	8.4
	精神保健福祉援助実習(実習指導含む)	3～4	27	3	9.0
	精神保健福祉援助演習	3	27	1	27.0
子ども福祉学科	子ども福祉実習指導Ⅰ	3	74	3	24.6
	子ども福祉実習指導Ⅱ	4	74	3	24.6
	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	74	4	18.5
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3	74	4	18.5
	子ども福祉専門演習Ⅰ	3	74	10	7.4
	子ども福祉専門演習Ⅱ	4	74	10	7.4
	子ども福祉実習方法研究ⅠA(保育所)	2	50	1	50.0

学 科 名 称	科 目 名 称	配 当 年 次	在 学 者 数	担 当 教 員 数	教員1人当たりの履修者数
子ども福祉学科	子ども福祉実習方法研究ⅠB(施設)	3	50	2	25.0
	子ども福祉実習方法研究Ⅱ(保育所)	4	50	1	50.0
	子ども福祉実習方法研究Ⅲ(施設)	4	50	2	25.0

注) 子ども福祉学科は保育士養成を入学定員80名のうち、50名を養成する定員としていた。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

本学の専任教員には他大学等から非常勤講師の委嘱を受けた場合、週2コマ以内の範囲で非常勤講師を行うことができることとして「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で規定している。手続きは本学以外の大学等の学長が本学学長に文書をもって依頼し、学長は教授会の議を経てこれを承認する。

2008年度の専任教員の学外非常勤講師実績は、人間福祉学科、健康福祉学科の専任教員39名中、12名(21科目)、募集停止した子ども福祉学科を含めると専任教員59名中、20名(36科目)である。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

a. 必修科目への専任教員の配置状況

教養系科目は学部共通の教養科目として置かれ、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目の科目群に分けられ、各科目群に必修科目があり、全部で4科目ある。4科目中、3科目は学部の専任教員が担当し1科目は他学部の専任教員が兼担として担当している。

専門科目は学部共通の専門基幹科目、専門共通科目、専門科目、実践統合科目の科目群に分けられ、人間福祉学科、健康福祉学科共に、必修科目は「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の4科目ある。4科目(100%)全てを専任教員が担当している。

子ども福祉学科は「子どもと社会」「子ども福祉総論」「子ども福祉論A(子ども発達支援論)」「子ども福祉論B(子育て支援・相談論)」「子ども福祉論C(地域子ども支援論)」「子ども福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「子ども福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の必修科目が9科目ある。9科目中、「子どもと社会」の専任教員と非常勤講師のオムニバス方式で行ったため、この科目を除き、8科目(88.8%)については専任教員が担当した。

b. 選択科目への専任教員の配置状況

学部共通の教養科目では必修科目4科目を除いた51科目中、本学部専任教員が16科目(31.3%)、他学部所属の兼担教員が22科目(43.1%)、他学部の兼担教員を含めると、本学の専任教員が38科目(74.5%)を担当している。

専門教育系科目で学部共通の専門基幹科目は、人材養成の根幹をなす社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験の指定科目35科目が開講され、32科目(88.8%)を学部の専任教員が担当している。学部共通専門科目は、学部共通専門基幹科目の隣接領域の科目が45科目開講され、学部専任教員が18科目(40.0%)、他学部の兼担教員が6科目担当している。

専門科目は、先の人間福祉学部の学部・学科等の教育課程のところで記述したとおり、専門的なコースが人間福祉学科に3コース、健康福祉学科に4コース、子ども福祉学科に2コースある。授業科目は各コースに対応した領域の専門科目が開講されている。人間福祉学科は41科目中、19科目(46.3%)を学部専任教員が担当し、5科目を他学部の専任教員が兼担として担当している。健康福祉学科は42科目開講され、そのうち、21科目(50.0%)を学部の専任教員が担当し、7科目(16.6%)を他学部の専任教員が兼担として担当している。

子ども福祉学科は63科目中、39科目(61.9%)を学部の専任教員が担当し、4科目(6.3%)を他学部の専任教員が兼担で担当していた。

実践・統合科目は、各学部・学科等の教育課程のところで記述したとおり、科目群で学んだ知識や技術を統合し、問題解決能力を培うことを目的としている。人間福祉学科は先

に記述した必修科目「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の4科目を除くと7科目あり、1科目（14.3%）を兼任教員が担当し6科目（85.7%）は専任教員が担当している。

健康福祉学科も必修科目「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の4科目を除くと11科目あり、1科目（9.1%）を兼任教員が担当し10科目（90.9%）は専任教員が担当している。

子ども福祉学科は、「子ども福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「子ども福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の4科目を除くと15科目あり、全ての科目を専任教員が担当した。

本学部全体の専任教員担当は募集停止した、子ども福祉学科を除くと、54.7%、子ども福祉学科を加えると60.0%を担当している。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員40名の年代別年齢構成は、26歳から30歳が1名、31歳から40歳が8名（20%）、41歳から50歳が7名（20%）、51歳から60歳が9名（22.5%）、61歳から70歳が10名（25%）、70歳以上が5名（12.5%）の構成となっており、61歳以上が15名（37.5%）で高齢者が多い。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

各学部・学科ら委員を選出して構成する大学教務委員会が毎月1回開かれ、大学全体の教育的課題、教育課程を具体的に実現するための検討を行う。本学部には人間福祉学科、健康福祉学科が同じキャンパス（関市）に設置されていることから、合同の学科会議がある。学科会議は毎月定例的に開き、臨時的課題がある場合は臨時に開く。学科会議では重要事項の審議、報告、教員間の意見交換、また、両学科には、カリキュラム検討委員会、福祉を保護者、高校生、地域社会等に形として見える福祉を検討する委員会が置かれ、こうした委員会で検討されたことも学科会議に報告、審議される。

また、少人数で行われる演習形式の科目で、複数の教員が担当する科目についても成績評価基準、授業の進め方などについて連絡調整会議を開き、教員間の意思の疎通を図っている。

兼任教員についても、毎年、年度初めに学部専任教員と兼任教員で学部の教育方針、年間の授業計画、実習計画等の報告、意見交換を行っている。

子ども福祉学科は人間福祉学科、健康福祉学科とは別のキャンパス（各務原市）に設置されているが、人間福祉学科、健康福祉学科と同様の対応を図っている。

教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員採用時に社会福祉分野の常勤専門職であった者が人間福祉学科1名、健康福祉学科で2名採用した。また、社会福祉の人材養成を行っていることから、社会福祉現場の常勤職員を非常勤講師として招いている。

教員組織における外国人の受け入れ状況

国際福祉分野の理解、福祉分野での外国語コミュニケーション能力の養成から人間福祉学科で1名、子ども福祉学科で外国語コミュニケーション能力の養成で1名の外国人を専任教員として採用している。

教員組織における女性教員の占める割合

女性教員は人間福祉学科で22名の専任教員の内、3名、健康福祉学科は18名の専任教員の内、11名で、募集停止した子ども福祉学科を除いた女性教員の占める割合は35%である。子ども福祉学科は20名の専任教員の内、8名で40%を占める。子ども福祉学科を含めた学部全体の女性教員が占める割合は36.6%になる。

[点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準で規定する専任教員数は人間福祉学科が12名(通信教育部を併せ置く分を含む)、健康福祉学科8人で設置基準数を現員が上回っている。募集停止した子ども福祉学科は設置基準が8人でこれも現員が上回っている。

教員1人当たりの学生数は人間福祉学科14.2名、健康福祉学科17.9名である。参考に子ども福祉学科は3.7人である。

教育課程は社会福祉学の領域を中核とし、これに隣接領域を加えて構成しており、専任教員を社会福祉学の中核となる領域、隣接領域にも配置され、学部・学科の理念、目的、教育目標を実現するには適切と考える。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

大学設置基準第12条第3項に規定する専任教員は本学部にはいない。12条第2項については、職務専念義務免除について規定が整備され明文化されていることから、適切と考える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

必修科目のうち、教養科目は4科目中、3科目を専任教員が担当し、専門科目は人間福祉学科、健康福祉学科ともに4科目中、全ての科目を専任教員が担当、子ども福祉学科は9科目中、1科目が兼任教員とのオムニバス方式で行っているが、8科目全てを専任教員が担当している。

選択科目は、教養科目で51科目中、16科目(31.3%)を専任教員が担当、22科目を他学部の専任教員が担当し、学部の専任教員担当率が低い、教養科目は他学部も概ね同じ授業科目名称・内容で構成されているため他学部の専任教員担当率が高い。

専門科目は募集停止した子ども福祉学科を除くと学部全体の専任教員担当率が54.7%とやや低いと思われる。しかし、本学部が人材養成する社会福祉士、精神保健福祉士の根幹をなす国家試験受験資格指定科目への学部専任教員の担当は35科目開講中、32科目(88.8%)を担当している。専任教員が学部の理念・目的・教育目標を実現するための専任教員の配置は適切と考える。

教員組織の年齢構成の適切性

61歳以上が15名(37.5%)と4割弱を占めている。人間福祉学部は社会福祉士、精神保健福祉士の人材養成を行った。こうした養成に伴い、国家試験受験資格指定科目担当教員で欠くことのできない専任教員がいることから61歳以上の教員割合が高くなっている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部における教員間の連絡調整は円滑に行われ特に問題はないと考える。

教員組織における社会人の受け入れ状況

社会福祉士養成指定科目には、社会福祉士取得後5年以上の実務経験者、または、大学、短期大学、専門学校での教員経験5年以上、介護福祉士養成指定科目では、介護福祉士資格取得後5年以上の実務経験者を置くことなどの担当科目要件が社会福祉士・介護福祉士法で規定されていることもあり門戸が開かれている。

教員組織における外国人の受け入れ状況

国際福祉の理解、福祉分野での外国語コミュニケーション能力の養成で外国人教員を置くことは評価できる。

教員組織における女性教員の占める割合

健康福祉学科で18名の専任教員の内、11名が女性教員で占められているが、本学の場合、性別で採用基準を設けていない。教育研究業績、面接で厳選に審査を行っている。

[改善方策]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

教員1人当たりの学生数は人間福祉学科14.2名、健康福祉学科17.9名で、少人数であるが、学生確保は毎年、両学科合わせた入学定員180名の7割弱を確保する状況にある。今後は、入学定員の学生確保に努める。このことについては、収容定員が780名で、専任教員が40名いる。収容定員になる学生確保しても教員一人当たりの学生数は19.5名で適正規模である。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で明文化されている。今後も規定を維持する。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目担当教員は、社会福祉学の中核となる科目を担当することから、担当科目が増加する傾向にある。授業の質の維持、向上のためにも今後は、担当科目の精選に努める。

教員組織の年齢構成の適切性

年齢のバランスに欠いているため、新規教員採用においては教員の年齢バランスを視野に入れながら、長期的展望で改善を行う。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現在のシステムを維持しながら、円滑な運営に努める。

教員組織における社会人の受け入れ状況

社会福祉士・介護福祉士法の人材養成指定科目の中には、実務経験を要する指定科目もあることから、今後も教育研究業績及び社会人としての実務経験も含め厳選な審査で受入を行う。

教員組織における外国人の受け入れ状況

外国人教員については、今後も一定の人数の配置に努める。

教員組織における女性教員の占める割合

今後も、性別を基準することなく厳正な審査で専任教員の採用を行う。

8-2-1-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

人間福祉学部は卒業と同時に所定の単位を修得することで、社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格が取得できる。これらの資格取得には社会福祉実習、精神保健福祉実習、介護福祉実習を行う。更に、学生の選択で非卒業要件科目としている高等学校・中学校教員免許取得に関わる教職課程を履修することで高等学校・中学校教員免許状が取得できる。この免許取得においても教育実習を行う必要があるため、専任職員8名で構成する実習センターを設置している。社会福祉学の実習補助については、実習センター職員の内、6名が介護福祉士、社会福祉士の両資格又はいずれかの資格を取得していることから、授業科目担当教員の指示により、実習授業の補助業務、実習巡回指導、学生の実習先配属資料作成等の業務に当たる。また、社会福祉・精神保健福祉・介護福祉実習の施設側指導者等と実習の教育方針、成績評価方針等について事前の調整会議を毎年1回行っている。

教育実習においても実習センター職員が教育実習指導教員の指導の下で教育実習先への事務的業務、巡回計画案等の作成に当たる。また、地元関市教育委員会、各務原市教育委員会と本学との間で連携協力に関する協定を締結しており、小中学校・保育所実習実施、相互の学校教育活動の支援等を行うこととしている。

学内の介護実習室の実習機器等の管理、保守については非常勤職員1名がこれにあたる。調理実習においても授業科目担当教員の補助業務を行う非常勤職員が2名置かれている。情報処理関連教育については、関キャンパス、各務原キャンパスに大学附置機関として情報センターが設置されており、情報センターに専任職員3名、非常勤職員1名が情報関係科目の補助、又は学生の日常のコンピュータ操作上の指導に当たっている。

外国語教育の補助体制については行っていない。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

社会福祉実習、精神保健福祉実習、介護福祉実習については、それぞれ実習担当教員か

ら構成する実習委員会があり、こうした委員会には実習センター職員も加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

また、情報処理関連についても情報センター運営委員会があり、各種実習委員会と同様に情報センター職員が加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

ティーチング・アシスタント(T・A)の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントは中部学院大学ティーチング・アシスタント規程が整備されており、ティーチング・アシスタントを希望する院生は所定の期日までに研究科長まで申し出、研究科長は候補者を学長に内申し、学長が任用する。

任期は1年以内で、勤務時間は、1カ月50時間(週12時間)の範囲内、業務は本学の教員の指導を受けながら実習・演習科目補助、実習指導補助、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の補助、通信教育部補助業務、定期試験の監督業務等である。

手当は修士課程が1時間1,000円、博士課程が1時間1,200円、交通費は学外での補助業務以外は支給しない。

2009年度ティーチング・アシスタント希望者は修士課程2名、博士課程1名。業務は社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の補助、通信教育部の授業科目の添削、科目修了試験の監督業務、定期試験の監督業務である。

[点検・評価]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

社会福祉実習における実習巡回指導を含めた実習補助については、介護福祉士、社会福祉士の資格取得者で福祉現場の実務経験もある実習センター職員が実習補助にあたるため適切と考える。情報処理関連科目の補助についてもコンピュータ操作能力等一定の水準を備えた職員を情報センターに置いているため適切と考える。しかし、外国語教育については置かれていない状況であるため、今後、補助体制を検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

社会福祉実習、精神保健福祉実習、介護福祉実習については、それぞれ実習担当教員から構成する実習委員会が、情報処理関連についても情報センター運営委員会あり、こうした委員会には実習センター職員、情報センター職員が加わり、意見交換を行いながら連携・協力体制をとっていることから円滑に行われ、問題はないと考える。

ティーチング・アシスタント(T・A)の制度化の状況とその活用の適切性

規定が整備され明文化されているため活用は適切と考える。

[改善方策]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

社会福祉実習、精神保健福祉実習、介護福祉実習、情報処理関連科目の補助体制は一定の能力の水準を備えた職員が補助を行っているため、現在の補助体制を維持する。

しかし、外国語教育については、本学部の場合、言語による表現活動Ⅰ-1(コミュニケーション英語)は卒業必修科目となっており、学部生全員が履修するが、言語による表

現活動Ⅰ－2（コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅰ－3（福祉コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅰ－4（福祉コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅱ（コミュニケーション中国語）、言語による表現活動Ⅲ（コミュニケーション韓国語）への科目履修者が10名以内と履修者離れが生じている。こうしたことも含めて、補助体制を検討したい。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

現在の各種実習委員会、情報センター運営委員会への専任職員が加わった体制を維持する。

ティーチング・アシスタント(T・A)の制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント活用への体制は整っているため、今後も活用、体制を維持する。

8-2-2 子ども学部

[到達目標]

- ・ 大学設置基準、教職課程認定基準、保育士養成施設指定基準に定める専任教員数の配置
- ・ 実験・実習に対する、適正な授業補助の人的体制を整備する。
- ・ 学部の目的に応じた主要科目への専任教員を配置する。
- ・ 教育課程を実現するための教員間の連絡調整に努める。

8-2-2-①-a 教員組織

[現状説明]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

子ども学部で養成する人材は、幼稚園教諭及び保育士の人材養成を行うことを基本とし、これに非卒業要件ではあるが、学生の選択で小学校教諭、社会福祉士の資格が取得できる。収容定員に対する専任教員数は、大学設置基準、学部の種類で規定する教員数10名に対し20名の専任教員が置かれている。大学設置基準の学部の種類で規定する10名を10名上回っている。

子ども学部の専任教員20名の専門領域は、教育・保育学11名、社会福祉学2名、芸術学3名、文学1名、理学1名、医学1名、保健体育1名で構成されている。

専任教員と学生数の関係は、2009年度収容定員250名（完成年度2010年度340名）に対し在籍学生数230名、専任教員1人当たりの学生数は11.5名となっている。また、本学部は幼稚園教諭、保育士の人材養成に関わる実習指導科目、必修科目としている専門演習科目の担当教員1人当たりの学生数は次のとおり。

科目名称	担当教員数	1人当たりの学生数
幼稚園教育実習方法研究	2	1年 40 2年 37
保育実習方法研究ⅠA（保育所）	1	2年 76

科目名称	担当教員数	1人当たりの学生数
保育実習方法研究ⅠB（施設）	1	1年 80
保育実習方法研究Ⅱ（保育所）	1	3年 37
保育実習方法研究Ⅲ（施設）	1	3年 37
子ども学専門演習Ⅰ	8	3年 9.2

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

本学の専任教員には他大学等から非常勤講師の委嘱を受けた場合、週2コマ以内の範囲

で非常勤講師を行うことができることとして「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で規定している。手続きは本学以外の大学等の学長が本学学長に文書をもって依頼し、学長は教授会の議を経てこれを承認する。2008年度の専任教員の学外非常勤講師実績は、子ども学部の専任教員20名中、8名（13科目）である。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

a. 必修科目への専任教員の配置状況

教養系科目は科目群を人間福祉学部と同じ、人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目とし、授業科目、必修科目も同じ内容で必修科目も各科目群に置き、4科目（教養科目全体で53科目開講）ある。必修科目の内、言語による表現活動I-1（コミュニケーション英語）は、3名の教員が担当し、1名が専任教員の担当で、2名は他学部教員の兼担、兼任教員である。また、他の3科目は人間福祉学部又は他学部専任教員の兼担又は兼任教員が担当している。

専門系科目は、専門科目、実践・統合科目の科目群に分けられ、専門科目は全部で60科目あり、この内、必修科目が17科目ある。17科目には、子ども学部が現在、学年進行中で2010年度4年次開講予定の2科目も含まれている。2009年度現在、専任教員が15科目中、9科目（60.0%）を担当している。これに、2010年度開講予定の科目2科目を含めると、11科目（64.7%）専任教員が担当することとなる。

実践・統合科目については全部で21科目あり、この内、必修科目が5科目ある。2009年度現在、4科目開講し全て専任教員が担当している。学年進行中の2010年度開講4年次「子ども学専門演習II」も専任教員の担当を予定している。

b. 選択科目への専任教員の配置状況

教養科目の選択科目は49科目ある。49科目の内、3科目（6.1%）を専任教員が担当し、31科目（63.2%）を人間福祉学部及び他学部の専任教員が兼担として担当している。

専門科目の選択科目は43科目あり、43科目の中には学年進行中で4年次開講科目13科目が含まれており、2009年度現在までの開講科目は30科目で、この内、専任教員が25科目（83.3%）担当している。学年進行中で4年次開講予定科目13科目については、9科目を専任教員が担当予定で、4年次開講科目を含めると、専任教員が34科目（79%）担当となる。

実践・統合科目の選択科目は16科目ある。16科目には学年進行中で4年次開講予定科目6科目が含まれている。2009年度現在までの開講科目は10科目で、全て専任教員が担当している。2010年度開講予定科目6科目については5科目を専任教員が担当予定で、4年次開講科目を含めると、専任教員が15科目（93.7%）担当となる。

本学部専任教員の科目担当は専門科目、実践・統合科目を含めた専門系科目で、2009年度現在までに開講した59科目の内、48科目（81.3%）を担当している。

学年進行中で2010年度開講予定の科目は22科目で、専任担当予定は17科目（77.2%）となり、完成年度時の専任教員担当は81科目中、65科目（80.2%）となる。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員20名の年代別年齢構成は、31歳から40歳が4名（20%）、41歳から50歳が6名（30%）、51歳から60歳が2名（10%）、61歳から70歳が7名（35%）、70歳以上が1名（5%）の構成となっており、61歳以上が8名（40%）で高齢者が多い。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

各学部・学科ら委員を選出して構成する大学教務委員会が毎月1回開かれ、大学全体の教育的課題、教育課程を具体的に実現するための検討を行う。本学部には学科会議がある。学科会議は毎月定例的に開き、臨時的課題がある場合は臨時に開く。学科会議では重要事項の審議、報告、教員間の意見交換を行う。また、学科内には完成年度以降のカリキュラムを検討する部会、教育実習・保育実習連絡調整部会を置き、担当教員がこうした部会で検討されたことについて、学科会議に報告又は審議し、意見交換を行う。

また、少人数で行われる演習形式の科目で、複数の教員が担当する科目についても成績評価基準、授業の進め方などについて、連絡調整会議を開き、教員間の意思の疎通を図っている。兼任教員についても、毎年、年度初めに学部専任教員と兼任教員で学部の教育方針、年間の授業計画、実習計画等の報告、意見交換を行っている。

教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員採用時に保育士養成を行うこともあり、児童福祉福祉分野の常勤専門職であった者を退職と同時に1名、小児保健関係で行政職にあった者をこれも退職と同時に1名、幼稚園教諭養成に伴う教職課程の教科に関する科目「生活」担当者を公立小学校教諭から1名、計3名を採用した。

教員組織における外国人の受け入れ状況

外国語コミュニケーション能力養成のため、1名の外国人を専任教員として採用している。

教員組織における女性教員の占める割合

20名の専任教員の内、女性教員は8名で40%を占める。

[点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準で規定する専任教員数は10人で設置基準数を現員が上回っている。教員1人当たりの学生数は科11.5名。

教育課程は幼稚園教諭・保育士を養成することを目的に編成されていることから、教育・保育学の領域を中核とし、これに隣接領域を加えて構成しており、専任教員は教育・保育学の中核となる領域、隣接領域にも配置され、学部・学科の理念、目的、教育目標を実現するには適切と考える。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

大学設置基準第12条第3項に規定する専任教員は本学部にはいない。12条第2項については、職務専念義務免除について規定が整備され明文化されていることから、適切と考える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

教養系科目は必修科目、選択科目共に専任教員が担当する科目が必修科目で1科目、選択科目が3科目と少ない。

専門系科目は、2009年度までに開講した59科目の内、48科目(81.3%)を専任教員が担当し、完成年度の2010年度も81科目中、65科目(80.2%)を担当と高い割合となり特に問題が無いと考えるが、教養系科目を含めた教育課程全体での専任教員の配置状況では、教養科目への専任教員担当割合が低いとため、改善を要すると考える。

教員組織の年齢構成の適切性

61歳以上が4割を占めており、年齢のバランスに欠いている。新規教員採用においては教員の年齢バランスを視野に入れながら、長期的展望で改善を行う。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部における教員間の連絡調整は円滑に行われ、特に問題はないと考える。

教員組織における社会人の受け入れ状況

今後も教育研究業績及び社会人としての実務経験も含め厳選な審査で受入を行う。

教員組織における外国人の受け入れ状況

外国人教員については、今後も一定の人数の配置に努める。

教員組織における女性教員の占める割合

特に女性の割合を考慮した採用は行っていないが、幼児教育・保育学の関係からか女性の割合が4割を占めている。今後も、性別を基準することなく厳正な審査で専任教員の採用を行う。

[改善方策]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

教員1人当たりの学生数は11.5名と少人数であるが、実習指導科目「保育実習方法研究ⅠA(保育所)」及び「保育実習方法研究ⅠB(施設)」の科目には、それぞれ1名ずつの専任教員を配置して授業を行っている。履修者が80名から76名と多いことから、担当教員の追加又はクラス分けにより履修者を40名以内に改善する。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で明文化されている。今後も規定を維持する。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

専門系科目(専門科目・実践統合科目)は、2009年度までに開講した59科目の内、81.3%を担当している。子ども学部完成年度の2010年度の専任教員担当は、80.2%になる予定で、高い割合となっている。しかし、教養系科目への専任教員配置が少ない状況にあるため、改善する必要がある。

教員組織の年齢構成の適切性

年齢のバランスを欠いているため、新規教員採用時には教員の年齢バランスも視野に入れないながら、長期的展望で改善を行う。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現在のシステムを維持しながら、円滑な運営に努める。

教員組織における社会人の受け入れ状況

今後も教育研究業績及び社会人としての実務経験も含め厳選な審査で受入を行う。

教員組織における外国人の受け入れ状況

外国人教員については、今後も一定の人数の配置に努める。

教員組織における女性教員の占める割合

今後も、性別を基準することなく厳正な審査で専任教員の採用を行う。

8-2-2-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

子ども学部は所定の単位を修得することで卒業と同時に取得できる幼稚園教員免許・保育士資格に加え、学生の選択で非卒業要件科目の小学校教員免許又は社会福祉士国家試験受験資格を取得することができる。これらの資格取得において、幼稚園教育実習、保育実習、社会福祉実習、小学校教育実習を行うため、専任職員8名で構成する実習センターを設置している。社会福祉学の実習補助については、実習センター職員の内、6名が介護福祉士、社会福祉士の両資格又はいずれかの資格を取得していることから、授業科目担当教員の指示により、実習巡回指導、学生の実習先配属資料作成等の業務に当たる。幼稚園教育実習・保育実習、小学校教育実習についても実習センター職員は、幼稚園教諭免許状、保育士資格を取得しており、実習指導教員の指導の下で実習先配属計画、実習先への事務連絡等を行う。また、社会福祉・保育士実習の施設側指導者等と実習の教育方針、成績評価方針等について事前の調整会議を毎年1回行っている。教育実習については、地元関市教育委員会、各務原市教育委員会と本学との間で連携協力に関する協定を締結しており、小中

学校・保育所実習実施、相互の学校教育活動の支援等を行うこととしている。

調理実習は授業科目担当教員の補助業務を行う非常勤職員が2名置かれている。情報処理関連教育については、大学附置機関として関キャンパス、各務原キャンパスに情報センターが設置されており、子ども学部が位置する各務原キャンパスにも1名の専任職員が情報関係科目の補助、又は学生の日常のコンピュータ操作上の指導に当たっている。外国語教育の補助体制については行っていない。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

幼稚園教育実習、保育実習、小学校教育実習、社会福祉実習については、それぞれ実習担当教員から構成する実習委員会があり、こうした委員会には実習センター職員も加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

また、情報処理関連についても情報センター運営委員会があり、各種実習委員会と同様に情報センター職員が加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

[点検・評価]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

幼稚園教育実習、保育実習、小学校教育実習は、幼稚園教員免許状、保育士資格を取得した実習センター専任職員、社会福祉実習についても社会福祉士資格を取得した実習センター職員が実習補助にあたるため適切と考える。情報処理関連科目の補助についてもコンピュータ操作能力等一定の水準を備えた職員を情報センターに置いているため適切と考える。しかし、外国語教育については置かれていない状況であるため、今後、補助体制を検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

幼稚園教育実習、保育実習、小学校教育実習、社会福祉実習は、それぞれ実習担当教員から構成する実習委員会が、情報処理関連についても情報センター運営委員会があり、こうした委員会には実習センター職員、情報センター職員も加わり、意見交換を行いながら連携・協力体制をとっていることから、円滑に行われ問題はないと考える。

[改善方策]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

幼稚園教育実習、保育実習、小学校教育実習、社会福祉実習、情報処理関連科目の補助体制は一定の能力の水準を備えた職員が補助を行っているため、現在の補助体制を維持する。

しかし、外国語教育については、本学部の場合、言語による表現活動Ⅰ-1（コミュニケーション英語）は卒業必修科目となっており、学部生全員が履修するが、言語による表現活動Ⅰ-2（コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅰ-3（福祉コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅰ-4（福祉コミュニケーション英語）、言語による表現活動Ⅱ（コミュニケーション中国語）、言語による表現活動Ⅲ（コミュニケーション韓国語）への科目履修者が10名以内と履修者離れが生じている。また、本学部は幼稚園

教員、保育士養成を4年間で行う教育課程から授業科目が多く、時間割が過密状態となっており、言語による表現活動Ⅱ（コミュニケーション中国語）、言語による表現活動Ⅲ（コミュニケーション韓国語）と必修科目、言語による表現活動Ⅰ-1（コミュニケーション英語）を同時に開講している状況である。外国語教育補助体制と併せて時間割編成も検討、改善を行う必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

現在の各種実習委員会、情報センター運営委員会への専任職員が加わった体制を維持する。

8-2-3 リハビリテーション学部

[到達目標]

- ・ 大学設置基準、理学療法士養成施設指定基準に応じた専任教員数の配置
- ・ 実験・実習に対する、適正な授業補助の人的体制を整備する。
- ・ 専門領域に関する実務経験を有する教員の積極的配置

8-2-3-①-a 教員組織

[現状説明]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

リハビリテーション学部は理学療法士を養成する。専任教員数は、大学設置基準、学部の種類で規定する教員数14名に対し16名の専任教員が置かれている。大学設置基準の学部の種類で規定する10名を2名上回っている。

リハビリテーション学部の専任教員16名の専門領域は、保健衛生学10名、医学3名、文学2名、工学1名で構成されている。

専任教員と学生数の関係は、2007年度開学し現在学年進行中の3年目で、2009年度収容定員は140名（2007年度入学定員40名、2008年度入学定員40名、2009年度定員増を行い、2009年度入学定員60名）に対し在籍学生数167名、専任教員1人当たりの学生数は10.4名となっている。授業科目のうち、実習指導科目、必修科目としている理学療法研究（卒業研究）科目の担当教員1人当たりの学生数は次のとおり。

科目名称	担当教員数	1人当たりの学生数
理学療法研究（卒業研究）	6	3年次 6.5
臨床実習指導	9	3年次 4.3

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

本学の専任教員には他大学等から非常勤講師の委嘱を受けた場合、週2コマ以内の範囲で非常勤講師を行うことができることとして「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で規定している。手続きは本学以外の大学等の学長が本学学長に文書をもって依頼し、学長は教授会の議を経てこれを承認する。

2008年度の専任教員の学外非常勤講師実績は、リハビリテーション学部の専任教員16名中、6名（15科目）である。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

- a. 必修科目への専任教員の配置状況

教養系科目は開学3年目であるが全て開講した。教養系科目には「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」の科目群があり、各科目群に必修科目が1科目ずつある。必修科目は専任教員が担当しているが、「言語による表現活動(コミュニケーション英語)」は演習科目のため他学部の専任教員、兼任教員も担当している。

専門系科目は「専門基礎科目」「専門科目」の科目群に分けられ、「専門基礎科目」に必修科目が32科目中、29科目あり、「専門科目」は49科目中、41科目ある。必修科目の専任教員担当は、開学3年目で「専門基礎科目」の必修科目29科目のうち、27科目を開講し、14科目(51.8%)担当している。「専門科目」の必修科目41科目のうち、40科目開講し、30科目(75%)を専任教員が担当している。開学から3年目までの専門教育系科目全体の必修科目担当は67科目中、44科目(65.6%)である。

4年目に開講する「専門基礎科目」の2科目は兼任教員の担当予定で、専門科目の1科目は専任教員を予定としている。

b. 選択科目への専任教員の配置状況

教養系科目は、全体で30科目有り、先の必修科目3科目を除いた27科目が選択科目で、専任教員が8科目(29.6%)担当している。

専門系科目のうち、「専門基礎科目」に3科目選択科目がある。3科目については開学3年目までに開講しているが、専任教員は担当していない。「専門科目」は、8科目選択科目があり、開学3年目までに全て開講し、6科目(75%)を専任教員が担当している。

必修・選択を含めた開学3年目までの専門系科目を専任教員が担当した科目数は78科目中、50科目(64.1%)を担当している。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員16名の年代別年齢構成は、26歳から30歳が1名(6.2%)、31歳から40歳が2名(12.5%)、41歳から50歳が4名(25%)、51歳から60歳が4名(25%)、61歳から70歳が3名(18.7%)、70歳以上が2名(12.5%)の構成となっている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

各学部から委員を選出して構成する大学教務委員会が毎月1回開かれ、大学全体の教育的課題、教育課程を具体的に実現するための検討を行う。本学部には学科会議がある。

学科会議は毎月定例的に開き、臨時的課題がある場合は臨時に開く。学科会議では重要事項の審議、報告、教員間の意見交換を行う。また、学科内には完成年度以降のカリキュラムを検討する委員会、臨床実習委員会、教員連絡委員会を置き、担当教員がこうした委員で検討されたことについて、学科会議に報告又は審議し、意見交換を行う。

少人数で行われる演習形式の科目では、複数の教員が担当する科目についても成績評価基準、授業の進め方などについて、連絡調整会議を開き、教員間の意思の疎通を図っている。兼任教員については、毎年、年度初めに非常勤講師と専任教員との懇談会を開き、学部の教育方針、授業科目の授業方法、成績評価方法等についての意見交換を行っている。

教員組織における社会人の受け入れ状況

理学療法士作業療法士養成施設指定規則で養成施設の指定を受ける場合、理学療法士の免許を受けた後、5年以上の理学療における業務に従事した者を専任教員としておく必要がある。したがって本学部には病院等で理学療法士業務に従事し、その後、本学部の専任教員となった者が7名いる。

教員組織における女性教員の占める割合

16名の専任教員のうち、女性教員は3名で18.7%を占める。

[点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準で規定する専任教員数は14名で設置基準数を現員16名が上回っている。教員1人当たりの学生数は開学3年目現在10.4名である。

教育課程は理学療法士を養成することを目的に編成されていることから、保健衛生学の領域を中核とし、これに隣接領域を加えて構成しており、専任教員は保健衛生学の中核となる領域、隣接領域にも配置され、学部・学科の理念、目的、教育目標を実現するには適切と考える。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

大学設置基準第12条第3項に規定する専任教員は本学部にはいない。12条第2項については、職務専念義務免除について規定が整備され明文化されていることから、適切と考える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

専門系科目は開学3年目までに必修・選択を含め81科目中、78科目開講し、この内、専任教員が50科目(64.1%)を担当し、高い割合で担当している。また、卒業研究も専任教員が担当しているため、特に問題はないと考える。

教員組織の年齢構成の適切性

年齢構成は各年齢層にバランス良く配置されているが、61歳以上が5名、教員組織の3割を占めていることは、改善する必要がある。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学部における連絡調整は円滑に行われており、今後もシステムの維持に努める。

教員組織における社会人の受け入れ状況

理学療法士に資格取得者については、理学療法士作業療法士養成施設指定規則の関係で現職の理学療法士を採用することが今後も、あり得ると考えるが、教育研究業績及び社会人としての実務経験も含め厳選な審査で受入を行う。

教員組織における女性教員の占める割合

性別を基準することなく厳正な審査で専任教員の採用を行うが、在学生の3割を女子学

生が占めていることを考慮すると、日常の女子学生のケアにおいて女性教員の役割も重要と考える。

[改善方策]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

専任教員1人当たりの学生数は開学3年目の現在10.4名と少人数で、大学設置基準に規定する教員数を上回り、理学療法士作業療法士養成施設指定規則に規定する5年以上の理学療法士として従事した理学療法士が9名（指定規則で規定する数9名）おり、今後も教員組織を維持していく。また、2009年度より入学定員を40名から60名に定員増を行い、収容定員は240名となる。240名の教員1人当たりの学生数は15名となる。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で明文化されている。今後も規定を維持する。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

専門系科目は完成年度（2010年度）までに81科目開講され、必修科目がこの内、70科目ある。専任教員の必修科目担当割合は7割程度を担当することは重要であるが、一方では過重負担となり授業内容の維持向上の妨げになりかねないため、完成年度以降、必修科目、選択科目のバランスも含め、教育課程の見直しを行う必要がある。

教員組織の年齢構成の適切性

完成年度以降、教員の若返りも検討する必要がある。今後、教員組織策定において、各年齢層のバランスも視野に入れながら教員組織を構成する。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現在のシステム維持し、円滑な運営に努める。

教員組織における社会人の受け入れ状況

社会人の受入については専門性、必要性に応じて、受入を行う。

教員組織における女性教員の占める割合

性別を意識することなく、提出された教育・研究業績、面接で厳選に審査し採用するが、女子学生の日常のケアのことも視野に入れながら、厳選な審査で採用する。

8-2-3-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学部には臨床実習、学内の実験・実習が多い。このため、専任職員8名で構成する実習センターを設置している。実習センター職員の中に、1名の理学療法士の資格取得者で、5年以上の実務経験をもつ助手を置いており、授業科目担当教員の指示の下、実習巡回指導、実習先配属資料作成等の業務を行う。学内での実習・実験についても実習センター職員1名と、非常勤職員1名で補助業務に当たる。

情報処理関連教育については、大学附置機関として関キャンパス、各務原キャンパスに情報センターが設置されており、本学部が位置する関キャンパスには専任職員が4名いる。

4名が情報関係科目の補助、又は学生の日常のコンピュータ操作上の指導に当たっている。外国語教育の補助体制については行っていない。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

理学療法士から構成する理学療法臨床実習委員会、学科内の教員連絡委員会、学科会議がある。当該委員会には実習センターに置かれている助手も委員会のメンバーに加えられていることから、本学部の教員との連携、協力体制が取られている。情報処理関連についても情報センター運営委員会があり、各種実習委員会と同様に情報センター職員が加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

また、毎年1回学外の臨床実習先の施設との実習指導者会議を行い、本学部の教育方針、実習指導方針、成績評価の方法等について報告・協議・連絡するなど、施設側との連携体制もとられている。

[点検・評価]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

臨床実習における実習巡回指導を含めた実習補助、学内での実験・実習については、理学療法士の資格取得者で実務経験もある助手が実習補助にあたるため適切と考える。

情報処理関連科目の補助についてもコンピュータ操作能力等一定の水準を備えた職員を情報センターに置いているため適切と考える。しかし、外国語教育については置かれていない状況であるため、今後、補助体制を検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

臨床実習担当教員から構成する理学療法臨床実習委員会が、情報処理関連についても情報センター運営委員会あり、こうした委員会には助手、情報センター職員が加わり、意見交換を行いながら連携・協力体制をとっていることから、円滑に行われ問題はないと考える。

[改善方策]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

臨床実習、情報処理関連科目の補助体制は一定の能力の水準を備えた職員が補助を行っているため、現在の補助体制を維持するが、入学定員を40名から60名に増加したため、今後の体制については注目して見ていく。外国語教育の人的体制については、教養系科目「言語による表現活動Ⅰ-1（コミュニケーション英語）」を他学部も含め必修科目としていることから、今後、補助体制の検討を行う必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

現在の理学療法臨床実習委員会、教員連絡委員会、学科会議に助手が加わること、情報センター運営委員会に専任職員が加わった体制を維持する。

8-2-4 経営学部

[到達目標]

- ・ 大学設置基準基準に応じた専任教員数の配置
- ・ 学部の主要科目への専任教員の配置
- ・ 教育課程の実現のために授業科目を計画的に開講する。

8-2-4-①-a 教員組織

[現状説明]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

経営学部は地域社会に貢献、活躍する人材を養成することとしている。経営学部の専任教員数は、大学設置基準、学部の種類で規定する教員数12名に対し13名の専任教員が置かれている。大学設置基準の学部の種類で規定する12名を1名上回っている。

経営学部の専任教員13名の専門領域は、経営学3名、商学2名、経済学3名、情報工学2名、文学2名、法学1名で構成されている。

専任教員と学生数の関係は、2008年度開学し、学生の受入は1年次からの受入と3年次編入生の受入を同時に開学時より行っている。現在学年進行2年目で、2009年度収容定員は170名（2008年度入学定員80名、2009年度入学定員80名、2008年度3年次編入定員5名、2009年度3年次編入定員5名）に対し在籍学生数154名、専任教員1人当たりの学生数は11.8名となっている。授業科目のうち、2年次後期から開講している必修科目の専門演習、卒業研究（選択科目）の担当教員1人当たりの学生数は次のとおり。

科目 名称	担当教員 数	教員1人当たりの学生数
専門演習Ⅰ（2年次後期必修）	8	10.5（2年在学者数68名+3年次編入在籍学生数16名÷8）
専門演習Ⅱ（3年次前期必修）	1	16（3年次編入在籍学生数16名）
専門演習Ⅲ（3年次後期必修）	1	16（3年次編入在籍学生数16名）
卒業研究（4年次通年選択）	0	0（3年次編入生の履修者0名）

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

本学の専任教員には他大学等から非常勤講師の委嘱を受けた場合、週2コマ以内の範囲で非常勤講師を行うことができることとして「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で規定している。手続きは本学以外の大学等の学長が本学学長に文書をもって依頼し、学長は教授会の議を経てこれを承認する。

2008年度の専任教員の学外非常勤講師実績は、経営学部の専任教員13名中、4名（5科目）である。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

a. 必修科目への専任教員の配置状況

教養系科目は開学2年目であるが全て開講した。教養系科目は「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」「情報リテラシー科目」の科目群があり、必修科目は「人間理解基礎科目」に1科目、「自己実現・自己表現関連科目」に1科目、「専門基礎科学科目」に1科目、「情報リテラシー科目」は開講科目から1科目以上の選択必修科目がある。専任教員の配置は、「人間理解基礎科目」の必修科目は他学部の専任教員が担当、「自己実現・自己表現関連科目」科目の必修科目は「言語による表現活動（コミュニケーション英語）」が必修科目である。少人数の演習科目であるため専任教員も担当するが他学部の専任教員、兼任教員も担当している。「専門基礎科学科目」「情報リテラシー科目」は、専任教員が担当している。

専門系科目は「経営学科目」「商学科目」「経済学・法学科目」「会計・ファイナンス科目」「産官学協働科目」「ゼミナール科目」の科目群に分けられ、必修科目が15科目ある。15科目は開学から2年目の2009年度までに全て開講し、専任教員が全てを担当している。

b. 選択科目への専任教員の配置状況

教養系科目の選択科目は48科目あり、12科目（25%）担当した。専門科目の選択科目は全部で46科目あり、開学から2年目の2009年度までに3年次編入生を開学時より受入を行ったため全ての科目を開講した。専任教員が担当した科目は23科目（50%）ある。

必修科目、選択科目を含めた専門科目の専任教員担当割合は61科目の内、38科目（62.2%）と開講科目の半数を超えて高いと考える。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員13名の年代別年齢構成は、31歳から40歳が3名（23.1%）、41歳から50歳が1名（7.6%）、51歳から60歳が3名（23.1%）、61歳から70歳が3名（23.1%）、71歳以上が3名（23.1%）の構成となっている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

各学部から委員を選出して構成する大学教務委員会が毎月1回開かれ、大学全体の教育的課題、教育課程を具体的に実現するための検討を行う。本学部には学科会議がある。

学科会議は毎月定例的に開き、臨時的課題がある場合は臨時に開く。学科会議では重要事項の審議、報告、教員間の意見交換を行う。また、学科内に完成年度以降のカリキュラムを検討する委員、インターンシップ担当委員を置き、担当教員がこうした委員で検討されたことについて、学科会議に報告又は審議し、意見交換を行う。

少人数で行われる演習形式の科目では、複数の教員が担当する科目についても成績評価基準、授業の進め方などについて、連絡調整会議を開き、教員間の意思の疎通を図っている。兼任教員については、毎年、年度初めに非常勤講師と専任教員との懇談会を開き、学部の教育方針、授業科目の授業方法、成績評価方法等についての意見交換を行っている。

教員組織における社会人の受け入れ状況

会計事務所に勤務し、実務実績がある社会人1名を専任教員として受け入れた。

教員組織における女性教員の占める割合

13名の専任教員の内、2名で割合は15.3%である。

[点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準で規定する専任教員数は12名で設置基準数を現員13名が上回っている。教員1人当たりの学生数は開学2年目現在11.8名で、完成年度の収容定員(330名)においても専任教員1人当たりの学生数は25.3名で適切と考える。

教育課程は経営学、商学、経済学・法学、会計学・ファイナンス科目、産官学協働科目、ゼミナール科目の各科目群の必修科目を中心として専任教員が配置され、学部・学科の理念、目的、教育目標を実現するには適切と考える。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

大学設置基準第12条第3項に規定する専任教員は本学部にはいない。12条第2項については、職務専念義務免除について規定が整備され明文化されていることから、適切と考える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

専門系科目は開学2年目までに必修科目、選択科目を含めた専門科目の専任教員担当割合は61科目の内、38科目(62.2%)と開講科目の半数を超えて、必修科目は全て専任教員が担当し、特に問題はないと考える。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員13名のうち、61歳から70歳が3名(23.1%)、71歳以上が3名(23.1%)で61歳以上の専任教員が6名(46.1%)の約半数を占め、41歳から50歳までが1名と年齢層において適正なバランスを欠いている。また、61歳以上の教員依存率が高い。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学部は開学2年目の学年進行中の学部であるため、教員間の連絡調整は先の担当委員からの報告、意見交換を学部長、学科長を中心に連絡調整が円滑に行われていることから、今後もシステムの維持に努める。

教員組織における社会人の受け入れ状況

科目によっては、教育研究業績に加え、専門的職業的経験を重視す必要があることから、今後も受入を行う。

教員組織における女性教員の占める割合

性別を基準とすることなく、厳正な審査で専任教員の採用を行う。

[改善方策]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準で規定する専任教員数は12名で設置基準数を現員13名が上回っている。教員1人当たりの学生数は開学2年目現在11.8名で、完成年度の収容定員(330名)においても専任教員1人当たりの学生数は25.3名で適切と考える。教育課程への専任教員配置は適切と考えるため、今後も維持する。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」で明文化されている。今後も規定を維持する。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

主要科目を専任教員が担当していることは評価できるが、教員間において担当科目数にバランスを欠いている。授業内容の質、維持、向上を図るために過重な担当科目数の改善を行う必要がある。

教員組織の年齢構成の適切性

61歳以上の教員の割合が高いため、完成年度以降の教員組織策定において、年齢構成を視野に入れながら教員組織を策定する。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現在の体制を維持する。

教員組織における社会人の受け入れ状況

完成年度以降も専門性と必要性に応じて社会人の受入を行う。

教員組織における女性教員の占める割合

性別を基準することなく厳正な審査で専任教員の採用を行う

8-2-4-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学部には実験・実習科目はないが、学外で行うインターシップがある。インターシップについては、学内に設置されている実習センターには8名の職員はいる。この内、1名をインターシップ担当者とし、専任教員の指導の下でインターシップ先への事務手続きな

ど補助業務に当たる。

情報処理関連教育については、大学附置機関として関キャンパス、各務原キャンパスに情報センターが設置されており、本学部が位置する各務原キャンパスには専任職員が1名いる。情報関係科目の補助、又は学生の日常のコンピュータ操作上の指導に当たっている。外国語教育の補助体制については行っていない。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教育研究支援職員との連携・協力関係については、実習センター専任職員がインターンシップ担当委員と日頃より打合わせを行いなが円滑に進められている。

情報処理関連については、情報センター運営委員会があり、同委員会に情報センター職員が加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

[点検・評価]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

実習センター専任職員の内から、インターンシップ担当者を決め、インターンシップ補助にあたるため適切と考える。情報処理関連科目の補助についてもコンピュータ操作能力等一定の水準を備えた職員を情報センターに置いているため適切と考える。しかし、外国語教育については置かれていない状況であるため、今後、補助体制を検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

インターンシップ担当委員と決められた実習センター専任職員と綿密に打合わせを行いながら支援しているため問題は無いと考える。また、情報処理関連については情報センター運営委員会あり、こうした委員会には情報センター職員が加わり、意見交換を行いながら連携・協力体制をとっていることから、円滑に行われ問題はないと考える。

[改善方策]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

インターンシップ、情報処理関連については、現状を維持する。外国語教育補助体制は、今後検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

インターンシップの連携体制の充実の点から今後、担当職員を含めたインターンシップ委員会の設置を検討する必要がある。

8-(3) 大学院研究科の教員組織

8-3-1 人間福祉学研究科

[到達目標]

- ・ 研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制を確保する。
- ・ 収容定員規模に応じ、適切な教育・研究が進められるために必要な専任教員を配置する。
- ・ 研究支援職員が置かれていること。

8-3-1-①-a 教員組織

[現状説明]

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

人間福祉学研究科人間福祉学専攻は修士課程、博士課程（後期）を設置している。専任教員は教授10名で組織されており、大学院設置基準の専任教員数6名を4名上回っている。開講科目は修士課程が29科目で、この内16科目（55%）を担当している。博士課程（後期）は3科目全てを専任教員が担当している。学生数は修士課程入学定員5名、収容定員10名に対し7名、博士課程（後期）は入学定員3名収容定員9名に対し16名が在籍している。

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

大学院に研究科長、教務担当、学生担当で組織する大学院委員会を置き教育研究条件の整備、大学の課題に取り組む常設委員会を置き、毎月1回の会議を開き意見交換、審議を行っている。また、大学院のカリキュラムを含む組織再編、生涯教育・リカレント教育、学部・修士課程関連授業の相互解放、学位審査基準・審査体制、指導体制等を検討するべく役割分担を行い、各役割の委員は検討状況の報告を研究科委員会、大学院委員会に行い、意見交換、審議を行っている。

[点検・評価]

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

大学院設置基準に定める専任教員数を上回る教員が修士課程、博士課程（後期）共に配置されていることから適切と考える。また修士論文の研究指導は学生数7名、専任教員10名で十分と言える。博士課程（後期）も在学生16名に対し研究指導教員1人当たりが指導する学生数は平均1.6名で適切と考える。

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

大学院に常設委員会が置かれ、また、大学院の課題を検討する委員を専任教員が分担し、その進捗状況の報告、役割分担上の課題を常設委員会、研究科委員会で審議、意見交換を行っていることは評価できると考える。

[改善方策]

学生数と研究指導教員数の関係は適切であり、教員の役割分担も現状において適切と考える。従って、当面は現状を維持する。

8-3-1-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

大学院研究科における研究支援職員の充実度

備品購入、管理、教員、学生への事務連絡、授業教材の印刷などは事務局教務課職員6名及び非常勤職員1名で教育研究支援を行っている。ティーチング・アシスタントについては中部学院大学ティーチング・アシスタント規程が整備されており、ティーチング・アシスタントを希望する院生は所定の期日までに研究科長まで申し出、研究科長は候補者を学長に内申し、学長が任用する。任期は1年以内で、勤務時間は、1カ月50時間（週12時間）の範囲内、業務は本学の教員の指導を受けながら実習・演習科目補助、実習指導補助、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の補助、通信教育部補助業務、定期試験の監督業務等である。2009年度ティーチング・アシスタント希望者は修士課程2名、博士課程1名いるが、2008年度、2009年度実績はない。リサーチ・アシスタントについては規定が整備されていない。

大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

事務局教務課職員6名の内、1名を大学院主担当としている。この1名が大学院委員会、大学院研究科委員会に出席し、教員との情報交換、意見交換、研究科委員会での承認事項等について、教務課職員、非常勤職員への連絡、調整を行っている。

[点検・評価]

大学院研究科における研究支援職員の充実度

専任の教務課職員1名を大学院主担当とし、この職員が他の職員を統括しながら研究支援を行うことは適切と考える。ティーチング・アシスタントについては、規定が整備され、明文化されていることは評価できるが、活性化を図る必要がある。リサーチ・アシスタントについては今後、研究科で議論する。

大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

専任の教務課職員1名が大学院委員会、研究科委員会に出席し、教員と研究支援職員との連絡調整を行うことは適切と考える。

[改善方策]

現在は、研究科が1研究科1専攻で、学生数も少ないため、専任の教務課職員1名を主担当とし、研究支援を行うことが可能であるが、学生の増加、教育方法の特例での夜間授業の実施等においては、研究支援職員の充実を図るよう検討する。また、ティーチング・アシスタントについては今後、活性化を図る。リサーチ・アシスタントについては今後、研究科で議論する。

8-3-1-①-c 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

[到達目標]

- ・ 教員の採用、任免、昇格に関する基準・手続を明確にする。
- ・ 授業科目の担当基準を明確にする。

[現状説明]

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院の担当は学部の専任教員が担当する。担当者については、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」で次のとおり規定しており、これにより審議し、決定する。また、大学院担当人事、採用、昇格については、学部同様人事委員会の人事方針に従い人事委員会が行う。

【中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程（抜粋）】

第2章 教員の業績資格基準

(修士課程担当教員の業績資格)

第8条 本学修士課程を担当することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3) 大学院において授業科目を担当した経歴のある者
- (4) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(博士課程(後期)担当教員の業績資格)

第9条 本学博士課程(後期)を担当することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3) 大学院博士課程(後期)において授業科目を担当した経歴のある者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(大学院研究指導担当教員の業績資格)

第10条 本学大学院修士課程及び博士課程(後期)の研究指導を担当することができる者は、次の各号のうち修士課程にあつては三項目以上に、博士課程(後期)にあつては五項目以上に、それぞれ該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者
- (2) 専門研究に関する著書（単著）を有する者
- (3) 専門の研究に関する著書の責任編者となった経験を有する者
- (4) 科学研究費補助金等の申請代表者の経験を有する者
- (5) 大学等において10年以上の教育歴を有する者
- (6) 前項の教育歴の2倍以上の数の学術論文を有する者
- (7) 国際的規模或いは全国的規模の学会の理事に就任している者
- (8) 専攻分野に関連する公的審議会委員の経験を有する者

[点検・評価]

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当教員は、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程」「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程」で明文化されており、適切と考える。

[改善方策]

現在の修士課程、博士課程、研究指導教員担当者の要件を満たす専任教員が高齢教員に偏り、こうしたことが人間福祉学部の年齢構成で61歳以上の教員を多くしている要因である。若手教員の育成に努める。

8-3-1-①-d 教育・研究活動の評価

[現状説明]

大学院研究科における教員の教育研究活動及び研究活動の評価の実施状況とその方の有効性

学部と同様に専任教員の研究活動の公表、評価は毎年発行される「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要」で公表している。研究紀要への投稿に当たっては、投稿論文の発表会（審査ではない）を行い、その後「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要投稿規程」により投稿委員会が置かれ、研究紀要への掲載可否の査読審査を行い、審査の結果「可」とした投稿論文が掲載される。

また、授業評価は修士課程が入学定員5名、博士課程が3名で、在学生在が修士課程7名、博士課程が16名と少ないため、授業への感想や意見を聞くため年2回の研究中間発表会と論文発表会の後にこうした機会を設定している。また、各教員が授業終了後、質問や意見及び要望を出席票に記入することをおして、工夫しながら授業評価を行っている。

[点検・評価]

大学院研究科における教員の教育研究活動及び研究活動の評価の実施状況とその方の有効性

研究活動で研究紀要への投稿に当り発表会を行い、投稿委員会で査読審査を行った上で、中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要で研究業績を公表していることは評価できる。しかし、授業評価については学部の授業形態別、質問項目、評価基準がない状況であるため、評価方法を検討する必要がある。

[改善方策]

大学院研究科委員会で授業評価について、今後、検討を行う。

8-3-1-①-e 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

[現状説明]

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本学には附置機関総合研究センターがある。同研究センターへの研究紀要の投稿、学部教員との共同研究を行っている。また、研究センターに置かれている人間福祉学会でのシンポジウム、院生、教員の研究発表も年1回行っている。更に地域との連携、社会貢献から地元の社会福祉協議会、企業、金融機関と連携協定を締結し、教員の教育研究交流、地域貢献事業の共同策定等を行っている。

[点検・評価]

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

学内の研究センターの関係は研究紀要への投稿、共同研究が活発に行われている。人間福祉学会では大学院教員、学外教員によるシンポジウム、公開講座、研究発表等が行われ人的交流が活発である。地域との連携、社会貢献については、地元の社会福祉協議会、企業、金融機関との連携協定が締結されているが、より一層、共同事業を促進させる必要がある。

[改善方策]

大学院として、社会貢献事業の促進について今後、検討を行う。

8-(4) 別科の教員組織

8-4-1 留学生別科

[到達目標]

- ・ 教育課程の目的を具体的に実現するために教員間の連絡調整に努める。
- ・ 教育課程の主要科目に専任教員を配置する。

8-4-1-①-a 教員組織

[現状説明]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

専任教員1名、他学部の兼任教員2名、短期大学部の兼任教員1名、学外の兼任教員4名である。専任教員1人当たりの学生数は入学定員が30名で現在27名が在籍し、27名を担当している。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

別科の専任教員についても学部同様、他大学等から非常勤講師の委嘱を受けた場合、週2コマ以内の範囲で非常勤講師を行うことができることとして「中部学院大学専任教育職員の職務専念例外規程」を準用している。手続きは本学以外の大学等の学長が本学学長に文書をもって依頼し、学長が承認する。

2009年度現在、実績はない。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

教育課程は日本語科目Ⅰ、日本語科目Ⅱ、日本事情科目、基礎教育科目の科目群に分けられている。日本語科目Ⅰの科目群は日本語の文字、語彙、文法、聴解、聴読解、記述、会話の初級編を行うため、11科目全て必修科目としている。日本語科目Ⅱは学生が能力別に学習ができるように日本語科目Ⅰの授業科目を中級、上級編に分け選択必修科目を14科目開講している。日本事情科目は日本の文化を理解するための科目として2科目必修科目で開講している。基礎教養科目は、学生が別科修了後、進学する分野を選択できる知識を授けるための科目として経済分野、福祉分野の科目を選択必修科目として3科目開講し、また、英語、コンピュータ演習科目が大学進学後、必要とされ科目のため必修科目として4科目開講している。必修科目についてを専任教員が8科目(47%)を担当している。選択必修科目についても8科目(47%)を担当している。

教員組織の年齢構成の適切性

専任教員1名の年代は50代前半である。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学には留学生センター運営委員会がある。留学生センター運営委員会は別科生に加え

大学全体の留学生について審議する。審議事項については、次のとおり。

- i.) 別科の教育課程について
- ii.) 別科の学生の学籍異動について
- iii.) 別科の入学について
- iv.) 留学生の厚生補導について
- v.) 留学生の学習指導について
- vi.) 留学生の進路指導について

留学生センター運営委員会は、大学学部の専任教員で学長が指名した者、別科の専任教員、短期大学部の専任教員で学長が指名した者、事務局からは事務局長、学生部長、教務部長、留学生センター室長、学長が指名した職員から構成し、毎月1回開催している。

また別科の専任教員と兼任教員、兼任教員の連絡調整は、設置している留学生センターが教員控室を兼ねていることから、専任教員と授業の開始前に授業科目の進行状況についての連絡を取りながら行っている。

[点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

専任教員が1名であるが、入学定員が30名と少なく、在学生在が27名で負担感はあると思われるが、専任教員1人に対する学生数は適切と考える。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

別科の専任教員のための規定は整備されていないが、学部の規定を準用することとしている。規定が明文化されているため適切と考える。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

専任教員が主要科目の約半数を担当していることは適切と考える。

教員組織の年齢構成の適切性

1名の専任教員の年齢構成であるため、評価することはできないが、専任教員の負担増を考慮すると専任教員を増やすことの検討も必要と考える。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

別科の留学生を含めた留学生全体を審議する留学生センター運営委員会が置かれていること、また、留学生センターが設置されて、そこで教員間の連絡調整が行われていることは妥当と考える。

[改善方策]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

1名の専任教員への負担増について今後、負担軽減を検討する。

大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

現状を維持する。

教員組織の年齢構成の適切性

1名の専任教員の負担を検討する場合、採用する専任教員の年齢も配慮しながら検討する。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現状を維持する。

8-4-1-①-b 教育研究支援職員

[現状説明]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

実験・実習科目は開講されていない。情報処理関連教育については、学部同様、学内の情報センターが対応している。外国語科目について人員配置がされていない。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

情報処理関連については、学部同様、情報センター運営委員会があり、運営委員会に情報センター職員が加わり連携・連絡調整を定期的に行っている。

[点検・評価]

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

情報処理関連への補助体制は適切と考えるが、外国語教育については、留学生の語学能力が様々であるため検討する必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

現状を維持するが、外国語教育については検討する必要がある。

[改善方策]

今後、外国語教育の補助体制について検討する。

第9章 事務組織

[到達目標]

現在の事務組織のあり方を学生の視点に立って見直すと共に効率性、合理性、機能性の強化を図る。また、教学組織と連携協力して大学運営に携わるためには、事務職員としての高い専門的力量や行政管理能力を強める資質および能力が求められる。そのため、各自が日常の業務を通して切磋琢磨することはもとより、各課内の個別指導および職員全体を対象とした研修、SD活動を通して職員個々の能力開発と意識改革を行い、事務組織全体の機能強化を目指す。

9-1-1-①-a 事務組織の構成

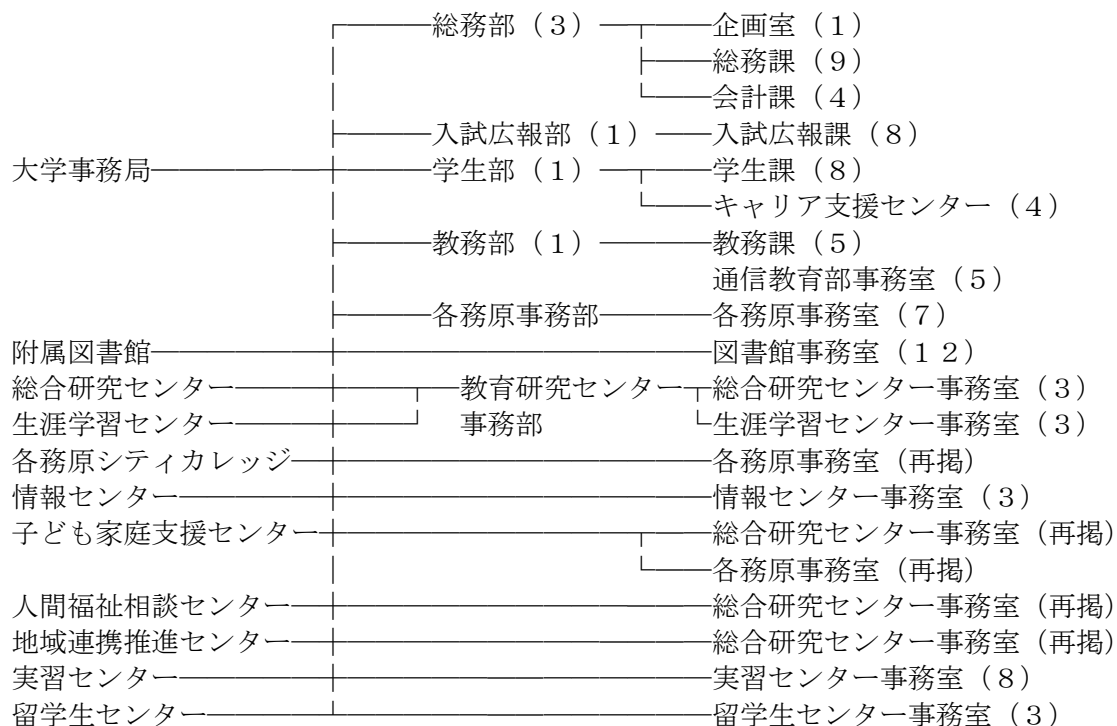
事務組織の構成と人員配置

[現状説明]

本学の事務組織は、関キャンパスと各務原キャンパスに分かれて設置されている。

関キャンパスでは、大学および大学院全体の事務処理を担う大学事務局及び大学の附属・附属機関である図書館、総合研究センター、生涯学習センター、情報センター、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター（発達・療育相談室）、実習センター、留学生センターが設置され、各務原キャンパスでは各務原事務部事務室、各務原シティカレッジ、子ども家庭支援センターが設置され、それぞれ連携を取りながら大学の管理・運営及び教育・研究活動をサポートしている。

組織図は次の通りである。（括弧内は専任職員及び常勤嘱託職員の人員を示す。）



① 大学事務局

- i.) 総務部は企画室、総務課、会計課の3課で構成され、企画室は将来構想及び戦略広報、情報公開に関わる事務を行い、総務課は庶務、営繕、研修、総務、スクールバスに関する事務を行い、会計課は経理全般、補助金申請に関わる手続き処理に関わる事務を行っている。
- ii.) 入試広報部は入試広報課を設置し、大学・大学院の学生募集に関わる全学的な事務、広報活動および入学試験に関わる事務を行っている。
- iii.) 学生部は学生課とキャリア支援センターの2課で構成され、学生課は大学・大学院学生の厚生指導、学生生活支援など学生に直接関わる全学的な事務を行い、キャリア支援センターは就職をはじめとした学生のキャリア支援に関わる全学的な事務を行っている。
- iv.) 教務部は教務課を設置し、大学・大学院に係る教務に関する全学的な事務を行っている。
- v.) 通信教育部は通信教育部事務室を設置し、通信教育課程に関するすべての事務を行なっている。
- vi.) 各務原事務部は各務原事務室とシティカレッジ事務室で構成され、事務室は各務原キャンパスに関する庶務、営繕、研修、総務に関する事務を行い、シティカレッジ事務室はシティカレッジ事業の企画・募集、会員管理等に関する事務を行なっている。

② 図書館及び附置教育研究施設

- i.) 図書館に図書館事務室、各務原分室及び関市立図書館事務室を設置し、図書館運営に関わる全学的な事務を行っている。
- ii.) 総合研究センターに総合研究センター事務室を設置し、国際交流事業、学術調査事業、地域連携推進事業、教育研究活動事業に関わる全学的な事務を行っている。

③ 大学附属施設

- i.) 生涯学習センターに生涯学習センター事務室を設置し、学生のキャリアアップ支援及び公開講座等、生涯学習事業に関わる全学的な事務を行っている。
- ii.) 情報センターに情報センター事務室を設置し、情報インフラ事業、学内情報化事業等に関わる全学的な事務を行っている。
- iii.) 実習センターに実習センター事務室を設置し、学生の各種現場実習及び教育実習指導並びに国家試験対策に関わる全学的な事務を行っている。
- iv.) 人間福祉相談センター（発達・療育相談室）に発達・療育相談室事務室を設置し、発達・療育の相談指導に関わる全学的な事務を行っている。
- v.) 子ども家庭支援センターに子ども家庭支援センター事務室を各務原キャンパスに分室を設置し、子育ての相談指導に関わる全学的な事務を行っている。
- vi.) 地域連携推進センターに事務室（総合研究センターがあたる）を設置し、地域の一般企業、自治体、社会福祉協議会、教育委員会等と本学との教育・研究活動に関する連携の事務を行っている。
- vii.) 留学生センターに留学生センター事務室を置き留学生に対する教育指導の事務を行っている。

[点検・評価]

関キャンパスと各務原キャンパスが一体となった運営を心がけているが、実際には物理

的に離れていることもありかなり困難を伴う。そこで、若手を中心に定期的に関キャンパス事務局と各務原キャンパス事務部の間で人員の配置換えを行い、特定の業務が特定の職員に固定されないように運営している。また兼務発令により積極的に他部署の業務を体験させることで、業務の効率化とスタッフの養成を同時に推進し、さまざまな各専門分野業務を一体的に取り扱えるよう取り組んでいる。業務の質を管理するため「事務局に関する調査」として、全員に近い学生から無記名でアンケートに答えてもらい業務の改善につなげている。設問は各課、室、センターごとに具体的な業務内容に関して設定され、自由記述もある。厳しい批判も含めすべての結果を部課長会で報告し対応している。このような調査を行い、具体的な改善施策を行うことにより学生からの信頼も増すと考えられる。

[改善方策]

大学進学率の高まりと18歳人口の減少に伴い、大学全入時代に突入したことで、今までにも増して多様な学生が入学してきている。多くの事務組織は学生に直接接する機会が多いことから、学生対応が重要な課題である。今後これらの学生支援部門の人員強化を図ると共に業務内容・手順等の改善を進め、学生に対して満足度の高い支援を提供する体制を作り上げる。

9-1-1-①-b 事務組織と教学組織との関係

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

[現状説明]

大学運営における意思決定は、中部学院大学学則、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程で定められた区分に従い、大学評議会、大学運営協議会および教授会がこれを行う。さらに実務を円滑に行うため、事務組織と教学組織が横断的に機能する各種センターおよび常設委員会を組織しており、教員と事務職員が構成員となっている。さらに、各センター間の連絡調整を行う機関としてセンター連絡調整会議を設けている。

各種センターと常設委員会、およびそれに準ずる教員と事務職員による横断的組織は下記の通りである。

各種センター

- ・ 総合研究センター
- ・ 図書館
- ・ 情報センター
- ・ 留学生センター
- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ 人間福祉相談センター
- ・ 生涯学習センター
- ・ 各務原シティカレッジ
- ・ 実習センター
- ・ 地域連携推進センター

常設委員会

- ・ 宗教委員会
- ・ 学生支援委員会
- ・ 教務委員会

- ・ キャリア支援委員会
- ・ 入試広報委員会
- ・ FD委員会
- ・ 保健衛生委員会
- ・ 人間福祉学部国家試験対策委員会
- ・ 子ども学部国家試験対策委員会
- ・ リハビリテーション学部国家試験対策委員会
- ・ 経営学部国家試験対策委員会

特別委員会

- ・ 研究倫理委員会
- ・ 利益相反管理委員会
- ・ 自己点検・評価委員会
- ・ 高大連携推進委員会
- ・ セクシャルハラスメント防止委員会
- ・

[点検・評価]

本学における事務組織の職務責任と権限範囲については、「岐阜済美学院事務組織規程」中部学院大学学則、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程で定められている。事務組織は、大学と大学院の教育研究活動と管理運営とを有機的に関連付けるという機能を十分に果たすように努めなければならない。その点からは現在の組織は以前よりは細分化され機能的に業務を処理することが可能となったことは評価できる。

本学の組織運営機構は教学組織と事務組織の協力関係で成り立っているが、長所として上げられる点は、学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする」ということと「神を畏れることは知識のはじめである」という建学の精神を常にその中心に置き、それぞれの組織が協調し合い諸問題の解決に対応していることである。

特にキリスト教主義教育という本学の教育理念は、大学・大学院での教育が単なる学問の修得だけではなく、キリスト教主義による人間尊重の教育を行い人間形成をすることを目指していることから、教授や学生指導の面において、教学組織と事務組織がこの基本理念を遵守し、相互の協力体制の確立と強化を図っている。しかし、キャンパス内の建物等の関係から事務組織は集中配置されておらず、事務所間の移動等に時間を要し、諸連絡等の連携が不足することも現実にある。また、事務組織の各部署の役割分担が進んだことにより、横の連携がスムーズにいかず、複数部署での調整が必要な業務が遅れがちになることもある。事務組織と教学組織との連携協力関係の確立のためには、お互いの意識の共有化が不可欠ではあるが、必ずしも共有化が図られているとは言えない。但し、総体的には協力関係は保持されていると言える。

[改善方策]

本学の事務組織は、大学・大学院の教育研究と管理運営とを有機的に関連付けるという機能を十分に果たすよう努めなければならない。大学・大学院が一個の組織体・経営体として厳しい自己点検・評価のもとで、教育研究活動を進めることが重要であることはいうまでもない。

本学の事務組織は、大学経営上の観点から業務の合理化、合理化による諸経費・時間の削減を図るために、事務組織の抜本的な見直しは不可避である。また、組織の改革に当た

っては事務職員及び教員の意思の疎通を図りながら進めることが大切である。

大学という組織体の教育研究組織を充実させていくためには、それぞれの専門の分野に属する職員が、高度の知識と経験を積む必要がある。事務組織の分野においても、大学の運営に当たっては高度かつ専門的な資質・能力が要求されるため、当然ながらそれに応じた人材の確保と養成をも視野に入れた改革をしていかねばならない。

事務組織の改革は、常時実行されていかなければならないが、業務遂行上改善すべき問題点を認識し、次のことについての積極的な改革が求められる。

- ・ 学生サービスの向上
- ・ 事務業務の合理化・省力化
- ・ 事務職員の質的向上・能力開発
- ・ 事務組織の一体感の醸成
- ・ 指示命令系統の単純化・明確化
- ・ マネジメント意識と戦略性の涵養
- ・ コスト意識の徹底
- ・ 情報共有化の促進と透明性の確保
- ・ 地域社会との共生
- ・ 組織のフレキシビリティ（柔軟性）の確保
- ・ 意思決定と業務処理の迅速化
- ・ 部門間の有機的な相互連携の強化

9-1-1-①-c 事務組織の役割

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

[現状説明]

教学にかかわる大学・大学院の事務組織として、大学については意思決定機関である大学評議会、大学運営協議会に事務局長、事務局次長、学生部長、入試広報部長、総務部長、教務部長が出席し、また、大学教授会には、先の事務局長、各部長に加え、各部署の課長が出席し議事の説明を行っている。

大学院については大学院研究科委員会に教務部長、教務課職員が、通信教育部については通信教育委員会に通信教育部事務室長及び通信教育部事務室職員が出席している。その他主な常設委員会への事務組織の関わりは、宗教委員会には総務部長、総務課職員、教務委員会には教務部長、教務課職員、学生支援委員会には学生課長、学生課職員、入試広報委員会には、入試広報部長、入試広報課長、入試広報課職員、キャリア支援委員会にはキャリア支援センター長、キャリア支援センター職員、図書委員会には図書館事務室課長、図書館職員が加わり、それぞれの委員会の運営に密接に関わっている。

大学・大学院運営を経営面から支える事務組織としては、法人本部が中心となってその役割を担っている。本部財務課では、財政計画・予算編成方針の策定、本部総務課では人

事政策、大学総務課では施設設備の将来計画の企画・立案、各種申請業務、学校経営のための情報収集など大学・大学院運営を経営的側面から支援している。特に予算編成過程における事務組織の役割として、まず法人本部事務局が財政見通しや教育研究に関わる重点施策などを検討し、予算編成方針を策定する。

大学・大学院は法人本部事務局が示す予算編成方針を受けて、教学部門（学部・学科）は、学部長が中心となり関係教員と協議し必要な予算案を取りまとめ予算案が策定され法人本部に提出される。管理部門の予算については、事務局各部署が予算案を作成し、法人本部に提出する。こうして取りまとめられた大学・大学院の予算案は、法人本部事務局が最終的に理事会にて諮り審議・決定される。

国際交流の専門業務への事務組織の関与については、総合研究センターが国際交流事業の円滑な活動を推進するため、関与している。総合研究センターの国際交流関係の業務内容は次の通りである。

- i.) 国際交流プログラムの企画・立案
- ii.) 外国の大学および教育機関等との交流提携に関する事項
- iii.) 本学学生の海外研修に関する事項
- iv.) 国際交流に関わる広報、情報の収集および提供に関する事項
- v.) 国際交流関係規程の制定・改廃に関する事項
- vi.) 国際交流委員会主催各種プログラムの企画・立案・実施に関する事項
- vii.) その他

また、学部へ入学する留学生、留学生別科へ入学する留学生の生活指導等については、留学生センター運営委員会が当たり、同運営委員会には留学生センターが円滑な運営を支えている。

【点検・評価】

事務組織が教学と関わるものとしては前述の通りであるが、大学・大学院の意志を決定する教学組織の重要な会議や各種委員会には、事務局長及び事務局次長等の関係職員が深く関わっており、企画・立案並びに会議運営の円滑化に協力するとともに教学組織の補佐的機能等の役割も果たしている。

大学・大学院の予算は、法人の財務計画に基づく予算編成方針を受けて策定されるが、同時に大学・大学院各々の事業計画に沿ったものでなければならないため、大学事務局では、各予算単位から提出された要求内容が、事業計画に沿ったものとなるものであるかを予算編成責任者である学長の審査を支援・補佐している。予算編成における事務局の役割が、単なる資料作成に留まらず、財政見通し、教育研究に関わる重点施策などを明示し、次年度予算の編成作業に取り組んでいる。

こうしたことから大学事務局は、学長を補佐し予算編成等において積極的に関わっている。また、意志決定及び各種伝達システム等が教学組織と事務組織との連携や協力がなされていることから、事務組織としての役割とその活動は円滑に機能している。

国際交流における専門業務については、国際交流業務は総合研究センターが中心となり運営方針や各種案件が決定されるが、各学部から提案される事項は学部横断的な全学的視点に立って調整されている。担当職員も専門的な提言を含めた業務遂行と責任が求められる。

入試広報業務については、多様化する入学者選抜システムにおいて、入試広報課の役割責任大きく企画・立案・調整機能など重要な役割を担っている。また、対外的な高校訪問や入試に直結する様な広報活動によって蓄積された情報並びに調査内容を分析し、全学的な入試戦略に繋がる提案を行い役割を果たしている。

キャリア支援業務については、1年次から進路に対する意識付けを行い、自立してキャ

リアデザインできるようなプログラムを用意すると同時に、大学在学中に学ぶ意義と卒業後のキャリアとの関連についての指導・助言を実施している。関連する諸事項を教学組織と事務組織が連携協力して、学生のキャリア形成への支援を図っている。

現代の大学事務職員は従来からいわれている教学組織に従属する補佐的な立場ではなく、大学運営の視点をもった行政管理職員としての意識の高揚と資質の向上が強く求められるようになった。中長期財政計画の策定については、法人本部事務局が各種データや諸情報の収集・分析を通して財政原案作成に深く関与しており、大学運営を経営面から支える役割を果たしている。

[改善方策]

教学に関わる事務組織体制については、現体制を維持していくのであるが、今後、個々の事務職員の資質・能力を高める方策を研修計画によって検討するとともに、大学・大学院の教学に関わる企画・立案・補佐機能の充実を図っていく。

予算編成・予算執行における事務組織の役割については、今後厳しい社会状況と財政経営状況が予想される大学の経営基盤を確立するため、各種事業計画に基づく適切な予算計画・編成をしつつ厳格な予算執行を推進することが求められる。

意志決定・伝達システムの関わる事務組織の役割についても教学組織と事務組織の連携協力ができているが、急激に変化する大学を取り巻く社会環境に対応するため、決定事項を含む情報伝達の迅速な伝達システムの仕組みを検討し、現在よりも進んだ教学組織との情報共有化を図り事務組織の役割を果たす。

国際交流の専門業務への事務組織の関わりについては、総合研究センターが事務組織として関わっているが、2008年度までは、国際交流委員会が置かれ国際交流の方針、各種案件が策定、決定され、同委員会に総合研究センターが深く関与していた。しかし、2009年度に留学生センター運営委員会が設置されたことに伴い、一旦は国際交流委員会が廃止されたが、今後の国際交流の見直し・充実を図る意図から改めて2010年度より国際交流委員会を置くこととした。また、大学運営を経営面から支えるための事務局機能の確立については、経営に関する政策形成を支援する事務組織の確立と事務局機能の充実を図るための職員個々の資質向上を図る。

9-1-1-①-d 大学院の事務組織

大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

[現状説明]

大学院の運営に関する対応は、事務組織が独立してはならず、大学事務組織全体の中で個々の関連する業務に対応している。施設設備関係は総務課が、教育研究活動関係は教務課が、就職に関する業務関係はキャリア支援センターが、学生生活に関する事項については学生課が、それぞれ対応、支援をしている。

[点検・評価]

大学院は1研究科1専攻（修士課程 入学定員5名 博士課程（後期）入学定員3名）と小規模であるため、現状の対応で可能と考える。

[改善方策]

現状を維持する。

9-1-1-①-e スタッフ・デベロップメント（SD）**事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性****[現状説明]**

社会環境の変化に伴い護送船団方式から自由競争時代に突入し、高等教育における私学運営における大学事務組織はそれらの変化に対応することが求められている。開学から12年と浅い歴史しかない本学ではあるが、職員一人一人の意識改革により、その専門性向上と事務効率化を図ってきた。基本的にOJTを中心に資質の向上を図っているが、学外での研修も様々な機会を捉え、業務関連研修会等々に参加させている。その結果を書類による報告だけではなく、事務職員全体への研修会や課内連絡会等で報告することにより、研修で得た知識・情報の共有化を図っている。

[点検・評価]

本学の事務組織は、各課・室・センター毎に専門性を向上させるための個別目標管理を実施し、年度末にそれを点検することで、業務の変化・進展状況を管理者が把握している。これは、事務職員個人の目標管理にはなっても全体の目標管理とはならないため、部門単位での目標管理システムを再検討する。また、管理職による年2回の評価を実施し、評価を行う管理職自身の意識改革とその専門性の向上を図り、事務組織の向上につなげている。しかし、確固たる研修制度が未整備であることも事実である。

組織の再編を実施したときに、課・室・センター等が変革されても、組織を構成する事務職員が変化する業務に対応できるかを確認しなければならない。また、年々複雑化・進化しているIT技術に対しても迅速で正確な対応が求められている。

[改善方策]

変革する諸業務に対応するために様々な研修機会を基本として、事務職員のニーズを調査しながら一人一人の能力アップを図る研修制度の早期制度化と充実を図ると同時に、業務間連携、的確の業務執行が実行できるように、さらなる業務マニュアル等の再整備を図っていくことが必要である。

IT技術については、個々の持つスキルレベルにマッチした形で、個別研修を充実させる。また、システム変更時の講習会・研修会を通して個々のスキルアップの向上を図る。

これからの事務職員は、大学経営や運営を担う人材として益々期待され、重要な役割を担う機会が増していく。毎日変化する社会状況・教育状況から動きを読みとり、単なる問題の指摘に留まらず、専門的知識を自らが持ち、自ら積極的に提言ができる職員に、問題を解決できる職員に、さらに先を見て予測できる職員を育てるために、様々な外部研修会への参加を促し、予算の確保も積極的に図る。

第10章 施設・設備

[到達目標]

大学

各学部の教育理念に基づいた施設整備計画を策定し、福祉系学科を擁する大学として心身ともにバリアフリーを意識した調和のある施設設備の充実を図る。関キャンパスの教育施設として、主として人間福祉学部においては演習室、実習室の改善強化、実習機器の更新整備、リハビリテーション学部においては実験室、実習室、演習室の充実を進める。さらに、与えられた敷地を活用し環境に配慮した、学生のための生活の場を整備充実させていく。各務原キャンパスの教育施設として、主に子ども学部においては演習室、実習室の機器設備の充実、経営学部においては情報処理室及び情報機器設備等の充実を図る。

大学院研究科

大学院の教育理念に基づいた施設整備計画を策定し、福祉系学科を要する中心身ともにバリアフリーを意識した調和のある施設設備の充実を図る。具体的には、学生の自習室の整備充実、教育研究の機器備品及び学術研究資料等の充実を図る。

10-(1) 大学における施設・設備等

本学は人間福祉学部、リハビリテーション学部が関キャンパス、子ども学部、経営学部が各務原キャンパスに配置され、4学部5学科で構成される大学である。それぞれのキャンパスの特徴を活かすためにも、施設・設備等の整備は各キャンパス毎と同時に全学レベルで行なっている。よって、現状分析・点検・評価・改善・改革は全学的視点で実施する。

10-1-1-①-a 施設・設備等の整備

大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

[現状説明]

本学は校地面積、校舎面積ともに大学基礎データ表36に示すとおり大学設置基準を満たしている。2004年度から2007年度にかけては補完的な整備と旧来の施設の補修・改修を実施してきた。具体的には、2004年度は4月に総合グラウンド及び野球場の整備、9月に学生駐車場の整備をした。2005年度は、2月に各務原キャンパス校舎の新築をした。2006年度は3月に5号館を取り壊しリハビリテーション学部棟を新たに建設した。2007年度は大学10周年記念事業としてコミュニケーションホール(学生食堂等)の建築計画を推進してきた。その間、毎年情報処理機器等の施設整備や機器配備等を推進した。教育の用に供する情報処理機器などの配備状況をまとめると、次の通りである。

- ・ 年次計画で進めた教室のマルチメディア化がほぼ完了した。関キャンパスは、39教室中36教室、各務原キャンパスは16教室中14教室、合計では55教室中50教室(91%)がマルチメディア化された。
- ・ 教育用パソコンは、関キャンパス194台、各務原キャンパス92台、合計286台が設置されている。大学では4.38名に対して1台、併設する短期大学の

学生と合わせても6,08名に1台であり十分な台数を用意している。また、情報教室は、平日・土曜日の授業時間外は学生に開放している。

- ・ このほかに授業用の貸出用ノートパソコンとして、関キャンパス15台、各務原キャンパス10台、合計25台を貸出している。
- ・ 遠隔講義のできる教室は、関キャンパス8教室、各務原キャンパス9教室、合計17教室であり、授業収録のできる教室は、関キャンパス16教室、各務原キャンパス8教室、合計24教室である。運用支援は教務課、技術支援は情報センターが行っている。
- ・ 社会に開放される施設としては、テニスコート、調理実習室、介護実習室、情報処理室が生涯学習センターの各講座で利用されている。地域社会の福祉団体や研究会、地方自治体等からは各種研究会、講習会、研修会等で講義室が頻繁に利用されている。また、子育て支援センターや人間福祉相談センターなどでも相談事業や育児支援事業等で関係施設等が活用されている。

【点検・評価】

情報処理教育の環境整備については、学内ネットワークをはじめとするハード面の整備は充実したことにより、学生のPC教室の利用は著しく増加しているが、現在のところは関キャンパス4教室、各務原キャンパス2教室、さらに図書館等に拡充したことによって、十分に整備されたと考えられる。

学生自習室は、単独では設置されていないが、学生サロンのなかで自習環境を整備している。また、国家試験を受験する学生に対しては、受験対策自習室を設置しており受験生が自由に集中して学習できる環境を整えている。このように、通常自習希望者は授業に使用していない教室等も自由に使用できるため問題は無い。

学生食堂に関しては、現状では席数が不足し学生が余裕を持ってくつろげる空間が確保されていないため、現在進行している移転新築計画を早急に具体化を推進する。

その他、大学全体の教育研究目的を達成・実現するための施設・整備、今後さらに要望が増加すると思われる開放施設・設備についても必要に応じた整備がされている。

【改善方策】

情報処理機器充実のために、2007年～2008年とPC教室の情報処理設備（ハードウェア、OS、ソフトウェア等）の更新を進めている。今後PCを活用した利用が増加したり、範囲が拡大する場合、授業時間以外に自習に使用可能なPC教室が不足し、自習へのPC環境の提供が逼迫することも予想される。この場合は、PC教室の拡充、または、一般教室でのPC環境の整備等を情報センター委員会等が中心となって検討していくこととなる。

10-1-1-①-b キャンパス・アメニティ等

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

「学生のための生活の場」の整備状況

大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状説明】

岐阜市に隣接する関市の丘陵地、緑濃い松林に囲まれる小山の中に本学関キャンパスが

あり、大学のほか短期大学部や附属幼稚園が設置されている。その周辺には高等学校、特別支援学校(2校)などの教育機関、知的障害者総合援護施設、市立保育園、そして住宅団地が取り巻き、関市南部での文教地区を形成している場所にあり、閑静で、騒音などが少なく勉学にいそしむには適した校地である。ただ、関市中心部からは少々離れているため、交通の便が良いとは言えない。地元の会社に運行委託をしてスクールバスを授業時間帯に合わせて、主要な駅への運行を行っているが、学生の利便性向上にむけた運行計画の抜本の見直しをする時期を迎えている。

各務原キャンパスは各務原市の中心部にある「学びの森」に隣接した閑静な環境にあり、かつ鉄道の駅からも近く通学に便利である。

関キャンパスの施設設備については、これまでに野球場、サッカー場、室内トレーニング場などを中心に総合グラウンドの改善を図ってきた。また、学生駐車場の完全舗装化・照明設置、テニスコートの改修、各棟間を繋ぐ渡り廊下の改修等を進めた。

各務原キャンパスでは、子ども学部、経営学部の設置から年を経るごとに増加する各学年の学生数に対し、学生食堂・ラウンジとしての学生の生活の場が狭小となることが予想されるため、09年度に学生ラウンジの増築を行った。本学は両キャンパスとも周辺には樹木が繁り、それを緩衝地帯として効率よく建物等の施設が配置されている。そのため、教育上発生する騒音等が近隣の住宅等に影響がおよぶことが少なく、特別な配慮をすることはないが、大学周辺には良好な環境を提供している。

[点検・評価]

本学は校地に隣接するかたちで附属幼稚園があるため、大学単独での環境整備計画と共同利用施設の計画立案整備実施については関係機関とのコンセンサスを求めながら進行させるが、全般的には学院全体の構想のもとで検討を進めている。

学生のニーズの把握については、教務課が毎年実施する授業評価と同時に関連諸事項の評価を受け学生ニーズの把握をしている。一方で学生らと関係が深い各課・室・センターが個別に対応して学生ニーズの把握を推進している。本学のような小規模大学においては、いろいろな手段を講じていくことが有効であると考えるが、体系的に把握する体制は維持改善していくことが必要である。

2005年度各務原キャンパスの設置、2006年リハビリテーション学部棟の新築、2008年度コミュニケーションホールの建設が完了した。その間にも比較的小規模な施設整備が多いが着実に整備は進行している。

[改善方策]

大学のみの視点ではなく短期大学部と共同でひとつのキャンパスという観点を重視し、キャンパス全体の機能的・環境美的マスタープランを作成し統制する委員会組織を立ち上げ、さらに学外専門家の情報や意見等も積極的に取り入れて、よりよいキャンパスアメニティを充実させる。

また、学生のキャンパスに対するニーズを的確に把握する手段として、学生満足度調査等を実施して意識の傾向や意見等の収集を実施する。さらに、学生自治会である「大学・短大学生会」との連携を深めつつ、学生と教員・事務職員が一体となりキャンパス・アメニティを構築していく。

今後の施設設備整備計画を策定していく際にも、現状の良好な環境を壊さないように後退させないよう、周辺環境への影響にも十分配慮する。

10-1-1-①-c 利用上の配慮

施設・設備面における障がい者への配慮の状況**キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況****[現状説明]**

施設・設備面における障害者への配慮の状況については次の通りである。低層階(平屋・2階3階建)である建物以外の建物内部の移動はエレベーターの設置により確保されている。車椅子使用のための野外スロープの設置により80%の建物について屋内への移動通路は確保されている。20%の建物についても段差解消のための造作物で簡易スロープを設置し屋内に移動できるよう配慮されている。

身体障害者用トイレは昭和54年以前の建物では設置されていないが、新建築基準法が施行されてから建設された建物にはすべて設置している。講義室についてはほぼすべての講義室で障害者に配慮しており段差を無くしている。机は可動式のものと同定式があるが固定式講義室では最前列で聴講できるようにしている。可動式教室においては特別な配慮がなくとも利用することが可能である。

各施設の利用時間に対する配慮の状況については次の通りである。通常の授業始業時刻は9:10、最終授業終了時刻は18:10である。この間、学生食堂は授業時間終了時間より早く営業を終了している。一般教室、PC教室、学生サロン、体育館、グラウンドは原則使用時間の制限はないが防犯安全の観点から22:00までの利用としている。しかし、国家試験対策自習室は24:00までの利用を許可している。図書館については、「第11章 図書館・電子媒体等」において点検・評価を行なう。

[点検・評価]

本学は福祉系大学として身体障害者の施設利用に配慮して上述のような施設・設備のバリアフリー化を推進してきており、大きな問題はないが2号館の各階に身体障害者用トイレがないこと3・4・6号館の段差が十分に解消されていない等不備が残っている。

一般教室、PC教室等は利用時間が定められていないため、学生が時間に縛られることなくこれらの施設を利用できることは良いことであるが、学生食堂や売店の営業時間が短い点は問題である。

[改善方策]

施設・設備の整備不備は、2010年度の事業計画策定時に関係者にて検討する。

学生食堂の営業時間については朝食・昼食・夕食の提供できることが理想ではあるが、利用学生数がある程度確保できないと経営が成り立たない側面があるため、委託業者との協議検討を積極的に進め、朝食・夕食の試験営業等の計画を推進する。

10-1-1-①-d 組織・管理体制

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況**施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況****[現状説明]**

本学は、すべての固定資産および物品を良好な状態で維持活用し、有効適切に運用し経済性にも留意しつつ教育研究活動の効果を上げるために「学校法人岐阜済美学院固定資産・物品の取扱及び管理規程」を定めている。この中で、資産の管理単位と管理担当者を

定めて、管理に関する責任体制を確立している。資産の調達については予算計画に基づく運用を励行し事前申請・事前承認を原則として経済性のみならず品質や形状等並びに納入期限などの要件に留意した選定を実施している。これは教育研究活動全般に関しても同様の管理、運営を行なっている。

施設・設備の保守は総務課所管の下、保守点検、法定点検、各種環境衛生点検の大部分を専門の外部事業者へ委託して、安全と衛生面の確保をしている。

防犯面では、キャンパス内警備を外部事業者へ委託し、正門守衛詰所における来校者のチェックにより安全を図っている。防災面では消防設備の法定点検とともに、消防法に基づいて防火管理者を選任し、2008年度より年1回の避難訓練を所轄消防署の指導の下に実施して東南海地震防災意識の向上と防火安全意識の高揚を図っている。教育施設におけるアスベスト問題については、2006年度に全学的に施設を点検した結果、学生が使用する施設及び管理施設すべてでアスベストは使用されておらず、安全であることが確認された。

[点検・評価]

施設・設備等の維持管理は、総務課所管の下で2名の技術職員が日常的な業務を担当している。キャンパス内の植栽管理をはじめ、突発的な事案についても迅速に初期対応に当たり、総務課職員との連携によって関係業者への連絡・手配を円滑に行なっている。2006年度には老朽化による冷温水発生機（冷暖房用）の故障発生頻度の上昇等で修繕費用の上昇が大きかった。これらは、現有職員では困難な専門的な事案対応が課題である。以前より、担当者の経験に依存してきた傾向があり、維持管理の履歴や設備データがシステム化されていない点は改善されるべき点である。

施設・設備の点検・調整・検査は、その専門性によるため外部専門業者へ委託しているが、支障なく実施されている。関キャンパスには現行の新耐震基準以前に建設された建物（3・4・6号館、体育館等）があるが、3・4・6号館は診断の結果耐震強度有と診断された。

[改善方策]

本学の施設・設備は学部増設を機に改築・増設を行なってきたが、今後は5年間サイクルの施設・設備に関する計画案の策定する組織の設置と早急におこなうことが必要である。そうすることで、今後その計画に沿った改善改革を年次計画で実施する。既存施設の更新、特に電気・空調・給排水設備の更新も大切な検討事項である。また、消防備品の老朽化による更新作業も推進している。耐震改修工事については、適宜計画を立案していく。

施設・設備の維持管理、衛生面・安全面の確保等については、今後専門業者に対する業務委託の依存度が高くなることが予測されるが、外部業者の協力支援を確保して組み入れた大学全体の安全管理システムを構築する。

第 1 1 章 図書・電子媒体等

[到達目標]

学部の増加に伴う学問分野の多様化に対応した資料を計画的に収集、組織し、大学構成員のみならず、専門資料を求める学外者へも提供する。また利用者が必要としている資料を検索できる環境とサポートを提供する。

1 1 - 1 - 1 - ①-a 図書、図書館の整備

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

[現状説明]

中部学院大学附属図書館は、人間福祉学部、子ども学部、リハビリテーション学部、経営学部、通信教育学部、そして短期大学部および大学院の構成員に奉仕する共用図書館であるとともに地域住民にも利用を呼びかけている地域に開かれた図書館である。

2008 年度末現在の蔵書数は、137,733 冊（和書 117,072 冊、洋書 20,661 冊）であり、そのうち約 85%を関と各務原キャンパス 2 ヶ所の図書館で開架所蔵している。最近 3 年間の受入冊数は、学部設置準備用図書の受入もあり、平均 8,000 冊強となっている。関キャンパス図書館は、高齢者・障害者・児童・地域など幅広い福祉系資料と、介護・理学療法の医療系資料、短期大学部幼児教育学科用に揃えている資料など 121,349 冊を所蔵している。各務原キャンパス図書館は、幼児・初等教育系資料と経営・会計系資料を主とする 16,382 冊を所蔵している。

雑誌は、子ども学部やリハビリテーション学部、経営学部それぞれの設置時に増強し、2008 年度末には外国雑誌 170 誌、内国雑誌 1,969 誌、合計 2,139 誌所蔵している。さらに電子ジャーナルは 2005 年度から全分野の外国雑誌（ProQuest 約 2,600 誌）、2006 年度から医療系和雑誌（メディカルオンライン約 600 誌）を導入している。

視聴覚資料はすべて著作権処理済のものを購入し、劇場映画については日本図書館協会から購入している。また、高齢者・障害者用資料として、大活字本、点字本、録音テープ、DAISY、布絵本を少しずつだが所蔵している。幼児教育分野における特徴的な資料であるフレーベルの「恩物」や美濃の陶器のような博物資料をも備えている。

ビデオ, DVD, LD	CDR, DAISY	点字, 大活字	録音 CD, カセット	博物資料	合計
3,134	93	75	715	44	4,061

本学独自のコレクションとして、岐阜県内の福祉系資料については図書資料以外にもパンフレットやちらし類などを網羅的に収集、整備してきた。2008 年度末には、岐阜県と県内市町村の福祉系計画書を中心に約 8,500 件の規模になっていて、「郷土の福祉ライブラリー」データベースとして図書館ホームページ上に公開している。

次に利用環境は関市と各務原市の 2 ヶ所に別れている。関キャンパス図書館は、奉仕対象者定員数大学院 19 名（人間福祉学研究科）、大学 940 名（人間福祉学部、リハビリテーション学部）と短期大学部 400 名、専攻科 30 名の合計 1,389 名（通信教育部生を除く）を主な利用層とする共用図書館である。

岐阜済美学院（のち中部女子）短期大学創立と同時期に創設された本図書館は、1993

年に新築なった本部棟の2階、3階に移動した。1996年には2号棟1階、2階に書庫を、3階に閲覧室を増築し、現在は1,245㎡である。

座席数は、閲覧席196席、視聴覚ブース10席、パソコンコーナー10席、文献検索用パソコン6席、ほか19席、計241席を用意している。設備機器としては、視聴覚機器10台(全てビデオ、DVD両視聴可能)、マイクロフィルムリーダー1台、拡大読書機1台を備えている。また、コンピュータ教室と同一環境のインターネット接続パソコン10台、オンライン所蔵目録検索用(OPAC専用)パソコン3台、OPACとデータベース検索用パソコン3台を設置している。

開館時間は、通常期の平日は9時～19時、土・日・祝日は9時～17時、学休日は平日・休日とも9時～17時である。年間開館日は2006年度330日、2007年度336日、2008年度332日である。

各務原キャンパス図書館は、2006年各務原キャンパス開設時に開館し、子ども学部(人間福祉学部こども福祉学科含む)と2008年度設置の経営学部(短期大学部経営情報学科を含む)390名を主な利用層としている。建物2階部分に位置する広さ400㎡である。

座席数は、閲覧席32席、視聴覚ブース10席、パソコンコーナー10席、グループ閲覧室12席、雑誌閲覧席8席の計72席である。視聴覚機器は10台(うちDVD・ビデオ用5席、DVD用5席)、コンピュータ教室と同一環境のインターネット接続パソコン10台、オンライン所蔵目録(OPAC)・データベース検索用パソコン4台を備えている。ケーブルテレビ視聴可能な液晶テレビ1台とビデオ録画機器を備えたグループ演習室は図書館資料を利用した授業にも使用されている。

開館時間は通常期の火曜日～金曜日8時30分～18時30分、土曜・月曜日8時30分～17時であり、学休日は平日・休日とも8時30分～17時である。2006年度は247日、2007年度は286日、2008年度は291日と開館日が伸びている。

両キャンパスは同じネットワーク環境で接続され、OPAC上で貸出中がわかる資料はそのままインターネット上で予約申込を行うことができる。両キャンパスの利用者になるべく同じ利用環境になるように、別キャンパス所在資料を利用者の求めに応じて(特に幼児教育・保育系資料)、シャトル便により毎日1回取り寄せるサービスを行っている。また、劇場映画など娯楽の視聴覚資料や文学書については、学生の厚生資料として、関キャンパス図書館から定期的に各務原キャンパス図書館に移動させて利用に供している。

キャンパス間	2006	2007	2008	備考
関⇄各務原	379	435	413	予約、別キャンパスに搬送
関→各務原	240	380	250	関所在資料を各務原に短期貸出

一方、利用者がより適切に図書館や図書館資料を利用できるように、両キャンパスそれぞれで利用ガイダンスを行っている。年度初めの4月・5月には、短大を含む学部および大学院の新入生を対象に、図書館内を実際に歩いて案内する「館内ツアー」を行い、5月・6月はOPAC(オンライン所蔵目録)の利用法を説明している。2年生以上にはレポートや卒業論文作成に役立つ雑誌論文データベースの「CiNii」(国立情報学研究所)や有料データベース・電子ジャーナルを紹介、指導している。その他、自宅からも検索できる無料で有用なデータベースの学外リンク集を作成して、利用者に紹介している。利用ガイダンスの後にはアンケートをとり、受講者の意見を聞いて次回に生かすべく、より分かりやすいガイダンスにするよう努力している。

さらに、学生の卒業論文作成を支援するほか大学院生の研究の支援や修士論文、博士論文の作成支援を行っている。また学部学生、大学院生あるいは教員に対して、それぞれの利用層ごとに文献の相互利用サービスや本学導入データベースを説明する利用講座を開催している。

過去3年間の利用ガイダンス開催状況			
年度	2006年度	2007年度	2008年度
関キャンパス図書館	628人(49回)	662人(46回)	638人(57回)
各務原キャンパス図書館	117人(7回)	203人(14回)	163人(15回)
合計	745人(56回)	865人(60回)	810人(72回)

また、教職員用メーリングリストにより、図書館の1ヶ月の動きやお知らせ、インターネット上の有用で無料のサイト紹介などを掲載した「図書館 mail news」を毎月1回発行して、教職員に図書館の活動を発信している。

学外者への図書館開放や図書の貸出は以前から行っていたが、あまり宣伝をせずにいたのではほとんど利用がなかった。2003年度から日曜・祝日開館を開始したことに加え、積極的に地域のミニコミ誌掲載や「文字・活字文化の日」に新聞広告を出すなどをするほか、地域住民を巻き込んだ大学祭で図書館独自の企画を催すなどの広報活動を活発に行ってきた。その結果、学外登録者は順調に伸びてきている。関キャンパスでは福祉、介護・理学療法系資料が、各務原キャンパスでは絵本や発達障害児教育、子育ての参考となるような資料の貸し出しが多いことから、地域住民を含む学外者の利用層にも地域的な特徴が現れている。

学外者登録数	2006		2007		2008	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
関キャンパス	74	26	107	54	89	73
各務原キャンパス	122	0	131	54	132	103
合計	222		346		397	

【点検・評価】

本学は、福祉系学部の開設から10年を過ぎ福祉系資料のコレクションが充実してきた。このことは後で述べるように、学外からの相互利用受付の数字の伸びにも表れている。さらに、ここ2～3年は相次ぐ新学部や新学科を増設してきたことにより学問分野の範囲が急速に広がっているが、新学部・学科の設置準備として大量の資料を購入するなどして教育研究環境を整備してきた。財政事情は厳しいが、今後も福祉系資料のコレクションは継続的・体系的に収集しつつ、さらに新たに広がった分野の資料も充実させていきたい。

関キャンパス図書館の施設は、大学設置直前に書庫を増築しているが規模的には小さい。特に複数学部を持つ大学の全国平均（文部科学省の実態調査）からみると半分の規模となっている。今まで、3階に図書書架を増設、2階には視聴覚資料やパソコンコーナーなどをまとめたゾーン計画を実施して来館利用者が資料にアクセスしやすい施設をめざしてきた。また、視聴覚機器の新規更新や拡大読書機の設置など多様な利用者に対応できるようにしてきたが、既に利用度の少ない資料を箱積みすることなどで対応しているところもあり、早急に新たな収容場所を確保する必要がある。

また、座席数は書架が増設されても減少しないようにそのまま維持してきたので、なんとか構成員に対する比率は17%（241/1389人）となっているが、席と席との間が狭小になり混み合った場合落ち着いた空間とはなっていない。試験時の座席数確保やグループ学習のための場所確保も必要である。開館時間は、平日は最終授業時間18時10分以降の19時まで開館している。しかし、今後国家試験を受験する学生数が増えるので、夜間の開館時間延長も考慮する必要がある。

各務原図書館は、関キャンパス図書館よりも小さく、スタッフも少ない。また開設後、日が浅いということもあり構成員や蔵書も少ない。しかし、開館時間は授業時間の9時10分から18時10分の前後8時30分から18時30分まで開館して利用者に対応している。さらに土曜日は開館、日曜・祝日の開館も微増している。

座席数は現在18%（72/390名）であるが、完成年次には定員640名となる予定で11%に減少する。各務原キャンパスは人口が多く交通の便が良い立地で、今後学年進行により増加する通学生、さらには近隣在住の通信教育部生、生涯学習講座受講生、一般学外者など多様な利用者が期待できるので、状況の変化をよんで対応していかなければならない。

【改善方策】

予算ますます厳しい中では購入する資料をよく吟味した選書が必要となっている。カリキュラムの動きや、教員の研究テーマを知り、学生の読みたいという希望などもよく聞いた選書ができるよう情報の収集を図りたい。また、限られた財政事情のなかにあっても適切かつ適正な本学の蔵書構成を考えていくため、図書館委員会の機能強化を図る。このためにも複数学部間の意見調整や学問分野間の意見調整が重要である。こうした図書館委員会の機能強化のため、大学内組織に積極的に働きかけていく。

近年インターネット上の資料には、公的機関や個人が作成している有用で無料のサイトが数多くある。本学図書館ではこのようなサイトを毎月選定してホームページで紹介するとともに、メールニュースで配信している。さらにそれらの情報を再編して「学外リンク集」として掲載している。インターネット時代におけるハイブリッドライブラリーたるべく、印刷体以外の資料や情報の収集をさらに強化継続していきたい。

「郷土の福祉ライブラリー」を充実させるためにも購入できない資料の収集には工夫が必要である。本学図書館が地域の郷土資料のデータベースを作るという意気込みをさらに周知させる必要がある。具体的には、教員の所蔵する資料を図書館に寄贈するという流れを繰り返し呼びかけていく。また、地域の公的機関や福祉系、経済系、その他の関係機関に直接連絡してどのような資料が生産されているかの情報をつかむとともに寄贈入手につなげていきたい。さらに、実習センターやキャリア支援センターを通して実習や企業訪問に行く学生たちへもこの種の資料収集の意義を理解してもらうことも重要であろう。また現場で活躍する卒業生や通信教育部の学生に呼びかけるばかりでなく地域住民を含む学外者にも呼びかけて資料の収集の必要性をアピールする。

関キャンパス図書館は書庫の余裕が無く、増築もままならないことから、利用頻度の落ちる洋書やデータベースで代用できる参考図書は、要求があったときには現物を見ることができるようにして、収納できる場所を図書館外に確保することも考えないわけにいかない。また、重複資料は、各務原キャンパスに関係のあるものは各務原キャンパス図書館に移動させ、利用頻度の少ないものは除籍して書庫スペースを確保していくことも考えている。

関キャンパス図書館は土曜、日曜、祝日もほとんど開館しているが、交通の便が悪いので利用者が無駄足にならないように最新情報を迅速に図書館ホームページにアップしていく。教職員には毎月メールニュースで図書館の活動を知らせているが、今後学生には携帯電話のメール利用も含めて、ちらしなどにQ&Aなどの形式で読みやすく図書館の働きを知らせていきたい。また、既にサービス開始している大学院生に加えて、卒業生へも自宅に資料やコピーを郵送するサービスを実施する方向で考慮する。

1 1-1-1-①-b 情報インフラ

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

〔現状説明〕

大学設置時の 1997 年度に株式会社ブレインテックの図書館情報システム「情報館」を導入して全体的なコンピュータ化を図った。その後、2005 年 9 月から株式会社リコーの LIMEDIO に移行して、より一層利用者サービスの拡大化、業務の迅速化を図っている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL サービスには 2000 年から参加していたが、当時 NACSIS との接続はバッチ処理であったためスムーズな情報のやり取りが適わなかった。2005 年に現在の情報システムになって以降 NACSIS-CAT/ILL やサポートセンターとのオンライン接続が可能となり、快適な利用者サービスや資料提供の環境が実現した。

一方、2005 年から導入した電子ジャーナルのパッケージ「Academic research library (ProQuest)」は、全分野の洋雑誌約 2500 タイトルの本文がその場で入手できるものである。また 2006 年度からは医療系雑誌約 450 タイトル (2007 年度 613 タイトルに増加) の本文を入手可能な「メディカルオンライン」を導入した。その他、全分野の雑誌論文データベースである「NII-CiNii」、医療系の抄録・索引データベースの「医中誌 Web」、さらに朝日新聞全文記事データベース「聞蔵 II」も契約し、メールニュースやガイダンスで利用者に知らせている。日本経済新聞、大宅壮一文庫の CD-ROM 版データベースや雑誌バックナンバーの CD-ROM 版資料を購入して、冊子体だけではない学術資料の収集、提供を行っている。

CiNii、医中誌 Web からは本学の OPAC にいち早くリンクを張り、論文索引から本文へのアクセスを簡便にしている。その結果 2008 年度の図書館内複写枚数は 8,137 枚に達し、うち学外者の利用は 1,140 枚と 14% を占めている。また、電子ジャーナルなどデジタル文献からダウンロードする枚数は 627 枚であり、複写枚数に占める割合は 7% になっている。

他大学等との相互貸借、文献複写サービス件数は驚異的に増加してきたが、近年は落ち着いている。雑誌の所蔵数については、複数学部の全国平均に比べると 7 割なので多くないが、ほぼ全点 NACSIS-CAT に登録している。

相互協力 (貸借+複写件数)	2006	2007	2008
依頼 (本学→他大学等)	1,123	954	989
受付 (他大学等→本学)	1,759	2,255	1,997

※数字は文献複写、現物貸借の合計数である

中部学院大学の主に教員が発信する学術資料は図書、論文、調査報告書などがあるが、学内担当部署からの情報を得て図書館に資料を集積している。従来、閲覧用と保存用の 2 部を収集していたが、各務原キャンパス設置後はなるべく 3 部収集し、1 部を保存し、2 部を閲覧用にそれぞれのキャンパスに配架している。中部学院大学研究成果生産物の中心となる研究紀要は、学内で著作権処理ができた 4 号 (2003) から 8 号 (2007) は国立情報学研究所に送付してデジタル化され、CiNii で登録・公開されている。

[点検・評価]

2007 年度末にようやく中部学院大学の所蔵目録データベースは、図書館開設以来過去 40 年分の所蔵情報が除籍分も含めて整備できた。しかし、目録データベース中、NACSIS-CAT 準拠の図書書誌は約 46% (58,025/126,588 件) であり、残りは旧システム仕様と雑誌書誌となっている。現在、日常業務の合間を縫って、旧システム仕様の書誌情報を NACSIS-CAT 準拠に変更する作業を進めている。これは全国総合目録に遡及登録する作業でもあり、本学の所蔵情報を全国発信することにもなり、これにより ILL の受付も一層増加することを期待している。

教員の著作を始めゼミや実習報告など学内で生産される資料は、経年的に発行される研究紀要以外の資料がなかなか図書館に届かないので、その収集の仕組みづくりを早急に構築する必要がある。さらにこのような資料の検索手段確保のための目録作成を図書館が担うという枠組みを学内のシステムとしてつくる必要がある。

2007 年秋に参加した「岐阜県内の横断検索」データベースの影響により、主に東海地区にある公共図書館からの貸出申込みも少なからずある。今後、送料の不要な公共図書館間の物流ネットワークに加入できるよう関係各所と話を詰めている。

全所蔵雑誌の公開と、福祉系資料の中でユニークなタイトル選定、迅速なサービスで ILL 受付数を伸ばしてきた。大規模国立大学からも申し込みが来る複写受付数は本学から申し込む件数の 2 倍になっていて、特に近年は各地の看護大学から本学に申し込み（複写受付）が増えているが、本学の資料が医療系へシフトしているとも考えられる。なお、複写受付の増加に比べて、本学から他大学等へ複写申込（複写依頼）が減少しているのは、大学院生の減少も関係あるが、必要な雑誌の購入や電子ジャーナルを導入してきた成果もあると考える。

利用者サービスの新しい形として、資料の購入や、予約、ILL 申込、さらにキーワード事前登録による新着資料の受入案内(SDI)など、利用者と図書館とが直接情報のやりとりができる LIMEDIO マイライブラリ機能を利用できる。このマイライブラリの個人認証を利用して電子ジャーナルを自宅からも利用することが可能になり、また自宅に図書などを送るサービスが可能となった。その都度教職員にはメールニュースでお知らせしているが、まだまだ一部の利用になっている。メールを利用しない教職員や学生にもサービス内容をまず知らせる努力をしなければならない。

[改善方策]

本学の蔵書目録を今後 3 年で NACSIS-準拠に更新する計画を進めているが、段階的には次のように考える。まず、重複書誌の統合、次に NACSIS-CAT ID がついていない書誌のダウンロード(置き換え)、さらに旧システム時代(2005 年以前)にダウンロードした NACSIS 書誌の置き換え。目で確認していく作業なので一気にとはいかないが、毎日ノルマを決めて実施したい。

マイライブラリ機能の利用推進のために、図書館独自の利用講座を行う。具体的には昼休みなどに図書館内のパソコンを利用して、学生の自由参加を呼びかける。マイライブラリを利用するとこんなに便利だよ、という実感を味わえるようなガイダンスを考えたい。

学内の学術資料収集のシステム構築は従来から企画されているが、教員や部課により温度差がある。まず、それぞれ担当部署から発生した公開資料は価値判断をせず、総務課や総合研究センターなど必ず通過する中継部署に図書館用の箱を置く。それを図書館に運んで保存する、記録すべきものは目録化という流れを作りたい。全学の協力を得られるよう関係部署に働きかけていく。

第12章 管理運営

[到達目標]

- ・ 大学が機能を発揮するために必要な規定が明文化され整備されていること。
- ・ 規定に則して大学の管理運営が適切に行われていること。
- ・ 教授会、研究科委員会、各種委員会等の組織体が連携し、教育研究を推進すること。

12-1-1-①-a 教授会、研究科委員会

[現状説明]

学部教授会の役割とその活動の適切性

本学は1997年4月中部学院大学（人間福祉学部人間福祉学科）が設置され、2007年4月子ども学部、リハビリテーション学部、2008年4月経営学部が設置された。2006年度まで1学部体制で大学が運営されてきたこと、各学部に入学生も大きくなく、専任教員も人間福祉学部を除けば各学部少ない人数であることもあり、各学部には学部教授会はない。教授会は4学部合同で行っている。教授会は大学学則第55条に基づき教授会が置かれており、構成員は学長及び専任教授をもって構成すると規定している。また、構成員以外の出席として、学長は必要に応じ、教授会に准教授、講師又はその他の職員を出席させることができるとしている。議長は学長である。教授会の審議事項は、大学学則第56条に基づき次のとおり規定している。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学・卒業その他その在籍に関する事項
- (3) その他本学の教育及び研究に関する重要事項

具体的には、i.)教育課程に関すること ii.)学則の一部改正、諸規定の制定・改廃に関すること iii.)学生の入学、編入学、復学、再入学、退学、留学、転学部、転科、休学、除籍、賞罰に関すること iv.)学生の試験、単位認定、卒業に関すること v.)研究生、科目等履修生、委託生に関すること。

教授会の運営は「大学教授会運営規程」で規定しており、開催は毎月1回開催され、また、必要に応じて臨時に開催する。教授会開催の定足数を構成員の2分の1以上とし、議事の議決は主席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するとしている。

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長の任命は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程」により、理事会が学長の意見を聞いて直接選任し、理事会の承認後、理事長が任命する。

学部長は学部を代表し学部の教育計画、予算等に関する事項を教授会の決定方針、大学評議会の決定方針に基づき、学部の学務を統括する。また、学科には円滑な運営を図るため、学科長が置かれ学科会議を毎月1回開催し、教授会、大学評議会の決定事項を学科に所属する全教員に報告を行っている。なお、学科会議は必要に応じ臨時にも開催する。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

大学評議会は、「評議会、大学協議会などの全学的審議機関」のところで記述したとお

り大学、短期大学の意志決定機関として位置づけられ、審議事項も学則や重要諸規程の制定改廃、予算編成方針、学部・学科設置、廃止、学生定員、教育課程編成方針、入学、卒業又は修了、学位授与の方針等の全学的な重要事項を審議決定している。学部教授会がある場合は、こうした大学評議会の審議結果を踏まえながら学部内で管理運営、教育方針等を検討するのが本来と考えるが、本学には先に記述したとおり学部教授会が無く、4学部合同の教授会である。教授会での審議事項は中部学院大学学則56条で規定し、大学評議会での審議事項は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程」第2条で規定している。それぞれの規定で明確に審議事項を区別している。教授会には、大学評議会での審議、決定した審議事項は、議題を協議事項と報告事項に分けて提出している。協議事項については、大学評議会が意志決定機関であるため、改めて教授会に諮る必要はないが、重要議案については、再確認を含めて教授会に諮っている。

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

研究科委員会は大学院学則第43条に基づき研究科委員会が置かれており、構成員は、研究指導を行う教授及び研究科委員会が推薦し学長の指名した者をもって構成する。議長は研究科長である。研究会委員会の審議事項は、大学院学則第44条に基づき次のとおり規定している。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了、その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育又は研究に関する事項

具体的には、i.)教育課程に関すること ii.)学則の一部改正、諸規程の制定・改廃に関すること iii.)学生の入学、復学、再入学、退学、留学、休学、除籍、賞罰に関すること iv.)学生の試験、単位認定、修了に関すること v.)研究生、科目等履修生、委託生に関すること。

研究科委員会の運営は「研究科委員会運営規程」で規定しており、開催は毎月1回開催され、また、必要に応じて臨時に開催する。研究科委員会開催の定足数を構成員の2分の1以上とし、議事の議決は主席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するとしている。

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

教授会は学長及び専任教授を構成員としている。大学院研究科委員会は研究指導を行う教授及び研究科委員会が推薦し学長の指名した者をもって構成するとしている。研究科委員会の現状は、修士課程及び博士課程（後期）の研究指導を担当する教授、授業科目を担当する教授が全て構成員となっており、教授会の構成員でもある。また、研究科委員会で教授会に報告すべき事項については、研究科長が教授会で報告する。また、教授会の構成員とならない教員については、各学部に学科会議が置かれているため、各学部長、学科長から報告が行われている。

[点検・評価]

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会設置の根拠が学則に規定されており、審議事項も規定されている。また、教授会運営についても、教授会運営規程で構成員、定足数、議決など明確に明文化されているため適切と考える

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長の職務は「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第10条の2第2項で「学部長は、学長の命を受け、その学部を統括掌理し、学長を補佐する。」と規定している。教授会の決定方針、大学評議会の決定方針に基づき、学部の学務を統括しており、学科の運営も学科会議を開催し、円滑に行われていることから適切と考える。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

教授会と大学評議会における審議事項については、「中部学院大学学則」「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程」で明確に区別して規定し、役割分担がされている。

「評議会、大学協議会などの全学的審議機関」のところで後述するが、大学運営協議会と大学評議会を同時に開催していること、重要審議事項が再度教授会に諮られることから、議案の調整的な役割に位置づけられている点は問題である。

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

「大学院学則」及び「大学院研究科委員会運営規程」に構成員、議決等が明確に規定されて現状では問題がないと考える。

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

教授会と研究科委員会の構成員が教授で構成されていることから、現状では問題がない。

[改善方策]

学部教授会の役割とその活動の適切性

教授会は「中部学院大学学則」「中部学院大学教授会運営規程」で明文化されていることから、現状を維持する。

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長の職務については、「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」で規定され明確にしており、教授会、大学評議会の方針にしたがい、学部を統括しているため問題はない。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

「評議会、大学協議会などの全学的審議機関」の改善のところで記述したとおり、大学運営協議会も含め、大学評議会規程の見直しを行い、役割分担をより一層明確にする。

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

現状では問題がないため現状を維持する。しかし、2007年度以降3学部が増設され、2010年度2学部が完成年度となり、2011年度にはもう1学部が完成年度となる。

完成年度以降新たな研究科委員会設置又は既設の研究科への専攻の増設など検討され、研究科委員会の役割と活動、教授会と相互関係の見直しの検討を行う。

12-1-1-①-b 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

[現状説明]

学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

① 学長の選任手続

学長の選任は、i.)「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長選考規程（以下「学長選考規程」という。）」に定められている。ii.)学長選考規程第2条には、選考基準として、学長は、学校法人岐阜済美学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第4条第2項に該当する者であって、かつ、大学の教育及び研究に関し優れた識見を有する者のうちから選考しなければならないと定められている。iii.)学長選考規程第3条は、学長選考委員会の設置を定めており、同委員会の委員について、理事長、理事会において互選した理事2名、評議員会において互選した評議員1名、当該教授会において互選した専任教員2名とし、理事長が選考委員会の委員長となることを定めている。iv.)学長の選定は、学長選考規程第4条に定められており、学長候補者を選定したときは、すみやかにその学長候補者及び選考の経過を理事長に報告しなければならないと定められている。v.)学長の任命は、学長選考規程第5条に、寄附行為施行細則第8章の定めるところによると定められ、寄附行為施行細則第8章第21条で次のとおり規定している。vi.)学長選考規程第6条には、学長の任期は3年で、再任を妨げないとされている。

学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則（抜粋）

<p>第8章 職員の任免</p> <p>(任命権者)</p> <p>第20条 職員の任免は、理事会を代表して理事長が行なう。</p> <p>(理事会の承認)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる職員の任免については、理事長が理事会の承認を得て行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部事務局長並びに本部事務局の次長及び課長 (2) 大学の学長、副学長、学部長及び宗教主事 (3) 大学の学長補佐 (4) 大学院の研究科長 (5) 短期大学の学長、副学長及び宗教主事 (6) 大学事務局長並びに大学事務局の次長及び部長 (7) 大学及び短期大学の附属図書館長 (8) 大学及び短期大学の附置教育研究施設の所長及びその他附属施設の所長 (9) 高等学校の校長、副校長、教頭、宗教主事及び事務長 (10) 幼稚園の園長及び副園長 (11) その他理事長が指定する者

② 学部長の選任手続

学部長の選任手続は i.)「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員選

任規程」第4条選任基準で、教育管理職員等は、教育及び研究に関し識見を有し、本学の建学の精神を深く理解する者のうちから選任しなければならない。ii.)第5条学部長の選任については、副学長及び学部長の選任は、理事会が学長の意見を聞いて直接行う。としている。iii.)任命については第10条で、教育管理職員等の任免は、寄附行為施行細則第8章の定めるところによらし、先の学長の任命と同じで、理事長が理事会の承認を得て行う。iv.)任期については第11条で、教育管理職員等の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の教育管理職員等の任期は、前任者の残任期間とするとしている。

学長権限の内容とその行使の適切性

学長は「学校法人岐阜済美学院寄附行為」第9条で理事会の理事に選任され、また、評議員会の評議員にも第14条で選任され法人の管理運営に携わっている。教学の職務としては、「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第9条の2で、学長は、大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表すると規定している。(この規定で「大学又は短期大学を代表する」は、本学は大学の学長、短期大学の学長がそれぞれ置かれているため、こうした規定となっている。)学校教育法第92条で学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督すると定めている。

こうした規定は、学長が法人の理事としての役員と大学の学長としての職務を有し、理事会、評議員会へ大学の教育方針、大学教授会、大学評議員会の決定事項、大学経営に関することなど、大学を代表として意見を述べると言った、両面を有している。

学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第10条の2第2項で、学部長は、学長の命を受け、その学部を統括掌理し、学長を補佐すると規定している。学部長は全学的な審議機関で意志決定機関である大学評議員会の構成員で、教学上の意志決定に加わっている。

学部長は学科長と学部の課題を協議し学科会議を招集し、学科長を議長として学部の案件を審議決定している。本学の場合、人間福祉学部は人間福祉学科、健康福祉学科の2学科あるが、学部長が健康福祉学科の学科長を兼務し、学科会議は合同で会議を開催している。子ども学部、リハビリテーション学部、経営学部は、それぞれ子ども学科、理学療法学科、経営学科の1学科を置いている。1学部に2学科置いている学部においても学部長が1学科の学科長を兼務していること、その他の学部は1学科のみであることから、学部長と学科長は連携、協力、協調体制がとりやすく、学部長の権限を行使しやすい環境にある。また、学部長は各種委員会・会議の職務上の構成員として様々な運営に関わっている。

学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長補佐体制として副学長、学長補佐を置いている。「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第10条第2項で、副学長は、教授をもって充て、大学又は短期大学の運営全般に関して学長を補佐し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行うと規定している。学長補佐は、同じく「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第10条の3第2項で、学長補佐は、学長の命を受け、学長を補佐すると規定している。副学長、学長補佐の選任は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程」で規定している。副学長は第5条で、副学長及び学部長の選任は、理事会が学長の意見を聞いて直接行うとし、学長補佐は第6条で前条の規定は、学長補佐及び大学院研究科長の選任について準用すると規定している。任命は、第10条で教育管理職員等の任免は、寄附行為施行細則第8章の定めるところによらし、この第8章は先の「学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性」のところ記述内容と同じで理事長

が理事会の承認を得たご理事長が任命する。(先の「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則(抜粋)」を参照) 任期は第11条で教育管理職員等の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の教育管理職員等の任期は、前任者の残任期間とすると規定している。また、副学長、学長補佐は「学校法人岐阜済美学院寄附行為」第14条で規定する評議員会の評議員で、法人の管理運営に携わっている。現在、副学長2名、学長補佐1名が置かれている。副学長2名については、大学の教授から1名選任し任命され、もう1名は短期大学の学長が副学長を兼務している。この兼務については、大学と短期大学の連携、大学間の諸課題の調整を行う必要もあることから兼務としている。学長補佐については事務局長が兼務している。

[点検・評価]

学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

学長、学部長の選任手続きは、規定に明文化されており、規定にしたがって適切に実施されているため、制度上、問題なく妥当と考える。

学長権限の内容とその行使の適切性

諸規程で学長の職務が規定され、寄附行為で理事に選任されていることなどから、学長は権限を適切に行使していると考えられるが、私立大学を取り巻く環境の変化が急速に進んでいる現在、環境の変化に適切に対応するため、学長のリーダーシップが一層求められる。学長権限の行使がより一層発揮できる体制を整える必要がある。

学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

諸規程で学部長の職務が規定されていること、4学部体制ながら入学定員、教員組織が小規模なため、学部長の学部統括、権限の行使が行いやすい環境にあることから、適切と考える。

学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長の職務は法人の管理運営関係、大学の教学的関係事項、経営的關係事項、地域社会との連携関係事項などと範囲は広く多忙である。学長のリーダーシップをより一層発揮するためには、学長補佐体制が必要となる。大学の教授から選任された副学長は、学長を助け大学全般の教学事項及び大学の管理運営推進に携わり、短期大学部学部長が兼務する副学長は短期大学部と大学の連携、調整である。また、事務局長の学長補佐については、経営的観点からの補佐である。大学の教学、管理運営、短期大学部との連携、大学経営等の運営から学長補佐体制は大きな役割を担っている。

[改善方策]

学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

先の「点検・評価」で記述したとおり現在は特に問題がないため、現状を維持する。

学長権限の内容とその行使の適切性

2007年度以降、学部が3学部増加している。また、2006年度キャンパスも岐阜

県関市に加え、岐阜県各務原市のキャンパスが増加した。これに加え私立大学を取り巻く環境の変化、学生支援・危機管理の多様化などから学長の権限行使が広範囲にわたることとなったため、副学長、学長補佐の体制をとっている。今後、更なる大学を取り巻く環境の変化が生じることが予測されるため、学長の指揮監督の下で敏速に対応できる体制を検討する必要がある。また、学長のリーダーシップが発揮できるためにも大学評議会の規定の見直しが必要となる。詳細は次項で述べる。

学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

現状で特に問題は無いと考える。現状を維持する。

学長補佐体制の構成と活動の適切性

現状では特に問題は無いと考える。

12-1-1-①-c 意志決定

大学の意志決定プロセス確立状況とその運用の適切性

[現状説明]

「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第9条の2で、学長は、大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表すると規定している。「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部大学評議会規程」第4条で大学評議会の議長を学長がなると規定し、同規定の第5条には先の「評議会、大学協議会などの全学的審議機関」のところで記述したとおり、事前に大学と短期大学部で調整が必要な案件については、大学と短期大学部の連絡調整を行うための大学運営協議会がある。大学運営協議会についても学長が議長になると規定している。大学運営協議会の開催は、構成員を招集する日程上の都合から大学評議会と同時に開催している。また、「大学学則」第55条第4項でも教授会の議長は学長と規定している。したがって、学長を中心とし、学長の指揮監督の下で意志決定がされている。プロセスは、大学全体としては、二通りの方法で大学評議会、大学運営協議会に原案が提出される。各種委員会（常設的委員会）から提出される原案は事務局がその時々諸課題を各種委員会に諮り協議し、協議結果を大学評議会、大学運営協議会に提出するものと、各種委員会に属さない大学全体として協議、検討する必要がある課題、問題については、特別委員会を設置し、協議結果を学長に答申し、答申結果を大学評議会、大学運営協議会に原案を提出する。学部に関わる原案は、学科会議で協議し、協議結果を大学評議会、大学運営協議会に提出する。これら提出された原案は、大学評議会、大学運営協議会で審議し承認されると、教授会に提出される。教授会には大学評議会、大学運営協議会で承認された原案が、再度、教授会で再確認を含めて協議が必要な原案については協議事項として提出され、審議し承認後、学長の指揮監督の下で実行される。以外の原案は報告事項で出され、報告後、学長の指揮監督の下で実行される。

[点検・評価]

規定上、案件は学長の下に集約され、実行されることとなっているが、意志決定機関である大学評議会の規定に議案の可否を議決する議決数が規定されていないこと、大学運営協議会の構成員、審議事項等の規定がないこと、同時開催で行うことなどについて検討を要する。

[改善方策]

今後、大学評議会の規定の見直し、大学運営協議会の規定の制定を行う。また、私立大学を取り巻く環境の変化が加速していることから、敏速な意志決定を行う体制の検討を行う。

12-1-1-①-d 評議会、大学協議会などの全学的審議機関**評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性****[現状説明]**

本学には大学協議会はなく、大学最高意志決定機関として評議会がある。評議会は「中部学院大学学則」（以下「大学学則」という。）第54条の2第1項及び「中部学院大学短期大学部学則」（以下「短期大学学則」という。）第34条の2第1項に規定され、大学学則第54条の2第2項及び「短期大学学則」第34条の2第2項に基づき、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程」（以下「大学評議会規程」という。）が定められている。同規程第3条には大学評議会の構成員が規定されている。大学評議会は、大学学長、短期大学部学長、副学長、学長補佐、学部長、大学宗教主事、大学事務局長、その他学長の申し出に基づいて理事長が委嘱する者をもって構成されている。その他学長の申し出に基づいて理事長が委嘱している者は、大学学部の学科長、短期大学部の学科の学科長、専攻科長、大学院研究科長、図書館長、事務局次長である。

大学評議会の審議事項は大学評議会規程第2条で次のとおり規定している。

- (1) 中部学院大学（大学院を含む。以下「大学」という。）及び短期大学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定または改廃に関する事項
- (3) 大学及び短期大学の予算の見積もりの方針に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 大学及び短期大学の教育課程の編成に関する方針に係わる事項
- (6) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業、又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係わる事項
- (8) 大学及び短期大学の教育研究活動等の状況について行う大学の評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

大学評議会は、大学学長が必要に応じ短期大学学長と協議して招集し、その議長となり、毎月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて開催される。また、事前に大学と短期大学部で調整が必要な案件については、大学と短期大学部の連絡調整を行うための大学・短期大学運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置いている。運営協議会の構成員は、大学評議会規程第5条第2項で大学及び短期大学の学長が協議して定めるとしている。現在の構成員は大学評議会構成員に、短期大学部宗教主事、常設委員会の委員長（FD委員長、入試広報委員長、学生支援委員長、教務委員長、キャリア支援委員長）が加わる。議長は大学学長である。

[点検・評価]

2000年4月に大学の意志決定機関として大学評議会が置かれ、審議事項、構成員、

議事運営の議長を大学評議会規程で明確に定めている。また、大学・短期大学部で調整が必要な案件に関しても運営協議会を置くこととし、構成員選出も大学評議会規程に定めている。

しかし、運営に関しては構成員全員を集めての会議開催は日程的に厳しい状況があり大学評議会と運営協議会は同時に開催している。また、大学評議会は大学の最高意志決定機関であるが、学内教員に決定事項を確認する必要がある議案については、教授会に諮り再確認を行っている。

[改善方策]

大学評議会は大学の意志決定機関として位置づけられているが、議案の調整的な役割に位置づけられており、また、評議会議事運営上の出席構成員数が明確にされていないこと、運営協議会規程が制定されていないことの問題点があることから、今後、規程の見直しを行う。

12-1-1-①-e 教学組織と学校法人理事会との関係

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

[現状説明]

主な機能分担は、法人が資産、財産管理、人事管理、予算決算、教学組織改革等の経営的事項を行い、大学は大学組織の管理運営、教育研究活動の推進を行う。教学組織と学校法人理事会との連携協力関係は、学校法人岐阜済美学院寄附行為第9条で理事会構成員を次のとおり規定している。

- (1) 中部学院大学の学長
- (2) 中部学院大学短期大学部の学長
- (3) 校長及び園長のうちからその互選によって定められた者1名
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者2名
- (5) 学識経験者のうちから理事会において選任された者5名以上8名以内

以上理事会構成員は10名以上13名以内である。学長は学校法人岐阜済美学院寄附行為第9条第1項第1号で職務上の理事として理事会の構成員となっており、大学評議会、大学運営協議会、教授会で意志決定されたものは、理事会に報告、又は審議され議決される。

こうした大学で形成された意志決定は法人の最高意志決定機関である理事会に学長が大学の代表とし参画して行われているため、法人側と大学側の考え方、方針の整合性が保証されている。また、学長の指導監督の下で教育研究活動が行われているため、こうした活動を尊重しつつ審議している。

「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第9条の2で、学長は、大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学又は短期大学を代表すると規定しており、理事会が教学に対して直接指導することはなく、権限が委譲されている。

[点検・評価]

先の記述どおり法人理事会と大学とは役割分担が明確に分けられている。運営に当たっても大学の岐阜県関市にあるキャンパスに法人本部が設置され、意思疎通と連携がとりやすい環境にある。法人本部が学内に置かれていることは、法人の財政を占める割合が高いことをあらわし、法人の期待のあらわれでもある。また、大学が約10年の間に4学部が設置され発展してきたことは、法人に教育組織改革等検討委員会を設置し、学部学科の設

置が進められてきた。教育組織改革等検討委員会は理事長を委員長とし、法人内の関係教育機関の長（学長）及び理事長が委嘱する教育職員若干名から構成し、検討を行い、検討結果を理事会に諮り、審議し、承認された原案は、大学評議会、大学運営協議会、教授会に報告され、学部学科が設置されてきた。学部学科の設置においても法人が建物の建築、予算措置等を行うなど、大学と法人の役割を分担し連携協力で行ってきた。

[改善方策]

法人理事会と大学、法人と大学の連携関係は適切に行われている。しかし、私立大学を取り巻く環境の変化が加速していること、また、受験生の福祉分野へのニーズの低下による減少。こうしたことへの対応を学校法人として力をあわせて取り組む必要がある。今後、一層の法人理事会と大学の連携協力関係を強化する必要がある。

12-1-1-①-f 管理運営への学外有識者の関与

管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

[現状説明]

管理運営に対する学外有識者はいないが、理事会、評議員会をとおして役員の学外有識者、又は監事に相談、指導を受けることとしている。また、2008年10月1日より学校法人岐阜済美学院内部監査規程を制定し、理事長直属の監査室長を置いた。監査の業務は財務監査、業務監査である。監査の対象事項は学校法人岐阜済美学院内部監査規程第12条で次のとおり規定している。

- (1) 業務監査は次の事項について行う
 - 1) 組織及び制度の整備及び運営状況
 - 2) 関係法令、規則等の整備及び実施状況
 - 3) 年度計画等の実施状況
 - 4) 人事管理及び職場規律の状況
 - 5) その他必要と認められる事項
- (2) 財務監査は次の事項について行う
 - 1) 財務に関する組織及び制度の整備並びに運営状況
 - 2) 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況
 - 3) 財務計算書類の作成状況
 - 4) 現金・預金・有価証券等の管理状況
 - 5) 物品及び不動産の管理状況
 - 6) 債権、債務の契約及び管理状況
 - 7) 資産の取得、管理及び処分状況
 - 8) その他必要と認められる事項

監査の時期は定期監査が毎会計年度1回、臨時監査は理事長が必要と認めたとき。監査結果の報告は理事長に行う。

[点検・評価]

理事会、評議員会をとおして役員の学外有識者、又は監事に相談、指導を受けることで有効と評価しているが、更に進んで学内監査制度を設け、管理運営面の監査も行われることは有効と評価できる。

[改善方策]

学内監査制度は2008年10月規定が制定され、2008年度は年度途中の制度設置のため特に管理運営面の監査が行われていない。2009年度が財務、業務の監査が行われるため、この結果を踏まえ今後の改善を検討する。

12-1-1-①-g 法令遵守等

関連法令等および学内規定の遵守

[現状説明]

文部科学省関連法規、厚生労働省関連法規を始め、国が定める各種法令を遵守しながら、大学運営を推進している。学内規程の遵守については、学内システム上に大学に関わる規程以外に学校法人が設置する学校の規程も含め、専任教員、事務職員全員が閲覧できるようにしている。

[点検・評価]

事務局においては、国の関係法令を関係する法令を購入し、その時々諸課題に対応するために法令の確認を行いながら業務を行っている。学内規程についても同様であり、各部署で、改正、改廃が必要な規程については、所定の手続きにしたがい改廃する。

[改善方策]

国の法令、学内諸規定遵守は、法令理解が重要となる。特に事務局の理解度を一層向上するよう努める。

個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

[現状説明]

個人情報保護は、「岐阜済美学院の個人情報保護基本方針」が2005年9月法人理事会で議決され基本方針「6個人情報の保護に関しては、学院の設置する大学・短期大学、高等学校及び幼稚園毎に規程を整備する。」の基本方針に従い、2005年9月「中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程」が制定された。

本学では個人情報の定義を次のとおり「中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程」第2条で規定している。

第2条 この規程において、「学生」とは次の各号によるものとし、「教職員」とは専任の教職員及び本学の業務に直接かかわりがあり、又はかかわりがあった者をいう。

- (1) 「本学において教育を受けている者」で在学生、科目等履修生や聴講生など
- (2) 「本学において教育を受けようとする者」で受験生、入学前の合格者、オープンキャンパスへの参加者など
- (3) 「過去において、本学において教育を受けた者」で卒業生、中途退学者、転学した者など
- (4) 「過去において、本学において教育を受けようとした者」で不合格者や入学辞退者など

2 この規程において、「個人情報」とは次の各号によるものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号により、又はこれらの組合せにより特定の個人が識別されるもの
- (2) 映像、デジタル記録等により特定の個人が識別されるもの
- (3) 学籍番号、IP アドレス等個人を特定できないものであっても学内で対応付けられた個人情報がある場合のもの

(4) 教職員が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、電磁的記録その他これらに類するものに記録されたものを含む。）

3 この規程において「個人情報データベース」とは、個人情報が含まれる情報の集まりで、検索できる情報のものであって、ユーザーID とユーザーが記録されているログ情報ファイル、紙による文書の住所録や名刺など整理されて検索 できる利用可能な情報のデータベースをいう。

個人情報保護の責務を規程の第3条で（1）利用目的の特定と公表（2）適正管理、利用及び第三者への提供（3）本人の権利と関与（4）本人の権利への対応（5）苦情の処理と規定している。個人情報保護の管理は統括管理責任者を事務局長とし、業務毎に個人情報保護管理責任者を事務局の課長又は室長とし、個人情報の保護に関する不服申し立など審議する個人情報保護委員会を置いている。また、同規程において、個人情報収集の制限、個人情報の利用制限、個人情報に関する業務を外部に委託する場合、個人情報の開示、訂正などについても規定している。本学の個人情報の保護に関する考え方については、本学のホームページに掲げ、学内、学外に示している。

【点検・評価】

法人が個人情報の保護に関する方針を示し、法人が設置する教育機関毎に個人情報の保護に関する規程が整備され、審査体制も個人情報保護委員会が設置されていることは評価できる。しかし、個人情報保護管理者の具体的な運用に関する規程がないこと、個人情報保護委員会に関する規程がない。また、教員、事務職員ともに個人情報保護に関する意識をより一層、向上させる研修会が必要と考える。

【改善方策】

今後は、点検・評価で記述した、個人情報保護管理者の運用に関する規程、個人情報保護委員会の運営に関する規程の整備及び研修会の実施を行う。

第13章 財務

[到達目標]

- ・ 健全で安定した財政基盤の確立
- ・ 中・長期経営計画及び中・長期財政計画の策定
- ・ 効率的・効果的な予算編成・予算執行ができる予算制度の確立
- ・ 科学研究費補助金等の外部資金を多く導入するための体制強化
- ・ 監査体制の強化

13-1-1-①-a 中・長期的な財務計画

中・長期的な財務計画の策定およびその内容

[現状説明]

現在、中・長期的な財務計画は、ベースとなる経営計画が未確定であるため、オーソライズしたものはない。但し、今後の収入・支出の予想データを含め、資金収支計算書・消費収支計算書は作成しており、経営上の重要事項を決定する場合の参考資料として活用している。

また、2008年度より新しく財務シミュレーションシステムを導入したことにより、今後10年間の収入・支出の様々な予想データを作成することができ、学生数や人件費等の増減などの要因をシミュレーションする等、詳細なデータが作成できるようになっている。

また、2008年度より大学総務部に企画室を設置し、中・長期経営計画を含め様々な検討を行っている。

[点検・評価]

今後10年間の収入・支出の予想データを作成しており、今後中・長期経営計画とあわせて、中・長期財政計画を策定する必要がある。

[改善方策]

中・長期財政計画を策定するにあたり、その基礎となる中・長期経営計画の策定が急務となる。中・長期経営計画の策定は、企画室を中心として、新財務シミュレーションシステムを活用しながら、早期に策定できるよう努力していく。

13-1-1-①-b 教育研究と財政

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況

[現状説明]

過去5カ年の財務状況からみると、消費収入の部において、学生生徒納付金については、2005年度までは増加傾向にあったが、2006年度以降減少に転じている。これは、人間福祉学部の学生数減少によるものが大半である。

手数料については、2006年度までは特に入学検定料収入の減少で下降していたが、2007年度以降は新学部設置で回復傾向にある。ただし、既存学部の入学志願者数の減少は進んでいる。

寄付金については、2007年度から大学10周年・短大40周年記念事業の寄付金募集活動を行い、寄付金収入を大幅に増やした。

補助金収入については、2004年度と2008年度を比べると1.5倍となっているとおり、補助金収入の確保に努めている。

事業収入については、受託事業収入が2003年度約27,000千円あったが、2007年度では約1,000千円にまで減少している。生涯学習センターや各務原シティカレッジで行っている各種講座の受講料は、2006年度までは順調に増加をしたが、2007年度には減少に転じ、頭打ち状態になっている。

消費支出の部においては、2006年度に岐阜県各務原市に新キャンパスを開設し、2007年度に子ども学部及びリハビリテーション学部の設置と関キャンパスの校舎を一部改築した。さらに2008年度には経営学部を設置した。このようにキャンパスが二つになったこと等による経費の増加と学部増設による教職員の増加(専任教員が2005年度57名、2006年度62名、2007年度77名で20名増、2008年度86名で29名増)が要因となり、2006年度以降は人件費と教育研究経費が大幅に増えた。

学生数の推移（大学部門）

年度 学部名	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数
大 学 院	16	31	19	36	19	35	19	29	19	24
人 間 福 祉 学 部	1,200	1,332	1,200	1,316	1,200	1,288	1,120	1,109	1,030	891
子 ども 学 部	—	—	—	—	—	—	80	86	160	157
リハビリテーション学部	—	—	—	—	—	—	40	50	80	103
経 営 学 部	—	—	—	—	—	—	—	—	80	77
通 信 教 育 部	600	299	1,000	778	1,400	1,048	1,400	889	1,400	780
合 計	1,816	1,662	2,219	2,130	2,619	2,371	2,659	2,163	2,774	1,955

消費収支計算書（大学部門）

（金額単位：百万円）

科目 \ 年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
（消費収入の部）					
学生生徒等納付金	1,631	1,693	1,665	1,585	1,591
手数料	28	22	18	29	30
寄付金	8	14	7	122	26
補助金	200	186	257	279	304
資産運用	2	2	9	11	13
資産売却差額	0	0	0	0	0
事業収入	54	80	90	74	73
雑収入	13	16	11	15	22
帰属収入	1,937	2,013	2,057	2,115	2,059
基本金組入額合計	-328	-375	-292	-135	-97
消費収入の部合計	1,609	1,638	1,765	1,980	1,962
（消費支出の部）					
人件費	782	832	931	1,118	1,264
教育研究経費	518	597	784	892	896
管理経費	99	120	123	138	182
借入金等利息	0	0	0	0	0
資産処分差額	0	3	5	1	3
徴収不能額	0	0	0	0	0
消費支出の部合計	1,399	1,552	1,844	2,148	2,345
当年度消費収支差額	210	85	-79	-168	-383

貸借対照表（法人全体）

（金額単位：百万円）

科目	年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
	固定資産		10,090	11,542	12,422	12,303
流動資産		4,746	4,377	3,704	3,781	3,299
資産の部合計		14,836	15,919	16,126	16,084	15,787
固定負債		470	448	449	442	429
流動負債		1,080	991	1,046	883	893
基金		10,215	11,899	12,850	13,100	13,378
消費収支差額		3,072	2,581	1,780	1,658	1,087
負債の部等の合計		14,836	15,919	16,126	16,084	15,787

【点検・評価】

本学の財務基盤について消費収支計算書関係比率（大学基礎データ：表 46-2）からみると学生生徒等納付金比率は、2004年度から2006年度は80%台で推移していたが、2007年度は74.9%と比率を下げた。これは、2007年度に大学10周年・短大40周年記念事業の寄付金募集活動を行ったことで、今まで1%未満の寄付金比率が2007年度5.8%まで上昇したためである。このことを勘案しても学生生徒等納付金比率が下降している。人件費比率と教育研究費比率については、2004年度が40.4%と26.8%だったが、2008年度では同61.4%と43.5%と両方の比率が上昇した。これは、上記に述べているが新学部設置による教職員の増員や経費の増加によるものである。

また、貸借対照表関係比率（大学基礎データ：表 47）でみると固定資産構成比率と流動資産構成比率について、2004年度が68.0%と32.0%だったが、2008年度では79.1%と20.9%と比率が上昇した。これも上記に述べているとおり、新しく各務原キャンパスを開設したことによるものである。このように、比率からみると財務基盤が悪化傾向にあるが、これは今後の財務基盤の安定のための投資である。新学部が完成年度を向かえて定員を確保しつつ、更に今後の厳しい財政を取り巻く環境を考慮し、一層の財務改革をする必要がある。

【改善方策】

すでに新キャンパスの開設や新学部の設置等を進めているが、さらに中・長期的に財政計画を策定し、この計画に基づいて予算編成や予算執行を行う。

財政計画の策定にあたっては、収入を増加・確保することが重要になるが、現在の社会情勢等を考えると安易に授業料等の改定をすることはできない。従って、今後ますます学生生徒等納付金収入以外の収入を確保することが大切になる。

また、支出については予算申請時から経費支出の見直しを行い、コスト削減の重要性を周知徹底し、予算執行に際しては、その支出内容についてよく吟味し予算執行を行う。

13-1-1-①-c 外部資金等

文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

[現状説明]

外部資金について、本学においては、科学研究費補助金、受託研究費、寄付金などの外部資金を外部資金として受け入れており、受入状況は下記のとおりである。

科学研究費補助金受入状況（文部科学省・日本学術振興会）

(金額単位:千円)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
件数	5	5	9	8	9
交付金額	8,700	8,700	13,600	10,060	6,946

受託研究費受入状況

(金額単位:千円)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
件数	5	3	1	1	0
金額	6,634	2,018	4,158	3,696	0

一般寄付金受入状況

(金額単位:千円)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
件数	26	43	34	22	30
寄付金額	960	9,415	1,200	765	806

[点検・評価]

科学研究費補助金については、ここ数年、件数・金額とも伸び悩んでいる。要因の一つとして、本学は人文・社会科学系の教員が多いことがあげられる。しかし、専任教員数(2008年度:86名)から勘案すると件数を15件にまで増やす努力が必要である。

受託研究費についても、件数の増加が求められる。特に本学の特色のある分野から受託できるようにしていく。

一般寄付金の受け入れについては、2005年度に大口の寄付があり、それを除くと毎年約1,000千円になる。しかし、毎年一般寄付金額は減少傾向にあり、ますます寄付の募集活動が重要になる。

[改善方策]

外部資金の受け入れについては、各種研究費を獲得するため、総合研究センターが窓口となり、科学研究費補助金の応募に関する助言や申請支援の充実、その他の研究費についての広報をしている。更に多くの教員が応募できるように現在の取り組みを進めていく。

寄付の募集については、2007年度から大学10周年・短大40周年記念事業の寄付金募集活動を行っており、今後はそのノウハウを生かして一般寄付金の募集に生かしたいと考えている。

13-1-1-①-d 予算編成と執行

予算編成の適切性と執行ルールの明確性

[現状説明]

予算編成について、予算の基本方針が理事会で決定されると、理事長が基本方針に基づき編成方針を定めて、各会計単位の長（大学の場合は学長）に指示をする。学長は、編成方針に基づき教育研究計画書又は事業計画書を作成し、予算積算書を作成する。

予算積算書を作成するにあたり、学長は予算編成方針に基づいて各部署に予算要求書を作成させ、各部署から提出された予算要求書は、ヒヤリング等の審査を経て、予算積算書となり、財務担当理事に提出される。

財務担当理事は、予算積算書の提出を受け、学長等から意見を徴し、必要な調整をおこなって予算案を作成する。予算案は理事長に提出され、評議員会の意見をきき、理事会の議決を経て決定する。

予算執行について、大学事務局長が予算の執行状況を総括的に管理している。そして予算要求書を提出した部署ごとに出金伝票を起票し、各部署の長が予算の確認を行い承認のうえ、会計課に提出される。会計課において、伝票及び証拠書類の内容、勘定科目、金額の確認を行い、承認を受け支出を行う。

また、予算を超える支出は、原則認めていないが、やむを得ない事由によるものは、承認を得て予備費より充用することを認めている。

なお、2007年度に会計システムの更新を実施し、予算執行から承認までの一連の手順をオンラインで行うことができるように合理化された。

[点検・評価]

予算編成については、各部署からの積み上げ方式を採用しており、現場の意向を反映できるように努めている。また、新規事業や主要事業、機器備品の購入については、その目的や内容、効果等を取りまとめた計画書に基づいて、ヒヤリング等を行い予算の編成を行っている。このことで、各部署で予算に対して責任を持つようになっている。

しかし、経常的な経費については、各部署からの積み上げ方式ということもあり、経費の削減が進みづらい。また、新規事業が一度承認されると継続的に予算を要求してくることになり、見直しをすることが困難である。このことで、各部署からの予算要求額が年々増える傾向にある。

予算執行について、各部署の長が、出金伝票を承認する時点で予算残高を確認できるように、2007年度から発生源入力できる予算執行システムを導入しており、予算の適切な執行に役立っている。

また、高額機器備品等の購入に際しては、予算承認されたものでも、再度財務担当理事等の承認を得なくてはならないシステムになっており、少しでも無駄な出費がないように努めている。

[改善方策]

予算執行を適正に行うことや執行状況を把握するために2007年度から発生源入力ができ、予算の執行状況が確認できる会計システムを導入した。さらに、2008年度の予算編成からは、上記の会計システムに予算編成ができるようにした。このことにより、今までわかりづらかった予算の執行状況がよくわかるようになった。今後は、このシステムを利用して、予算執行の効率性等を検証し、予算編成に役立てたい。

また、各部署は事業計画に基づき、予算を効率的に執行し、最小の経費で最大の効果を上げるように取り組んでいくことを徹底していく。

13-1-1-①-e 財務監査

監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

【現状説明】

監事監査について、監事は毎回の理事会、評議員会に出席し、理事の業務執行状況の確認や関係資料の閲覧、関係者への聴取等を行っている。公認会計士による会計監査のときに同席し、財産目録等の監査や公認会計士との意見交換を行うなど連携を保つようにしている。

会計監査について、本学は公認会計士と契約し、中間期（10月から11月）と決算期（4月から5月）を中心に年間を通じて、会計監査を実施している。また、会計処理上の疑問点等が発生したときなどは、随時に電話などで相談し指示を受けるなどして、円滑に業務が遂行できるよう努めている。

内部監査について、2008年9月までは、組織化されておらず監査は、担当者で行っていたが、2008年10月より監査室が設置し、監査室が内部監査を実施している。

【点検・評価】

監事及び公認会計士による監査は適正に行われており、十分にその機能を果たしていると考えられる。

また、内部監査については、監査室による内部監査実施計画を策定し、財務・業務の監査を行った。今まで内部監査を組織的に実施することができていなかったが、2008年度に監査室が中心となり内部監査を実施することができた。しかし、まだ不十分な面もあり今後内部監査の充実を図りたい。

【改善方策】

監事監査、会計監査、内部監査の連携について、内部監査規程に基づき、監査室長が監事及び公認会計士との連携を確保し、監査効率の向上を図るように努める。また、監査の実施について、監事及び公認会計士、監査室と合同で行うなど連携強化に努めたい。

13-1-1-①-f 私立大学財政の財務比率

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

【現状説明】

消費収支計算書関係比率については、大学基礎データ（表46）・（表46-2）の法人全体のもの・大学単独のものとおおりである。

また、貸借対照表関係比率については、同じく大学基礎データ（表47）の私立大学のみのとおりである。

そして消費収支計算書関係比率（大学単独のもの）については、2004、2005年度は、同じような比率で推移している。しかし、2006年度以降の比率については大きく変動をしている。

変動の理由として、「13-1-1-①-b 教育研究と財政」のところで記述をしたとおり、2006年度に岐阜県各務原市に新キャンパスを開設し、2007年度には各務原キャンパスに子ども学部を、関キャンパスにリハビリテーション学部を設置し、関キャンパスの校舎

を一部建て直したことが挙げられる。これにより経費と教職員人件費が増加し、2006年度以降の人件費と教育研究経費が大幅に増えた。

収入に関しては、2007年度に大学10周年・短大40周年記念事業の寄付金募集活動を行ったことと、2006年度・2007年度に学生生徒等納付金収入を減らしていることで比率が変動している。

【点検・評価】

本学の財務比率を他大学と比較してみる。比較する資料は、日本私立学校・共済事業団「今日の私学財政」の、消費収支計算書関係比率は、2006年度財務比率表の系統別・大学部門・単一学部・社会科学系学部を、貸借対照表関係比率は、5ヵ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）の大学法人を使用し、それぞれについて点検・評価をする。

① 消費収支計算書関係比率

人件費比率・人件費依存率について、本学の2006年度の値は45.3%・55.9%であるのに対し、全国平均は50.2%・60.3%で良好な数値であるが、2007年度は52.8%・70.5%、2008年度は61.4%・79.4%と比率が悪化傾向にあるので、今後の数値を注視しなくてはならない。

帰属収支差額比率について、本学の2006年度の値は10.3%であるのに対し、全国平均は3.9%で良好な数値であるが、2007年度は-1.5%、2008年度は-13.9%と数値がマイナスになる。マイナスが続く様なことがあれば経営に問題が生じることになりかねないので入学者動向を注視している。

その他の比率については、概ね問題ないと考える。

② 貸借対照表関係比率

自己資金構成比率について、この比率は、学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標とされており、本学の2006年度の値は90.7%であるのに対し、全国平均は86.6%で問題ないと考える。

その他の比率についても、流動負債構成比率が全国平均より0.7%高い値だが、概ね問題ないと考える。

【改善方策】

人件費比率・人件費依存率の改善について、人件費比率等の上昇は、2007年度、2008年度に子ども学部・リハビリテーション学部・経営学部と三つの新学部を設置したことにより、教職員の人数が急激に増員したためである。今後は、新学部が完成年度をむかえ、定員を確保することによって、改善していきたい。

定員確保については、単一学部の大学から複数の学部を持つ大学として多様化を図った。2009年度には人間福祉学部健康福祉学科に健康・スポーツコースを新設し、教育力の誇れる学校づくりを目指して努力をしている。

教育研究経費比率について、教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることが望ましいとされている。適正な比率を守りながらも、教育研究費支出も他の経費支出と同じく、予算編成や予算執行時にはよく吟味して、教育研究活動の更なる充実を目指して適正な支出をするよう努めていく。

第14章 点検・評価

[到達目標]

- ・ 大学評価の基準に沿って規程・委員会を整備し、全教職員に自己点検評価の意義とその内容の周知をはかる。
- ・ 継続的に点検と改善の実施、その改善の効果の検証を行う習慣と組織基盤を構築する。

14-1-1-①-a 自己点検・評価

自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

[現状説明]

委員会規程

本学は1997年4月に開学したが、開学時すでに「中部学院大学自己点検・評価委員会規程」が制定されていた。これは、開学に先立つ諸規則整備の作業の一環として、1997年3月理事会決議により制定されたものである。その後、1998年4月に「中部女子短期大学自己評価等実施組織に関する要綱」を吸収し、「中部学院大学及び中部女子短期大学自己点検・評価等規程」に改められた。さらに、1999年4月、中部女子短期大学の名称が中部学院大学短期大学部と改称されたことに伴い、規程の一部改正が行われ、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部自己点検評価等規程」となって、現在に至っている。

『自己点検・評価報告書 1999年度版』の作成

自己点検・評価委員会規程に基づき、1998年12月22日に第1回自己点検・評価委員会を開催し、大学としての自己点検・評価の進め方を協議した。1999年4月28日、第1回自己点検・評価委員会大学部会を開催し、大学基準協会発行の「大学自己点検・評価マニュアル」により作業の進め方を協議するとともに、各委員に「大学自己点検・評価の手引き」を配付した。その後、第6回までの部会を経て、2000年3月20日に『自己点検・評価報告書 1999年度版』を作成した。

『自己点検・評価報告書（2003年度版）』の作成

2002年11月21日に『自己点検・評価報告書(2003年度版)』の作成に向けて、第1回自己点検・評価委員会を開催した。そこで、自己点検・評価を大学と短期大学部がともに実施することを確認した。その後、第2回、第3回の委員会を開催し、2004年2月を目途に自己点検・評価報告書を完成することを決議し、2004年度大学としての質保証に適格であることの認証を受けた。その認証を受けるための2002年度から2009年度までの自己点検・評価委員会の構成は以下のとおり。

2002年度の自己点検・評価委員会の構成と部会

委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）

委員－小川克正（学長補佐）、雨宮栄一（宗教総主事）、和田吉弘（短期大学部副学長）、返田健（附属図書館長）、窪田暁子（総合研究センター所長）、吉川武彦（人間福祉学科長）、武藤忠義（健康福祉学科長）、伊藤祐子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）大原侠（同経営学科長）平野

増行（事務局長）、本田修也（事務局次長）

この自己点検・評価委員会の下に、大学部会と短期大学部会を組織した。各部会には、さらに次の2つの研究委員会と5つの小委員会を置いて点検作業を進めた。

- (1) 教育研究委員会
 - i) 理念・目標及び教育研究組織小委員会
 - ii) 教育研究の内容と学生の受け入れ小委員会
 - iii) 図書館及び図書館の資料・学術情報小委員会
 - iv) 学生生活等小委員会
 - v) 社会貢献等小委員会
- (2) 管理運営委員会
 - i) 管理運営及び財政小委員会
 - ii) 事務組織、点検評価小委員会

2003年度以降の自己点検・評価委員会の構成

- ・ 2003年度

委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）

委員－小川克正（学長補佐）、梶原壽（宗教総主事）、和田吉弘（短期大学部副学長）、返田健（図書館長）、窪田暁子（総合研究センター所長）、吉川武彦（人間福祉学科長）、武藤忠義（健康福祉学科長）、伊藤祐子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、大原侠（同経営学科長）平野増行（事務局長）、本田修也（事務局次長兼教務部長）
- ・ 2004年度

委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）

委員－小川克正（学長補佐）、梶原壽（宗教総主事）、和田吉弘（短期大学部副学長）、木下康彦（図書館長）、窪田暁子（総合研究センター所長）、吉川武彦（人間福祉学科長）、武藤忠義（健康福祉学科長）、伊藤祐子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、安藤隆年（経営学科長代行）、平野増行（事務局長）、本田修也（事務局次長兼教務部長）
- ・ 2005年度

委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）

委員－小川克正（学長補佐）、梶原壽（宗教総主事）、吉川武彦（大学院研究科長）、秦安雄（図書館長）、濱野一郎（総合研究センター所長）、木下康彦（人間福祉学科長）、寺嶋正巳（健康福祉学科長）、伊藤祐子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）安藤隆年（経営学科長）、平野増行（事務局長）、本田修也（事務局次長兼教務部長）
- ・ 2006年度

委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）

委員－小川克正（学長補佐）、梶原壽（宗教総主事）、秦安雄（図書館長）、吉川武彦（大学院研究科長兼総合研究センター所長）、堅田明義（人間福祉学科長）、寺嶋正巳（健康福祉学科長）、寺見陽子（子ども福祉学科長）、伊藤祐子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、安藤隆年（経営情報学科長）平野増行（事務局長）、本田修也（事務局次長兼教務部長）

- ・ 2007年度
 委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）
 委員－小川克正（学長補佐）、秦安雄（図書館長）、吉川武彦（大学院研究科長）、堅田明義（総合研究センター所長）、寺嶋正巳（人間福祉学部長兼健康福祉学科長）、田草川僚一（人間福祉学科長）、寺見陽子（子ども学部長兼子ども学科長）、松波謙一（リハビリテーション学部長兼理学療法学科長）、林陽子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、安藤隆年（同経営情報学科長）、二神律子（同経営情報学科長補佐）、志村真（短期大学部宗教主事）、吉川杉生（教務委員長）、平野増行（事務局長）、田口清吾（事務局次長兼教務部長）
- ・ 2008年度
 委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）
 委員－小川克正（副学長）、秦安雄（図書館長）、吉川武彦（大学院研究科長）、堅田明義（総合研究センター所長）、寺嶋正巳（人間福祉学部長兼健康福祉学科長）、田草川僚一（人間福祉学科長）、寺見陽子（子ども学部長）眞野美佐子（子ども学科長）、松波謙一（リハビリテーション学部長）、山崎節子（理学療法学科長）、西田安慶（経営学部長）、安藤隆年（経営学科長）、林陽子（短期大学部幼児教育学科長）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、吉川杉生（教務委員長）、平野増行（事務局長）、田口清吾（事務局次長兼教務部長）
- ・ 2009年度
 委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－片桐多恵子（短期大学部学長）
 委員－笠井恵二（宗教総主事）、小川克正（大学副学長）、吉川武彦（図書館長）、秦安雄（大学院研究科長）、堅田明義（総合研究センター所長）、寺嶋正巳（人間福祉学部長兼健康福祉学科長）、田草川僚一（人間福祉学科長）、林陽子（子ども学部長）眞野美佐子（子ども学科長）、松波謙一（リハビリテーション学部長）、山崎節子（理学療法学科長）、西田安慶（経営学部長）、安藤隆年（経営学科長）、白幡久美子（短期大学部幼児教育学科長補佐）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、笠井恵二（宗教総主事）、志村真（短期大学部宗教主事）、吉川杉生（教務委員長）、平野増行（事務局長）、田口清吾（事務局次長）、今井春昭（事務局次長）

大学部委員会

- 委員長－岡本健（大学学長） 副委員長－小川克正（副学長）
- 委員－笠井恵二（宗教総主事）、吉川武彦（図書館長）、秦安雄（大学院研究科長）、堅田明義（総合研究センター所長）、寺嶋正巳（人間福祉学部長兼健康福祉学科長）、田草川僚一（人間福祉学科長）、林陽子（子ども学部長）眞野美佐子（子ども学科長）、松波謙一（リハビリテーション学部長）、山崎節子（理学療法学科長）、西田安慶（経営学部長）、安藤隆年（経営学科長）藤園秀信 通信教育部長
- 部員－米澤國吉教授、天野薫教授、後藤真澄教授、山田陽子教授、柴田純一教授、水野かがみ准教授、大藪元康准教授、小島和貴准教授、大橋明准教授、浅野俊和准教授、井村保准教授、鵜飼建志准教授

短大部委員会

- 委員長－片桐多恵子（短期大学部学長） 副委員長－吉川杉生 教務委員長
- 委員－白幡久美子（短期大学部幼児教育学科長補佐）、飯尾良英（同社会福祉学科長兼専攻科長）、志村真（短期大学部宗教主事）

2003年度以降の自己点検・評価活動

2004年度に財団法人大学基準協会への加盟申請審査を受けると同時に認証評価申請を行なった。審査の結果、大学としての質保証に適格であることの認証を受けた。その後、全学としての継続的な自己点検・評価活動の体制を構築するため、研究科長、各学部長、学科長、事務局長等が自己点検評価の委員として任命され、以後、毎月開催される各学部の学科会議、大学院研究科委員会、通信教育部通信教育委員会、各種委員会、事務局部課長会議において点検評価を次に示す「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部自己点検評価等規程」に規定されている評価項目に従い継続的に行ってきた。

(点検及び評価の項目)

第6条 自己点検・評価の項目は、次に掲げるものを基準とする。

- (1)大学の理念・目的・教育目標
- (2)教育研究組織
- (3)教育研究の内容・方法と条件整備
- (4)学生の受け入れ
- (5)教育研究のための人的体制
- (6)施設・設備等
- (7)図書館及び図書等の資料、学術情報
- (8)社会貢献
- (9)国際交流
- (10)学生生活への配慮
- (11)事務組織
- (12)管理運営
- (13)財政
- (14)自己点検・評価
- (15)その他

『自己点検・評価報告書 2009年度版』の作成及び大学認証評価申請のための準備作業は、2007年度から実務に着手した。2007年11月の自己点検・評価委員会において、作業手順、組織等について協議し、2008年2月14日開催の大学教授会で2009年度中に報告書を作成、「財団法人大学基準協会」を認証機関として大学認証評価を受けることが決議され、作業部会を組織して報告書作成の実務にあたった。

【点検・評価】

本学は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部自己点検評価等規程」で建学の精神に基づき教育研究水準の向上を図り、本学の教育目的並びに社会的使命を果たすため、教育研究活動等の状況について自己点検、自己評価の実施について定めることを目的とする。と定めている。また、点検・評価を行う委員会の設置、組織の構成、点検及び評価の項目、報告及び公表の方法等についても規定されており、恒常的に行うシステムは、整備されていると言える。しかし、問題点として、人間福祉学部の1学部、大学院1研究科体制の場合までは、全学的な点検・評価を自己点検・評価委員会で実施することは可能であったが、2007年度よりの複数学部体制、大学院1研究科（修士課程、博士課程（後期））、1通信教育部となった現在は、学部単位、研究科委員会、通信教育委員会等で、それぞれ自己点検・評価を行うこととなった。また、後述する、学外者による検証も2000年8月に行っ

たが、それ以後、行われていない。自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムについても本学には、現在、システムが無い状況である。

[改善方策]

- ・ 現状の把握や課題の指摘という形で終わることのないように継続的な活動への展開が必要である。そのために自己点検・評価委員会を定期的で開催し、常に課題意識を持つようにする。
- ・ 学外者による検証、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの構築を行う。
- ・ 本報告書や学生による授業評価を広く公開し多方面から意見を聞く体制を整える。

14-1-1-①-b 自己点検・評価に対する学外者による検証

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

[現状説明]

「自己点検評価報告書2003年度版」がまとめられており、図書館に置くことにより公開している。配布は学内と関係者にとどまっている。

学生による授業評価は、教員別に結果を送付している。全体の結果はすべてを本学の図書館の閲覧室にて公開している。この評価結果は、教員が授業改善のために個人的に役立てている。学外者による評価は2000年8月に行ったが、その後は行っていない。

[点検・評価]

自己点検を実施し報告書にまとめ、学生による授業評価を行っているが、学外者による検証は行っていない。単に報告書を配布するだけでなく、その評価と改善のプロセスを広く公開し、本学のあり方を客観的に評価・検証することが求められる。各界の知識人や他大学の教員、職員を始めとする学外の多くの人たちから、積極的に意見を得るための機会を設けることが必要と考える。

[改善方策]

今後、本学のあり方を客観的に評価し、改善・改革に向けて、評価と改善のプロセスを継続的に公開する。また学外の多くの人たちから意見を頂くため、外部評価者を選任し、具体的な検証評価を求める。

14-1-1-①-c 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

[現状説明]

文部科学省からの指摘事項は特になし。大学基準協会から指摘のあった2003年度大学自己点検・評価における助言・勧告に基づいて改善を実施し、2009年7月27日に改善報告書を提出した。報告書に記載した評価当時の状況及び評価後の改善状況を助言につい

ては以下の表14-1に、勧告については表14-2に示す。

表14-1 2003年度自己点検・評価報告書に対する改善状況(1):助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	教育内容・方法
	指摘事項	<p>(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備</p> <p>1) 履修登録制限の上限を年間70単位に設定しているのは検討の余地がある。多くの資格取得が就職に有利であることは否定できないが、単位制度の趣旨を勘案すれば、これが目的化しない視点から改善を検討することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>本学は、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、介護福祉士、教員免許、保育士、社会教育主事任用資格、司書資格、社会福祉主事任用資格、身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格、児童福祉司任用資格等の取得が可能となっていること、多様な資格取得が卒業後の就職に有利なことから履修登録上限を年間70単位とした。</p>
評価後の改善状況	<p>人間福祉学部は設置当初、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の人材養成を行うことを教育目標とし、取得資格も社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、介護福祉士資格が取得可能として設置された。その後、福祉関連の任用資格、キャリアアップの資格として保育士、教員免許、司書資格等の多様な資格が取得可能となり、履修登録上限を年間70単位としてきた。</p> <p>しかし、人間福祉学部設置当初の教育研究上の目的、養成する人材の目的及び単位制度の実質化の観点から2010年度より、履修登録単位数の上限を年間56単位に改善することとした。</p> <p>履修登録単位数の上限を年間56単位とすることについては、本来、50単位未満で設定することが望ましいと考えるが、福祉現場において、社会福祉士と介護福祉士または精神保健福祉士と社会福祉士とした2資格を取得した人材養成への社会的要望があることから、履修登録単位数を年間56単位とした。</p> <p>また、履修登録単位の上限設定及び学生の質の多様化に伴う対応として次のことを行っている。</p> <p>i.) 初年次教育を行う1年次・2年次の社会福祉基礎演習、3年次・4年次の専門性獲得の社会福祉専門演習を2005年度より選択科目から必修科目に変更し、1人当たりの担当教員は10人から15人程度の学生を受持、そこにはクラス担任的な役割を課して、個々の学生の履修状況に相応しい綿密な履修指導がより一層行えるようにしている。</p>	

		<p>ii.) 2005年度より、2年次から3年次に進級要件(基礎教養科目20単位以上修得、専門科目40単位以上修得、計60単位以上修得)を設定し、1年次・2年次で一定の学修量に到達できない学生は2年次で留年することとなる。</p> <p>iii.) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するためには、福祉現場での実習を行う必要がある。人間福祉学部では開学時より学外実習を行うための前提として実習履修要件を設定し、一定の学修量に基づく学修到達水準に満たない学生は実習科目を履修できない仕組みを構築している。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準項目	教育内容・方法
	指摘事項	<p>(2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備</p> <p>1) 社会人受け入れに対応するための配慮が十分になされておらず、改善が望まれる。夜間開講が困難とのことであるが、他の開講方法を工夫するなどの配慮を検討することが望まれる。</p> <p>2) 大学院における学生の授業評価、FDの取り組みも必要と考えられるので、改善を検討することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>1) 当時、大学院修士課程が完成年度を迎えた時期であり、社会人を受け入れたが、それに対応するための配慮がなされず、大学の立地条件の制約から夜間開講が困難であるとしていた。しかし、社会人学生からのニーズもあり、その勉学条件整備は課題として上げられていた。</p> <p>研究科委員会においては配慮すべきであるという意見があり議論されたが、実現しなかった。個別に、院生と打ち合わせて都合のできる時間を指導に当てた事例はある。</p> <p>2) 大学院における学生の授業評価、FDの取り組みは、制度としては実施されていない。授業の感想等は、個別に出席票などに記入してもらうことはあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>1) 2009年度において、大学として、大学院研究科内に、新たに定員2名の委員制度を設け、主として教務担当と学生担当の委員を選出し、研究科長を中心に大学院における教育研究の条件整備の課題に取り組む事になった。</p> <p>社会人受け入れの対応としては、大学が主として置かれている岐阜県関市の関キャンパスに加え、2006年度から交通の便の良い岐阜県各務原市に各務原キャンパス校舎(関キャンパス、各務原キャン</p>

		<p>バス間はスクールバスで25分間程度で移動)が開校されたので、関キャンパス校舎とともに、社会人学生の条件に合わせて、2010年度から大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し6時限、7時限開講を設ける。また、土曜日開講の時間を集中講義以外にも設ける等の改善もする。</p> <p>これまで、すでに社会人学生の勤務条件を考慮して、修士課程を3年から4年かけて履修できるように配慮している。その際、学納金の総額において2年間の在学と同額になっている。</p> <p>修士課程、博士課程の修了要件も、特に優れた研究業績を上げた者には在学期間を1年以上在学すれば修了する要件を設けている。</p> <p>学業奨励として本学独自の奨学金を給付している。奨学金は大学院を開学した2年目の2002年度より給付を始め、修士課程・博士課程ともに休学者を除いた在学生の希望者に年25万円を修士課程は2年間、博士課程は3年間支給している。</p> <p>2) 大学院における学生の授業評価は、受講学生が少人数(開講科目によって0～5人まで)であることから、学部のようなアンケートによる評価はしていない。従って、学生の授業評価は、次のように、授業の感想や意見を聞く機会を設けて対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生集団として対応する場合、反省・懇談会を、別紙にあるように、年2回の研究中間報告会と論文発表会の後に設定している。 ・ 各教員が、個別に、講義の後、質問や意見及び要望を、出席票に記入することを通して、聞くように工夫している。 <p>今後、いっそう学生の授業評価等その見直しとあり方を大学院の重要検討課題の一つとして検討することになっている。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	1) 人間福祉学研究科修士課程・博士課程ともに収容定員に対する在籍学生数比率が高い。2004(平成16)年度には改善が見られるものの、今後も慎重な対処による改善が望まれる。
	評価当時の状況	1) 修士課程発足に当たって、当初、一般入試、社会人入試の他に、定員確保を確実にするため、意欲のある優秀な学生を学内推薦による入試を採用した。入試成績如何に関わらず定員で切るのでなく、大学院修士課程での勉学が可能であると判断できる

		<p>一定の学力水準を想定して可否を決めたため、定員を超えて結果として合格させた。</p> <p>しかし、2004年度に学内推薦を学内選抜に切り替えたが、改善は、2006年度以降になった。</p> <p>博士課程において、学内外からの期待もあり、2年目の2004年度から是正されたものの初年度は、定員を大幅に超えた結果となった。</p>
	評価後の改善状況	<p>1) 2004年度の評価後の改善状況は、次のごとくである。</p> <p>2005年度、2006年度、2007年度、2008年度、2009年度の修士課程及び博士課程の在籍学生数は、修士課程においては、定員5名に対して、10名、5名、5名、2名、3名である。博士課程においては、定員3名に対して、4名、4名、3名、4名、4名である。(別記参照)</p> <p>なお、定員に満たない修士課程の学生募集について、7月に印刷される2010年度用のパンフレットにおいて、社会人の受け入れ条件を含めて、就学条件の改善内容をいれた学生募集用のパンフレットを作成するなど工夫をしている。</p>
No.	種 別	内 容
4	基準項目	教員組織
	指摘事項	<p>1) 専任教員の担当コマ数にアンバランスが見受けられる。また、61歳以上の専任教員の割合が高く、年齢の点でもアンバランスが見られるので、計画的な改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>1) 本学は教授、准教授、講師、助教の専任教員の週担当コマ数を原則6コマ担当(1コマの時間数90分)としている。助言項目「専任教員の担当コマ数にアンバランスが見受けられる」については、別紙資料「担当コマ数別教員数(学部)」のとおり自己点検評価を受けた2003年度、専任教員54人中、28人(51.9%)約半数が5コマから7コマ未満の担当で、7コマから8コマ未満が8人(14.8%)、3コマから5コマ未満が11人(20.4%)、1コマから3コマ未満が7人(13.0%)と担当コマ数にアンバランスが見受けられる。</p> <p>「61歳以上の専任教員の割合が高く、年齢の点でもアンバランスが見られる」については、別紙資料「学部年齢別構成表」のとおり2003年度は61歳以上が22人、51歳から60歳が10人、41歳から50歳が9人、31歳から40歳が12人、26歳から30歳が2人と61歳以上の割合が高い。</p>
	評価後の改善状況	<p>1) 「専任教員の担当コマ数にアンバランスが見受けられる」については、別紙資料「担当コマ数別教員数(学部)」のとおり、2003年度自己点検評価時</p>

	<p>を基準に2004年度から2008年度までを見ると2004年度から2008年度までの間には5コマから7コマ未満を担当する教員の割合が高くなり、3コマから5コマ未満を担当する教員が減少している。1コマから3コマ未満の教員数については、大学の管理運営体制の関係上、学長、副学長、各附置機関センター長等の管理職にある者が占めている。</p> <p>2009年度については、7コマから8コマ未満の教員が11人と増加し、全体のコマ数のバランスを欠いた状況となっているが、この点については、人間福祉学部では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の人材養成を行っており、2007年12月社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、2009年度より施行された関係で、社会福祉士・介護福祉士人材養成の指定科目が改正され、特に社会福祉士養成の指定科目では、2009年度入学生及び2年次・3年次等編入生について新指定科目が適用されることとなった。これに伴い人間福祉学部は3年次編入枠の入学定員を2学科(人間福祉学科、健康福祉学科、各学科15人の3年次編入定員)合わせて30人に対し新指定科目を1年次から3年次まで別枠を新たに並行開講する必要が生じ、一部の専任教員が移行の完成する2011年度までの間、7コマから8コマ未満の科目を担当することとなった。</p> <p>また、専任教員数が2003年度から2009年度の間減少しているが、これについては、次のとおり学部増設及び入学定員の変更を行ったことに伴うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年4月 人間福祉学部 子ども福祉学科設置(入学定員 80人 3年次編入 10人) ・2006年4月 人間福祉学部 人間福祉学科定員変更(入学定員 160人→120人、3年次編入 20人→15人) ・2006年4月 人間福祉学部 健康福祉学科定員変更(入学定員 120人→80人、3年次編入 20人→15人) ・2007年4月 子ども学部子ども学科設置。これに伴い子ども福祉学科募集停止。(入学定員 80人 3年次編入 10人) ・2007年4月 リハビリテーション学部 理学療法学科設置(入学定員 40人) ・2008年4月 経営学部 経営学科設置 (入学定員 80人、3年次編入 5人) ・2009年4月 リハビリテーション学部 理学療法学科入学定員増(入学定員 40人→60人)
--	---

		<p>・2009年4月 人間福祉学部 人間福祉学科定員変更(入学定員 120人→100人)</p> <p>また、「61歳以上の専任教員の割合が高く、年齢の点でもアンバランスが見られる」については、自己点検評価時の2003年度を基準として2004年度から2009年度までを見ていくと61歳以上の専任教員の割合、各年齢層の専任教員バランスは、2006年度以降の学部増設、入学定員の変更等による増設学部への移籍、定年退職等で61歳以上の専任教員は減少し、各年齢層の専任教員数は改善されつつあると考える。</p> <p>2009年度現在、61歳以上の教員が16名在職しているが、こうした専任教員の中には、定年退職年齢(65歳)以前の教員、または、福祉専門分野等の特定分野で欠くことのできない教員もいることから、今後、こうしたことへの対応も踏まえながら各年齢層のバランスについてより一層改善を行う。</p>
	種 別	内 容
5	基準項目	財務
	指摘事項	1) 補助金比率が低いので、社会科学系単一学部を設置する私立大学の平均に近づけるよう努力することが望まれる。
	評価当時の状況	開設が1997年度で大学として歴史が浅く、また学年進行中の学科(①2001年度開設：人間福祉学部／健康福祉学科、②2003年度開設：通信教育部 人間福祉学部／人間福祉学科)もあることから、補助金収入(補助金比率)は2001年度104,877千円(7.5%)、2002年度159,098千円(10.4%)に留まっていた。(大学)
	評価後の改善状況	補助金の効率的獲得の為に、マルチメディア等の情報インフラ整備や総合研究センターを中心とした競争的研究資金の導入等を推し進め、補助金の獲得に努めた。 これにより、国等からの補助金収入も増加し、補助金比率は2007年度13.2%(279,137千円)、2008年度14.8%(303,872千円)となり、これは2007年度の社会科学系単一学部の平均9.2%を大幅に上回る結果となった。 また金額ベースでも2009年度における対前年比伸び率は8.9%と改善した。
	種 別	内 容
6	基準項目	情報公開・説明責任
	指摘事項	1) ホームページを利用した財政公開の実施が望まれる

評価当時の状況	学校法人の財務公開については、岐阜済美学院の正式な広報誌である「岐阜済美学院報」に大科目で、千円単位で掲載し公開されている。また、現在のところ法制度上の定めがないため、どこまでの内容を公開すべきであるか各法人まちまちの対応であり、法整備がまたれている状況である。
評価後の改善状況	2. 勧告についての「広報誌を通じて消費収支計算書の公開が教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを公開されたい。」で、ホームページを利用した財政公開の実施が望まれるについて記述した。

表 14-2 2003 年度自己点検・評価報告書に対する改善状況（2）：勧告について

	種 別	内 容
1	基準項目	情報公開・説明責任
	指摘事項	1) 広報誌を通じて消費収支計算書の公開が教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを公開されたい。
	評価当時の状況	学校法人の財務公開については、岐阜済美学院の正式な広報誌である「岐阜済美学院報」に大科目で、千円単位で掲載し公開されている。また、現在のところ法制度上の定めがないため、財務関係書類公開の範囲が各法人でまちまちの対応であるため、法整備がまたれている状況である。
	評価後の改善状況	学校法人の財務情報公開については、私立学校法の一部改正（2005年4月1日施行）において、閲覧に供することが義務づけられた。 これに伴い、2005年度より広報誌（岐阜済美学院報）を通じて教職員・学生生徒やその保護者に財務三表を公開している。2006年度からは一般社会にもホームページを通じて財務三表の公開をしている。 また、学内規定についても2007年9月26日開催の理事会で「学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程」が議決され、法人に在学する学生、生徒、園児及び保護者、雇用契約にある者、寄付者、その他法人との間で法律上の権利義務を有する者が閲覧できるように規定を整備した。
No.	種 別	内 容
2	基準項目	情報公開・説明責任
	指摘事項	2) 大学院についての自己点検・評価がまだ行われていない。院生による授業評価や外部評価を含め

	て自己点検・評価活動の体制を整備するとともに、点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。次回、相互評価申請の際に作成される自己点検・評価報告書には、大学院についての点検・評価結果を遺漏なく記述されたい。
評価当時の状況	2) 院生による授業評価や外部評価を含めて自己点検・評価活動の体制整備は、当時、修士課程の完成年度を迎えた時期で、経験が浅く重要な課題であるにもかかわらず対応が出来ていなかった。学部と異なって定員が少ない事情の中で、どのように整備するか課題となっていた。
評価後の改善状況	<p>2) 2009年度から大学として、大学院研究科委員会の組織内に、定員2名の委員制度を設け、主として教務担当と学生担当の委員を選出し、研究科長を中心に、大学院における教育研究の条件整備の課題に取り組んでいる。</p> <p>大学院における改善課題を整理し、その解決に努力しているが、その中心的な課題の一つに自己点検・評価がある。</p> <p>これまでの取り組みについては、次のようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院生による授業評価について 授業評価について、学部のようにアンケートによる評価は、学生数が少ないために実施していない。しかし、別紙にあるように、院生の研究推進のため、研究の中間報告会を年2回及び論文完成後の報告会を開催している。院生は原則として全員出席する機会であるので、この機会に反省会・懇談会を開催し、意見や要望を聞く機会としてきた。しかし、率直な意見の交換にはなっても限界があるので、他の方法も検討課題である。 また、各教員が、個別に、各授業の後に出席カード等を利用し、院生に対して授業の感想や意見・要望を記入する措置を取っている。教員との信頼関係の上にならって、授業以外の事項についても要望や意見も出される場合がある。それらの内容は研究科委員会に報告され協議され、必要な措置が取られている。 ・点検・評価結果の公表について 大学学部における授業評価の内容は、公開されている本学の図書館で閲覧できるようになっている。今後の課題として、大学のホームページその他学園広報誌を通じて、公表のあり方について検討している。 ・外部評価については、次年度に実施する予定である。

[点検・評価]

第1点目の人間福祉学部「大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備」における「履修登録制限の上限を年間70単位に設定しているのは検討の余地がある」の助言で、履修登録上限単位を56単位に改善した。本来は50単位以下が望ましいが、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士を養成する関係上、50単位未満の設定は困難である。

第2点目の「大学院研究科の教育・研究指導のための内容・方法と条件整備」の助言中、社会人の受け入れへの対応大学院設置基準第14条の教育方法の特例を適用することとし、現在、2010年度実施に向け実施方法の検討を行っている。また、学生による授業評価については、現在、実施方法の検討を行っている。

第3点目の「人間福祉学研究科修士課程・博士課程ともに収容定員に対する在籍学生数比率が高い。2004(平成16)年度には改善がみられるものの、今後も慎重な対処による改善が望まれる」の助言については、一定の改善が行われたが、修士課程で定員割れを起こしている状況である。

第4点目の「専任教員の担当コマ数にアンバランスが見受けられる。また、61歳以上の専任教員の割合が高く、年齢の点でもアンバランスがみられるので、計画的な改善が望まれる」の助言については、毎年、改善に努力しているが、社会福祉士、介護福祉士指定科目の一部改正があったりして、こうした科目を担当する一部の教員に改善ができていない。

また、61歳以上の割合については、助言が付けられた当時は人間福祉学部だけの時代であったが、学部増設などで、改善が行われつつあると考える。

第5点目「補助金比率が低いので、社会科学系単一学部を設置する私立大学の平均に近づけるよう努力することが望まれる」の助言については、改善されていると考える。

第6点目の勧告「情報公開・説明責任」については、大学ホームページで公開を行うとともに、「学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程」を制定し改善を行った。

第7点目の勧告「大学院についての自己点検・評価がまだ行われていない。院生による授業評価や外部評価を含めて自己点検・評価活動の体制を整備するとともに、点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。次回、相互評価申請の際に作成される自己点検・評価報告書には、大学院についての点検・評価結果を遺漏なく記述されたい。」

自己点検評価については本報告書を作成し、2010年度外部評価を受ける予定でいる。学生の授業評価については、研究科員会で検討を進めている。

[改善方策]

大学基準協会からの助言、勧告については、引き続き対応する。

第15章 情報公開・説明責任

[到達目標]

- ・ 財政状況を公開する。
- ・ 情報公開請求に対応する。
- ・ 自己点検・評価結果を公開する。

15-1-1-①-a 財務公開

財政公開の状況とその内容・方法の適切性

[現状説明]

財政情報の公開内容は下記のとおりである。

- ①事業報告書
- ②資金収支計算書
- ③消費収支計算書
- ④貸借対照表
- ⑤財産目録
- ⑥監査報告書

これらの内容は、大学のホームページに掲載し、一般社会、学生生徒、保護者に公開している。また、資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表は、本法人が作成する「岐阜済美学院報」（広報誌）にも掲載し、教職員、学生生徒、保護者に公開をしている。

規程においても「学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程」を制定し、閲覧できる者を次のとおり規定している。

【学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程 抜粋】

（閲覧の請求）

第2条 閲覧請求できる者は、次のとおりとする。

- （1）学校法人岐阜済美学院の設置する学校に在学する学生、生徒、園児及びその保護者
- （2）学校法人岐阜済美学院と雇用契約のある者
- （3）寄付者
- （4）その他学校法人岐阜済美学院との間で法律上の権利義務を有する者

[点検・評価]

大学は、関係法令を遵守するとともに、財務の状況について積極的に情報公開するために大学のホームページに掲載し、在学生、保護者だけでなく一般にも広く公開している。ただ、閲覧のアクセス数、請求元ドメインについて単独では集計できないため、閲覧者の属性や閲覧回数は把握していない。該当情報がすでにホームページ上で公開されているため、「学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程」で制定された文書での閲覧請求者はこれ

までのところない。

[改善方策]

ホームページ等に掲載している計算書類について、財務内容をわかりやすくするために説明を加えたり、図表やグラフ等を用いて視覚的に財務状況を理解しやすいように工夫をしていく。

15-1-1-①-b 情報公開請求への対応

情報公開請求への対応状況とその適切性

[現状説明]

財務情報の公開請求については、規定を整備して文書による請求に対応する一方で、ホームページ上でも公開した。ホームページでは財務情報だけでなく法人が設置する教育機関の在籍学生、生徒数等についても公開している。また、学生や卒業生の個人情報については、「中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程」を制定し、開示請求に対応している。同規程では、個人情報保護の責務を規定の第3条で（1）利用目的の特定と公表（2）適正管理、利用及び第三者への提供（3）本人の権利と関与（4）本人の権利への対応（5）苦情の処理と規定している。個人情報保護の管理は統括管理責任者を事務局長とし、業務毎に個人情報保護管理責任者を事務局の課長又は室長とし、個人情報の保護に関する不服申し立てなど審議する個人情報保護委員会を置いている。また、同規程において、個人情報収集の制限、個人情報の利用制限、個人情報に関する業務を外部に委託する場合、個人情報の開示、訂正などについても規定している。

[点検・評価]

学生、卒業生、教職員、財務に関しての情報開示請求および個人情報管理について規程が整備され、責任者が任命されておりその運用状況も規程に則り適切と考える。

[改善方策]

情報開示については適切と考えるため、当面は現状を維持する。

15-1-1-①-c 点検・評価結果の発信

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

[現状説明]

外部評価結果としては、2005年度に「2003年度中部学院大学 自己点検・評価報告書」を刊行した。これに「財団法人大学基準協会の加盟判定審査結果」を加えて、広く周知することにした。この報告書（A4版 約200頁）は、学内に対しては、大学教職員および法人役員を中心に100部、その他学外に対しては、大学基準協会およびキリスト教学校教育同盟加盟大学、岐阜県私立大学協会加盟大学、近隣の地方自治体の図書館等を中心に200部を配付した。また、学生等の閲覧に供するために2005年度から附属図書館に置いた。

なお、日常的な自己点検・評価の結果は、大学ホームページ等からも閲覧できるように

している。

[点検・評価]

「2003年度中部学院大学 自己点検・評価報告書」と「大学基準協会加盟判定審査結果」を掲載した冊子350部余を学内外に配付したが、冊子として作られたために、送付等の発信手続きには限界があったことは否めない。

自己点検・評価の結果は、ホームページに掲載し、学内外に向けて発信はしており、自己点検・評価報告書全文を積極的に公開して、透明性の確保に努めていることは評価できる。

[改善方策]

今後、学内外への評価結果の発信をより積極的に行っていくために、点検・評価に関係する組織である「自己点検・評価委員会」や、この点の関わりが強くなるであろうFD委員会を中心となり、電子データの活用や紙媒体での公開等を検討していくことが必要である。従前の点検・評価の発信体制をさらに発展させていくこととする。

終章

これまでの各章において、第 2 回目当たる中部学院大学「自己点検・評価報告書」の作成作業を大学基準協会の認証評価基準項目に従って行ってきた。その結果を集約するに当たり、各常設委員会及び所管事務局の中核メンバー、4 学部から選ばれている「学部自己点検・評価委員会メンバー」から構成される新旧中堅世代が主要な共同作業の分担を行い、大学事務局・学校法人事務局で「大学基礎データ」の作成・確認作業を行い、最終的に「自己点検・評価委員会大学部会」委員及び同作業部会メンバーが加筆修正した。その意味において、本報告書は大学全体でつくり上げた協働作業の成果であり、関係各教員・事務職員が冷静な目で自己点検と評価を行い、それぞれが現在の大学の置かれた客観的な現状と問題点、解決課題、長所と短所を改めて再認識し、その総てが本報告書に反映されたかどうかの問題は別としても、将来に向けて力を結集して乗り越えるべき新たな目標を再確認することができたと思う。

今回の「自己点検・評価」の活動は、本学にとって特別のイベントではなく、あくまでも地道に積み上げている継続的取り組みの中間報告に過ぎないが、本学が開学以来 10 年目の節目を過ぎ、一端これまでの歩んできた足跡を振り返り、現在の状況を客観的に見直す絶好の機会となったことは事実である。同時に、更なる 10 年目の大きな節目に向けた確実な歩みを描き出す上で、その基盤となる貴重な認識と基本情報を共有することができた。人間福祉学部及び大学院、通信教育課程を除くと、他の三学部(リハビリテーション学部・子ども学部・経営学部)は完成年度に向けた年次進行の途上段階にある。その関係で、人間福祉学部を除く三学部は、年次進行と共に明らかになった当面の克服課題への検討と解決に向けた微調整の取り組みが主要テーマとなっている。母体となった人間福祉学部同様に、本報告結果を今後の「学部FD」・「学部自己点検・評価」活動の展開を進める上での共有財産とし、十分に活かして行きたいと考えている。

本学は、前回の大学基準協会「認証評価申請」時(2005 年)以降、極めて短期間に飛躍的な成長過程を辿りながら、これまで順調な発展を見てきた。しかしながら、その反面で本報告書に示されている通り、本学の場合、内実的には大学の管理・運営上の大きな変革期を迎えているのもまた事実である。その意味において、この報告内容と結果は我々にとっての1つの通過点であり、各学部で現在進行中の見直し・検討作業を中断する必要性も、また我々が挑戦し続けている現在進行形の歩みも止める必然性は全くないと思われる。今回の貴重な共有財産を一つの踏み台とし、我々は大学基準協会の認証審査の過程において賜ることになる貴重な建設的指摘や忌憚のない前向きな意見に耳を傾け、それを今後の取り組みに積極的に活かしながら、本学の歩みの軌道修正と将来目標の実現に向けた継続的努力を微調整し、絶えざる変革への動きを加速したいと考えている。

以下、本報告書で行った本学の「自己点検・評価」の総括を、①到達目標の達成状況、②喫緊に取り組むべき課題、③今後の展望等に触れながら、簡潔に集約する。

後発新設大学である本学の 10 年来の独自の取り組みは、建学の精神と教育理念の具現化を常に念頭に置いた挑戦の歴史であると同時に、地域社会や時代環境の変化に伴う社会的要請への対応としても、期待水準以上の適合性を確保した中で着実に展開され、これに対して広く社会的な信頼と高評価を受けてきたといえる状況にある。本学は 21 世紀の福祉社会の実現に向けた“Think-Global , Act-Local”な教育研究活動の展開と地方の小規模校ならではの少人数教育の強みを活かした顔の見えるきめ細かな対応を基本に、教育理念・教育目標の実現と社会貢献という崇高な社会的使命を自覚的に捉えた私学独自の継続的な取り組みを通して、短期間に多面的な飛躍を順調に成し遂げてきた。しかしながら、18 歳人口の減少期に大学づくりをスタートした後発新設大学の宿命でもある「大学・学部運営基盤の健全化」という点において、大きな取り組み課題を残している。中でも、本学においては急速な組織拡大に伴うメンテナンスの必要性が喫緊の課題となっており、単科大学時代に構築された組織管理・運営基盤が迅速な意思決定と機動性に富んだスピーディな変革への障害要因となりかねない状況にもある。加えて、教育課程編成上の複雑化や複線化の問題とも相俟って、大幅な見直し・検討課題としてクローズアップしてきている点で、四学部体制の下での規模と現状に見合う最適性の確保が問われ始めている。この点に関して、今回の自己点検・評価の過程でも徐々に問題点が明確化しつつあり、「全学FD委員会」や「学部長・学科長会議」の話題・検討課題としても実際に取り上げられ、今後、学長の強力なリーダーシップ

による改善・改革に向けた検討と新たな取組みが鋭意進行するものと思われる。

勿論、現行の制度上の枠組みを否定するものではないが、ユニバーサル段階に到達した我が国の高等教育の置かれた現状と本学の実態を考えると、今後新たな対応を求められる課題の多くは、確実により迅速で柔軟な意思決定に基づく機動性に富んだ機能的・効率的な組織的管理・運営の展開基盤を必要とする。一例を挙げるならば、本学では今回のような「自己点検・評価」結果に基づいて、それを迅速に実現・遂行過程へ転換可能な、組織中枢となる情報統括部門・戦略的意思決定支援部門・危機管理部門の整備・充実を図るという点に求められると考えられる。その意味において、今後に向けて学長の強力なリーダーシップの下で大学の管理・運営組織全体をも含んだ見直し・検討を継続的に行い、常に進化・再生を可能とするような組織再構築を図りながら、地方に在っても小規模大学が故に実現可能な独自の「少人数教育」を基盤とする「顔の見えるきめ細かな」取組みの展開を通して変化により適合的な大学づくりを考えて行く必要がある。残念ながら、この点の一部分についてはまだ検討途上にあり、今回の点検・評価報告書で十分な形で具体的に描き出すことのできなかつたテーマであるが、今後の継続的な改善に向けた取組み課題として確実に展開されることになる。

また、他大学と同様に、本学においても学生の多様なニーズへの対応や大学での学習過程への円滑な移行、学士力の向上・担保に向けた大学としての教育力の向上、中でも他校と差異化された本学独自の人材育成力をどのように構築して行くかという問題と中・長期的な戦略的ビジョンの構築基盤の確保をどのように進めて行くかという問題に関連して、「顔の見える大学づくり」という点が本学の母体となった人間福祉学部における極めて重要な取組み課題となっている。他の学問領域と異なり、福祉の領域はその隣接領域である教育、医療・保健、法律・経済・心理・環境・生活工学等も巻き込む形で国民の広範な福祉ニーズの多様化、高度化が進む一方で、従来の高齢者や障害者、児童といった対象領域別の社会福祉の固定的イメージとマスメディア報道による社会福祉施設現場の介護労働の3K イメージの形成が先行し、新しい時代のアカデミックな統合科学としての福祉的視点からのアプローチといった実態との間に大きな情報の非対称性・情報格差が歴然と存在する。この情報の非対称性を具体的に埋めて行く大学独自の努力が求められると同時に、その道筋を本学の明確な人材育成の仕組みを通して明確に示すことが必要となる。この点の検討と改善・改革に向けた取組みが極めて重要であり、大学院や学部通信教育課程を併設する本学の重要な社会的使命でもあると認識している。なお、この点に関する検討が2009年度に学部内に設置されたプロジェクトチームを中心に「学部FD」の一環として現在も進行中である。他の三学部においても、完成年度以降に向けての学部づくりの過程で他校との差異化された独自性をどのように構築して行くかが大きな課題として議論のテーマとなっており、本報告書においては検討途上という理由から詳細が明示されていないが、それぞれに完成年度以降に向けた独自の試みが活発に議論されている。

本学においては、完成途上にある三学部(リハビリテーション学部・子ども学部・経営学部)を含めて、学生をどのように育成する必要があるかを巡り、その仕組みを含めた議論が活発に展開されている。人間福祉学部では、それを「キャリア形成支援」と位置づけ、教育課程編成の基本的な考え方と枠組みづくりの問題として現在進行形の内容を踏込んだ形で報告書に提示したが、他のそれぞれの学部においてもそのための議論の場が継続して持たれている。焦点は専門職養成と学士力養成・向上とキャリア形成支援の積極的な展開という点で共通しており、大学教育の基盤となるリメディアル教育やリベラルアーツ教育、初年次導入教育、専門教育課程への円滑な橋渡しのあり方等に始まり、いかにキャリア形成支援の仕組みづくりと展開過程での効果測定・評価基準やICT技術の活用等を展開し、豊かな教養と人間性を基盤とする各領域の専門性の獲得へとつなげ、有為な人材を育成して社会へと送り出して行くことができるかという点に集約される。本学においても「単位制度の厳格な運用」や「学士力の向上・高等教育機関としての質の担保」という点は、大学の存続・存立基盤に関わる切実な問題となっており、避けて通れない喫緊の重要取組み課題となっている。

中部学院大学「自己点検・評価委員会大学部会」